少将
赤坂さ井
かうづけ上州
十四郡
紋挟箱

下野州　九郡
酒井志もつけのかみ
二万石　いせさき　二十四り
吉井てり丸
赤坂やゲん坂
一万石　よしゐ　二十七り
前田たんごのかみ
一万石　七日いち　廿九り廿九丁
戸田いなばのかみ
七万七千八百五十石　うつのみや　廿六り半
戸田やまとのかみ
一万石
鳥居たんごのかみ
下谷ひろこうじ
三万石　みぶ　廿三り半
大久保さどのかみ
下谷三みせんぼり
三万石　からす山　二十五り
堀田せつのかみ
三万石　さの　二十二り

群馬縣史 第二巻

酒井重忠畫像

前橋市 源英寺所藏

井伊直政木像

群馬郡箕輪　龍門寺所藏

群馬縣史第二卷

目次

第六期　江戸時代

第一章　上毛諸侯旗本代官の事蹟

群馬縣史第二卷目次　終

群馬縣史第二卷

第六期　江戸時代

第一章　上毛諸侯旗本代官の事蹟

第一節　各藩

第一項　碓氷藩

酒井（家紋は丸に酸漿草）（天正十八―慶長九年）

家次　天正十八年、徳川氏の關東に入るや、上州碓氷城三萬石を家次に賜ふ。慶長九年、高崎に徙され、五萬石を領す。精しくは第二十一項二を參照せよ。

第二項　箕輪藩

井伊 家紋は橘　　(天正十八―慶長三年)

直政　天正十八年八月、箕輪城を賜ひ、總て十二萬石を領す。慶長三年、箕輪城を高崎に移す。直政が事蹟は、高崎藩の條に述ぶ可し。

第三項　藤岡藩

依田(蘆田) 家紋は丸に三蝶　　(天正十八―慶長五年)

康貞　淸和氏滿快が裔なり。一説に、大和源氏の末とも、又賴信の三男乙葉三郎賴季の裔とも云ふ。六郎爲實の時、信州小縣郡依田庄に住し、始めて依田氏を稱す。太郎行俊、左衞門尉資行の二代は、飯沼を稱す。資行の子唯心某が時、依田に復す。左衞門佐經光に至り、信州佐久郡蘆田村に移住し、蘆田氏を稱す。其後子孫蘆田を稱し、或は依田を稱す。經光十九世の孫、下野守信守、武田氏に屬す。天正元年、勝賴の命を請け、男信蕃と與に、二俣城を守る。德川氏之を攻めて、終に拔く能はず。信守死するの後、信蕃猶

藤岡領三萬石を領す

去らず。勝賴命じて、城を避けしむ。信蕃止むを得ず、大久保忠世に就いて、和を約し、終に開城す。武田氏の滅後、信蕃家康に歸す。天正十一年、岩尾城を攻め、士卒に先ちて、城塀を乘る。敵の炮丸に中つて死す。家康之を聞いて、其忠死に感じ、其子康國を召して、片諱を賜ひ、松平の姓を稱へしむ。小田原の役、軍功あり。上州石倉の陣中に於て、城代寺尾某の爲めに斬らる。康貞(二)は康國の弟なり。小字は福千代、新六と改稱し、右衞門大夫たり。初め兄康國と與に、武田氏に質たり。後織田氏に虜はれ、天正十年より、木曾義昌に質と爲る。義昌歸順するに及んで、康貞等を獻ず。是に於て康貞、二俣城に入る。十四年家康之を召し、親ら首服を加へ、片諱を賜ひ、松平の稱號を與ふ。小田原の役、信州に在り。前田利家の軍を嚮導して、上州に赴き、諸將と與に、松井田城を陷れ、惣社に陣す。時に兄康國害に遭ふ。康貞變を聞きて、直に馳せて敵の從者十餘人と奮闘し、終に之を鏖にす。家康之を聞き、書を康貞に與へて、康國の跡職を繼がしむ。秀吉關東八國を家康に與へ、小諸城を仙石秀久に賜ふ。是に於て康貞、小諸城を退去して、假に松井田城に入る。八月武州榛澤、上州綠野の二郡、三萬石を賜はり、綠野郡藤岡に徙る。爾後家康に對し、頗る忠節を致す。慶長五年正月、大坂の旅館に在りて、小栗三助

と、棋に對して諍論し、終に三助を殺し、高野山麓の蓮華宗院に入る。領地は終に沒收せらる。康貞、後結城秀康に仕へ、母氏の姓を冒し、更めて加藤四郎兵衛康寛(後號宗月)と稱す。家臣の功ある者三十九人、召されて幕府に仕ふ。康貞承應二年八月十八日福井に沒し、宗法寺良月と謚すと云ふ。子孫蘆田に歸り連綿たり。

滿快—滿國—爲滿—爲公—爲實—實信—行俊—
—資行—某(唯心)—朝行—盛長—經光…(此間十七代)…信守—
—信蕃—康國
　　　—康貞
信幸—信守—信政—信重—信重—信憲—信安—恒信—信廣—信福

康貞の名

(一)康貞の名、逸史に據る。上野風土記に康勝、小諸溫故雜記に康勝、或云康直。前上野志・後上野志・太閤分限帳に幸正、宗月覺書に康寛、寛政重修譜に後に康寛と改名とあり。

大井氏

(二)大井氏は小笠原信濃守長淸の七男大井朝光を祖とす。永享持氏の亂に、永壽王丸、甲州を經、信濃に遁れ、大井越前守持光に賴る。後持光、其臣蘆田・滿野を附して、結城に送遣す。文明十六年二月、大井氏、村上氏の爲めに城陷り、武田氏に降る。甲

州亡びし後は、家康に歸し、依田氏に屬せられて、藤岡にて三百石を賜ふ。依田康貞除封と同時に浪人し、後召出されしならん。（上毛及上毛人。）

杉原氏

杉原小左衛門直秀、（昌直の弟）初め武田氏に仕ふ。天正十年、家康の麾下に召され、命に依りて、蘆田信蕃が手に屬す。屢〻戰功あり。康貞所領を沒收されし後は、藤岡に閑居す。慶長五年、依田信守に從ひ、小山陣に至り、本多正信に屬し、信州の嚮導を爲す。（寛政重修諸譜。）

杉原氏

杉原修理亮昌直、父直明と與に武田氏に仕ふ。天正十年、勝頼沒落の後、蘆田信蕃と與に、三澤の山小屋に籠る。後家康、甲府に進發の時、信蕃に從ひて拜謁し、命に依りて信蕃が手に屬し、信州佐久郡に於て、屢〻北條氏の兵と戰ふ。康貞の收封さるゝや、處士と爲り、藤岡に閑居す。慶長五年、旗下に列せらる。（寛政重修諸譜。）

清野氏

清野越中守滿成、初武田信玄及び勝頼に仕ふ。天正十年、信蕃が家臣と志を同うして、家康に從ふ。十一年信蕃が手に屬し、信州岩尾城を攻め、後信蕃の子康貞に隨從し、藤岡に住す。康貞、小栗を殺し高野山に遁るや、滿成之に從行す。是歲關ヶ原役に供奉し、凱旋の後、藤岡に住す。寛永六年正月二十五日卒す。年六十五。子孫德川氏の旗下に入る。（同上。）

藤岡城は康貞除封後も毀毀せずして、其儘に置きしものか。元和二年四月、家康

の薨ずるや、九鬼守隆をして、松平忠輝が寓所、駿州臨濟寺を警衛せしむ。尋いで忠輝、增上寺存應を憑みて罪を謝す。聽されず。退いて藤岡に寓す。七月に至り、淺草の邸に遷り居らしむ。二日罪を論定し、忠輝を伊勢の朝熊山に放つ。（寛政重修諸譜・野史。）

第四項　鳴渡藩

石川（家紋は丸に笹龍膽）　（天正十八―慶長六年）

康通　石川氏は源義家の五男、義時の三男、義基の嫡男、河内守義兼が後胤なり。義兼河内國石川郡に住し、石川判官代と稱す。子孫石川氏を稱す。義兼七世の孫小十郎朝成、外祖小山高朝に養はれ、小山氏に更む。朝成の曾孫政康、始めて三河に來り、小川城に住し、石川氏に復す。二男親康、松平親忠に仕ふ。之より世々松平氏の家人と爲る。親康の子清兼は、清康・廣忠・家康の三世に事へ、宿老たり。二男日向守家成は、弱年より家康に仕へ、常に戰役に隨從す。永祿十二年、掛川城を賜ふ。家康高天神城を陷れし時、家成の男長門守康通、首十六を獲、之を獻ず。武田氏滅亡の年、康通大久保忠世と與に、甲・信を平定す。天正十二年、家康織田信

廿羅郡鳴渡二萬石を領す
大垣城に徙封

雄を援けて、秀吉と戰ふや、家成掛川城を留守し、康通小牧の役に從ふ。長湫の役、馬を馳せて敵の進路を遮擊せんとし、小幡の陣に馳參し、次いで復小牧に引還す。小田原の役先鋒たり。德川關東入國の時、家成に豆州梅繩城五千石を、康通に上州廿羅郡鳴渡（寛政譜に上總國成戶に作る）の地二萬石を賜ふ。關ヶ原役、松平家清と與に、清洲城を戍る。慶長六年二月、大垣城五萬石を賜ふ。十二年七月二十六日卒す。年五十四。華嶽英宗と諡す。（藩翰譜・寛政譜・加除封錄。）

第五項　宮崎藩

奥平 家紋は軍配團扇 （天正十八―慶長六年）

信昌　村上源氏赤松則景、頼朝に屬して、關東に留まり、兒玉朝行が婿と爲りて、二子を生む。長を家範、次を氏行とす。時に朝行が嫡子忠行、嗣無きを以て、氏行を養うて子とし、家を讓る。兒玉氏はもと藤原氏なり。行重の時、秩父將恒四世の孫重綱が養子と爲り、平氏と爲る。子孫上州甘樂郡[一]奥平郷を領し、奥平と稱す。氏行より數代を經て、定家に至り、新田の氏族沒落せしより、長男貞俊、二男定長と與に、上野を去り、所緣を辿りて、三州設樂郡作手に移住す。終に鄕人を服從して、作手七百貫文の領主と爲る。貞俊が曾孫監物貞勝、初め今川氏に屬し、弘治二年、織田信長に隷し、雨山寨を築きて、之を守る。今川義元の先鋒、菅沼定村來り攻む。貞勝勢屈し、遂に今川氏に降る。永祿四年、德川家康に仕ふ。貞勝の子九八郎貞能、家康の麾下に屬し、戰功あり。姉川の役、酒井忠次に屬し、朝倉義景が中軍を衝き、敵首九十一級を獲たり。後父貞勝が武田氏に屬せしを棄つるに忍びず、甲軍に降る。既にして家康に歸し、本領其他に於て、新恩三千貫文の地を賜ふ。信昌

宮崎城三萬石を領す

は貞能が長子なり。初名は定昌。九八郎と稱す。美作守と爲る。元龜元年、姉川の役、十六歳を以て從軍し、力戰して敵騎を討ち取る。家康其功を賞す。其後貞能と與に、止むを得ずして武田氏に屬せしも、復歸順し、屢々戰功あり。天正三年、長篠城を信昌に賜ふ。五月勝頼、大軍を率ひて來り圍む。家康・信長、急を聞いて、兵を長篠に近き有簑原に進む。勝頼二萬餘騎を率ひて、兩陣に對抗す。此時酒井忠次、貞能を嚮導として、鳶巣山寨を攻む。甲軍大に辟易し、隊伍を亂す。信昌城門を開いて突出し、夾み撃つ。武田信實等、二千餘人之に死す。長篠城の押へと爲りし小山田昌行等、火を我陣營に放ち、將に退かんとす。信昌、機を窺ひ追撃す。甲軍利を失ひ、死傷算無し。織田信忠城に入り、信昌及び一族家臣が勇を賞す。此役後貞能・信昌城を守る。八月信昌、酒井忠次と與に、岐阜に赴き、信長に謁す。信長、信昌が軍功を賞し、武者之助と稱せしめ、片諱を賜ふ。四年三州新城（しんしろ）に築城し、此に住す。信長、家康に命じて其女龜姫（加納殿と云ふ）を信昌に嫁せしむ。次いで長篠の戰功として、三州南設樂郡作手（つくて）・田横・長篠、幡豆郡吉良、渥美郡田原、及び遠州榛原郡に領地を賜ふ。十二年小牧の役、羽黒方面の戰に功あり。十八年小田原役に供奉し、八月家康關東入國の時、上州甘樂郡小幡領三萬石を賜ひ、宮崎城に

加納に轉封す

住す。關ヶ原役供奉して、後陣に備ふ。次いで命を承けて、京都の制法を掌る。後の所司代の職なり。此時安國寺慧瓊を捕へて之を獻ず。慶長六年、舊領を更めて、濃州にて十萬石を賜ひ、厚見郡加納城に住す。九月三男忠政に四萬石を分與す。七年致仕して、二丸に住し、四萬石を領し、六萬石を忠政に與へて、本丸に住せしむ。元和元年三月十四日卒す。年六十一。久昌院泰雲安久と謚し、彼地增瑞寺（後盛徳寺と改名。）に葬る。（野史・重修譜。）

貞俊—貞久—貞昌—貞勝—貞能—信昌—家昌……
　　　　　　　　　　　　　　　　信昌—忠政（菅沼）
　　　　　　　　　　　　　　　　信昌—忠明（松平）

（一）奥平郷は今北甘樂郡岩平村大字に上奥平・下奥平あり。地名辭書に曰く、三河奥平氏の祖先は、上野に出づると說かるゝ、最疑ふべし。是れ松平徳川の上野新田郡に出づると說かるゝに對し、慶長年中、奥平氏が吉井宮崎の城主たりし比に、好事者の附會したるに非らずやと。

第六項　三之倉藩　（慶長六—十一年）

松平（家紋は丸に釘拔）

一生（かずなり）　松平乘正（那波城主松平氏を參照）の次男荻生の傳藏親淸を祖とす。其子を五左衞門近正とす。天正十二年、德川家康北畠信雄を援けて、秀吉と戰ふや、源二郞家乘尙幼なるを以て、近正を代官とし、軍を率ひて蟹江城を攻めしむ。十三年十一月、石川伯耆守數正、岡崎城を去つて秀吉に歸するや、使を近正に遣はし、行を與にせんことを勸む。近正敢て從はず。急に其子新二郞一生を濱松に留めんことを請ふ。蓋し近正二心なき事を表明し、子を以て質とせしなり。家康深く近正の志に感じ、佩刀を賜うて之を賞す。天正十八年、家康關東入國の時、近正に上州三之倉の地五千五百石を賜ふ。慶長五年、伏見城を留守し、八月朔日戰死す。時に年五十四。若狹守一生、小字は新二郞。父近正に繼ぎ、五左衞門と稱す。慶長六年七月、父の功に依りて、一萬石を加へられ、前封と併せて一萬五千石を領す。七年五月、佐竹氏の秋田に移されし時、一生水戸城を戍る。本國に落ち留れる佐竹の家人等、謀反して此城を奪はんとす。七月十日、一生が番兵、怪の者一人を捉へ

三之倉五千石を賜ふ

て、之を拷問せしに、謀反の事盡く露顯す。是夜亥刻、凶徒忽に襲來す。一生等拒戰して、之を卻く。叛徒所々に捕へられ、悉く誅せらる。八年家康將軍と爲りし時、一生叙爵して、若狹守に任ず。十一年五月、一生罪有りて所領を收公せらる。罪の次第全く知るを得ず。是に於て嫡流は家絕す。弟五郎左衞門正吉に、別に所領を賜ふ。加除封錄・藩翰譜。

系圖　那波城主松平氏の條を參照。

寛政重修譜の說はやゝ其說を異にす。近正が賜はりし三之倉の采地は五千五百石とあり。近正討死の後、其遺跡を其子一生に賜ひ、程なく上州の采地を下野國都賀郡板橋に移され、加增ありて一萬石を領す。慶長九年四月二十五日卒す。年三十五。松盛院華山淨榮と謚す。其子成重繼ぐ。元和三年十月、三州西尾城を賜ひ、一萬石を加へらる。七年復所領を轉じ、丹波龜山城を賜ひ、二千二百石を加へられ、總て二萬二千二百石を領す。成重以下子孫相繼承す。前說と大異あり。

第七項　板鼻藩

一　里見（家紋は丸に三引）　（天正十八―慶長十八年）

義成（よしなり）　里見氏は新田義重の長男、里見太郎義俊十一世の孫、左馬助義實、始めて安房國を領す。其子刑部大輔成義、上總を取り、其子上總介義通、下總・武藏・常陸の內を侵畧す。義通の弟左兵衛督實堯、兄の讓を受け、安房國稲村城に居る。嫡子義堯をして、舟師を率ひて相州に向ひ、北條氏と戰はしむ。又義堯を久留里城に置く。義通の男義豐、長ずるの後、其家を繼ぐ能はざるを憤り、天文二年、實堯を稲村城に討つて之を殺す。義堯軍を起して義豐と戰ひ、三年稲村城を陷れ、安房・上總の二州を取る。是より小弓御所に黨し、七年冬、北條氏綱と鴻ノ臺に戰ひ、敗れて退く。爾後北條氏と戰ふこと數々にして、終に下總國を併せ、武・相の各地を掠む。後入道して家を嫡子左馬頭義弘に讓る。義弘、三浦を襲うて北條氏を破り、上杉謙信の小田原を攻むるや、兵を發して之に加勢す。永祿七年、太田資政を助けんとして、鴻ノ臺に出軍し、北條氏康・氏政と戰ひ、終に敗れて退く。是より國人叛く者多し。天正五年、義弘北條氏と和す。義弘病篤きに臨み、豫め命じて、嫡子太郎義

板鼻一萬石に封せらる

板鼻を除封

賴に安房及び下總を讓り、館山城に居らしめ、上總を分ちて三男梅王丸に與へ、佐貫城に居らしめ加藤伊賀守をして之が傅たらしむ。又下總の地を季女に割き、湯沐の邑と爲し、三州の國人を分ちて、各昆弟に屬せしむ。義賴の母は鹿島大宮司の女、梅王丸及び季女は東平安藝守が女の出なり。季女母氏と與に龜城に徙居す。義賴父の遺旨に私あるを憤り、其卒するに逮び、伊賀守をして梅王丸を房州圓明寺に召さしめ、强いて僧と爲さしむ。是を淳泰と號す。厨料二十貫文を與へ、館山に幽せしむ。東平氏及び季女をして、一室を上總の琵琶首に構へて居らしむ。東平氏憤恚し、梅王丸に隷せる者も亦怨恨し、久留里の千木城を修築す。東平安藝守の子右馬允等、黨を樹てゝ土寇を誘ひ、義賴の命を拒み、正木時茂をして部將と爲し、之を擊たしむ。日を經て未だ平がず。會、伊賀守黜歸し、義賴・淳泰を安房に徙し、兵を督する者無からしむ。是に於て酋長勢屈し、皆降附す。義賴措いて問はず。淳泰後還俗して、讃岐守義成と稱し、家康關東入國の後、上州板鼻一萬石を食む。

義英　小字は源七郎。叙爵して讃岐守と爲る。慶長十八年十月、懶惰にして勤務を懈るを以て、封除せられ、高崎城主酒井家次の邸に幽せらる。子孫酒井氏

の臣と爲りしもの、如し。藩翰譜・野史・加除封錄。

義俊—義成—義基—義秀—忠義—義胤—義連—基義—家兼—……

—家基—義實—成義—義通—義豐

—實堯—義堯—義弘

義賴—義康—忠義 家絶

—義成—義英 除封

二 酒井 家紋は劍鳩酸漿（寛永二—同十三年）

忠行 小字は万千代。雅樂頭忠世（厩橋藩の條を參照。）の男なり。慶長四年生る。幼より德川秀忠に仕へ、大坂冬の役、父は旗下たるに依り、忠行其士卒を率ひて軍事を勤む。時に年十六。元和元年正月、叙爵して阿波守と爲る。是歲大坂夏の役に扈從し、安部野の陣に於て、親ら首二級を擧ぐ。九年秀忠西城に徙るや、西丸の奏者の事を掌り、其席次老中の上に在り。寛永二年九月二日、上州綠野・多胡・片岡・碓氷・群馬・甘樂・勢多の七郡の中にて、二萬石餘の封地を賜ひ、碓氷郡板鼻に治す。十年四月十四日、家光西城に渡御の時、上州吾妻郡大戶・三倉、勢多郡赤堀等の地に於

板鼻二萬石に移封せらる
吾妻勢多二郡加封

厩橋に徙封

て、一萬石を加へられ、總て三萬石と爲る。十一年六月、將軍家光に供奉して上洛し、從四位下に陞る。十三年五月十日、遺領を繼ぎ、是より先き賜ふ所の三萬石の地を併せ、總て十五萬二千五百石餘を領す。十一月十七日卒す。年三十八。厩橋の龍海院に葬り、松巖院雪窓玖伯と謚す。重修譜。

第八項　阿保藩

菅沼 六家紋は針拔　（天正十八—慶長頃）

定盈　菅沼氏は土岐の庶流なり。中ごろ三州額田郡菅沼郷に移り住す。資長家傳に定直に作る。三州田峯城に住し、松平親氏に仕ふ。其子定成。定成の二男定信、菅沼を領し、田峯の菅沼と稱す。其子定忠、今川氏親に屬し戰功あり。定忠の三男定則、三州野田城主富永久兼が遺跡を繼ぎて、野田の根古屋に住し、野田の菅沼と稱す。初今川氏に屬し。後山家三方等と、德川氏に歸す。定則の子定村、今川義元に屬す。定村の子定盈なり。新八郎と稱し、後織部正と爲る。今川氏眞に屬す。永祿四年、家康氏眞と不和なり。東三河の士、多く氏眞に從ふ。定盈、田峰の

小法師某、設樂越中守貞道、長篠の左衛門尉貞景、西郷彈正左衛門正勝等と與に、家康に屬す。天正十八年、小田原役後、定盈が野田城を更めて、上州阿保（加除封錄に新田郡阿布とあり。然れども其所在不明。今武州兒玉郡丹生村大字に元阿保と云ふ地あれど、此地は元新田郡の地とも思はれず。旁未攷のまゝとす。）に於て一萬石の地を賜ひ、牧野民部成行を定盈に附屬せしむ。其後致仕して、阿保に住す。後又伊勢國長嶋に徙さる。慶長五年、關ヶ原役、江戸城の御留守番を勤む。九年七月十八日、長嶋に於て卒す。年六十三。彼地幸春院（後此寺を宗堅寺と改號し、定芳が時、丹波龜山に移す。）に葬り、勝德院長翁宗堅と謚す。（寛政重修譜。野史。）

貞長―定成―貞行
　　　　　　―定信―定忠―定廣
　　　　　　―定則(一)―定村(二)―定盈(三)―定仍(四)―定芳(五)―
　　　　　　―定昭(六)
　　　　　　―定實(七)―定易(八)―定用(九)―定庸(一〇)―定前(一一)―定賢(一二)

第九項　大戸藩

岡　家紋未考　（天正十八―元和元年）

成之　叙爵して越前守と爲る。家系事跡詳ならず。吾妻郡大戸一萬石を領す。元和元年七月、大坂夏之役、城中に牒を通せしを以て、封除せられ、父子共に京都妙顯寺に幽せられ、次いで自刃を賜ふ。除封録。加

第十項　青柳藩

近藤　家紋は鹿角の丸　（慶長十九―元和五年）

秀用　藤原秀郷の流なり。左衛門尉文行が二男脩行、近江掾たるによりて、近藤と曰ふ。脩行十一世の孫兵庫直滿、三州八名郡宇利庄に住す。其孫主税助滿用、松平清忠に仕ふ。孫石見守康用、父忠用と與に今川義元に仕へ、宇利城に住し、近郷に於て釆地二百二十一貫文を知行す。永祿十一年、家康の麾下に屬す。家康遠州を徇ふや、武田の押として、菅沼忠久・鈴木重時等と與に、三州山ノ吉田に置か

邑樂郡青柳五千石を知行す

る。是を井伊谷の三人衆と曰ふ。康用所々の戰場に先鋒と爲り、屢〻創痍を被り、行歩するを得ず。故に名を全功と更め、井伊谷に閑居す。秀用は康用が男なり。通稱平右衛門。永祿十二年、家康遠州に出陣するや、秀用彼地の地理に精しきを以て、先鋒に加はり、井伊谷・刑部等の攻城に軍功あり。是歳鈴木重時と與に、大澤左衛門基胤を堀江城に攻む。城兵直に突いて出づ。秀用甲を環せず、敵と槍を交へ、攻めて木戸に入り、勇名を轟す。後山、吉田砦を戍る。元龜三年、武田の將山縣三郎兵衛昌景、大兵を率ひて井伊谷に屯し、吉田砦を陷れ、進んで伊平村を圍む。秀用等防戰して、支ふる能はず。軍を濱松に退く。長篠の役、酒井忠次鳶巣砦を攻むるや、秀用之が嚮導と爲りて、先鋒に加はる。是年家康、遠州諏訪原城を攻む。秀用馬前に在りて、一番乘の功名を顯はす。天正十年、家康甲州に進發するや、後命に依りて、大久保忠世に屬す。長久手の戰、菅沼忠久・鈴木重路と與に、井伊直政に屬す。大に堀秀政及び池田勝入が軍を破る。小田原の役、直政が備に在りて戰功あり。十九年陸奥九戸一揆にも、直政に屬して彼城を攻む。後麾下の士たらんことを請ひ、直政が許を退去して、男秀用が許に寓居す。慶長七年、召されて秀忠に事へ、上州邑樂郡青柳にて、采地五千石を賜ひ、鐵炮の足輕五十人を預けら

る。十九年相州にて、一萬石を加へられ、小田原の城番を承り、三丸に居す。是年大坂役に麾下の先隊と爲る。元和の役武功あり。落城の際、井伊直孝と謀り、廩倉に向つて發炮す。是に於て和議成らざるを察し、廩中に火を放ちて、秀頼母子終に自殺す。後小田原の城番を免さる。是年二男用可に五千石餘を分與す。其後松平上總介忠輝、上州藤岡に蟄居するや、秀忠の使を承り、彼地に抵る。二年七月、忠輝を伊勢朝熊山に移すの時、路次を警固して、配所に到り、八月また山麓妙光庵に遷すの時も、護衛して諸事を沙汰す。五年是より先き、男季用に遠江の舊領を賜ひしが、嫡孫貞用、紀伊大納言賴宣に附屬せられて、別に食祿を賜ひ、其釆地を收められしも、舊地たるの故を以て、秀用が上野・相模の領地を更めて、遠江國引佐・敷知・豐田・麁玉・長上五郡の內に移さる。後居所を井伊谷に營む。六年嫡孫貞用、麾下に列せしを以て、舊知三千百四十石餘を分與す。七年馬飼料として、相州大住・愛甲二郡にて、二千石の地を賜ふ。寬永元年、小田原の城番を勤む。二年二月、石見守に任ず。九月新墾の田を併せて、總て八千九百四十石餘を知行す。是より先、本鄉の邸地に一字を建立し、大安寺と號す。八年二月六日卒す。年八十五。邸地の大安寺に葬り、（天和二年燒失の後、湯島稱仰院に改葬。）清閑と諡す。（寬政重修譜。）

上州の領を遠江に移さる

直滿—滿乘—滿用—忠用—康用—秀用—季用……直用……
　　　　　　　　　　　　　　—用忠—用尹—用久……
　　　　　　　　　　　　　　—用政—用清—用弘……

第十一項　山川藩

太田（家紋は丸に桔梗）　（寬永十二—正保二年）

資宗　初名は康資。小字は新六郎。太田持資入道道灌五世の孫、新六郎重政が男なり。慶長十五年、父の遺跡を繼ぎ、上總國野田山本にて五百石の地を知行し、駿河の館に仕ふ。十七年冬、將軍秀忠に附けられ、大坂冬・夏の陣に從ふ。元和元年正月、叙爵して備中守と爲る。（後攝津守・采女正、又備中守と更む。）家光の時、小姓組番頭と爲り、寬永九年四月、書院番頭に遷り、十二月命を拜して、常に君側に侍して事を執る。資宗、初め慶長十七年、所領を加賜せられてより、加恩五たび、寬永十二年八月、上州山川（後に下野足利郡に入る。）を賜ひ、一萬五千六百石を食む。十五年春、肥前島原の賊を平定せし後、命を奉じて彼地に使す。十一月、三州西尾城二萬五千石を賜ふ。職事悉

山川一萬五千六百石を領す

西尾に轉封

く罷免せられ、奏者の事を承り、又散樂の事を兼掌す。十八年天下諸侯の系圖を徵せられし時、資宗其事を掌る。正保二年正月、遠州濱松に徙り、三萬五千石を食む。寛文十一年冬致仕し、入道して道顯と號す。延寶八年正月二十二日卒す。年八十一。資宗夙夜の勞を重ねしを以て、加恩に預る可き身と云ふと雖も、家光將軍たりし初より、忽に斯く立身せしは、抑も理由あり。秀忠竹千代・國松の二子あり。秀忠の夫人淺井氏、國松を鐘愛すること殊に篤きを以て、世人國松將軍たる可しと思ふに至る。竹千代の乳傅春日局之を憂ふ。資宗の伯母於梶局は駿府に在りて、家康に仕へ勢威あり。春日局乃ち此人に就いて訴ふる所あり。是に於て家康、急に關東に下りて、竹千代は天下の主たる可しと定めらる。春日局大に悦び、竹千代に謂つて曰く、於梶局が恩は姑くも忘れ給ふ勿れ。此人執中する莫くば、君は天下を國松君に奪はる可かりしをと。竹千代幼より此言を忘れず、將軍と爲るに及びて、此恩に酬ゐんとせられしも、於梶局が所縁は僅に資宗一人なりしを以て、斯く登用せしめたるなりと云ふ。藩翰譜。

系圖　館林藩の條下を參照。

第十二項　白井藩

一　本多（家紋は丸に立葵）（天正十八―慶長六年）

康重　本多正純が家系、助秀より系を起す。秀清以後世々三河に住し、松平氏に事ふ。廣孝が男康重なり。通稱は彦次郎。永祿五年、家康より片諱を賜ふ。時に九歳なり。元龜元年、姉川の役に供奉し、敵を伐つて身に創を被る。天正三年、長篠の役、父と與に鳶巣山に向ひ、先登して敵首を獲たり。時に敵三人來り逼る。康重、其臣山下某と與に、奮鬪して之を殺す。是日康重、身二創を被る。又鐵炮に中りて、左股を破る。五年父廣孝、遠州にて所領を賜ふや、三河の舊領を康重に讓與す。九年高天神城を攻めて、軍功を顯し、敵首二十一級を獲たり。十二年長久手の役、諸將と與に先鋒に列し、敵將三好秀次・堀秀政等と戰ひ、創を被ること七所、從兵の戰死するもの三十六人に及べり。十八年八月、家康關東に移るの後、二萬石を賜はり、白井城に住す。文祿四年、豐後守に任す。慶長五年、將軍秀忠、信州上田城を攻むるや、康重之に從ひ、又諸軍西上するに當り、康重後殿たり。六年二月、白井城を更め、加恩ありて三州岡崎城を賜ひ、五萬石を領す。十六年三月二

岡崎に轉封す

十二日卒す。年五十八。遠州橫須賀撰要寺に葬り、鳳翔院陽山道雲と諡す。寛政重修譜。

定正—正吉—正經—秀淸—淸重—信重—廣孝—康重—康紀……
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—紀貞

二　西尾　家紋櫛松　（元和二—四年）

忠永　足利氏の流にして、吉良滿氏が裔なり。忠永の父吉次、初め信長に仕へ、後家康に徵され、御家人に列す。天正十四年、武州足立郡にて、采地五千石を賜ふ。慶長七年、美濃に於て七千石を加へられ、總て一萬二千石を領し、騎士二十五人を附屬せらる。忠永、初名は忠康。主水と稱す。實は酒井河內守重忠が三男にして、吉次が養子となる。丹後守に任ず。元和二年加增ありて、上州群馬郡の中にて、總て二萬石を領し、白井を居所とす。四年封地を常州新治郡の中に移され、土浦城を賜ふ。六年正月十四日、土浦に卒す。彼地神龍寺に葬る。後駿州田中遍光寺に改葬し、又遠州橫須賀龍眠寺に移す。

白井を領す
常陸に轉封

三　本多（家紋は丸に立葵）　（元和四―九年）

白井一萬石に封せられ次いで除封せらる

紀貞　三郎又は次郎八と稱す。康重（前項を參照。）が男なり。慶長十六年、叙爵して備前守と爲る。後、對馬守に任ず。元和四年六月、一萬石を上野國に賜はり、白井に治す。六月大番頭に補せらる。九年四月二十六日卒す。年四十四。嗣無くして封除せらる。（藩翰譜・加封録。）

四　井伊（家紋は橘）　（慶長十三―元和元年）

白井一萬石を賜ふ

直孝　掃之助と稱す。直政が二男なり。（箕輪藩の條下を見よ。）天正十八年、駿州藤枝に生る。慶長八年、始めて家康に謁し、命に依りて秀忠に附せらる。時に十四歳なり。十年掃部助に任じ、十三年御書院番頭と爲り、上州吾妻郡の内にて、采地五千石を賜ふ。十五年大番頭に轉じ、群馬郡白井領の内にて、五千石を加恩せられ、總

上野の所領を直勝に分つ

江州に轉封

て一萬石を領し、掃部頭に更む。十八年伏見城番を勤む。十九年大坂事あるに當り、病中の兄直勝に代り、其手の人數を率ひ、伏見を發して、宇治を警固す。是年伏見の城番を免さる。元和二年二月、台命に依り兄直勝多病なるを以て、直孝をして父直政が家督を相續せしむ。直政が領地江州彦根十五萬石を領し、上野國の所領三萬石を直勝に分賜せらる。元和の役後、感狀を賜ひ、江州坂田・淺井・伊香・愛知・神崎五郡にて、五萬石を宛行はる。五年將軍秀忠、洛より下らるゝの時、彦根に宿し、直孝の江州坂田・愛知・神崎・蒲生四郡にて、五萬石を加賜せらる。寛永十年三月、野州佐野、武州世田ヶ谷にて、五萬石を加へられ、總て三十萬石を領す。五月加恩の內、善からざる地あるの由を聞召され、三萬石を轉じて、江州伊香・蒲生・愛知・淺井・坂田五郡の內に移さる。且つ同州小谷山を賜ひ、野州安蘇、武州荏原・多摩三郡の內、二萬石を增さる。正保二年、正四位上中將に昇進す。萬治二年六月二十八日卒す。年七十。世田ヶ谷豪德寺に葬り、久昌院豪德天英と謚す。寛政重修譜・加除封錄。

系圖　高崎藩の條下を見よ。

第十三項　那波藩

一　松平　家紋一葉葵又は蔦　（天正十八―慶長六年）

那波一萬石を領す

濃州岩村に轉封

家乗　徳川家康五世の祖親忠の長男、加賀守乗元を祖とす。乗元、始めて三州荻生の地に住す。世人之を荻生松平と稱す。荻生一に大給と書す。天文六年卒す。其子左近大夫乗正、天文十年卒す。其子源次郎乗勝。其子和泉守親乗。親乗は松平清康の外孫にして、徳川氏の内にて名を得たる荻生少目が事なり。甲陽軍鑑・家忠日記増補に見ゆ。天正五年卒す。其子左近大夫眞乗、永祿十年春、懸川城を攻むるに當りて先登し、其秋落城するや、石川日向守と與に、之を守る。同十二月、遠州榛原郡の地二千石を賜はる。天正九年五月、武田氏の將朝比奈駿河守と戰うて、首を獲る七十餘級。十年卒す。和泉守家乗は、眞乗が嫡男なり。童名は源次郎。家康の前に元服し、片諱を賜ひ、荻生少目と稱せらる。十八年小田原の役に從軍す。是年八月、上州那波城一萬石を賜ふ。慶長元年、叙爵して和泉守と爲る。關原の役、吉田城を戍り、翌六年正月、濃州岩村城二萬石を賜ふ。同十九年二月十九日卒す。年四十。大聖院乗譽道見と諡す。岩村の龍岩寺に葬

る。後封邑を移さるゝ毎に、寺をも其地に移す。(藩翰譜。)

二　酒井(家紋は劍酸漿草)　(慶長六—元和三年)

那波二萬石を領す

忠世　酒井河内守重忠が嫡男なり。小字は萬千世。次に與四郎と稱す。天正十六年四月、叙爵して右兵衛大夫となる。家康關東入國の後、川越城の近邊にて、五千石を賜ひ、秀忠に附屬せらる。慶長六年二月、父重忠、厩橋城に封せらるゝに及び、忠世に上州那波一萬石を賜ふ。十年忠世、在京料として江州栗太・日野・野洲等の地五千石を賜ふ。十二年雅樂頭と爲る。十四年二月、上州那波郡善養寺村五千石を加へられ、併せて二萬石を領し、安養寺(もと新田郡の屬)を居所とす。大坂の軍起るや、秀忠の先鋒と爲り、宗徒の人々を率ひて馳向ふ。夏之役、身戰陣に在り

家を繼いで廐橋城主となる

しを以て、其子忠行をして、手兵を附して戰はしめ、首級三十を獲て獻る。元和三年七月、父重忠卒して家を繼ぐ。其後加恩數々にして、所領多く知行し、十二萬二千石に至る。四位の侍從に昇進し、執政に補せらる。寛永十一年、家光京師に朝す。忠世をして留守と爲し、西城に徙居せしむ。七月二十三日、火廚に發し、延いて殿屋に及び、遂に悉く燒燼す。忠世恐懼し、避けて東叡山に入り、幽屛年あり。大僧正天海に憑りて哀訴し、免されんことを請ふ。命じて職を罷め、而して金奉行と爲すと云ふ。寛永十三年三月十九日卒す。年六十五。龍海院に葬り、隆興院殿向源真と謚す。（藩翰譜・野史・前橋風土記前附・寛政重修譜。）

三　酒井（家紋は丸に劍酸漿草）（寛永十四—寛文二年）

忠能　阿波守忠行（前橋藩の條下を參照。）が第二子なり。小字は萬千代。寛文十四年春、父が遺領上州（佐位郡・那波郡）・武州の內、二萬二千五百石を分ち賜ふ。十六年七月、始めて將軍に謁し、十八年冬叙爵して、日向守と爲る。二十年七月、若君（家綱）に附せられ、奉書衆を加へらる。寛文二年六月、所領を加へられ、都て三萬石と爲し、信州小諸城

に轉ず。延寶七年秋、職を罷め、所領一萬石を加へ、駿州田中城に移さる。天和元年十二月、罪を獲、(兄忠清が事に坐せらる。)所領を沒收せられ、江州彦根に謫せらる。蓋し兄忠清が嫡子忠擧、罪を獲し際、忠能幽居の身を以て、憚りなく江戸に至り、且つ所領の(一)政治宜しからざりしに依りてなり。其子萬千代(實は忠清が末男)を武州川越城主松平伊豆守信輝に預けらる。忠能配所にあること十年、元祿三年四月、罪を許されて江戸に歸り、八月廩米二千俵を賜ふ。十五年十二月、三千石を加へられ、都て五千石の采地を賜ふ。寶永二年五月二十二日卒す。年七十八。貞享五年五月二十七日、萬千代配所に死す。年十四。酒井下總守忠英が二男忠佳、(初名忠紀、次に忠周と更む。)忠能が後を承け、子孫世々幕府に仕ふ。(野史・藩翰譜續編・佐波郡誌。)

(一)忠能領地に課するに、通常租税の外に、畑租の十分一を角押麥にて上納せしむ。此角押麥一石を製するに、通常大麥一石五六斗を要し、且つ舂上げの麥の如く精選せしむ。領民の難澁名狀す可からず。是に於て佐位郡茂呂村の里正高橋五太夫、

農民の艱苦を坐視するに忍びず、哀訴すること數回。貞享元年、終に囹圄の人と爲り、元祿十年に至る。獄中憂憤病を得、九月六日卒す。領主乃ち其志に感じ、茂呂一村限り、角押麥上納の事を停むと云ふ。明治三十四年、村民胥議して、退魔寺に供養碑を建つ。（人物志。）

惣社を領す

第十四項　惣社藩

一　諏訪（家紋は丸に三葉根あり穀）　（文祿元―慶長六年）

頼水（よりみづ）　諏訪氏は家傳之を源氏滿快の裔とすれども、世々諏訪の祝部にして、神氏なるの說是なるが如し。右近衛尉盛重、入道蓮佛、諏訪城に住す。盛重十九世孫頼重、武田信玄の爲めに滅さる。從弟頼忠、其遺領を相續す。武田氏の亡後、家康に歸し、本領を安堵す。頼水は頼忠が男なり。小太郎と稱す。本多康重が女を娶り、小田原の役、父に從ひて供奉し、封を襲ぐの後、諏訪を轉じて、武州奈良・之梨（しり）・羽生（にふ）・蛭川等にて、一萬二千石を領す。文祿元年、上州群馬郡惣社に封を移さる。關ヶ原の役、秀忠に從ひ、上田城を攻む。後上州高崎城を守り、又上田城の守衛を勤む。

諏訪に移封

慶長六年六月、封を信州諏訪に移され、本領二萬七千石餘を領し、高嶋城に住す。因幡守に任ず。大坂兩役、甲府城を戍り、元和四年、信州筑摩郡の內、五千石を加へらる。寛永十八年正月十四日、諏訪に於て卒す。年七十二。諏訪郡上原村頼岳寺に葬り、頼岳院昊憲映林と謚す。（加除封錄。重修譜。）

盛重—盛經……頼滿—頼隆—頼重
　—滿隣—頼忠—頼水—忠恒—
　—忠晴
　—頼蔭—頼戡—頼珍—頼致—頼古—頼軌
　—頼久—頼深—頼庸—頼暠—頼嘏

二　秋元（家紋は瓜）　（慶長七—寛永十八年）

長朝　上野の人にして、姓は藤原氏。宇都宮朝綱の後なり。嘉祿中、朝綱の子泰業、上總國周准郡秋元莊を領し、氏を秋元と稱す。泰業九世の孫國朝、亂を避けて下總に遷居す。國朝の曾孫政朝、復秋元莊に住す。是を長朝の祖父と爲す。

總社一萬石を領す

父景朝〔一に行綱に作る。〕茂兵衛と稱し、後越中守、又但馬守と稱す。累世管領上杉氏に屬し、井草・秋元・岡庭を以て、武州深谷の宿老と爲す。上州總社を領し、北條氏威を關東に振ふに及び、之に屬す。天正五年卒す。**長朝**小字は孫四郎。越中守と稱し北條氏に隷す。天正十八年、小田原城に據り、其陷るに及び、國人悉く德川氏に歸服す。長朝も亦井伊直政の勸誘に依りて、赴いて麾下に歸し、食邑を賜ふ。關ヶ原の役、命を受けて會津に赴き、直に直江兼續に見えて、旨を達し、奥人をして白河關を踰ゆるを得ざらしむ。軍平いで後、再び使に赴く。是時に當り、深谷の士大沼越後副使たり。豐光寺等も亦從つて之に赴く。上杉景勝歸服す。慶長七年十月、總社六千石を加賜せられて、一萬石を併領す。元和八年致仕し、寛永五年八月二十九日卒す。年八十三。總社の光巖寺に葬り、江月院巨嶽元譽と謚す。大正元年二月、朝廷其功を追賞して、正四位を贈らる。長朝が治蹟に關するものは、治水墾田の條を參照す可し。

泰朝　小字は牛坊。孫七郎、又茂兵衛と稱す。長朝の嫡子なり。文祿元年、始めて謁見し、慶長七年食邑を賜ふ。八年叙爵して、但馬守と爲る。松平右衛門大夫正綱と與に、駿府に仕へ、一雙の親臣たり。是を御近習出頭人と曰ふ。寛永十

甲州谷村へ轉封

年二月、甲州郡內の城代と爲り、甲州谷村城を賜ひ、采邑一萬八千石を領す。寬永十一年、日光東照宮の造營の奉行と爲り、十一月起工し、十三年四月、其功の大部を竣成し、將軍家光の參詣に供奉す。十八年奧社・寶塔に至るまで、全部を完成す。十月三日、其功に依り刀及び白銀百枚を賜ふ。後また堂社造營の成就により、北丸の御茶屋に於て賜饗あり。且つ其日飾付の品數點を賜ふ。其後命を蒙り、屢〻日光山に赴く。十九年十月二十三日卒す。年六十三。照尊院通哲泰安と諡す。葬地前に同じ。野史・加除封錄・寬政重修譜・藩翰譜・上毛及上毛人。

宇都宮
賴綱―泰業……中七代畧……國朝―春朝―秉朝―政朝―景朝―長朝―泰朝……

第十五項　大胡藩

牧野 家紋は丸に三葉柏

（天正十八―元和二年）

康成　初め紀氏なり。成朝の時、三州に在りて、始めて牧野氏を稱す。其後の世系詳ならず。民部丞氏勝、其子右馬允貞成、與に三州牛窪城に住す。貞成の養子右馬允成貞、初め今川義元及び氏眞に屬す。永祿九年、德川氏に歸す。成貞が

子康成なり。康成、初名は貞成。新次郎と稱し、右馬允と爲る。家康の命に依りて、酒井忠次が女を室とし、又片諱を賜はり、康成と改む。永祿十二年、家康今川氏眞の籠れる掛川城を攻むるに當り、康成をして先鋒たらしむ。元龜元年、織田信長兵を大坂に出すや、援を德川氏に請ふ。康成、諸將と與に近江に抵り、佐々木承禎と戰ふ。其後武田信玄、屢兵を三河に出して、牛窪を侵す。康成若子口に屯して、之を拒ぐ。甲兵敢て侵すことを得ずして退く。天正三年五月、長篠の役、酒井忠次に副と爲り、鳶巢山に登り、敵砦を破り、親ら奮鬪して敵首を獲る若干。甲兵室賀・小泉等が籠れる諏訪原城を攻降す。此城敵地に挾まれ、頗る戍るに難し。時に松平忠次、之に當らんことを請ふ。康成命を蒙り、忠次と與に之を守る。此時富士山麓の地、川東等を加恩せられ、諏訪原を更めて、牧野城と號し、忠次を周防守たらしむ。蓋し周武王、殷紂王を牧野に破るの故事に取れるなり。七年松平家忠と與に、勝頼が將三浦義鏡・一色義堯・向井伊賀守等が籠れる持舟城を攻む。八年家康、八幡山に出陣し、田中城邊の麥を苅らしめ兵を收めんとす。持舟城より朝比奈駿河守の兵、急に出て後軍を襲ふ。康成等引返して、大に之を討破る。十年家康、駿河を平定し、康成をして駿東郡興國寺城を戍らしむ。次いで豆州加

大胡に封せらる

茂郡柾戸砦を戍る。十一年駿州駿東郡長窪城を戍り、北條氏に備ふ。十二年長窪城を賜ふ。十三年閏八月、家康猪俣能登守が籠れる上州沼田城を攻む。康成之に從ふ。聚樂第行幸の際、從五位に叙せらる。十八年小田原の役、松平康重と與に先鋒に列す。鷹巢城陷り、其士卒敗走せしかば、二人兵を進めて之を追擊し、首を斬る數十級。是年家康關東に入國し、康成勢多郡大胡二萬石に封せらる。是歲老臣牧野讃岐守・稻垣平左衞門も亦、所領を賜はりて直參の士と爲る。慶長五年、秀忠に扈從して、信州上田城を圍む。時に我軍城邊に抵り苅田す。城兵之を見、軍を出して戰ふ。苅田の士卒寡少にして、敵に當る能はず。康成之を視て、親ら士卒を指揮して奮鬪す。城兵終に兵を退く。康成猶兵を進めて、逃ぐるを追ふ。本多正信・大久保忠隣固く制して、兵を止む。軍令に違ふの廉を以て、康成が隊長を誅せんとす。康成之を聞いて曰く、今日の事素より從士の知る所に非らず、臣正に罪に服すべしと。家康大に怒り、康成を罰して、上州吾妻の砦を戍らしむ。數月にして赦さる。而かも其旨を憚りて、吾妻に在り。九年大胡に歸り、公事を辭して閑居す。十四年十二月十二日卒す。年五十五。彼地養林寺に葬り、月照院眞蓮社應譽稱德榮感と謚す。

越後に轉封

忠成　通稱は新次郎。駿河守右馬允たり。將軍秀忠の片諱を賜ひ、忠成と曰ふ。慶長九年、父成定に代つて公事を勤む。大坂冬ノ役、先鋒第五の備に在りて供奉し、今福に陣す。夏ノ役にも扈從して、首二十七級を獲たり。元和二年七月、大胡を更めて、越後國頸城郡に移され、加封ありて五萬石餘を領し、長嶺に居城を構ふ。四年同國古志・蒲原・三島の三郡に徙され、六萬四千石餘を領し、長岡城に住す。六年越後古志郡の中にて、一萬石を加へられ、總て七萬四千石餘を領す。寛永九年、從四位下に昇叙せらる。十一年二男康成に一萬石、四男定成に六千石の地を分與す。是れ皆新墾の田なり。承應三年十二月十六日卒す。年七十四。越後古志郡中城東栖吉村普濟寺に葬り、寶性院仙譽月卦正心と諡す。（牧野家譜・牧野家々史等。）

氏勝—貞成—成定—康成—忠成—(光成)—忠成—忠辰—忠壽—忠周—忠敬—
　|康成
　|定成……|忠利—忠寛—忠精—忠雅—
　|忠恭—忠訓—忠毅

大輪一萬石を領す

第十六項　豐岡藩

根津（家紋未攷）　（天正十八歟—寛永二年）

信政　美濃守。碓氷郡豐岡一萬石を領す。

吉直　神平と稱す。信政の子か。寛永二年四月病死。嗣子無きを以て、封除せらる。（加除封錄・日本歷史地理要覽。）

第十七項　大輪藩

土井（家紋は水車）　（正保元—延寶五年）

利直　初名は利方。小字は彥助、虎之助と更む。大炊頭利勝が五男なり。正保元年七月、父利勝卒するの後、九月兄利隆より、父が遺領の中、上州邑樂郡大輪（一書に下總國岡田郡）一萬石を分與せらる。（一書に父が遺領五千石を分與せられ、萬治元年九月、兄利隆多病籠居の際に、五千石を分たれ、併せて一萬石となると云ふ。）延寶三年、奏者の事を承る。五年三月十五日出仕し、城中に中風病を發し、家に歸りて卒す。年四十一。寂靜院白雄玄海と諡す。淺草の誓願寺に葬る。

除封せらる

後代々の葬地とす。世嗣無きを以て、死に臨み、兄利房が二男左門利良を世嗣とすべき由を申す。幕府の常法、末期の養子は許可せず。而かも利直が年來奉公の勞を思ひ、請に依りて利良をして家を繼がしめ、所領を半減し、武藏・下總・下野にて五千石を賜ふ。藩翰譜・寛政重修譜・加除封錄。

第十八項　篠塚藩

松平(奥平)　家紋九曜　(延享二―寛延元年)

忠恒　祖父忠尙、實は松平和泉守乘久が長男にして、天和元年、姫路城主松平(奥平)下總守忠弘の養子と爲る。後ち宮內少輔たり。元祿元年十月、養兄松平主稅清照が男忠雅、忠弘が嗣と爲りたるに因り、忠弘が封地陸奧國白川領の內に於て、新墾の田二萬石を分ち賜はり、帝鑑の間に候す。十三年正月、白川の領地を伊達郡に移され、桑折に住す。養子忠曉繼ぐ。實は松平和泉守乘春が第五男なり。享保四年十一月、封を襲ぐ。玄蕃頭たり。享保十七年八月、寺社奉行と爲り、十九年五月罷む。忠恒は忠曉の子なり。幼字は定太郎。享保五年生る。十九年九

月、始めて將軍吉宗に謁し、十二月叙爵して、大藏少輔と爲る。元文元年四月、遺領を繼ぐ。延享元年十月宮内少輔たり。四年三月奏者番と爲る。七月領地伊達郡半田村の銀山、及び其邑一萬二千二百五十石餘の地を割いて、上野國邑樂・吾妻・碓氷・綠野の四郡、及び伊豆國田方郡の中に移され、邑樂郡篠塚村に居所を構ふ。

邑樂郡篠塚に轉封

九月寺社奉行を兼ぬ。寬延元年八月、陸奧國の所領を上野國碓氷・群馬の二郡の内に徙され、居所を上里見に移す。

碓氷郡上里見に轉封

閏十月若年寄に進む。寶曆九年九月、攝津守に更む。十年五月、嚮に將軍家重の時、新に令せられし制法等を訂せし功に依り、賞を賜ふ。十一年六月、家重薨去に依り、西城及び二丸の制法、竝に御附の輩の事を沙汰す可き旨の命を蒙り、八月遺物及び時服を賜ひて、之を賞せらる。十二年十二月より、國用出納の事に與り、且つ孝恭院に附屬せらるゝ輩を沙汰せし功に依り、時服を賜ふ。明和三年四月、松平右近將監武元と謀りて、孝恭院元服の事を沙汰す。四年閏九月二十八日、所領を轉じて上野國甘樂・多胡・碓氷の三郡中を賜ひ、甘樂郡小幡を居所とす。

小幡に轉封

五年十一月病に罹り、其月八日卒す。年四十九。牛島の弘福寺に葬り、大謙院德翁義光と諡す。

第十九項　上里見藩

松平（奥平）家紋九曜　（寛延元―明和四年）

前項を見よ。

第二十項　厩橋（前橋）藩

一　平岩家紋は丸に張弓　（天正十八―慶長六年）

親吉　弓削姓なり。右衛門尉照氏、三州碧海郡平田庄上野城に住して、上野を氏とし、新田義興に仕ふ。其五世孫隼人正氏貞、今川氏に屬し、同國額田郡坂崎村に住す。村に巨巖ありて、平岩と稱す。取つて以て家號とす。氏貞の曾孫五郎右衛門重益、松平信光・親忠・長親の三世に歴事し、額田郡の代官を勤む。重益の男左衛門親重、松平長親・信忠及び清康に事ふ。親吉は親重が男なり。七之助と稱す。天文十一年、三河に生る。幼にして家康に近侍す。十六年家康の今川義元に質として送らるゝや、道に奪はれて織田氏に賣らる。此時親吉、常に家康の側

に侍す。十八年家康、復駿府に送らるゝや、親吉之に從ふ。長ずるに及び、武略度量あり。仁愛寛厚なり。永祿二年、家康粮を大高城に入るゝや、親吉御馬廻に候す。六年三州吉田の城兵と、小坂井に戰ふの時、親吉兵を率ひて來り戰ひ、之を追退く。是年一向宗の一揆蜂起す。親吉、弟五左衞門正廣と與に、岡崎に馳參して、忠志を盡す。十一月鉢崎勝鬘寺の徒、兵を發して大久保黨を上和田に攻む。家康之を援ふ。時に親吉、敵筧正重と接戰し、正重が放ちたる箭、親吉の耳に中りて倒る。正重走り近づき、將に其首を伐らんとす。家康馬を進めて、大に正重を叱す。正重惶れて退き去る。親吉終に死せざるを得たり。後家康遠州を略するや、親吉之に供奉し、姉川・三方ヶ原の役に從軍して、戰功あり。天正元年、命を奉じて遠州天方城を攻め、終に城門に攻入りて、之を降し、首三十二級を獲たり。三年長篠の役、親吉、石川數正・大須賀康高・本多忠勝・榊原康政・鳥居元忠等と與に、敵軍に突入し、縱橫に奮鬪して、大に敵兵を破る。七年岡崎信康の事ある時、親吉其傅たるにより、家康に請うて曰く、希くは臣が頭を刎ねて、織田右府に贈り、以て其恚を緩められよと。家康其詮なきを知り、之を允さず。親吉退いて幽居す。後屢〻恩命を蒙り、終に出仕す。乃ち信康の從士十四人を附屬せらる。八年五月、家康駿州

に出征して、田中城外の麥を刈らしむ。持舟城主朝比奈駿河守信置、之を見て其兵を追躡し、遠目坂に抵る。時に親吉、石川數正・酒井重忠・松平康親・牧野康成・内藤家長等と與に、奮鬪して敵首八十級を獲たり。十年十二月、甲斐の郡代と爲り、一萬三千石の領地を賜ふ。十一年八月、信州佐久郡の一揆蜂起す。親吉鳥居元忠と與に、甲・信二州の兵を率ひて、勝間砦に迫り、屢々之を攻む。十二年長久手の役、親吉、鳥居元忠及び武川衆と與に、甲斐を守衛す。十三年閏八月、信州上田城に眞田昌幸を攻めて克たず。家臣尾崎某兄弟戰死す。親吉等、藤森に退き、隊伍を整ふ。次いで軍を收む。此頃武田の遺臣今福某、甲斐に潛居し、陰に謀を廻らす。親吉密に之を招き、終にこれを殺す。十六年四月、從五位下に叙し、主計頭に任ず。十八年五月、小田原の役、親吉を本多忠勝・忠政・鳥居元忠・植村泰忠と與に、武州岩槻城を圍む。親吉搦手に向ひ、隱居曲輪に進む。時に城兵二人城外に在り。親吉が兵之を討たんとす。旗奉行之を制して曰く、彼兵の城に還るの途を知るを得ば、我兵を進むるに利ある可しと。乃ち其兵の退路を見るに、簀を塁中二條に敷き、戰道と爲す。親吉の兵彼等に追躡して、城に入り、苦戰して隱居曲輪を奪ふ。進んで本城に入らんとするや、敵城門を閉して、鐵炮を放つ。是に於て親吉、兵を隱

廐橋城三萬三千石に封せらる

甲斐に轉封す

居曲輪に集め、堅く之を戍る。此戰や從士の死する者十四人、敵首四十七級を獲たり。家康之を賞して、感狀を賜ふ。八月封地を徙して、上州廐橋城を賜ひ、三萬三千石を領す。後麾下の士を五組に分たれ、親吉、井伊直政・本多忠勝・榊原康政・石川康通と與に、其隊長と爲り、京師及び伏見に交替す可きの令を下さる。文祿二年、朝鮮の役、肥前名護屋に供奉す。四年家康の八男仙千代を賜はりて、養子と爲さしむ。慶長五年關ヶ原の役、居城廐橋に在りて上杉景勝に備ふ。六年二月、封を改めて甲斐に徙され、三方ヶ原の地を加恩ありて、新に府中城を築く。是年竹川の士十四人を預けられ、又從士八人を義直に附屬せらる。八年正月、甲斐を義直に賜ふの時、親吉を附屬せられて、國政を沙汰せしむ。十二年閏四月、義直封を尾州に移さるゝに依り、親吉も亦府中を更めて、同國犬山に轉じ、六萬石の地を加へられ、總て十二萬三千石を領し、清須城に在りて、國務を沙汰す。十五年義直、名古屋城に移さるの時、親吉は其二九に住す。十六年親吉病に罹る。十二月秀忠、使を遣はして、病を問ふ。危篤に及び、親吉城中に死せんことを憚り、乘輿して私邸に還り、晦日卒す。年七十。三州碧海郡桑子村妙源寺に葬り、平田院越翁休岳と諡す。又別に塋を名古屋平田院に建つ。親吉曾て在世の間に子無し。終に家絕

す。後義直、親吉が爲めに名古屋に一寺を建立し、法號を以て寺號と爲す。養子仙千代(家康八男)慶長五年三月、大坂に於て逝く。年六。高岳院華窓林陽と謚す。厩橋正幸寺に葬る。後轉封に際して、墓を新封地に移せり。後名古屋に一寺を剏し、高岳院と號す。今仙千代の墓も、亦此寺に存す。(重修譜・野史。)

照氏—照親—氏信—某—氏貞—泰元—光吉—重益—親重—親吉—仙千代

　|親基　|正廣

　|親長　|康重

　|親弘　|康長

二　酒井(家紋は劍酸漿草)　(慶長六—寛延二年)

重忠(しげただ)　三河の人なり。姓は源氏にして、松平廣親より出づ。廣親、信親を生み、信親家次を生み、家次清秀を生む。世々與四郎と稱す。清秀の子正親、雅樂助と更め、累世德川氏に仕へて、社稷の臣たり。勳勞群を超え、聲價籍甚たり。正親、信忠・清康・廣忠の三君に歷仕し、家事大小となく悉く議に預る。長子常永病ありて

仕へず。重忠は次男なり。小字は與四郎。河內守・右兵衞大夫たり。天正八年五月、麥を田中城外に刈る。敵持舟寨より出でて追蹤す。重忠部下と反撃し、首級を獲て還る。十八年小田原の役、前鋒と爲る。八月川越城一萬石を賜ふ。慶長六年二月、廐橋城に徙され、封邑を加へて、三萬三千石と爲る。大坂の兵起るや、重忠命を受けて、江戶城を守る。元和三年七月二十一日卒す。年六十九。廐橋龍海院に葬り、脩廣院傑叟源英と諡す。

廐橋城三萬三千石を領す

忠世　元和三年七月、父に繼ぎ、其封祿を承く。寬永十三年三月卒す。詳しくは那波藩の條下を參照せよ。

忠行（ゆき）　小字は萬千代。忠世が男なり。元和元年、叙爵して阿波守と爲り、寬永十一年七月、從四位下に叙せらる。寬永十三年、父の卒後家を繼ぎ、其年十一月十七日卒す。年三十八。龍海院に葬り、松巖院雪窓玖白と諡す。

忠淸　小字は與三郞、次に熊之助と更む。寬永十四年正月、父に繼ぎ、寬永十五年冬、廐橋城十萬石を領し、二萬二千五百石を弟日向守忠能に分つ。叙爵して河內守と爲る。十八年秋、從四位下に進み、二十年七月、侍從に任ず。慶安四年十月、少將に轉じ、雅樂頭に更む。承應二年閏六月、重事には老中と與に連署すべき命

を受く。寛文三年二月、領地三萬石餘を加へらる。六年三月、連署を罷め、大老に補せらる。延寶八年四月、領地二萬石餘を加へられ、都て十三萬石(三)を食す。五月將軍家綱大漸、嗣君未だ定まらず。忠清及び老中稻葉正則・大久保忠朝・土井利房・堀田正俊等會議し、或は將に正仁親王を京師に迎へんとす。正俊次を離れて曰く、何すれぞ其れ然らん。三藩の在るあり。且つ親は館林君あり。何故に因なき親王を邀へ取り、以て我大統に備ふ可けんやと。議乃ち決し、館林君を迎ふ。是に於て忠清旨に逢ひ、職を罷め、退いて大塚の別第に居る。天和元年五月十九日卒す。年五十八。龍海院に葬り、大呂院長得源成と諡す。忠清箕裘を承け、善く祖先の節度を守り、諸家の舊格を料理し、不過を登庸す。板倉重矩・戸田忠昌を勸め、又甲斐庄正親・北條氏平・水野忠增を擇んで之を舉ぐ。皆其任に適せり。忠清家光を輔佐して、威儀嚴肅、寡言敦整なり。土井利勝・青山忠俊候仕し、忠清の出づる每に、二人手を束ね、容を改むと云ふ。（藩譜・同續編・野史・前橋風土記前附。）

忠擧(三) 初名は忠明。小字は與四郎。忠清の男なり。明曆二年、始めて將軍に謁し、寬文元年冬、叙爵して河內守と爲る。四年九月、奏者の班に加へられ、從四位下に陞る。八年十二月、新に領地を賜ひ、十年冬侍從に任す。天和元年、家を繼ぎ、

封十二萬石を食み、弟下野守忠寛に二萬石を分與す。是年六月、出仕を停められし事ありしが、十二月宥さる。是より先き越後守光長が家士訴訟の事、父忠清執政の職に在りし時沙汰せし所、其失あるによりきと云ふ。是年領内に切支丹の制札を建直す。寸法横二尺、竪一尺一寸五分、厚九分なり。表には奉行と書す。是より先き表に藩主の名を書せしを、更めて裏に片寄せて小さく名を書せり。

切支丹の制札を立つ

又城下十二箇所に、領分百姓町人下馬の高札を建つべく仰出さる。三年十月三日、前橋本町三箇所にて永代市を立つることを令す。但士人は市に行くを許さず。貞享二年、前橋町奉行・代官等に令し、領分の百姓町人にして、途に士人に遇ふ時は、笠被り又は乘打するを禁ず。若し令に違はゞ、逮捕して市に晒し、其後牢舍せしむ。

永代市を立つることを令す

四年春忠擧、寺社奉行を兼ぬ。是年藩令して曰く、「(一)領分の寺方にて庫裏姥と稱して、若き女を置くは、法外の至なり。以來老女たりとも、之を差置く可からず。(二)領分百姓の子を出家の弟子と爲す可からず。若し已むを得ざれば、願出て許可を經べし。(三)領分の者他所に出て、奉公することを禁ず。」元祿二年秋、忠擧病に依りて、兩職を辭す。是年領分百姓に令して曰く、「(一)神參りを停止す。但し已むを得ざる時は、其未だ拜借金を爲さゞる旨、名主・組頭加印の上屆出づ可

貞享四年の藩令

社倉の設置

前橋領の暴風

し。(二)見物の場へ參る可からず。(三)身代輕き百姓、田地を子どもに分つことを停止す。(四)長の暇を取り、江戸其外へ赴くとも、跡々親類請合に立つ可からず。(五)社倉の事。　社倉とは、毎年其村の氏神に米穀又は代物を少々づつ納めおき、飢饉等出費多き際、之を用ふるものにて、村の爲めによく心得べきことなり。」同十一年二月忠擧大留守居に補せられ、雅樂頭に更む。　十二年二月、職を罷められて、溜詰に准せらる。　八月十五日暴風ありて、前橋領潰家町在併せて五千二百七十六戸、死者八人を出す。　寶永二年、京都の使を奉仕し、左近衞少將に進む。　四年秋私墾の田二萬石を以て、本領に加へられ、十五萬石と爲る。　是冬致仕して、勘解由と稱す。　享保五年十一月十三日卒す。　年七十三。　龍海院に葬り、咸休院諄良源傳と諡す。　忠擧初め奏者番たるや、毎に西湖間に候す。　父忠清大老と爲り、衆皆畏服す。　忠擧弱冠より、晨明騎を馬埒に試む。　暇日ある毎に、劍法を修練し、食後憩息少時にして、之を學び書を講し、聊も懈倦の色無し。　群臣を誘うて、業を修めしめ、毎に適子忠相の多病にして、父に似ざるを憂ひきと云ふ。　又常に佐藤直方を召して、文を修む。　忠擧の世、廐城の名を更めて前橋と稱す。(三)

忠相　初名は忠匡、次に忠貞と更む。　小字は與四郎。　忠擧の男なり。　天和三

年冬、叙爵して内匠頭と爲る。元祿十四年冬、從四位下に叙し、寶永四年冬、雅樂頭に更む。五年正月十五日卒す。年四十二。龍海院に葬り、永昌院光運源穆と謚す。

親愛(よし)　初名は忠良。小字熊之助。次に與四郎と改む。忠相が男なり。寶永五年二月、家を繼ぎ、十二月叙爵して、雅樂頭と爲る。六年冬、從四位下に叙し、享保五年四月致仕し、十八年三月晦日卒す。年四十。龍海院に葬り、大葉院柏樔源樹と謚す。

親本　初名は忠虎、次に忠丘と更む。小字外記、又與四郎と改稱す。實は一族飛驒守忠菊が嫡子にして、親愛が養嗣と爲る。享保元年八月、始めて將軍に謁し、四年冬叙爵して、阿波守に任じ、父が致仕せし年、家を繼ぐ。六年冬、從四位下に叙し、雅樂頭に更む。十三年春、侍從に任ず。今年立坊ありて、京都の使者を奉仕せしに依りてなり。十六年九月四日卒す。年二十七。龍海院に葬り、臺雲院明應源光と謚す。

忠恭(すみ)　初名は忠知。小字は直之助、次いで刑部と更む。實は忠菊が四男にして、親本が養嗣と爲る。家を繼ぎて、其年十月、將軍に謁し、十二月從五位下雅樂頭

に任ず。十七年冬、從四位下に陞り、元文五年夏、大坂城代と爲り、延享元年五月、宿老の職に進み、侍從に任じ、西城に附けらる。明年九月、老中上座と爲り、寛延二年正月、溜詰に列し、姫路城に移さる。寶暦十二年、卽位式に際して、京師に使し、少將に任ず。安永元年七月十三日卒す。年六十三。龍海院に葬り、古岳院忠峯源碩と謚す。（直泰夜話・前橋風土記・上毛及上毛人。）

正親―重忠―忠世―忠行―忠清―忠擧―忠相―親愛―親本―忠恭……〔姫路藩〕
　　　└忠利―忠勝……〔小濱藩〕
　　　　　　　　　└忠能
　　　　　　　　　　└忠寛……〔伊勢崎藩〕

（一）松平清康、嘗て一寺を岡崎城外明大寺村に建て、龍海院（俗に是の字寺と云ふ。）と號す。酒井正親をして檀越たらしむ。重忠川越に就封するに及び、龍海院を同地に移す。重忠廐橋に轉封するに及び、其年十月、一寺を城北岩神村に建立し、龍海院の寺號を移す。萬治元年、祝融の災に罹り、寺域を現在の紅雲分に移し、重忠以後世々酒井氏の香華院と爲す。（前橋風土記・前橋史。）

（二）寛文四年四月酒井忠清に賜はりし知行目錄は左の如し。（寛文印知集）

上野國

群馬郡之内　五十四箇村

徳丸村　宗甫分村　山名村　小泉村　嶋野村
宮地村　市坪村　中大類村　沼上村　上手村
阿内村　天川村　下大類村　上新田村　角淵村
宿阿内村　六供村　上瀧村　下新田村　茂木村
榺島村　後閑村　下瀧村　與六村　公田村
佐鳥村　新堀村　八幡原村　齋田村　箱田村
東善養寺村　房丸村　中齋田村　板井村　京目村
西善養寺村　力丸村　福島村　瀧新田村　宇貫村
横手村　公田村　南玉村　瀧村　飯嶋村
前代田村　朝倉村　箱石村　八幡原村　岩鼻村
紅雲分村　天川原村　下宮村　川井村

高三萬四千二百三十石八斗

那波郡之内　二十四箇村

長沼村　蓮沼村　宮子村　富塚村　小泉村
馬見塚村　八斗嶋村　藤川村　除村　丹良塚村
大正寺村　山王道村　戸屋塚村　堀口村　北今井柴村

上福嶋村	樋越村	田中嶋村	飯嶋村	今村
阿彌陀寺村	田中村	下道寺村	下福島村	

高一萬千九百四十三石八斗三升

勢多郡之内　百二十五箇村

上泉村	石關村	小坂子村	箱田村	片貝村
樽村	棚下村	大嶋村	八崎村	三俣村
猫子村	龍藏寺村	上野村	日輪寺村	瀧久保村
永井小川田村	下細井村	岩神村	青柳村	荻窪村
勝保澤村	不動堂村	荒井村	原村	小泉村
溝呂木村	小暮村	清王寺村	米野村	長磯村
三原田村	嶺村	眞壁村	引田村	中龜村
持柏木村	勝保村	田口村	横室村	小嶋田村
南室村	上細井村	關根村	才川村	筧井村
田嶋村	五代村	川端村	石井村	女屋村
下小出村	小神明村	沖村	漆窪村	小屋原村
荒牧村	鳥取村	上小出村	幸塚村	増田村
野中村	瑞氣村	萩村	北代田村	今井村

堀下村　富田村　荒口村　江木村　宮關村　茂木村　堀越村　泉澤村　上大屋村　樋越村　川原濱村　下大屋村　大室村

荒子村　飯土井村　二宮村　市關村　柏倉村　鼻毛石村　大前田村　馬場村　室澤村　板橋村　苗ヶ崎村　關村　月田村

奥澤村　谷村　野村　山上村　武井村　磯村　小林村　中村　深津村　前皆戸村　田面村　一日市村　女淵村

太田村　茂呂村　根利村　見立村　淵名村　上植木村　波志得村　伊豫久村　百々村　安堀村　宮田村　森下村　糸井村

柄窪村　下植木村　伊勢崎村　中島村　小柴村　境村　川端氣村　木嶋村

高五萬九千六百八十石六斗二升

緑野郡之内　二十一箇村

上戸塚村　下戸塚村

本立石村　岡村

中村　肥土村

下栗須村　小林村

森新田村　矢場村

牛田村―根岸村―鮎川村―淨法寺村―
木動堂村―川除村―篠塚村―藤岡村―
下動堂村―東平井村―中栗須村―

高八千四百五十三石九斗

碓氷郡之内豐岡領八箇村
上里見村―下里見村―町屋村―八幡村―
中里見村―上大嶋村―板鼻村―鼻高村―

高三千五百八十九石六斗九升二合

多胡郡之内
吉井村

高百八十五石五斗

武藏國

豐嶋郡之内　二箇村

高二千百石六斗三升二合

榛澤郡之内　一箇村

高千石

兒玉郡之内　一箇村

高三百七十七石九升七合

相模國

御浦郡之内　十二箇村

高三千四百三十八石五斗二升九合

近江國

野洲郡之内　二箇村

高千七百十八石七斗一升二合

蒲生郡之内　一箇村

高三百三十三石四斗五升

栗太郡之内　九箇村

高二千九百四十七石八斗三升八合

都合拾三萬石

（三）直泰夜話に曰く、「前橋は往古は廐橋と申候。平岩殿など在城の節は、利根川細くして、廐廓より利根川に橋をかけて、古市村の方へ往來有し故、廐橋と申候由。成休院様御代、公儀へ御届申上、前橋と文字を御改被遊候。」

三　松平（家紋は丸に葵）　（寛延二－明和四年）

朝矩　結城秀康（将軍秀忠の兄、越前家の祖）の五男大和守直基を祖とす。寛永三年叙爵し、結城を改めて、松平を稱す。十二年十一月、越前國大野城五萬石を賜ふ。正保元年正月、山形城十五萬石（一説には十萬石）に轉封し、慶安元年六月、又姫路城十五萬石に徙る。其子大和守直矩、家を繼ぎ、慶安二年六月、越後國村上城に移り、知行故の如し。寛文七年六月、舊領姫路を賜ふ。天和元年、宗家越前守光長、家司爭論の事に依り、罪を獲るに及び、直矩連坐の罪を得、六月閉門を命ぜられ、明年宥免ありしも、其所領の過半を削られ、豐後國日田七萬石に轉封す。貞享三年七月、山形城を賜ひ、三萬石を加へられ、併せて十萬石を食む。元祿五年七月、陸奥國白川に移され、五萬石を増して、昔の如く十五萬石と爲る。直矩の子大和守基知、家を繼ぎ、正保二年、弟求馬知清に所領の中、私墾田一萬石を分つ。知清が子明矩、基知が後を承け、寛保元年十一月、姫路城に移る。朝矩は明矩が子なり。初名は直賢。小字又太郎、次に嘉太郎と更む。寛延元年十二月、家を繼ぎ、年尚幼なるを以て、二年正月所領を移され、前橋城を賜ふ。是冬叙爵して、大和守と爲る。明和二年、京都への使者

を奉仕し、侍從に任ぜらる。四年閏九月十五日、川越城を賜ふ。是れ今までの城池前橋は、利根川の流に侵蝕せられ、地形變化し、是より先き寶暦の末、檢使を下して、調査する所ありて、已むを得ざるべしとて、此地を賜ひしなり。明年朝矩、始めて入部せしが、六月十三日、川越に於て卒す。年三十四。靈鷲院拈華微笑と謚す。

直恒　小字は千太郎。朝矩が男。明和五年七月、僅に七歳にして家を繼ぐ。安永六年九月、始めて出仕し、十二月從四位に叙し、大和守と爲る。寛政元年十二月、侍從に任ぜらる。文化七年正月十六日、江戸溜池の邸に逝く。年四十九。川越喜多院の無量寺に葬り、俊德院仁山良義と謚す。

直溫　小字は龜三郎。直恒の男。文化七年三月、十六歳にして遺領を襲ぎ、大和守と爲り、從四位下に叙し、やがて侍從に任ず。文化十三年七月二十八日、川越城に於て逝去す。年二十二。無量寺に葬り、馨德院大振聲光と謚す。

齊典(なりつね)　初名は矩典。幼名は乙之助、後德之助と更む。實は舍弟にして、直溫の後を承く。寛政九年十一月二日、江戸溜池の邸に生る。從四位下大和守と爲る。やがて侍從に任じ、次いで從四位上少將に叙任す。天保十一年十月、出羽國庄內に轉封を命ぜられしが、翌年七月、更に令ありて、所替を停められ、特旨を以て二萬

石を加へられ、先知と併せて、總て十七萬石を領す。十三年八月、加増の封地、武州入間郡四箇村、高麗郡八箇村、比企郡廿二箇村、埼玉郡十一箇村、合計四十五箇村、高合二萬千四百三十一石三斗七升五合七勺四才を引渡さる。同年同月三日、相州御備場を引受け、警固の命を蒙る。弘化三年八月三日、是より先き、異國船浦賀に渡來の際、御備場に赴き、警衛向差圖ありて、盡力せし趣、將軍之を聞き、此に至りて其勞を賞し、時服を賜ふ。同年四月十六日、川越城火あり。嘉永二年十二月、特旨を以て大廣間席に命ぜられる。齊典天資英明、夙に文武に志し、和漢の古典に渉る。松平樂翁・伊達遠江守・眞田信濃守・九鬼和泉守・松前志摩守・中川修理大夫・松平修理大夫・松平宮內大輔・水野越前守等、當時の名君賢相と交はること厚し。其封を紹ぐや、內は藩士を奬勵して、一藩の弊風を革め、外は天朝を尊びて、藩屏の任を盡さる。其功績の多き、枚擧に遑あらず。嘉永二年、危篤の報傳はるや、將軍家慶、奏者番石川日向守をして慰問せしめ、左日薨去に際し、又奏者番西尾隱岐守をして、弔意を傳へ、香奠白銀三十枚を賜ふ。嘉永三年正月二十四日、靈柩江戶を發し、二十六日川越の孝顯寺に於て葬儀を營み、二十九日同地仙波無量寺に埋葬す。諡して興國院殿懿德協和と曰ふ。大正元年十一月、天皇兵を武藏野に閲し、川越

に駐泊し給ふ際、侯の舊勳を追賞し從二位を贈らる。

典則　初名は典術。小字は誠丸。齊典の男。天保七年正月廿三日、江戸溜池邸に生る。嘉永三年三月、遺領を繼ぎ、相州の御備場御用を命ぜらる。六年十一月十四日、異國船防禦の爲め、臺場を建設せらるゝに就き、內海警備を命ぜられ、一之臺場を預けられ、大砲打方を練習せしめらる。此時一萬兩を下附せられ、高輪村松平駿河守上り地、竝に抱屋敷等を陣屋として賜ふ。安政元年八月、眼病に由り、水戸中納言の弟八郎麿を養子と爲し、隱居す。安政四年、靜壽齋と改稱す。元治元年八月、川越を發し、九月前橋城に入り、三之丸に住す。明治五年四月二十六日、群馬縣廳を本城に移置せらるゝに就き、三之丸の住居を撤し、柿ノ宮に移住す。明治六年三月二十六日、住居燒失に就き、十月再築し、此に移る。明治十年十月、東京麴町區二番町四十八番地に移る。明治十六年七月二十四日逝く。年四十八。東京下谷區泰宗寺に葬式を行ひ、谷中村の墓地に葬る。法號を松林院堯雲義典と曰ふ。

直侯　小字は八郎麿。實は水戸中納言齋昭の八男にして、典則(誠丸)の養子と爲る。天保十年正月江戸に生る。安政元年家を繼ぎ、從四位下侍從大和守に敍任

す。文久元年十一月、病を以て隱居し、同月十日卒す。實は八月十五日逝く。年二十三。川越孝顯寺に葬儀を行ひ、喜多院に葬る。諡號を建中院義恩黎懷と曰ふ。

直克　初名は賴敦。幼名は富之丞。直侯の女婿。實は久留米藩主有馬玄蕃頭賴德の五男なり。天保十年二月二十六日、江戸の邸に生る。文久元年八月、直侯の養子と爲る。直侯が養女を室と爲す。年寄太田半右衛門、之が傳たり。大藩小金吾・井内源右衛門・服部助左衛門、側役となる。二年二月、始めて將軍家茂に謁す。是月老臣稻葉隼人に秩二百石、年寄太田半右衛門に百石を加増す。二人厚く心を財政經濟に用ゐて、先侯の深意を貫徹したる結果、家中の支給其他、將來の餘裕を確立するに至る。是に於て此賞あり。五月始めて入部あり。家中一統を城中に召し、親書を示して曰く、

今般初入部致し、孰れも安堵たるべし。予も大慶なり。時節柄難澁の處、一和相勸むるは滿足の至。申迄は無之ども、萬事作法正しく、若年の者稽古相勵み、諸事謙讓厚く心掛くる事、專要と思候。此旨何れもへ申聞すべし。

八月領地の農商篤行貧窶の者、七百五十人に賞恤の金を賜ふ。九月職員以上を城中に召して、時勢の變遷を陳べ、諭す所あり。十一月藩政の改革を行ふ。

直克藩制の改革を行ふ

其概要は左の如し。

大役人を遊隊と改め、其頭を職高三百石、席次を番頭の次座とす。徒士頭の兼務を罷め、役高三百石、席次を奏者番の次座とす。下代を銃隊と改め、其支配即ち頭二名を置き、役高百五十石、席次を物頭の次座とす。番外は勤務五十年を以て、士班に陞るを廢し、職務を執る者或は文武特行拔群の者を擇びて、士班に入らしむ。與力も亦年數を廢し、前項の如くす。弓組を廢し、總て鐵炮に更む。長柄竝に浮組滿十年の者は、給料五石を進む。

樋口三郎左衞門を遊隊頭、安井聞吉を徒士頭、猿木十郎左衞門を小遊隊頭、里見半輔を觸流、岩倉彌右衞門・鹿沼泉平を銃隊支配と爲す。此時直克遊隊頭及び徒士頭に訓令して曰く、

大小役人、（即ち遊隊及び小遊隊。）從來算筆を專務とし、武事に心を用ひず、隊伍に加はらざる慣例なりと雖も、今席名を改めしは、有事の日、一方の任に用ふべきの用意なれば、武事に心を用ふるを要す。又徒士は古來武を以て基本とし、非常の節は藩主の馬前を守り、平常は供先の守護を專務とす。然るに太平の久しき、自ら心を武事に用ふるに薄し。今舊習を一洗し、薙刀の演習は素より、專ら武事に心を委ねんことを要す。

又城代に訓令して曰く

從來配下に失事ある時は、頭支配にて處分すと雖も、追放・暇等の如き重科に於て、豫め罪科を記し、政府に出すべし。

又武術の師範を居室に召し、諭して曰く、

當今興文振武の節、教導一層心を用ひ、有用の人物を養生すべし。又他流試合も、從來禁止せりと雖も、當時勢に在りては廣く修業し、彼是の長を採るを肝要とす。故に流派に依り、今後之を命ずることあらん。其心を以て門弟を教諭すべし。

兒玉判左衛門を物頭となし、作事奉行田忠之丞を免して、桑原勇太夫を其跡役と爲す。十二月十五日、直克從四位下に叙し、侍從に任ぜられ、大和守と更む。是月前橋城再築の願書を幕府に呈出す。其書の大意に曰く、

前橋城再築の上願

前橋城は、寛延中、大和守朝矩、姫路より移り居しが、當時利根川の水流、本丸を衝くを以て、三之丸に居住せしも、猶河岸崩壞して、終に住居し難く、明和四年に至りて廢城し、川越城を賜はりて、之に徙れり。是時より前橋領七萬五千石餘を分領とし、陣屋を置けり。爾來力を水防に竭し、以て天保年中に至る。此間水理を測り、舊流を塞ぎ、新流を穿ち、變勢を試みしに、其効や空しからず。現今に至りては、水流全く新

水脈を走るに至れり。抑も廢城は河流の爲め已むを得ざるに出しも、當家居城の時に及んで、古來の一城を廢す。領民の悲歎、今猶停め難し。是れ眞に遺憾の事なり。城廓を備ふべき要地なれば、人工を以て水勢を防ぐを得たる上は、再築を爲さんと思ふこと切なるを以て、屢〻上願せんと欲せしも、積年困乏の藩經濟を以てしては、業容易ならざるが故に、毎に緘默を守らざる可からざりき。而るに今や幕府大變革を斷行せられ、參勤を廢し獻備を廢し、家族を國邑に放つ。是れ畢竟華を省き簡に就き、文武を更張し、兵備を整頓せらるゝの主意ならん。弊藩の政經を慮るに、今の川越城を以て足らずとするに非ざるも、該地は小藩の居城にして、内外の規模頗る狹小なり。乃ち幕旨を奉じて、家族及び在府の臣を移し容れんとするも、其地無し。戎事操練亦演ずるの所なし。士氣を振揚し、武事を鍛練するは、必ずしも地勢を選ばずと雖も、都府至近の地にて領地分裂せば、人氣自ら散じ易く、石高相應の實力を備ふること難し。依りて今回改革の主意に據りて、節約せる費額を基礎とし、家中及び領民等の力を併せ、必至の才覺を盡し、以て古城趾を起し、衆力を萃めて、之を修築せんと欲す。而して舊領の地を該所に賜ふに至らば、封祿に應じて、藩力を整へ、隨つて士氣自ら振興せん。抑も前橋の地は、山川曠野に富み、武事を練るに適す。且つ川越を隔つこと僅に十八里。一旦緩急あらば、府城の勤を奉ずることも、

川越に大差無し。もし前橋城にして工成らば、川越城を返上し、且つ其城下の地を除き、其餘を前橋領に於て賜はるを得ば、欣幸之に過ぎず。幕旨に基づき、積年の企望を果し、闔内の一城を復舊し、一は幕府の稗益と爲り、一は用途に充つを得ば、是れ公に奉ずるの一端たらん。有志が悃願の意を斟酌ありて、古城再興の事を公裁あらんことを冀ふ。

藩制改革追加數條

文久三年、白井宣左衛門納租法改正に就き、配下の役員に指揮行き届き、收稼を益せしを以て、秩五十俵を加増せらる。伊藤林内も亦同件によりて五石を加増せらる。和田玄浩は侯齊典以來の功勞を賞し、高百五十石を賜はる。二月二十七日、藩改革數條を追加す。

(一)婚禮の席、目附臨檢を廢す。依りて招客も伺出づるに及ばず。

(二)婚禮の着服、模樣に限らず紋付にても可なり。

(三)年始・暑寒、藩主を候問するを廢す。

(四)家督・遺跡・婚禮に肴獻上の節、呈狀を停む。

(五)出火の節、職員は野袴・裁付襠・高袴、取交へ着用して可なり。

(六)祝式及び佛事の關、闔連の者は定員外にても、當主限り招くも可なり。

英艦渡來に就き幕府の命を受く

三月三日、幕府大目附より達ありて曰く、今度英艦數隻、神奈川に來り、書翰を以て要求する所あり。若し八日までに決答なくば、船將の職務を斷行する旨を通ぜられたり。是れ容易ならざる事件なれば、應接の狀況により、兵端を開かんも測り難し。故に命令一下、直に出師し得べく準備を爲すべし。但し將軍江戸に在らざるを以て、猥りに動搖せざる樣、末々まで諭示せよ。本令に據り、川越よりは一番士及び六番士の三隊、又江戸邸よりも人數を高輪陣屋に出して警衞す。五月幕府大目附より達ありて曰く、禁裏御所守衞として、十萬石以上の輩より、一萬石に就き家臣一人の割を以て、身體强健、品行方正にして、勇敢なる者を選拔し、京地に差出すべし。其取締は主人之に任じ、一年を以て交替すべし。又今回攘夷期限決定し、何時兵端を開くやも測り難き切迫の折柄に就き、嚮に仰出されたる御守衞兵の規則は、各藩到達の上仰出さるべけれども、先づ五人に伍長一人、廿五人に隊長一人づつを以て、其員を定め、十萬石に乘馬二疋、大砲一門、小銃三挺の割を以て準備すべしと。此令に據り、各武藝の師範をして、門弟の內より各〻四五名の士を繰出さしめたり。

御親兵を命ぜらる

六月十九日、嚮に選拔せられたる藩士に、御親兵を命ぜらる。深澤鐵介其隊長と爲り、（十月九日免ぜられ、次いで奏者番と爲る。）有野三鋏・齋藤衞天、其伍長と

直克御用談所出仕を命ぜらる

前橋築城の許可

前橋築城の免狀交付せらる

爲る。隊長は藩頭格四百石を賜ひ、場所柄厚く心を用ふべき旨諭達せらる。九月直克登城を命ぜられ、老中列座の上、有馬遠江守道純を以て仰出されて曰く、以來繁々登城致し、心付の件申聞けられべき御用筋御談に及ぶ可し。尙又御用の節、御用談所へ罷出づべしと。是月京都に於ける各藩選士貢獻は、自ら費用相嵩み疲弊の端と爲る恐あるに依り、差戻さるゝ旨諭達あり。十一月七日、前橋築城の件許可せらる。曰く「前橋城成功引移りの上、川越可差上候。尤も追て模樣次第、城付の分村替被仰付義も可有之」と。乃ち此件に關し、隣藩沼田・高崎・伊勢崎へ使を遣はして、此事を通ず。是月常州屯集の浪士等、近く赤城山下に來集せんとする風聞ありしを以て、幕府令ありて、道路・渡船等取締方を達せらる。尋いで又追達あり。曰く、浪士赤城山麓に集るの風說にして、若し果して眞ならば、各領分取締を油斷すべからず。卽ち兼ねて人數を配置し、萬一附近の御領・私領に異變起らば、速に召捕り又は討取り、時宜に從つて處置す可しと。十二月廿日、老中板倉周防守勝靜より、前橋築城の免狀を渡さる。其文に「上野國前橋城本丸・二之丸・三之丸・外郭・土居堀、並車橋・馬出土居堀、東南兩馬出土居堀等、土居築之、堀掘立之事、繪圖書付趣、得其意及言上候。願之通以連々可有普請候」とあり。是日白井宣左

直克將軍に陪して上京す

衞門・三田村六太夫、築城普請掛を命ぜらる。廿七日將軍家茂上洛す。此日直克供奉として、軍船に陪乘し、品川海を發せらる。直克に從行の藩士は、番頭一番堀中均之丞、徒士頭安井聞吉、旗奉行常盤甚五兵衞、持筒頭手塚權兵衞・行方新左衞門、先筒頭橋本深美、銃隊支配鹿沼泉平等にして、各配下の士卒を率ひ、皆陸路上京せり。

直克橫濱鎖港用向主任取扱を命ぜらる

元治元年二月四日、直克參內して龍顏を拜し、天盃を賜はる。五月朔日、從四位上に叙し、少將に任ぜらる。此日橫濱鎖港の用向主任取扱を仰せ付られ、水戶中納言と申合せ成功あるべく、右は朝廷より仰出されたる事故、格別に精勵して成功を遂ぐべき旨の台命を蒙る。二日將軍家茂に隨從して參內し、龍顏を拜し、天盃を賜はり、刀一口を拜領す。是に於て直克は將軍に先んじて東歸せんとし、四日京都を發し、大坂に至り、幕府の軍艦に乘じて、翌一日大坂を發す。海上烈しき風波に遇ひて、漸く九日品川海に入り、十日金杉より上陸し歸邸す。其後幕命に依りて、鎖港の意見書を呈出す。其略に曰く、

橫濱鎖港に關する直克の意見書

鎖港は兵力を以て斷行するの義に非ず。厭くまで情實を盡して、已むを得ざる所以を交涉せざる可らず。蓋し情實とは、近來貿易の進展に連れて物價騰貴し、國

内の民心和せず、之が爲めに慷慨悲忿の輩、私黨を結び、攻撃を企て、又は四方に遊説するあり。其不平の情、國内に充滿して、既に制し難きに至らんとす。是れ要するに、國民の頑固と幕威の衰退とに因らずんばあらず。今諭し難きの勢に對し、強いて之を制せんと欲せば、國内益々動亂して、内は萬民の苦難と爲り、外は從來の和親を破るに至らんこと必せり。故に人心を持し、和親を永續せんには、横濱港を鎖し、長崎・箱館にて國力相當の物品を以て交通するの外なし。彼眞に懇親を求むるの意あらば、我が困苦の情態を察し、之を承諾す可きは當然なり。既に鎖港に關して、使節を本國に派遣せしも、國内今に和せず。政府の興敗日々に切迫せるを以て、交渉の趣旨を仔細に述ぶるを望む。我にして修飾を加へず、鄭寧反覆、諄々として開陳する所あらば、彼も亦奚ぞ承服せざることあらんや。ミニストルは本國の命なくして、遂に之に應ずるは難からんも、邦内の事情此の如く切迫せる上は、已むを得ず休商し、後彼が本國に通ぜんも可なり。此大意を盡して交渉せば、我より事を破る義なく、又彼よりも破るの理由なし。斯くして萬一我情實苦衷を察せず、彼兵端を開かば、曲は彼に在りて、恐るゝに足らず。抑も鎖港に對して、之が斷行の要素は、一に上下一致し、二に情實を顯し、三に虛喝に恐れず決斷し、四に若し兵火を交ふるに至らんも、我より事を破らざるを專一とす。

其後直克は屢〻水戶中納言及び閣老と議する所ありしも、當時常野の間、水戶浪士の亂ありて、幕議浪士討伐の說を持し、鎖港談判の難事を後にせんとす。直克之を憂へ謂へらく、鎖港は本なり、常野の事は末なり。鎖港の事成らば、賊等は自ら鎮靜せん。今重大の交涉を措いて、國內に干戈を動かさんとするは、策の得たるものに非ずと。乃ち大に反覆討論す。閣老等決せず。直克憤然意を決し、六月三日將軍に謁して、事情を縷述し、職員を更迭せんことを請ふ。將軍其言を容れ、歸邸の上、命を竢たしむ。翌日台命ありて、再び將軍に謁し、更に意見を述ぶ。退營の際、水戶中納言の登營に會し、互に論ずる所ありて分袂す。爾來二人の間融和せず。直克は歸邸の上、幕命の來るを竢ちしが、該件主任の水戶侯既に反對の說なる上は、直克に於ては既に施す可きの術策なく、荏苒京師の沙汰を竢つの外無きのみとなれり。此くて常野の浪士追討は、一旦之を中止し、鎮撫は之を水戶藩に託せられしも、兵力不足なるを以て、幕府の兵を藉らんとの議起る。此時に當り、講武所其他慷慨の士は、事の不可なるを訴へ、之を直克に告ぐ。水戶の支族松平大炊頭も亦、直克の英斷に依りて、出兵を沮止せんことを懇請す。十八日直克、將軍に謁して、再び幕兵を出すの不可を說く。座に老中井上正直・牧野忠恭の

直克免職

二人あり。直克の說を駁し、將軍にして若し直克が說を採用せば、臣等引退の外なしと主張し、席を去る。直克曰く、事此に至る、將軍の英斷を俟つの外なし。寧ろ冀くは臣一人を退けて、事を決せられんことをと。將軍歎じて曰く、噫、我が不肖の致す所なり。遺憾に堪へずと。直克拜謝して退く。廿一日水戶侯書を直克に裁して、暫く登營を停めんことを求む。因りて是より以後は登營せず。廿二日老中牧野忠恭の達ありて、直克の職を免せらる。

八月松平越後守預の內海警備二の臺場、松平出羽守預の五の臺場を、新に直克に預けられ、芝新網町松平越前守陣屋、及び增上寺前松平出羽守陣屋地、家とも臺場地付陣屋として賜はる。是に於て九月十日、平野與右衞門の跡組を大炮組と爲して之を備ふ、肥田金之助大炮主役と爲り、有賀務・大藤才兵衞、大炮主役助と爲る。十月廿一日、非常の節は小佛關所に警備の人數を差出すべきの幕命あり。十一月十三日、宇都宮在陣の田沼玄蕃頭より達あり。曰く、脫走の賊敗走、所々暴行し、上野國へ立入るべしとの風聞あり。由りて在所有合せの人數を出し、領內は勿論、他領までも出張し、迅速に討取るべしと。又曰く、甲州路及び中山道の方へ、多人數落ち行きしよし、速に手當を爲して見かけ次第悉く之を討取り萬一討

漏さば、他領までも附入り、討取るべく、若し等閑に附しおくに於ては、急度沙汰に及ぶべしと。是に於て本藩は越生・今市・八王寺に小遊隊二十人、足輕四隊を出す。又前橋附近へも浪士襲來すと聞き、武者奉行永山外記、遊隊十八人、小遊隊二十二人、番士二十九人、大炮二門、炮士三十一人、駒形新田に出張す。既にして浪士は下仁田に進み、高崎藩兵と戰ふ。本藩も亦兵を出す。十二月十七日、曩に常野に於て幕兵と戰うて降伏せし浪士、二百三十人を本藩に預けらる。物頭三名、兵八百餘人を率ひ、銚子港に赴いて之を領し、護送して川越に來れり。慶應元年十二月に至り、八十三人を幕府に渡す。次いで二年十二月命により五十六人を五諸侯に分渡す。

前橋城修營に就ての獻金

曩に前橋城の築城あるや、市民の其經費中へ獻金せしもの多し。即ち松井文四郎・三川伊平・田村平治右衞門は各〻七百五十兩、五十嵐喜兵衞・藤井新兵衞は各〻七百八十兩、勝山源三郎は五百八十兩、關文七は五百八十五兩、藤井久七は四百五十五兩、江原芳右衞門は四百二十二兩、齋藤慶次郎は四百兩を獻ず。慶應元年四月、及び二年六月、各賞を賜ふ。

直克家臣を諭す

五月四日、是より先き、直克老中より登城見合せの內達ありしが、此に至りて五節句・月次等、出仕苦しからざる旨內達せらる。乃ち西丸に登營して、閉居後の禮を述ぶ。此日直克直書を出して、家臣に諭す。

吾等去十一月中、内諭に依り、登城せざる處、最早其議に及ばざる旨内達あり。我等は素より一統に於ても安心せん。抑も今回の事は、事實辨明し難しと雖も、浪士に關して疑察を蒙りしことゝ察せらる。寔に家格に於て恐懼の至なり。曩日までの嫌疑は、玆に一旦散ぜしも、今後再び嫌疑を蒙ることあらば、家筋も立がたく、且つ御歴代に對して相濟まざる次第と痛心す。以後余は一層心を用ひんと欲す。就ては家中の者も亦、我等の心を察し、大政の可否を私議することは勿論、開鎖の論談を愼み、其他嫌疑に渉る事柄は、他藩人・同藩人を問はず、猥りに論談す可からず。若心得違ひにて一己の所見を主張し、論議などに及んで他に漏れ、我家の禍言を釀すに至りては、相濟まざる事故、止むを得ず嚴科に處すべき事にも相成らん。一統右の旨意を心得、謹愼すべき樣、屹度申聞かすべし。

大炮組及銃隊を改正す

六月廿一日、軍學師範田中端吾を政廳に招き、議して曰く、今般御主意ありて、大炮組は西洋式を採用せんとす。之を北條流軍法に加へて、流義上支障なきやと。端吾答へて曰く、別に西洋炮に改むるも障礙なし。方今の時勢、素より望む所なり。蓋し囑に浪士追討の際、炮銃共に西洋式にあらざれば、便ならざるを知り、物頭より改正を建議せしに依ると云ふ。次いで大炮隊四隊を設け、洋式大炮二門

づつと小銃とを、各隊に下附せらる。尚時宜に依り、銃隊のみにて出兵を命ずることあるを達せらる。依りて是等の組に和流炮術を廢し、高島流炮術を學ばしむ。

朝議幕府をして再び直克を擧げんとす

慶應元年十月九日、幕府直克を召す。是より先き老中小笠原圖書頭長行上京し、在京の閣老と、外國及び長州の處置を議する所ありしも、意見協はず、互に反目の形勢なり。事朝廷に關し、二條關白殊に怒つて曰く、閣老の意此の如くんば、幕府の爲め盡力するも詮なし。故に再び直克を擧げて、故職に復し、閣老を更迭するに如かずと。是に於て朝議一決し、終に幕府をして直克を召さしむ。而かも當時の形勢より察するに、直克の意見を貫徹し、遺憾なく之を實行するは、頗る難事なるを以て、直克病に託して、召に應せず。十一月に至り、上京の事に決す。此時栗間進平、侯の起たざるを慨し、上書して其非を難ず。是に於て進平の格祿を褫ひ、檻倉に投ず。（明治元年三月赦に遇ひ、親戚に預けらる。）期に及んで、侯病氣癒えずと稱して、上洛せず。翌二年三月三十日、終に上京を免ぜらる。五月二十二日、物頭に令して曰く、西洋銃は至便の利器なれば、追々軍制の中に採用し、組の者をも此流に改め、西洋銃を渡す可しと。此日和流を高島流に更め、洋銃を渡さる。後和流・稻富流炮

物頭に令して西洋銃を採用せしむ

物價騰貴と暴民

術は廢せらる。當時物價騰貴甚しく、窮民悲境に陷り、不穩の兆ありしを以て、六月十三日、之を救濟せんが爲め、川越廩倉の米千俵を出し、價を低うして窮民に賣下ぐ。其價錢百文に米三合とし、場を南町に開き、貧民に符を授けて、之と引換ふ。是日川越附近飯能村の河原に、暴民蝟集し、同村穀物商の家を毀ち、續いて扇町屋村に及ぶの報あり。乃ち火方徒士目付を遣して、之を糺さしむ。暴民等所澤村に抵り、又川越城下をも襲はんとするの勢を示すと報ぜらる。是に於て川越より町在奉行・銃隊支配各配下の組、及び大炮二門を率ひて出張す。十四日夕、暴民所澤の民家を破壞し、翌日未明、入間川・廣瀨の二村に至り、將に川越に抵らんとするの風說あり。依りて番頭二組・大目付・勘定奉行・兩遊隊・徒士等も出張す。暴民は尙坂戶村又は柏崎等の各所よりも蜂起せしを以て、鎭撫又は防禦の人員甚尠し。依りて急を前橋に報じて、援勢を出さんことを請ふ。此に於て物頭の二隊、並に銃隊をして、川越に赴かしむ。二十日に至り、此騷擾は終に鎭定す。然るに此騷擾の未だ終らざるに、岩鼻郡代所甘利八左衞門より報じて曰く、武州の村民數多結黨して、人家を毀ち、既に八幡山(今の兒玉町)及び上州藤岡に迫らんとす。郡代支配の者を派して、之が防禦に當らしめしも、今後の形勢に依りては、報知次第援

川越城を奉還せしむ

助の兵を出さんことを冀ふと。是に於て五料の關門に大炮三門、炮士銃隊若干を出張せしむ。八月二十四日、是より先き農兵新設の令下るや、町奉行に命じて、村民を說諭せしめしに、中には之に服せざるの村あり。乃ち此日不服の徒、武藏野大野原に集合し、將に强訴に及ばんとするの形勢を示す。依りて鄕目附を遣はして、更に說諭せしめしも、其主旨更に徹底せず、或は征長の軍に從ふものと疑ひ、容易に之に應ぜざりしが、諄々說諭の結果、漸くにして鎭靜せり。

九月十一日、幕府より命あり、當冬直克上京して、佐竹右京大夫と與に、京都警衛に就かしむ。直克病めるを以て、十月朔日、重臣に人數を附して上京せしむ。二十七日幕府老中より、直克が留守居を召し、達して曰く、

前橋城成功の上、川越城差上ぐべく命ぜらるゝ處、追々成功の趣に付、川越城差上候樣被仰出。仍て武藏・安房・上總國村替被仰付。又川越城は松平周防守へ被下旨、被仰出間、可得其意。

三十日に至り、老中井上河內守正直より直克留守居へ達あり。棚倉城松平周防守の居城。を明年正月中阿部豐後守に引渡すべきに就き、其以前に川越城を奉還すべしと。十一月五日、直克留守居を以て、老中松平周防守康直に內願書を呈す。曰く、安房・上

前橋城の修營成る

直克富津臺場守衛を命せらる

總兩國の領地を上野國に村替さるゝの處、其儘に据置かれたく、又川越附の中二萬石加增の地は、由緒あるを以て、是れ亦其まゝに据置かれたしと。かくて九日に、安房・上總の領地を其まゝ据置くことのみは指令あり。

十二月七日、前橋城本殿落成につき、今日より大廣間當番を始め、政務も亦城中に於て視ることと爲れり。是日祝酒を家臣に賜ふ。本城の起工は、文久三年五月十三日にして、竣工は慶應三年二月二日なり。（此日上使土方、副使間宮、竣工を檢分す。）年を閲する五年、人夫を要する七萬四千餘、領地の民の獻金五萬二千四百餘兩なりと云ふ。慶應三年正月廿八日、幕使土方兼三郎、副使間宮虎之助、川越に來りて城を受取り、之を松平周防守に引渡す。築城功勞者白井宣左衛門に秩五十俵を加增し、刀一振を賜ひ、安房・上總分領の町在奉行兼勘定奉行に補せらる。大藤源太左衛門に時服一襲・銀五枚を賜ふ。三月十三日直克内海二五の臺場守衛を免せられ、上總國富津の臺場守衛を命せらる。（五月廿八日、二五臺場及び附屬の陣屋を堀田相模守に引渡し、廿六日富津臺場を丹羽左京大夫より受取り、江戸住番外二十二人を富津に移す。）五月赤城山北の寒村窪本組九戸、凶作に依り食料の拜領を願出づ。乃ち村民廿七人に、五年賦返納の麥四石五斗、代金二十一兩餘を下附す。十一月江戸府内不穩なるを以て、前橋より人數を出す。因りて櫻田附近の内外を

巡邏せんことを幕府に伺ふ。

關所の廢止

明治元年三月、五料・福島・實正の關門を廢せられ、本藩限り之を守衛す。後九月に至りて、全く守衛を徹廢せり。

軍制の改革

四月十五日、軍制を變更し、銃陣を編成す。番外以上槍隊を廢し、狙擊を專務とし、遊隊の槍を廢して、遊擊隊と爲し、徒士を親衛遊擊隊と爲し、小遊擊隊を大炮隊及び護衛の遊擊隊と爲し、長柄を別手組と更め、小銃を執らしめ、從來の藩旗馬標を廢し、中白の旗に改め、旗奉行を廢し、物頭に併せ、物頭の內大炮組を廢し、悉く小銃と爲し、銃隊支配を改め、銃隊頭とし、荻野・外記二流の炮術を廢す。二十三日重職沼田勘解由、年寄渥美加六を以て、文學武術の掛を命ず。

藩兵編制の變革

五月二十二日、藩兵步卒以下の編制を更む。即ち從來の步卒を合して、隊伍を編し、物頭を更めて、撒兵頭と爲し、別に砲兵頭を設く。又別手組を撒兵組に加へ、一組を四十人と爲し、老幼精の十二隊を置く。六月五日、銃陣を編制し、左の如く定む。

一城代を廢し、其與力を老中與力と爲し、組を撒兵組と改稱す。
一番士を狙擊隊と更む。

一北條流を廢して、洋式に則る。
一銃隊撒兵隊の添役を差圖役と更む。
一親衞隊を設け、士大將に直轄し、無役寄合の子弟を充つ。
一番外を應撃隊と更め、二隊を編す。
一大炮隊一隊を設け、炮六門護衞兵六名を之に配す。
一生兵衞隊を設け、文武之を管す。
一別に侯の意を以て練修隊を設け、旗下に置く。

藩政の變革

九月二十二日、藩の政體を變更し、政府を內外の二局に分ち、各職員を定む。重職多賀谷左近、內外兩局の出仕と爲り、重職山田太郎左衞門、下川又左衞門、年寄安福宇右衞門・山口武曹、內局出仕と爲り、重職根村豐後、外局出仕・軍務掛と爲り、年寄小笠原次郞作・多賀谷司、副たり。重職沼田勘解由・好田十郞兵衞、外局出仕・文武掛と爲り、年寄堀中賴母・樋口三郞左衞門、其副と爲る。

直克上野國廻達頭を命ぜらる

五月十六日、總督府は前橋藩に命じて、江戶脫兵を嚴に追捕せしむ。翌日直克、上野國廻達頭を命ぜらる。七月二十九日、東京に鎭守府を設置し、駿河以東十三箇國諸藩の公務人、更に一兩名づつを東京に出す可く達せらる。八月二十四日、

鎭守府より達ありて曰く、皇上東京へ行幸につき、駿河以來十三州管內の諸侯參勤す可く、御發輦の日定まる時は、直に出發すべしと。十月十日、鎭守府より前橋藩重臣を召す。四王天兵亮出頭せしに、辨事增野逸造を以て、分領安房・上總兩國四萬四千六百八十石餘、上知を命せられ、代地として上州勢多・碓氷・群馬の內にて同高を賜はるの旨達せらる。十一月二十九日、講學所の變更を行ひ、名を博喩堂と更め、助教・助教並・應擊隊・助講・助讀・副講・副讀・書記等の職を置く。又書生寮を設く。是月東京府警衞の願書を出す。翌月に至りて許され、六區を受け持ち、六小隊を出す。十二月二日、藩用窮乏の時に際せしも、家中の窮乏を察し、越年の資を賜ふ。十日再び藩の兵制を改む。卽ち藩中の階級を三等に分ち、服袖先色にて之を區別す。又總軍を本軍・先鋒・後拒・守城の四軍に分ち、各軍に輜重兵食局・彈藥器械局・建築局を置く。

房總二州の領地を公收して代を勢多碓氷群馬の三郡に賜ふ

再び藩の兵制を改む

明治二年正月元旦、直克宮城に登り、天機を窺はる。十六日、朝旨に基き、民政・會計を改革す。笠原健兵衞・伊奈近太夫・松本要之助、（松本は二月七日補。）鎭民判事となり、深澤雄象、澤民判事と爲り、牧齋太郎・八木俵司、會計判事と爲る。三月二日、辨事役所より達ありて、伊達龜三郎の舊領中、陸中國膽澤郡內鹽竈初め三十七箇村、磐井郡

細谷村始二十一箇村、惣高九萬七千六百一石三斗六升二合の取締方を前橋藩に仰付けらる。兵亂の餘、住民疾苦せるを以て、特に民政に深き經驗ある者を選拔して、其職に補し、撫育に心を用ひしむ。乃ち朝岡剛平・富田洞仙を權判事と爲す。（補職の事は四月三日なり。明治二年八月、膽澤縣を立つるに及び、其支配に入る。）

直克封土奉還を上願す

三月九日、直克參內して、封土奉還の願書を上る。

三月二十六日、行政官より東京箱崎町大河內刑部大輔の土地家屋を直克に賜ひ、其芝二本榎なる邸を上納す可く達せらる。

藩に六局を置く

四月廿七日、藩政を改定し、議政局・施政局・軍務局・總政局・會計局の六局を置く。深澤雄象、參政民政副總裁と爲り、肥田金之助、軍副總裁兼兵學教授と爲り、保岡正太郎、總教副總裁兼文學教授と爲る。是日府庫窮乏せるを以て、大儉の令を出す。五月十二日、軍務局より直克の東京市取締を免ぜらる。

國家急務の件に就き直克御下問に答ふ

是月直克召に依りて參內す。朝廷より國家急務の件に就いて御下問あり。尋いで之に答へて曰く、外教行はれ皇道陵夷に至れるは、皇國の昭々たらざるに由る。是れ自然の理なり。國家一定し、皇威相立つの日は、外誘蠱惑は自から相止まん。其の時に至りては、施爲の方法はあるべきも、今々急に之が處置を爲さんには、唯擾亂を招くのみにして、聖旨貫徹し難からん。次に

兵制の改革

直克藩知事に任ず

蝦夷地の事は、地勢民情も心得ざれば奉答すべき程の意見之れ無し、云々と。七月十八日、兵制を改革し、藩の壯丁を三軍に分ち、一番隊より三番隊とし、各軍に總長・副總長を附し、一軍の指揮を委任す。又老者・幼者を以て、守城隊一軍を設く。狙擊隊は之を中堅隊と改稱し。一番隊より三番隊に至るまでとし、其の老兵は守城中堅隊と爲す。精鋭隊を遊奇兵と爲し、老者撤兵隊一隊を砲兵となす。是月直克前橋知事に任ぜられ、大參事より權少參事に至るまで、貴賤門地を論ぜず、適當の人物を選び、封書にて議事頭取監察の内に呈出すべく達せらる。次いで病を以て家を養子直方に讓り、藩知事を辭せんことを上願す。二十五日許さる。其後直克、東京下谷茅町の別邸に徙り、正四位（明治二十年十二月叙せらる。）より從三位（廿五年七月叙。）に陞り、三十年一月二十五日、特旨を以て正三位に叙せらる。是日同邸に薨ず。年五十九。谷中墓地に葬り、謚して直指院見性良山大居士と曰ふ。

直方　小字は榮之助。實は前田利聲の次男にて、富山侯利同の養弟と爲り、明治二年八月、直克の養子と爲り、家を繼ぐ。同年八月廿五日、前橋藩知事に任ぜられ、九月十七日、參朝して龍顏を有し、天盃を賜はり、歸藩す。三年六月、前橋藩兵隊の東京市中取締を免じ、中津藩と交代せしむ。四年六月、藩兵二分隊をして、下乘

橋内の取締を命ぜられ、岡崎藩と交代す。同月更に一分隊を出して、美倉橋を警衛せしむ。七月十五日、御用召ありて參朝し、知事を免ぜらる。明治五年三月、溜池の邸を上地せしめられ、下二番町に移る。（寛政重修譜・橋藩私史・松平家譜。）

直基―直矩―基知―義知（明矩）―直賢（朝矩）―直恒―直溫―齊典（矩典）―典則―直侯　直克―直方
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―矩典

第二十一項　高崎藩

一　井伊（家紋は橘）（慶長十五―十八年）

直政　藤原良門の男利世より出づ。備中大夫共保、遠州井伊谷に住して井伊を以て家號と爲す。信濃守直盛桶狹間の役、今川義元と與に戰死す。養子直親（實は叔父直滿が男）今川氏眞の臣小野道好の讒に遇ひ、駿府に赴きて異心なきを開陳せんとして、途に朝比奈泰能の爲めに殺さる。直政は直親が男なり。幼名は虎松又萬千代。直親讒死の後、僧と爲りて死を免がる。氏眞沒落の時、三河の鳳來寺に遁れ、轉じて濱松に抵る。後直親の寡婦、三州の人松下清景に再嫁し、直政も亦其

家に養はれ、松下氏を稱す。天正三年二月、家康濱松の城下に放鷹す。途に直政を見て曰く、名族なりと。仕を命じ、其舊邑井伊谷を與へ、菅沼・鈴木・近藤の三氏をして之に附せしむ。又木股守勝・庵原勝重・西鄕政直を養りて之が輔と爲さしむ、寵遇日に隆く、英邁不群なり。天正十年十一月、元服して兵部と稱す。十二月武田家の舊臣一條・山縣・土屋・原四隊の從士七十四人、關東の處士四十三人、總て百十七人を附屬せしめられ、其兵器皆赤色を用ひしむ。且駿州安倍郡にて加恩あり。四萬石を領し、一隊の將と爲る。十四年十一月叙爵し、兵部少輔と稱す。十六年四月、聚樂第行幸に際し、直政侍從に任じ、扈從陪侍するを得たり。陪臣を以て通侯に列す。衆皆之を榮とす。天正十八年八月、家康關東入國の時、直政の軍功を賞して所領を加へられ、上州箕輪城を賜ひ總て十二萬石を領す。後台命を承りて新に碓氷關を營ましむ。慶長三年台命によりて、箕輪城を同國和田に徙し、高崎城と名く。慶長六年正月、從四位下に叙せらる。二月家康の前に召出され、天下の大戰に屢〻先鋒の將として勝利を得しこと、眞に開國の元勳なりとて、高崎城を更めて、石田三成が舊城江州佐和山城を賜ひ、六萬石を加恩せられ、同國及び上州にて總て十八萬石を領す。七年二月朔日卒す。年四十二。彥根淸涼寺に葬

箕輪城十二萬石に封ぜらる

高崎城を築く

佐和山に轉封

りて祥壽院清涼泰安と諡す。是より先き直政、命を受けて治を彦根に徙し、改めて金龜山に城かしむ。功方に興つて卒す。尋いで嗣子直勝をして其事を述せしむ。羸病果さず、先づ鐘郭を築きて以て移る。二男直孝代つて侯たり。乃ち功を完ふせりと云ふ。直政二子あり。直勝・直孝とす。加除封錄・野史・寛政譜。

利世 中間四代略 …共保 中間十一代略 直平―直宗―直盛―直親―直政―┬直勝―直好―信武……
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└直孝

二　酒井 家紋は丸に酸漿草　（慶長九―元和二年）

家次　德川氏の祖親氏、三州坂井郷某氏の女を娶り、廣親を坂井に生む。親氏松平氏を繼ぎ、廣親をして坂井郷を知し、坂字を更めて酒字と爲さしむ。廣親より忠次に至る世代名稱、諸書異る所ありて取捨に惑ふ。今決す可からず。忠次小字は小平次。小五郎と更む。室は松平廣忠の妹なれば、家康の伯母に當る。故を以て權勢比無し。永祿六年秋、一向宗一揆の松平氏に背くや、忠次の向ふ所必ず破れざる無し。七年六月先鋒と爲り、今川の將小原鎭實肥前守を吉田城に攻む。鎭實捍禦して援無く且食竭く。城を致して去る。家康庶弟勝俊及び忠次

碓氷城三萬石を賜ふ

の女を以て、駿河に送り質と爲す。同月廿二日吉田城を忠次に賜ひ、以て東三河の藩鎭と戍す。元龜元年、姉川の役先登を爲す。二年武田信玄師を三河に出すや、忠次吉田城を戍る。敵遂に援く能はずして去る。長篠の役、鳶巣砦を襲うて之を取る。其後家康戰陣に臨む毎に、忠次常に之に從行し、頗る功績あり。天正十四年十一月、關白秀吉、忠次に宅一區（是を櫻井邸と號す。）及び近江國千石を與ふ。慶長元年卒す。嫡子小五郎家次、後に左衞門尉と稱す。天正十六年に封を襲ぎて、吉田城に居る。十七年十一月、家康に從ひて京師に之き、叙爵して宮內大輔と爲る。是冬秀吉將に小田原に事あらんとす。家次をして令を三州の諸侯に傳へしむ。十八年家次、長澤・二連木の衆と與に、臼井城を攻めて之を降す。北條氏亡びて後、德川氏關東に入るや、封を轉じて上州碓氷城三萬石を賜ふ。關ヶ原の役、後陣を固守す。慶長九年、高崎に徙り、五萬石を領す。十年四月、秀忠將軍拜賀の日、家次太刀の役に候す。當時之を榮とせり。大坂冬役興るや、師に從ふ。夏ノ役天王寺の戰に、城將毛利勝永皷譟して來り擊ち、家次の軍に乘ず。家次、內藤忠興・松平康長等の佐を得て、終に之を擊ち敗る。家次首を獲る都て三十一(一)。元和二年十一月、食邑を加倍し、封を高田に移され、十萬石と爲す。四年三月十五日卒す。年五

十五。梅林院圓譽宗慶と諡す。長子忠勝父の封を承く。（藩翰譜・寛政譜・野史・加除封錄。）

廣親 ― 忠次 ― 家次 ┬ 忠勝（出羽莊内鶴岡城主）
　　　　　　　　　├ 直次（出羽左澤領主、家絶）
　　　　　　　　　├ 忠重　除封
　　　　　　　　　└ 勝吉　仕幕府

（一）大坂夏役、家次高崎の町民より反町・梶山・須藤・北爪の四人を選び隨行せしむ。北爪九藏旗持として大坂に向ふ。戰酣なるや、九藏、家次を失ひ、獨り旗を懷にし、敵に混じて城に入る。乃ち櫓上に登り、矢間より其旗を揭出す。攻圍の軍見て、酒井の兵既に城に入れりと爲し、諸手奮闘して、遂に城を陷る。家次歸城の後、九藏の功を賞し、地を高崎城下に賜ひ、諸役を免除せしむ。後世其町を九藏町と稱す。（人物志。）

三　安藤（家紋は藤花輪）　（元和五―元祿八年）

多胡郡吉井五千石を食む

重信　五左衛門　初め彦十郎と稱す。李助基能が二男。（旗本安藤氏の項を參照。）對馬守に任ず。初め食祿千六百石を賜ふ。慶長十五年十二月、上州多胡郡吉井にて五千石を加

高崎城に封ぜらる

惣社領一萬石増封

恩あり。翌年奉行職に列して、政務を與り聽く。十七年十二月、下總國小見川一萬石を加へらる。大坂兩度の役に參加し、役後備前島に留りて、諸事を沙汰す。元和元年、常陸・近江にて二萬石を加へられ、常陸國神崎城に治す。五年十月、上州高崎城を賜ひ、二萬石の加封ありて、同州群馬・片岡の二郡及び江州神崎・高嶋の二郡にて五萬六千六百石を領す。七年六月廿九日卒す。年六十五。江戶麴町長福寺（後此寺を棲岸院と改む。）に葬り、棲岸院大譽良善と謚す。

重長　初名重貞。勝藏又は式部と稱す。重信が男。伊勢守に任じ、後右京進に更む。元和五年、上州碓氷郡板鼻領にて二千石を賜ふ。七年遺領を繼ぎて、嚮の食祿は收めらる。寛永二年、御書院番頭と爲る。九年駿河大納言忠長（一）を預けらる。十年六月、上州群馬郡惣社領にて一萬石を增し賜はり、總て六萬六千六百石を領す。十二年寺社奉行と爲り、十四年奏者番に列し、寺社奉行を兼ぬ。明暦三年九月廿九日卒す。良峯院天譽泰翁と謚す。猶重長が事は吉井藩の條を參照す可し。

重博　初名は重貞・重治又は重孝。伊勢千代又は主稅と稱す。重之が男なり。對馬守に任ず。明暦三年、祖父重長が遺跡を繼ぎて、六萬石を領し、五千石を叔父

横川杢の兩關を預る

內藏助重好に、千六百石を伊賀守重元が養子彦九郎重常に分與す。寛文四年、(二)奏者番と爲る。七年五月命を受けて、上州横川・杢の兩關所を預り、後之を免ぜらる。延寶四年七月、務を辭す。天和元年、堀田正俊が上州安中の所領を更めらるゝに當り、二月横川・杢の兩關所を守る可きの命を蒙る。後其地を板倉重形に賜ひしも、杢の關は預ること故の如し。十二月眞田伊賀守信澄が城池を收めらるゝに當り、上州沼田に赴き、城請取の事を勤め、鈞命に依り、之を毀つ。

備中松山に轉封す

元祿八年五月、高崎を轉じて、備中松山に移され、五千石を加恩ありて、七郡の內にて六萬五千石を領す。十一年八月九日卒す。品川東海寺中定惠院に葬り、定惠院不漏覺海と謚す。（寛政譜・野史・加封錄。）

```
重信─┬─重長─┬─重之─重博─信友─信周─信尹─信成……
     │       ├─重好─信富
     │       └─重常
     └─重元─重常
```

（二）駿河大納言忠長は秀忠の第三子、母は崇源院夫人なり。小字は國千代、又は國松。幼にして穎悟、秀忠及び夫人鍾愛す。長ずるに及び、放恣驕暴、言行總て旨に

忤る。是に於て命じて國に之かしむ。寬永八年秀忠疾むや上下自ら安んぜず。忠長國に在りて愕かず。其冬猿を淺間山に狩り殺生禁斷の地を汚す。歸途佩刀を抽いて轎夫を刺す。而後心神狂亂し躬ら士臣を刺殺し婦女を擲搏し進退度なく嗜酒に沈湎す。秀忠薨ずるに及び終に之を高崎に流す。十一年九月阿部重次重長に見えて曰く公子の罪宥し難し。重長計を廻らし自裁せしむべしと。重長沈思久しくして曰く印章ありやと。重次の曰く密旨を奉じて來る。何ぞ印章を以てせんやと。重長曰く我敢て足下を疑ふに非ざるも公子は眞に將軍の同胞にして常人に異れり。印章を拜せずして自裁を勸むるは臣の能はざる所なり。印章を請ふ辭せんと。重次之を强ひしも可かず。遂に江府に退り以て聞す。印章を請けて再び高崎に至る。是に於て重長命じて工官を督して遂に鹿垣を緣端に設けしむ。忠長之を見て其故を問ふ。工夫對へて曰く東府の命なりと。而後忠長敢て露見せず。嘗て侍女三人あり。或宵悉く休暇を賜ふ。側に女童二人あり。命じて酒を把り來らしむ。而して一二盞を飮み復々命じて銚子を代へ來らしむ。一童乃ち去る。又殺を命ず。一童亦去る。而後刀を把りて自裁す。衣褥血を濺ぐ。二童銚殺を調へ來り見大に驚いて以て告ぐ。重長以聞し檢監使を請ふ。是より先き數日忠長自盡せんとし平日蓄ふる所の書畫及び文書等を火し豫め決せ

りと。忠長の自殺は十二月六日とす。時に年二十九。同地大安寺に葬り、峯巖院晴徹曉雲と謚す。（藩翰譜・野史。）

（二）寛文四年四月、安藤重博に賜ひし領地目錄は左の如し。（寛文印知集。）

上野國

群馬郡之内　九拾箇村

赤坂村	筑縄村	新井村	河島村	濱尻村
上並榎村	上小鳥村	山子田村	湯中子村	猪野村
下並榎村	大八木村	下村	金子新田	江田村
上小塙村	井出村	池端村	飯塚村	新保田中村
我峯村	濱川村	永岡村	正觀寺村	日高村
菊池村	保渡田村	上野田村	棟高村	古市村
西新波村	生原村	下野田村	菅谷村	小相木村
樂間村	金敷平村	小倉村	中泉村	內藤分村
行力村	下小鳥村	有間村	三寺村	大友村
北新波村	中里村	米原村	小柴村	江木村
南新波村	足門村	漆間村	中尾村	上大類村
下小塙村	柏木澤村	阿久津村	貝澤村	宿大類村

矢島村　栗崎村　新後閑村　下城村　河曲村
西島村　倉賀野村　下和田村　上新田村　箱田村
新保村　綿貫村　岩押村　下新田村　稲荷新田
南大類村　上佐野村　高關村　萩原村　中島村
柴崎村　下佐野村　上中居村　横手村　小見之内
矢中村　和田多中村　下中居村　大澤村　稲荷臺

高五萬二千七百六十八石五斗八升壹合

片岡郡之内　三箇村

乘付村—石原村—寺尾村

高四千貳百六石四斗壹升四合

碓氷郡之内

上蒔田村

高貳拾五石

近江國

神崎郡之内　五箇村

山上村—佐目村—萱尾村—蓼畑村—杠葉尾村

高貳千四百四十貳石五斗五升五合

高島郡之內
藁薗村
高五百五十七石四斗五升
都合六萬石

四　松平（大河內）家紋は三扇（元祿八―寶永七年）

輝貞　初名は氏綱。小字は萬千代、次に酒之丞と更む。輝綱の子にして、信綱の孫なり。輝綱の弟信興初め釆女と稱す。寛永十八年、竹千代家綱の生るゝや、譜代の子弟を召して內衆と爲す。信興も亦其中に在り。慶安四年小姓と爲り、叙爵して美濃守に任じ、承應元年、廩米千俵を給ふ、萬治三年、廩米千俵を加へられ、寛文二年四月、父が所領の私墾田五千石を分與せられ、廩米を采地に加へ、合せて七千石を知行す。延寶七年、少老職に擧げられ、所領五千石を加へられ、都て一萬二千石を食む。天和二年、奏者衆と爲り、常陸土浦城二萬二千石を領す。貞享四年、大坂城代に補せられ、邑一萬石を加賜せらる。元祿三年、京都所司代に徙り、

間もなく卒す。子無し。將軍綱吉特旨を以て、信興の甥輝貞をして家を繼がしめ、其所領三萬二千石を賜ふ。初め寛文十二年、輝貞父の遺領を分與せられ、邑五千石を食む。元祿元年五月、中奥小性に召加へられ、二年五月、側衆に進む。是冬叙爵して右京亮と爲る。明年春加恩の地二千石を賜ふ。元祿四年閏八月、叔父信興の遺跡を繼ぐに及びて、自らの所領は除かる。五年十二月、一萬石を加へられ、野州壬生に移る。六年正月、近習の衆に加はり、七年秋、柳澤保明に次ぎて召使はるべしと仰下され、所領の一萬石を召加へらる。十二月四位に進み、右京大夫と爲る。八年五月十日、將軍綱吉初めて輝貞が江戸の邸に臨み、終日遊樂す。是日所領を上州高崎に移し、一萬石を加賜す。而後屢〻其邸に來遊ありて、恩遇凡て他に異れり。十四年冬、侍從に進み、又屢〻所領を加增ありて、七萬二千石に至る。寶永二年職を免せられ、雁間詰衆と爲る。是年東叡山に綱吉の廟所を營むや、輝貞年來の渥恩に報せんとし、懇願して工役の事を承り沙汰せり。七年五月、所領の地を更め、越後村上に移さる。享保二年正月、輝貞黒書院に於て拜謁するを許さる。以下次項に述ぶべし。

系圖　第六を見よ。

高崎五萬二千石を領す

越後に轉封

五　間部（家紋は丸の内に三引）　（寶永七—享保二年）

詮房　參議藤原房前の後にして、北家の支流なり、鹽川伯耆守信氏の子三郎兵衞信行、始めて松平清康に仕ふ。天文四年、清康の森山に事ありし後、尾張の織田信秀、三河に押寄す。三河の家人井田に逆へ撃ち、信行之に死す。其子彌九郎詮光、時に僅に五歲なり。母抱いて和泉國に逃れ、眞鍋貞詮（母の生家なり。）に倚る。詮光此家に養はれ、眞鍋彌九郎と稱す。其後父祖の祿に就き、三河に至り、家康に仕へ、再び家人と爲り、眞鍋刑部と更む。天正十年、信長・信忠上洛の際、家康詮光を使として京に遣しゝに、明智光秀の爲め信長父子は弑せられしを以て、詮光去る能はず、二條城に抵り、戰うて之に死す。其子七郎詮利、流浪して西三河に在り。詮利の孫星野刑部詮清、其子久右衞門清定、後に西田喜兵衞と稱し、綱重に仕ふ。長子刑部卽ち詮房なり。弱冠の頃より家宣の近習に召され、西田を更めて間部右京と稱す。又宮内と云ふ。後に用人に進み、寶永元年、西之丸に扈從し、次いで叙爵して越前守と爲り、菩提院番頭座次に准せらる。三年正月側衆と爲り、采地五千石

高崎城三萬石を領す

を加賜せられ、三千石を食む。四月采邑七千石を加へられ、萬石と爲り、少老の座次に准せらる。是冬四位に陞り、宿老の座次に准せらる。四年七月、所領一萬石を加へられ、六年また一萬石を增し、侍從と爲る。七年五月、高崎城を賜ひ、二萬石を加へられ、併せて三萬石を領す。詮房特に將軍綱吉の旨に協ひ、常に內に候し、宿老の上請する所、皆詮房を經たり。正德三年、將軍家宣の薨ずるや、遺命を詮房に附託せりと云ふ。享保元年五月、職を免ぜられ、雁間詰衆と爲り、二年二月、越後國村上城に徙る。五年七月十六日領地に卒す。年五十四。享淨院兼譽輕心煥靈と諡す。〇藩翰譜。

驪川滿任—中間廿代畧—信氏—信行—詮光—詮則—詮吉—詮清—清定—詮房—詮言

六　松平(大河內)(家紋は三扇)　(享保二—明治初)

高崎に封ぜらる

輝貞　享保二年二月、所領村上を轉じ、高崎に復す。九月特命ありて、宿老の事祇候の所まで參る事を許さる。而後御前に參る時は、宿老に准せらる。十五年七月、宿老に列し、連署に及ばず、唯謀議に參與せしむ。延享二年冬致仕し、四年九

月十四日卒す。年八十二。輝貞、綱吉の殊遇に感激し、奉仕する所尤も篤し。綱吉薨去の後は、日毎に東叡山の廟所に詣し、四十餘年嚴寒盛暑と雖も怠らず。綱吉の在世、生類を憐みしことを追想して、終身鳥獸の肉を啗はず。享保の初、鷹の鳥を賜はりしをも辭し、爲めに鮎の鮓に代へ賜はりしと云ふ。卒後は東叡山寛永寺綱吉の廟屋の正面數十歩の地に葬り、天休院節翁道義と諡す。

輝規　初名は政直、次に政長、又政方と改む。小字は老之助、大學、又は仲と更む。實は輝貞の叔父伊勢守信定が十男にして、正德五年、輝貞が養嗣と爲る。天和二年生る。正德五年叙爵して、攝津守と爲る。享保三年因幡守に更む。延享二年封を襲ぎ、從四位下に陞る。四年七月、上州群馬郡の地を那波郡及び越後國蒲原郡に移さる。十一月右京大夫に更む。寶曆六年三月十一日卒す。年七十五。野火止の平林寺に葬り、成善院愼獨妙觀と諡す。

輝高　小字は長十郎。輝規が男。享保十年生る。延享二年叙爵して、佐渡守に任ず。四年因幡守に徙る。寛延二年封を襲ぐ。是歲冬、奏者番と爲り、寶曆元年正月、寺社奉行を兼ぬ。是時右京亮に更む。二年四月、大坂城代と爲り、從四位下に陞り、右京大夫に更む。是月越後國蒲原郡にて二萬石餘の地を、攝州有馬・豐

群馬碓氷綠野三郡にて一萬石を加へらる

島・川邊の三郡、河州茨田郡、播州宍粟・加西の二郡の中に移され、四萬石の兵賦を勤む可き旨仰下さる。六年五月、所司代に徙り、侍從に進む。八年十月老職に進み、十年五月大御所に附屬せらる。十一年八月、老中の末に列す。十二月老職と爲る。十三年二月、播州宍粟・加西の二郡及び河州茨田郡の中にて、一萬石餘の地を、越後國蒲原郡の舊領に復せらる。安永八年七月より、國用出納の事を承る。十二月、多年の劇務を賞せられ、上州群馬・碓氷・綠野の三郡にて一萬石を加へられ、總て八萬二千石を領す。天明元年九月二十五日卒す。年五十七。靈臺院仁翁宗智と謚す。上使若年寄太田資愛をして賻銀三十枚を賜ふ。

輝和（やす）　小字は長三郎、後酒之丞と更む。輝高が男。寛延三年生る。安永四年敍爵して、美濃守に任ず。天明元年十一月、父の遺領を繼ぎ、上州片岡・群馬・碓氷・那波・綠野の五郡、武州新座郡、下總國海上郡、越後國蒲原郡、攝州有馬・豐島・川邊の三郡・河州茨田郡の中にて、八萬二千石を領し、高崎城に住し、雁間に候す。二年六月、攝州有馬・川邊・豐島、河州茨田郡の中にて、一萬石の地を舊領越後國蒲原郡の中に移さる。三年九月、奏者番と爲り、四年四月、寺社奉行を兼ぬ。寛政四年、從四位下に昇る。十年十二月、大坂城代と爲り、右京大夫に任ず。十二年八月十七日大坂に

卒す。年五十一。武州野火止平林寺に葬り、大圓院徹鑑紹瑩と謚す。

輝延 小字は仲。實は輝高が男にして、兄輝和が嗣と爲る。安永四年十二月十五日生る。母は慧性院。天明八年、養子と爲る。寛政四年美濃守に任ず。十年雁間席と爲る。十二年家を繼ぎ、次いで右京亮に更む。享和元年奏者番と爲る。二年寺社奉行を兼ぬ。文化十二年、大坂城代と爲り、從四位下右京大夫に叙任し、役知一萬石を賜ふ。文政二年春、役知を停め、七月越後領知の内一萬五千石を大坂最寄に更めらる。五年病氣に就き、大坂城代を停められ、雁間席を命せらる。六年十一月、加判の列に加へられ、侍從に任せらる。是月西丸下阿部備中守邸を賜ひ、日比谷門内の舊邸を返上す。文政八年二月十七日卒す。(實は正月晦日。) 年五十一。靈護院春澤慈潤と謚す。

輝承 小字は錫。輝延が男。文化十四年三月四日生る。母はヌヒ。文政五年、嫡子と爲り、八年四月家を繼ぎ、雁間詰を命せらる。是歳西丸下邸を數寄屋橋門内(本多遠江守邸)に更めらる。十一年十月、始めて將軍に謁す。天保九年、奏者番と爲る。十年七月二十日卒す。(實は六月廿六日卒。) 年廿五。(實は廿三。) 青雲院月巖紹進と謚す。

輝徳 初名は信民。通稱は勇五郎。輝承が養子なり。(實は同姓美作守信庸が養方叔父實弟。) 文政

三年十一月四日生る。母は美濃守信彌養女鈴木氏。天保十年九月、家を繼いで、八萬二千石を領し、雁間席を命ぜらる。是月西丸造營の工を助けしむ。其費一萬二千三百兩（一萬石に付千五百兩の割合。）に至る。十二月右京亮に任ず。天保十一年九月十四日（實は八月十四日。）卒す。年廿一。文孝院義山道勇と諡す。

輝充（みつ）　初名は道敎。英五郎、健吉。輝德が養子なり。（實は本庄安藝守道貫養方弟。）文政五年四月十一日生る。母は本庄河內守道昌が家女朝倉氏。天保十一年十一月家を繼ぎ、十二月右京亮に任ぜらる。天保十四年六月、其領地武州新座郡の內二千八百四十一石餘を上知せしむ。是れ幕府江戶城附近一帶を御料所と爲さんが爲なり。閏九月又令ありて、此事を停む。弘化二年九月致仕して、方丘と號し、本所石原なる別業に閑居す。館舍古制を用ひ、婦女を斥け、衣服・器具に至るまで、概ね一定の式制ありて、妄に他の形色を採らず。常に詩歌書畫を以て自ら娛む。文久二年閏八月十一日卒す。（實は同月二日卒す。）大心院文叟方丘と諡す。

輝聽（とし）　初名は正連。恭三郎と稱す。輝充が養子なり。（實は大多喜城主同姓織部正正敬が第五子。）文政十年八月二十四日生る。母は側室中村氏。（心光院。）弘化三年四月養子と爲りて、九月家を繼ぎ、世封八萬二千（二）石を食む。十二月右京亮に任ず。四年八月公暇を賜

はり、高崎に入部す。乃ち家臣の謁を受け、或は文武の諸藝を査檢し、或は封內を巡視して、以て人民の疾苦を問ひ、或は諸職を召して、藩政を諮詢し、而して江戶に歸る。嘉永二年正月、奏者番と爲る。二月二十九日、新借米を免ず。初め天明中淺間山噴火して、砂石を四方に降下す。高崎藩も亦其害を被り、五穀稔らず。故を以て借米の新法を祿五十石以上の者に施行す。之を舊借米と曰ふ。文政中、輝延久しく大坂城代たり。又封內稔らざる事あり。侯逝去して費用夥しく、已むを得ず復借米を士卒に行ふ。之を新借米と云ふ。是に至りて財政漸く整理す。乃ち先づ新借米を免せり。是歳使役市川（二）縱をして、松前藩福山城を築かしむ。四年四月、士卒をして文武の諸藝を演習せしめ、家老・年寄・番頭・用人等を率ひ、其場に臨みて一々之を檢閱す。五月家老海防掛堤順美、用人海防掛內村恒則、使番席市川經學・砲術方中野善之丞を銚子に派遣し、郡奉行・物頭と與に、封內の海岸を巡視し、地理を測量して、砲臺十二を修理し、又新築を爲さしむ。因りて巨炮五門を鑄造し、防禦に備ふ。且つ居住の士卒を以て四隊を編制し、郡奉行をして、之を總括せしむ。後炮術方豐島源太左衛門を遣して、新舊の大炮を悉く車臺に架す。九月輝聰銚子に赴き、沿海の守備を問ふ。是歳文學教授松田順之、善林豪求

若干卷を著す。初編は梓に上せ、世に行はる。蓋し輝聽が其資を給せしなりと云ふ。五年七月寺社奉行見習を命ぜらる。奏者番故の如し。是年築地梶野土佐守邸と相對替を許さる。又深川邸を戸田邦之助へ相對替を許さる。六年三月、西丸再修の工を助けんが爲め、萬石につき百兩の割にて献金す。六月米艦四隻相州浦賀に來るや、本藩豫め出兵の準備を爲す。九月令して、益〻節儉を施行せしむ。是歲使番席市川縦をして、幕府の小十人組に弓術指南を爲さしめ、儒員市川十郎に之が手傳たらしむ。安政元年七月、幕府處士蒔田健助をして、蝦夷地誌を編纂せしめ、而して市川十郎をして、助筆せしむ。明年二月、十郎蝦夷に渡り、地圖を制して歸る。輝聽之を賞して物を賜ふ。後十郎は幕府の儒者と爲る。九月露國の軍艦大坂に來る。本藩の大坂在邸供小姓岩野篤、徒士川合寧壽、足輕杉本又四郎等、少數在邸の士卒、擧げて天保山を警衞し、大坂町奉行の監督を受く。輝聽遙に之を聞いて深く憂慮す。十月露艦去りて、篤等歸邸す。輝聽特に物を賜ひて之を賞す。安政二年正月、堤寛・永井英順・原成正をして、幕府の炮術師範勝義邦の門に入らしむ。是れ西洋兵學の本藩士卒に傳習せしむるの權輿なり。八月市川縦が軍學に通達せしこと、台聽に達し、殿中に召され、將軍に謁す。由り

て經を物頭上席に進め、五人扶持を加増せらる。是月輝聽、藩制を改革し、簡略を以て旨とし、特に文武を精勵せしむ。三年五月、幕府の免許を得、毎月六次大に兵を中邸に練る。抑も本藩の軍制は、前備五十騎、中備三十騎、所謂旗本備是れなり。又後備は五十騎にして、總て百三十騎と爲る。即ち幕府の軍役に據るなり。而して前備は侍大將即ち家老之を統べ、其半隊は武者奉行、即ち年寄二人各〻之を指揮し、其四半隊は小頭武者、即ち番頭四人各〻之を掌る。所謂別手是れなり。後備も亦之に同じ。因りて家老・用人等を其職に就かしめ、以て演習を爲す。堤寛・田中正精等、專ら此事を管掌す。後遊園地を廢し、或は池を塡め、或は亭を縮め、或は山を削り、或は樹木花卉を芟除し、練習所に充つ。九月寺社奉行を兼ぬ。四年五月命あり。醫師上席山田業廣をして、幕府の醫學館に書を講ぜしむ。業廣懈怠なく開講せしを以て、賞賜する所あり。且つ將軍に謁見を賜ふ。輝聽因つて彼を物頭上席に進め、五人扶持を加増す。明治維新後、業廣都下の漢醫等に推されて、濟衆病院長と爲る。六年築地織田兵部少輔邸相對替を許さる。萬延元年六月、輝聽病あり。兩役を辭す。なほ許されずして七月二日卒す。（實は六月十八日卒。）年三十四。興禪院俊屋義運と謚す。

大沼綱正を昌平黌に入らしむ

高崎本町失火後茅屋を改造せしむ

輝聲　初名は輝照。小字は恭三郎。輝聽が男。嘉永元年十月十五日生る。母は佐倉城主堀田備中守正睦が女。名萬。萬延元年八月、十三歲にして家を繼ぎ、八萬二千石を領す。九月始めて將軍に謁す。文久元年正月、米國人の宿舍麻布善福寺警固の人數を差出す可く命ぜられ、二月まで之を勤む。八月廿五日、和宮東下の際、其道筋坂本宿より本庄宿まで、乘輿の前後に警固の人數を差出す可く命ぜらる。此月大沼綱正の勤務を解き、特に書物料二人扶持を給し、昌平黌に入らしむ。初め綱正の養父簡、嘗て昌平黌舍長たり。久しく侍講たり。殊に輝聲は幼より其敎を受け、篤實を感ずるを以て、此に至りて綱正をして簡の遺志を繼ぎ、益々修業を爲さしむ。家臣山田昌榮、醫學館講習並に醫業に出精せしを以て、二年正月、殿中に召され、謁を賜ふ。是月高崎城北の本町失火す。時に北風强く、爲めに北郭及び市中過半燒亡して、死傷せし者あり。因りて目附を派遣して、士卒の邸を新造して、瓦葺と爲す。初め火災ある每に、茅屋改良の議起りしも決行するに至らざりしが、是に至りて、城代宮部義種斷然之を改造することゝ爲せり。五月蘭人の宿舍麻布善福寺を警固の爲め人數を差出す可く命ぜらる。十月に至りて解かる。十二月從五位下に叙し、右京亮に任ず。三年四月、英國軍艦渡來して、生麥事變の

人才を登用す

元治中浪士上州徘徊につき警備す

談判を開始す。卽ち容易ならざる時期なるを以て、取締を嚴にし、人數を出して、晝夜府內を巡廻し、非違を檢せしむ。五月に至りて、之を罷め、更に增上寺山內を警備せしむ。八月之を罷め、將軍留守中の警備に就く。同月江戶內海警備第三砲臺を預けらる。乃ち其金杉松平相摸守下邸の內、七千坪を陣屋地として賜ひ、殘地一萬五百坪は、當分之を預けらる。十二月徒士長谷川子肇（是溪と號し、最も詩に長ず。）小役人津田明馨を供小姓に拔擢す。子肇を文學教授と爲し、明馨の劍術教授は故の如し。初め明馨劍術教授寺田宗有の門に入り、又軍學に長ず。慶元軍要錄の著ありて世に行はる。是に於て人才の登用益盛なり。元治元年正月、是より先き浪士上州邊を徘徊につき、同國岩鼻陣屋へ人數を差出す可き旨命ぜられしが、此に至りて出兵し、事無きを見るに及びて退去す。既にして浮浪の徒野州邊を暴行す。幕府諸藩に命じて、之を討伐せしめ、六月十一日、近領の諸侯に令して、相互諜を通じて、之を追捕せしむ。是に於て內海警備第三臺場預を免ぜらる。野州を暴行したる浪士は、十六日水戶家より出兵して、之を追捕中につき、各藩をして同家へ後援の意を以て、早く兵を出して、鎭壓すべく命ぜらる。十七日內願に依り、在所高崎へ不時の暇を賜ひ、十八日發靷、廿一日著崎、廿三日・廿五日に分ちて、

二隊の兵を發し、野州に向はしむ。七月十四日、其二隊は進んで、常州關本村に抵る。御目附代永見貞之丞・小出順之助の指揮に依り、兵を高崎に還す。

總州の分領を警備す

廿九日水戸家後援の事を免ぜられ、總州銚子邊の警備を嚴にすべく命ぜらる。八月七日、是より先き、筑波山集屯の浮浪、下山して水戸領潮來邊に集屯につき、早く佐原村に出兵して、嚴に警備に就く可き旨命ぜらる。十四日潮來邊に集屯の浮浪の徒、附近の村邑に金錢を强請するの聞えあるを以て、佐原村警備の兵を、潮來に進め、以て非違を追捕せしむ。九月八日、惣括田沼玄蕃頭・戸田五介より、藩兵常州鉾田表三光院の方へ、早く出陣す可く命ぜられ、乃ち兵を進む。其後、水戸領川俣村に着陣して、炮戰を開始す。十二月廿二日、總攻擊の際、那珂川を渉り、賊營反射爐を拔き、降參の賊徒四百三十七人を護して、銚子に凱旋す。其後捕虜を松平大和守外三家に替へ預けしめ、其内百三十六人を其まゝ高崎藩兵へ預けらる。十一月十二日、脫走の賊、上州に入るを以て、之を追討せしめらる。（下仁田の戰の事は別章に詳なり。）

輝聲大に洋式砲術を採用す

慶應二年二月、在邑の用人淺井貞幹、家老淺井貞順の長子政和、年寄津田次幹が長子佛等、數十人を選拔して、高嶋流の炮術を中屋敷に傳習せしむ。初め輝聲、夙に天下の形勢を達觀し、和洋軍制の利益得失を熟察し、先づ定府の物頭兼走士頭

輝聲甲府城代と爲るや藩制を改革す

内村恒敬をして、徒士以下の銃隊を掌らしむ。恒敬一書を上る。因りて記録所を中屋敷に置く。洋式の銃炮是より大に行はる。當時輝聲手書を在邑の家老・城代・年寄・番頭・用人等に與へ、洋式銃炮の傳習を促す。其意鄭寧懇切を極む。是に至つて淺井貞幹出府して、晝は銃炮を練兵場に學び、夜は兵を記録所に講じ、遂に各卒業して、高崎に歸る。次いで炮術教授上村安遷・同手傳稻生可也・鼓手教授石原應恒・谷口八十四郎・炮術方調役兼銃隊教授佐藤鐵を派遣して、以て士卒を教授せしめ、終に農兵を募る。强心隊是なり。蓋し有事の日、士民を擧げて兵と爲さん意なり。是月輝聲また內海警衛第六臺場を預けられ、陣屋として、本芝一丁目眞田信濃守の上ヶ地を賜ふ。因りて西城正門の守衛を免ぜらる。六月大隊旗・嚮導旗と大隊長以下の服制とを改正す。八月輝聲甲府城代を命ぜられ、役知二千石、芙蓉間席と爲る。十月輝聲將に軍事を改革せんとす。乃ち小役人並以上の者を召し、諸役列座の上、表祐筆をして告諭の手書を朗讀せしむ。其略に曰く、

今度我等甲府御城代之掌

台命、雖有事不過之。雖然創業之織、殊ニ當時勢遠境樞要之土地鎭撫之大任ニ候得者、最心痛之至。先ツ第一衆議一味、皆々之多力ニ非れば、職任ニ難堪。定而一同も

彼是心痛致呉候事ニ可レ有レ之。偖上下一和之根元者、士たる者の常職軍備之制度ニ有之事與、日夜不レ安ニ寢食一、一層苦慮致し候。我祖　天桂公　輝貞天休公ニ者、小幡景憲之軍傳を御研究、器械も種々御工夫、火術之儀者稻富一夢之祕傳を以、御經驗一派御鍛錬也。玄妙者いづれも承知之通。因レ玆先考も右之御遺傳之一且被レ爲レ繼、軍備操練之命令も被レ下候得共、年歷を經、妙傳廢絕シ而不レ成ニ就一。然ルニ西洋精妙之銃熕舶來、新奇之術流布シ而、益其精英之盡す。實に渠レ各國戰陣ニ專用シ而、究理發明之隊列編制迄、悉ク戰鬪實用ニ當ルヲ以て、幕府及列侯議論を盡シ、是を善とし用ひらる。依而西洋銃隊之師範勝麟太郎門下ニ、藩士人選罷遣、鼓手者田付四郎兵衛組之門ニ罷遣。大小之炮器も數品御取入、追々御世話之思召有レ之處、御役中殊之外御繁務、且者御多病ニ而豈計らん御凶變被レ爲レ成、終ニ思召通御施行不ニ相成一之遺憾不レ過レ之。將我等家督後、乍ニ不肖一右御遺志を繼、廣ク藩士ト習慣迄命シ度候得共、經驗もなく、一概に申付候ハヽ、一藩之歸向如何哉。依レ之聊家傳之火術を學び、且軍法之　祖先御採用有レ之、小幡景憲之子孫、藝州之藩臣小幡孫兵衛門ニ入、眞傳を請候處、殆三百年前之遺法ニ而、迂遠之事共不レ少。聊軍陣戰鬪ハ人事中之一大變ニし而、時勢ニ隨而變化せずんば不レ可レ有レ之一大活物也。如何ぞ一定之括を以、不具之法となすを得ん哉。於レ是時勢之變遷ニ隨ひ、且　先考之御遺志を繼、去々子仲冬、改而西洋砲術習慣之令

を下し、其後屢重役共ぇ申達置旨趣有之。今春以來銃隊操練一層主張し、我等自身に號令を傳へ、試業いたす處、大小之簡便鋭利、運動繰作之變化、是ニ勝れる良法は無之哉與相覺候。今や舊法を墨守し而、時勢を知らず。古之法を以て鬪ふ者、自ら敗れを求る而已。何ぞ能敵を攻擊する事を得んや。既に目前長防之事起り、於幕府も實地御吟味格別之御卓見を以テ、一般西洋銃隊被仰出、萬石以下軍役與號、長柄を被爲廢、悉ク銃手ニ御改正與申程之時勢ニ付、追而甲府出張之節者、勿論隊列編制等銃隊専ら採用し、尤時とし而ハ、刀槍短兵之隊與變化せしむべく候得共、手銃者悉ク携ふる事ニハ改政可申付存候也。左あれば雜人を省き、精兵を增、一際實備相立、郎台命之御主意ニ相叶、要地鎭撫も相屆可申、且亦銃隊附屬之器械着服等者、雖枝葉、是以簡便を最とし、虛飾を廢して、幕府ニおゐて銃隊之着服、冠物等、御制服有之を、後祖先御召之筒袖蛙袴竝ニ裾祚立付等御工風之品ニ寄、彼是參考之上、先般夫々申付候。尙此上共改正致申候品も有之候。さすれば自然是迄者軍政變革之譯ニ候得共、呉々世之變遷ニ隨ひ候て、幕府御改正之御制度遵奉、實地之利害得失深考弁之上、斷及決斷所ニ而、乍然兵ハ國之大事死生之地、存亡之道なれば、無此上大切至極之儀、衆議一味に非ざれば難施行、聊以新奇を嘉□□珍器ヲ翫ぶに非ず、彼れを知り己を知る之術也。然ルニ若洋弊ニ陷り候迚、議論有之者は、誰彼ニなく、異見承り度。年

然他ニ超候軍法、兵器も是あらば、我必是を採用せん。此上發途期成出師之地ニ臨ミ、異論を抱候者一人もあらば、則衆議一味ニ大□有を以、一同之所存を尋ね、衆議を採て、彌一決せんと欲す。銘々熟慮之上、更に不殘毫釐不憚忌諱令之急務ニ付、否早々以書物、赤心之論、國是之議、確然可爲聞呉候樣、唯我希望する所也。

慶應二丙寅十月

輝聲直に家老田中正精をして、該書を携帶して、高崎に赴かしむ。其後數日にして田中は歸府し、藩士は四人出府して願書を出し、事差縺れたりと傳へられ、田中は老職を罷められ、野火止に退引を命ぜられたり。家老長坂弘訓も亦力を同ふせしを以て、職を辭す。在邑家老淺井貞順出府す。時に議論紛々たり。側頭取兼徒士頭菅谷叔清・內村宜之の職を解き、高崎に謹愼せしむ。定府の士卒之を聞き、皆慨然として歎じて曰く、侯の輔弼を失ひ、軍政改革の時期を誤ると。是より先き在邑の士、時勢の變遷を知らず、迂遠の舊法を墨守して、陽に軍政の改革に服し、陰に心服せざる者あり。江積九郎誤聞を主張し、暴論を唱へ、士卒を煽動して、以て私黨を結ぶ。家老・城代・年寄・番頭・用人等、侯の眞意なるを辯ぜしも、敢て聽かず。遂に同盟數人と與に、竊に邑を脫し、江戶に潛服して密議す。既にして舊

藩中進歩舊守二黨を樹てて一和せず

法に準據するの令出づるを聞き國に歸る。是に於て藩中一和せず、識者深く之を惜めり。

翌三年七月、出府の年寄津田次幹が加判月番諸掛及び城代手筒兩組の預けを免じ、高崎に於て謹愼を命ず。軍制改革の際、評論半にして事を誤りしに依れるなり。侯輝聲專ら洋式の兵法を用ひんと欲し、而して輔佐其人に乏し。故に屢告諭を爲すも、未だ國邑に行はれず。唯定府の徒士最も其意を體して、毫も屈せず。遂に精兵と爲る。所謂如林隊是れなり。

初め砲術方調役兼銃隊教授佐藤鐵・深海三思郎・武井義、留守居方物書佐藤久敬、主として侯が意を體す。武井趣意書を草案し、佐藤等三人之を討論潤飾して、乃ち徒士小頭金山來助を說き、終に能く數十人を糾合す。是に至りて徒士の志氣大に振ふ。而して又取次横濱正粹、砲術教授上村安遷・松井勝彌・大澤晴親、文學教授大沼綱正、側役兼文學教授手傳植木方極・松井强哉、砲術教授手傳兼文學教授手傳稻生可哉、砲術教授手傳石原應恒及び佐藤鐵・深海三思郎・武井茂・佐藤久敬等數十人、常に侯の宿志行はれざるを慨嘆す。乃ち一夕憤然として相盟ひ、以て公の大志を貫徹せしめんと欲し、既に謀る所あるなり。是より先き江積九十郎、軍政の改革に當りて、既に黨を結び、意を家老淺井貞順に通ず。世呼んで淺井黨と曰ふ。是に至りて横濱

正粹、上村安遷等も亦起つて隱然之と對抗せり。後上村安遷等十餘人は、侯の宿志の久しく行はれざるを慨し、終に連署建白す。而して出府の諸士と往來協議し、將に藩論を定め、上下一和して侯の志を暢達せんとす。故ありて成らず。是歳其黨たる御留守居菅谷清允、側頭取兼徒士頭寺田宗武は與に其職を免ぜらる。佐藤鐵・深海三思郎・武井義・佐藤久敬は、常に藩中の和せざるを憂ひ、定府の徒士・銃隊を誘ひ、相與に專ら和衷協同を劃策す。而かも出府の徒士は、皆淺井黨と往來して、故らに弓矢を弄べりと云ふ。

第三臺場を預る

陸軍奉行を免ぜられ碓氷關の警備に努めしむ

八月輝聲甲府城代を命ぜらる。役知二千石、芙蓉間席とす。三年九月、侯奏者番と爲る。十月眞田信濃守に次ぎ、西丸大手御門番を勤む。此月陸軍奉行並と爲り、佛蘭西陸軍傳習を命ぜらる。明治元年正月、伊達遠江守に次ぎ、內海警衞第三臺場御預と爲り、芝金杉伊達氏陣屋地を、臺場付陣屋地として之を賜ふ。然るに此時碓氷關は板倉主計頭預にして、松平丹波守も亦之が警衞を命ぜられしが、同地は中山道の要地にして、特に警固を要す可きを以て、同月輝聲が陸軍奉行並を免じ、領地に還りて、丹波守・主計頭と與に相協議して、枝道間道に到るまで、實際の警備に努力せしむ。三月王政復古と爲り、輝聲新政の御趣旨を體し、江戶に置

家老淺井貞順の失脚

三國峠の舊關を守衞す次で撤兵す

きたる家族を攜へて、高崎に歸る。是月東山道總督通行につき、金壹萬兩並に小銃玉藥とも百挺を獻ず。（六月小銃は之を返付せらる。）閏四月上京參內して、龍顏を拜し、天盃を賜ふ。此時高崎にては東山道總督より、小栗上野介追捕の命を蒙り、且隣國野州邊にては、屢戰を開くを以て、人心恟々たり。輝聲請うて國に歸る。

六月輝聲は斷然舊弊を革釐して、新制を布き、門地を問はず、人材を登庸す。乃ち大河內清緝・宮部八三郎を大監察に、津田佛・長坂忠厚・服部光權・山田業廣を政務參謀兼周旋局總裁に、菅谷清充を文武館總裁に、神保謙を文館總裁に、中澤景灑を武館總裁に補す。其他用役・郡奉行等、或は超遷、或は轉職を爲さしめ、輝聲親ら藩政を總括す。七月家老淺井貞順、大坂より歸る。是より先き貞順、在坂中、遊蕩の事あり。是に至りて謹愼を命ぜらる。次いで致す。淺井黨是より衰ふ。八月數寄屋橋門內なる上屋敷、石原・築地の兩下屋敷を納附して、更に小石川の中屋敷を賜はる。是月幕府の設置したる橫川・杢ノ橋等の關所を廢せられたるを以て、番人を撤去す。是月上州三國峠新關の守衞に補せられ、衞兵を出さしむ。明年二月、大政更新と與に、悉く諸道の關門を廢せしを以て、三國峠關門の衞兵を撤す。三年九月、輝聲先諭書を發表して曰く、祿六十石以上の者、其家督毎に減祿するの

藩治職制を定む

國益局の始末

輝聲上表して封土を奉還せんことを請ふ

制を廢し、其勤惰に依り、增減を爲すべしと。是月在邑步兵十二小隊を、十二律に擬し、律呂の二大隊に編制し、如風・如林の二隊を撤兵隊と爲す。又砲兵隊を騎砲隊に改め、之を六隊に編制す。十月藩治職制を定め、執政・參政・公議人、及び家知事を置く。十二月大野寬備を權縣事に、長坂正郎・內村宜之を權判事に、金田養素・諸田潤之助・稻田恕介を調役に補す。是れより先き朝廷、三陸・兩羽・磐城・岩代等、沒收の土地を籍す。乃ち輝聲をして、吏を陸前國牡鹿・桃生・本吉三郡石十一萬餘に遣はし、亂餘の窮民を撫育せしむ。此に至りて大野寬備等を派し、治所を石卷に置き、石卷縣と稱す。明年八月免ぜらる。大野は歸りしも、內村は其職故の如し。

二年正月、靜岡藩士大陽寺順叔を雇ひ、參政格國益總裁となし、國益局を高崎城東の石上寺に置き、知局事以下、事務を掌る。而して商館を橫濱辨天通に開いて、貿易を行はしむ。然るに順叔が爲す所、每事齟齬して、遂に數萬兩を消費す。由りて其雇を解く。二月是より先、領地の內上州群馬郡中里村・栗崎村、高七百石餘の地を、舊幕より村替せしめられしが、此に至りて故の如く之を領せしむ。四月十五日、行政官の命あり。版籍奉還の議を該たしむ。輝聲、是より先き表を上りて、封土を奉還せんことを請ひしが、此に至り此命あるなり。五月十四日、高崎藩

輝聲高崎藩知事に任せらる

をして、戸田太郎に替りて、東京市中取締を命せらる。廿三日議職・議郎を置き、供小性以上の者をして、之を選擧せしめ、津田佛を議職に、上村安遷を議職補に、永井英順等十人を議郎に擧ぐ。乃ち會議を開いて、政務・參謀等と問題を討論す。六月版籍奉還(三)を許可せられ、輝照を高崎藩知事に任じ、大參事(四)以下の職員を設置す。十二月政務上局は官制改革を達す。三年二月、輝照名を輝聲と改む。

三月藩祿一萬石に就き六十人、一小隊の割合を以て、常備兵と爲す可く規定せられしを以て、三十七歳までの壯丁を選用常備兵と爲す。是歳藩制(六)を改革し、職員(七)を任命す。明治四年五月、戸籍係を置き、藩部内外を三十六大區に分ち、適宜に小區と爲す。其小區は區毎に正副戸長を置き、士族卒の戸長は觸頭を兼攝せしむ。戸長は戸口の出入・生死を審にす。此時調査の高崎藩籍(東京・銚子・一ノ木戸・野火止等は含まず。又郡村の戸口未詳。)の戸、は左の如し。

士族	四百二十九戸	千九百二十三人
卒	六百一戸	千九百九十二人
高崎宿市民籍	二千三百五十七戸	八千七百二十九人
(計)	三千三百八十七戸	一萬二千六百四十四人

高崎藩を高崎縣と爲す

高崎縣を廢す

七月十四日詔して、列藩を廢し、悉く縣と爲す。即ち各藩知事を御前に召し、聖旨を親諭し、其職を罷めらる。是より本藩は高崎縣と爲る。十月二十八日、高崎・前橋・沼田・安中・小幡・七日市・伊勢崎・岩鼻の八縣を廢し、更に群馬縣を高崎に置く。是に於て輝聲が知事の職を免ぜらる。(寛政重修譜・藩翰譜續編・高崎近世史畧・上野人物志。)

(源)頼政―兼綱―(大河内)顯綱……(中十一代畧)……久綱―(長澤松平)正綱―信綱―輝綱―輝貞

―(一)信興＝(二)輝貞―

―(三)輝規―(四)輝高―(五)輝和＝(六)輝延―(七)輝承＝(八)輝德＝(九)輝充＝(一〇)輝聽＝(一一)輝照

(一)上野國片岡郡一圓。群馬郡七十二箇村。碓氷郡七箇村。那波郡一箇村。緑野郡二箇村。(以上五萬五千石。)越後國蒲原郡四十二箇村。(以上二萬石。陣屋一ノ木村。)下總國海上郡十七箇村。(以上五千石。陣屋飯沼村。)武藏國新座郡五箇村。(以上二千石。陣屋野火止宿。)

(二)近年夷船我が邊海に出沒す。幕府外患を慮り、屢〻海防の令を出す。而して五島・松前兩藩主に命じて、城を封內に築かしむ。松前藩主松前崇廣、市川縦(一學)の長沼流軍學に精練なるを聞き、其國邑に招き、以て築城の事を委任せんと欲し、之を輝聽に請ふ。老中牧野忠雅(縦の門人)も亦、切に其請を許さんことを勸む。輝聽竊に思ふに、二百年來海內無事にして、而して築城の事業最も至重なり。且つ縦古稀の齡を以

て遠境に赴くを憐み、之を二人に辭す。二人固く請うて已まず。輝聽も亦國家の急務なるを察し、終に其請を許す。乃ち縦をして松前に赴かしむ。是に於て縦、其第二子十郎を率ひ、松前に赴き、築城の經營、砲臺の建築を董す。明年に至りて落成し、名けて福山城と曰ふ。歸途羽州庄内に至り、海防の事を査檢して、砲臺を改造す。蓋し其藩主酒井忠發が請に從ひしなり。輝聽、縦の功勞を賞し、父子の格祿を進む。（高崎藩近世史略。）

（三）版籍奉還之儀、建言之通、被聞食、更ニ高崎藩知事之職ヲ被命候ニ付而も、朝命を奉戴し、管内を鎭撫し、兵備ヲ整エ、專藩屛之任ニ當リ候樣盡力致度、朝暮苦慮ニ不堪候。一體藩士には、祖公以來、奕葉連綿トシテ、君臣ノ情誼モ不淺候處、時勢之變遷ニ與者年中、斯ク成行候上ハ、互ニ相忍、覺悟ヲ窮メ、名分ヲ守候外無之候間、不相變孰レモ奮發勉勵有之、同心戮力、我輩之缺行ヲ補翼致呉候樣相賴候。依而者此上公廨ト私邸ト之用度ヲ始トシ、我輩ト區別相立、諸有司之舊弊因循ヲ悉ク一滌シ、縦令是迄門閥ヲ以、執参ニ列シ居候者ニ而モ、品ニ寄、平士一列ニ皈シ候類モ可有之且現石十分一ヲ以、家祿を相定相成候事ニ付、士族之給祿モ右ニ准し、増減共追テ適宜改革可致候得共、先ヅ指向、我輩ノ果斷ヲ以、大小参事之役々、其任ニ可當ト着眼ノ士拔擢し、達天聽候上、可被命候條、敢テ辭スル勿レ。若今般之變革ヲ强論シ、或ハ不平ヲ抱キ、

彼是異議ヲ立候者於〻相聞〻者、則　天意違戻之罪科難〻遁者ニ付、斷然至當之處置ニ可〻致候。此旨豫メ申達置候事。

七月　　知事

高崎藩士

一統へ

(四)明治二年、家老城代年寄を廢し、左の職員を設置せり。

大參事　長坂六郎
權大參事　堤赫雄
同上　服部量
同上公儀人東京永勤番　大野千橋
少參事會計并生産懸り　深井八之丞
少參事刑法并斷獄懸り　長坂鐵之助

權少參事御軍務懸り　上村乾
權少參事刑法并斷獄懸り　遊佐六郎右衛門
權少參事市政民政懸り　長坂正郎
權少參事文武學校懸り　深井繁之助
權少參事市政民政懸り　大島亭

(五)官等職制之内、長は本官より一等上に列し、並は本官より一等下へ列し、補は本官より二等下へ列し候事。

一第二等官は、從前之御番頭より御用人迄に相當り、准二等官は、御用人勤ニ相當り、第三等官・准三等官は、分差物ニ相當り候ニ付、進退向等都而其心得可〻有〻之候事。

但二等官之内、上等隊長以上は、從前御番頭以上ニ相當り候間、身分進退向、幷書面宛所・認方等、右之振合ニ相心得可申候。

一諸官共小吏ニ至迄、杖相用候儀、從前之通可相心得候事。

一第七等以上を士族と稱し、第八等以下ヲ卒族と可稱事。

一支配之事。

第二等官より准三等官迄

追捕司

政務史生

同　書記

察事

但書記以下ハ、諸願屆共史生江差出、史生より月番江可申立事。

右正權大參事ニ而管轄ス。

但御家扶ハ御家令ニ而管轄ス。御家從ハ御家扶ニ而管轄スヘシ。御家令同並ハ

知事樣御直ニ御管轄。

但御家令以下之面々、御家事ニ關係致候勤筋は、都而本文之通相心得、身分ニ

付御進退向願居等之類は、御家令より從前之振合を以、大參事月番に差出、差圖を受可申候。尤小事ハ御家令ニ而承置、追而以書面可申聞候。

上等半隊差圖役
同　嚮導
同　兵士
五等官准五等官之番士但月番持
右上等隊長ニ而管轄ス。
中等小隊差圖役
同　半隊差圖役
製造司
大小砲銃隊助教
歩卒小隊差圖役
歩卒半隊差圖役
軍務調役
右軍務參謀ニ而管轄ス。
砲車長

砲兵伍長

砲兵

右砲兵隊長ニ而管轄ス。

文武助教

中等醫

下等醫

文館調役

右文武督學ニ而管轄ス。

但文武ヲ分テ其督學ニ而管轄ス。中等醫・下等醫は、文武校督學・醫學校督學

兩職ニ而管轄スベシ。

會計出納司

司農

會計調役

右會計知局事ニ而管轄ス。

生產出納司

右生產知局事ニ而管轄ス。

中等嚮導
中等兵士　各一隊ッヽ分管ス。
第七等番士　遊兵八等番士幷但月番持
右中等隊長ニ而管轄ス。
歩卒嚮導
歩卒　各一隊ッヽ分轄ス。
番卒遊卒但月番持
右歩卒隊長ニ而管轄ス。
街吏
市政方錄事
守牢監
捕亡
右市令ニ而管轄ス。
郡丞
郡政方錄事
捕亡

右郡宰ニ而管轄ス。

捕亡．

右追捕司ニ而管轄ス。

一本官准三等官以上之御役職ニ而、並補之類、四等官以下ニ引下り候共、本官同樣正權大參事ニ而管轄ス。

但文武教授、並同補・文武督學ニ而管轄之事。

一上等兵士者、其隊長ニ而各一隊ツヽ分管スト雖モ、三長共互ニ心力ヲ協戮シ闕漏ヲ補翼スヘシ。依而分轄ニ不限配下より之願書宛名、其他都而隊長一同ヲ支配ト可心得事。

但中等兵士幷ニ兵卒モ同斷之事。

一正少參事ニ而馬政掛ヲ兼攝シ、執政ヲ管轄スヘシ。

一長は本官同樣附屬ヲ管轄スヘシ。幷ハ管轄之達無之候ハヽ、管轄ニ不及。補ハ勿論管轄ニ不及候事

一下僚・筆生・小吏者各其局長ニ而管轄スヘシ。

一第四等官以下ニ而兼攝之職務有之ものハ、本官之局長ニ而管轄すへし。

一下僚ハ從前之下役、筆生者書役物書、小吏者小奉行ヲ唱ヘ候者ヲ稱シ候事。

但座次ハ其長官之官等ヲ以、席列ヲ立ベシ。

一捕亡者従前之町同心・米見・別手廻・手付・牢屋同心ヲ稱し候事。

但同斷。

一山廻者小吏たるべし。

一従前之周旋局總裁ハ、正權少參事ニ而兼攝シ、周旋方ハ従前之通兵士・番士等之内、亦ハ其他職掌ニ而兼務スベシ。

一武館典事ハ、従前之稽古所世話役を稱し候事。

一御手筒組・御城代組御廢止ニ而、歩卒隊に編制すべし。

一従前之大監察・御馬廻・奉行火之番方は御廢止たるべし。

一御城内外御締として、晝夜巡邏之儀は、従前之通、大監察幷ニ追手御門直官ニ而可ㇾ相心得事。

一従前之御朱印番は、御本城直官、追手泊御番者、追手御門直官與相唱に可ㇾ申事。

一諸社寺御名代御代參之儀、御家令・御家扶等ニ而申合、可ㇾ相勤、差支之節ハ、文武立合役、幷ニ直官に申合相勤不ㇾ苦。

但大監察以下出役ニ不ㇾ及。

一頼政様御社は、御別段之儀ニ付、御藩鎭守之神社御同様、奉ㇾ尊崇、年々正五九月御祭

式御執行、右三季廿六日朝、正權大參事之内、　知事樣御名代相勤可ㇾ申、其節大監察以下出役等、都而從前之通たるべし。

一表御用部屋、以來御廢止、從前同所ニ而取扱來候御用筋ハ、都而政務下局ニ而相心得可ㇾ申、尤第二等官・准二等官之面々、支配下御用等之儀、諸長官詰所ニ而取扱可ㇾ申事。

第三等官
准三等官
　大屬
第四等官
准四等官
　權大屬
第五等官
准五等官
　少屬
第六等
准六等

權少屬

右官等之內、御役人之分ハ前書之通相束ね、　朝廷江御屆相成候間、御他方等都而表向江關係いたし候節ハ、夫々之官等ニ應し、右御役名ヲ相稱シ可申事。

一出火之節、諸官員詰所之儀、先ツ從前之振合ニ相心得可申候。尤准二等官以上ニ而モ、高張挑灯爲相持候義可爲勝手候事。

一龍吐水之儀、從前御馬廻火之番ニ而受持之處、火之番方被相廢候ニ付而ハ、以來步卒隊長ニ而引受候樣可致候。

一局中從前之掛リ物分課之儀者、銘々ゟ以書面可相窺事。

右之通被仰達候ニ付、相達候。尙追々御變革筋之儀、可被仰達候得共、其職ニおゐて疑問之廉も有之候ハヽ、取調可被相伺候也。

巳

十二月七日　　　　　　　　政務上局

（六）藩制之變革、豫メ是ヲ布告スルヤ、士屬・卒ノ二等ニ限ラズ、今昨ノ官員給祿、總テ悉ク是ヲ廢止シ、士卒二途ノ家祿ヲ給資ス。然レ共唯藩獨リ決スルニ非ズ。上ハ朝政ヲ奉準シ、下ハ諸藩ノ公議ヲ折衷シ、總テ其節度分制、朝旨ヲ奉戴シ、自ラ其分ヲ守リ、時勢ノ星移ヲ辨識シ、禮節忠厚ニ基キ、卑見異論ナキヲ要トス。若シ異論ノ者ハ、直ニ朝裁ヲ奉シ、非常ノ嚴科ニ處ス可キナリ。

士卒ノ二途ハ、舊慣一新ノ變改ニ從ヒ、七等上ヲ士族ト稱スレドモ、今般奉朝裁、從前供小性上ヲ士族ト爲シ、徒士小頭ヲ卒ト爲ス。

舊慣一新之秋、徒士小頭下ヨリ、准五等上ニ昇進ノ者、從前ノ等ヲ逐ヒ、卒ト爲シ、供小性上ノ職任ニ從ヒ、六等下ニ降レル者ハ、士族ト爲シ、咎ニ係テ六等下ニ左遷スルヲ卒トス。

有限ノ藩祿ヲ以テ、無限ノ人員ニ給ス。其理固ヨリ難シ。故ニ今藩ノ戸數定額ヲ區分シ、嫡子以下ハ其出身モ容易ニ非ズ。然レドモ文武濟美才望非凡、器局ニ任スル者ハ、非常ノ薦擧トシ、官祿等其勤ニ應ズ可シ。當今出仕之嫡子、其雇賃別券ノ如ク是ヲ給賞ス。亦其僱賃モ一ヲ畫セズ、憤發勉勵ノ者ハ、是ヲ增加ス。

戰死士族等ノ給資ハ、其舊貫ニ任ス。

高老長壽ノ養資モ、亦其舊ニ依ル。

庚午后十月　　知事（朱印）

高崎藩　衆庶

士族卒家祿制限

士族

一現米二十石　從前之千石ヨリ百石二十八扶持迄。

一同　十七石　同百石未滿ヨリ三ツ五分五十石十人扶持迄。
一同　　　　　同一ノ木戶五十石ヨリ切米給小性迄。

卒

一現米八石　從前之徒士小頭以下小役人竝迄。
一同　七石　同小頭以下譜代足輕迄。
一同　六石　歸藩之もの竝新抱足輕。但部屋人足輕ハ從前之通。
右之通永世之家格たるべし。依之家督跡式之節、減石等無之事。
一功有て祿ヲ增、罪有て祿ヲ褫ぎ候節ハ、請朝裁候處置可有之事。
一舊臘一新之節、小頭以下ゟ七等以上に昇進之もの、從前之身分を以、家祿下賜候事。
一當時被召仕居、嫡子之面々、自今御雇與唱替可申候。依之御雇料左之通。
　一等　現米六石　從前共小姓以上に被召使居候嫡子。
　二等　同　四石　徒士小役人竝に被召仕居候嫡子。
　三等　同　三石　小頭以下に被召仕居候嫡子。
右之通下賜之候事。
一是迄之二三男御雇料は、其まゝ下賜、且今後御雇之面々、二三男たりとも、勉勵に寄、前斷之石高迄ハ追々御加增可有之候事。

右之通候也。

庚午壬十月

(七)明治三年、藩制を改革し、左の任官あり。

官	日付	氏名
大參事	十月十三日	長崎六郎
同	十月十七日	堤赫雄
權大參事		大野千橘
同		菅谷
正權大參事列	明治三、十	長坂弘訓
同	同	堤誠貴
同	同	大野寬備

官	日付	氏名
同	同	菅谷團次郎
同少參事軍務懸	十月九日	上村乾
同　民政懸		谷口守衛
同　學校懸參事取扱		深井潛
同　監察刑法懸		深井小一郎
同		
權少參事		

第二十二項　館林藩

一　榊原 御家紋は所車　(天正十八―正保元年)

康政　姓は源氏。仁木義長の六世の孫利長、伊勢國壹志郡榊原に住し、因つて以て氏とす。利長の孫清長、移つて三河に居る。始めて松平親忠に仕ふ。清長

の子長政。長政の次子康政なり。康政、小字は龜丸。幼にして沈靜、學を好む。書を大樹寺に讀み、筆跡を善くす。成童更に小平太と稱す。酒井忠尙に屬して、上野城に居る。家康上野を過ぎ、之を見、召して祿を與ふ。永祿六年一向宗の亂、歲甫めて十六にして、石川家成と與に、上野城を攻め、先登して功あり。而後、常に家康の左右に侍し、片諱を賜ひ、康政と稱す。元龜元年、姉川の役、家康師を帥ひて、織田信長を援くるや、康政、酒井忠次と與に先鋒たり。天正元年、武田信綱、甲人を率ひ、來りて遠州の地を侵掠す。康政出でゝ、信綱の陣を襲うて、之を破る。而後、武田氏の亡ぶるまで、康政の軍功頗多し。天正三年、長篠の役に從ひ、諏訪原を攻めて功あり。或は田中・高天神に從ひ、皆勳勞あり。十二年三月、小牧に從ひ、請うて小牧山を以て營と爲す。四月先鋒と爲り、三好秀次を長久手に破る。次いで瀧川一益を蟹江城に攻む。一益降を乞ふ。家康師を班するに及び、康政をして小牧を戍り、以て敵を壓せしむ。十四年家康、關白秀吉と成を行ひ、康政をして京師に如き、婚を拜せしむ。命じて富田知信氏に館せしめ、秀吉夜就いて見、康政が手を執つて曰く、小牧の役、子檄を作り極めて孤を醜詆す。子を生獲して以て甘心せんと欲するもの久し。今日子が面を見、宿憤頓に銷え、交親旣に成れり。卽

館林城十萬石に封せらる

ち子忠を其主に納る深厚なり。孤之に感ず。豈に疎濶あらんやと。康政拜謝し、次日重ねて之が禮を爲して歸る。五月南明豐夫人濱松に入輿するや、先づ輿を康政の邸に寄せ、而して城に入れり。十一月康政、京師に如きて秀吉に見ゆ。秀吉曰く、孤が妹婚約の使者、以て官無かる可らずと。乃ち奏請して、從五位下式部大輔に叙任せらる。天正十八年、秀吉小田原を征伐するや、四月康政先鋒と爲り、斬虜若干なり。七月北條氏政等劍に伏するに及び、康政之が檢使と爲りて往く。又命を受けて小田原城を取る。八月館林城に封ぜられ、邑樂・勢多二郡及び野州梁田郡の地、併せて十萬石を食む。秀忠に仕へて後は、其輔弼の臣と爲る。慶長五年秋、康政秀忠の先驅と爲りて、小山に抵る。既にして上國の變至り、秀忠に山道に從ふ。途に關ヶ原の軍散せしを聞き、秀忠憤怒し、日夜兼行し、馳せて草津に至りて、師に會す。家康、其遲緩を譴めて相見ざる三日。衆危懼す。康政、胥竊に家康に見えて、事の顛末を辯明し、涙を濺ぎ、悲號して苦諫す。是に於て家康の意稍解け、父子伏見に相見ゆるを得たり。慶長七年、備前の國主缺けたり。康政、嘗て關ヶ原に逢はざるを遺憾と爲し、私に謂へらく、天下既に定り關東は靜恬なり。惟大坂の在る有り。必ず兵革の起るあらん。備前の地、大坂に近きを以て、若し

變あらば、池田輝政と與に、力を併せて先驅し、功を大坂に樹てんと欲す。故に竊に意之を求む。秀忠、康政が久しく封を增されざるを憐み、爲めに家康に請ふ。大久保忠鄰も亦之を勸成す。家康、水戶城二十萬石を以て、康政を封せんと欲す。五月秀忠をして、旨を諭さしむ。康政辭して曰く、關ヶ原期に後る臣首罪たり。苟に刑罰を免かるは、臣幸多し。豈に敢て殊賞に當らんや。且關白秀次の亂、主公遽に西上し、臣館林より星行之に及び、以て道路を押衞す。實に封邑東府に密近せるを以てなり。水戶は相距る三日程。異日事あらば、復爾するを得ず。殊に臣が素志に非ざるなり。我奚で祿を貪らんやと。乃ち駕を促して、館林に歸る。本多正信、人を馳せて之を駐めしも聽かず。八年近江の地五千石を賜ひ、在京の厨料と爲す。十一年四月、館林に病む。秀忠、酒井忠世・土井利勝、及び醫曲直瀨玄朔等を遣はして、病を訪はしむ。五月十四日、遂に卒す。年五十九。館林城下善導寺に葬り、養林院上譽見向と諡す。其臣南直道（甚之丞）殉死す。康政、領內に新田を拓き、利根・渡良瀨の二川に堤防を築き、治績あり。大正四年十一月、朝廷其功勞を追賞し、正四位を贈らる。

康勝　本名は政直。小字は小十郎。慶長十年四月、從五位下遠江守に叙任せ

らる。次年父康政卒して、家を繼ぐ。十年大坂冬の役、兵を率ひて松平勝茂等と與に、大和川邊に次す。鴫野の戰、佐竹義宣の軍將に敗れんとす。康勝の家人、水を踰え横に馳せて、騎兵を掩撃す。敵兵退いて城に入る。次いで陣を天王寺に移す。明年五月、秀忠の爲めに先鋒と爲り、井伊直孝に次ぎ二隊となる。老體たるを以て、藤田信吉をして副たらしむ。康勝及び松平康重等、吉田に陣し、進んで城將木村宗明と遇ふ。宗明死戰す。康勝馬を躍らし、大に呼びて衆を督す。康勝髀瘍を疾む。膿血迸發し、鐙に滿つ。氣益壯にして、遂に之を破る。井伊直孝、木村重成と戰酣なるを見て、赴き援はんと欲す。監軍藤田信吉、之を抱して曰く、敵兵寡單なり。彼地理を諳んず。恐く覆あらん。其發するを俟ちて、之を撃つに如かずと抑止す。小笠原秀政、康勝を佐けて進むもの再。信吉輙もすれば制止し、喩すに機を待つを以てす。竟に事に及ばずして罷む。天王寺の戰、憤懣して直孝の隊に列して前む。首を獲る七十八級。信吉も亦創を被る二所、首を得る二十三と云ふ。若江の戰、首級を獻ず。而して康勝、瘍益劇しく、五月二十七日遂に京師に卒す。年三十六。康勝、加藤清正の女に配して、子無し。妾腹子勝政を生む。諸臣私ありて、以て白せず。廼ち従子忠次封を襲ぐと云ふ。

忠次　小字は國千代。康政の孫にして、大須賀忠政が子なり。慶長十二年、甫めて二歳にして父卒し、其封を繼ぎ、横須賀城に居る。更めて松平五郎左衞門と稱す。大坂冬之役起るや、忠次幼童なるを以ての故に在城し、家人をして師に從はしむ。忠次聞いて肯んぜず、大坂に往かんと欲して、城を發す。途に和睦成れるを聞きて、城に還る。夏之役、復命じて城を守らしむ。忠次强いて請ひ、伊勢に抵り、師に天王寺に從ふ。元和元年、命を受けて康勝の後を承けて、猶松平氏を稱す。

白河に轉封

二年正月、從五位下式部大輔に叙任す。正保元年七月、奥州白河城に徙され、十四萬石を領す。慶安二年六月、封邑一萬石を加へられ、姫路に徙り、十五萬石を食む。寛文三年、從四位下侍從に叙任せられ、政務を預り聞く。五年三月廿四日卒す。年廿七。忠次和歌を嗜み、藏書數千卷あり。封を姫路に徙さるゝに及び、資糧給せず。悉く藏する所の寶貨珍器を沽却す。中に茶具ありて、最も珍寶たり。京極高廣、嘗て之を欲す。是に於て金一萬兩に換へて之を貯ふ。忠次謂ふ、今我窮乏し、嗤を天下に取る。希くは萬金を以て錢に換へて、之を得んと。乃ち錢數萬緡を數百車に積み、之を運送す。乃ち錢を割いて、悉く家人に與へ、其困窮を救ふ。高廣逸樂を耻ぢ、民を虐げ賦歛を重くし、以て獨樂と爲す。忠次之に反して、器貨

を棄て、美名を世に發すと云ふ。（野史・藩翰譜・加除封錄。）

清長―長政―清政

―康政―康勝―忠次………

（一）植村出羽守家存が子新六郎家次、勘氣を蒙りて籠居す。康政が愁訴に依りて、康政が所領舘林の邊大島と云へる地、五百石を賜ふ。慶長四年十二月十日同地に卒す。年三十三。子家政、再び召出され、寛永十八年和州高取城二萬五千石を賜ふ。（藩翰譜。）

（二）康政入部の初、家臣清水内藏之丞を土工の主任とし、郡の東方に新田を開墾す。名づけて内藏新田と曰ふ。又矢島村の遍照寺を新宿村に移し、祈願所と爲す。又康政、幕府に請ひ、舘林城の溝渠を外加法師より、下外張に至るまでに開鑿し、土居を築き、其内部に町割を施し、町家を下外張に移し、成島・當郷・桑原谷越、四村の民を徙して、町人と爲し、青山出雲を町支配、小寺丹後を檢斷役に補し、給田を與へ、其下に町年寄七人を置く。文祿二年正月、城下に外曲輪堀を穿ち、下外張の善導寺を谷越町に移して、榊原家の菩提所と爲し、莊田百石を附與す。三年臺宿町より、下早川田村までの間に新道を拓く。四年荒瀬彦兵衛石川佐次右衛門の二人を奉行と爲し、利根川及び渡良瀬川の堤防を築造せしむ。利根堤防は、西古戸村に起りて、東下五箇村

に抵る、延長一萬八千三百二十間、高さ一丈五尺乃至二丈、敷十五間、馬踏三間乃至五間なり。渡良瀬堤防は、西下野國足利郡田中村に起り、東本郡海老瀬村に至る、延長一萬二千九十三間、高二間乃至三間、馬踏二間數十間乃至十八間あり。又追手前青海天滿宮を谷越町に移し、木挽町愛宕社を再建して、館林の鎭守と爲す。慶長元年、追手内に在りし觀音堂を鍛冶町に移し、荒瀨彥兵衞を奉行として、之を造營せしむ。（邑樂誌・人物志。）

二　大田原（守將）（正保元—同二年）

政清　武州七黨の一丹黨の裔なり。世々下野國那須郡に居る。備前守忠清の時、始めて大田原を氏とす。忠清十六世の孫備前守晴清、秀吉の小田原を征伐するを聞き、沼津に馳參じて、之に謁し、所領一萬二千四百石を賜ひ、太田原城に住す。慶長五年夏、上杉景勝の叛するや、大田原城を戍る。大坂前後の役、秀忠の先鋒と爲り、首級七十を獻ず。寬永八年卒す。其子政清家を繼ぐ。政清、小字は左兵衞。正保元年七月、台命を蒙り、館林城を守衞す。二年正月、館林を松平乘壽に

賜ふ。慶安元年、備前守と爲る。寛文元年三月五日卒す。年五十。（藩翰譜・寛政重修譜。）

忠清（日向）……胤清—資情—繩清—晴清—政清—高清

三　松平家（家紋は一葉葵又は蔦。）（正保二—寛文元年）

乘壽　小字は源二郎。家乘（那波藩の條を參照。）の男なり。大坂前後の役に從ひ、首五十三を獲て、之を獻ず。元和元年正月、叙爵して和泉守と爲る。寛永十五年、岩村より轉じて、濱松城に徙り、三萬五千石を食む。十九年十二月、竹千代（家光）の家老と爲り、正保二年正月、上野國館林城に移り、六萬石を食む。慶安四年八月、侍從に拜せらる。承應三年正月廿六日卒す。年五十五。

館林城六萬石を賜ふ

乘久　小字は源二郎。乘壽の男なり。正保三年十二月、叙爵して宮内少輔となる。承應三年十二月、和泉守に徙り、家を繼いで、五千石を弟石川能登守乘政に分つ。寛文元年閏八月、加封ありて下總國佐倉六萬石に轉封せられ、明年城附二千石を預けらる。延寶六年正月再び加封ありて肥前國唐津城に移り、七萬石を食む。貞享三年七月十七日卒す。年五十四。

佐倉に轉封す

家乘—乘壽—乘久—乘高
　　　　└乘政

四　德川（家紋は丸に葵。）（寛文元—延寶八年）

綱吉　小字は德松丸。慶安四年十月、十萬石を賜ふ。承應二年八月、叙爵して右馬頭と爲り、偏諱を賜ひ、綱吉と名く。寛文元年閏八月九日、十萬石を上野國に加賜せられ、館林城を治む。前封を併せて二十五萬石を領す。延寶八年五月六日、幕府の統を繼ぎしを以て、其封幕府に入る。此以後寶永四年までは、藩主中絕す。

（城番）本多（家紋は丸に立葵。）（在番年暦不明）

重盛　通稱は甚左衞門。旗下本多五郎左衞門吉里（四百石、廣敷番頭）が二男なり。慶安四年召出され、綱吉に附屬せられ、廩米百五十俵を賜ひ、三丸に候す。後神田の

館にて、小納戸より持弓頭を經、館林の城番に轉じ、屢加增ありて、五百五十俵となる。延寶八年、德松に從ひ、西城に勤仕し、廩米五百五十俵を賜ひ、天和三年逝去によりて、小普請と爲る。元祿元年七月廿二日卒す。年六十九。法名は道立。牛込の大信寺に葬る。

（城代）大久保 家紋は上藤の丸に大文字。 （寬文三―五年）

忠辰 荒之助。從五位下越中守。麾下忠當が男なり。寬永元年、九歲にして父の遺跡を襲ぎ、千石を知行し、五百石を弟忠昌に分與す。御書院番士たり。十年御小姓組に移り、采地二百石を加へられ、總て千二百石を知行す。慶安元年御徒頭と爲り、承應元年、御先弓頭に徙る。寬文三年、綱吉に附屬せられて、館林の城代と爲り、三千石の地を賜ひ、本知千二百石は男忠照に賜ふ。五年忠辰、意見の封事を上る。綱吉よりも亦、忠辰が常に我意に任せ、蔑如するの由を將軍家綱に以聞す。十月二日、家綱命じて忠辰が新恩の地三千石を沒收せしめ、松平讃岐守賴重に召預けらる。十年賴重が請ふ所に任せ、赦免せられしも、江戶に住するを許

さず。後赦に遇ひ、歸府す。延寶六年八月六日卒す。年六十五。法名は天源。

五　松平（越智）に家紋は丸三葵。（寶永四―享保十三年　延享三―天保七年）

清武　本名は吉忠、又清宣。寛文三年正月、德川綱重甲斐宰相の妾田中氏、再び身めるありて、之を越智義淸に托す。十月淸武を喜淸の第に生む。小字は熊之助。越智氏を冐し、遂りに字を改めて、平四郎・玄蕃・民部と稱す。延寶八年、喜淸死し、越智氏を繼ぐ。もと三百石を領せしが、屢〻加增ありて、二千石に至る。元祿十五年、敍爵して下總守と爲る。寶永元年十二月、寄合衆と爲り、二年二月、采地二千石を加へ、武相の地四千石を併せ領す。三年正月、また所領を加へられ、一萬石となり、侯籍に列す。寛永四年正月、松平氏に復し、改めて出羽守に任じ、館林二萬四千石を賜ふ。五年六月、館林築城の資として、黃金五千兩及び武具等を賜ふ。六年十二月、侍從に任じ、七年正月、邑一萬石を加へらる。正德二年十二月、兵部大輔に任し、累りに加邑せられて、五萬四千石を領す。三年右近將監と更む。享保九年九月十六日卒す。年六十一。淸武、館林就封の初、頗る仁政ありしも、後大に苛斂に

館林を領す

力むと云ふ。

復び館林に封ぜらる

武雅　初名は行高。新之助・多宮、又は内記と稱す。實は松平攝津守義行（尾州家の庶流）の二男なり。清武の息内藏頭清方、父に先ちて死せしを以て、武雅養はれて嗣と爲る。享保九年、叙爵して肥後守となる。享保十三年七月廿八日卒す。年廿六。顯德院恭齋と諡す。

武元　小字は源之進。實は松平播磨守賴明（水戸家の庶流）の三男にして、武雅の養嗣と爲る。享保十三年五月、家を繼ぎ、雁ノ間詰と爲り、封を奥州棚倉に移され、太田備中守資晴に代る。十四年冬、右近將監に任ず。元文四年、奏者番の事を承り、延享元年五月、寺社奉行を兼ぬ。三年五月、宿老と爲りて、大納言家治に附屬す。尋いで從四位下に叙し、復館林城に移り、太田備中守資俊と交代す。四年七月、侍從に任じ、九月本城の衆に加へらる。明和六年十二月、所領七百石を加へられ、併せて六萬千石を食す。安永八年七月廿五日卒す。年六十七。武元始めて奉仕してより、此に至る五十餘年、執政の期三十年を超ゆ。而かも謙厚忠誠なるを以て、君寵を蒙り、世人亦善く服從す。武元又慈仁なり。故事に因り、營中毎日或は食を當直に賜ふ。小吏私奸を逞うし、飯菜倶に稍、麁暴なり。武元食器を考察し、厨下

を巡視す。衆箸を措きて俯伏す。武元曰く、我も亦喫せんと。厨吏遽に驚きて上位の食を取りて、之に備ふ。武元知らざる爲して、食ひ畢る。明日復巡視して至る。直に下位に就いて食ひ、畢つて入る。他日烹調舊に復し、且つ厚を加へたり。

武寛　久五郎と稱す。武元が男なり。明和五年十二月、叙爵して主計頭となる。安永八年九月、右近將監に更む。九年八月、奏者番の事を承り、天明四年三月廿六日卒す。年三十一。大隆院恒山と諡す。

武厚　久五郎と稱す。武寛が男なり。天明五年八月、豆州の領を上州に移され、次いで叙爵して、右近將監と爲り、奏者番に補せられ、寺社奉行を兼ぬ。文政五年七月、葵紋を用ふるを許さる。七年偏諱を賜ひ、齊厚と改む。十二年二月、啓行に金葵紋の双箱及び薙刀を用うるを許され、松班に進む。二年六月、特に一世の間、廩米五十苞を賜はる。天保七年三月十二日、封を石見國に移され、濱田城に治す。

濱田に轉封す

野史・寛政重修譜・加除封録・藩翰譜・人物志・館林城主沿革。

清武―清方
―武雅＝武元―武寛―武厚―武揚……

（一）享保三年の夏の頃より、嚴しく田畑撿見あり。其十一月末に、百姓組頭を呼出して、渡されし免狀には、意外なる負擔重き割附にて、立毛内見と相違する所多く、且つ田畑の肥瘠に依らず、平等の割合なれば、百姓之を見て大に驚き、各村の名主等相會して、議を決し、年貢引下げの訴願を起す。即ち四十二箇村の名主、及び百姓百名につき、二名づつの惣代を選び、江戸の邸に至り、更に中谷村名主恩田佐吉、中野村名主竹岸武兵衞、田谷村名主小池藤左衞門の三人を惣代として、數箇條の願書を呈出す。藩吏之を受理して、一同を引取らしむ。享保四年春、用人松倉傳兵衞國に下り、先年の事件を處分す。即ち佐吉・武兵衞・藤左衞門の三人は、徒を結び江戸に強訴せしは不都合なりとの廉を以て、同年四月打首に處せらる。（人物志。）

（城番）黑田　（元文元—同五年）

直純　大和守。元文元年七月、命を蒙り、館林城を守る。沼田藩主の條下を參照。

館林城に移る

攝津に轉封し館林は番城と爲る

再び館林城を賜ふ

六　太田（家紋は丸に桔梗）（享保十三―同十九年 元文五―延享三年）

資晴　源三位賴政の男、駿河守廣綱を祖とす。七世資房、丹波國太田郷に住し、太田を氏とす。八世資清、入道道眞扇谷の上杉持朝に屬し、相模に住す。資清は資長入道道灌が父なり。十三世重正に至り、始て徳川氏に仕ふ。重正の曾孫資直、資直の子資晴なり。初名は資重。次に資在と改む。通稱は熊次郎。備中守に任ず。享保八年、奏者番と爲り、十年寺社奉行を兼ぬ。十三年五月、若年寄に補せられ、九月奥州棚倉の城地を上州館林に移され、同國邑樂郡、下野國安蘇・都賀・芳賀の三郡、武藏國埼玉郡、伊豆國賀茂・那賀二郡の內、五萬石を領す。十九年九月、大坂城代と爲り、從四位の下に進し、封地を轉じて、攝津國島下・島上二郡、河內國若江郡、近江國甲賀・高島・淺井三郡、美作國勝北郡、備中國阿賀・小田二郡の中に移さる。元文五年三月二十四日、大坂に卒す。年四十六。伊豆國田方郡玉澤の妙法華寺に葬り、瑞光院道精日現と諡す。

資俊　初名は資元。新六郎と稱す。攝津守に任ず。元文五年五月、父の遺領を繼ぎ、舊領に復して、上州館林城を賜ひ、營作の料として、金三千兩を賜ふ。二年

十二月、所領損毛せるに依り、金五千兩を貸與せらる。延享二年、奏者番と爲り、三年九月、館林を轉して、遠州掛川城を賜ふ。寶曆十年、寺社奉行を兼ぬ。十二年之を辭す。十三年常州、竝に遠州城東郡の地を割いて、遠州豐田・周智・榛原の三郡、及び三州設樂郡に移さる。十二月十日、掛川に卒す。年四十四。慈德院道俊日潤と諡す。

廣綱—[二]隆綱—[三]國綱—[四]資國—[五]資治—[六]資兼—[七]資房—[八]資清—[九]資長—
—[一〇]資康—[一一]資高—[一二]康資—[一三]重正—[一四]資宗—[一五]資次—[一六]資直—[一七]資晴—[一八]資俊……

(城番)津輕(家紋は丸に五葉牡丹)　(元文四—寶曆四年)

壽世(ひさよ)　初名は重視。豐五郎・式部・采女。致仕して泰翁と號す。津輕越中守信政四男にして、政兒(集本三八三を見よ。)の養子と爲り、享保十九年、家を繼ぐ。元文四年八月十五日、命を蒙り上州館林城に在番す。寶曆四年十二月十日致仕し、八年二月十一日卒す。年六十。

七　井上　家紋は黑持に八鷹羽　（天保七―弘化二年）

正春　清和源氏、賴季を始祖とす。掃部助賴季、始て井上を稱す。其裔太郎光平、丹波國を領す。十六世の孫半右衛門清宗、大須賀康高に屬し、慶長元年卒す。其子清秀實は阿部大藏が男。織田氏の將佐久間信盛に屬し、攝州天王寺に陣するや、家康信長に援兵を乞ふに依り、清秀も加勢の列に加はり、三州に赴き、大須賀康高に屬し、遠州横須賀城に防戰す。其子主計頭正就、天正十七年、始めて德川秀忠に謁し、之に勤仕す。大坂冬之役、御步行頭たり。元和元年正月、加增ありて封一萬石を食む。八年また加增ありて、野州都賀郡、武州都筑郡、江州蒲生・愛智・淺井の三郡、及び遠州横須賀領の中私墾田を賜ひ、五萬二千五百石を領し、横須賀城に居る。是年加判の列に進む。寛永五年八月、西之丸に於て御目附豐島正次に殺さる。其子河內守正利家を繼ぎ、封四萬七千五百石を領し、五千石を弟正義に分與す。正保二年六月、奏者番と爲り、二千五百石を加へられ、常陸國笠間城五萬石を賜ふ。萬治元年七月、寺社奉行を兼ぬ。七年冬之を辭す。其子中務少輔正任繼ぐ。寛文九年六月九日、奏者番と爲る。元祿五年十一月、濃州郡上城に轉封せらる。其子

河内守正岑、家を繼ぎ、四萬七千石を領し、三千石を弟正長に分與す。元祿八年十二月、奏者番と爲り、九年十月、寺社奉行を兼ぬ。十年六月、丹波國龜山城に轉封せらる。十二年十月、若年寄に轉ず。十五年九月、三千石を加へられ、常州下館城に移さる。數旬日にして、又笠間に移され、五萬石を領す。寶永二年九月、老職に補せらる。享保三年三月、一萬石を加增せられ、都て六萬石となる。養子河内守正之繼ぎ、享保九年三月、奏者番と爲り、十三年七月、寺社奉行を兼ぬ。其子河内守正經、家を繼ぎ、延享四年三月、磐城平に轉封す。是歲攝・河・播・江・十三郡に移封せらる。八年所司代に補せられ、濱松城に轉封せらる。十年老職に進む。其子河内守正定家を繼ぎ、安永三年、奏者番と爲り、天明元年、寺社奉行を兼ぬ。同六年卒す。其子正甫遺領を繼ぎ、寬政五年、始めて將軍家齊に謁し、叙爵して河内守と爲る。正春は正甫の男。天保七年三月十二日、奧州棚倉の封地を轉じ、館林六萬石に移さる。九年四月、從四位下に叙せらる。十一年十一月、老中に補せられ、侍從と爲る。十四年四月、老中を罷む。弘化二年十一月三十日、遠州濱松に徙さる。是より先き正春の館林に治するや、邑樂郡赤生田村は矢田川の水流を帶び、地卑濕にして、每年洪水に會ひて、其害を被ること少なからず。正春の封を此郡に享くるに至

館林六萬石に封ぜらる

濱松に轉封す

り、水田一段につき、粗米五斗九升七合の割を以て、納租を命じ、更に假貸減輕せざるを以て常例とす。百姓常に其苛酷に苦み、或は家を亡して逃竄するあり。或は陸畝を賣りて急を凌ぐものあり。怨聲四方に起る。事幕府に聞えけるにや、藩治僅に十年にして、轉封の已むなきに至りきと云ふ。館林城主沿革・秋元家由緒

頼季―光平……十七代畧……清秀―正就―正利―正任―正岑＝正之―正經―
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　|―政重……
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　|―正長……
|―正定―正甫―正春―正直……（上總鶴舞藩主）

八　秋元 家紋は瓜　（弘化二―明治初）

志朝　但馬泰朝（總社藩の條を參照。）の子越中守富朝、明暦三年卒して子無し。其女戸田山城守忠昌が室と爲りて、其生む所の嫡子を養うて、富朝の後を承けしむ。是を喬朝（但馬守後に攝津守喬知）と爲す。奏者衆に列し、寺社奉行を兼ぬ。天和二年冬、若年寄に徙り、元祿四年、所領五千石を加へ、七年冬、又七千石を加へらる。十二年老中職に陞る。十三年再び一萬石を增され、寶永元年冬、一萬石の加恩あり。川越城を賜

館林城六萬石に封ぜらる

ふ。喬朝の子但馬守喬房。喬房の養子越中守喬求(もと)。喬求の養子但馬守(初攝津守、後壹岐守)凉朝相繼承す。初め奏者衆に擧げられ、寺社奉行を兼ね、次いで若年寄と爲り、後老中に進む。明和四年九月、川越の所領を更めて、山形城を賜ふ。養子攝津守(後但馬守)永朝繼ぐ。永朝の子但馬守久朝繼ぐ。志朝は久朝の養子なり。實は德山藩主毛利日向守廣鎭が男。初名は讓佐。初め叙爵して左衞門佐たりしが、のち從四位下に叙し、但馬守に任す。致仕の後、刑部大輔に更む。弘化二年十一月晦日、館林城に轉封し、地を上野・河内・出羽の三箇國の中に賜ふ。安政二年十月、江戸の地大に震ふ。江戸の藩邸大概傾壞せしを以て、定府の諸臣を館林に移す。三年二月、志朝諸士を召し、改革の旨趣を諭され、老臣太陽寺盛明(典膳)(一)岡谷勝盒を改正掛と爲す。四月更に主法改正掛を設け、六月藩士の建言を求め、十二月(二)改革令を發布せらる。四年六月、造士書院を創立し、其學問所は舊に依りて求道館と稱し、童幼の素讀・習字・禮節を學ぶ所を就外舍、兵學所を兵機堂、武術所を演武所と稱せしむ。(詳細は教育の條を參照)。又老臣岡谷勝盒の建言に基き、桑・茶・漆・大麻・桐・毒荏・楮・桃・栗・櫟・松露の類を植ゑしむ。此中地味に適せずして廢止せしものありしも、茶の如きは領内に栽培せしもの八十町餘に及べり。此他草履・織物・馬等の産出にも力めた

り。文久三年六月、宇都宮藩に代りて、日光山警衞の幕命あり。乃ち士卒二百人を彼山に發遣す。同年十一月十日、木呂子善兵衞元孝・塚越爲三郎正範・大久保一貫・板倉三次郎良顯・石川安藏隆義・中村眞之丞祐興・高橋濟・大屋祐義の八人、老臣林成昌が宅に至り、老職岡谷勝益を彈劾し、髻を斫りて必死を示し、國禁を犯し、無願にて境を越え、勝益の邸に至るや、上村勝之丞維清も來り加はり、又髻を斫りて必死を示し、勝益に面會し、罪狀九條を朗讀し、退職を迫る。又九人連署の彈劾書を、藩廳に上る。十二月勝益之に對する分疏狀を呈出し、一々之を駁す。而かも執政等職を罷めらる。是月志朝、京都に赴き、公武の間に斡旋す。時に幕議、征長に決し、長州傍近の諸侯、十餘藩に命じ、征長の準備を爲さしむ。志朝憂慮して、中老岡谷繁實等三名をして、征長の不可なる事を密奏せしむ。朝廷之を嘉納あり。元治元年二月十三日を以て、朝廷非征に決し、總て該件を志朝に委任せしむ。此時將軍駐洛し、一橋慶喜其後見と爲り、幕政を總括す。乃ち朝議非征に決せしを聞いて、大に驚き、志朝に賜はりし勅書を二條關白に迫つて、之を横奪し、幕府に於て長州を處置せん事を强請す。是に於て朝廷、志朝を長州に派する能はず。而して志朝に內旨を賜ひ、繁實に新田義雄を副へて、山口に遣はし、叡旨の優渥なる

断髪黨事件

志朝長州事件に斡旋す

を諭し、毛利家の重臣と協議せしむ。萩藩主之を納れ、岡谷繁實に因り、（九）入朝して罪を謝せんことを請ふ。繁實復命するに及び、朝議一變して、復之を幕府に委す。蓋し幕府に委任することとなりし上は、朝廷に於て處置すべきにあらずとの理由にて、幕府が强要せしに依れるなり。是に於て長州の次第を幕府に申立しに、幕府は謂へらく、今度の事、朝廷の扱を以て無事に治定せば、今後は國主外樣の大名は、幕府の命を蔑如し、政令天下に行はれざるに至らん。是れ反つて天下大亂の基なり。是非とも兵威を以て慴伏せしめざる可からずと。議を決して征討す可く定む。事竟に諧はず。內外の志士、皆憤慨して引き去る。七月長藩士兵を率ひて、京師に入り、會・薩諸藩の兵と、闕下に戰ひ敗走す。幕府遂に罪を聲して、之を征し、志朝の長藩と謀を通せんことを疑ひ、十月朝太田道諄をして、志朝に退隱を諭し、若し自ら退隱せずんば、嚴刑に處す可しとの內命を傳ふ。志朝積年の精忠、水泡に屬せしも、爲す所なく涙を飮んで、其命に應じ、直に江戶濱町の邸に幽屛せらる。既にして長藩老臣三人を斬り、罪を宥し兵を釋かんことを乞ふ。幕府乃ち其封十萬石を削る。萩藩兵を聚めて命に抗す。幕府復命を下し、進攻して克たず。幕府の威權之より地に墜ち、以て戊辰の亂を馴致す。識者謂へらく、

志朝山陵を修理す

幕府をして早く志朝が言を用ひしめば、則ち覆敗此の如きに至らざりしをと。皆志朝の志を哀み、而して幕府の爲めに惜めり。志朝夙に王事を崇び、雄畧天皇の陵を修理す。（別章を参照。）明治中興し、徵せられて山陵副官に任せられしは、皆此事由に本づく。志朝人となり仁恕にして、能く物情を體し、水旱に遇ふ毎に、或は租を減じ、或は租を貸す。安政三年、邑樂郡赤生田村大水あり。志朝救恤備に至る。民其德に感じ、生祠を建てゝ以て享祀す。平素他の嗜好なし。治を聽くの暇、常に文武を講じ、最も騎射を善くし、勁弓一寸を挽勁す。其群下に於て、材に隨つて職を授け、近習の諸士に至りて、其用を盡さゞる莫し。明治九年七月廿六日卒す。年五十七。東京上野護國院に葬る。明治二十九年五月二十日、朝廷其功を追賞し、從三位を贈る。（舘林叢談・邑樂郡誌・勤王立志傳・秋元家傳。）

禮朝の勤王

禮朝　小字は五十橘。實は掛川藩主太田備後守資始の第五子にして、志朝の養子となる。元治元年十月、封を襲ぐ。時に年十七。從五位下但馬守に任じ、（元治元年十二月廿六日敍任、）奏者番（慶應三年三月補、）と爲る。禮朝夙に勸王の志を懷く。而かも養父志朝は幽閉の裏にありて、勤王の臣嚮きに悉く遠けられ、事に與るの臣多くは心を佐幕に存し、封地幕府に隣近せるのみならず、藩力も亦大ならざるを以て、禮朝憂

國の志ありしも、亦如何とも爲す能はず。已むなく暫らく形勢の推移を待つ。

慶應二年九月、日光警衛あり。隊長高山繁樹(彦四郎)・岡村行修(多膳)・本田忠純(與一郎)等、隊下を率ひて加勢し、事平いで歸る。三年十二月、野州出流山屯集の徒、追捕の事あり。館林藩隊長山本規武(四郎)・堀内重章(門彌)・郡宰鈴木珍起(曾右衛門)・監察戸部元享(權平)等、隊下を率ひて、檄に應ず。戰はずして歸る。偶〻明治元年正月、伏見の役起るや、其河内の領なる郡奉行をして、役夫五十名を官軍に獻ず。禮朝が勤王の事蹟は、別章に述べたれば、此には畧す。明治元年七月七日入朝す。此月山陵副官に拜せらる。

禮朝封土返還を上願す

二年三月、禮朝書を上つて、封土版籍を返上せんことを上願す。六月戰功に依り、賞典祿一萬石を下賜せらる。同月十九日、版籍を奉還し、即日館林藩知事に拜し、

館林藩知事に任ず

（二一）秋元重遠を權少參事と爲す、家祿現石三千七百四十五石と爲る。七月諸山陵修補の事、畧完了せしを以て、山陵副官を免せらる。依りて在職中の功勞を嘉し、狩衣を賜ふ。九月城西大谷原に招魂社を設け、戊辰戰死者三十九人を祀る。十二月皇宮御敷御門外四箇所の警衛を仰付らる。四年三月、右警衛を罷められ、更に牛込御門の警衛を仰付らる。七月藩知事を罷め、尋いで致仕し、十六年五月、從四位に昇叙し、六月十三日卒す。年三十六。東京谷中天王寺の墓地に葬る。大正四年十一月十

藩知事を免ぜらる

日、特旨を以て正四位を贈らる。　館林叢談・館林事蹟考・秋元家傳・人物志・邑樂郡誌

泰朝―富朝―喬知―喬房―喬求―凉朝―永朝―久朝―志朝―禮朝―興朝

岡谷勝益

(一)岡谷勝益は光廣の男。文化四年生る。小字兵八郎、後瑳磨介と更む。少にして學を好み、山鹿流武道の大要を極め、經世の術に長じ、理濟の才に富み、海外の事情に通曉す。文政元年、家を繼ぎ、天保元年、江戸に在番し、累進して中老見習と爲る。嘉永元年、家老に進む。藩侯十數年に三たび轉封し、上下疲弊し、國用給せず。勝益深く之を憂へ、專ら救濟の法を講ず。安政二年、大地震ありて、江戸の邸大に壞損す。勝益馳せて江戸に抵り、君侯の許可を得、以て財政の改革を圖る。卽ち士卒の廩祿を減じ、江戸在番の員を省き、殖産の道を計り、以て財政の窮乏を濟理す。是に於て數年にして、二十餘萬兩の藩債を償却し、猶多額の餘裕を得たり。又文武の道を奬勵し、秀才を選抜して、四方に遊學せしめ、或は奬賞の方法を設く。之が爲めに全藩文武の盛なる、隣藩に匹儔なきに至る。勝益豫ねて開港の說を主張し、萬延元年、幕府新見豐前守、村垣淡路守を米國に使するや、長子をして名を谷村左右助勝武と假稱し、外國調査役に隨行せしめ、彼地の制度風物を視察せしむ。西洋文化を研究するに於ても、亦最も力む。慶應元年四月五日卒す。年五十九。城北法輪寺に葬る。大正十三年二月、生前の功績を追賞して、從五位を贈らる。其著す所、心の手綱、家の

腹帶、根の根殖等あり。（邑樂郡誌・閑齋岡谷君碑。）

（二）安政三年十二月二十七日、藩制改革を令せし時の、藩主志朝の直書左の如し。（館林叢談。）

當春以書付申達候通、近年異國船渡來ニ付テハ、公義ニ被爲於候テモ、守衞向之儀、度々被仰出モ有之候ニ付、武備竝ニ節儉筋改正品々、今般取調、御先代樣方厚被仰出候御趣意ニ基キ、文武竝ニ衣食住等之制度相定候間、一際出精可致候。偖又連年不時之失費夥敷、是迄迚モ手當向不行屆、兼々不本意ニ存候處、震災、暴風等ニテ、別ニ用途差支、何分其儘ニ難差置時節ニ相成候ニ付、難澁ノ儀、幾重ニモ察入候得共、永久ノ見込ニハ難換、不得止事、來巳年ヨリ五ヶ年ノ間、格別ノ引歩省略申付候間、我等爲筋ト存候テ、年限中如何樣ニモ永續奉公ハ勿論、文武出精相勵、衣食住等ノ制度相守呉候樣致度存候。

右ニ付委細ノ儀ハ、年寄共ヨリ爲相達候事。

十二月

又被仰出書ハ左の如し。

當春以御直書、委細被仰出候通、武備專用之御時節、殊ニ打續候天災等ニテ、御用途莫大ニ有之、何レモ其儘難差置、品々御賢慮之上、左之通被遊御改正候。

一、都會ノ地ヘ定府ノ者多分被差置候テハ、非常變事ノ節、不計及難儀、人情見捨兼候場合ヨリ、面々勤ニ後レ候事モ可有之哉ト、深キ以思召、成丈家族ハ御在所表ニ被差置、在勤ノ御法ニ候處、濟川院様(喬知)・化城院様(凉朝)、御役被遊御勤候節、追々御人高無之テハ不相成御都合モ有之、定府ノ者被仰付、化城院様御役被遊御願候砌、夫々御在所勝手可被仰付處、羽州表ヘ御移封被爲蒙仰、同所ノ儀ハ久敷御番城ニ相成居候御場所故、御殿向大破ハ勿論、御家中屋敷無之、惣體新規御取建ノ御次第、殊ニ遠國掛隔、諸事御不用辨ニ付、無御據猶定府之者御増、御收納迄御文庫入御勝手金銀請拂迄モ、兩地其所限ノ事ニ相成年經候ニ隨、漸々弊モ多、御不爲ノ儀有之候ニ付、御舊例ニ御改正被遊度、御代々様ニモ積年被遊御心痛候儀ニテ、既ニ去ル申年(〇嘉永元年)御内調モ被仰付候得共、大業之義ニ而、彼此御差支等有之、其儘御參考中之處、舊冬震災以來、從公儀被仰出候御趣意モ有之、旁以當春中被仰出候通、御舊例ニ被遊復古、以來、年寄役初メ、諸向在番ニ被仰付、羽州・河州御取納迄、館林御文庫入之上、江戸御入用御繰出、御勝手一ト纒之御主法ニ被仰出候間、非常變事之節ハ勿論、平常迚モ、萬端御爲筋ニ相成候様可被致精勤候。依之勤役中、江戸詰被仰付候面々モ、永住ノ心掛等決而致間敷段被仰付之。

一、家督跡式之節、幼少減知之御法、前々ヨリ有之候處、享保五年、泰元院様(喬房)御代、猶減

知之割合、百石之跡拾人扶持ニ御定、其餘右ニ準被成御減、成長之上御用立、又ハ親之
勤功ニ寄、元高可被仰付、段被仰出、元文元年、同御代ニ嫡子生立如何樣ニテモ、家督全
ク被下置候ト存候テハ、心得違ニ候。 向後親之勤方、且其者生立次第御沙汰可有之、
就中大身之者ハ、猶以可心附旨被仰出、延享元年、化城院樣御代、實子假令一子タリト
モ、生得愚昧ニテ難御用立者ハ、家督跡式全不被下置旨、安永五年、大隆院樣御代、御奉
公並ニ文武拔群出精候者ハ、幼少ニテモ家督全可被下置趣等被仰出、猶又幼少減知
ノ御法ニテハ、勤功ノ家筋モ自然相衰、出精相勤候面々ノ悴ニ而モ、幼少ニ候得バ、家
督相減、及末期不致安堵家族ハ、別而相歎、殊ニ御時節モ違候得ハ、元高ヘ御戻被下置
候御趣意通ニモ調兼、次第ニ家督相減候儀ヲ被遊御案事、寛政四年、幼少ニテモ、全被
下置候ニ付、御大恩之程、難有相心得、粉骨ヲ盡シ、出精致シ、可奉服御重恩、尤實子ニ而
モ、生得愚昧之者ハ、家督全不被下置儀、勿論之旨被仰出候儀ニ而、右樣御代々樣被遊
御心痛被仰出候儀ハ、必竟御家臣御用立候樣、御教育被成度思召ニ候處、昌平年久敷
相成候程、眼前之御不便難被爲忍、漸々御仁惠之御所置モ有之候ニ付、其事ニ馴、家督
跡式被召出等、格外之事ニモ不存、並方ノ樣ニ心得、追々柔弱之志風ニ可押移、且方今
文武之御世話、別而不被遊御盡候テハ、被爲對御代々樣、被仰譯モ無之時勢ニ付、御先
君樣方御規格ニ、御復古可被遊筈ニ候得共、大隆院樣厚思召ヲ以被仰出候儀モ有之、

依レ之品々被レ遊御參考、向後家督跡式ハ、御定之通被二下置一候得共、文武ノ内一藝モ成就不レ致候得ハ、高ノ一割引高被二仰付一、身分愼方宜成就致候上、引方御免被レ下候段、文武藝術之制度、委細別帳通被二仰出一之。

但右ニ付、部屋住之者被二召出一之儀、並ニ養子・隱居・小普請入・番代願、且斷絶致候家名御立被レ成、下方組部以下召抱等之儀、別帳之通被二仰出一之。

一、御勝手御省略筋御調ニ相成、種々御差略有レ之候得共、何レモ相辨候通、一ヶ年之御用途夥敷、殊ニ連年之御借財相嵩候事故、如何樣御取締被レ成候テモ、諸方御借財減少不レ致内ハ、三御領分御收納ヲ以御足リ合被レ成候御暮向ニ不レ至、奉二恐入一候事ニ候。依レ之御家中年來御引歩被二仰付置一、難澁ノ中ニハ候得共、一旦ハ無二餘義一御事ニ付、去ル申年御內調相成候、中小姓以上面扶持、其以下百石七分引ノ割ニ而、御扶助金被二下置一、嚴敷御主法立、五七年モ可レ被二仰出一哉、御内慮奉レ伺候處、素々被レ遊二御安心一候基、相立候樣被レ成度ハ專要ノ事ニ付、何事モ不レ苦被レ爲二思召一候得共、御改正被二仰出一モ必竟御公務筋御差支無レ之、次ニハ御家臣不レ致二難儀一樣被レ成下度尊慮ヨリ被レ爲二思召立一候儀ニ付、假令御勝手向御都合ニ相成候共、面扶持被二仰付一候ハ、追々極窮之場へ落入、嘸以難澁致、被レ遊二御忍兼一候儀モ可レ有レ之哉ト、品々被レ遊二御思惟一、御二方樣御手元、召上リ物・御召物・御住居向ハ勿論、御近親樣方御音信御贈答之儀迄モ、質素ニ御取縮被レ成下候間、面扶持之

儀ハ、何トカ取調直方有之間敷哉、厚キ御沙汰之儀モ有之、難有事ニ候。年去御時節無御據御次第（落カ）ニ付、是迄御用ニ相成候御引歩・割高之多少ニ寄、不同無之樣、都テ御割直之上、上州・河州平均米壹俵、金貳分、羽州米金壹分之建相場ヲ以、來ル巳正月ヨリ五ヶ年、百石六分引ノ割ニテ、御扶助金被下置候段被仰出之。

但役金・役料・役扶持、其外被下並諸拜借向、元古取扱等、巨細別帳之通被仰出之。

一、去ル亥（嘉永元年）四月中、被仰出候一分御預リ金之儀、今般六分引被仰出候ニ付、不殘御下被成下度處、委細別帳ヲ以被仰出候通ノ御次第、甚御氣之毒ニ被成思召、且被遊御家督候儀モ、品々御入費之事而已打續キ、御家中御救被成下候儀モ、思召候程ニ不被爲行屆、御不便之事ニ被爲遊御心痛候。依之亥四月中、元利御据置被成下候諸拜借、並ニ元古取扱之分、格別之以御尊慮棄損ニ被成下候段被仰出之。

但一分御預リ金取戻ノ儀、別帳之通被仰出候事。

一冠婚喪祭之式、元服・飲食・音信・贈答之儀、奢侈ニ不相流樣、度々被仰出有之、御在所表ハ天保十五辰年、綿服被仰出、別ニ質素之御制度ニ候處、猶去ル丑年（嘉永六年）中、積金被仰出候節、一等嚴舖御法ニ相成候得共、元服之儀ハ、頂戴高モ減候折柄、有來リシ品不相用候テハ難濟可致ト被爲思召、御年限中、持合ノ絹布着用、御用捨ニ相成事ニ候。然ルニ上ハ今般增御引歩ヲ被仰出候ニ付テモ、同樣之事故、其儘可被差置處、質素ニ可

レ致段、從二公義一被二仰出一モ有レ之、御上御登城、御勤向御平生共、格別麁末ノ品被レ爲レ召候御時節、御家中其儘被二差置一候儀、如何之次第、依レ之御在所・江戸詰、兩御陣屋詰共、來ル巳九月ヨリ綿服着用可レ致段、被二仰出一之、竝ニ冠婚喪祭飲食音信贈答、其外之御制度等、別帳之通被二仰出一之。右之條々候間、何レモ別帳拜見仕、文武忠孝之道相勵、御家法向堅被レ守、御奉公精勤可レ被レ致候事。

十二月

大久保一貫

（三）大久保一貫、小字は新助。世々秋元侯に仕ふ。人と爲り短小、勇悍にして、眼光人を射る。音吐鐘の如し。夙に武藝を嗜み、擊劍を善くす。又書を讀み、古今の興廢を論じ、每に曰く、大丈夫生ては、五鼎食せず。死すれば、則ち五鼎に烹られんのみと。因りて名を鼎と改め、無二齋と號す。常に好んで村正の刀を帶び、時人畏憚すと。嘉永癸丑以來、幕府政を失ひ、國家多事なり。一貫慨然として、尊攘の志を抱く。此時に當り、長藩夷艦を馬關に砲擊す。一貫之を聞いて、踴躍して曰く、神國の威未だ地に墜ちずと。幾もなく征長の議起る。君切齒して曰く、毛利侯は吾侯の骨肉なり。今骨肉將に俎に登らんとす。臣子の分、豈に坐視す可けんや。當に幕議を論駁し、上は以て宸襟を安んじ、下は以て長藩の寃を解くべし。則ち死すと雖も、悔いざるなりと。文久三年十一月、同志八人と共に死を誓ひ、髻を截り、江戸の藩邸に

赴き、執政に見え、慷慨激論、粗暴に渉る。有司罪に抵さんと欲す。侯志朝之を宥め、退いて命を俟たしむ。居ること三月、一貫憤激して已まず。曰く、時機失ふ可からずと。因りて一石を中庭に運び、自ら題して曰く、大久保鼎死處と。急に石工をして、之を刻ましめ、卽夜潜に西上す。時に將軍朝覲し、侯志朝も亦扈班にあり。故に直に京師に抵らんと欲し、晝夜兼行、箱根に抵る。有司人をして之を追捕せしめ、遂に死を賜ひ、其家を籍沒す。實に元治元年四月十六日なり。時に年四十一。一貫事遂けず、志達せざりしと雖も、戊辰の役、藩士多く王事に死せし所以は、必ずしも一貫が忠憤の氣、之を感發せしに由らずんばあらず。明治四年、秋元家其子幸吉に祿若干石を賜ひ、以て其祀を存せしむ。大正四年十一月、朝廷其功を追賞して、従五位を贈らる。（大久保一貫傳 餘記・人物志。）

(四)高橋濟・蘭舟と號す。前半生の履歴は、別章經學の條に述べたれば、參照すべし。家世々秋元侯に仕ふ。文久三年、同志八人と髻を斷ちて、執政に迫る。時事を激論して、動もすれは粗暴に渉れるを以て、職を褫がれ屛居す。時人之を斷髮黨と云ふ。明治元年、周旋方貢士と爲り、公用人を兼ぬ。明年家知事丞と爲る。廢藩に及び、家扶となりしが、尋いで辭職し、專ら教育を以て任と爲す。是時に當り、舘林に東西兩小學あり。濟、東校長と爲る。十七年大日本教育會、贈るに功績章を以てす。三十

三年老を以て辭職す。三十四年七月七日沒す。年六十八。法輪寺に葬る。濟人と爲り内剛外恭にして、寡言沈默、事を處する周到なり。故を以て、人の猜忌を受くる無し。（高橋濟小傳。）

大屋祐義

（五）大屋祐義、通稱は斧次郎、東寧と號す。實は中村祐遵の第二子にして、大屋半右衛門の後を繼ぐ。天保五年、江戸の藩邸に生る。壯なるに及び、略ゝ書史に涉り、兼ねて槍法を善くす。藩侯子弟の武技を能くする者を選び、諸國に分遣して、以て其技を淬勵せしむ。祐義も亦其選中に在り。初め大屋半右衛門なる者あり。故有つて罪を引き自殺す。侯其後無きを憐み、祐義をして之に繼がしむ。乃ち大屋氏を冒す。性剛直にして、平素粗衣糲食し、以て後進を皷す。士風爲めに革まる。文久三年、同志九人と、竊に江戸に抵り、執政を責めて其職を去らしむ。且つ上書して曰く、征長の事は宜しく急に人材を擧げ、以て調停を謀るべしと。因りて岡谷繁實等を薦む。議論激烈なり。侯諭して遣し歸らしむ。元治元年、將軍入朝し、侯請うて從ふ。祐義等扈從を請うて許されず。告げずして江戸に抵る。其屢ゝ禁を犯すを以て、命じて職を褫ぎ、屛居せしむ。然れども猶或は上書し、極論囘避する所無し。王室中興するや、館林藩詔を奉じ、兵を四方に出す。祐義與つて力あり。其嘗て萩藩に遊ぶや、大村益次郎と相知る。此に至り其薦を以て、徵せられて軍監と爲る。

畢りに遷りて司法省七等出仕と爲る。嘗て西鄕隆盛を見て、大に之を悅び、其官を棄て丶鄕に還るに及び、祐義も亦辭職す。常に時事を憤り、上疏するもの前後十囘。明治十年、西南の役起り、隆盛死せりと聞き、惋惜して曰く、吾已めりと。夙夜憂憤措く能はず。會〻眼を患ひて癒えず。意益〻悒鬱たり。遂に死を決して、永世特立論、及び奸姦志を草し、子半一郎をして、齎して宮內省に赴き、之を上らしめ、從容として腹を割いて逝く。時に年四十六。十二年十二月十七日なり。東京谷中天王寺に葬る。東寧大屋氏碑。

〔六〕岡谷繁實介罪狀

一、御先代御良君樣方ノ善政ニ、復古ト號シ候テ、種々御政治相革メ、其譯一トシテ行ハレズ、唯々御家中ノ人心日ニ離レ、月ニ背クニ至ラシム。畢竟御先代樣方立法ノ尊慮ニ不本、詰リ自己ノ私意ヲ以テ、猥リニ御政事相立候事、是第一ケ條也。

一、御省略ハ一時不得已ノ權道ニテ、無御據次第ニハ候得共、上ハ御先祖樣ノ御祭ヲ闕キ、下ハ足輕末々迄薄俸ヲ減ジ、却テ其身ハ加增並ニ數多拜領物等致シ、心易罷在候ハ、甚以本末倒置之事、是第二ケ條也。

一、第一國家ノ基ト致候文武兩道モ、日々衰へ、莫大ノ御入費御掛被成候造士書院モ、今ハ空器ト相成候。其由テ來ル所ハ、其身自ラ賢トシ、言路ヲ塞キ、唯々讒諂面諛

之人ノミ、其門ニ出入致候ヨリ、自然士風相壞レ候事、是其第三ケ條也。

一、文武ニ志厚キ者、出府修業相願候テモ、我意ニ不叶者ハ差留メ、己ノ悴ハ年月ノ定メナク、多年出府爲致、放蕩懦弱ノ所業、甚敷ニ至リ候テハ、外國迄遣シ、何ノ國事ニ益ナキ事、是第四ケ條也。

一、江戸御屋敷勤番ノ者、門限ヲ闕キ候ハ不宜事ニハ候得共、聊ノ過失ヲ以テ嚴敷申付ケ、己ノ倅ハ物頭代ヲモ勤居、度々門限ヲ闕キ候ヲモ知ラヌ體ニテ、何ノ沙汰モ之無ク、偏頗ノ取計之事、是第五ケ條也。

一、方今天下ノ形勢、内憂外患不可測折柄ニ付、人心一和ノ御政事、緊要ニ有之候處、夫等ノ事ハ却テ膜外ニ置キ、山師共ノ言ニ誘レ、漆園茶畝等ニ力ヲ盡シ、小利ヲ目懸ケ、大義ヲ忘レ、所得ハ喪フ所ノ半ニモ至ラズ、唯々小吏共ノ口ヲ潔シ、却テ農夫ノ疾苦ニ相成候事ヲ不顧候事、是第六ケ條也。

一、當世ノ時勢不容易折柄、御上御忠孝被遊候御機會ニ付、有志ノ士、再四議論候テモ、更ニ不聞入、且同列ノ言ヲモ不用候事、是第八ケ條也。

一、有志ノ者、曾テ經濟ノ議論ヨリ、世擧テ不世出ノ御方様ト奉稱候今上帝ヲ、無勿體モ頑愚抔ト奉申上候事、其罪死ニ當リ候事、是第九ケ條也。

右九ケ條ハ罪ノ大成者也。其他小過ハ枚擧スルニ不遑。然ルニ身ハ國家ノ存

亡ニモ關係致シ候大任ニ居リナガラ、其職ヲ理セズ、安然ト罷在候。其罪死ニ當リ、就中今上帝ノ一條ハ、天地ノ所レ不レ容也。

凡罪狀如レ斯。

(七)岡谷瑳磨介分疏狀

一御先代御良君樣云々。

此儀何故ケ樣無禮之妄評起リ候哉、一讀不レ堪歎息候。一體御改正ノ一條ハ、其節被仰出面ニ委細有レ之通、引續御物入相湊ヒ、御勝手御必迫之折柄、外異之異變、片時モ難計勢ニ付、舊弊御一洗之機會、不レ被レ爲レ得止事御場合ニテ、御英斷ノ尊慮ヲ以テ、御改正取調被仰出、其砌御兩地夫々掛リ被仰付、羽州・河州ヨリモ郡奉行被召呼、御家中ニモ心付上封仕候樣被仰出、兩地大評議ニテ御箇條毎ニ、衆議ノ是ト定ル所ニ治定相成候義ニテ、其基ク所ハ御代々樣ノ御舊法、殊ニハ近來御良政ト唱候御他家ノ御仕法等ヲ承合、又御家中封書中ノ心付事ヲモ御取用相成、夫是折衷シテ、御組立相成、何之節モ難レ有尊慮ノ御加除モ有レ之、御書迄モ被成下、仰出候御改正一條、筆上ノ者モ有レ之處、私一人ニテ仕組候樣ニ、自己ノ私意ヲ以テ猥リニ御政治相立候ト、罪科ノ第一ニ書載候儀、謂レナキ事ニ候。假令隻勤ノ壯年輩、御懷合不レ奉レ存候共、其邊ノ察シハ可有害ニ有レ之、然ルヲ私罪ニ申立候ハ、取モ不レ直御上ヲ蔑如シ奉リ、御誹謗申上ルニ相

當リ、其罪ハ如何相心得候哉、此段一通リ其場ニテ討論致シ候得共、右者庄太夫方在世中、御改正之義ハ隣家兵八郎編立候義ニテ、我等ハ不レ存ト申候義證據也ト申募候。庄太夫在職中、右樣之儀可レ申筋無レ之、假令酒興中之雜談ニ申候義有レ之共、其實ト聞受候ハ大ナル誤ト申ベシ。左樣ノ義不レ解之面々ニモ無レ之、全ク其座之遁辭ニ被レ存、譏ニ申ス死人ニ口ナシ、イヒシラゲニ相成候得共、難レ有御改正ノ御趣意ヲ、斯ク惡樣ニ申上候義、實ニ恐入候次第ニテ、私罪科トハ更ニ心得不レ申候。

一御省略ハ一時不得止之權道云々。

此儀御政體ヲ馳ト不レ辨暴論ト可レ申候。御省略ヨリ御先祖樣ノ御祭ヲ缺キ、下足輕迄ノ薄俸ヲ減スト申事、恐多キ妄評ニ有レ之、一體御勝手御省略筋之義ハ、和漢之定格ニテ、量入以出ヲナスノ確言ニ基カザレバ、始終之御見詰立不レ申、依レ之三御領分之歳入ヲ平均シ、右之內ヨリ御公務御手元御家中御扶助、並御借財返濟方等、割合精算致シ候共、容易ノ御取縮ニテハ中々足合不レ申、誠ニ無レ御據御事ニテ、御省略筋ハ上下一體ニ有レ之樣トノ難レ有尊慮ニテ、第一御手元ヲ格別御減省被レ成下、無レ勿體レ程ニ恐入候得共、御時節無御餘義次第ニ付、右ニ準ジ御家中御扶助增御引歩之義モ、取調相成候事ニ候。乍レ去小給之者ハ、素ヨリ頂戴モ少ナク、別テ難澁可レ致ト、厚キ思召之被レ爲レ在候ニ付、大杉形之割合ヲ定メ、大身家コソ多分之減シニ相成候得共、足輕末々ハ格別

ノ減ハ無之、雖有御法成ル事ニ候。且御先祖樣御法事御附屆、竝御菩提所年々ノ御仕向等之義モ、右ニ準ジ相成候得共、御祭ヲ闕キ候ト申譯ニハ更ニ無之、御手輕ニ被遊候迄之事ニ候。是以前條同斷、大評議ニテ定リ候義ニテ、私一人ノ切リ盛リ出來スベキ筋ニ無之、且又私御加增竝ニ多分ノ拜領物仕リ、心易罷在候トノ誹謗ニ候得共、此御恩賜御請仕候義、全ク不義之祿ヲ受取トハ心得不申、御省略中迚、夫ガ爲メ賞罰ヲ御控被成候ト申義ハ無之、私儀年來不調法、先御役年ヨリ巳迄拾二ケ年無滯相勤候。年來ノ勤功被思召、御役料之内五拾石御足高被成下候義ニテ、御加增ニハ無之、御時節柄一應ノ御辭退ハ申上候得共、其厚キ拿慮之程、強テ申上候義ハ却テ恐入候ニ付、雖有御請申上候義ニ御座候。尤モ夫々御役筋相勤メ候得ハ、夫丈ノ物入モ可有之筈之筋故、小高之者ハ御役料・御役扶持之御定、先規之御振合モ有之、其向ニ應ジ御取扱有之義ハ、御省略中トテ替リ候御内定ハ無之事ニテ、無筋ノ御加恩トハ不奉存候。竝ニ多分ノ拜領物仕候トノ事、勤役中ハ御役柄別段之御取扱モ有之、度々拜領物ハ仕候得共、私一人過分ニ戴キ候ト申義ハ一應モ無之、右等ハ都テ拿慮ヨリ出候義ヲ、一己之私曲之樣ニ諱議仕候ハ、恐多キ義ニ御座候。私罪科トハ更ニ心得不申候。

一第一國家之基ト致ミ候文武兩道モ云々。

此儀如何シテ右樣ノ誹評仕候哉、前同斷恐多キ事ニ候。文武ノ御制度被爲立候義ハ、是又委細被仰出面ニ有之通リ、厚キ尊慮ヲ以テ取調被仰出、御他家文武館ノ規則等、夫々御問合、其外御儒者エモ和漢之制爲取調相成リ、一同ノ評議ニテ折衷致シ、相伺候義ニテ、自己之杜撰ヲ以テ相定候義ニハ無之、文武ノ義ニ付テハ、公邊ヨリ厚キ御達之品モ有之、一際繁昌致シ候樣被遊度思召ヨリ、御取建相成候造士書院ノ義ニテ、三司始メ夫々附屬ノ役筋迄被仰付、何レモ粉骨仕、是迄ニ無之高祿家之修業出府等被仰付、追々達藝之者多ク相成候ハ、全ク御世話厚キ故之義ニテ、實以テ難有義ニ有之、然ル處新規之義ニ付、中ニテ事情ニ不相適義モ有之、三司評議ノ上申立候廉々ハ、伺之上夫々御引直相成候條モ有之、只今ニテハ最初御定ノ御規則通リニモ無之、却テ時之宜ニ應シ候樣、一同之評議ニテ相伺、御沙汰ニモ相成候事、一己之私意ニ出候私罪科ニ認載候義、更ニ難心得義ニ御座候。尤モ當節御兩地共文武稽古相弛ミ候樣ニハ候得共、當春以來ハ世上騷々敷、且在所勝手(幕府諸侯ノ妻孥ヲ藩地ニ移スコトヲ許セリ。)引移等ニテ、何方モ混雜仕リ、當御藩ニ不限、諸藩共落着キ稽古仕候者モ少ナク、是ハ一體ノ義ニ候處、私之組立方惡敷、自ラ賢トシテ言路ヲ塞キ、讒諂面諛之人ニ親ミ、出入致サセ候故、士風日々ニ壞レ候抔之儀、更ニ覺無之事ニ候。讒諂面諛之人ト申スハ、誰ヲ指候事ニ可有之哉、御吟味被下度、私罪科トハ更ニ心得不申候。

一文武ニ志厚キ者出府修業相願候トモ云々。

此儀文武ニ志厚キ者之修業願、我意ニ不叶者ハ差留候ト申ス儀、誰ヲ指候事哉、差向心當リモ無之、一體修業願之儀ハ、順次第猥リニ修業被差出候テハ、其弊モ多ク、且却テ其者ノ爲メニモ不相成儀ニ付、中傳相濟候迄ノ修業勉勵方、三司見屆ノ上、彌々志厚キ者、同所ヨリ申立可有之ニ付、然ル後願相濟候樣被成下度申立有之、伺濟、其通リ御規則相定メ候ニ付、其規則ヲ以テ、三司ヨリ申立候義ハ、假令我意ニ不叶共、如何シテ私一己ニテ差留候儀出來可申哉、是等之誣言ハ不待論、相譯リ候事ニ候。尤モ結黨中ノ上村勝之丞抔ハ、昨春心得違アリシヨリ、發憤ノ志ヲ生ジ、文學修業願出候得共、是迄左迄ノ修業モ無之、前文規則ニモ觸レ候義ニ付、申談ジ差留候處、療治願ニテ出府罷在候ニ付、其段遺憾ニ差含候儀ニモ可有之哉、是等ハ當人斗リニテモ、無之、外ニモ其例有之儀ニテ、御法相立候上、據無之筋ニテ、意ニ叶不叶ニテ、依怙之取計仕候譯ニハ、決テ無之、夫ヲ遺憾ニモ存候事ニ候ハバ、心得違ノ筋ト存候。扠又悴兵八郎儀、久々蘭學修業相願差出置、修業中外國迄差遣候段、私罪科ニ仕候得共、此儀悴事兼々見込モ有之、蘭學修業願度申聞候處、公邊ニテモ蕃書取調所等御取建之御時節ニ付、海外ノ事情ニモ聊通ジ候ヘバ、何歟ノ節御爲相成候儀モ可有之哉、且諸藩ニテモ洋學相學ビ候者モ數多有之趣ニ候ヘバ、任其意、爲相願候事ニ候。尤モ年月ノ定メ

モナクト申立候得共、左樣ニハ無之、期限ヲ定メ願繼候儀ニ御座候。然ル處其修業中、亞國エ御使節御差立ニ相成、右御役人ニ附添參リ候ヘバ、親シク彼方ノ言語モ承リ、又師家ノ者モ參リ候事故、航海中矢張修業モ出來候事故、相願罷越度旨申聞候ニ付、御他藩ヨリモ同樣願濟罷越候趣故、是又任其意差遣候事ニ候。然ル處當人之憤發勉強何分不行屆、只今以來未熟ニ罷在候段、幾重ニモ奉恐入候得共、私罪科トハ更ニ心得不申候。

一江戸御屋敷勤番者門限ヲ闕キ候云々。

此儀在勤者ノ御門限ヲ缺キ候ハ、聊ノ過失嚴罰ヲ申付トノ儀、誰々ヲ指候事哉、御咎メ筋ハ大切ノ義ニ付、別テ入念御類例取調、其品相當ノ處篤ト評議ノ上、伺候儀ニテ、假令愛憎ヲ以テ、私ニ輕重付度存候得共、一存之取計ニ可出道理無之、是等ノ儀ハ取調ロヨリ伺迄ノ懷合ヲ不存故ノ妄評ニ有之、決テ左樣ノ筋ハ無之、尤モ御締筋ハ大切ニ付、精々目付筋エモ相達候得共、事ノ表發致候儀ハ取調相伺候得共、其事顯レ不申、風聞不突留之儀ハ、猥リノ取調ハ不相成候ニ付、内々犯候者顯レズニ遁レ居候者モ必ズ可有之、乍去其邊強テ訐キ候儀ニモ參リ兼ネ候間、他ヨリ見聞致候テハ、有卦無卦有之樣評シ候儀モ可有之候。將又倅事、度々御門限ヲ缺キ候テモ、知ヲヌ振リ致居候ハ、偏頗ノ取計ヒトノ義、此義ハ別テ恐入候事ニ候。假令親子兄弟タリトモ、

存知居候儀ヲ不知振致シ居候ト申ス儀ハ、御役儀ニ對シ候テモ、決テ出來ザル事ニ候。尤モ倅儀愼方不行屆、重々心配仕、私儀御役相勤居候上ハ、平人同樣心得候デハ不相濟、一際相愼不申候デハ不相成段ハ、精々教示仕候得共、右樣ノ噂受候儀ハ、必竟兼日ノ愼方不行屆故ノ儀ト、深於私奉恐入候得共、乍存不知體仕候儀ニハ毛頭無之、此段ハ篤ト御取糺ノ上、彌々申立ノ通リニ候ハヾ、相當ノ御咎被仰付被下置度、於私奉願候。

一方今天下之形勢内憂外患云々。

此儀國家ヲ理治スルノ要務ニ着眼ナキ批評ニテ、歎敷事ニ存候。内憂外患切迫之御時勢、人心一和之義ハ度外ニ致シ、漆園・茶畝等ニ力ヲ盡シ、小利ヲ目懸ケ、大義ヲ忘ルルトノ儀ハ、全ク御家中頂戴ノ減シ候ハ、誰迚テモ不悦筈ノ儀ニ付、人心ノ一和ヲ度外ニ致スト評シ、荒地ヲ開發シ、御植物等致候ハ利欲ノ爲ニ致ス樣ニ論ゼシモノト被存候へ共、素左樣ノ筋ニハ無之、人心一和ヲ度外ニ致ス儀モ毛頭無之、然レドモ一時ノ歡ヲ迎ヘテ、後患ヲ謀ラザルハ、遠慮ナキ業ト申スベシ。國ノ困窮ハ亂ノ生スル基ナレバ、平素ヲ節儉ニシテ、不慮ニ備ヘントスルハ、國ヲ憂フル者ノ常ノ心ニテ候。假令席上ニ仁義ヲ高尚ニ論ズトモ、財用ノ儲ナクンバ、業ヲ施スコト能ハズ。國家ヲ維持スルノ任ニ居ルモノ、誰カ玆ニ意ヲ濺ガザルベキ。御家中難澁可

レ致トノ義ハ、深ク被レ遊二御案事一候ヘ共、委細被二仰出一面ニモ有レ之通リ、無二御據一格別ノ增御引歩迄被二仰出一候得共、年々御三領ノ入ヲ計リ、又年々御用度之出ヲ通算スルニ、何程相省キ候テモ、御年限明ニ至リ、猶御不足多ク、後年歲入ノ增加ナケレバ、不足年ヲ追テ、又々相嵩候儀ニ付、種々評議之上、荒地開墾之義ハ、公邊ヨリ厚キ御達ノ品モ有レ之、且國家經濟之要務ニ付、一時之御入費有レ之共、後年之御爲メ筋相成候儀ニ付、別段ノ御繰合ハセ金ヲ以テ、伺濟ヲ以テ御取懸リ相成候處、新規之儀故、土地之應不應モ有レ之、就中漆之儀ハ、御廓内ニ從來之立木モ有レ之ニ付、巧者ノ仁ニ爲レ試候處、至極宜シキ趣ニ付、氣支無レ之事ト取懸候處、御廓内ハ如何ニモ宜候得共、廓外ノ地ニハ何分合不レ申、不レ得レ止茶桑等ニ植直シ、夫是ノ手戾リ等ニテ、御失費モ不レ輕、見込通リ參リ兼候段ハ恐入候得共、永年ノ御爲ニハ、御茶園ハ追年御國益ニモ可二相成一儀ト存候。是以主役ヘモ見込相尋候上、評議致シ、相伺候儀ニテ、私一人ノ取計ニハ無レ之、素ヨリ墾開・植樹等ノ仕法ハ、數十年ノ後來ヲ謀リ候儀ニテ、三五年ノ卽功ヲ奏スベキモノニ無レ之、然ルヲ得ル所失フ所ノ半ニモ至ラズトノ誹評、歎敷事ニ候。且小吏ノ口ヲ濕シ、民ノ疾苦ヲ不レ顧トノ義、一概ナル誹謗ト可レ申、上掛リ下掛リ夫々不二一通一粉骨仕候儀ハ、筆端ニ盡シ難キ儀ニ御座候。且村方ニテモ往々ニハ爲筋ニモ相成候事ニ存候。此邊ハ篤ト御取調被二下置一度、一人ノ罪科トハ更ニ心得不レ申候。

一先年太物屋ト與ミシ云々。

此儀先年貨幣吹替ノ節、古金御取入相成候儀ハ、小利ヲ貪リ、市井ノ小人ニ齊シキ所爲、甚ダ耻敷事トノ儀、一概ノ論ニ候。夫レ物己ヲ利セントスレバ、必ズ人ニ害ヲ生ズル事アリ。是士ノ斷ジテ所レ不レ可レ爲也。譬ヘバ商賈ノ古買致シ、世上ニ其品拂底ナラシメ、價ノ騰貴スルヲ待チ、其利ヲ貪ル等ノ事、姦商ノ常套ニ候得共、夫トハ大ニ異リ、我國金銀幣ノ比較、他ト不同ナルテ以テ、金貨鑄直シ、相當ノ價ニ御登セ相成候儀、是又御時勢不レ得レ止御所置ニテ、詰リ是迄世上ニ散在セル金貨不レ殘金座ニ差出、引替受候事故、右散在セル品ヲ直易之内取集メ置キ、差出候迄ノ儀ニテ、何方ヘモ更ニ害アル事ニアラズ。心付ノ遲速ニテ、多少ハ有レ之候得共、決テ御家斗リノ儀ニハ無レ之、諸藩トモ心付ノ者ハ、多少取集メ置候事ニ有レ之、利ヲ見ル迚、一概ニ賤敷耻敷トセバ、常平倉ノ價賤キ米ヲ輪入シ、價貴キ節輪出スルノ法モ、亦賤ムベク耻敷事トナサンヤ。金貨ノ權ヲ司トスルモノ、他ノ害ニ相成ラザル此邊ノ機轉ハ、強テ惡ムベキ儀ニモ有レ之間敷、中年（萬延元年）御家中御惠ミノ御備御取入、並ニ兩地非常御備ノ一端ニモ相成候事ニ候。是以主役申出ノ廉モ有レ之、申談伺ノ上、取計候儀ニテ、私ニ一人ノ罪科抔トハ更ニ心得不レ申候。

一當世之時勢不レ容易、折柄云々。

此儀御上御忠孝被爲立候機會ト、有志ノ者再四ノ議論不聞入トノ儀、外ニ心當リノ義更ニ無之、木呂子善兵衞儀、今般長州樣ノ公邊エモ爲對候テノ御所置振リ、風聞承リ、御上ニハ御實家樣右御分家ニ被爲入候ヘバ、嘸御心痛モ可被爲遊ト奉恐察候ニ付、御續柄ノ廉ヲ以テ、御使者被差遣、關東エ御敵討ノ姿相成候テハ、毛利家ノ御爲相成間敷廉ヲ以テ、御實家樣ヨリ御本家長州樣へ御勤メ、早々御參勤御詫被仰上候樣、御周旋被成、彌々事御整相成候節ハ、御實家へ被爲對、御孝道モ相立、且天下ノ戰爭ニモ可相成風聞之處、御周旋ニテ御和融被爲成候得バ、公儀へ被爲對候テモ、御忠節ニ可被爲當トノ心付申聞候ニ付、彌々見込通首尾能ク相整候上ハ、如何ニモ御忠孝兩全ニテ、無此上候得共、此事容易ノ議ニ無之、方今ノ事情ニテハ、御家ノ御爲ニ成不成抔ノ御異見ニテ、長州樣ノ御承引可有之哉、篤ト勘考可致見、及挨拶、其後申談候得共、此事御大事ニテ、御使者等被差遣、萬一如何樣ノ御内通ニテモ有之候御疑念等御受候テハ、取テ不返事ニモ有之樣、長州ニテモ御上使ノ御方ヲ斬候風聞モ專ラ有之候ヘバ、餘程御決心ノ議ト被存、一通リノ議ニテ御整無覺束、何レニモ輕卒ノ御取計ハ相成間敷ト評議中、度々同人罷出テ、機會後レ候テハ如何ニ付、早速御決斷有之樣ニトノ事ニ候間、御大事ノ儀ニ付、心付ノ程ハ頭取へモ申述、入御聞居、御勘考中ノ儀、當役ニテモ談中ノ旨答候處、猶又催促ニ付、何分大業ニテ見込通リ可整事、如何可有之

哉、左樣ニ辛酉ノ決答ハ出來兼候旨相答候處、甚不平ニテ罷歸リ候ヒシガ、其內熊谷滿右衛門附添、御在所ヘ出立致候儀ニテ、右ヲ深ク遺憾ニ存候儀ト被察申候。一體心付ヲ申聞候ハ宜敷候得共、御用捨ハ上ニ御任セ申上宜敷筋之處、ケ樣ニ烈敷決答催促致シ、我見込通リ不相成迚、夫ヲ遺憾ニ存候ハ素筋違ノ事ニ存候。私一存ニテ差拒ミ不聞入ト申スニハ、毛頭無之、又迚モ御用ヒ不相成ト斷候譯ニモ無之、評議決兼候內、烈敷申聞故、前文ノ通及挨拶候義ニ御座候。扨又同列ノ言ヲモ不取用ト申義ハ、何等ノ義ニ候ヤ、一向心當リ無御座候。右ヲ私罪科ニ數ヘ候儀、難心得事ニ候。

一有志ノ者會テ經濟ノ議論ヨリ云々。

此儀無勿體モ今上帝ヲ私頑愚ト奉申上候トノ事、更ニ覺エ無之、案外ノ箇條ニテ致驚歎候ニ付、其席ニテ何故右樣ノ義ヲ認メ候哉ト相尋候處、無覺トハ被申間敷、昨日舘林出立ノ前夜、近親打寄ノ席ニテ、慥ニ申候ニ相違無之トノ答ニ付、能々考合セ候得バ、其節近親共手傳ニ參リ吳レ、部屋ニテ有合セノ酒差出、四方山ノ咄ヨリ開鎖ノ議論ニ移候ニ付、其節私申候ハ、過激家ノ內奏ヨリ、京都ハ頻リニ鎖國ノ御趣意ニ被何候ヘバ、外ニ應援ノ國モナク、全世界ノ天下ヲ敵ニナシ候ハ、皇國ノ御爲筋ニハ有之間敷、勝算ノ蹈ヘナク及戰爭候ハ、此方ニテハ強勇ト心得候トモ、彼方ニテ論セバ、蠻勇ノ國ナリト怖レ候事ハ無覺束、却テ分ヲ不辨、愚ナリト評センモ知ルベカラズ

ト申セシ事有之、是過激家ヲ評セシ事ニテ、今上帝ヲ頑愚ナリト御誹謗申上候筋ニハ、毛頭無之候ヘ共、口上ヲ矯メ右樣申セシ事ノ樣認候事ニ候。兎ニ角酒興中ノ雜話ヨリ口質ヲ取リ、私罪死ニ當ル、天地不可容抔書載候義、難心得義ニ御座候。私御役義辭シ候方御爲トノ義ニ候ハバ、呉々押テ勤居候存念毛頭無之、木呂子善兵衛ハ一類ノ義ニモ有之、斯ク不致共、如何樣ニモ取計方可有之處、一言ノ申聞モ無之、大勢黨ヲ結ビ、右樣手込同樣ノ次第ニ及候義、壯年輩ノ血氣トハ乍申、仰山成仕方ニテ、御政體ヲモ不憚、不法ノ事共慨歎仕候。　一體開鎖ノ論ハ、當春御上御上封被爲在候通リ、叡慮ハ何處迄モ御遵奉被爲在、攘夷ノ期限ハ御任セヲ御願ヒ、篤ト彼我ノ形勢情實御瞭察ノ上、横濱港ハ何レニモ御鎖シ可然、其段ハ我國人心不居合、情實彼ガ心ニ洞徹仕候樣、實意ヲ以テ御懸合、鎖國中長崎港ハ御許被置候義故、箱港ト兩港其儘被差置候ハヽ、彼必承伏可仕、然ル節ハ中國都テ攘夷ノ譯ニ相成、叡慮ノ御趣意モ相立可申、左候迚異憂ハ片時モ不被計義ニ付、防禦ノ御備ハ倍々御嚴重ニ、御手配被爲在、然ル後貿易ノ御仕法御改正アラバ、物價騰貴ノ憂モ無之人心モ安堵可仕トノ御趣意、至極奉感服候。　昨今公邊ノ御手運モ粗御上封御見込ノ通リ被爲成候事ニ候。血氣ニ馳候過激家ノ論ニハ、適ヒ申間敷候得ヘ共、方今至當ノ儀ト兼々存居候故、前文之雜話ニモ及候處、不容易箇條ニ被書載候儀、心外ノ至リニ候ヘ共口上ノ事ニテ、

證人モ無レ之、斯ク言タ不レ言トノ水懸論ニテ、申シラゲニ相成候事ニ候。右ヲ私罪科抔トハ心得不レ申、酒席ノ雜談ヲ矯テ、斯ク申サンヨリモ、慥成書面ヲ以テ、難レ有尊慮ヨリ出、御書迄モ被レ遊候テ被ニ仰出一候御改正ノ御趣意ヲ、私一存ニ出シ事トシテ飽マデ誹謗仕候ハ、則恐多クモ殿樣ヲ頑愚也ト、御誘リ奉ニ申上一候ニ當ルノ罪、遁レザル所ニ心付ナキハ、淺間敷不レ堪ニ歎息一事ニ候。　結黨ノ面々見込通リ私御役相離レ候上ハ、最早遺念モ有レ之間敷、箇條書之義夫是御諭ニテ、自發仕リ、御面前ニテ御燒捨相願候ハバ格別、左モ無レ之候ハヽ、呉々モ屹度御取糺、曲直分明ニ相當ノ蒙ニ御沙汰一度、伏テ奉ニ懇願一候。　一體如レ此他ニ被ニ相手取一候モ、必竟ハ私不德ヨリ生ジ候事ト存候得バ、其段ハ萬々奉ニ恐入一候得共、去ル午年御中老見習被ニ仰付一候テヨリ、當年迄十八ケ年在職中、御後闇儀等仕候覺聊無レ之、殊ニ御改正被ニ仰出一ノ砌、譯テ御直ニ厚キ被ニ仰含一ノ御旨モ有レ之、心魂ニ徹シ難レ有、何卒尊意貫徹仕候樣盡力仕、奉レ報ニ御厚恩一度心願ニテ、箇條ヲ以テ神前ニ祈誓シ、身分相愼不調法無レ之樣日夜心懸居候處、無ニ其甲斐一是迄ノ苦辛泡沫ト相成候而已歟、御爲筋ト存込候事、却テ表裏倒置ノ詬詈ヲ受候儀、不レ堪ニ遺憾一奉レ存候。呉々モ意中御憐察被ニ成下一、此上ノ御所置偏ニ奉ニ內願一候。　以上。

十二月　　岡谷瑳磨介

〔八〕新田義雄、初め弘と稱し、後三郎と更む。　凌雲は其號なり。　大和國郡山の人な

り。實は生方貴儀の子なり。其先は新田貞方より出づるに因りて、新田の姓に改む。家世々郡山侯に仕ふ。義雄年甫めて十三にして、館林藩外丸高次の養ふ所と爲り、藩主秋元侯に仕ふ。二口の糧を賜ひ、中小姓に班し、世子の侍臣と爲る。其居岡谷繁實と隣し、毎に相往來し、杯酒談論し、率ね虛日無し。文久三年、長藩の變、義雄執政に說いて曰く、長藩主として尊攘を唱へ、天下の標準と爲る。而るに今將に叛名を得んとす。夫れ毛利侯は我主の親姻なり。豈に其急を坐視するに忍びんや。請ふ一藩の力を竭し、鞠躬哀訴、其寃を雪ぎ、以て兄弟の義を全うせんと。肯せられず。義雄乃ち母の病に託して、直に京師に至り、各藩有志の士と與に、圖議する所あり。時に侯志朝、京師に在り。岡谷繁實之に從ふ。藩吏義雄を論ずるに、越疆犯禁を以てし、將に之を逐はんとす。繁實爲めに救解して止む。幕府長朝を幽屛せしめ、繁實を禁錮するや、將に義雄に連及せんとす。義雄時に館林に在り。養母穴山氏、義雄をして速に逃れて、異日の謀を爲さしむ。義雄之に從ひ、單身西上す。實に元治元年十二月なり。越えて三年、郡山侯柳澤保申、義雄を祿して外交掛と爲し、京師に遣はし、諸藩の間に往來せしむ。會々館林藩、會津藩と不和なり。義雄爲めに之を解く。幾くもなく復藩議に罹りて屛居す。義雄の困阨、是に至りて極れり。明治中興して、憂國の士皆登用さるゝを得、義雄徵せられて史官となり、親征に浪華に

從ひ、三略の首章を御前に講し、物を賜はる。世以て榮と爲す。尋いで監察使三條實美に從ひ、江戸に赴き、軍監を兼ぬ。是時德川氏の遺臣東叡山に據る。五月大總督宮、義雄及び參謀西四辻公業を遣して、將に公現法親王を賊手に拔かんとす。親王病と稱して出です。遂に十五日の役あり。後累りに鎭臺府判事・鎭將府辨事を歷、復た史官と爲る。十一月官を辭して歸藩す。二年館林藩大參事と爲る。朝廷其功績を賞して、祿五十石を賜ひ、復古の功臣に列す。四年五條郡山兩縣大參事を歷、中議生と爲り、正七位に叙せらる。五年五等議官と爲り、六年少督學に轉し、七年內務少丞に進み、正六位に叙せらる。八年香川縣權令と爲り、翌年廢縣し、特旨を以て從五位に陞す。十三年事を以て、沖繩縣久米島に航し、風濤の沮む所と爲つて、還るを得ざるもの四十餘日、竟に病に罹り、年を踰えて癒えす。是に至りて溘逝す。享年三十九。東京谷中天王寺に葬る。義雄人と爲り敏捷果斷、事を處する剖判明決なり。才藝多く、書を讀んで章を尋ね句を摘を屑とせす。讀書多からすと雖も、能く其要を得、發明する所人の意表に出づ。常に曰く、富強の策は貿易より大なるはなし。貿易は工藝を振起して、物產を殷盛にするより急なるは莫しと。官を罷むるの後は、同志と一社を創設し、百工を蒐集し、以て工藝を究め、命じて精工社と曰ふ。其意富強の基、以て大に開明に資せんとするにあるなり。（墓碑）

(九)岡谷繁實、通稱は鉦吾。喜兵衛繁正が男なり。館林藩の世臣にして、祿三百石を食む。繁實、天保六年山形に生る。初め馬廻給人と爲り、嘉永六年、使番に進み、安政五年五月、大目附となる。翌月職を辭して、水戶に遊學し、尋いで昌平校に入る。萬延元年四月、取次役と爲り、八月上京して、議奏正親町三條實愛に謁し、勅使を關東に下し、攘夷の事を督促せんことを建言す。實愛大に喜び、之を奏し、旨を傳へて之を賞す。實愛和宮降嫁の是非を問ふ。繁實其全く非なるを答ふ。實愛曰く、卿が意我が意と合すと。既にして關白近衛尙忠、所司代酒井忠義と謀り、遂に降嫁の事を決す。時に幕吏浪士を追捕する益〻急なり。因りて潛に京を出でて、館林に歸り、藩主志朝に謂つて曰く、堂々六十餘州、勤王を唱ふる八家に過ぎず。願くは吾が藩を以て九家と爲すも、亦善からずやと。老臣太陽寺典膳、之を聞いて大に恐れ、十一月捕へて以て禁錮せしむ。文久元年三月赦され、貶して使番と爲す。三年物頭取次、世子侍讀に轉じ、十二月中老に進み、雄略天皇山陵修覆御用掛と爲る。是より先き雄略帝陵を修營せんと請ひ、獻言するもの十餘度。世人目して山陵狂と爲す。是に至りて是命あり。元治元年正月上京す。會〻討長の令下り、勤王の諸藩十三家、皆力を悉して之を救はんとせしも及ばず。是より先き秋元志朝、大に幕府長州と協はざるを憂ひ、將軍に扈從して、京都に朝す。是に於て繁實に謂つて曰く、毛利定

廣は我弟なり。弟や罪あらば之を討たんも猶可なり。今外夷釁を窺ひ、朝廷將に之を擯斥せんとす。定廣等旨を奉じて、事に從ふ。而して幕府の旨に忤ふは、實に歎ず可きなり。今にして速に之を調停せずんば、後其禍の及ぶ所知る可からざるに至らん。汝我意を體して、我が爲に力を盡し、以て之を周旋せよと。此に於て繁實、志朝の爲めに往いて正親町三條實愛に謁し、説く所あり。實愛乃ち諾し、往いて前關白忠熙に告ぐ。忠熙之を然りと爲し、内府忠房に告ぐ。忠房、尹宮及び諸公卿と議せんとす。二月十日、幕府迫つて勅を山陽山陰十一藩に下し、長州を討たしむ。十三日諸等臣不時に參内し、以て征長を議す。皆曰く、平和の良策無きなりと。島津久光曰く、良策なきか。我に一策あり。秋元志朝は毛利定廣が兄なり。其藩臣死を以て長州の謝罪を請ふ者二十餘人あり。今志朝をして之を謀らしめば、則ち事必ず成らんと。忠熙實愛之に贊し、遂に之を奏す。勅命あつて繁實をして、是事を行はしむ。然るに忠熙之を慶喜に告ぐるに及び、慶喜大に驚いて賜勅の事を遮る。其後の事情は前に述べたる如くにして、繁實は奔走盡力の功も、全く徒勞と爲れり。繁實國に歸れば、國論亦變じ、同僚蟻川與一左衛門・林庄左衛門・齋田源藏・太陽寺友之丞・岡村宗左衛門等、志朝に勸め、大義滅親の語を以て、特に西征の先鋒を乞ひ、以て幕府の嫌疑を解かんとす。繁實曰く、大義滅親とは父、不義の子を滅するを謂

ふなり。今德山は老侯の父なり。淡路守は兄なり。長門守は弟なり。豈に大義滅親の語を以て父兄に敵するを容さんや。源義朝、父爲義を殺して千載臭名を遺す。眞田信幸は、身を殺して父の死を宥さんことを請ひ、天下其孝義を稱するは、卿等の知る所なりと。遂に先鋒の議を止む。十月十二日、志朝繁實を禁錮して、其家祿を收め、以て幕府の嫌疑を避く。慶應二年十一月、遂に繁實を放つ。繁實去るに臨み、一書を留めて曰く、家滅び身竄せられ顧ざるは綱常の廢すべからざるを以てなり。俯仰天地に愧づるなくば、跡の顯晦我に於て何か有らんと。三年八月、志朝の子禮朝、繁實を召し、將に藩に返さんとす。繁實乃ち書を呈し、宗祀を國に存せんことを請ひ、身を乞ふて去る。是より先き幕府、繁實を探索する甚嚴なり。竊に京師に匿る。嘗て近衞邸に詣り、足利學校を再興せんことを請ふ。忠房其言を納れ、藩主戸田忠行と議して、之を興す。明治元年正月、繁實左兵衞權佐高松實村と兵を起し、甲信兩國を徇ふ。二年朝廷、禮朝に命じて、繁實を國に歸らしむ。二月家祿を復し、公議人と爲し、命じて行政官に出仕せしむ。館林叢談。

（一〇）志朝の新に館林に封ぜらるゝや、赤生田村の民、前藩主の苛税に苦みしを以て、減税を哀願す。志朝乃ち之を嘉納し、水旱を論ぜず、每年上中下の三等通じて、水田一段に就き、平均租米三斗四升迄に輕減するを許せり。是に於て百姓始めて安

堵し、侯を視ること神の如く、仰慕至らざるなかりしと云ふ。（秋元宮由雄。）

（二一）杉木重遠は館林藩士なり。幼名太郎吉。弘化三年、江戸に生る。槍術と漢籍とを研鑽し、表小姓に召出さる。明治維新の際、藩の國事外交係を命ぜられ、江戸に住し、專ら天下の形勢を國元の重役に内報す。明治元年、鎮將府官掌に召出され、二年權少參事、七年權少檢事・大警部等に任じ、累進して三十年大分縣知事と爲る。（人物志。）

第二十三項　沼田藩

一　眞田（家紋は六連錢）　（慶長六―天和三年）

信幸　昌幸が事は、前期に於て屢〻述ぶる所ありたり。關ヶ原の役起るや、昌幸上田城に在りて、秀忠の軍を拒ぐ。師敗るゝの後、其子信幸、身を以て父の命を購はんことを請ひ、遂に聽されて死一等を減じ、之を紀伊に放たる。昌幸、幸村と與に九度山に潛居し、剃髮して一翁と號し、慶長十四年卒す。年六十五。信幸後に信之と改む。小字は源三郎。天正中質と爲り、濱松に侍す。家康、本多忠政の女を養ひて、信幸に妻はす。實に大蓮院夫人なり。慶長庚子の秋、昌幸沼田を過ぐる

利根郡二萬七千石を領す

沼田三萬石に封ぜらる

に逮び、拒んで見えず。信幸秀忠に從ひ、上田を攻む。夫人家士の異心を懷くを慮り、悉く諸老以下妻孥を召し、之を牙城に享し、謂つて曰く、進退皆忠義なり。我と與に良人の歸るを竢つて、之を牙城に享せんと。狀を具して以て信幸に告ぐ。文祿二年九月、信幸從五位伊豆守に叙任せらる。庚子の亂、父弟と相別れ、德川秀忠に屬す。六年二月、上田城邑三萬八千石を賜ひ、舊領沼田城二萬七千石を併す。尋いで三萬石を加賜せらる。大坂兵起るや、師に從ひ、夏之役、先登して天王寺に戰ふ。元和八年、食邑四萬石を加へられ、十三萬石を食み、松代城に移治す。封は埴科・更級・水內・高井の四郡、並に上州利根郡の內に在り。是より先き信幸、三萬石を長子信吉に、一萬七千石を二男信政に分與す。既にして信吉卒し、其子熊之助遺領を繼ぎしも、幾もなくして卒す。是を以て其遺領三萬石の中二萬五千石を信政に、五千石を熊之助が弟信利に分與す。此時信政が舊領一萬七千石は、之を其弟信重に與へしめ、信政をして沼田城に居らしむ。慶安元年、信重卒して嗣無きを以て、其領一萬七千石を信之に復し賜はる。萬治元年十月十七日、領地埴科郡柴村に卒す。年九十三。彼地大鋒寺に葬り、大鋒院徹巖一當と謚す。

信吉　藏人と稱す。信之が長子なり。慶長二年、沼田に生る。某年父が封地

沼田に封ぜらる

上州利根郡の内三萬石を分ち賜ひ、沼田城に住す。慶長元和の役、父信之と與に、供奉して軍功あり。後河内守に任ず。寛永十一年十一月二十八日、沼田に卒す。年三十八。彼地龍華院に葬り、天桂院月岫淨珊と諡す。

某 熊之助と稱す。信吉が長男なり。寛永九年生る。父の遺領を繼ぎ、十五年十二月六日卒す。年七。江戸神田吉祥寺（後に駒込に移す。）に葬り、一陽院梅心玄香と諡す。

信政 小字は仙千代。後内記と改稱す。大蓮院夫人の所生にして、信幸が次子なり。慶長元年、沼田に生る。關ヶ原役後、父が封地の内一萬七千石を分ち賜ふ。大坂役に從軍す。元和三年六月、從五位下大内記に叙任せらる。寛永十六年六月、姪熊之助が遺領の中、上州利根郡二萬五千石を賜ひ、沼田城に住し、舊領一萬七千石を弟信重に與ふ。明暦二年十月、父の封を襲ぎて、十萬石を領し、利根郡二萬五千石は之を姪信利に與ふ。萬治元年二月五日、父に先ちて松代に卒す。年六十三。彼地長國寺に葬る。

信利 長じて信俊・信澄・信純・信直と改名す。小字を兵吉と稱す。信吉が二男なり。寛永十二年、沼田に生る。兄熊之助卒して、嗣無きに依り、其遺領上州利根郡の中五千石の地を分ち賜ふ。明暦二年十月、叔父信政が領利根郡の内、二萬五

沼田を沒收せらる

千石を賜ひ、總て三萬石（一）を領し、沼田城に治し、伊賀守に任ず。後兩國橋の架設工事を命ぜられし際、材木の事に關して失態あり。加之、平素の行跡正しからず、且封地の爲政を誤り（二）しが爲め、將軍綱吉の怒に觸れ、天和元年十一月二十二日、城池を沒收し、奧平小次郎昌章の邸に幽囚せらる。其子信音（一に信就に作る。）も亦罪を獲、淺野內匠頭長矩の邸に錮せらる。二男信秋は美濃遠藤外記亮へ、四男辰之助は信濃仙石越前守へ預けらる。室及び女は、松平土佐守に預けらる。後信音宥免せられて、采地千石を賜ひ、幕府に仕ふること三世、政之丞に至り、罪ありて追放せらる。（寬政重修譜・藩翰譜・沼田城主略記・上毛及上毛人・上野人物志。）

上田の七本槍

慶長五年八月、是より先、上田城攻圍の時、勇士七人軍令に違ひて先登す。世に之を上田の七本槍と稱す。秀忠其罪を論じて、信幸に預け、吾妻郡に幽せしむ。右七

人の外に、戸田半十郎重康も亦、翌年四月、同所に送らる。七本槍とは左の如し。

小野次郎左衛門忠明　鎮目半次郎惟明　朝倉藤十郎宣長
中山勘解由照守　戸田半平光正
辻左次右衛門久吉　齋藤久右衛門信吉

寛永九年、加藤忠廣の庶子正良を、沼田城主眞田信吉に預けられ、沼田の代官が邸に幽せらる。母子並に妹某も亦、與に同邸に送らる。信吉の弟信政の世、承應三年七月十七日、正良代官邸に自殺す。時に年廿六。眞田氏屍を醃にし、使を江府に馳せて、死を報す。幕府、乃ち小出甚太郎重堅を使とし、來りて之を檢す。終つて妙光寺に葬り、淨眼院了悟と謚す。翌月十五日、母氏歿し、同寺に葬り、法乘院日善と謚す。眞田信直の世、萬治二年四月、妹某赦に遇ひ、江戸に赴き、其終る所を知らす。正良は小字を藤松、又清十郎と稱す。加藤清正の孫、光正の異母弟なり。父忠廣罪を幕府に獲たるに連座せしなり。妙光寺の墳墓は、母子二基今も存し、享保七年三月、加藤の臣白坂半藏の建つる所なり。（寛政重修諸家譜・加藤正良古墳考。）

二　寛文四年四月五日、眞田伊賀守信利に與へたる領地目録は左の如し。（寛文印知集。）

上野國利根郡一圓　九十五箇村　高壹萬八千貳百貳拾參石九斗三升八合
利根郡之内七箇村

生越村　多那村　輪組村　青木村　砂河村　日影南江村　下水良村

高六百九拾八石六斗三升九合

吾妻郡之内　七拾三箇村

大笹村　干俣村　門貝村　大前村　西窪村　中井村　赤羽根村
鎌原村　蘆生田村　小宿村　袋倉村　古森村　狩宿村　與木屋村
荒井村　今井村　長野原村　坪井村　羽尾村　立石村　椛木村
日影村　赤岩村　生須村　横壁材　河原湯村　河原畑村　横谷村
岩下村　矢倉村　松尾村　江原村　三嶋村　原田村　河戸村
金井村　岩井村　植栗村　小泉村　泉澤村　新巻村　奥田村
市城村　青山村　中野條村　伊勢村　西中野條村　原町村　山田村
折田村　下澤渡村　上澤渡村　四方村　五反田村　蟻川村　横尾村
猿京村　須川村　入須川村　湯宿村　長井村　吹路村　林村
大塚村　赤坂村　平村　布施村　師田村　田代村　入山村
草津村　前口村　小雨村

高壹萬七拾七石四斗貳升三合

都合三萬石

(二)信利華奢を好み濫費給せず。是に於て寛文元年より三年に至るまで、領内利根・吾妻・勢多三郡に檢地を行ひ、高三萬石を十四萬六千三百餘石に更成し、重斂を收む。また別に井戸役・窓役・山手役・川役・網役・ウブケ役・婚禮冥加等の新税を徵するに至りては、農民負擔に堪えず、滯納者あれば、吏員家屋に闖入して、種物を收め、猶不足すれば、質人を執つて之を他村に預け、或は水牢に投ずる等、暴政至らざる莫し。時に利根郡政所村の百姓松井市兵衛、左の訴訟を當路に出す。

乍[憚]以[書]付御訴訟申上候事。

一伊豆守樣御代ゟ内記守樣御代迄御取立。

田方籾貳百拾參表八升　　御定納

畠方金貳拾五兩貳分ト京六百三十七文

一伊賀守樣御代ニ罷成、十八年以前[□]檢地被[遊]、第一田畑之位付上がり、御取付被[遊]候故、困窮仕候。御慈悲ニ御棹奉[願]候事。

一伊賀守樣御代、寛文四年辰之年之御取付。

田方籾五百壹表一斗八升三合　　御定納

畠方金五拾兩壹分ト百七十文

一辰之年ゟ酉之年迄十八年之内、度々御上ヶ被[遊]、今年御取付。

田方糭五百九十五表貳斗三升貳合
畠方金五拾兩ト京貳百四十四文
御定納

諸事小役之事

一京五貫貳百三十四文　夫錢
一同五百四十文　筏役
一同壹貫三百五十四文　掃除給
一同六百文　あみ役
一同六百文　川役
一同貳貫五百文　上牧村山手役
一同八文　添年貢
一同九百八十五文　廻狀給毎年御代官へ被差上
七口〆拾貫八百四拾文

一御年貢御納方之時分、御代官御出、段々御取立被成、其上增御代官ニ御先手同心差添、其時之家をさがし、たねものまで御取立被成、相殘ル御未進分ニ人質御取、餘村へ御預ケ、扱又時々賣買申候田地ニ懸ケ、永代ニ被成候様々せりつめ、御取被成候方へハ、御褒美段々ニ被下候故、百姓ニ少之御手當も無御座、手柄次第御取立被成候。

其上ニ而も調不レ申御未進之儀ハ、御種子借シニ被レ遊、子ノ年より酉年迄、毎年三割之利籾をくはへ御取被レ遊候事。

一畑ニたばこ作り申候へハ、田方之籾にて御取立被レ成候。去年ゟ當年之儀ハ、畑方之御年貢ニ三割增ニ御取被レ成候事。

一納方籾ニ而御取被レ成候ニハ、五合ずり之勘定ニ被レ取、御城米ニ而御取被レ成候節ハ、六合ずりニ御取被レ遊候ニ付而、壹表ニ付米五升宛、百姓之まよひニ罷成候事。

一御定納之籾壹表ニ付、壹合宛之めこぼれと申、毎年御代官へ御取被レ成候事。

一先御代ハ御領内之山、何方へも入込ニ薪・馬草取申候へバ、作物仕付申候處ニ、當御代ニ罷成、むら〳〵山御せぎ被レ遊ニ付、御訴訟申上候へバ、山手錢ニ而御入被レ成候。御領内山之儀、先規之道入込ニ奉レ願候御事。

一去年今年風雨ニ諸作違難儀仕候處ニ、御橋御川木御出し被レ遊ニ付、手前ふちニて、人數五百人、其外馬次場之儀ニ御座候へバ、歩行者五百人、傳馬數八百疋之餘、不レ限ニ夜中ニ相勤申候へバ、當村之儀ハ別而人馬等餓死仕躰ニ御座候。向後身命可レ復様も無御座候御事。

右之通旁々御役儀多御座候故、御年貢御未進も大分御座候御事。

政所村

天和元年辛酉正月何日　　市兵衛

庄之助樣

而るに其後効驗更に無かりしを以て、月夜野町の百姓杉木茂左衛門なるもの、又壹通の哀訴狀を携へて東上し、之を老中に上りしも、採納するに至らざりき。

乍恐以書付御訴訟奉申上候。

上州勢多郡眞田伊賀守樣御領分

利根郡九十五ヶ村
我妻郡七十九ヶ村
勢多郡七ヶ村

右書面之通、利根郡我妻郡勢多郡七ヶ村、從古代三萬石有來リ候處、天下之制方請肆（マヽ）事。抑寛文二丙寅年、御自分之御檢地入、田畑高下之差別無之樣、六萬石之餘ニ被遊、從是邪曲奢リ日々增長し、無謂運上物成相嵩り、御取箇高兎御取上、百姓相續可致樣無御座候。近年飢饉打續、葛蕨木之實等ニて身命繋罷在候處、眞田伊賀守江戸兩國橋請負被遊、材木山出しの儀ニ付、御領分百姓へ過役被仰付、難默相勤候得共、困窮之百姓、其日宛之衣食可貯樣無之候。父母妻子山ニ捨、野ニ捨、或は他參いたし行方不知。其數難計、妻子飢死仕候得共、疲倦艱年之苦難凌、百姓之爲、民人之强訴、乍恐罪科

無據訴訟奉申上候。以御慈悲、村々難儀之始末、被聞召譯、惣百姓困窮相迯、一命御救被下置候はゞ、沼田御領分一同相助、冥加至極難有仕合奉存候。以上。

天和元年□月□日　　右三萬石惣代

月夜野町　三郎左衛門㊞

右は茂左衛門の訴狀と同一なりしか否やは、確然たらずと雖も、內容に於ては大體斯の如きものなりしとは推斷し得るに難からず。其後茂左衛門は一計を案し、東叡山御用の文箱に訴狀を納めて、之を旅亭に留めて去る。數日の後、舍主客の歸來せざるを怪み、且つ其貴重の品なるを見て、愕いて之を寬永寺に愬ふ。是に於て沼田の慘狀暴露し、同門跡宮より狀を將軍綱吉に上り、終に幕府推問の事と爲る。乃ち幕府は沼田領を檢して、實を得、加之、兩國橋用木十七本の不足及び延致期日を誤れるを以て、天和元年十一月廿二日、信利の男信就を評定所に召出し、各斷罪を申渡さる。又事に關せし酷吏塚本舍人・麻田權兵衛・宮下七太夫は、各自滅を申渡さる。十二月六日には、幕府の目附櫻井庄之助勝政・伊東刑部左衛門祐泰、同月八日には、勘定方設樂勘左衛門能久・能勢武左衛門・荻原彥四郎・平井太郎左衛門・代官竹村惣左衛門・熊澤武兵衛を派遣し、十九日上使安藤對馬守重博、城受取堀周防守親貞・內藤右近大夫、在番細川豐前守興隆・新庄主殿直詮等、總勢六千四百九十七人の隊伍にて、沼田

城受取として着城す。　此時前橋藩よりは物頭・中目附・下目附・足輕廿五人宛を、森下町・玉村町・五料の三關に出し、烏川には船橋を架設し、道橋を修理す。　翌二年正月、沼田城に在りし武具等を安中に付せらる。　四月遂に沼田城を破壞す。　惣奉行は安藤對馬守、加役は細川豐前守・新庄主殿頭なり。　是に於て代官竹村惣左衛門・熊澤武兵衛の二人、舊沼田領內を支配す。　十一月十五日、干俣・大笹・鎌原・芦生田・小宿・狩宿・熊谷・荒井・袋倉・今井の總百姓は、代官に哀訴狀を上りて曰く、三原谷は瘦薄の地にして、收穫少し。　爾後憐愍を垂れ、百姓を塗炭の苦より救ひ給はんことを希ふ。　田方年貢は江戶御城米に改定せられしは、高恩謝するに辭なし。　然れども山田の米質、精選するも城米には爲し難からん。　仰ぎ希くは、高裁を給へと。　貞享元年三月、幕府酒井河內守に命じて、此地を檢せしめ、高六萬五千四百廿餘石と定む。　此時の惣奉行は高須隼人、奉行は山田淸左衛門、目附は天野九左衛門、勘定奉行は三浦喜左衛門・青木彌惣右衛門、代官は川崎善右衛門等なり。　四年正月、代官島村惣右衛門、舊沼田領を管す。　但し右石高の內八千石は、內藤式部少輔の家老尾崎藤右衛門、下沼田に陣屋を置きて、之を支配す。　元祿十四年、代官吉田安太郞・中川吉右衛門等、島村に交替す。　（沼田城主畧記・前橋風土記・上毛及上毛人・寛政重修譜。）

沼田に封ぜらる

二　本多（家紋は丸に立葵）　（元祿十六―享保十五年）

正永　藤原氏兼道の流にして、右馬允助秀より系を起す。助秀の孫助政・助政の子定政、（一に定正に作る。）定政の子定吉なり。定吉五世の孫俊正、四子あり。長男は正信にして、四男は正重なり。正信は其子正純に至りて、家絶ゆ。慶長七年、正重江州坂田郡にて、采地千石を知行す。元和二年、下總にて加増あり、總て一萬石を領す。正重の養子豐前守正貫、（實は長坂太郎左衛門重吉が長男、）家を繼ぎ、下總にて八千石の地を賜ひ、二千石を收めらる。其子伯耆守正直家を繼ぎ、大番頭と爲る。正永は正直が男なり。通稱は三彌。豐前守に任ず。延寶五年、遺跡を繼ぎて、七千石を知行し、千石を弟正方に分與す。天和元年、御書院番頭及び大番頭と爲り、紀伊守に更む。二年丹波にて二千石を加へらる。元祿元年、寺社奉行と爲り、下總にて千石を加へられ、總て一萬石を領す。九年若年寄に進み、伯耆守に更む。十五年下總・上總二州にて、五千石を加へらる。十六年正月、加恩五千石を賜ひ、丹波及び上總の領地を更めて、上野國利根郡の內に移され、沼田城を賜ふ。此時城廢せしを以て、漸次營作すべきの命を蒙り、土木費として金三千兩を賜はる。寶永元年、老職と爲

り、上野利根郡、及び河内國にて一萬石を加へられ、總て四萬石を領す。六年老中と爲り、西丸の勤を兼ぬ。正德元年四月、職を辭し、五月十九日卒す。年六十七。江戸市谷の別莊に葬り、信行院光山と諡す。

正武　初名は久寧。三彌と稱す。實は榊原大膳久政が二男にして、正永が養子と爲る。遠江守に任ず。享保六年二月二十一日卒す。年五十七。勇猛院英山日雄と諡す。

正矩　宮内と稱す。實は正永が弟正方の長男にして、正武が養嗣と爲る。享保八年、奏者番と爲り、十五年七月、沼田を更めて、駿州田中城に移さる。沼田城は享保十六年四月より、堀左京亮直爲之を守衞す。十七年松平忠全、城受取の役を勤む。沼田城を黑田直邦に賜ふに依りてなり。十七年伯耆守に更む。二十年八月十七日卒す。年五十五。興隆院泰禪と諡す。加除封錄・重修譜。

田中に轉封す

助秀━助定━助政━定正━定吉━正明━忠正━正定━俊正━┳正信━正純家絶
┗正重一━正貫二━正直三━┳正永四━正武五━正矩六━正珍━正供━正温……
┗正方━正矩

三　黒田 家紋は升形の内に月 （享保十七―寛保二年）

直邦　初名は直重。三五郎と稱す。中山直張が三男。母は館林の家老黒田信濃守用綱が女なるを以て、幼より用綱に養はれ、神田の館に於て、德松君に近侍す。延寶八年、德松君西城に徙るの時、之に從ひ、月俸三十口を賜ふ。天和元年、廩米三百俵を賜ひ、月俸を收めらる。三年德松君逝去に依り、小普請と爲る。貞享二年、御小納戸に列し、御小姓に進み、二百俵を加增あり。四年豐前守に任ず。元祿元年千俵を、四年千五百俵、五年二千俵、八年五百俵、九年采地千五百石を加增あり。此時廩米を更めて、武州足立・入間・比企三郡にて七千石を知行す。十三年足立・比企・入間三郡の內にて三千石を加へられ、一萬石を領す。十六年五千石を加增ありて、領地を移され、常州下館城を賜ひ、同國眞壁郡、及び野州芳賀郡にて、一萬五千石を領す。寶永四年、武州高麗、播磨國美嚢の二郡にて、五千石を加へらる。享保八年、奏者番と爲り、寺社奉行を兼ぬ。十七年三月、五千石を加增せられ。常州・野州の領地を、上州利根・山田、武州榛澤・幡羅・兒玉・賀美、六郡の中に徙され沼田城

沼田城を久留里に轉ず

を賜ふ。七月西城の老職と爲り、上州利根、武州埼玉・比企・高麗、四郡にて五千石を加へられ、總て三萬石を領す。十二月侍從に進む。二十年三月二十六日卒す。年七十。武州高麗郡中山村能仁寺に葬り、萬松院關鐵直邦と謚す。

直純　三五郎と稱す。實は本多伯耆守正矩が四男にして、直邦が養子と爲り、其女を室とす。大和守に任ず。寬保二年七月、上州利根、播州美嚢、二郡の領を上總望陀・市原・夷隈、武藏入間、上州新田、五郡の中に移さる。此時上總久留里城を再造せしむ。寬延二年奏者番と爲る。安永四年閏十二月二十八日卒す。年七十二。春晃院勝融直純と謚す。寬政重修譜。

四　土岐（家紋は桔梗）　（寬保二―明治初年）

賴稔　土岐氏は美濃國の源氏、土岐左衛門尉光信が裔なり。光信五世の孫伯

沼田城三萬九千石　土岐子

善守賴貞、建武の頃、足利尊氏に屬して、本領を安堵す。賴貞十一世の孫、兵部大輔定明が時、當國の亂に所領を失ふ。定明が男山城守定政、十四歳の時、家康に召され、菅沼藤藏と稱す。三方ヶ原の役、味方敗軍し、定政等僅に二騎、家康を護衞し、敵を禦ぎて卻く。長湫の役、勇戰して終に池田を破る。戰後家康其軍功を賞して、寄騎の士三十六騎を屬せしむ。家康關東入國の際、下總國關宿城を戍り、相馬郡にて所領の地一萬石を賜ふ。文祿中、本姓に復す。其子山城守定義慶長十七年、大番頭と爲り、元和三年、攝津國高槻城を賜ひ、二萬石を領す。定義沒せし時、嫡子山城守賴行、尚幼なりしを以て、下總國相馬郡に徙さる。寛永五年、出羽國上山城、二萬五千石を賜ふ。二男伊豫守賴殷、家を繼ぐ。元祿四年、所領を增加し、攝津・河內・越前等の內に移され、三萬五千石を領す。正德二年、駿州田中城に移さる。賴稔・初名は賴俊。初め兵部次に內匠と稱す。賴殷の子なり。寛永五年四月、始めて將軍に謁し、六年三月、敍爵して、正德三年七月、家を繼ぐ。享保六年七月、弟帶刀賴郷に廩米三千俵を分與す。八年三月、奏者の事を承り、十二年七月、寺社奉行を兼ぬ。十五年七月、大坂城代と爲り、從四位下に敍す。十九年京都所司代に徙り、侍從に任す。寛保二年六月、連署の衆に列りて、上野國沼田を賜ひ、城を築かしめ、上

野國利根郡四十八箇村、群馬郡廿箇村、河內國志紀郡六箇村、若江郡七箇村、美作國英田郡五十一箇村、勝南郡二箇村、惣高三萬五千石を領す。延享元年九月、病に臥し、十二日卒す。年五十。藩翰譜に曰く「賴稔所司たりし時、治務のいみじかりしはさらなり。和歌の道にも心をよせて、いとまあるをりをりは、公家の人々にも參會して、ふるき草紙物語などにある在五中將の事かたり出て、さるしどけなき事をさへ戒むる人もあらざりし世の樣を思ふに、なににつけても今の世こそものむつかしけれ、などきこへければ、賴稔うち笑ひて、業平はさしも王孫たりし身の、かく境垣にのぼり、復周を望むふるまひせられしこそ淺ましけれ。其よにはいかでさるいたづらをも、戒むることなくて候けん。丹波守かくて候はんには、さる人もありなんには、いかなるやんごとなき方にもおはせ、手のもの共して捕りこめて、其罪に申定むるにそこそ候へと云ひければ、あな恐ろしの所司代にておはすとぞ、人々ひそみあいにけるとぞ。」叡山。山王社の神事に、山法師なる者あり、戎裝して神輿を迎ふ。威稜豪暴にして、人命を以て戲と爲す。鄉俗相傳ふ、神血を見ざれば祭成らずと。有司之を禁ずる莫し。蓋し亂世の餘習なり。賴稔の所司代たるや、令を下して之を禁じ、違ふ者は刑に處せしむ。是に於て其害遂

に絶えず、民後に到るも之を稱せりと云ふ。賴稔、常に心を民治に用ひ、百姓をして質素節儉を守らしめ、又家中に武藝・讀書を奬勵せり。

賴熈　初名は賴直。兵部と稱す。賴稔の嫡男なり。享保十五年、始めて將軍に謁し、十八年叙爵して、伊豫守と爲る。父卒せし年十月、家を繼ぎ、寶暦二年、奏者の番と爲り、同五年三月廿五日卒す。年三十七。男子無かりしかば、弟定經を養ふ。

定經　後賴經と更む。小字平之助。賴稔が五男なり。寶暦五年五月、家を繼ぎ、十二月叙爵して、美濃守に任し、明和元年二月、奏者の事を承り、六月寺社奉行を兼ぬ。天明元年閏五月、大坂城代と爲りて、四位に陞り、翌二年八月、彼地に卒す。年五十五。

賴寛　小字は子之助。定經の子なり。安永九年十二月、叙爵して伊豫守に任じ、天明二年十月、遺領を賜はり、同年十一月十九日卒す。年十九。

定吉　小字は正吉。實は定經が三男なり。賴寛男子無かりしを以て、終に臨みて弟定吉を養ひて子とす。是年十二月家を嗣ぎ。翌年叙爵して從五位下美濃守と爲る。六年九月二十日卒す。年二十一。

定富　小字三之丞。後老之助と更む。定經が五男なり。定吉子無きを以て、其嗣と爲り、遺領を相續す。寛政二年六月十三日卒す。年十四。

定峯　初名は賴布。小字を英之助と曰ふ。實は定經が七男なり。寛政二年七月、遺領を繼ぎ、やがて叙爵して、山城守と爲る。天保八年三月卒す。

賴潤　小字は兵部。實は阿部備中守が弟にして、定峯の養嗣と爲る。文化十年七月、家を繼ぎ、叙爵して山城守と爲る。文政九年九月卒す。

賴功　小字は幸吉。實は堀大和守の男にして、賴潤が養嗣と爲る。文政九年十一月、家を繼ぎ、叙爵して山城守と爲り、天保十四年四月卒す。

賴寧　實は堀大和守の三男にして、賴功が實弟なり。賴功子無きを以て、養子と爲る。叙爵して伊豫守と爲り、天保十一年六月、家を繼ぐ。弘化四年八月十日卒す。年二十五。

賴之　小字は德之助。實は松平越中守が男にして、賴寧が養子と爲り、叙爵して美濃守と爲り、後に和泉守又山城守に更む。弘化四年十月、遺領を繼ぎ、明治六年五月卒す。

賴知　賴之が男なり。叙爵して隼人正と爲る。慶應三年四月、家を繼ぐ。明

治元年四月、朝命を奉じて、沼田を發し上洛す。沼田は會津の要衝、且つ土岐氏は會津と姻親なるを以て、官軍其向背に注目し、佐野城主堀田攝津守の士卒百二十人、足利城主戸田長門守の士卒八十人、同年閏四月七日、森下通を經、沼田に出張す。翌八日東山道總督府參謀代理祖式金八郎、館林藩の士卒百五十人を率ひ、沼田に入る。沼田の家老月岡造酒之丞、町奉行久米小主水、坊新田木戸に迎へ、本陣は長壽院に定めし旨を通ず。祖式怒つて曰く、我は參謀の代理なり。奚ぞ寺院に入らんや。速に城内に導けと。乃ち鞭を擧げ馬を馳く。戸田・堀田の兵、札の辻に參加し、相共に三之丸に入る。翌九日前橋城主松平大和守の老臣沼田李之丞、士卒百五十を率ひ、城内に來つて祖式に面接を請ふ。出て應接する者無く、去つて城外に泊す。翌日又入城して、三之丸に祖式に接見し、密談數刻の後、士卒五人を從へて、前橋に歸る。祖式東西の國境を視察し、檄を高崎・吉井・伊勢崎・安中・七日市・小幡の諸藩に飛ばし、精兵千二百餘を沼田に集め、十三日高崎方面に向ふ。十七日東山道總督府巡察副使豐永貫一郎・原保太郎、吉井藩の兵を率ひ、沼田に入り、勝善寺に宿す。二十一日兩將、總軍を勝善寺門前に集め、急に入城す。蓋し沼田藩の態度を疑ひしを以てなり。前藩主賴之、兩將と會見し、委曲を說明し、事平靜に

歸す。此時、彈藥三千五百發、雷管四千發を軍用として獻上す。同日兩將は出城して、兵を率ひ三國峠に向ふ。沼田の兵も亦之に先發す。五月一日、其兵沼田に歸着す。數日休養の後、利根郡東入戶倉方面に進軍す。廿二日早旦、沼田藩の斥候四五名、檜枝俣街道に進む。戶田藩の斥候歸來せしを以て、暫く停止せしに、敵襲來して發砲す。乃ち馳走りて宿陣に報ず。時に銃丸宿陣に飛來す。我兵出でて之に應戰す。敵地形を利用して、盛に發砲するを以て、土出村に退却す。同村宿陣の巡察使豐永貫一郞、及び原保太郞は、之を聞いて吉井藩の兵を率ひて來り、之に對抗し、我軍及び吉井藩の兵を休養せしむ。敵は土手村の民家を燒いて、檜枝俣方面に退く。其兵數四五百人なるが如し。此時我兵廣瀨鐵太郞、敵兵の爲めに負傷し、巡察副使より賞賜せらる。六月四日、巡察副使二人、安中・吉井・沼田三藩の兵を率ひ、沼田に班す。其後館林・沼田の二藩、兵を東入に出して警戒す。七月廿六日、藩主賴知洛より歸城す。九月廿一日、會津降伏せしを以て、東入方面出張の兵を還す。明治二年六月十七日、賴知封土を奉還す。依りて家祿千五百十一石を賜ふ。二十日沼田藩知事に任せらる。明治四年七月十四日、沼田藩を廢し、沼田縣を置く。十月岩鼻・前橋・高崎・沼田・安中・小幡・七日市の八縣を廢し、群馬

縣を高崎に置く。（藩翰譜・寛政重修譜・沼田城主略記・上毛及上毛人・人物志。）

源
頼光（中三代）光信―光基―光衡（中十四代）定政―定義―頼行
　頼長
　頼殷―
頼稔―頼凞―定經
　頼寛　定吉　定富　定峯　頼潤　頼功　頼寧　頼之―頼知
　　―定吉
　　―定富
　　―定峯

第二十四項　安中藩

一　井伊（家紋は橘）　（元和元―正保二年）

直勝　初名直繼。萬千代と稱す。直政の長子なり。天正十八年、遠州に生る。慶長七年、遺領を繼ぐ。時に年十三。八年始て家康に謁し、右近大夫と稱す。九年佐和山の城池宜しからざるに依り、彦根城を築かしむ。尾・濃・飛・越・勢・若七國の諸將、工を援く。功成るの後、其城に移り住す。十一年兵部少輔に更む。十九年

安中三萬石を領す

大坂の兵起る時、直勝病に罹る。台命ありて、弟直孝をして、兵を率ひ速に馳參せしむ。直勝、領知上州安中に赴き、碓氷・牧の兩關を警固す。元和元年二月、直勝多病なるに依り、弟直孝に其封地を割かしめられ、直勝は上州の領地三萬石を賜ひ、安中に住し、碓氷・牧の兩關所を預けらる。寛永九年、右近大夫に復す。寛文二年七月十一日、遠州掛川に於て卒す。年七十三。同國周智郡上久野村可睡齋に葬り、雲光院月山了照と謚す。

西尾に轉封

直好　初名直之。大膳、又は萬千代と稱す。寛永九年、兵部少輔に任じ、封を襲ぐ。正保二年六月、安中を更めて、三州西尾城に賜ひ、五千石を加へられ、總て三萬五千石を領す。萬治二年正月、西尾を更めて、遠州掛州に徙さる。二月同國相良領の內、天領一萬石餘を預けらる。寛文十二年正月六日、掛川に卒す。年五十五。大勝院日賴春杲と謚す。寛政重修諸加除封錄。

直勝の姉は松平薩摩守忠吉が室なり。忠吉逝去の後、家康の命に依り、直勝が領地安中に住し、次いで直孝が領地彦根に遷り住す。

系圖　簑輪藩の條下を參照。

安中城二萬石を領す

二　水野（家紋は黒地に澤瀉）（正保二―寛文七年）

元綱　其祖忠分は、水野右衛門大夫忠政が八男なり。（小幡藩水野氏の條下を參照。）信長に屬して、攝津に戰死す。其子彈正忠分長、家康に歸し、尾州知多郡小川を知行し、後三州新城に轉し、一萬石を領す。元綱は分長が男なり。勘四郎と稱す。大和守に任す。後備後守たり。書院番組頭と爲り。元和二年、江州に采地千石を賜ふ。六年父分長、賴房卿に附屬せられ、別に封地を賜ひしを以て、三河の舊領一萬石餘は、之を元綱に賜ひ、舊の采地は收めらる。正保二年六月、封地を上州碓氷・群馬二郡の中に移され、加恩ありて總て二萬石を領し、安中を居所とす。碓氷の關門を管す。此時大番頭を解かる。奏者番故の如し。慶安三年、家綱に附屬せられ、萬治二年、務を免せらる。（一）寛文五年五月十六日卒す。年七十二。江戸牛込天龍寺に葬り、白雲院心源道要と諡す。

元知　三左衛門と稱す。元綱が男なり。信濃守に任す。寛文四年、封を襲ぎ、七年五月二十二日發狂して、自殺せんとして死せず。事台聽に達し、所領を沒收せられ、信州松本城主水野出羽守忠職に召預けらる。後其子元朝、幕府に徵され

て、廩米二千俵を賜ふ。寛政重修譜。加除封錄。

系圖 小幡藩水野氏の條下を見よ。

（一）寛文四年四月、元綱に賜はりし領地目錄は左の如し。寛文印知集。

上野國

碓氷郡之内 三十四箇村

上野尻村 高別當村 新堀村 新井村 中後閑村
下野尻村 原市村 五料村 高梨子村 下後閑村
谷津村 古屋村 原村 國衙村 小俣村
常木村 嶺村 横川村 下増田村 下秋間村
中宿村 簗瀬村 入山村 上増田村 中秋間村
岩井村 江原村 坂本村 小日向村 上秋間村
大谷村 松井田村 土（ひじ）鹽村 上後閑村

高一萬六千四百五十石七斗餘

群馬郡之内 五箇村

石原村 澁川村 金井村 杢村 中村之内

高三千五百四十九石二斗餘

都合二萬石

安中に封ぜらる

古河に轉封

三　堀田（家紋は黒餅の内竪木瓜）（寛文七―天和元年）

正俊　通稱久太郎。正盛が三男なり。寛永十二年、將軍家光の命に依り、春日局の養子と爲りて、大奥に在り、家綱の小姓たり。二十年春日局の卒去に依り、其采地相州高座群吉岡にて、三千石を賜ふ。慶安四年、正盛が領地下總國相馬・猿島・岡田、常陸國新治の四郡にて、新墾田一萬石を分與せられ、下總國守谷に居る。備中守に任ず。萬治三年、奏者番と爲る。寛文七年六月、七千石を加へられ、封地を上州碓氷・群馬二郡の中に移され、安中を居所とす。十年正月、若年寄に進み、延寶六年十二月、武州埼玉、上州吾妻・多胡・甘樂・綠野・群馬・碓氷・勢多、七郡の内にて一萬五千石を加增せらる。天和元年二月、安中を更めて、下總古河城を賜ひ、五萬石を加へらる。此時筑前守に更めらる。十二月連署を免され、大老職に擧げられ、少將に進む。二年正月、和州山邊・式上・添上、野州都賀の四郡にて、四萬石を加へ、都て十三萬石を領す。貞享元年八月二十八日、稻葉石見守正休に刺され、即日卒す。年

五十一。東叡山の圓覺院に葬り、不矜院又新叢翁と諡す。後に淺草金藏寺に改葬す。寛政重修譜・加除封錄。

四　板倉家紋は三巴（天和元―元祿十四年）

重形　足利右馬頭泰氏の二男、澁川義顯、板倉五郎と稱す。其裔八右衞門賴重、三州額田郡小美村に住す。其子好重、松平好景に屬し、永祿四年、吉良義昭と戰うて、之に死す。好重の二男勝重、初め禪僧たりしが、後還俗して、家康に仕ふ。天正十六年、家康駿河の國府に移るに及び、勝重を徵して、町奉行と爲す。慶長六年春、京都所司代に補せらる。元和元年、老齡の故を以て之を辭し、六年許を得て、子周防守重宗其闕に補せらる。承應三年、願に依りて職を解かれ、明暦二年八月、下總

國關宿城五萬石を賜ふ。重形は重宗の二男なり。二郎右衛門と稱す。正保元年六月、始めて采地千石を下野國都賀郡に賜ふ。寛文元年兄重郷が所領の中、攝津島下郡五千石、私墾田千石を分與せられ、併せて一萬石と爲る。三年十二月、叙爵して伊豫守と爲る。十二年三月、大番頭に補せらる。天和元年五月、加恩の地五千石を賜ひ、安中の地に移され、一萬五千石を食む。同時に大番頭を罷む。三年二月、寺社奉行と爲り、貞享元年七月二十六日卒す。年六十四。大圓院機外源用と諡す。

安中一萬五千石を領す

重同　小字は百助、靱負と更む。實は神保主膳元茂が三男にして、重形が養嗣と爲る。元祿十一年十月、小姓と爲り、翌年十一月、叙爵して伊豫守に任じ、十四年四月、昵近を許され、菊之間緣頰に候す。十五年七月、封を奥州泉に移さる。享保二年六月九日卒す。年三十九。祥續院峯□源瑞と諡す。同續藩翰譜編。

奥州泉に轉封

賴重—好重—勝重—重宗—重郷
　　　　　　　　　　　　—重形＝重同—勝清

五　內藤（家紋は下藤の丸）　（元祿十五―寛延二年）

政森（もり） 藤原秀郷の流にして、內藤撿校行俊より出づ。其後世系詳ならず。右京進某、（一に義清に作る。）松平信忠及び清康に奉仕し、三州上野城を賜ふ。岡崎五人衆の一たり。其孫彌次右衞門家長、家康に仕へ、三州吉良の龜井戶にて八千石の釆地を賜ふ。小田原役後、上總國天羽郡にて、二萬石を領し、佐貫城に住す。關ヶ原役、伏見城に戰死す。其子左馬助政長、元和八年、岩城平城七萬石に轉封す。政長の長子帶刀忠興、遺領七萬石を繼ぎ、陸奧國菊多・磐前・磐城三郡にて、二萬石を弟兵部政晴に分與す。政晴高槻に住す。其子丹波守政親、居所を菊多郡泉に移す。政森は政親が男なり。通稱は右近。元祿九年、遺領を繼ぎ、十四年御小姓と爲る。十五年七月、領地を更めて、上州碓氷、作州久米・北條、三郡の內に移され、上州安中を居所とす。寶永二年正月、城主と爲り、安中に城を築く。六年近侍を免されて、雁ノ間に候す。享保四年、奏者番と爲り、十六年務を辭し、帝鑑間に候す。初め右近大夫に任し、後丹波守に更む。元文三年五月十二日卒す。年五十六。江戶三田光臺院に葬り、惣持院大譽得法向山と謚す。

安中城二萬石に封ぜらる

三州擧母に轉封

政里 初名は政能。金一郎と稱す。政森が男。山城守に任し、延享三年卒す。年三十四。大信院單譽候道典山と諡す。

政苗 通稱は金一郎。政里が男。寛延二年二月、上州の所領を三州加茂、遠州周知・榛原、三郡の内に移され、新に加茂郡擧母に城く。因つて土木の資として、金四千兩を賜ふ。丹波守に任じ、明和三年致仕す。寛政重修譜・加除封録。

```
義清┬清長―家長―政長┬忠興……
    │              └政晴(一)―政親(二)―政森(三)―政里(四)―政苗(五)―學文(六)―政峻(七)
    └忠郷┬忠村
         └正成―正成┬忠俊
                    └正成―正俊
```

六　板倉 家紋は三巴　（寛延二―明治初）

勝清 初名は重清。小字百助。重同（前項參照）が男なり。享保二年八月、家を繼ぎ、始めて將軍に謁す。五年冬、叙爵して伊豫守と爲る。十四年六月、大番頭に補

安中二萬石を領す

せられ、十七年八月、奏者番の事を承る。二十年五月、寺社奉行を兼ね、六月少老の職に徙り、佐渡守に更む。延享三年九月、遠州相良を賜りて移る。寛延元年十一月、領地五千石餘を加増ありて、城主に爲され、二萬石を領せしむ。明年二月、上州安中城を賜ひ、内藤正苗に代る。寶曆十年四月、側用人と爲り、從四位下に叙す。明和四年七月、老中に進み、西之丸に事へ、加恩の地一萬石を賜はりて、侍從に任ず。中一年を經て、六年八月、本城の老中と爲る。勝淸大番頭に補せられてより、公に仕ふること凡五十二年。安永九年六月二十八日卒す。年七十五。法名を泰圓院壽山源翁と號す。

勝曉　小字は百助。勝淸が男なり。寛保元年、始めて將軍に謁す。是年叙爵して、伊勢守と爲る。安永五年四月、將軍日光山參詣の時、特に奏者の事を承りて陪從す。九年八月家を繼ぎ、天明三年九月、奏者衆に列せらる。後從四位下に進み、肥前守に徙る。寛政四年七月廿八日卒す。三州幡豆郡貝吹村長圓寺に葬り、瑞圓院寂嚴源運と謚す。

勝意(おき)　勝曉の弟にして、其遺跡を繼ぐ。從五位下に叙し、伊豫守に任せらる。後主計頭に轉ず。文化二年十月十日卒す。長圓寺に葬り、本圓院端翁源相と謚

す。

勝侗　小字は鶴五郎、又百助と更む。勝意の男。從五位下に叙し、伊豫守たり。文政三年八月二十六日卒す。長圓寺に葬り、瑞光院張學源文と謚す。

勝明　小字は鶴五郎、又百助と曰ふ。字は子赫、甘雨、又は節山と號す。勝侗の庶子。文化六年十一月十一日生る。文政三年五月、年甫めて十二歳にして、封を襲ぐ。七年從五位下に叙し、伊豫守に任ず。天保十四年十一月、奏者番に拜す。翌年五月、病を以て職を免ず。勝明學を好み、林檉宇・古賀侗庵を延き、經史を講究す。其加番を以て、大坂に在るや、篠崎小竹・後藤松陰等を召し、盃酒文を論じ、布衣の交の如し。人と爲り英敏伉爽、競奔を喜ばず。諸侯の宴會、逢迎一切を謝絶す。朝請を奉じ、邦政を聽くの餘、終日案に對し、經史を貫穿し、傍ら國乘に及ぶ。尤も譜牒に精しく、又善く文を屬す。著す所、西征紀行・東還日記・中禪寺紀遊、及び文集若干卷あり。嘗て深く慶元以來儒の著述、日に煙滅に就くを惜み、多方搜索し、參伍校訂、以て剞劂に附し、名けて甘雨亭叢書と曰ふ。藩風の遊惰に流るゝを歎じ、改革一新す。幕府の士下曾根某、西洋砲歩操を以て名あり。勝明臣某をして之を擧ばしむ。人咸な之を嗤ふ。已にして外艦屢〻來り、廟議海防を嚴にし、西洋砲

歩操時に行はる。識者始めて其先見に服す。又命じて楮漆及び杉樹を閑曠の地に植ゑ、以て民産を饒にし、橋梁を修め、驛舎を飾り、以て行旅を便にす。其他施設務めて遠大を期せり。安政四年四月十日卒す。年四十九。長圓寺に葬り、智照院英俊源雄と謚す。

勝殷　幼名は金之助。勝明の弟にして、其後を承く。夙に勤王の大義を贊し、明治維新に際して、藩の態度を勤王に定む。次いで藩知事と爲り、廢藩後は東京に移り、華族に列せらる。（寛政譜・勝明行狀・安中小學校長小井戸氏報。）

重形＝重同―勝清―勝曉＝勝意＝勝尙―勝明―勝殷

第二十五項　小幡藩

一　奥平（松平）（家紋は丸に三葵）　（文祿元―慶長七年）

忠明　初名は清匡。小字は鶴松丸。信昌（第五項を参照。）の第四子なり。母は家康の女加納殿。天正十六年、兄家次と與に、家康の養子と爲り、松平氏を賜ふ。時に甫めて六歳なり。文祿元年、上野小幡の地五萬石を賜ふ。慶長四年、將軍秀忠、今

小幡五萬石を賜ふ

の名を賜ふ。五年四月、從五位下下總守に叙任せらる。七年十二月、所領を三・遠二州に轉じて、三河南設樂郡作手に居らしむ。十五年七月、伊勢龜山城に移さる。大坂冬役、命を承けて飯盛山に軍す。夏役、敵を撃つて首級を獲る、都べて七十三級。元和元年六月、大坂城を賜ひ、邑十萬石を食む。大坂凋殘甚しく、忠明心を盡して整理す。屍を埋め骼を掩ひ、城池を繕ひ橋道を治し、郊野を經し、市井を修む。多方勞徠し、拊循する期年にして、農商業に復し、殷賑舊に比す。元和五年六月、三萬石を加賜せられ、郡山に徙さる。大坂城を陞せて、鎭府と爲し、以て畿西四道・二島を管せしむ。寛永五年八月、從四位下侍從に進む。十六年三月、六萬石を加賜せられて、封を姫路城に移す。西海道の探題職に補せらる。前封と併せて十八萬石なり。正保元年三月二十五日卒す。年六十二。天祥院心巖玄鐵と謚す。

忠明は命を承けて長澤家を繼ぐ。子忠弘其後を承く。（野史・藩翰譜・加除封録。）

系圖　第五項宮崎藩奥平氏を參照。

二　水野（家紋は丸に澤瀉）　（慶長七―元和二年）

忠清　多田滿仲の弟滿政の裔なり。滿政十世の小河下野守雅經、尾州智多郡英比鄕小河村の地頭職と爲る。（文永元年卒す。）爾後世々此地の地頭たり。雅經十一世の孫貞守、同國水野と云へる地に住し、水野氏を稱す。貞守の曾孫忠政、三州刈屋を併せて、此に住し、嫡子信元をして、小河城に居らしむ。天文十年、忠政の女を松平廣忠の妻とす。其生む所家康なり。忠政の子頗る多し。末子和泉守忠重、慶長五年七月、加々井彌八の爲めに斬られて死す。忠清は忠重の六男にして、郡山城主水野日向守勝成が弟なり。小字は權十郎。慶長七年、春秀忠に附屬せられて、書院番と爲り、上州小幡一萬石を賜ふ。四月叙爵して、隼人正と爲り、奏者番を兼ぬ。大坂冬之役、忠清が部下と、青山忠俊が部下と先登を爭ひて、死傷せし者多し。戰後二人功を爭ひ、家康の裁斷を仰ぐ。元和二年四月、家康病篤し。乃ち召して、舊領三州刈屋二萬石を賜ふ。寛永九年七月、吉田城四萬石に轉封す。十一年十月、地を加賜せられ、併せて四萬五千石を領す。十九年九月、信州松本城七萬石に徙封す。正保四年五月廿八日卒す。年六十六。江戶小石川傳通院に葬り、

小幡一萬石を知行す

刈屋に轉封す

眞珠院郭譽全忠と謚す。子忠職・忠增・忠顯あり。（加除封錄・寬政重修譜・藩翰譜。）

（源）滿政……中間八代……雅經……中間九代……貞守―堅正―清忠―忠政―信元―忠重―忠清―忠職

三　織田（家紋は窠）　（元和二―明和四年）

信雄　初名は信意、次に具豐と更む。童名は茶筅、三介と稱す。信長の次子なり。永祿十二年、伊勢國司北畠中納言具教が養子と爲る。元龜二年、大河内城に居る。天正二年、從五位下侍從に敍任し、三年田丸城に徙る。次第に昇進して從三位中將に至る。天正十年、信長害に遭ふや、兵を江州土山に出す。是年尾張清須城に居り、尾張・伊賀、及び南伊勢五郡を領す。十二年、秀吉と隙を生じ、援を家康に請ふ。是に於て長久手の戰起る。十五年、正二位内大臣に昇進す。十八年、秀吉の旨に違ひ、國除せられて、下野國烏山に配流せらる。此時入道して、常眞と號す。文祿元年、秀吉の招に依り、肥前名護屋に抵る。是より大坂に住す。慶長五年、石田三成の兵を擧ぐるや、家臣をして、密に畿内の事を下野小山、及び宇都宮の陣營に報ず。大坂夏役、大坂に住す。秀賴援を請ひしも應せず。狀を家康に告

甘樂多胡碓氷三郡の中を領す

げ、急に大坂を去つて、京都に入る。亂平定の後、七月大和宇陀、上野甘樂・多胡・碓氷、四郡にて五萬石を賜ふ。後宇陀郡松山に居住を定めしも、常に京都北野邸に住す。寛永七年四月晦日卒す。年七十三。紫野大徳寺中の摠見院に葬りて、徳源院實巖貞公と謚し、分骨を上野國小幡崇福寺、及び大和國室生山に葬る。

信良　小字は勝法師。因幡守・兵部少輔・侍從・左少將。父が所領の中、上野甘樂三十六箇村。・多胡村一・碓氷村一　三郡の中、二萬石を賜ひ、甘樂郡小幡に住す。後父に代つて江戸に參覲す。寛永三年五月十七日卒す。年四十三。小幡崇福寺に葬る。

信昌　百介と稱す。信良が男なり。寛永二年、小幡に生る。三年遺領を繼ぎ、年尚幼少なるを以て、信雄が命により、叔父出雲守高長、後見と爲る。信雄卒するに及び、其所領大和宇陀郡三萬千二百石を高長に賜ふ。十六年因幡守に任ず。二十年仰を受けて、上州館林城を守衞し、正保四年、常州下館城を戍る。慶安元年、從四位下兵部大輔に更む。三年七月九日卒す。年二十六。寶泰院節巖英忠と謚す。

信久　内記と稱す。實は高長が四男にして、信昌が養子と爲る。大和松山に生る。寛文元年、館林城を守衞す。元祿五年、侍從に進み、越前守に更む。正德四

年七月八日、小幡に卒す。年七十二。凌雲院峻巖維峻と諡す。

信就（のぶなり） 帯刀と稱す。信久が三男なり。元和七年、美濃守に任ず。正德四年、從四位に叙す。享保七年、侍從に進み、十六年六月十日卒す。年七十一。乾瑞院亨巖元貞と諡す。

信右（のぶすけ） 左膳と稱す。信就が男なり。若狹守に任じ、父の遺領を承く。次いで從四位下兵部大輔に叙任し、寶暦十二年八月十八日卒す。年五十。桃溪院仙巖宗壽と諡す。

信富 初名は長英。靫負と稱す。信就が七男なり。享保八年、小幡に生る。信右の嫡子、父に先ちて死せしを以て、其嗣と爲る。和泉守に任ず。明和元年六月七日卒す。年四十二。南溟院搏巖宗翼と諡す。

信邦 五百八と稱す。實は織田對馬守信榮が四男にして、信富の養子と爲る。遺領を繼いで、美濃守に任じ、明和二年六月、始て領地に赴くの暇を賜ふ。四年八月、是より先家臣吉田玄蕃、處士山縣大貳と會し甲府・箱根等の要害を論ずるの風說あり。幕府之を知り、信邦をして彼を糺問せしめしに、信邦の處斷頗る緩漫なりしを以て、是に至つて信邦に隱居の上、蟄居を命ず。天明三年二月八日卒す。

年三十九。法名了然。

信浮　八百八と稱す。實は織田對馬守信榮が五男なり。明和四年、信邦蟄居を命ぜられし時、曾て信浮を假に養子と定めしを以て、終に信邦が名跡とし、更に二萬石を賜ひ、小幡を更めて、陸奥國信夫、出羽國置賜・村山の三郡中に移され、四位常任及び國持家格を褫はれ、同族山城守信舊・丹後守輔宣が家格と同じかるべきを命ぜらる。五年出羽國置賜郡高畠を居所と爲す。安永元年、越前守に任じ、四年左近將監に改む。　加除封録・重修譜・野史。

小幡を轉じ高畠に移る

（一）寬文四年四月五日、信久に與へたる朱印に據れば、甘樂郡の内三十六箇村一萬七千九百九十五石四斗餘。多胡郡の内長根村千四百二十四石五斗餘。碓氷郡劍崎村五百八十石。都合二萬石前々の如く領知せしむとあり。其甘樂郡の村名は左の如し。

小幡村	國峯村	左京分村	岳村	原村
金井村	善慶寺村	八木連村	諸戸村	下丹生村
天引村	後村	十二村	菅原村	上丹生村
白倉村	大島村	中里村	上小坂村	宇多村
福島村	高瀬村	古館村	中小坂村	
星田村	田嶋村	行澤村	下小坂村	
田篠村	黒川村	大牛村	中澤村	
轟村	下高田村	八城村	蚊沼村	

（二）信邦弱冠にして、敏慧學を好み、吉田玄蕃を寵用して、老臣の首に置く。玄蕃其知遇に感激して、益勤格に勵む。乃ち弊政を釐革し、賦課を輕くし、士民の輿望一身に鍾まる。殊に文學兵法を講じ、良師友を求むるの結果、山縣大貳と相交るに至る。當時大貳の名聲、府下に嘖しく、諸藩士の入門する者益多し。初め長澤町の自宅に開講せしが、多數の聽講者を容るゝに難く、駒込高林寺の座敷を借用して、毎月三回講を繼續す。嘗て講了り、諸子閑談の際、英雄の戰略より諸國の要害を論じ、甲府城の批評に及ぶ。大貳素より甲府の地理に通ず。乃ち所說の實例として、甲府城湟の形勢、及び武器の數量、攻守の方策等を擧ぐ。藤井右門も席に在りて、北國・中國・西

海の諸地方を漫遊し其見聞する所を例として、城攻・繩張等の方略を陳述す。猶又談は進んで、江戸城を例として、城攻の談に及ぶ。時に論ずる者あり曰く、江戸城は將軍の居城として、天下の精鋭を以て守る時は、如何なる名將も之を陷るゝこと難からんと。大貳曰く、之を陷るには、唯一の法あり。南風に乘じて、火を品川の民家に縱ち、以て之を攻む可しと。是等の擧例は、單に一場の閑談に過ぎざりしものなりしが、圖らずしも此漫言にて、遂に奇禍を售ふに至りしなり。此頃織田氏領內小幡の崇福寺第十三世梅叟、退隱江戸に住す。嘗て玄蕃の紹介にて、大貳の門に出入して、儒佛に關する質疑を爲す。偶〻席に臨み、上記の城攻談を聽き、心竊に恐怖を懷く。玆に同藩用人松原郡太夫と云ふ者、來つて梅叟に語つて曰く、吉田玄蕃は大貳を君公の師範に聘せんと盡力中なりと。梅叟愕いて、告げて曰く、大貳は將軍家を恨む所あり。彼が隱謀測り難し。之を遠ざくるに如かずと。郡太夫以爲らく、玄蕃も亦大貳の非望に與し、君公をも誘はんとの企圖ならんと。是に於て密に信邦の實父信榮に告ぐ。信榮乃ち郡太夫をして、他の諸老と計り、事を未漸に防ぐの方法を講ぜしむ。乃ち吉田玄蕃を執へて、之を邸內に監禁す。時に明和三年十二月十二日なり。大貳の門人桃井久馬・佐藤源太夫の二人、老中松平武元(館林城主)の登中を待受け、途に直訴す。同門の醫宮澤準曹・禪僧靈宗の二人も亦、之を町奉行依田豐前

守に出訴す。幕府此四人を捕へ、訴狀を披見せしに、要は大貳・右門・玄蕃等主謀となり徳川を倒して、王政復古の業を肇めんとすと云ふに在り。是に於て訴狀に記す所の嫌疑者は、悉く捕へらる。織田家にては密に事を處せんとして、玄蕃を幽せしが、關係者は皆幕府に召致して、漸次調査せられしに、郡太夫が機會を利用して、玄蕃を陷れんとせし形迹明なりしに依り、明和四年八月二十一日、關係者一同に各罪の宣告ありたり。

織田信邦名代織田主馬。公儀へも申立てず、吟味延引に及びしは不埒なり。依つて信邦隱居仰付け、蟄居申付る。

高家織田信榮名代由良播磨守。不埒の事を篤と糺す可きに、等閑なる取計ひ不行屆無念の至なり。依つて役義召放し隱居仰付る。

家臣吉田玄蕃（三十六歳） 信邦重き存意ありて、職祿並に居屋敷取上げ、蟄居申付けし由、大貳と出會せしは他に譯合無きにより、構ひ無し。

在所家老津田頼母（七十一歳） 江戸詰關野定右衛門（五十五歳、吟味中死去） 用人松原郡太夫（四十九歳） 用人津田庄藏（三十六歳） 柘植源四郎（四十三歳、在府年寄役） 吟味も致さず、主人を蔑にし、殊に右始末より、主人の不調法と爲り、既に主君へ度々の御下問もありたる上は、重々不屆の始末につき、重追放申し付る。

崇福寺隱居梅叟五十一歲大貳が事を郡太夫へ申聞け、且其事を家老用人にて書留め、列座の處にて讀み聞かせしに、相違なき旨を答へしなど、不屆につき、輕追放申付る。

山縣大貳四十三歲渡世又は藝術の勵みの爲め、門弟に對し、兵亂或は變事の際、實効を顯すべき心得ある可しと說きしは、兵亂を好むの理に當り、且つ甲府城の武器員數を知れるに任せ、之を口外し、熒惑星心宿に入れるは、兵亂の兆たる事を古書に依りて說き、上州に百姓一揆のありしを、其兆證と稱し、當時は禁裡の行幸をも禁じ、幽閉同樣の由を雜談し、堂上方の故實に背ける趣を、著書に發表し、或は兵學の講釋に當り、甲州其他見聞の地利・地名・城々に引當て、要害の場所を例に用ひしことは、恐多き不敬の至、不屆至極につき、死罪申附くる。

藤井右門四十八歲大貳が甲府城要害へ引當て、兵學を評議せしを、道理分明せりと云ひ、且つ四年前、彗星心宿に入る旨、古書に依りて、兵亂の兆となし、百姓少しく騷擾せしを、其實證と大貳をして云はしめしに、兵亂何れに萠すべきや測り難きよし、甲府要害宜しきも、武田勝頼の攻破られし時の如くせば、城乍ち陷るべく、都て火矢は風上よりするものなれば、南風の時、品川邊より發射すべき由、或は甲府の繪圖に引當て、軍法を論じ、又江戶城は西方に弱點ありて、若し右門攻伐せば、東方要害堅固の場所より攻むべしと云ひ、勿論叛逆などは無からんも、一體大貳を信仰し、

て、兵學を論談し、或は合戰の法を過言せしより、自づから戰鬪者の所信を以て、此上も無き恐多き雜談に及びしは、不敬にて不屆至極につき、獄門申付る。

竹内式部（五十歳）藤井右門反逆一味の者なりしとの訴人ありしも、其方は大貳・右門は知人にて無く、疑はしき筋は無し。然し先年京都にて重き追放に處せられ、京都は御構場所にて有りしを、住居さへ致さずば宜しからんと解し、京都へ立入りしは不屆につき、遠島申付くる。

大貳兄山縣齋宮。嚮に死去せし百姓市郎右衞門株を相續し、人別帳も其名を記したる上は、百姓と成れるなるに、他國へ赴きし時は、前名山縣齋宮と稱して帶刀し、且又弟大貳が兵學講釋の際、不敬の例を引きしを苦しからずと差置き、注意もなく捨置きしは、不屆につき、中追放申付く。

其他宮澤・桃井・佐藤・禪僧靈宗の四人は、臆病にて禍の其身に及ばんを恐れ、針小棒大の訴狀を上りし旨を責めて、寧ろ死罪に相當す可きを、特に宥免して、三日晒の上、遠島に處せり。其他門人は差構無しとの命に接し、事全く落着せり。大貳は同年八月二十二日を以て、處刑を受け、門人小泉養老等、其遺骸など受けて、四ッ谷全德寺に葬る。右門は斷罪に至らずして牢死し、式部は三宅島に謫せられて、同年十二月五日病死せり。（町田柳塘氏著山縣大貳・勤王烈士傳・史籍集覽。）

甘樂郡小幡に封ぜらる

四　松平（奥平）家紋九曜　（明和四―明治初）

忠恒　明和四年閏九月、上里見を轉じて甘樂郡小幡に徙封す。詳細は第十九項篠塚藩を參照。

忠福　幼字は幸太郎。忠恒の男なり。寛保二年十二月廿六日生る。寶曆五年四月、始めて將軍家重に謁す。六年十二月、敍爵して釆女正に任ず。明和五年十二月、遺領を襲ぐ。世々帝鑑間に列し、上野國甘樂・多胡・碓氷の三郡の中に於て、二萬石を領し、小幡に住す。八年六月、始めて領地に往くことを許さる。是より先き世々定府たり。安永三年十二月、奏者番頭に更む。十二月西城の若年寄に進み、六年十月、本城の勤と爲る。八年四月、病を以て職を辭す。寛政十一年五月廿二日卒す。年五十九。向島の弘福寺に葬り、卽是空院織月幽閑と謚す。

忠惠　幼字は初之助、次に內膳と改む。敍爵して內膳正、後宮內少輔、其後玄蕃頭と爲る。釆女正忠房が男。忠房父に先ちて卒せしを以て、忠惠、嫡孫承祖と爲り、寛政十年三月、始めて將軍に謁す。時に年十五。天保九年八月、若年寄と爲り、

嘉永元年十月、城主格に進む。七年十月致仕して、老を告げ、文久二年二月二日卒す。年七十九。實相院轉心如幽と謚す。

忠恕　初名忠愼。小字は鏻三郎。叙爵して大藏少輔、後攝津守と爲る。忠惠が男。文政八年八月七日、江戸に生る。奏者番兼寺社奉行を以て明治維新に至る。其後小幡藩知事たり。明治六年、日光宮司に補せらる。其後子爵を授けらる。又東京府學務委員と爲り、貴族院議員に選ばれ、位は従三位に至る。明治三十五年五月廿一日卒す。年七十八。弘福寺に葬り、莊嚴院忠恕慈謙と謚す。寛政譜・小幡小學校々長報。

忠明―忠弘―清照―忠雅……〔武州忍藩〕
―忠倫[一]―忠曉[二]―忠恒[三]―忠福[四]―忠房[五]―忠惠[六]―忠恕

第二十六項　伊勢崎藩

一　稻垣（家紋は囊荷丸）　（慶長六―元和二年）

長茂　清和源氏の支流にして、遠祖稻垣三郎重泰、伊勢に住す。其後裔某、三河

に來り、牛久保に居る。藤助重賢に至り、享祿元年、三州吉田の兵來り攻むるの時重賢防戰して、產女塚に死す。其子藤助重宗、牧野成定に屬し、屢〻軍功あり。今川氏眞、之に感狀を與ふ。長茂は重宗の子なり。平右衞門と稱す。牧野成定に屬して、數〻戰功あり。氏眞書を成定に贈つて、長茂が軍功の無双なるを賞す。永祿八年、成定家康に屬するに依り、長茂等五人、岡崎に徵されて、御家人に列す。九年成定卒して、其子康成繼ぐ。康成年尙幼なり。乃ち長茂を選びて、之を附屬せしむ。天正三年、遠州諏訪原城を攻取り、松平家忠及び牧野康成をして、之を戍らしめ、長茂を副とす。武田氏に對して、守城八年に及ぶ。蓋し康成が家に長茂あり、家忠が家に松平康親（周防守）ありしを以て、目的を達するを得しなり。天正十年、信長京都に弑せらるゝや、時に長茂駿州興國寺の戍に在り。部下伊賀・甲賀の士を呼びて旅賚を與へ、各〻國に就いて父母妻子の安否を訪はしむ。彼輩大に其厚志に感銘し、家康三河歸還の日、忠節を盡し、奉公を抽づ可きを誓ふ。是歲德川氏、北條氏直と甲斐國新府に對陣す。長茂、天神川古城（足高山麓）を修理して、之を衞り、以て相州に備ふ。後康成に屬して、豆州柾戶砦を戍り、以て韮山に備ふ。十一月氏直、和を請うて軍を班す。長茂乃ち命を請けて、柾戶より駿州長久保に抵りて、之を

山田勢多二郡を知行す

伊勢崎一萬石に封せらる

守衞す。小田原の役、牧野康成先鋒第二陣たり。山中落城の際、長茂後陣に在りしも、遂に突擊して敵の退路を遮り、斬獲頗多し。六月小田原城篠曲輪、我軍死傷多し。家康乃ち長茂を召して、軍に赴き、之を督せしむ。長茂士卒に先立ちて、仕寄を附く。諸軍皆之に從ひ、是に於て我軍負傷するもの寡し。既にして諸軍、篠曲輪に突入す。長茂、士卒約百人を率ひ、井伊直政に踵ぐ。乃ち士卒を勵まし、溝を穿ちて水を流し、船材を架して軍を通ず。後家康之を聞き、大に其行動に感ぜりと云ふ。長茂鬚髯長く生じ、常に朱具足を着す。家康戰地に於て彼を呼ぶに、長鬚、或は朱具足を以てす。八月家康關東に入國し、長茂を麾下に加へ、野州足利、上州山田（二）・勢多の三郡に、采地三千石を賜ふ。慶長五年、上杉景勝征討の際、命を承け、牧野康成が大胡城を戍る。六年十月、家康伏見より江戸に歸るの時、長茂をして伏見城番と爲す。是歳加恩ありて、上州佐位郡にて、一萬石を領し、伊勢崎に住す。十二年復命を蒙り、伏見城を戍る。十七年十月二十二日卒す。年七十四。伊勢崎天增寺に葬る、天增寺快岩常慶と謚す。（天增寺は長茂が開基に係る。）

重綱　初名は重種。平右衞門と稱す。攝津守たり。慶長十七年、父長茂が遺跡を襲ぐ。大坂夏之役、酒井家次に屬し、五月七日の戰、後陣に備へしが、先鋒松平

越後藤井に轉ず

康重が軍、危態に瀕せしを見て、重綱進み戰ひ、白幌掛けたる武者一人を討つ。此時重綱が隊獲る所の首二十九級。元和二年十二月、一萬石を加へられ、領地を轉して、越後國刈羽郡の中二萬石を領し、藤井に住す。六年十二月、蒲原郡にて五千石の加恩あり。同郡三條を賜ふ。九年大坂定番と爲り、慶安元年、大坂城代に進み、次いで之を辭す。四年十二月、封地を三州苅屋に移され、承應三年正月八日卒す。年七十二。法性院光岳宗本と謚す。（寛政重修譜・加除封錄・地名辭書。）

重賢―重宗―長茂―重綱―重昌―重昭―重富―昭賢＝昭央―長以＝長續……

（一）山田郡誌に、小平村稻垣平右衞門知行所と見えたり。

二　酒井（家紋は丸の内に劍酸漿草）（天和元―明治初）

伊勢崎二萬石を分與せらる

忠寛　小字は岩千代。雅樂頭忠清が第二子なり。寛文六年生る。母は姉小路大納言公景が女。延寶三年、始めて將軍に謁し、六年冬、叙爵して下野守と爲る。天和元年二月、父が所領上州佐位・那波二郡の內にて、二萬石を分與せられ、伊勢崎に治す。二月菊ノ間の廣緣に候す。諸見附門番・大坂加番・日光祭禮奉行等に歷事

天明中淺間山噴火す

す。元祿十一年四月、新田大光院の堂塔修造に與れるを以て、家臣物を賜はる。元祿十六年十一月八日卒す。年三十八。前橋龍海院に葬り、諡して顯崇院雄安泰英と曰ふ。

忠告 小字は森之助、監物と更む。實は西尾隱岐守忠成が五男にして、元祿二年、遠州横須賀に生る。寶永元年二月忠寛の後を繼ぐ。三年土岐頼泰罪ありて、召預けらる。四年冬、叙爵して信濃守と爲り、後下野守に更む。延享四年六月、大坂定番と爲り、寶暦元年秋、奏者の事を承り、八年六月職を辭し、十三年夏致仕し、明和四年七月十九日卒す、年七十五。江戸淺草崇福寺に葬り、天戒院彌山觀高と諡す。

忠溫(はる) 小字は三郎助。元文二年、前橋に生る。實は酒井雅樂頭忠恭が四男にして、寶暦元年、養はれて忠告の嗣と爲る。寶暦元年冬、始めて將軍に謁し、叙爵して駿河守と爲る。寶暦十三年、家を繼ぐ。天明三年七月、淺間山噴火し、熔岩流れ、降灰利根川を壓す。之が爲めに害を被るもの、河沿の村々三十餘、家數凡四千、人數三萬五千餘、牛馬數を知らず。眞に古今未曾有の大變事なりき。是に於て伊勢崎藩は、急に賓師小松原醇齋を江戸より招き下し、浦野神村を大變取鎮方、常見詰齋(督學の條を參照。)を同下役とし、其事に當らしむ。乃ち八月代官後藤勝左衛門及び

打毀しの開始と伊勢藩の防禦

下山茂左衛門の職を罷め、浦野神村を郡奉行添役に、五十嵐茂右衛門を代官に、常見浩齋を並供番郷方元締に補せらる。是月村々（伊勢崎領以外）の高札場に張紙せしものあり。其文に曰く、「來る十日前橋二た子山へ可ㇾ來。若し不參の村々は打潰候。」是に由りて二子山に來集せし百姓、數萬人に及ぶと云ふ。其首魁の曰く、穀商買占を爲すを以て、秋作不稔の上に、穀價日に上騰し、萬民之に惱む。故に買占を爲すの穀商等を打壞す可し。又酒屋・質屋、其他心得宜しからざる者も、人を苦むる事なれば、此際打壞す可しと。是に於て所々に五軒三軒と打壞を實行せし者あり。本州にては、前橋・安中・高崎・小幡、其他所々に行はれ、物頭、足輕を率ひて警戒する藩もありしが、多數の暴民に對抗する能はず、傍觀して制止するものなかりき。此暴擧は最初は規約ありと見え、罪なき家は隣家たりとも犯すことなかりしに、奸惡の者其騷動に乘じて、財物を掠奪し、終に無罪の富家をも打壞すに至れり。伊勢崎領にては、十三日の夜、四五百の暴民那波郡力丸村の富豪羽鳥氏を襲ふ。時に夜警の士抵り見し際、彼等が「是より今村中澤新左衛門の家を毀す」と云ふと聞きて、復命す。是に於て城中にては、太鼓を打ちて藩士を召集せしに、集る者僅に七十餘人、外に足輕六十計なり。乃ち之を二手に分ち、伊丹城市兵衛・關此面、之

を率ひ、今村に發向す。常見浩齋は暴徒波志江村に來ると聞き、百姓を集めて防禦せしめんとし、之に赴く。而して此夜暴民は波志江に來らざりき。依りて黎明歸途、善應寺前を過ぎしに、陣太鼓の音聞えしを以て、伊勢崎城下に逼るに非ずやと思ひて、馳歸り、城内の館前に至り見れば、關重巍・重田藤右衞門等、皆火事羽織にて控えたり。扨て暴徒は今村にも襲來せざりしを以て、市兵衞・此面は歸來せり。十四日重田藤右衞門を以て、急を江戸の藩邸に告ぐ。依りて大橋順藏以下十六士歸藩す。是に於て防禦の人數は六手と爲れり。即ち左の如し。

一番　士鐵炮御組下御徒士　浦野仁右衞門(神村)

二番　御足輕三十八人三匁五分　御者頭　石原六郎右衞門

三番　鐵炮其外武藝心得候百姓皆得物を持たせ、三十四人外に頭　小役人　原小太右衞門　大林瀧右衞門

四番　御家中二十歳より三十歳までの壯士三十人、鐵炮槍組合、大筒も有之哉　關　此面([illegible])

五番　江戸より加勢に來る人十七人　頭　大橋順藏

六番　相殘候人幾らか　關　助之丞(謙齋)

中間陪臣まで凡三百人と云ふ。

十月十八日、村々の高札場へ札を建つ。其文に曰く、

近頃御法度の徒黨をなし、所々人家を打潰事有レ之、領分へも入込可レ申哉と風聞有レ之候。遺恨も有レ之候ハヾ、其筋へ可レ申達處、無二其儀一候ては、盗賊の荷擔の様に相成候間、萬一斯様之儀も於レ有レ之者、領分の者は不レ及レ申、他領の人たり共、了簡可レ致事に候。たとへ横猥に領分へ踏込横行有レ之候ハヾ、止事を不レ得、飛道具を以て討取可レ申候。たとへ横行の人たり共、打殺候事も痛しく候間、領分の者は不レ及レ申、他領の人たり共、能々心得、筒先をまぬかれ候様ニ可レ致候。

十月　　　　　　　　　　　伊勢崎役所

代官役所は代官五十嵐茂右衞門宅なり。事務繁多にして、平年に比して十倍二十倍に至る。是を以て朝門を開けば、直に村役人願事に出で、夜四ッ時十時午後役所終り、從つて奉行へ申立つる事も、四ッ過より出願と爲る。遅く出頭せし者は、願事翌日に廻るを以てなり。受付の口も一方には足らず、兩口を開き、手代を二人づつ兩口に配して、受付けしめ、代官中央に居て、兩方共に之を聽き、手代は其數十人なれば、交替して食事を取り得れども、代官は一人なれば、晝食の膳を見ながら、箸を取らざる事多し。此際代官は論語一冊を懐中せしも、一字だも讀む暇は無し。

但し論語懐中の事は、學問氣を放さず、素人の氣象にならぬ手段なりと。夜四ッ時よりは、代官と郷方元締常見浩齋と交替に、手付五人づつを引連れ、町廻りを爲す。一手歸れば、一手出づ。四ッ時午前四時まで約九回巡回す。斯の如くして手附に至るまで、一同疲勞して、終に巡回を四回に減じたり。下山茂右衛門代官の時は、百姓・村役人甚だ氣を立ちしも、罷免の後は、人氣稍〻和らぎたり。されど百姓の困難は、未だ全く取り去られたるに非ざれば、人氣全く穩和と云ふには至らず。尚武州所々に打毀行はれたり。是に於て幕府は十一月中旬頃より、普請方を遣はし、御救普請を始めたり。卽ち川浚・築堤等なり。上州にては吾妻川・利根川・烏川等の工賃、一人につき永十七文を給したれど、一人にて四五人分を稼ぐものありて、四五百文より七八百文までを給せらるゝに至りしを以て、人氣は大に鎭靜したり。

其後代官役所にては、村々の穀物を軒別に檢せしに、漸く翌四年三月までを支ふるに過ぎざりしを以て、境町の穀商の敏腕家二人を選び、之に命じて曰く、他地方より麥を買出し、之を境町と伊勢崎町とにて賣出す可し。但し債賣は之を禁じ、小賣とす。成る可く之を廉賣し、少々の利得にてもあらば、汝等の所得とすべし。若し損金あらば、之を補給せんと。又藩侯にても麥を買入れ、少々にても有

錢の者には、之を廉賣し、全く無錢者には賑給す。常見浩齋此職を擔當し、爾來百姓にして貯穀を他領に賣出すことを禁せり。時に窮民の麥を代官所に請ふ者多く、一々文を公簿に記すの暇なし。況んや代官より郡奉行に申立つる事をや。されば伺を經て施行す可き事も施行したる後、申出たる事多し。浩齋曰く「麥を帳に記出し申筈に御座候へ共、取込故記落し多かるべく候。若し御勘定不足仕候はゞ、私（浩齋自身を云）、屋敷畑も少々御座候故、相拂御勘定可仕。」浦野曰く、無帳面にて申立つ可しとて、爾後浩齋の云ひし如くなれり。後に至り浩齋より渡しありし麥請取證を、役所に持參すべきやう村々に觸れ、其證を蒐集せしに、勘定は却つて二兩を剩せり。是れ石餘剩ありしが故なりとぞ。此頃東新井村名主與惣右衛門、我が餘分の麥十俵、外に村民の賣麥三俵を買取り、併せて之を備荒儲蓄となさんことを代官役所に出願す。是より村々の百姓等、餘す所の麥一斗二升以上、富民は四十五俵までを、名主に差出し、麥熟の時まで、窮民數百人に之を貸與せしむ。或は年賦に取立てんとし、或は平年の直段にて取らんと云ふもあり。下植木村定右衛門は、其家族粥を食して、穀物の餘剩を見、之を窮民に與ふ。又大正寺村市平なる者は、心付かず賣りたる麥を買戻し、我名を匿して、名主に送り、之を窮

常見清齋島村の暴民を鎭撫す

民に頒たしむ。又名主より富民に說き、手當麥を儲藏せしめたる者あり。是に於て伊勢崎領は、饑餓に陷るもの無かりき。是等善行の者には、四年五月末に行賞あり。中に苗字御免、宿札を賜はりし者四人なりき。館林藩にては、伊勢崎藩の領內平靜と爲れるに就いて、如何なる政治を敷しやと不審を懷き、人をして之を問はしめしに、藩は役人をして大畧を記さしめて、之を送れりと云へり。

四年三月、那波郡中島の村民、及び境の町人、來りて郡奉行に告げて曰く、島村(中島は利根川の北岸、島村は南に在りて相對す。)の民、多數黨を爲し、境町に來りて云ふ。當地の穀商等、米麥五千俵を江戶に輸せんとす。此窮狀の際、穀を他國に出すは、近鄉をして窮地に陷るものなり。我等彼の積荷船を平塚(中島の隣村)前に拘留す。冀くは直に之を裁せられんことをと。猶彼等は酒店に闖入して、酒を飲み、小間物店を脅して、手拭を切らせ、暴狀極りなしと。清齋部下を率ひて、中島村に抵り、八兵衞なる者の家に憩ふ。既にして島村の頭取二人來り、八兵衞を詰して曰く、近時穀物日に減し我等饑死に瀕んとす。而して汝何が故に穀を江戶に輸するや。八兵衞答へて、「左樣なる事は致さず」と。頭取曰く、「イヤ左樣には云はせず、平塚の前にて船を留置きたり」と。清齋以爲く、近時の所謂打毀しは、頭取の一兩人來りて、先づ主人と

論じ、非を理に枉げて、彼を屈せしめたる後に實行す。若し八兵衛にして辭屈せんか、直に打毀さるゝに相違なし。八兵衛及び問屋井上十兵衛の二人を縛して、伊勢崎に送り、我等彼頭目が對手と爲りて、論ずるに如かずと。乃ち命を傳へて、二人を縛し、下吏を附して、帳簿と共に之を伊勢崎に送る。浩齋頭取に向つて曰く、去年以來、百姓困窮せるを以て、穀の輸出を禁ず。然るに彼二人、此禁を犯さんとす。島村の民船を拘すること莫りせば、此穀を他國に逸せしならんに、幸に汝等の力に依りて、厄を免るを得たり」と。頭取之を聞いて、辭色稍解け、曰く、此倉庫藏する所のものも亦穀なり。今島村の民困窮甚し。冀くは此俵物を悉く貸與あれと。浩齋答へて曰く、八兵衛・十兵衛に帳簿を添へて、伊勢崎に送れり。役所より下げ渡し無くば、此穀亦八兵衛が有に非ず。故に我等の取計ひにて、貸與するを得ずと。頭取曰く、島村の民困窮して、食ふに物無し。願くは此中より少量を貸し給へと。浩齋答ふる所前の如し。彼曰く、然らば二三日の食を賣出されよ。是最後の願なりと。此時島村の民、多數隱に屯集して、戸破目板を敲きて、脅迫す。浩齋との問答も、一事毎に此衆と相談して、述べたるなり。浩齋曰く、賣るも貸すも役所より下らぬ内はならず。役所より下りなば、何れとも致させ申す

可しと。此時浩齋謂へらく、是れ手切れの辭なり。故に彼若し多數來つて物置を破らんか、直に三五人を討殺して而る後鬪死すべしと。暫くして島村の名主來りて、漸く彼等を鎮撫し、河を渡りて歸村せしめ得たる旨を告げしに依り、浩齋等も此地を徹退したり。伊勢崎領は、やがて平靜に歸し、五月六日には、浦野を功第一とし、石原六郎右衞門・關助之丞・關此面・常見浩齋・五十嵐茂右衞門・伊丹城市兵衞等、皆夫々に行賞ありたり。

天明七年三月、侯致仕し、牛眠と號す。享和元年正月五日卒す。年七十五。島高院と諡す。忠溫、常に茶事を嗜み、專ら松浦鎮信翁の遺風を慕ひきと云ふ。三男忠輔は放浪に生涯を送る。十返舍一九の作、道中膝栗毛は實に忠輔の原作なりと云ふ。（精しくは文藝の條に述べたり。）

忠哲　小字は春司（はるじ）、次に與太郎と改む。明和五年生る。忠溫の男なり。天明六年、始めて將軍に謁し、七年二月、封を襲ぐ。是月十八日、敍爵して下野守に任す。後駿河守に更む。諸役向前代に同じ。文政二年七月十九日卒す。年五十二。天眞院と諡す。

忠寧　小字は與八郎。忠哲が男なり。文化二年、敍爵して信濃守と爲る。諸

役向、前代に同じ。文化十四年八月十六日卒す。智勝院と謚す。

忠良（かた）　忠寧が男。文化七年、家督を繼ぎ、叙爵して伊賀守と爲る。勤務前代に同じ。天保五年十月廿一日卒す。雲昇院と謚す。

忠恒（つね）　實は忠寧が二男にして、天保二年、忠良が後を承く。叙爵して出雲守と爲り、後志摩守と更む。諸役向前代に同じ。嘉永五年二月、致仕して、本所表町に幽棲し、黑水庵・培堂・寸舛等の雅號あり。慶應四年六月十四日卒す。柳鳳院と謚す。

忠強（つよ）　忠恒が男。嘉永四年四月、家を繼ぎ、叙爵して下野守と爲る。諸役向前代の如し。文久三年、異國船渡來につき、警衞役を命ぜらる。元和元年、浮浪の徒の暴行に備へんが爲め、世良田村東照宮・芝增上寺山內の警衞を命ぜらる。明治元年三月、總督府宮下向につき、東京を發して、領地に向ふ。同月東山道の賊を親征せんとし、先鋒總督府宮の發向あるや、忠強金千兩、米五百俵を軍用として獻上す。四月沼田藩應援として、一小隊を出兵す可き命あり。越後國六日市に進軍し、同藩と交番して、兵糧輸送、並に軍監陣營・兵粮炊出を勤む。六月休兵につき、歸藩す。明治四年三月、東京に移住す。十八年四月廿日、特旨を以て正五位に叙せ

七日市に封せらる。

られ、六月十四日卒す。祥雲院と諡す。

忠彰　忠强の子なり。明治元年十二月、叙爵して下野守と爲る。二年六月、伊勢崎藩知事に任せらる。高十一分の一、即五百五十一石を賜ふ。四年七月官を免す。十七年七月、子爵を授けらる。二十年冬、正五位に叙せらる。二十三年七月、貴族院議員に當選す。廿五年七月從四位に叙せられ、廿九年七月、正四位に進む。同月卅一日卒す。彰德院と諡す。（酒井家系譜・佐波郡誌・日本及日本人。）

忠清―忠擧……（姫路藩）
　―忠寛―忠告―忠溫―忠哲―忠寧―忠良―忠恒―忠强―忠彰（子爵）

第二十七項　七日市藩

前田（家紋は寄梅輪内）　（元和二―明治初）

利孝　孫八郎。前田利家の五男なり。大和守に任ず。大坂兩度の役、將軍秀忠に從軍す。元和二年二月、上州甘樂郡の内にて、一萬石餘を賜ひ、七日市に住す。寛永三年、家光上洛に供奉す。十四年六月四日卒す。年四十四。江戸神田吉祥

寺に葬り、慈雲院貞翁宗智と諡す。後駒込に移る。

利意　初名は利豐。右近と稱す。利孝が男。右近大夫に任ず。寛永二十年命を奉じて上州館林城を戍る。貞享二年四月二十八日、七日市に於て卒す。年六十一。彼地高尾村長學寺に葬り、靈雲院桃岳宗悟と諡す。(二)

利廣　宮內と稱す。利意が男。元祿元年五月、植村政明罪ありて召預けられ、六年三月之を宥さる。七月九日、七日市に於て卒す。長學寺に葬り、鶴性院然山宗廓と諡す。

利慶　右京。利廣が男。元祿六年、父の遺領を襲ぐ。是歲松平日向守忠之が城地を收めらるゝに依り、十二月命を蒙り、下總古河城を戍る。八年九月七日卒す。年二十六。長學寺に葬り、超玄院楚雲萬里と諡す。

利英　隼人。實は利廣が二男。元祿十三年、始て將軍綱吉に謁し、寶永五年二月十五日、七日市に於て卒す。年二十。長學寺に葬り、楞嚴院大空高月と諡す。

利理　初名は利方。次に利安と更む。通稱又五郎。實は前田帶刀孝治が長男にして、利英が養子と爲る。大和守及び丹後守に任ず。寶曆六年十一月七日、七日市に於て卒す。年五十七。長學寺に葬り、禮源院仁宗良心と諡す。

利尙　宮內。利理が男。大和守に任じ、後丹後守に更む。天明二年、致仕し、寬政四年六月二十六日卒す。年六十一。長學寺に葬り、本覺院廓然玄性と諡す。

利見　童名豐千。右近と稱す。利尙が男。右近將監に任じ、後大和守に更む。天明六年九月十七日卒す。年二十三。長學寺に葬り、覺峯院了圓道照と諡す。

利以　爲五郎、大學。實は松平備後守利通が六男にして、利見が養子と爲る。家を繼いで上州七日市一萬石餘を領し、世々柳間に候す。寬政七年、大和守に任ず。文政十一年五月四日、江戶に卒す。年六十一。吉祥寺に葬り、閑松院鶴心宗壽と諡す。

利和　松之助、隼人。實は前田丹波守の三男にして、利以の養子と爲る。襲封叙爵して、大和守と爲る。文政十年十一月廿二日、江戶に歿す。年四十九。長學寺に葬り、碧潭院寒月靈照と諡す。

利豁　初め錞八郎、後孫八郎と改む。文政八年正月九日生る。實は松平出雲守利保の弟にして、利和の養子と爲る。大和守、丹後守に任ず。（寬政譜・藩翰譜・富岡小學校長報。）

利家——利長—利常……〔宗家〕
　└利政　宗家

（一）寛文四年四月、前田利意に賜はりし領地目錄は左の如し。

上野國

甘樂郡之內　拾八箇村

七日市村	君河村	藤木村	白岩村	興平村
野上村	別保村	大桑原村	後加村	岩崎村
岡本村	黑岩村	小桑原村	坂口村	
曾木村	高尾村	相田村	蕨村	

都合壹萬石

吉井二萬石を領す

加納に轉封

第二十八項　吉井藩

一　菅沼（家紋は六釘拔）（天正十八―慶長十五年）

定利（一に正家）小大膳と稱す。祖先の事は阿保の菅沼氏の條下を參照す可し。菅沼の一族は頗る多しと雖も、定利は其宗にして、段嶺に居りし定繼が弟なり。弘治二年、菅沼定盈、今川氏の援をこひ、遂に宗家を滅す。定利岡崎に走りて臣籍に列す。德川氏關東入國の際、上州吉井の地二萬石を賜ふ。

忠政　小字は忠七郎。實は奧平信昌の五男なり。文祿四年、（或は二年に作る。）五月元服し、秀忠諱字を賜ふ。慶長二年、菅沼定利が義子と爲り、家を繼いで、吉井の地を領す。關ヶ原の役、秀忠に東山道に從ひ、上田城を攻む。慶長七年、松平氏を賜ひ、叙爵して飛驒守と爲る。十四年攝津守に更む。十五年生父信昌の封を賜ひ、加納城に徙り、邑十萬石を食む。十九年十月二日卒す。寛永九年正月、其子飛驒守忠隆除封せらる。（加除封錄・野史・藩翰譜。）

二　安藤（家紋は藤花輪）　（慶長十五―元和五年）

吉井五千石を知行す

加封あり三萬五千石と爲る

重信　河内守源賴信の二男肥後守賴清が曾孫、安藤太郎長基が後裔なり。太郎左衛門家重、始めて松平廣忠に仕へ、家康の時に至る。天文九年六月、安祥細手に戰死す。其子杢助基能、家康に仕へて、旗奉行たり。元龜三年、三方ヶ原に戰死す。男子二人、長は直次、次は重信なり。重信、小字は彦十郎、次に五左衛門と改む。長久手の戰に戰功あり。其後秀忠に附けられ、宇都宮の陣に隨ひ、關ヶ原の役、東山道の軍に從ふ。慶長九年叙爵して、對馬守と爲る。十五年十二月、上州吉井の地五千石を賜ふ。十二年奉行職を承る。十七年十二月、下總國小見川一萬石を加へられ、一萬五千石を領す。十八年常陸國鹿島、下總國結城等にて二萬石を加賜し、三萬五千石と爲る。大坂冬ノ役秀忠に從ひ出師す。家康江州永野に駐屯し、秀忠をして速に進軍せしむ。秀忠乃ち軍を重信に屬せしめ、僅に近昵の諸將を率ひて、軍に抵る。東西和平の後、秀忠上洛するや、重信又滯留數日の後、軍を領して上洛す。夏之役起るや、秀忠の陣後に備へ、子重長をして部下を率ひしめ、常に親

高崎五萬五千石に轉封す

ら秀忠を衞る。五月七日の戰、師を令し、落城の際、井伊直孝を城中に遣はすや、重信を以て檢使と爲す。其後亦留ること廿餘日、大坂の事を處置し、而る後上洛す。元和五年、福島正則の國除せられし時、重信使命を帶び、子重長と與に、安藝に向ふ。是年上州高崎城五萬五千石を賜ふ。七年六月廿九日卒す。年六十五。(藩翰譜・加除封錄。)

系圖　高崎藩を參照。

三　堀田（家紋は黑餅の内竪木瓜）（天和二―元祿十一年）

正盛　紀氏なり。尾張守行高、正應二年、故ありて勅勘を蒙り、大橋貞豐が所領、尾張國中島郡に謫せらる。貞豐女を以て行高の妻とし、同郡坂田村を附與し、粉粧の料とす。其子右衞門佐之泰、春日井郡矢田に住す。之泰の孫尾張守正重、海部郡津島に住す。之を堀田氏の祖とす。正重五世の孫帶刀正秀、天正十年、前田利家に屬し、能州石動山の戰に奮闘す。正秀が男勘左衞門正吉初め信長に仕へ、後淺野長政に屬し、屢、戰功あり。文祿元年、小早川隆景に從ふ。慶長二年、秀秋に

群馬郡五千石を領す

屬して、朝鮮に從軍す。後故あつて其家を退去す。十年家康に召され、采地五百石を賜ふ。後また加恩ありて、都て千石を知行す。正盛は正吉が男なり。三四郎と稱す。元和九年、相州十箇市八朔にて、采地七百石を賜ひ、出羽守に任じ、加賀守に更む。寛永二年加恩ありて、相州恩田、常州北條にて五千石を知行す。三年小姓組番頭と爲り、上州群馬郡にて五千石を加へ賜はり、總て一萬石を領す。寛永十年、老中職に補し、甲州にて五千石の加恩あり。十二年、武州川越城を賜ひ、二萬石を加へらる。十五年川越を更めて、信州松本に移され、六萬五千石を加恩あり。總て十萬石を領す。十七年侍從に進む。十九年松本を轉じて、下總佐倉に徙り、一萬石を加へて、總て十一萬石を領す。慶安四年四月二十日、家光薨去に依り殉死す。年四十四。東叡山の現龍院に葬り。玄性院心隱宗卜と謚す。

正信　與一郎と稱す。正盛が男。上野介に任ず。父が遺領を繼いで、其內新墾田一萬石を弟正俊に、五千石を次弟正英に、三千石を末弟勝直に分與す。勝直後に南部山城守重直が養子と爲りしを以て、采地を正信に還付す。萬治三年十月、正信意見封事を上り、佐倉に蟄す。上使佐倉に抵りて、居城を退去す可きの命を傳ふ。乃ち守屋に移る。次いで所領を沒收し、信州飯田に配流す。寛文十二年、若州小濱に移す。延寶五年、阿波國德

島に徙す。八年五月二十日將軍家綱の薨去を聞き自殺す。年五十。江戸淺草金藏寺に葬る。

吉井に封ぜらる

宮川に轉封

正休　初名は正清、後正職・正昌・正國に更む。通稱は帶刀。正信が男なり。廩米一萬俵を賜ひ、豐前守に任ず。天和元年、大番頭と爲り、二年三月、廩米を更めて、上州多胡・綠野・甘樂、武州埼玉の四郡にて一萬石を賜ひ、吉井を居所とす。元祿十一年三月領地を更めて、江州甲賀・坂田・蒲生・愛智三郡に移され、坂田郡宮川を居所とす。享保十六年七月十二日卒す。年七十七。悠靜院夢梯殘石と諡す。

行高—之泰—之盛—正重—正純—正道—正貞—正秀—正吉
　　　　　　　　　　　　　└之正
—正盛—正信—正休—正朝—正陳—正邦—正穀……
　　　└正俊（一）
　　　　　　　正仲（二）
　　　　　　　├正虎（三）—正直—正春（四）
　　　　　　　└正武—正亮（五）—正順（六）……

四　松平（鷹司）家族は丸に葉牡丹　（寶永六—明治初）

矢田一萬石を領す

信清　信正が男。寶永六年四月上野・上總の地一萬石を賜ひ、上州多胡郡矢田を居所と爲す。旗本知行所鷹司の項を參照。

吉井の陣屋に徙る

信友　龜丸。信淸が男。正德十二年、從四位下侍從に任じ、中務大輔と稱す。次いで越前守に更む。後また式部大輔に更む。寶曆中、矢田の陣屋を吉井に徙す。寶曆十年三月七日卒す。年四十九。江戸市ヶ谷自證院に葬り、瑞琳院義山了空と謚す。

信有　勘解由。實は紀伊大納言宗直の四男にして、信友の養子と爲る。從四位下侍從に叙任し、民部大輔と稱す。後左兵衞佐、又は左兵衞督に更む。明和八年致仕して、兵部と更め、寛政五年六月十九日卒す。年六十三。松岳院泰得惠秀と謚す。

信明（あきら）　友之進。實は信友が三男なり。初め病弱にして嗣たらず。既にして

病癒ゆるを以て、信有の嗣と爲る。從四位下大炊頭に叙任し、次いで式部大輔に更む。封を繼ぐの後、左兵衞督に更む。安永四年九月十九日卒す。年三十一。廣大院智照慧歡と諡す。

信成　榮松。實は信有が二男にして、信明が嗣と爲る。天明三年冬、從四位下侍從に叙任し、左兵衞佐を兼ね。次いで左兵衞督に更む。寛政十二年十二月致仕し、四月十九日卒す。年三十四。德恩院と諡す。

信充　小字は千之進。實は信明の子にして、信成に養はる。寛政四年、始めて將軍に謁し五年冬大藏大輔に任ず。十二年二月家を繼ぎ、左兵衞督に徙り、十二月從四位下侍從に叙任す。享和三年二月晦日卒す。年廿九。大智院と諡す。

信敬　小字は直之進。信成の第二子なり。享和三年四月家を繼ぐ。文化十一年四月、始めて將軍に謁し、十二月從四位下侍從兼彈正大弼に叙任す。天保十二年五月九日卒す。年四十四。久遠寺と諡す。

信任　小字は意之丞。信敬が兄の子なり。天保十二年七月家を繼ぐ。同月始めて將軍に謁し、十二月從四位下侍從兼左兵衞督に叙任す。弘化四年五月十

日卒す。年二十二。淨行と諡す。

信發　初名は信和。小字哲丸。加冠の後、和之助と更む。字は子交。旭山、又は三猿と號す。實は津山城主松平齊孝の弟なり。文政七年五月二十日、津山城に生る。幼より頴悟岐嶷、群兒に異なり。十三歳にして江戸に出て、專ら文武の業を研修す。嘗て昌谷精溪に古文孝經を輪講し、聖治章親生レ毓レ之の句に至りて疑義を發す。曰く、凡そ親の子を生育するは常にして、特に掲ぐるを俟たざる所なり。先儒の說く所概ね此の如しと雖も、予に於て服する能はず。竊に本文の義を推考するに、親は之を毓（やしな）ふに生ずと讀むを可とせんか。其意父母は唯子を生みたるのみては、未だ親愛の情あらず。親愛の情は之を育するに於て隨つて發すると云ふならんと。精溪聞いて、信發が所見の凡ならざるを嘆賞せりと云ふ。劍槍弓銃馬術水泳柔道等の武技、盡く精通せざるは莫く、就中心を兵學に用ひ、閑を得れば或は市中に獨遊し、或は馬を近郊に馳せ、下民の情僞、稼穡の疾苦を熟察す。時に箕作秋坪と交遊し、海外の事情を聞知す。弘化四年六月、信任の養嗣と爲り、尋いで家督を承く。十二月從四位下侍從兼左兵衞督に叙任す。吉井

信任の後を承く

の家、封邑僅に一萬石、而かも家格頗る高く、夫人も世々名族より迎へしを以て、交際する所多くは大諸侯なり。故を以て交際の用途常に巨額に上る。信發藩政を視らするに及び、質素節儉を旨とし弊風を釐革し、士民を撫恤す。是に於て數年にして國用漸く自給す。乃ち文武の師範を延きて、諸士を訓練し、一藩翕然として面目を一新す。信發夙に水戸齊昭・島津齊彬・山内豐信・松平慶永・立花鑑寛等の如き明君賢相と交遊し、論議往復、名聲諸侯の間に顯はる。嘉永六年、米艦渡來するや、幕府在府の諸侯を會集して、意見を徴す。信發乃ち攘夷の議を建つ。其大意に曰く、

方今の武備を以て、彼の堅艦利兵に抗す。固より勝算なし。然れども今全國の人心を覺るに、一旦戰を開かば、神風忽ち起りて、夷船を塵にせんと妄想する十に七八。若し一戰を爲さずして和親を結ばゝ、攘夷の論愈熾にして制す可からざるに至らん。故に成敗利鈍は姑く措き、先づ試に一戰して彼等をして神風の容易に起らず、堅艦利兵の容易に抗す可からざるを知らしむ可し。如し幸にして勝つを得ば、神州の威名海外に耀かん。不幸敗を取り、二千三千の生命を喪ふことあらんも、

人心一定し、輕擧妄動の患由りて以て息み、臥薪嘗膽の志、由つて以て生ぜん。國勢振興の基由て以て立たん。是れ實に國家他日の大計なり。

幕府終に用ふる能はず。是日水戸齊昭登城して此論を聞き、信發を誡しめ、又書を裁して重ねて之を誡しめ、人心動搖を來さゞらしむ。安政四年十二月、幕府復在府の諸侯を會し、米國と假條約締結の意見を問ふ。大藩の侯伯皆已むを得ざるものとして意見を述べざるに、信發獨り進んで勅命を俟たずして條約を結ぶの非なる事、及び櫻銀（銀一分）三枚を以て洋銀一弗と交換するの害あることを極論す。外國奉行岩瀨忠震、辭屈して對ふる能はざりき。而かも其言亦用ひられず。六年八月、幕命を奉じて水戸邸に使し、便宜處置を爲し、兵戈を用ふるに至らず。水戸侯も亦封土を全ふするを得しは、蓋し信發の力なり。是より先き井伊直弼大老となり、宿怨を釋き、屢ゝ信發を招きて、政務を諮詢し、由りて政職に列せんことを勸む。公家格を以て固辭すと云ふ。是時に當り內憂外患交ゝ起り、幕府實に多事なり。而して上下皆康安に慣れ、奢侈を事とし、舊例に拘泥し、細故を爭ひ、曾て遠大の圖なし。信發嘆じて曰く、德川氏の運命爾後十餘年に過ぎず。非常

の釐革を行ひ、以て弊習を一洗するに非ざれば、國勢を挽回すること難しと。非常論を著して、其意のある所を述ぶ。而して當時幕府の威權猶盛なるを以て、世皆之を信せず。信發の聲譽益隆にして、幕府の有司交來つて政治の得失を問ひ、輿馬の往来日夜絶えず。信發知つて云はざる無く、數策を獻じ議を建て、隱然國家に裨益ある所多し。五月幕府之を賞して、年毎に廩米二千俵を賜ふ。文久元年十二月、和宮東下の故を以て實名信和の和の字を避け、信發と改む。文久三年六月、幕府復年毎に廩米一萬俵を加賜す。元治元年七月行列中に薙刀を持つ事を許さる。是月矢田陣屋の稱を改めて、吉井と爲す。既にして時勢一變し、時の政を執る者、信發の言ふ所を用ふる能はず、却つて之を忌むに至り、信發其終に援ふ能はざるを察し、慶應元年三月致仕し、三猿と號す。蓋し見ざる聞かざる云はざるの義に取れるなり。明治元年、王政中興の業成るに及び、三條實美・岩倉具視・徳大寺實則等、信發の令名を聞き、出て仕へんことを勸む。信發固辭して出でず。二年致仕の身を以て、猶藩政に參與す。三年邸地を東京本所番場町に購ひ幽居す。十八年四月、特旨を以て位一級を進め、正四位に敘せらる。二十一年、四谷愛住町に移り、二十三年九月二日、病を以て卒す。年六十七。其病篤きに至るや、復び特

旨を以て位一級を進め從三位に叙せらる。市ヶ谷圓融寺の塋域に葬り、英明院と謚す。

吉井藩治址碑　從三位吉井英明公眞蹟勒代篆額

吉井氏之先、曰覺性公。諱信平。出自鷹司氏。始受封於上毛。初治矢田、後世移于吉井。遂以爲氏。相傳、公實德川大猷公弟駿河大納言之子也。大納言薨後生。大納言託其舅氏養之。及長、召面胙土、賜松平氏、以寵異之。爲從四位下少將。其係之鷹司氏者、蓋有所諱也。歷溫恭公諱信正、玄德公諱信淸、瑞林公諱信友、松岳公諱信有、廣大公諱信明、德恩公諱信成、大智公諱信充、久遠公諱信敬、淨行公諱信任、至英明公諱信發。俊邁明察。更革藩政。犂然就緒。時德川幕府政衰、中外多事。公數建議言得失。水戶侯之獲譴也、士民鼎沸抗命。禍亂不測。幕府患之。特遣公往傳命。公便宜處置。以得無事。而水戶侯亦完封土。幕府數諮詢政務。公盡心效力、多所裨補。然其事皆祕人不得而聞知也。幕府年賜廩俸一萬二千苞、以酬其功。明治中興大政一新。公謂、諸侯不宜擁土私民。首致版籍於朝。後二年諸藩悉廢、海内爲郡縣。果如公所見。人皆服其明識。公初任侍從、兼左兵衞督。致仕後叙從三位。明治二十三年九月二日薨。先養上杉齊憲第五子信謹爲嗣。有故絕之。有二孫、曰信

寶襲家。曰信照承公後。公之薨也、遺命別開家。由是分爲兩家。蓋自覺性公始封十有二世、二百餘年。英明公親涖治撫民。政化尤洽、士民思公特深。故於公詳叙焉。治廳在町北、繞以壕濠長松大欅樓門。儼與今廢爲桑田菜圃。獨存鎭祠遺墟耳。歲月之久、物換世遷、恐將不可知也。於是乎建碑存迹之議起。故町長臼田儀一、嘗有志而未及爲唱。今町長櫛島高美與鄕黨同志謀唱之。得多方諸君翼賛、遂能成之。斯叙其大較、使後人知舊藩德化之所由焉。

大正六年丁巳一月　　　　舊藩臣中村忠誠謹撰幷書

名君の下に賢相ありとの格言に漏れず、信發の時多くの人物を得たりと云ふ。中にも櫛島高茂は、天保六年、高堅に代りて、代官と爲る。藩制、代官は庶政を統べ、委任最も重し。高茂峻直にして、情理を離れず。人畏れて而して之に懷き、政刑大に治まる。藩侯信敬・信任・信發の三世に歷仕し、恩賚算なし。老ひて屢致仕を乞ひしも、藩侯信發之を允さずして曰く、卿は一國の元老にして、闔藩卿に依賴す。今にして卿如し職を去らば、綱紀弛解し、庶民離心するを如何せん。卿老且病むとも、予を輔翼して職を治せよと。乃ち勞役を免し、特に出仕して大綱を綜覽せしむ。元治元年、遂に所職を辭す。時に年七十二。是年水戶の浪士武田耕雲齋等數百人、上州に入り、將に吉井に到らんとす。時に信發江戶に在り。高茂衆と與に守戰の法を

議し、城中の諸士依りて心を安んずるを得たりと云ふ。人物志。

信謹　小字鐵丸。米澤城主上杉齊憲の五子にして、信發の養嗣となり、慶應元年三月家を續ぐ。明治元年二月、氏を更めて吉井と稱す。蓋し封邑に取れるなり。十一月從四位下侍從兼左兵衛督に叙任す。二年六月、戊辰の功に依り、金一千兩を賜ふ。乃ち之を士卒に頒與す。同月吉井藩知事に任ず。十二月諸藩に卒先して、知事を辭す。三年三月、家祿現米二百十六石を賜ふ。十二月東京府貫屬華族に列し、四年四月、市谷加賀町に移る。十二月八日、故有りて離縁す。長子信實家を繼ぎ、赤坂仲町に移る。十七年子爵に列せらる。寛政譜・盤錯秘談・故吉井藩主左兵衛督略歷・勝島福七郎氏報。

（一）信平―（二）信正―（三）信清―（四）信友―（五）信有―（七）信成―（九）信敬＝（一〇）信任＝（一一）信發＝（一二）信謹

（四）信友―（六）信明―（八）信充

佐波郡誌に、幕末旗下吉井佐兵衛督の知行所、上茂木村・下茂木村の一部とあれど、旗下に吉井氏の名見えず。吉井藩の領たるの誤なるか。又茂木村はもと勢多郡の屬なり。

第二節　旗本知行所

一　櫻井松平　家紋引合九曜　（天和二―明治初）

山田郡五百石を知行す

忠治（ただはる）　松平長親の三男内膳正信定、三州碧海郡櫻井に住して、櫻井の松平と稱す。信定の孫家次、徳川家康に仕へて、屢戰功あり。家次の子忠正、忠正の子家廣及び忠頼、竝に家康に事ふ。天正十八年、家廣武州松山城壹萬石を領す。慶長五年、弟忠頼、其封を襲ぎ、關ヶ原役後、濃州金山に在番し、金山領一萬五千石を加封せらる。六男あり、長子忠重、次子忠直、別に家を起す。正保三年、忠直卒し、封邑二千石中、千五百石を長子忠氏、五百石房州朝夷郡を二子忠治に傳ふ。忠治初名は忠成（ただなり）。宮内と稱し、後左門と改む。正保四年、始めて將軍家光に謁し、其後家綱に附屬せられ、小姓に列す。慶安三年、小姓頭と爲り、後本城に候し、承應元年、進物の事を勤む。寛文七年、御徒頭に轉じ、尋いで廩米三百俵を加へられ、布衣を著するを許さる。天和二年四月、上州山田郡の内に於て、五百石を加へられ、元祿二年、御先鐵炮頭に進む。三年卒す。

忠鄕　小字孫三郞、後左門と稱し、孫左衞門と改む。元祿三年、父の遺跡を襲ぎ、小普請と爲り、同時に弟七衞門忠輝に、廩米三百俵を分つ。九年、書院の番士に列し、十四年、小十人頭に徙り、布衣を著するを許さる。正德二年、小姓頭の組頭に轉じ、享保十年、御先鐵炮頭に進み、二十年卒す。

忠陣　吉之助と稱し、孫三郞と改む。忠鄕が男。享保二十年、父の遺跡を襲ぎ、元文元年卒す。

忠曉　左門と稱す。忠陣が男。元文元年、父の遺跡を承け、二年、西城の書院番に列す。明和四年卒す。

忠如　友之丞と稱し、左門と改む。實は小栗主計德政の三男にして、忠曉が養嗣と爲る。明和六年、書院番と爲る。安永元年卒す。

忠光　初名は宏行。大三郞と稱し、後孫左衞門、又左門と改む。實は佐野修理亮仲行が四男にして、忠如が養嗣と爲る。安永二年、西城の書院番と爲る。天明六年、御使番に轉じ布衣を着することを許さる。寬政元年、仕を辭し、寄合と爲る。

忠盈　重次郞と稱す。忠光が男。

群馬郡誌に、明治元年調、旗下松平左門知行、矢原村二百四十六石九斗六升五合五

りとあれば寛政以後、山田郡の采地を群馬郡に移されたるものならん。

邑樂郡五千石を知行す

上州の知行を常州に替ふ

二　大給松平（家紋細輪に蔦）　（承應三―寛文元年）

乘政　大給松平の支流なり。（乘政故ありて石川氏を稱し、男乘紀に至りて、松平に復す。）通稱は助十郎。美作守・能登守に任ず。和泉守乘壽が二男なり。正保元年、始て將軍家光に謁し、命を蒙りて、家綱に近侍す。承應元年、御小姓と爲り、廩米千俵を賜ふ。三年三月、父が遺領上州邑樂郡の內に於て、五千石を分ち賜ひ、先に賜はりし廩米は弟牛之助乘貝に賜ふ。寛文元年閏八月、采地を常州筑波郡の內に移され、二年、小姓組の番頭となり、奧の勤を兼ぬ。寛文十二年、御側役と爲り、延寶七年七月十日、若年寄に

進み、近侍の勤を兼ぬ。是日常州西河内・眞壁兩郡の內に於て、五千石を加へられ、凡て一萬石を領し、筑波郡小張に居す。天和元年七月、下總國結城郡の內に於て、五千石を加增あり。二年三月、奏者番に移り、所領を改めて信州小諸城を賜はり、五千石を加へられ、佐久・小縣兩郡の內にて、總て二萬石を領す。貞享元年十月十七日、小諸に卒す。東叡山の春性院に葬る。

乘壽─乘久……
　├乘政─乘紀─乘賢─乘薀─乘保─乘友……
　└乘員 家絕

三　大給松平 家紋は初蔦葉、後丸に釘拔(天正十八─慶長六年)

近正　大給の松平の氏祖乘元が子乘正の三男親淸は、兄源次郞乘勝が許に在り。元龜二年四月、武田信玄大軍を率ひて、三河に亂入し、足助・淺谷・大沼等を侵掠し、親淸が所領大代をも攻取る。親淸兵寡くして抗する能はず、濱松に走り、家康に勤仕す。近正は親淸が長子なり。五左衞門と稱す。初め宗家たる松平家乘

群馬郡三倉五千五百石を知行す

上州の知行を野州に轉ず

の家老と爲り、所々の戰場に出軍す。家康嘗て大給に新田を拓くや、其他の内千五百石を充行はる。其後屢〻戰功あり。天正十八年、家康關東入國の際、上州群馬郡三倉の内にて、采地五千五百石を賜ひ、始めて御家人に列す。關ヶ原の役、伏見城を守り終に戰死す。年五十四。法名淨安。高野山の金剛院に葬る。

一生 通稱は新次郎、五左衞門と改む。天正十三年、濱松に質たり。後大給に還さる。父近正戰死の後、其遺跡を賜ひ、程なく上州の所領を野州都賀郡板橋に移され、加增ありて一萬石を領す。慶長七年、佐竹義宣封地を移さるゝに際し、佐竹の舊臣黨與を爲し、事を謀る。時に一生、水戶の城番たり。直に其首魁を捕へ、幕府に送り、終に事無きを得たり。九年四月卒す。年三十五。(徳川加除封録・重修譜。)

乘元—乘正—乘勝

　　　　　|親清—近正—一生—成重—忠昭—近陣—近禎—近貞—近形—近儔

四　大給松平　家紋は丸に釘抜　（天和二―未詳）

近良　初名は昭政。通稱は仁右衛門、五右衛門と改む。甲斐守・市正たり。忠昭前項の系圖を參照が三男とす。寛文三年、書院番と爲り、五年、廩米三百俵を賜ふ。延寶四年、父が封地豐後國大分郡の內にて、新墾の田千石を分ち賜ひ、廩米を收めらる。六年、組頭に轉じ、布衣を著するを許さる。天和二年十月二十一日、上州新田郡、野州安蘇郡の內にて、五百石を加へられ、總て千五百石を知行す。元祿六年、御廊下番の頭に徙り、十二月、甲斐守に叙任す。十年小普請に貶せられ、十二年之を赦さる。寶永五年致仕し、享保三年卒す。年七十三。法名を一無と曰ふ。

新田郡を加封

近鄕　初名は昭武。初め萬助と稱し、後五右衛門と改む。享保三年、小姓組の番士に列す。十三年、組頭に轉じ、布衣を著するを許さる。十四年職を辭し、寄合と爲り、十九年卒す。年五十二。法名は水蔀。

近富　通稱は豐三郎、左仲・五右衛門に改む。實は近鄕が兄昭仲父に先ちて死す。が長子にして、近鄕の養嗣と爲る。享保十九年、寄合と爲り、延享二年、小姓組に列す。寶曆七年、組頭に轉じ、安永元年、御先鐵炮頭に徙る。九年老を告げて務を辭す。

次いで致仕し、養老の料、廩米三百俵を賜ふ。天明四年卒す。法名は壽昌。

近榮　内記と稱し、後五右衛門、又は仁右衛門と改む。實は松平河内守直好が二男にして、近富が養嗣となる。安永五年、書院番に列し、九年家を繼ぐ。寛政二年、番を辭し、四年致仕す。六年卒す。年五十八。法名は逸翁。

近豐　通稱は勝吉、五右衛門、又は仁右衛門。寛政四年、十九歳にして家を繼ぐ。七年、御小納戸と爲る。

五　宮石松平 家紋は丸に筋抜蔦 （天和二—未詳）

正勝　大給の庶子、八郎右衛門貞次と云ふ者の先は、代々大給の領内宮石に住す。貞次の子宗次、松平廣忠及び家康に仕ふ。其子康次、長久手の役に戰功あり。慶長八年、御目附と爲り、三州設樂郡の内に於て、四百六十石餘を宛行はる。十九年大坂の役、駿府の御留守居を承り、元和元年、其地に卒す。康次の子正次。正次の子正成なり。寛永十年、常州鹿島郡の内に於て、采地五百石を賜ふ。正保四年、武州埼玉郡の内に於て、三百石を加ふ。慶安四年、大隅守に任じ、下總國匝瑳郡の

邑樂郡五百石を知行す

內、五百石を加へらる。萬治三年、常州茨城郡の內にて、七百石を加へ賜ひ、總て二千石を知行す。正勝は正成の子なり。通稱は宇右衞門、內藏助・東市正と改む。延寶五年、御徒頭と爲り、八年、御先鐵炮の頭に轉じ、天和元年、御持弓の頭に徙る。二年四月二十一日、上州邑樂郡の內に於て、五百石を加へられ、總て二千五百石を知行す。貞享三年、百人組の頭に轉じ、元祿八年、御旗奉行と爲り、是年御側に進む。十年勤を許され、菊ノ間の廣緣に祗候す。十二年卒す。年六十三。法名は宗俊。

正常　初名は正尊。宇右衞門と稱し、後、數馬、又藤九郎と改む。元祿四年、書院番に列し、五年進物の事を役す。十四年、御小姓組の組頭に轉じ、享保四年、新番の頭と爲り、九年小普請組の支配に徙る。十年、大目附に進み、相模守に任ず。十四年、御小姓組の番頭に轉じ、十八年御書院の番頭に移る。十九年職を辭し、二十年致仕して、養老の料、廩米三百俵を賜ふ。元文四年卒す。年七十四。法名は松嶽。

正命（のぶ）　通稱は新十郎、藤九郎と改む。實は松平內膳正直由が四男にして、正常が養嗣と爲る。享保十二年、御書院番に列し、寬保二年、御使番に徙りて卒す。年五十三。法名は智道。

正淳（あつ）　初名は正武・正富。仙之助と稱し、左京・內藏助・源十郎・藤九郎に改む。實

は戸田肥前守政峯が三男にして、正命の養嗣と爲る。寶暦八年、小普請組の支配と爲り、明和六年、西城御小姓組の番頭に徙り、若狹守に任ず。安永元年、西城御書院の番頭に轉じ、五年、御留守居に進む。八年卒す。年六十七。法名は寂々。

正邦 仙之助と稱し、內藏助・藤九郎と改む。實は正淳の孫にして、正職の子なり。安永八年、二十三歲にして祖父の遺跡を繼ぎ、寄合に列す。寬政七年、中奥の番士と爲る。

```
貞次―宗次―康次┬正次┬正成―正勝―正常―正命―正淳―(正職)―正邦
              │    ├正茂
              │    ├正直
              │    └正友
              ├利次
              ├直次
              └次倫
```

六　宮石松平（家紋は丸に蔦）　（元祿十一―元文四年）

乘全 其祖利次は、康次が三男にして、（前項の系圖を見よ。）家康秀忠に仕へ、大番を勤め、廩米二百俵を賜ふ。元和八年卒す。其子乘忠の時、廩米を更めて、野州都賀郡の內

綠野多胡二郡五百石を領す

に於て、采地四百石を賜ふ。後御目附に進む。乘全は乘忠の嫡子なり。通稱は初め三郎四郎、後に新之丞・登之助・善次郎・助之進等に更む。延寶六年、御書院番に列し、天和三年家を繼ぎ、五百石を賜ひ、二百俵を庶兄彌兵衛乘良に分ち與ふ。元祿十年七月、廩米百俵を更めて、采地を賜ひ、野州の舊知を上州綠野・多胡二郡の中に移され、凡て五百石を知行す。正德元年致仕して、月峯と號し、享保七年卒す。年六十五。法名は常圓。

采地を廩米に更めらる

乘併(とも)　通稱は多宮。實は嶋津八郎右衛門利久が五男にして、乘全が嗣と爲る。享保四年致仕し、寶曆十年卒す。年七十。法名は宗觀。

乘盈(あつ)　助次郎、又助之進と稱す。乘併の子なり。享保二十年、御書院番に列す、元文四年五月、采地を更めて廩米を賜ふ。寛延三年、番を辭し、明和六年致仕。寛政七年卒す。年八十五。法名遊翁。

利次─乘忠─乘良
　　　　　　├乘全─乘信
　　　　　　　　　└乘併─乘盈─乘郡─乘之
　├乘次
　├乘政
　└乘勝

群馬甘樂多胡三郡六百五十石を知行す

七　宮石松平　家紋は丸に蔦　（元祿十―明治初）

次保　康次（第五項の系圖を參照。）の五男次倫、將軍家光に仕へて、家を起す。累進して六百五十俵の祿を食む。次保は次倫の長子なり。七九郎・四郎左衞門、又は所左衞門と稱す。寛文十二年、大番に列し、元祿八年、父の遺跡を襲ぐ。十年七月、廩米を更めて、采地を賜ひ上州（一）群馬・甘樂・多胡三郡の内に於て、六百五十石を知行す。享保八年卒す。年七十一。法名は義英。

一次　初名は季次。尋いで次幹と改む。通稱は彥四郎、又は政藏。次保の長子なり。享保八年、大番に列す。寛保元年、組頭に轉じ、寶曆元年致仕し、寛政二年卒す。年九十七。法名は一睡。

次祕　一次の長子なり。八藏・一學、又は政藏と稱す。寶曆二年、大番に列し、十一年卒す。法名丁園。

次具　通稱は兵藏。次祕が男なり。寶曆十一年五月、家を嗣ぎ、八月十二日卒す。年十八。法名は繫珠。

次米　通稱は幸吉、後所左衞門と更む。實は鈴木長十郎立政が三男にして、次

具の嗣と爲る。安永元年大番に列す。文政の國字分名集に、六百五十石、牛込御門外、松平所左衞門と見えたり。

次倫─次保─一次─次祕─次具＝次米─次明……

(一)群馬郡誌に、明治元年調、旗下松平所左衞門知行、南下村二百二十三石二斗七升三合と見えたり。

八　松平（家紋は丸に桔梗）　（天和二─元祿十一年）

信孝（なり）　此家の始祖に關して疑はしき節多し。家系には加賀右衞門乘清（瀧脇松平の始祖）より五世にして、助十郎正勝に至ると記す。正勝の子重信、明暦二年、駿府の城代と爲り、先に賜ふ采地（上總國山邊郡、常陸國江戸崎領の内に千二百石）及び廩米を更められ、加增ありて駿河國有渡・阿倍・菴原三郡の内に於て、總て五千石を賜ふ。延寶元年卒す。其子信吉、養子照信、父に先つて死し、松平駿河守典信が庶長子信孝（なり）を嗣とす。信孝通稱は大藏、後に助十郎と改む。天和元年、御小姓組の番頭となり、但馬守に任ず。二年四月、上州勢多・山田二郡の内にて、千石を加へられ、貞享元年、御書院の番頭に

勢多山田二郡千石を領す

邑樂勢多山田の三郡内加増

上州の領を駿州に移さる

進み、二年安房守に改む。元祿元年御側と爲り、二年五月、若年寄に進み、武州埼玉、上州邑樂・勢多・山田の四郡の内にて、四千石を加へられ、總て一萬石を領す。三年九月、職を辭し、十月十八日卒す。年三十六。坂本の英信寺に葬り、源松院尊譽一法樹廓と謚す。

信治　初名は重秀。宮内、又は助十郎と稱す。實は戸田和泉守重恒が二男にして、信孝が終に臨んで養子と爲る。元祿四年、奥詰と爲り、五年、御小姓に轉じ、下野守に任ず。十一年、武州・上州の領地を、駿州有渡・菴原・安倍三郡の内に移さる。十五年、勤を辭し、實永元年、菴原郡小島に居所を營み居る。享保三年、大番の頭となる。八年職を辭し、九年三月二十九日卒す。年五十二。英信寺に葬り、圓明院證譽元清淨體と謚す。

正勝─重信[二]┬信吉
　　　　　　├照信
　　　　　　└信孝[三]─信治[四]─信嵩[五]─昌信[六]─信義[七]─信圭[八]……

邑樂郡を知行す

九　五井松平　一家紋は丸に一葉の葡萄　（天和二—未詳）

則采(とる)　松平信光の七男大炊助忠景、三州寶飯郡五井に住して、五井の松平と稱す。忠實の次子忠倘(なを)、元和六年、始めて將軍家光に謁し、御書院番に列す。後下總國海上郡の內にて、五百石を知行す承應元年、父忠實が遺領海上郡の內に於て、五百石を分ち賜ひ、總て千石を領す。子無きを以て、松平外記伊燿が三男則采を以て嗣と爲す。則采通稱は山三郎、又與次右衛門。承應三年、御小姓組の番士に列し、寬文十一年、組頭に進む。延寶八年、御先弓の頭に轉じ、天和元年、御持弓の頭に徙る。二年四月、上州邑樂、野州足利・梁田三郡の內に於て、五百石を加へられ、總て千五百石を知行す。元祿元年、御鎗奉行と爲り、十二年御小姓組の番頭に進み、石見守に任ず。寶永二年五月六日、職を辭して寄合と爲り、卽日卒す。年七十四。江戶伊皿子の大圓寺に葬る。法名は源昌。

忠一　源七郎、また與左衛門と稱す。實は松平三郎左衛門康濟が次男にして、則采が養子と爲る。正德元年、御使番と爲り、八年禁裏附に移り、是年石見守に任ず。元文四年、御持弓頭に轉じ、寬保元年、西城御留守居に進み、延享元年、御旗奉行

に徙る。寛延二年、務を辭し、三年五月四日卒す。年七十八。法名は源陽。

忠英（ただひで） 富次郎、また與次右衛門と稱す。忠一の長子なり。天明元年、御鎗奉行に進み、寛政元年、御旗奉行に轉ず。七年八月二十三日卒す。年八十九。法名は全休。

忠景─元心─信長─忠次─景忠─伊昌─忠實┬伊耀
　　　　　　　　　　　　　　　　　　└忠尙（一）─則采（二）─忠一（三）─忠英（四）

一〇　深溝松平　家紋は丸に七本骨開扇　（天和二―寶永四年）

忠良　松平大炊助景の二男大炊助忠定、三州額田郡深溝（ふかうづ）に住して、深溝の松平と稱す。忠定の曾孫家忠、徳川家康に仕へて戰功あり。一萬石を領し、後下總國小見川城を賜ふ。長子忠利家を繼ぎ、宗家たり。次子忠貞、長三郎又は惣兵衛と稱す。家康に仕へて、御書院番たり。三州寶飯郡の内にて、采地千石を知行す。長子忠良、主膳又は長三郎と稱す。元和六年、父の遺跡を繼ぎ、寛永八年、御書院番

邑樂郡五百石を知行す

上州の領を野州に移す

に列し、九年御小姓組の番士に徙り、十年采地二百石を加へらる。正保三年、西城の御堀普請の事を奉行す。慶安二年、御目附を承りて、豐後國府內に赴く。寬文十二年、御先鐵炮の頭と爲り、後采地を更めて、廩米千二百俵を賜ふ。天和二年四月、上州邑樂・野州安蘇二郡の內に於て、五百石の地を加へらる。貞享二年致仕し、養老の料、廩米三百俵を賜ふ。元祿五年三月二十日卒す。年七十七。三州寶飯郡赤根村法住寺に葬る。法名は源白。

忠福　長五郎、又は市右衞門と稱す。忠良の子なり。承應三年、御書院番に列し、貞享四年九月二十二日卒す。年五十一。牛込の萬昌院に葬る。法名は宗本。

忠和　宗十郎・新三郞、又は長三郎と稱す。忠福の子なり。延寶六年、御小姓組の番士に列す。貞享三年、番を辭して小普請と爲る。四年、父の遺跡を襲ぎて、千五百石を領し、廩米の中、二百俵を弟兵四郎高久に分ち與ふ。元祿十年、廩米を更めて相州大住・高座、野州・芳賀三郡の內に於て、采地を賜ふ。寶永四年八月、上州の采地を野州都賀・芳賀二郡の內に移さる。七年二月二日卒す。年四十九。法名は智徹。

忠定—好景—伊忠—家忠—忠利
　　　|—定政

家忠—一忠貞—二忠良—三忠福—四忠和—五忠豐—六忠晴—七忠顯—八忠直—九忠明—一〇忠曉
　　　|—忠一……
　　　|—忠隆
忠貞—忠治……

邑樂郡を知行す

一一　深溝松平　（家紋は丸に五本骨扇）　（元和二—未詳）

忠治　新三郎、又は彦兵衛と稱す。忠貞が二男なり。慶安三年、西城御小姓組の番士に列す。後、本城に勤仕し、承應元年、廩米三百俵を賜ふ。萬治二年、御膳奉行に轉じ、寛文八年、小十人の頭に移り、三百俵を加へらる。元和二年四月上州邑樂、野州安蘇の二郡にて五百石を加へらる。元祿六年致仕して、意樂と號す。寶永二年八月二十一日卒す。年八十七。江戸四谷の祥山寺に葬る。法名は源哲。

景治　大八郎、又右衛門、又は善兵衛と稱す。忠治の子なり。元祿六年、家を繼ぎ、弟又四郎貞友に三百俵を分つ。十年七月、廩米を改め、常州新治・茨城二郡の内

に於て、三百石の采地を賜ひ、總て八百石を知行す。十一年卒す。

忠郷　五郎吉、又は彥兵衞と稱す。景治の子なり。享保四年、書院番に列す。明和四年卒す。年八十四。

忠壽　金藏・善左衞門、又は善兵衞と稱す。實は金七郎忠直が男にして、忠郷の後を承く。御書院の番士たり。

一忠治─┬─二景治─三忠郷─四忠壽─五忠候……
　　　　└─貞友……

一二　深溝松平　家紋は丸に五本骨開扇　（天明四─未詳）

忠郷　家忠第十項を參照が三男忠一を祖とす。忠一、大坂夏之役に戰死して子無し。弟忠隆或は忠政釣命を蒙りて家を繼ぐ。三州額田郡の內にて、采地千石を賜ふ。孫伊行、罪あつて所帶を沒收せられしが、元祿元年赦されて、廩米二百俵を賜ふ。嗣子忠久早世し、養子忠正繼ぐ。子無く、忠全を養ふ。子忠至、父に先つて沒し、松平主計頭忠一が三男忠郷を以て嗣と爲す。忠郷通稱は政之助、後伊織又は庄九郎

と稱す。寛保二年、御書院番と爲り、寶暦六年、御徒の頭に轉じ、十年、御目附に徙る。明和五年、勘定奉行と爲り、對馬守に任す。安永二年大目附に進み、天明四年三月、佐野善左衛門政言、殿中に於て田沼山城守意知を傷けし際、忠郷直に政言を捕へたるの功に依り、上州新田郡の内にて二百石の地を加賜せらる。七年、御旗奉行に徙り、寛政元年六月二十五日卒す。年七十五。江戸青山の玉窻寺に葬る。法名は良勇。

新田郡二百石を領す

忠勸 專藏、又は庄九郎と稱す。實は牧野備後守貞通が十七男にして、寛政八年家を繼ぎ、采地千二百石を領す。

忠一[一]—忠隆[二]—忠久[三]—伊行[四]—忠久
＝忠正[五]—忠全[六]—忠郷[七]＝忠勸[八]……

一三 能見松平 家紋は丸に花菱丸に澤瀉草 （天和二—未詳）

利正 松平信光の八男次郎右衛門光親、三州額田郡能見に住して、能見の松平と稱す。 孫重吉、天正三年六月、遠州二股の役に、七十八歳を以て戰功を樹つ。 永

邑樂山田二郡五百石知行す

祿三年、其子庄左衛門某戰死の後、昌利生れ、初め故ありて淸水氏を稱す。慶長八年卒す。三子あり。長昌吉、家を繼ぎ、二男昌舍、三男昌信各〻別家を起す。昌信、將軍家光に仕へて大番に列し、武州にて舊地二百石を賜ふ。寬文元年、御裏門切手番の頭に徙り、二百俵を加賜せらる。利正、初名は正光。市之丞、市左衛門、又は傳左衛門と稱す。昌信の子なり。大番に列し、廩米二百俵を賜ふ。後屢〻加恩ありて、都て四百五十俵と爲り、寬文五年、父の遺跡を繼ぐ。是まで賜ひし廩米の內二百俵を、父が采地に加へらる。七年、又二百俵を加增せらる。八年、常州眞壁郡の內にて、采地五百石を加賜せらる。天和元年、嚴有院の廟造營の功に依り、右近衛將監に任じ、尋いで御先弓の頭と爲る。二年五月、上州邑樂・山田二郡の內にて、五百石を加へられ、聽て新番の頭に轉ず。元祿十年、廩米を更め、常州新治郡の內にて、四百五十石の采地を賜ひ、都て千六百五十石を知行す。十一年三月二十日卒す。江戶四谷の西念寺に葬る。年七十一。法名は全性。

正辰　傳左衛門と稱す。利正の子なり。寶永二年、御使番たり。享保七年卒す。

正繼　新八郎と稱す。實は筧新太郎正尹が三男にして、享保五年、正辰の後を

承く。寶暦元年、御先弓の頭たり。四年卒す。

正朝 秀次郎、又は新八郎と稱す。正繼の子なり。明和五年、御書院番の組頭に進む。安永元年卒す。

正名 秀次郎、又は新八郎と稱す。正朝が男。安永九年御書院番に列す。

一四 能見松平 家紋は丸に雪笹 （元祿十—明治初）

勝制 松平修理亮重勝（前項の系圖を參照）が五男勝隆、一萬五千石を領し、上總國天羽郡佐貫城に住す。長子重隆、父に先ちて卒し、勝廣（實は松平淡路守重長の長子）を養ひしが、多病を以て嫡を辭す。乃ち品川式部大輔高如が長子重治を養うて嗣とす。寛文六年、領地の

群馬多胡綠野三郡にて五百石を知行す

内新墾田五百石を養弟忠次郎勝制實は勝廣の子に分ち與ふ。勝制初名は重仲・重恒・重堅。忠次郎、又は忠左衞門と稱す。寬文七年、御書院番に列す。貞享元年、養兄重治、罪ありて領地を沒收せられたるに坐し、采地に代へて廩米五百俵を賜ふ。元祿九年、組頭に進み、十年七月、廩米を更めて上州群馬・多胡・綠野三郡の中にて、采地五百石を賜ふ。享保十三年致仕して、勇山と號し、元文二年八月四日卒す。年八十七。江戸麻布の正信寺に葬る

勝周（なり）初名は重凞（あきら）。三之丞・忠次郎、又は忠左衞門と稱す。實は松平市正の家臣今井權右門勝房が三男にして、勝制の後を承ぐ。寶曆八年、西城御先鐵炮の頭と爲る。明和八年卒す。

勝武　勝周の孫。又太郎、又は忠左衞門と稱す。寬政二年、御小姓と爲り、四年大隅守に任ず。

（二）群馬郡誌に、明治元年調、旗下松平又太郎知行、下室田村三百二十二石七斗三升四合とあり。

一五　小栗（家紋は丸に立波）（元和元頃―未詳）

忠政　三河の人松平太郎左衛門信吉を祖とす。其子一郎（後に二右衛門）忠吉、松平清康、及び廣忠に仕ふ。其子吉忠、又市又は仁右衛門と稱し、松平氏を改めて、小栗と號し、松平廣忠及び家康に仕ふ。天正十八年卒す。忠政庄二郎又は又一と稱す。吉忠の子なり。元龜元年、姉川の戰、家康に從軍して武功あり。三年三方原の役、君側に侍して退軍し、追兵を討斥く。是年御使番と爲る。後、大番の頭を勤め、御鐵炮頭に轉ず。天正三年長篠の役、酒井忠次に屬して、鳶巣山の要害を攻め、甲首を獲たり。九年、高天神城を攻陷せし時、孕石主水を生擒す。十二年長久手の役、黑母衣の武者と相搏つて、頸を獲たり。關ヶ原の役、忠政馬上に槍を振ひ、島津の甲兵を伐る。大坂冬之役、御使番斥候の役を承り、稟米三千俵を賜ひ、與力二十騎、弓鐵炮の同心百人を附屬せしめらる。夏之役、また從軍して、御使番・軍監等の事を

邑樂多胡二郡を知行す

承る。此戰、敵彈左股に中る。忠政是より先き、上州邑樂・多胡、武州足立の三郡、及び下總國矢作領の内にて、采地二千五百五十石を知行す。元和二年九月十八日卒す。年六十二。采地足立郡大成村の普門院に葬り、法名を自性院宗本と曰ふ。

政信　庄二郎、又は又市と稱す。關ヶ原役、及び大坂の兩役に從軍す。元和二年、父の遺跡を繼ぎ、二千石を知行し、弟仁右衞門信由に五百五十石を分與す。寛永二年、御徒の頭と爲り、九年、御先弓の頭に徒る。十年、甲州山梨・八代二郡の内にて、五百石を加へられ、都て二千五百石を知行す。萬治元年正月十九日卒す。江戸牛込通寺町保善寺に葬り、高屋寺良傑と謚す。

邑樂郡采地を新田郡に更む

群馬郡五百石を知行す

政重　一郎・庄二郎、又は又一と稱す。政信の孫なり父信勝、部屋住にて祖父に先んじ歿せしを以て、萬治元年、祖父の遺跡を繼ぎ、小普請と爲る。寛文元年十一月、上州邑樂郡の采地を新田郡に更む。後兩度に此地を轉じて、野州足利郡の内を賜ふ。寶永二年、甲州の采地を上州群馬郡の内に移さる。(一)正德二年十二月卒す。保善寺に葬り、皆岩院全威と謚す。

信盈(みつ)　庄二郎・文一、又は主馬と稱す。政重の子なり。寶永六年、御書院番と爲り、寶曆十三年五月二十八日卒す。保善寺に葬り、現心院一提と謚す。

喜政（よし） 又三郎、又は又一と稱す。享保二十年、御書院の番士に列し、延享元年八月卒す。保善寺に葬り、本鏡院善通と諡す。

信顯 實は信盈の三男にして、喜政の養嗣と爲る。初政之助、後に又一と稱す。延享元年家を嗣ぐ。小普請・一橋家勤番役・西丸御書院番等を經て、寶暦三年七月、大坂御目附代を命ぜらる。翌年二月歸參す。天明八年十二月、西丸御書院番を勤仕す。寛政九年四月、願に依りて小普請入を命ぜられ、文化元年十一月十八日卒す。年七十七。保善寺に葬り、勤功院無外と諡す。

忠清 初め庄次郎と稱し、後に又一と更む。信顯の孫にして、忠顯の嫡子なり。寛政十二年、忠顯部屋住を以て病沒せしを以て、祖父死去の後、其跡を相續す。祖父の時の如く、彦坂九兵衛支配と成る。後水野伯耆守支配に徙り、同十年七月廿八日卒す。年二十二。保善寺に葬り、覺正院知等と諡す。

忠高 初は堅固と稱し、後又一と更む。實は中川飛驒守忠英の四男にして、文化十年七月、忠清の急養子と爲り、家を相續す。乃ち小普請組と成る。後佐野豐前守組と成り、文政九年二月、小姓組の番士と爲る。弘化二年、御留守居番、四年御持筒頭を經て、嘉永七年閏七月、新潟奉行を命ぜらる。安政二年七月廿八日同地

に卒す。年五十八。越後新潟寺町通法音寺に葬り、忠高院天眞と諡す。

忠順　初め剛太郎と稱し、後又一と更む。忠高の嫡子にして、母は忠清の女なり。幼にして學を安積艮齋の家塾に修め、劒道を小谷某、柔道を久保田助太郎に習ふ。其長ずるに及んでは、特に調馬の術に長じ、炮術は其尤も好む所なりきと云ふ。弘化四年四月、藝術出精の旨を以て、部屋住ながら召出され、御書院番の内へ加へられ、切米三百俵を賜ふ。安政元年正月、異國船渡來につき濱御殿の警衞に當る。同二年七月、父病氣につき暇を請ひ、新潟に赴きしが、父忠高卒せしを以て、十月跡式を繼ぐ。同四年正月、御使番を命ぜらる。六年九月、御目付に補せられ、同月十三日、アメリカ國に本條約取替せとして差遣はさるゝにつき、準備す可く命ぜらる。此時差遣の正使は、外國奉行新見豐前守正興、副使は村垣淡路守範正と決定されたり。二十一日忠順、特に諸大夫に陞され、次いで叙爵して豐後守と爲る。一行六十餘名は、萬延元年正月廿三日、米艦ポーハタン號に塔乘して、横濱を出帆し、海上暴風に遭ひ、少なからざる日子を費して、桑港(サンフランシスコ)に上陸せり。次いで華盛頓(ワシントン)に於て大統領に謁見し、兩國通商條約の批准交換を終へ、九月二十八日復米艦に塔乘して、無事歸朝せり。此一行の渡米不在中に於て、幕府は一大變事

を起したり。乃ち大老井伊直弼は、既に三月三日を以て刺客の手に殪れ、老中安藤對馬守信睦(信正)幕政を執る。時に攘夷鎖港の説、國内に瀰漫し、外交問題頻發して、幕閣の地位頗る困難に陷りき。是年十一月、忠順外國奉行に任ぜらる。十二月遣米使節一行の功勞を賞し、忠順に知行二百石を加増せられ、金十枚、時服三領を賜ふ。(三)文久元年二月、露國船將ビリレフ、對馬に碇泊し、船舶の損所を修繕すと稱して、乘組員を上陸せしめ、永住の準備を爲す。幕府其報に接して、大に驚き、四月六日、外國奉行たる忠順及び、目附溝口八十五郎等を、對州に急行して交渉せしめしも、議完まらず。忠順等は歸東せり。是に於て安藤閣老は、米公使の斡旋を請ひ、漸くにして彼を退帆せしむるを得たり。文久二年六月、忠順勘定奉行勝手方に轉ぜらる。當時幕府の財政頗る窮乏に瀕し平時に於てだも猶歲出は歲入に伴はざるに、近年外交時變頻發して、其用途莫大の額に上り、如何とも彌縫する能はざるに至りて、忠順を拔擢採用し、之を鹽梅料理せしめんとせしもの、如し。忠順が勘定奉行として斷行せし所は、上毛及び上毛人に載せたる早川珪村氏の文章を得たれば、左に掲ぐ。

幕府の勘定奉行にして貨幣に關し、又經濟に關し、智識を有したる者は稀にして

只其員に備り、屬僚等の出せる調書に捺印するに過ぎざる者多かりしが、上野介のみは然らず、自ら難局救治の方策を決定し、其れを實行せんと期したり。其第一着手として、舊例古格を打破し、無用の役員、無用の役局を廢止する事、又乘ずるの機あらば、諸大名と旗本等の祿高を削り、或改易をも爲んとせり。然るに其改革意見は、毎に老中の容るゝ所とならず、上野介は心血を濺ぎ、折角苦心の上計畫したる改革意見も、或は畫餅にならんかと大に焦慮したるが、退いて考るに、其改革意見の毎々老中の爲に阻止せらるゝ所以を考察するに、其改革意見に對し、老中自身が許否の指令を爲すも、其實は奧祐筆組頭が査覈して許否案を草する者なれば、奧祐筆組頭中、最も舊制を株守する佐藤某を味方とする時は、或は改革意見を遂行する事を得べしと信じ、上野介は或時老中に對し、奧祐筆組頭佐藤某は精敏にして理財に通ず。依て勘定奉行竝に擢用せん事を推薦し、老中其言を容れ拔擢したれば、彼れ佐藤は上野介の推譽を德とし、上野介の意見遂行を援助するに至り、上野介建議の趣旨が始て採用せらるゝ事となりたりと云へり。是れ上野介が寵に媚びたるが、適々以て成功したる者なり。然れ共上野介は消極一點張りにのみ偏したる者にあらざりし。此の如き財政困難の時に於ても、國家有益の爲には如何に巨額の經費と雖も支出を惜まざりしと云ふ。上野介が專ら手腕を揮ふに至りしは、慶應元年以後

に於けるが如し。役局改革、吏員淘汰の如き、頻りに行はれしかば、時人相語つて、今日も亦或は改革廢止の命出ん、明日も亦廢官免職の命あらんと云ふに至れり。當時改革改正の行はるゝや、上野介の建議に基きたるにあらざる者も、皆彼れの意見に出たる如き世評を招きたり。上野介は黑幕内に居り、以て家老等を操縱せりとは公然の祕密にして、世間一般に認められたる所なり。其政費を節約するに如何に嚴密周到なりしか、今其一例を擧ぐれば、從來提供し來りたる閣老の晝食を廢止し、庖厨に一尾の鮝魚なきに至りたるに徴し、他をも推知すべきなり。又歲末の恒例となり居りたる、勘定方役員に支給する歲末賞與金をも廢止せしかば、小吏等は大に上野介を誹謗するに至れるが、小吏等の誹謗も强ち無理ならぬ事情の存するなり。其れは此歲末賞與金を以て、彼れ小吏等の越年豫算中に組入れ有りたる者なるを斷然廢止せられたれば、彼れ等の苦痛甚大なりし事知るべきなり。上野介は一面に於ては絕體消極主義にて經費を節約したるも、既に上にも云へる如く有益なる經費は、何の惜氣もなく支出して惜まざりし、其一例を擧ぐれば、既に二百年來廢典となり居りたる將軍上洛を復活し、文久三年中に兩度の上洛を爲し、天機を奉伺し、衰微に傾きたる幕府の勢力を回復し、尊攘黨の勢力を挫かんと試みたるが、其經費は當時の幕府の經濟狀態にては、實に莫大なる巨額に達したり。今兩度

上洛の經費を見るに、

大判五百七十三枚

金百〇七萬六千百九十六兩二分餘

銀十一萬三千四百九十九兩一分餘

の巨額に達せり。元治元年十二月には、下の關償金年賦第一期五十萬兩を拂はざるべからず。此時國庫は如何に空耗なりしかは、匏庵十種(栗本鋤雲著)中の記事、當時府庫の空耗なると、上野介が其衝に當りたる苦心を見るに足る者あり(中略)。

此時長州藩毛利大膳大夫は、勤王論を高唱し、幕命に從はざりしかば、幕府も意を決し、征長の師を發したるが、府庫の空乏は前章既に述べたるが如く、其極點に達し、特別非常の手段を講するにあらざれば、如何共爲し難きを以て、全國の富豪より強壓的に獻金をなさしめ、殊に大坂商人よりは有期國債の形式に依り、七百萬兩を募集し、征長六軍の軍餉をして、綽々として餘裕あらしめたるが如きは、小栗の功勞を特筆大書すべきである。又酒類其他の奢侈品に課稅し、富豪より變則的所得稅を徵集し、聊ながら新財源を開拓し、慶應三年には諸役人の役高を廢し、隱居・部屋住・厄介に給する切米を廢し、悉く役金卽ち年俸を給したり。又同月中、兵庫開港に付、長文の意見書を提出し、商社を設立し、兌換紙幣を發行せしめ、進んでは郵便・電信等の

事業をも起し、尙佛蘭西の資本に賴んで、江戶橫濱間に鐵道を敷設せんと欲し、有利事業には外債恐るゝに足らずと主張したるが如きは、舊習を墨守したる時代に於ては、稀に見る處の意見抱負ありたる者と云ふべきなり。

元治元年五月、忠順は勝麟太郎安房・木村攝津守芥舟等と與に、兵制の取調を命ぜられ、鄭重審議の後、陸軍常備として、步騎砲兵一萬二千二百十九人と定め、次いで湯島兵器鑄造所改良意見等を提出す。慶應元年、佛國より陸軍敎師を招聘し、傳習所を橫濱に設置して、大に改良の實を擧ぐ。是より先き安政四年、製鐵工場を長崎に設く。而も其地僻遠にして、規模も亦狹小なり。依つて別に一大船廠を江戶灣に創設せんと欲し、有司をして之を議せしむ。當時國用足らざるを以て、之を難ずる者多し。時に忠順、勘定奉行を以て海軍所の事務を兼掌し、夙に時勢を洞察して、極力異論を排し、船廠設立の急務たるを主張す。幕府終に之を容れ、忠順及び栗本瀨兵衞に命じ、佛國全權公使ラォン・ローセスに就いて諮詢し、佛國海軍技士ヴェルニーを招聘することに定む。時に元治元年十一月なり。翌年正月、ヴェルニー來朝するや、忠順及び栗本・木下・淺野・山口駿河守・柴田日向守・石野筑前守・增田作左衞門の八人を、製鐵所委員に擧げ、創設事務を擔當せしむ。九月相州內浦山地に於て、鎌

入初めの式を行ふ。之を横須賀海軍造船所の起源とす。斯くて四年にして、製鐵所一箇所、ドック大小二箇所、造船場三箇所、武庫・廠廨等成る。其費用二百四十萬弗を要せり。幕府窮乏の極に達せし時に際し、此巨額を抛ちて顧みざりし其英斷は、忠順の人物を想見するに足る可し。忠順が末路の事蹟は、別章に詳記したれば就いて見られたし。

忠順は明治元年閏四月六日を以て、水沼河原に刑せらる。其前夜老母鏡壽院・夫人みち子・養子忠道許婚日下いき子の三人を、譽田（本姓中島）三左衛門に託し、有志の壯士兩三名を附して山中安全の地に潜伏せしむ。果せるかな、翌日事あり。三左衛門は最早や猶豫す可きの時に非ずと思考し、忠順の家族を伴うて、間道より吾妻郡入山村山田彌平治に倚る。同月十日、老母及び日下いき子には、池田傳三郎・塚越富五郎・中島さい（三左衛門が女）・萩原五平次を隨從せしめて、信州路より越後國北魚沼郡堀之内村に至らしむ。又夫人みち子には、三左衛門及び塚越房太郎・塚越源忠・佐藤源十郎・中澤龜吉等隨從して、嶮岨なる間道を經越後十日町に入る。（是より房太郎・龜吉の二人を歸村せしめ、資金の調達を爲さしめしも、二人奔走意の如く爲らず、終に決意して下野を經、會津城に入れり。）夫れより堀之内村に進んで、老母一行と合し、新潟に達し、藤井某の家に匿る。

新潟は忠順が父忠高の嘗て奉行たりし地なりしを以て、其時の知人が加護を受けんと思ひしなり。 されど茲も亦安全の地に非ざるを知り、會津に赴かんことを圖り、晝は山野に伏し、夜は嶮岨を冒し、具さに艱苦を嘗めて、蒲原郡水原村の陣屋に安着せり。 忠順夫人が草莚籠に潛みて背負はれ、追手の難を免れたりと云ふは、此時の事なり。 斯くて陣屋より會津に送られ、老臣石澤賴母の盡力により、安住の所を得、當時懷姙中なりし夫人は、六月十四日に一女子を擧ぐ。 即ち後の小栗貞雄氏夫人國子なり。大隈重信の夫人三枝氏は、忠順の從妹なるに依り、小栗家の爲めに侯の媒介にて、矢野文雄の弟貞雄を國子の婿と爲し、小栗家を相續せしめたるなり。

(一)群馬郡誌に、明治元年調、小栗上野介知行、權田村三百七十五石九斗八升二合、下齋田村百七十石四斗七升六合とあり。

(二)此知行の中に、那波郡を含めるならん。佐波郡誌に、幕末旗下小栗又一知行所、與六分村の一部と見えたり。

(三)增田作左衞門賴興は、幼名德藏。弘左衞門賴長の長子にして、同姓作右衞門義融の養嗣と爲る。父は利根郡政所村の出なり。幕府に仕へ、西丸表火番より累進して、飛驒國高山陣屋に於ける郡代、及び御勘定吟味役・日光御普請御用掛等に歷仕す。慶應四年三月、病んで江戶の自邸に卒す。時に年六十。加澤記と稱す書は賴興が補修完成したるものと云ふ。(上毛及上毛人。)

一六　松平（家紋は梅輪内）　(天和二—未詳)

定澄　伊勢國桑名城主久松隱岐守定勝が六男定政に三子あり。定澄は次男なり。通稱は大助・勘解由、又は左太夫。慶安四年、父定政、伊豫國松山に蟄居するに及び、從つて之に赴く。延寶二年、隱岐守定直より廩米千五百俵を分與せられ、

邑樂山田二郡の中を知行す

寄合に列す。七年小姓組の組頭と爲り、天和二年四月、上州邑樂・山田、野州安蘇の三郡の内にて、新恩五百石を賜ふ。元祿元年、駿府の定番に徙り、七年務を辭し、寶永二年二月十一日卒す。江戸芝龜塚の濟海寺に葬る。法名は玄心。

定員（かず） 小十郎と稱す。實は松平佐渡守慶倘が五男にして、定澄の後を承く。延享二年卒す。

定卓（たか） 佐五郎、又は左太夫と稱す。寶暦十三年、御使番と爲る。明和四年卒す。

定胤 初名は定將（まさ）。熊五郎、又は小十郎と稱す。天明五年、松平隱岐守定國より廩米千俵を分與せられ、采地五百石、廩米二千五百俵の祿と爲る。寛政九年御小姓組の番頭に進み、筑後守に任ず。

定勝─┬定行……
　　　├定綱
　　　├定實
　　　├定房
　　　└定政─定知
　　　　　　└定澄（一）─定員（二）─定卓（三）─定胤（四）─定經

――定諡―定寧

一七　酒井（家紋は丸に鳩酸草）　（天和二―未詳）

山田郡を知行す

新田山田二郡を領す

忠村　父忠知（初名勝久）は酒井左衞門督忠次が五男にして、將軍秀忠家光に仕へ新に家を起す。慶安四年十一月、武州高麗・入間二郡の內にて、采地千五百石を賜ふ。忠村は忠知の二男なり。宇右衞門、又は小平次と稱す。寛文十年家を繼ぎ、十一年、御持弓の頭に進み、延寶四年、御持筒の頭に轉ず。天和元年、御鎗奉行に徙り、二年五月、上州山田・野州梁田の二郡の內にて、五百石の加恩あり。都て二千石を知行す。貞享二年、御旗奉行と爲り、元祿七年十一月九日卒す。年七十六。京都智恩院の先求院院に葬る。法名は自圓。

忠隆　千菊・主稅、又は小平次と稱す。忠村の子なり。元祿十年十一月、武州高麗・入間二郡の采地を割いて、上州新田・山田の二郡の內に移さる。寶永三年、御小姓組の番頭に進み、因幡守に任ず。七年、御書院の番頭に轉ず。將軍家繼、根津權現社參の際、其邸に臨む。享保四年致仕し、六年六月三日卒す。年六十。江戶下

谷の泰壽院に葬る。法名は圓隆。

忠居　千菊、五郎助、又は小平次と稱す。忠隆の子なり。享保六年、御使番と爲り、十三年、西城御書院の番頭に進み、伯耆守に任ず。十九年、大番頭に轉じ、寛保二年九月八日卒す。年五十四。江戸深川の雲光院に葬る。法名見明。

忠顯　稻太郎、又は小平次と稱す。忠居の子なり。寶暦八年、新番の頭に進み、明和元年卒す。

忠敬　五郎助、又は小平次と稱す。忠顯の子なり。安永七年、日光奉行と爲り、因幡守に任ず。寛政五年、御留守居と爲る。

忠次─┬─家次─忠勝……
　　　├─康俊
　　　├─信之
　　　├─(一)久恒──(二)忠方
　　　└─(一)忠知──(二)忠村─(三)忠隆─(四)忠居─(五)忠顯─(六)忠敬─忠倪

一八　酒井（家紋は丸に剣鳩酸草）　（元祿十—明治初）

重賢　酒井は松平氏の別流と爲すものあれど、詳ならず。小平太勝忠の子重元、家康に仕へ、師を出す毎に之に供奉して、軍忠を致す。其子重勝勇名あり。孫重之、武藏・上總の二州にて、采地二千石を賜ひ、後二千俵を加ふ。明暦二年、御書院番頭に進みて卒す。重賴繼ぎ、延寶元年卒す。重賢は松右衛門、又は與左衛門と稱し、重賴が三男なり。元祿十年七月、廩米を更めて、上州(一)群馬・碓氷二郡の内采地五百石を賜ふ。正德三年、小十人の頭に進む。享保七年五月二十日卒す。年六十五。江戸谷中瑞輪寺の久成院に葬る。法名は日證。

群馬碓氷五百石を知行す

光昌　七之助、又は與左衛門と稱す。重賢が孫なり。寶永七年家を繼ぎ、先の廩米を收めらる。享保十六年、御書院番と爲り、明和二年致仕して、有樂と號し、四年卒す。年五十九。

昌長　大藏・七郎右衛門・小平太・與左衛門と稱す。實は竹本大膳亮正綱が三男にして、光昌の養嗣と爲る。天明二年卒す。

光近　德三郎、又は與左衛門と稱す。實は雀部彈右衛門辰直が二男にして、昌

長が養子と爲る。寛政五年卒す。

賢昌　鐵助、又は與左衛門と稱す。實は昌長が二男にして、光近が嗣と爲る。采地五百石を知行す。

勝忠―重元―重勝―重正―重之―重賴┬重春
　　　　　　　　　　　　　　　　　└重賢―重明―光昌[二]＝昌長[三]＝光近[四]―賢昌[五]……

(二)群馬郡誌に、明治元年調、旗下酒井與左衛門知行、中里村八十三石一斗八升とあり。

一九　志賀（家紋は桐）（慶長七―未詳）

政繼　山名氏の族なり。山名氏は新田義重の長男義範が、上州綠野郡山名莊に住せしより家號と爲す。山名彈正大弼教豐の五男豐繼、山名を更めて、海老名を家號とす。孫政近に至り、南條を稱す。政繼は政近の子、源介と稱す。初め山名豐國が許にあり。後南條伯耆守元繼に屬し、元繼の死後、其兄南條左衛門尉元清に屬す。其後豐臣秀吉の命に依り、石田三成に預けらる。秀吉薨去の後、薙髪

緑野郡を知行す

して因幡國に蟄居せしが、慶長七年召されて將軍秀忠に仕へ、上州緑野郡の内に於て、采地を賜ふ。十五年致仕し、元和九年九月十日卒す。年七十七。法名は長安。

定繼　半兵衞と稱す。政繼の子なり。外家の號を冐し、南條を更めて、渡邊とす。又志賀に改む。大坂冬役に戰功あり。後故ありて罪を獲しが、慶安四年赦さる。萬治三年卒す。

某　金五郎と稱す。定繼の子なり。寛文二年、大番と爲り、元祿五年卒す。

某　源之助と稱す。祖父金五郎某の遺跡を襲ぎ、二百四十石を知行す。

二〇　横瀨　家紋は五七桐　（元祿十五—明治初）

貞顯（あきら）　由良信濃守貞房が二男にして、左門又は式部と稱す。延寶六年徵されて

新田勢多佐位三郡四百石を知行す

て、御書院の番士と爲り、八年、廩米三百俵を賜ふ。元祿二年、表高家に列し、十二年、奥高家と爲り、侍從に任じ、美濃守に任ず。三百石を加へられ、廩米を更めて、野州足利郡の內にて采地六百石を賜ふ。十五年十二月、上州新田・勢多・佐位三郡の內にて、四百石を加へられ、都て千石を知行す。寶永元年、先に關東地震の際、內侍所に於て御祈ありしことを謝するの使を蒙り、京師に赴き、參內して、龍顏を拜し、天盃を賜ふ。正德元年、朝鮮の信使來聘の時、其事を承りしかば、從四位下に昇進す。享保十三年務を辭し十四年致仕して、以松齋と號し、八月二十六日卒す。年七十二。江戶淺草の海雲寺に葬る。法名は良安。

貞國　左源太・左衞門、又は式部と稱す。貞顯の子なり。元祿十二年、表高家に列す。享保十九年卒す。

貞隆　又次郎・左衞門、又は式部と稱す。貞國の子なり。寶曆二年、奥高家と爲り、侍從に任じ、駿河守と爲る。寶曆十二年、從四位下に陞り、明和元年卒す。

貞臣　貞次郎・兵庫、又は式部と稱す。實は貞國の二男にして、貞隆の後を繼ぐ。安永二年、奥高家と爲り、侍從に任じ、駿河守と爲る。後從四位下に陞る。

(一)佐波郡誌に、旗下横瀬侍從下觸の一部と見えたり。

二一　丹羽（家紋は桐臺）　(天和二―元祿十五年)

邑樂郡五百石を知行す

信氏　初名は氏春。猪之助・勘兵衛、又は權兵衛と稱す。丹羽式部少輔氏信が三男なり。正保三年、父の遺領濃州土岐郡の內にて、千石の地を分ち賜ひ、慶安三年、御小姓組と爲り、寛文二年、組頭に進む。元和二年四月、上州邑樂郡の內にて、五百石を加へられ、都て千五百石を知行し、貞享四年、御先鐵炮の頭に進む。元祿九年卒す。年六十。江戶淺草の法福寺に葬る。法名玄英。

采地を越後に移さる

氏右（すけ）　初名は氏眞。通稱は藤藏、又は權兵衛。信氏の子なり。元祿十五年七月、采地を越後國頸城郡の內に移さる。寶永元年、御徒の頭に進み、享保三年卒す。其子知氏に至り、嗣無くして家絕す。

一色範氏—直氏……氏明（丹羽）—氏時—氏盛—氏範—氏従—氏員—氏興—氏清—氏識—
　　└範光
　　　　　　　　　　　　└氏勝—氏次—氏信—氏定……
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└（一）信氏—（二）氏右—（三）知氏

吾妻郡二千石を知行す

二　土屋（家紋は三石疊）　（元祿十—未詳）

朝直　土屋民部少輔忠直が三男之直より一家を起す。之直、寛永五年、近侍の列に入り、御手水番を勤め、廩米五百俵を賜ふ。九年、五百石の新恩あり。先の廩米を更め、相州大住・愛甲、上總國長柄の三郡の内にて千石を知行す。萬治元年、廩米千俵を加へられ、寛文十一年、大番の頭に進み、延寶元年、二千俵を加へらる。朝直は其子なり。通稱は主膳。寛文十一年、備前守に任す。延寶七年、父の遺跡を繼ぎ、廩米千俵を弟左門茂直に分與す。元祿十年七月、廩米を更められ、上州吾妻郡の内にて、采地二千石を賜ひ、都て三千石を知行す。十三年六月、吾妻郡の采地を割きて上總國山邊郡の内に移さる。十五年、大番の頭に進み、享保十六年卒す。

秀直　初名は積隆。左京、又は兵部と稱す。實は松木伊豫守積昌が三男にし

て、朝直の嗣と爲る。兵部少輔に任ず。元文三年、長柄郡の采地を割きて、上總國武射、下總國千葉の二郡の内に移さる。寶暦元年、駿府の城代と爲る。四年卒す。

應直(まさ)　百助と稱す。秀直の子なり。丹後守に任じ、御書院の番頭に進み、安永二年卒す。

業直(おき)　富三郎と稱す。應直の子なり。天明元年、中奥の小姓に列し、三年備前守に任ず。

一色範貞……昌恒—忠直—利直……
一之直—二朝貞—三秀直—四應直—五業直……

三三　品川　家紋は五三花桐　(慶長六—正徳三年 正徳三—未詳)

碓氷郡千石を知行す

高久　通稱は新六郎。今川氏眞が二男なり。慶長三年、始めて將軍秀忠に謁す。六年、上州碓氷郡の内にて、采地千石を賜ふ。寛永十六年八月四日卒す。江戸市ヶ谷の萬昌院に葬る。後此寺を牛込に移す。

高如(ゆき)　新太郎、又は内膳と稱す。高久の子なり。寛永十六年、表高家に列し、正

保元年奥高家に轉じ、内膳正に任ず。三年、侍從に徙り、寛文三年、從四位上に陞る。十一年卒す。

群馬郡五百石を知行す

伊氏　彦五郎・内膳、又は釆女と稱す。實は松平修理亮重治が二男にして、高如が養子と爲る。元祿元年、奥高家と爲り、侍從に任じ、豐前守と爲る。寶永五年、從四位上に陞る。七年、上州群馬郡の内に於て新恩五百石を賜ひ、正德二年九月二十二日卒す。年四十四。

家絶す

範增　通稱は小五郎。伊氏の子なり。寄合に列し、正德三年卒す。嗣無くして家絶ゆ。

碓氷郡三百石を知行す

信方　初名は重安。小五郎、又は小三郎と稱す。實は松平修理亮重治が四男なり。正德三年七月、祖先の勤功に依り、範增が舊地上州碓氷郡の内三百石を信方に賜ふ。表高家に列し、寛延二年卒す。

氏如　龍五郎と稱す。信方の子なり。安永九年卒す。

氏長　本三郎と稱す。實は前田伊豆守長敦が三男にして、氏如が嗣と爲る。天明八年卒す。

氏維　隼人と稱す。實は竹中大學定弘が二男にして、氏長の養子と爲る。後

病んで兄竹中定格が家に在りしが、十年三月逐電す。

高美(よし)　三四郎・新太郎、又は内膳と稱す。實は松平市之丞近朝が二男にして、氏維が養子と爲り、寛政五年家を繼ぐ。

今川義元━氏眞━┳範以━直房……
　　　　　　　┗品川一高久━二高如＝三伊氏━四範増＝五信方━六氏如━七氏長＝八氏維＝九高美

二四　瀬名 家紋は丸に引兩筋 （寶永三━未詳）

貞隅(ずみ)　今川貞世六世の孫一秀の時、駿州庵原郡瀬名村に住して、瀬名氏を稱す。一秀五世孫政勝・徳川家康に仕へ、初め大和國にて采地三百石を賜ひ、尋いで其中百九十石餘を割いて、舊知瀬名村に移され、家康關東入國の後、武州入間郡の中に轉ず。政勝の子清貞、大番に列し、野州足利郡の内にて、二百石の新恩あり。清貞の長子貞正、通稱は藤三郎、又は傳右衞門。將軍家光に仕へて、大番と爲り、寛永二十年、廩米二百俵を賜ふ。後慶、加増ありて、千七百石を知行し、小姓組の番頭を勤む。後致仕し、養老の料廩米三百俵を賜ふ。元祿十一年卒す。年七十五。子信

邑樂郡の中を知行す

秀父に先ちて卒し、家絶ゆ。幕府貞正の勤功を思ひ、西山六郎兵衛昌春が三男貞隅を養ひて嗣とし、貞正が養老の資を以て、家を繼がしむ。貞隅、七之丞、又は傳右衛門と稱す。寶永三年八月、廩米を更め、武州埼玉、上州邑樂二郡の內にて、五百石の采地を賜ふ。四年、西城桐ノ間番の組頭に徙り、享保四年小十人の頭に徙る。十二年卒す。

義珍 初名は貞孝。熊之助、又は傳右衛門と稱す。寶曆七年、御目附に進み、十一年卒す。

義正 豐三郎、又は內膳と稱す。實は松平藤五郎正輔が二男にして、義珍が養子と爲る。御書院の番士に列し、安永元年卒す。

貞刻 熊之助、又は傳右衛門と稱す。義正の子なり。天明五年、西城御徒の頭と爲る。

今川 貞世―貞臣……瀬名 一秀―氏貞―氏俊―氏明―政勝―清貞―┬一 貞正―二 貞隅―三 義珍―四 義正―五 貞刻―貞親
└式明

二五　吉良　家紋は丸に二引龍　(未詳―元祿十六年)

義冬　吉良氏は足利左馬頭義氏が長子長氏より系を起す。三州幡豆郡吉良庄西條に住し、西條吉良と稱す。別流に吉良あり。長氏の弟義繼より系を起して、吉良又は蒔田と爲る。義繼六世の孫治家、鎌倉に出仕して、上州碓氷郡飽間を與へらる。足利基氏の時、武州世田ヶ谷に移る。長氏十三世の孫義安に至り、東條吉良の領をも併せ領す。妻は德川清康の女なり。義安の孫義彌、民部と稱す。慶長五年、關ヶ原の役、秀忠に供奉す。其後(一)吉良庄にて三千二百石の地を給ひ、十三年左兵衛督に任ず。尋いで從四位下に陞る。元和九年、少將に任ず。常に高家の職に居る。寛永二十年卒す。江戸市ヶ谷の萬昌院後此寺を牛込に移す。に葬る。義冬は義彌の子なり。寛永三年、侍從に任じ、若狹守に更む。千石を加賜せらる。上州碓氷郡、及び綠野郡の地、蓋し此中に有る可し。後父の遺跡を襲ぎ、總て四千二百石を知行す。慶安四年、少將に陞り、明暦二年、從四位上に進む。寛文八年三月二十五日卒す。年六十二。萬昌院に葬る。法名要山。

上州の地を知行す

義央　三郎、又は左近と稱す。義冬の長子なり。明暦三年、從四位下侍從に叙任し、上野介に更む。寛文三年、靈元天皇の踐祚を賀せらるゝの使者を勤め、從

四位上に昇叙す。八年家を繼ぎ、延寶八年、少將に進む。元祿四年頃より以後は、高家中の故老にして、舊規を諳んじ、典故に熟達するを以て、幕府に大禮ある每に、常に命せられて差圖役たり。而して義央、矜誇人を輕視する甚し。元祿十三年、故將軍家光の遠忌に當り、日光に法會を行ふ。時に風早中納言、京師より下向あり。此時中納言が、狩衣を着用して儀に臨みしを、義央咎めて、大事にも及ばんとししが、中納言が寛恕に依りて、事無かりしと云ふ。又此法會の時、加藤遠江守役儀を命せられて、日光山に赴きしが、老中の命に依り、諸事義央に交渉す可しとの事なりき。是に於て遠江守は、諸事を義央に諮問せしに、義央事每に無禮の言を吐き、絶えて指圖をも爲さざりしを以て、遠江守大に憤りしも、公用先の事と思ひ、怒を忍び事を了して歸邸せりと云ふ。されば是等の事を見聞せし人々は、翌元祿十四年三月、勅使下向に當りて、義央また饗應の差圖役を承りしに就いて、何かの一事件起りもせずやと危みたり。此時にも老中よりの馳走掛りを承はりし人々に命ありて、義央は故實に通せるを以て、諸事同人に聞く可しとの事なりき。由りて人々は、音物を義央に贈りて、其差圖をこひしも、御馳走人を承はりたる淺野長矩は、一の音物をも贈らざりし故、義央は大に憤り、私に曰く、人に事を賴むに、

音物を贈らざる事やはあると。其の後長矩の教を乞はんとするに當りて、之に應せず、十二日以來、長矩を罵倒すること屢〻なり。十四日に至り、勅使入城に際し、長矩其出迎ふ可き場所を問ふに、亦罵りて去りしが、後松之廊下にて復辱むるに及んで、長矩は終に忍ぶ能はず、小刀を振つて、義央を斬る。刀烏帽子の金輪に中り、義央僅に微傷を負ふ。長矩續いて第二刀を與へしも、些か背を撃ちしのみなりき。而して第一刀の際の出血に依り、眩暈して廊下の椽上に倒れしまゝにて、刀には手を掲げず。既にして人々馳來りて、長矩を組み留め、義央は茶坊主の肩に倚りて、一室に移さる。かくて將軍より義央に其故を問ひしに、義央答て曰く、內匠頭に恨まるゝ事毫も無し。全く亂心と認めて、防鬪は致さざりきと。將軍又長矩を尋問せしに、長矩曰く、義央に對し、事毎に意趣ありて、遂に及傷に及びしなり。決して亂心に非ずと。是に於て義央は事殿中なることを憚り、對抗せざりしは神妙なりとて、府醫二人を附けて退邸せしめらる。長矩は切腹を命ぜられ、家斷絕せしかど、義央は負傷全癒次第、相違なく役儀を勤む可きの命あり。而るに親族等協議の上、三月二十六日、義央の役儀御免の願を出し、程なく聞濟と爲り、寄合に列す。是年十二月十二日致仕す。是まで吉良家の邸は吳服橋內なり

しが、此後は本所に引移れり。十五年十二月十五日の曉、長矩の舊臣等の爲に居宅に亂入殺害せらる。年六十二。首は泉岳寺へ持行き、長矩の墓前に供せられて後、同寺住職より寺社奉行に屆出でしに依り、老中の協議にて、義周に下渡さる。依りて首を遺骸に繼ぎ、萬昌院に葬る。法名は要山。義央の央字に就いては、古來說あり英字とせるは誤なりと云ふ。而かして末に掲けたる割付には、上野介の印ありて、義英と刻す。思ふに、初め義英なりしを、後艸を去りて、央と更めたるならんか。

義周（よしちか） 左兵衞と稱す。實は上杉彈正大弼綱憲の二男にして、義央の養ふ所と爲り、元祿十四年十二月十二日家を繼ぎしも、赤穗義士の亂入に際し卑怯の振舞ありし科に由り、翌年二月四日評定に召出され、左の趣を仰渡さる。

淺野内匠頭家來共上野介を討候節、其方仕方不屆至極に被思召、依之領地被召上、諏訪安藝守（忠虎）に御預被仰付候者也。

幕府よりは、左兵衞事武士道相背きたる者なれば、御預けの中は、冬は木綿布子、夏は布帷子、朝夕一汁一菜の外無用たるべしとの命あり。又家臣一兩名を召連れんことを請ひしも、許されず。依りて討入前に浪入せし上野介の舊家臣山吉

新八・左右田治部右衛門を召返して、左兵衛に差添へ、やがて安藝守の本國へ送らる。是に於て吉良氏の家は終に斷絶す。其後幕臣に吉良と云へる者ありしも、是れは所謂「下され苗字」なれば、其血統に非ずと云ふ。重修譜・名跡志・上毛及上毛人。地名辭書・實事譚。

(一)吉良庄は幡豆郡横須賀・岡山・宮迫・饗庭・鳥羽・小山田・乙川の七村なり。

(二)吉良氏の知行は上に記せし吉良庄の外に、碓氷郡人見村(西横野村大字)・中野谷村(東横野村大字)・緑野郡白石村、(平井村大字)併せて四千二百石なり。實事譚に知行目錄を載せて曰く、

參州幡頭郡之内七ヶ村三千二百石、上野國甘羅郡三ヶ村千石、都合四千二百石御判被成下候。此儀兩人奉行被仰付、執達如件。

寛文四年四月五日　　永井伊賀守尚庸

小笠原山城守長頼

吉良上野介殿

と。然れども上野介の家督は、寛文八年なれば、寛文四年は父若狹守の世とすべし。又此書知行目錄の體を爲さず。思ふに寛永四年の誤寫にして、又宛名の上野介も、若狹守の轉寫の誤ならん歟。然らば上野國の采邑は、最初甘羅郡にして、後に碓氷・綠野兩郡へ換地されたるものならんか。尙攷ふ可し。慶安元年及び天和三年、綠野郡白石村の上納年貢割附は左の如し。

子ノ年白石村割付之事

一上田七町四反八畝二十歩

（中略）

一米〆百十二石五斗四升六合一勺

永合六十五貫七百七十三文四分

右之通極月廿日切可皆濟者也。

慶安元年子極月十五日　　松原市之丞

白石村庄屋惣百姓中

(裏書)

右表書之通可レ納所者也

若狹〇(義冬ノ印)

亥ノ年白石村割付之事

一上田六町六反九畝十二歩

(中略)

一米八十二石二斗八升四合四勺

金七十八兩錢七百五十四文

右之通極月廿日切可ニ皆濟一者也。

天和三年亥ノ十一月

齋藤善左衞門〇

永松九郎兵衞〇

白石村庄屋惣百姓中

(裏書)

表書の通可レ納所者也

上野□(義央ノ印)

二六　榊原　家紋は車輪　（天和二―明治初）

邑樂山田二郡五百石知行す

政喬（まさたか）　長吉、又は采女と稱す。榊原平十郎勝政が二男なり。父と與に池田光政が所領、備前國岡山に住し、後宗家榊原政房が招に依り、姫路に赴き、其扶助を受く。寛文七年、光政の允を得て、兄勝直と與に將軍に謁し、廩米五百俵を賜ひ、寄合に列す。十一年、小姓組の番士と爲り、延寶七年、御書院番の組頭に轉じ、三百俵を加へらる。天和二年四月、上州邑樂・山田㈠の二郡の中、五百石を加增あり。貞享四年、御先鐵炮の頭に徙り、元祿四年卒す。江戸湯島の凉智院に葬る。

政殊（まさよし）　七之丞・主計、又は采女と稱す。政喬の子なり。元祿五年、桐ノ間番に列し、六年近習番に徙り、小納戸番に轉ず。七年、御書院番と爲り、十年、廩米を更められ、相州鎌倉、野州芳賀二郡の中にて、采地八百石を賜ひ、都て千三百石を知行す。十四年、淺野長矩が所領を沒收せらるゝに當り、旨を承けて荒木十左衛門政羽と與に、赤穗に赴き、目附の事を勤む。三年組頭に轉じ、享保四年、仙洞附に進み、五年從五位下周防守と爲る。七年卒す。

政禮（まさのり）　作十郎・主計、又は數馬と稱す。政殊の子なり。享保九年、御小姓組の番

士と爲り、元文二年、屋敷改を勤め、五年卒す。

兼憲　右仲と稱す。實は榊原式部大輔の臣榊原若狹良定が子にして、政禮が養子と爲る。元文五年家を繼ぎて、直に卒す。

政榮(なが)　松之助・主計・采女、又は數馬と稱す。兼憲の子なり。小普請の組頭たり。寛政八年卒す。

政堯(たか)　辨藏、又は平十郎と稱す。實は能勢吉左衛門頼中が五男にして、政榮が養子と爲り、家を繼ぐ。

(一)山田郡誌に、廣澤村十一給の一、榊原采女知行と見えたり。

邑樂山田二郡五百石知行す

上州の領を他に移す

二七　榊原（家紋は車輪）　（天和二―寶永四年）

久政　大膳と稱す。榊原内記照久が三男にして、一家を起す。慶安三年、西城御徒の頭と爲り、廩米五百俵を賜ひ、將軍に近侍す。後、本城勤務と爲り、三百俵の加恩あり。天和二年四月、上州邑樂・山田二郡の中にて、五百石を加へ賜ふ。貞享二年、御先弓の頭に轉じ、元祿二年五月四日卒す。年六十一。武州足立郡本郷村傑傳寺に葬る。法名道無。

久勝　太郎兵衞と稱す。久政の子なり。元祿二年、家を繼ぐに當り、弟次郎右衞門久寧に廩米三百俵を分與す。十年廩米を更め、野州那須郡の中にて、采地五百石を賜ひ、都て千石を知行す。寶永四年九月、上州の采地を武州葛飾、野州那須、常州眞壁の三郡の中に移さる。正德二年六月十一日卒す。年五十二。江戸下谷の善立寺に葬る。法名日雅。

二八　榊原　家紋は十二本骨源氏車　(寛永二―同二十年)

元義　六郎右衞門信次、其祖は審ならず。鳥居彦右衞門元忠に仕ふ。其子元次、徳川家康に謁し、徴されて吉良庄の代官と爲り、三州幡豆郡の中にて采地を賜ひ、中田村に居る。慶長十八年卒す。元義は元次の子にして、左太夫、又は一郎左衞門と稱す。慶長四年、家康の小姓と爲る。其後、幡豆郡の中にて二百石を賜ひ、後父の遺跡を繼ぎ、二百三十石餘を知行し、寛永元年、城内御藏の普請奉行を勤め、二年七月、上州碓氷郡の中、百石を加増せらる。後大番の組頭と爲る。二十年、城州相樂郡の中、五百石を加へられ、從五位下淡路守に叙任す。此時上州の采地を相樂郡に移され、八百三十石を知行す。明暦元年十二月十三日卒す。年七十四。江戸赤坂の道教寺に葬る。法名は勝正。

碓氷郡百石を知行す

城州に轉知

信次(一)―元次(二)―元吉(三)―忠義(四)―忠國(五)―長國(六)―長里(七)―長榮(八)

新田郡を知行す

二九　向井（家紋は上藤丸）（天和二―未詳）

正盛　仁木氏の後裔なり。伊賀國（伊勢國の誤か）向井庄に住して家號とす。兵庫頭正綱、武田勝頼に仕へしが、武田氏の亡後、家康に屬して船手を掌り、相州の海邊を防衛す。其子將監忠勝、數子あり。次男忠宗、宗家を繼承し、五男正方、父の遺領の内、千石を分ち賜ひて、一家を起す。采地は加增千石と與に、相州三浦郡に在りしが、後に其中を割いて、上總國望陀郡の中に移さる。正盛初名は正房。吉三郎、式部、又は將監と稱す。延寶二年、父の遺跡を繼ぎ、御召の船奉行たり。天和二年四月、上州新田、野州梁田二郡の中、四百石を加へらる。是年安宅丸破壞の命を蒙る。元祿十六年致仕して、竹翁と號し、寶永二年十一月十五日卒す。江戸深川陽居寺に葬る。年六十。

正員　伊織、又は將監と稱す。正盛の子なり。元祿十六年家を繼ぎて、御船手と爲る。享保八年、伊豆國大島の支配を命せらる。十七年職を辭し、十八年七月廿四日卒す。法名正入。

政使　伊織、又は將監と稱す。正員の子なり。大島の地を支配す。寶曆三年、

御船手と爲り、七年三月朔日卒す。法名了水。

政香（か）　伊織、又は將監と稱す。政使の子なり。明和五年御船手と爲る。

政直　初名は政武、又は正慶（よし）。實は松平因幡守康直が七男にして、政香が養子と爲る。寛政三年、御船手見習を勤む。

長忠―長晴―長勝―忠綱―正重―正綱―
　―忠勝―正俊
　　　　├忠宗……（宗家）
　　　　├(一)正方―(二)正盛―(三)正員―(四)政使―(五)政香―(六)正直……
　　　　└(一)正興―(二)重興―(三)政暉―(四)政强　(五)政張―(六)政德……

三〇　向井　家紋は上藤丸　（天和二―明治初）

正興　八郎・八十郎、又は八兵衞と稱す。忠勝が六男にして一家を起す。寛永十八年、兄忠宗に賜はりし廩米五百石を與へらる。延寶二年御船手と爲り、水主・同心四十六人を預けらる。是年兵庫助に更む。天和二年四月、野州梁田、上州邑

邑樂・新田二郡を知行す

群馬郡五百石を知行す

樂・新田の三郡にて、采地四百石を加へらる。元祿七年致仕し、空參と號す。養老の料三百俵を賜ふ。寶永五年七月六日卒。年八十二。江戸淺草九品寺に葬る。

重興　主税と稱す。正興の子。元祿十年、廩米を更められ、上州群馬郡(二)の中、五百石の地を賜はり、都て九百石を知行す。寶永四年卒。年七十一。法名は徹三。

政暉　喜八郎、又は兵庫と稱す。實は將監正方が三男にして、重興の養子と爲る。享保十四年、御先鐵炮の頭と爲り、十七年京都町奉行に進み、從五位下伊賀守に叙任す。元文四年七月二日、京都に卒す。年五十六。彼地常樂寺に葬る。法名永着。

政強　八郎、又は兵庫と稱す。正暉が子なり。享保二十年、西城の御書院番に列し、明和三年卒す。

政張　喜十郎、又は喜八郎と稱す。實は政暉が二男にして、政強が嗣と爲る。明和二年、御書院番に列し、天明元年、駿府城の守衛に在りて卒す。

政德　金之丞、八郎、又は喜八郎と稱す。實は土屋越前守正方が三男にして、政張が養子と爲る。天明五年、西城御小姓組の番士と爲り、六年本城に勤仕し、寛政八年西城に候す。

(一)群馬郡誌に、明治元年調、向井喜八郎知行、村上村三百二十三石八斗六升三合三勺とあり。

三一　野々山（家紋は丸に十文字）（慶長七―未詳）

賴兼　家傳に、祖先は島津の庶流にして、三州野々山に住して、在名を家號と爲すと云ふ。新兵衞政兼、松平廣忠に仕ふ。其子藤兵衞元政、家康に仕へ、三州東條の中に采地を賜ひ、植田家の所領山中・安城・小針・長瀨の中を併領す。元龜元年、所所の戰功に依りて、三州三木（みつき）村にて、采地を加へらる。後三方原の戰に死す。賴兼は元政の子なり。新兵衞と稱す。幼より家康に仕へ、後命を蒙りて、秀忠に侍す。慶長三年、武州都築郡の中、二百三十餘石の采地を賜ひ、五年關ヶ原役に供奉す。其後御腰物奉行と爲り、七年上州勢多郡（編者曰佐位郡の誤ならんか。）の中三百石を加增せらる。九年七月二十二日卒す。年三十三。江戸湯島の稱仰院に葬る。法名は淨受。

兼綱　新兵衞と稱す。實は內藤右京進の家臣上田內記信綱が子にして、賴兼が養子と爲る。慶長十四年、御腰物奉行と爲る。寬永八年、近侍に列し、御小納戸

勢多郡三百石を知行す

となり、廩米二百俵を加へらる。十五年、御目附と爲り、命を受けて松平右衛門大夫正綱と與に武州・相模・上野・下野等の諸國を巡檢し、野山・田地・境界爭論の訴を與り聽く。十七年六月、加々爪民部少輔忠澄と與に長崎に赴き、同地に着港せし阿媽港の耶蘇教徒を誅戮す。二十年、女院御所に附屬せられ、城州相樂郡の中、千石を加へられ、都て采地千五百三十石餘、廩米二百俵を賜ひ、從五位下丹後守に叙任す。寛文四年、致仕して無世と號し、七年十月二十八日卒す。年七十七。

兼周　一郎左衛門、又は新兵衛と稱す。兼綱が子なり。寛永四年、將軍家光に謁し、後大番に列す。九年廩米二百俵を賜ひ、十年二百俵を加へられ、廩米を更めて、武州、賀美郡の中、四百石を賜ふ。萬治元年、新番に徙り、京師に赴き、次いで父に副ひて、女院御所に勤仕し、從五位下肥前守に叙任す。寛文四年、父の遺領を繼ぎ、十二年三月二十二日卒す。年六十。法名は道慶。

兼武　新八郎、又は新兵衛と稱す。兼周の子なり。御小姓組の番士に列し、父の遺跡を繼ぐの時、弟上田新右衛門兼元に五百石を分與す。天和二年、村瀨伊左衛門重房と與に、越後高田城に赴き、目附代を勤む。元祿五年卒す。

兼明　新八郎、又は新兵衛と稱す。兼武の子なり。父の遺跡を繼ぐの時、弟新

三郎兼政に采地二百石、廩米百俵を分つ。元祿十年、廩米を更め武州埼玉郡の中、百石を賜ひ、都て九百三十石餘を知行す。十一年、御書院の番士と爲り、享保十九年卒す。

兼脩（みつ）　三次郎、又は新八郎と稱す。實は依田源六郎信憲が二男にして、兼明が養子と爲りて、其女を妻とす。享保十六年、御書院の番士と爲り、七月二十二日卒す。

政氏　三次郎、又は釆女と稱す。實は上田新四郎政方が三男にして、兼脩が養子と爲り、其女を妻とす。享保二十年、御小姓組の番士と爲り、元文元年卒す。

兼逵（みち）　五十吉、又は新兵衛と稱す。實は野々山彌十郎光長が二男にして、政氏の養子と爲る。寶曆二年、御書院番に列す。九年西城御書院の番士と爲り、明和七年組頭に進み、寛政二年本城に候す。四年致仕し、養老の料廩米三百俵を賜ふ。

兼蔚（まさ）　初名は兼休（よし）。友之助、又は新兵衛と稱す。實は野々山數馬兼隆が五男にして、兼逵が養子と爲り、其女を妻とす。寛政二年、御小姓組の番士に列す。

一政兼—二元政—三賴兼＝四兼綱—五兼周—六兼武—七兼明—八兼脩＝九政氏＝一〇兼逵＝一一兼蔚……
　├兼宗
　├兼元（上田氏祖）
　└兼政……

┬元綱
├秀元
└兼考……

佐位郡を知行す

三二　上田　家紋は丸に矢筈十文字　（寛文十二―明治初）

兼元　野々山肥前守兼周が二男にして、兵八郎、又は新右衛門と稱す。寛文三年、御小姓組の番士に列し、五年廩米三百俵を賜ふ。十二年七月、父の遺跡山城國相樂、上州佐位(一)の二郡中、五百石を分ち賜ひ、廩米は收めらる。元祿十三年卒す。

政方　兵八郎、又は新四郎と稱す。兼元の子なり。正德四年、御目附と爲る。享保十一年卒す。

政辰　金三郎、又は新四郎と稱す。政方の子なり。御小姓組たり。明和六年卒す。

政喜　小膳と稱す。政辰の子なり。天明八年致仕し、鈍我と號す。

政高　金藏・新右衛門、又は新四郎と稱す。天明八年、西城御書院の番士と爲り、

寛政二年本城に勤む。文政の國字分名集に、五百石、小川町通、上田新四郎とあるは、政高が子孫なり。

兼元[一]―政方[二]―┬政辰[三]―政喜[四]―政高[五]……
　　　　　　　　└政氏

（一）佐波郡誌に、幕末旗下上田保之丞知行所、上武士村と出でたり。

三三　野々山（家紋は丸に十文字）（元祿十―明治初）

兼孝　初名は兼久。左近、又は彥右衞門と稱す。丹後守兼綱が五男にして、一家を起す。承應三年、御小姓組の番士と爲り、廩米三百俵を賜ふ。寬文二年、中奧の番士に移り、百俵を加へらる。貞享二年、桐間の番士と爲り、次いで二丸の御留守居に徙る。元祿九年鶴姫に附屬せられて、用人と爲り、野州梁田郡の內、千石の加恩あり。十年七月、廩米を更めて、上州山田郡（一）の中、四百石を賜ひ、都て千四百石を知行す。十三年七月十四日卒す。江戶市ケ谷蓮秀寺に葬る。法名は日孝。

山田郡四百石を知行す

兼貞　源八郞と稱す。實は野々山瀨兵衞兼家が二男にして、兼孝が養子と爲

山田郡四百石を弟に分つ

る。元祿十五年、御使番と爲る。正德元年四月、伊豫國宇和島に赴き、國政を監す。三年御先鐵炮の頭に轉じ、享保元年卒す。

兼玄（よし）佐源太と稱す。兼貞の子なり。享保元年、寄合と爲り、八年卒す。長男兼張、家を繼ぎ、四百石を弟兼幸に分ち兼張千石を知行す。

一兼孝—二兼貞—三兼玄—四兼張—五兼之—六兼好—七兼續—八兼儔……
　　　　　　　　　└(一)兼幸—(二)兼昵—(三)頼明……

(一)山田郡誌に、長尾根村、野々山左源太知行所と見えたり。

山田郡四百石を知行す

三四　野々山（家紋は丸に十文字）（享保八—明治初）

兼幸（よし）十助、又は彦右衛門と稱す。佐源太兼玄が二男なり。享保八年十二月、父の采地上州山田郡(一)の中、四百石を分與せられ、小普請と爲る。後大番より新番に徙り、又大番に轉ず。安永七年卒す。

兼昵（ちか）長十郎と稱す。實は村上三右衛門正春が二男にして、兼幸が養嗣と爲り、御納戸番に列し、天明元年卒す。

賴明　初名は兼明。伴五郎と稱す。實は內藤十郞兵衛貞榮が三男にして、兼昵が嗣と爲る。天明三年大番と爲る。

(一)山田郡誌に、矢部村ニ給の一、野々山彥右衛門所と見えたり。

三五　石川　家紋は篠龍膽　(天和二―元祿十一年)

總氏　石川氏は清和源氏、義家の子義時の流にして、武藏守義基、河內國石川郡を領してより、家號とす。日向守家成、德川家康に仕へて戰功あり。其子康通・忠總・成堯・成次あり。主計頭忠總は、家康に仕へ、後近江國膳所七萬石の城主たり。其亡後七男總氏に、遺領三州額田・加茂二郡の內、三千石を分與す。延寶五年、御小姓の番頭に進み、天和二年四月、上野・下野二國の中にて千石を加賜せられ、都て四千石を知行す。元祿十五年卒す。

上野國の中を領す

總昌　左近、又は監物と稱す。元祿十一年、御書院番の組頭と爲り、上野・下野の采地を、三州幡豆・加茂兩郡の中に移さる。享保九年卒す。

上州の采地を三州に移さる

義時—義基—家成—康通
—忠總—康勝—憲之……
—總氏[一]—總昌[二]—總朗[三]—總共[四]—總詳[五]—總朋[六]

三六　石川（家紋は九曜に笹龍膽）（寛政九—未詳）

忠房　祖太郎右衛門某、家康に仕へ、文祿元年、武州都筑郡の中にて、采地三百三十石を賜ふ。子忠吉、秀忠に仕ふ。長男忠重、大番を勤め、寛永十年、相州大住郡の中二百石を加へられ、慶安四年、廩米三百俵を加賜せらる。子孫相繼いで幕府に仕ふ。次男忠直、將軍家光に仕へ、廩米二百俵を賜ひ、小十人の組頭を勤む。曾孫忠貫、其子忠國、忠國の養子忠房なり。忠房、岩次郎・太郎右衛門・六右衛門、又は將監と稱す。實は伊丹左兵衛勝興が二男なり。寛政三年、御目附となる。四年魯西亞國より、伊勢國の漂民を送りて、蝦夷地に來るに依り、村上大學義禮と與に、諭使と爲りて、翌年三月、松前に赴き、漂民を受取り、江戸に歸る。七年御作事奉行に徙り、左近將監に任ず。九年八月、御勘定奉行に進み、二百石を加へられ、廩米を更

山田郡の中五百石を領す

めて、上州山田郡に於て、都て五百石を知行す。文政十一年の文書に「石川主水正知行、上州山田郡堤村」と見えたり。

某—忠吉—忠重
　　　　　—忠直(一)—忠利(二)—忠實(三)—忠眞(四)—忠國(五)—忠房(六)—忠良
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—忠文

三七　押田　家紋は五三桐　（未詳）

直勝　押田氏は、清和源氏義隆が四代、押田太郎頼廣を祖とす。下野守胤定に至り、千葉家に仕へ、一方の軍事を掌り、下總國八日市場及び大須賀の二城を守る。後北條氏政に仕ふ。其子吉正、千葉家に仕へ、後父と與に北條氏政に事ふ。天正十八年、徴されて家康に仕へ、下總國匝瑳郡の中にて、采地五百石を賜ふ。後大番の組頭と爲る。其子豐勝、下總國海上郡の中に於て、都て四百石を知行し、御腰物奉行たり。慶安三年、父吉正が遺跡を繼ぎ、己れの采地四百石は、之を長男直勝に讓り、三男頼意をして、父祖の祿を承けしむ。頼意の子爲則に至りて、嗣無くして

邑樂山田二郡の中を知行す

家絶す。直勝百介、又は三左衛門と稱す。父の采地を襲ぎ、後小姓組の頭となり、用人に進む。美濃國山縣、上州邑樂・山田の三郡の中、千五百石を加賜せられ、後海上郡の采地を、常州茨城郡の中に移さる。天和元年、上總國夷隅郡の中三百石を加恩あり。都て二千二百石を知行す。三年七月二日卒す。年五十五。下總國匝瑳郡野手村の圓長寺に葬る。法名は常貞。

正勝　藤左衛門、又は與五郎と稱す。直勝の子なり。小姓組の番士を勤む。元祿十六年卒す。

勝與　左京・藤次郎・兵庫、又は藤右衛門と稱す。正勝の子なり。小姓組の番士と爲り、享保九年卒す。

住勝　忠次郎と稱す。正勝が三男なり。享保九年、父の遺跡を繼ぎ、千石を知行し、五百石を弟吉次郎勝久に分ち與ふ。小姓組の番士と爲り、寛保三年卒す。

岑勝　萬三郎、又は藤右衛門と稱す。實は勝與が四男にして、住勝の養子と爲る。信濃守に任じ、御先弓の頭に進み、寛政八年致仕して、退翁と號す。幕府養老の料、廩米三百俵を賜ふ。九年卒す。年七十七。法名は岑勝。

勝融　熊太郎、又は藤右衛門と稱す。岑勝の子なり。采地千石を知行し、豐後

守に任じ、寛政九年、新番の頭に進ぜらる。

三八　押田　家紋は五三桐　（享保九―未詳）

勝久　吉次郎と稱す。勝與が三男なり。享保九年、父が遺跡の中、上總國夷隅、上州邑樂二郡の中、五百石を分ち賜ふ。明和七年、田安の用人と爲り、天明八年卒す。

邑樂郡の中を知行す

敏勝　乙次郎、又は藤次郎と稱す。實は勝輝が男にして、勝久が養子と爲る。御小姓組の番士に轉じ、安永九年、父に先ちて卒す。

勝長　長次郎、又は兵庫と稱す。天明八年、祖父の遺跡を繼ぎ、采地五百石を知行し、御書院の番士に列す。

系圖　前項を參照。

山田郡の中を知行す

三九　押田（家紋は五三桐）　（元祿十六―未詳）

榮勝　織部・又次郎・藤左衛門、又は傳左衛門と稱す。元祿十六年四月、父正勝が遺跡、常州茨城郡、上州山田郡の中にて、七百石を分ち賜ふ。御先弓の頭に進み、寛保三年卒す。

勝輝　正之助・藤五郎・伊織・三左衛門・與一郎、又は傳左衛門と稱す。西城御書院の番士に列し、天明元年卒す。

季勝　多門、又は傳左衛門と稱す。勝輝の長子なり。御小姓組の番士と爲り、寛政八年より若君に附屬す。

系圖　前項を參照。

四〇　坂本（家紋は丸に開扇十本骨）　（天和元―明治初）

貞治　佐竹義業が長男昌義の後裔、小瀨三郎義春の末孫なり。貞重の子貞次、

勢多山田二郡の中千石を知行

群馬郡を知行す

勢多群馬二郡を收めらる

武田信玄及び勝賴に仕へ、駿州田中城を守る。後家康に歸し、天正十八年、相州高座郡の中、三百七十石餘の采地を賜ひ、同州大住郡波多野の代官職を勤む。其孫重安、常州信太郡の中、新恩二百石を賜ひ、都て五百七十石餘を知行す。其子重治、遺跡の中三百石餘を知行し、二百七十石餘を弟百助貞政に分つ。重治初名は重秀。久五郎・小左衛門・右衛門佐、又は內記と稱す。實は小林文右衛門正信が二男にして、重安が養子と爲る。寬文二年、御小納戶に進み、新恩二百俵を賜ふ。八年又二百俵の加增あり。延寶八年、常州鹿島郡の中、五百石を加へ、元和元年、右衛門佐に任じ、大目附と爲る。二年四月、上州勢多・山田二郡の中、千石を加賜せられ、十月寺社奉行と爲り、七千八百石を加恩あり。糴の廩米を領地に加へられ、相州高座、常州信太・鹿島、野州那須、上州山田・勢多・群馬の中、都て一萬石を領す。貞享四年五月罪あつて職を奪ひ、逼塞せしめられしが、元祿二年赦されて、上州勢多・群馬二郡新恩の地七千八百石を公收せられ、小普請に貶さる。六年七月二十七日卒す。年六十四。江戶青山持法寺に葬る。法名は日意。

成方　久五郎、又は小左衛門と稱す。元祿六年、父重治が遺跡を襲ぎ、千七百石餘を知行し、小普請と爲る。弟久之丞治之に五百石を分つ。正德三年卒す。

直規　初名は重規、次に治規。巳之助・文太夫、又は小太夫と稱す。實は重治の三男にして、兄成方が嗣と爲る。御小姓組の番士たり。延享四年卒す。

直鎭　初名は治富。四郎五郎、又は小左衛門と稱す。實は柴田三左衛門勝富が五男にして、直規が養子と爲る。御小姓組の番士たり。天明六年卒す。

直富　安次郎と稱す。實は六郷下野守政豐が二男にして、直鎭が養子と爲る。寶曆元年御小姓と爲り、美濃守に任ず。十一年寄合に列し、安永二年、御徒の頭と爲り、天明七年、御留守居に轉ず。寛政四年卒す。

直諒　初名は信峰、次に美盡。岩之助、又は小太夫と稱す。實は石河主稅貞貴が六男にして、直富が養子と爲る。采地千七百石餘を知行し、寛政九年、御使番と爲る。

一直重―二貞次―三貞吉―四重安―五重治―六成方―七直規―八直鎭―九直富―一〇直諒……

（一）山田郡誌に境野村三給の一坂本氏知行所と出でたり。

四一　中澤　家紋は丸に七本骨開扇子　（元祿十―明治初）

清生　中澤氏は、佐竹昌義が後胤にして、坂本宮内左衞門貞茂が三男丹波貞勝、外家の號中澤に改むと云ふ。貞勝の子主稅助吉政、家康に仕へて、大番の組頭と爲り、采地五百石、廩米五百俵を賜ふ。清生は其孫なり。主膳、又は主稅助と稱す。寛文五年、父吉清の遺跡を繼ぎ、八年大番と爲り、後采地を廩米に改めらる。元祿十年七月、廩米を采地に更められ、上州群馬・甘樂・多胡三郡の中六百五十石を知行す。寶永四年九月二十日卒す。年五十五。江戸高田寶祥寺に葬る。法名は常光。

清永　力之助、又は主稅助と稱す。清生の子なり。御目附に進み、西城御裏門番の頭に轉じ、延享三年卒す。

清因　力之助・求馬・主稅助、又は半兵衞と稱す。清永の子なり。御書院の番士と爲り、寛延元年十二月、上州多胡郡の采地を群馬郡の中に移さる。(二)天明四年卒す。

清房　與市、又は主稅助と稱す。實は清永が三男にして、清因の嗣と爲る。天

（一）群馬甘樂多胡三郡の中六百五十石知行す

（二）多胡郡の采地を群馬郡に移さる

明四年卒す。

清繁　力之助・老之助、又は主税助と稱す。清房の子なり。釆地六百五十石を知行し、大番を勤む。

某（丹波貞勝に作）—吉政[二]—吉清[三]—清生[四]—清永[五]—清因[六]
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—清房[七]—清繁[八]—清盈

(一)群馬郡誌に、明治元年調、旗下中澤保太郎知行、南下村二百二十三石二斗七升三合三勺とあり。

四二　山本　家紋は丸に四石疊　（未詳）

正信　山本氏は、山本遠江守義定が男、山本冠者義經が二男、左衞門尉義弘が子、冠者義重の後胤なり。正直に至り、松平清康・廣忠の二代に仕へ、其子正繼、家康に事ふ。正繼の子正吉、寛永二年、二百石餘を知行し、十年武州比企郡の中、二百石を加へらる。長男正茂、宗家を繼ぎ、次男正信、別に家を起す。正信通稱は五郎八・七左衞門、又は七郎左衞門。寛永四年、廩米百五十俵を賜ふ。九年大番を勤む。十

年二百石を加へられ、糴の廩米を更めて、下總國葛飾郡の中、都て三百五十石の采地を知行す。後用人に進み、其後濃州方縣、上州邑樂・山田、三郡の中千五百石を加へられ、都て千八百五十石を知行す。寛文七年閏二月二十六日卒す。年六十。三州平地光顔寺に葬る。法名は教量。

正勝　兵藏・七郎兵衞、又は七兵衞と稱す。父の遺跡の中千五百石を知行し、下總國葛飾郡の舊知三百五十石の地を、弟七十郎正經に分つ。元祿二年、小十人の頭に進み、享保二年卒す。

正武　數馬・八三郎・源右衞門、又は七郎左衞門と稱す。正勝の子なり。御小姓組に列す。享保十六年卒す。

正陳　松之助・主稅、又は七郎左衞門と稱す。正武の子なり。御書院の番士と爲り、明和五年卒す。

正府　卯留・幸次郎、又は七兵衞と稱す。實は正武が五男にして、兄正陳が嗣となる。御小姓組の番士と爲り、安永九年卒す。

正賛　初名は直達。大次郎と稱す。實は永井甲斐守直該が二男にして、正府が養子と爲る。天明二年、御書院番と爲り、五年之を辭す。

邑樂郡山田郡の中を知行す

正直—正繼—正吉……正茂……

[一]正信—[二]正勝—[三]正武—[四]正陳

[五]正府—[六]正贊……

八幡山千石を知行す

四三　山本（家紋は丸に鳩一番）（元和二年—未詳）

重成（一に正成に作る）　山本冠者義高十三世の孫、喜右衛門正高、松平監物家次に屬して、三州櫻井に住す。其子重成、助八郎又は新五左衛門と稱す。永祿十二年、家康に謁して、小姓と爲り、元龜三年、三方ヶ原の役に供奉す。天正十二年、小牧の役に御使番と爲り、爾來戰役毎に、此事を掌る。十八年、小田原役に扈從し、役後下總國葛飾郡の中、采地五百石を賜ふ。慶長三年、使者と爲りて、朝鮮在陣の諸將に、歸朝の仰を傳ふ。關ヶ原の役、奮戰して敵の首を獲たり。凱旋の後、江州の中にて、五百石の新恩あり。慶長十九年、大坂の役に參加し、松平忠明・本多忠政・本多廣純等と與に、大坂城の石垣を毀ち、總濠を塡むる事を奉行す。夏役にも亦、家康に供奉す。家康の薨後、秀忠に事へ、上州八幡山に於て千石を加へられ、都て二千石を知行す。

元和二年十二月二十六日卒す。年六十三。下總國小金の東漸寺に葬る。法名は道運。

吉正（一に義正に作る）　助八郎、又は新五右衞門と稱す。重成の子なり。天正十九年、始めて家康に謁し、關ヶ原役及び大坂兩役に供奉し、御書院番を勤め、遠州西郡伴長に於て、三百石の采地を賜ふ。元和二年、紀伊賴宣、駿・遠二州を領知せし時、父重成が采地、彼地に在るを以て、直に賴宣に附屬せしめられしに、吉正命に應せざりしかば、終に父が遺跡をも給はらず、流浪の身と爲る。後新たに采地を武州足立郡に給ふ。

父の遺跡を收公せらる

一正高―二重成―三吉正―四重吉―五重利―六正大―七正相―八正貞―九正利……

四四　溝口（家紋は揺撟菱）（慶長十四―貞享四年）

善勝　溝口氏は、逸見又太郎義重が後裔にして、世々美濃國に住し、後尾州溝口郷に移り、溝口を以て家號と爲す。彥左衞門勝政、溝口郷を領す。其子伯耆守秀勝、秀吉に仕へ、越後新發田六萬石を領す。後家康に歸し、戰功多し。長子宣勝、家

甘樂郡の中二千石を知行す

を繼いで、宗家と爲り、次子善勝、別家を起す。善勝、通稱は孫左衞門、初家康、後秀忠に仕ふ。父が領地の中、五千石を分ち與へられ、伊豆守に任ず。慶長十四年、上州甘樂郡の中にて、采地二千石を賜ふ。十五年父卒するの後、更めて越後蒲原郡の中一萬二千石を分ち賜ひ、都て一萬四千石を領し、澤海に居所を營む。大坂冬の役、土井利勝が隊に屬し、木津口を守衞す。夏の役、亦利勝が隊に加はる。寛永四年、大坂城を戍る。十年海內の諸道を巡見せしめらるゝに際し、旗下の士十八人の中に在り。十一年五月二日卒す。年五十一。貝塚の青松寺に葬り、利性院大岳道徹と諡す。

政勝　金十郎と稱す。父の遺領の中一萬石を繼ぎ、三千石の地を弟權佐助勝に、千石の地を九十郎直勝に分與す。寛永十三年、弟助勝死して嗣無きを以て、其采地を預けらる。二十年、其中二千石の地を弟八十郎信勝に賜ひ、千石は收公せらる。萬治三年、土佐守に拜し、寛文十年卒す。

政良　初名は政胤。金助と稱す。政勝の子なり。伊豫守に任じ、天和三年卒す。

政親　帶刀と稱す。實は加藤內藏助明友が二男にして、政良が養子と爲る。

封を收公せらる

貞享三年、領地に在りて酒狂せしに依り、家臣等之を兄加藤佐渡守明英に訴へしかば、明英台旨を承はり、佩刀を與へずして江戸の邸地に逼塞せしむ。四年八月、一族等が請ひに任せ、封を沒收し、終身廩米五百俵を給して、明英が邸に籠居せしむ。

勝政―秀勝―宣勝……
　　　　　└(一)善勝―(二)政勝―(三)政良＝(四)政親 家絶
　　　　　　　　　├助勝
　　　　　　　　　├(一)安勝―(二)友勝―(三)塡勝―(四)勝豐―(五)勝岑―(六)勝興
　　　　　　　　　│　　　└(一)常勝＝(二)忠勝―(三)勝政―(四)勝盛―(五)應勝
　　　　　　　　　└(一)信勝―(二)勝興―(三)勝文―(四)勝豐―(五)勝德―(六)勝明

四五　溝口　家紋は播摺菱　(天和二―元祿元年)

安勝　初名は直勝。九十郎、又は孫左衞門と稱す。伊豆守善勝が三男なり。父の遺領越後國蒲原郡の中、千石を分與せられ、慶安三年、御書院番に列す。寛文四年命を蒙り、兩毛・常州等の諸國を巡檢し、九年御目附代を承りて、肥前國島原城

赴き、後城引渡の事を勤む。十二年御使番に轉ず。延寶七年、御目附代を承りて、阿波國德島城に赴く。天和二年四月、上州山田郡の中五百石を加へられ、元祿七年三月十七日卒す。年七十六。法名は安勝。二子あり。長左衛門友勝、元祿元年七月、家を繼ぎて、千石を知行し、山田郡五百石を二男常勝に分つ。

山田郡の中五百石を知行す

山田郡五百石を常勝に分つ

系圖　前項を參照。

四六　溝口　家紋は播摺菱　（元祿元―元文二年）

常勝　十太夫と稱す。安勝が二男なり。元祿元年七月、父が采地上州山田郡の中五百石を分與せられ、御書院の番士に列し、享保七年卒す。

山田郡の中五百石を知行す

忠勝　松之助・伊織、又は孫四郎と稱す。常勝の子なり。御小姓組の番士と爲り、享保十八年卒す。

勝政　泉次郎、又は十太夫と稱す。實は吉田梅庵郷直が長男にして、忠勝が養子と爲る。御小姓組に列す。元文二年十一月、采地を更めて、廩米を賜ふ。寛政七年卒す。

山田郡の中五百石を廩米に更む

系圖　前項を參照。

四七　溝口　家紋は攑摺菱　（天和元—未詳）

信勝　初名は之勝。熊之助・八十郎、又は源右衛門と稱す。善勝の四男なり。寛永二十年、御書院番に列し、嘗て兄政勝に預けられたる越後國蒲原郡の地三千石の中、二千石を賜はる。寛文二年、御使役に進む。五年伊達龜千代幼年たるを以て、命を蒙りて仙臺に赴き、國務を監す。七年閏二月、東海道及び飛驒・信濃等の諸國を巡檢す。十年奈良奉行に轉じ、和州平群郡の中五百石の地を加增せられ、豐前守に任ず。是年越後國の采地を和州平群郡の中に移さる。十一年六月廿八日、春日神社遷宮の時、祠邊鹿多くして人之に惱むを以て、廣き網を設けて、數多の鹿を追ひ入れ、網目より出せる角を伐りて、衆人の憂を除く。爾後定例と爲る。天和元年十月、職を辭して小普請と爲り、和州の采地を上州、綠野・多胡・甘樂・碓氷四(二)郡の中に移さる。後寄合に列し、元祿四年六月二十二日卒す。年七十。貝塚の青松寺に葬る。法名は了以。

綠野多胡甘樂碓氷四郡二千五百石知行す

勝興　熊之助・源右衛門、又は源兵衛と稱す。信勝の子なり。元祿五年、御使番と爲り、七年御目附に進み、八年桐ノ間の番頭に徙り、同年務を辭して、寄合に列す。十年御使番に復す。十四年、丹羽五郎三郎幼年なるを以て、其城池二本松に赴き、制法を監す。寶永六年、御先鐵炮の頭に徙り、次いで之を辭し、享保六年七月十二日卒す。年六十一。

勝文　熊之助・彥九郎、又は源右衛門と稱す。勝興の子なり。御書院番に列し、延享元年卒す。

勝豐　初名は勝美。熊之助・吉彌・右近・主計、又は源右衛門と稱す。勝文の子なり。御小姓組の番士と爲り、明和六年卒す。

勝德　初名は勝興。祐之助と稱す。勝豐の子なり。御小姓組に列し、寛政八年卒す。

勝明　八十郎と稱す。勝德の子なり。父の遺跡を繼いで、采地二千五百石を知行す。

系圖　前項を參照。

(二)天和二年三月の文書に、豐前守信勝が知行所、多胡郡志保村の高を三百五十二

石九斗二升五合、此段別四十一町二段四畝五歩と擧げたり。上毛及上毛人。

四八　武田　家紋は丸に花菱　(天和二―未詳)

信安　武田氏は、刑部三郎義清、甲州武田に住せしより、武田を家號と爲す。其後裔與左衞門信俊、同州川窪の地を領して、氏を川窪と改め、家康に歸從す。大番の頭と爲り、采地を武州比企・賀美二郡に賜ひ、千六百十石を知行す。其子信雄、上總國長柄・埴生二郡の中、七百石を賜はり、新墾の田を併せて、都て二千七百石を知行す。二子あり。長信貞、次信安、與に武田の姓に復す。信安は忠三郎、又は與左衞門と稱し、寛永十六年、父の舊知、上總國長柄・埴生二郡の中、七百石の地を賜ひ、御小姓の組頭に進み、寛文三年、三百俵の加恩あり。延寶三年、新番の頭と爲り、天和二年四月、上州邑樂、野州安蘇二郡中、七百石を加へらる。元祿十年、總の廩米を更められ、下總豐田郡の中にて、采地三百石を賜はり、都て千七百石を知行す。十二年正月二十四日卒す。年六十七。武州比企郡横田村輪禪寺に葬る。法名は道空。

邑樂郡の中を知行す

信常　初名は信友。主税・右京・一學、又は與左衞門と稱す。實は川窪六左衞門信亮が長男にして、信安が養子となる。新番の頭と爲り、享保九年卒す。

信温　七藏・内膳、又は與左衞門と稱す。實は戸田肥前守政峯が二男にして、信常が養子と爲る。御小姓の組頭に進み、元文三年卒す。

信尹　主殿、又は與左衞門と稱す。信温の子なり。御小姓組に列し、明和八年卒す。

信房　度次郎、又は與左衞門と稱す。信尹の子なり。御小姓組の番士に列し、寛政五年卒す。

信誼　久米吉、又は與五郎と稱す。實は武田越前守信村が三男にして、信房が養子となる。

信實―信俊―信雄―信貞……

―(一)信安＝(二)信常＝(三)信温―(四)信尹―(五)信房＝(六)信誼

多胡群馬甘樂三郡六百五十石を知行す群馬甘樂二郡の中を上總に移す

四九　岩手　家紋は花菱　(元祿十—未詳)

信吉　武田刑部大輔信昌が三男、岩手繩美四郎信安が嫡男、能登守信盛とて、武田家に仕へ、甲州山梨郡岩手鄉を領し、旗奉行を勤む。武田氏の滅後、其子信政、伊勢に至りて織田信孝に仕へしが、後德川氏に歸す。天正十八年、采地を二總の中に移され、後大番に列し、慶長十二年、紀伊大納言賴宣に附屬す。其子九左衞門信盛も亦、紀伊家に仕ふ。信盛の次男信吉なり。藤左衞門と稱し、岩手佐五右衞門寬永二十年命を承けて六鄉川架橋に從ひし人が姪なるを以て、寬永四年、徵出されて御家人に列し、御勘定と爲り、廩米百五十俵を賜ふ。延寶八年、組頭に進み、天和二年、御殿詰の組頭に從り、新恩百俵を加へらる。三年また百俵を增さる。貞享二年、美濃の郡代と爲り、廩米三百俵を加へられ、都て六百五十俵を賜ふ。元祿十年七月、廩米を更めて、上州多胡・群馬・甘樂三郡の中、采地六百五十石を知行す。十四年采地の中、群馬・甘樂の二郡を、上總國市原・埴生二郡の中に徙さる。十六年六月十二日卒す。年七十八。江戸牛込圓福寺に葬る。法名は日悟。

信上(たか)　藤七郎、又は瀨兵衞と稱す。信吉の子なり。御勘定組頭に進み、元祿十

六年卒す。

信猶（なを） 千五郎、又は藤左衛門と稱す。實は紀伊家の臣岩手九左衛門信安が男にして、信上が養子と爲る。代官に列し、享保十七年卒す。

信方 左門、又は藤左衛門と稱す。信猶が子なり。大番と爲り、明和五年卒す。

信安 清右衛門と稱す。實は筒井治左衛門義武が二男にして、信方が養子と爲る。大番に列し、寛政七年致仕す。

信知（ちか） 直五郎と稱す。信安が子なり。寛政七年家を繼ぎ、始めて將軍に謁す。

一信政—二信盛—信直……
—三信吉—四信上=五信猶—六信方—七信安—八信知……

五〇 下曾禰 家紋は割菱の内花菱 （天正十八—未詳）

信正 武田刑部大輔信重が五男、中務大輔賢信、甲州下曾禰に住して、姓を下曾禰と稱す。賢信五世の孫刑部大輔、家康に仕へ、小田原役に戰死して嗣無し。義弟三右衛門信正、其遺跡を繼ぎ、家康に仕へて、上州碓氷郡の中、采地千石を知行す。

碓氷郡の中千石を知行す

慶長十三年三月三日卒す。年三十七。碓氷郡西上磯部村信照寺に葬る。是れ信正が開基の寺なり。法名は玄勝。

信由　長宮、又は三十郎と稱す。信正の子なり。寛永十年、相州大住郡の中、新恩二百石を賜ひ、都て千二百石を知行す。十五年、耶蘇の徒嶋原に起るや、命を蒙り彼地に到り、御目附を勤む。十九年御使番と爲り、後越後・越前・出羽・肥後・讃岐・陸奥・上野・筑後等の諸國に赴き、御目附を勤む。寛文八年、御先鐵炮の頭に徙り、延寶八年致仕し、天和三年七月十二日卒す。年八十五。江戸西久保青龍寺に葬る。法名は焉無。

碓氷郡の中九百石を知行す

信具　次郎助・三右衛門、又は三十郎と稱す。祖父信由の家を繼ぎて、小普請と爲り、上州碓氷郡の中、九百石を知行し、從弟新五郎信如に三百石を分ち與ふ。寶永二年卒す。

信如　辰之助、又は新五郎と稱す。信由の二男信辰の子なり。延寶八年、小普請と爲り、祖父信由が采地の中、上州碓氷、相州大住二郡の地、三百石を分ち賜ひ、父に賜はりし廩米三百俵を收めらる。寶永元年、御書院の番士に列し、寶永二年、信具の養子と爲りたるを以て、采地は收めらる。寛保三年卒す。

信一　三十郎と稱す。信如の子なり。御小姓組の番士と爲り、安永三年卒す。

信胤　源六郎と稱す。實は信如が二男にして、信一の嗣と爲る。御小姓組に列し、寛政八年致仕す。

信親　小十郎と稱す。實は信一が二男にして、信胤が嗣と爲る。家を繼ぎて、采地九百石を知行す。

一賢信……六信正―七信由―信定―八信具
　　　　　　　　　　　　└信辰―九信如―一〇信一―一一信胤
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└一二信親……

五一　松前（家紋は丸に割菱）　（寶永元―未詳）

嘉廣　其祖信廣は、武田陸奥守信賢が子にして、大膳大夫國信が養子と爲る。父と不和の事ありて、本國若狹を去り、享徳元年、陸奥國田名部に至り、蠣崎を領し、蠣崎武田と稱す。松前に渡り、蝦夷地を經營す。五世孫慶廣、家康に從ひ、家號を松前と更む。男公廣、秀忠に仕ふ。公廣の三男泰廣、寛永十九年、兄氏廣に代りて、

邑樂郡の中を知行す

江戸に參勤す。正保三年、御小姓組に列し、廩米千俵を賜ふ。寛文九年、蝦夷の亂を平ぐの功に依りて、常州眞壁郡の內に於て、新恩五百石を賜ふ。延寶三年、御使番と爲り、八年卒す。嘉廣は泰廣の長子なり。八兵衞と稱す。父の遺跡を繼ぎて千百石を知行し、廩米四百俵を弟作右衞門直廣に分ち與ふ。貞享四年、御使番と爲り、元祿元年、御目附に轉じ、五年京都町奉行に進み、丹波國氷上郡の中、采地五百石を加へられ、伊豆守に任ず。九年兼ねて伏見を支配し、翌十年江戸町奉行に徙り、丹波の采地を下總國相馬郡の中に移され、次いで廩米を采地に更め、武州埼玉郡、豆州田方郡の中六百石を賜ふ。十六年大目附に轉じ、常州眞壁郡の中、新恩五百石を賜ふ。寶永元年八月、武州埼玉の采地を、上州邑樂郡の中に移さる。二年御留守居に進み、西城に勤仕す。四年武州埼玉、常州眞壁二郡の中、五百石を加へられ、都て二千六百石を知行す。六年本城の勤と爲る。享保十一年老を告げ、十二年致仕し、七齋と號す。十六年八月晦日卒す。年八十。江戸駒込の吉祥寺に葬る。法名は無當。

勝廣　初名は喬(たか)廣。善九郎・內匠・八左衞門と稱す。實は北條安房守氏平が二男にして、嘉廣が養子と爲る。享保十二年、御目附と爲り、十三年卒す。

端廣（まさひろ） 初名は保廣。八兵衛と稱す。勝廣の子なり。新番の頭に進み、寶曆二年卒す。

譽廣（たかひろ） 初名は廣方。八之丞・八左衛門と稱す。端廣の孫なり。祖父の遺跡を繼ぎ、二千石を知行し、六百石の地を叔父元四郎廣長に分與す。御留守番と爲り、寛政十年卒す。

忠廣 八太郎と稱す。譽高の子なり。

信廣—光廣—義廣—季廣—慶廣
┣公廣
┃┗氏廣……
┃　┗（一）泰廣—（二）嘉廣—（三）勝廣—（四）端廣—充寛—（五）譽廣—（六）忠廣
┃　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　┗（一）廣長
┗（一）忠廣—（二）直廣—（三）玄廣—（四）尙廣—（五）順廣—（六）廣暉—（七）廣歡
　　　　　　　　　　　　　　┣親廣
　　　　　　　　　　　　　　┗（一）本廣—（二）廣屯—（三）廣居—（四）浮廣

佐渡郡誌に、幕末旗下松前修理之助知行所、東善村の一部とあれど、旗下に松前氏五家あれば、其何れなるや未だ攷へ得ず。

五二　松前　家紋は丸に割菱　(元和元―未詳)

忠廣　武藏丸、又は甚平次と稱す。慶廣が二男なり。將軍秀忠に仕へ、慶長十五年、隼人正に任じ、野州河内郡、常州眞壁郡の中、采地千石を賜ふ。十九年御書院番に列し、元和元年、大坂夏役に從軍して、戰功あり。十二月、武州兒玉・都賀二郡、及び上州群馬郡の中、新恩千石を賜ひ、都て二千石を知行す。三年七月二十九日卒す。年三十八。駒込吉祥寺に葬る。法名は漢雲。

群馬郡の中を知行す

直廣　民部と稱す。忠廣の子なり。御小姓組の番士を勤め、萬治元年卒す。

玄廣　通稱は松千代・平吉・內記・傳兵衞、又は半助。父直廣の遺跡を繼ぎ、千五百石を知行し、五百石の地を弟本廣に分與す。御小姓組に列し、元祿十六年卒す。

尙廣　通稱は市十郎・賴母・刑部、又は隼人。實は親廣が男にして、祖父玄廣が養子と爲る。享保十四年、西城の御目附に進み、是年卒す。

順廣　通稱は數馬・藤馬・刑部、又は隼人。實は廣屯が六男にして、尙廣が養子と爲る。延享四年、上州群馬郡の采地を綠野郡の中に移さる。

群馬郡の采地を綠野郡の中に移さる

廣暉（てる） 通稱は萬次郎・藤馬・隼人、又は玄蕃。順廣の子なり。御小姓組に列し、寛政八年卒す。

廣歡（よし） 通稱は次郎吉・賴母・藤馬、又は隼人。實は順廣が五男にして、廣暉が嗣と爲る。寛政九年、御小姓組に列す。

系圖 前項を參照。

五三 松前 家紋は丸に割菱 （萬治元―明治初）

群馬郡五百石を知行す

群馬郡の采地を新田郡等に移さる

本廣 初名は貞廣。平六・五平次・兵部・五左衞門・次郎左衞門、又は三郎兵衞と稱す。直廣が二男なり。萬治元年閏十二月、父直廣が采地武州那賀郡、上州群馬郡の中五百石を分ち賜ふ。御書院番を勤め、群馬郡の采地を武州那賀郡及び上州新田郡の中に移さる。享保五年卒す。

廣屯 伊織と稱す。本廣の子なり。西城御書院と爲り、寶曆七年卒す。

廣居（やす） 通稱は藤吉・大膳・伊織、又は三郎兵衞。本廣が四男報廣（とし）の子なり。寶曆三年、祖父の跡を繼ぐ。御小姓組と爲り、天明七年卒す。

浮廣　藤吉郎と稱す。廣居の子なり。天明元年、御書院番に列す。

系圖、前項を參照。

群馬郡誌に、明治元年調、旗下松前靭負知行、上靑梨子村十九石九斗七升六合とあれど、松前氏數家ありて、其何れなるやを判する能はず。

五四　駒井　家紋は花菱　（天正十九―明治初）

政直　武田伊豫守信政が三男、民部少輔信盛、甲州巨摩郡駒井郷を領し、駒井を以て姓とす。信盛十一世の孫、式部大輔政時の二男政武、高白齋と號す。實に政直の父なり。政直右京と稱し、武田信玄及び勝賴に仕ふ。勝賴滅後、家康に仕へ、甲州にて三百六十二貫九百文餘の地を宛行はる。天正十年、采地を上州那波郡の中に移され、千五百石を知行す。文祿四年六月八日卒す。年五十四。采地那波郡連取村寶幢院に葬る。後同所の仰芳寺に改葬す。法名は全可。

親直　孫三郎、又は右京と稱す。政直の子。御書院の番士と爲り、大坂冬役に供奉す。夏役にも亦出軍して功あり。元和二年、武州多摩郡、後に都築郡に更む。相州高座

那波郡千五百石を知行す

郡の中三百石を加へられ、都て千八百石を知行す。後御使番と爲り、寛永八年卒。

親昌　孫三郎、又は右京と稱す。親直の子なり。慶安元年、新番の頭に進む。四年、駿河・美濃・近江等の諸國に至りて、郷村の境界を檢視し、由井正雪が黨類數人を捕へて之を奉る。延寶五年十月二十三日卒す。

親行　權之助、又は右京と稱す。親昌の子なり。御書院の番士に列し、天和元年、命を承け有馬則故に副と爲りて、伊豆・相模・武藏・安房・上總・下總・常陸・上野・下野等の諸國を巡見す。貞享四年、御小姓の組頭に進む。元祿八年正月二十三日卒す。

政周　求馬と稱す。親行の子なり。御小姓組の番士に列し、享保十年卒す。

政潔　初名は政敏。民部又は右京と稱す。實は酒井雅樂頭の家臣、松平次郎左衛門定員が男にして、政周が養子と爲る。小普請の組頭を勤め、安永三年卒す。

政陳　權之助と稱す。安永三年、祖父政潔が遺跡を繼ぎ、八年卒す。

政明　政太郎又は右京と稱す。政陳が子なり、寛政九年、御書院の番士と爲る。

文政の國守分名集に、千八百石裏永田町、駒井兜十郎とあるは、政明が子なる歟。

信盛—信村—政安—政連—信商—政章—政貞—政寀—信秀—

(一)佐波郡誌に、幕末旗下駒井甲斐守知行所、飯塚村及び藤川村の一部並に連取村とあり。

三五　米倉（家菱は隅切角に花菱）　(元祿五—十二年)

昌尹　米倉氏は、武田の支流にして、逸見黒源太清光が男、奈胡十郎義行が孫彌太郎信繼より、米倉を稱す。信繼十世の孫重繼、(一に宗繼に作る。)世々武田氏に仕ふ。宗繼の孫信繼、(一に種繼に作る。)二子あり。長子永時、(一に清繼に作る。)家康に仕へ、鎌倉の代官を勤む。其子政繼、(一に昌純に作る。)是れ昌尹の父なり。采地四百石を知行す。昌尹初名は昌忠。牛助・市左衛門、又は六郎右衛門と稱す。承應三年、御小姓組に列し、後御書院番に轉ず。貞享二年御徒頭と爲り、三年、御目附に轉じ、四年、桐間の番頭に徙る。元祿三年、武州幡羅・榛澤兩郡の中、新恩五百石を賜ひ、丹後守に任ず。五年正月、御

群馬碓氷二郡千石を知行す

累りに加増あり大名と爲る

側と爲り、上州群馬・碓氷二郡の中、千石を加へらる。七年、武州幡羅・埼玉二郡の中、千石を加増あり。八年、また武州埼玉・足立二郡千石を加へらる。九年三月、若年寄に進み、加増ありて武州幡羅・埼玉・足立・比企、相州大住、上州群馬・碓氷の七郡の中、都て一萬石を領す。十一年、淀川の普請、及び京・大坂・堺・奈良、東山・東海の兩道を巡檢す。十二年正月、五千石の新恩あり。武州埼玉・久良岐・多摩、相州大住、上州碓氷、野州都賀・安蘇の數郡中、都て一萬五千石を領す。後都賀郡皆川に居所を營む。是年七月十二日卒す。年六十三。相州大住郡堀山下村藏林寺に葬り、藏林寺德石道明と謚す。二子あり。長昌明家を繼ぎて、一萬二千石を領し、次忠直、相州・上州の中三千石を分たる。

宗繼—忠繼—信繼—[一]永時—[二]政繼—[三]昌尹—[四]昌明

　　　　　　　　—重種

[一]昌仲—[二]昌倫—[三]昌長—[四]昌盛—昌喜……

五六　米倉 家紋は隅切角に花菱　(元祿十二—未詳)

昌仲　初名は忠直。數馬、又は六郎右衛門と稱す。昌尹が二男なり。元祿十

碓氷群馬二郡の中を知行す

二年、父が遺領の中、相州大住郡、及び上州碓氷・群馬二郡三千石を分ち賜ひ、後寄合に列す。元祿十六年卒す。

昌倫(のり)　新五郎・采女・靫負、又は六郎右衛門と稱す。實は長田新右衛門重賢が五男にして、昌仲が養子と爲る。御使番と爲り、元文五年卒す。

昌長　鐇右衛門・右近・靫負・頼母、又は采女と稱す。昌倫の子なり。御使番と爲り、安永三年、致仕して米山と號し、天明八年卒す。

昌盈　三之丞、又は千之丞と稱す。實は奥田備後守忠英が二男にして、昌長が養子と爲る。火事場見廻を勤め、寛政四年致仕す。

昌喜　三八、又は頼母と稱す。昌盈が子なり。寛政六年、始めて將軍に謁す。

系圖　前項を參照。

五七　津金(家紋は竹に雀)　(天正十―寛永二年)

胤久　佐竹信濃守昌義が後裔、對馬守某、甲州巨摩郡津金村を領し、津金氏を稱す。其子美濃守胤時、武田信玄及び勝頼に仕へ、屢軍功あり。胤時の子胤久なり。

下高田清水等の地を知行す

胤久修理亮と稱す。勝頼滅後、北條氏直之を招けども應せず。兄祐光と與に家康に投ず。家康乃ち二人に駿州曲金・長崎兩所に於て、各百貫文の采地、及び粮米百俵を與ふ。是年家康、馬を甲州に出す。胤久兄弟、先登して功あり、本領津金郷、及び信州機郷、上州下高田・清水等の中、百九十二貫文餘の地を賜はり、村山・三藏・比志三郷二百六十五貫文の地を加へられ、都て四百五十五貫文の地を宛行はる。天正十二年、長久手の役、兄と與に信州勝間砦を戍り、其後牧野康成に屬して、尾州一宮城の番を勤む。十八年、小田原の役に從軍し、岩槻城を攻めて、大寶曲輪に突入して戰功あり。又新恩の地を賜ふ。後尾張義直に附屬せられ、嚮に賜はりし采地は、之を男胤卜に賜ふ。元和八年八月十八日卒す。年七十七。武州榛澤郡田中村天澤寺に葬る。法名は全忠。

上州の采地を武州に徙す

胤卜 助之進と稱す。父胤久、尾州に附屬せられたるを以て、其采地を賜ひ、御書院番を勤む。大坂兩度の役に從軍し、寛永二年七月、采地を更めて、武州榛澤郡の中七百五十石餘を賜ふ。五年卒す。

某(一)—胤時(二)—祐光
　　　　　　　　　—胤久(三)—胤卜(四)—胤清(五)—胤長(六)—胤運(七)—胤貞(八)……

邑樂郡の中を知行す

更に邑樂郡三百石を加ふ

五八　新見　家紋は丸に蘆葉打違　(天和二—未詳)

信義　祖正吉は、源義家の流、細川讃岐守賴春が後胤にして、但馬守正成が子なり。家康遠州に在りし時、徵されて代官と爲る。二男七右衞門義淸、家康に仕へて軍功あり。後秀忠に屬し、大番を勤む。其子正信、淸揚院に附屬せられて、家老と爲り、但馬守(後に備中守)に任じ、六千石を知行す。信義は正信の養子なり。彥八郎、又は七右衞門と稱す。父が舊知六百六十石餘を賜ふ。延寶元年、御徒の頭に進み、廩米三百俵を加へらる。天和二年四月、上州邑樂郡の中五百石の新恩あり。都て千四百六十石餘を知行す。後下總國印旛郡、武州新座郡の采地を、上州邑樂郡の中に移さる。貞享三年卒す。

正治　山三郎、又は七右衞門と稱す。實は新見彥四郎正知が二男にして、信義が養子と爲る。元祿十年七月、廩米を更めて、上州邑樂郡の中、采地三百石を賜ふ。十一年御書院の番士と爲り、享保元年卒す。

正庸(つね)　藤四郞と稱す。正治の子なり。父の遺跡を繼ぎ、千百六十石を知行し、三百石を弟今村長次郞正意に分つ。御小姓組の番士に列し、享保十九年卒す。

正榮（なが） 六之助、又は又四郎と稱す。正庸の子なり。御書院の番士たり。寛延二年、松平勝五郎仲穆、幼年に就き、榊原忠久と與に鳥取に赴き、國政を監す。寶曆四年、御目附に代りて、美濃・伊勢・尾張の三國に赴き、河川の工事を巡視し、御徒の頭に轉す。七年、御目附に遷り、十一年、小普請奉行と爲り、加賀守に任す。明和二年、長崎奉行に轉じ、安永三年、御作事奉行に徙る。四年、御勘定奉行に進み、五年九月二十七日卒す。年五十九。江戸牛込願正寺に葬る。法名は慈雲。

正修（なが） 彌五郎と稱す。正榮の子なり。安永八年、御書院の番士に列す。

九　新見　家紋は丸に葉打違　（享保元—未詳）

正意（まさ） 長次郎、又は隼人と稱す。正治の二男なり。享保元年十一月、父の遺跡

邑樂郡三百石を知行す

上州邑樂郡の中三百石を分與せられ、小普請と爲る。正意初め今村を稱し、後新見に復す。享保十年、小次郎君に附屬せられ、近習役を勤む。十四年卒す。

正珍(のり)　小三郎、又は藤九郎と稱す。實は正治が四男にして、兄正意の跡を繼ぐ。大番と爲り、延享元年卒す。

正直　富三郎と稱す。正珍の子なり。延享四年卒す。

正溫(よし)　八次郎、又は藤左衞門と稱す。實は但馬守正言が二男にして、正直が養子と爲る。天明四年、新番と爲る。

系圖　前項を參照。

佐波郡誌に、幕末旗下新見內膳の知行所を擧げて、今泉村の一部及び保泉村一部とあり。又新見權之助の知行所を擧げて、天明八年今泉村と見えたれど、新見氏數家あれば、何れの家なるや不明。

六〇　曲淵　家紋は丸に橫木瓜　(元祿十一―未詳)

明信　武田の支流にして、其祖勝左衞門吉景、甲州武川谷に住し、武田三代に仕

山田邑樂二郡の中を知行す

ふ。勝賴の亡後、長男吉清、家康に仕へ、其子吉重、秀忠に仕ふ。吉重の長子吉次、御具足奉行と爲り、寛文八年卒す。明信は吉次の長子なり。初名は吉春、次に勝政。清三郎、又は市太夫と稱す。大番に列し、廩米二百俵を賜ふ。後屢ゝ加増ありて、御船手と爲り、元祿十年七月、廩米を采地に更めて、武州榛澤郡、上州山田(一)・邑樂二郡の中、都て千五十石を知行す。十三年卒す。

勝延　清三郎、又は市太夫と稱す。明信の子なり。御先弓の頭と爲り、寶暦七年卒す。

勝周　彦三郎・求馬、又は市太夫と稱す。御小姓組の番士に列し、天明元年卒す。

勝智　藤五郎・求馬、又は市左衛門と稱す。實は上村彌三郎利安が二男にして、勝周の養子と爲る。安永五年、御小姓組に列す。

吉景―吉清―吉重―吉次(一)―明信(二)―勝延(三)―勝周(四)―勝智(五)
吉景―正吉―吉明……

(一)山田郡誌に、鹽原村に給の一、曲淵求馬知行所と云ふ。

邑樂甘樂二郡の中を知行す

六一　竹川 家紋は割菱 (元祿十―未詳)

明親　武田の支流なり。其祖善兵衞明友、信玄及び勝賴に仕へ、武田氏の亡後、德川氏に歸す。明友の孫明茂、廩米二百俵を賜ふ。明茂の子は明親なり。通稱は兵十郎、又は善兵衞。父の遺跡を繼ぎ、元祿元年、御納戶の組頭に進み、百俵を加へらる。七年小普請奉行の組頭に轉じ、二百俵の加增あり。十年七月、廩米を更めて、上州邑樂・甘樂・二郡の中、采地五百石を賜ふ。寶永五年卒す。

明苓　賴母、又は善兵衞と稱す。實は竹川氏の男にして、明親が養子と爲る。御小姓組の番士と爲り、寶曆六年卒す。

明淸　富次郎、又は所右衞門と稱す。明苓の子なり。西城御書院の番士に列し、寶曆十二年卒す。

明英　辨之助、又は善兵衞と稱す。實は山本出雲守茂明が二男にして、明淸が養子と爲る。御小姓組の番士を勤め、安永九年致仕す。

明忠　主膳、又は兵十郎と稱す。實は萩原主水正雅忠が五男にして、明英が養子と爲る。寬政八年、御小納戶と爲る。

一明友―二明忠―三明茂―四明親　五明苓―六明清　七明英　八明忠

六二　小笠原　家紋は松皮菱。　（天和二―未詳）

邑樂新田二郡四百石知行す

長住　其祖左衛門尉定政は、小笠原信濃守貞朝が二男にして、家傳の藝術を以て、信玄の師範たり。其子兵右衛門廣正、（一に廣政に作る。）今川義元に仕ふ。男左衛門佐廣重、初め義元に仕へて、三州寺部に在りしが、後家康の麾下に屬し、磯・寺部の二城、及び幡豆郡の本領を安堵す。其子安藝守信元、屢〻戰功あり。天正十八年、采地を更められ、上總國周准郡の中、二千五百石を賜ひ、御船手の役を勤む。慶長五年、關ヶ原役、尾州師崎城を戍る。後采地富津に住す。孫信盛御船手と爲り、水主・同心三十人を預けらる。長住は信盛の長子なり。初名は信倚、次に信賢・長義に改む。萬千代、又は彥太夫と稱す。寛文十年、御船手頭と爲り、父の遺跡を繼ぎて、二千二百石を知行し、三百石の地を弟三左衛門長貞に分與す。天和二年四月、上州邑樂・新田二郡の中四百石の新恩あり。都て二千六百石を知行す。元祿四年、上總國周准郡の采地を割いて、同國望陀郡の中に移さる。寶永四年致仕して、空信と號

し、五年六月十四日卒す。年八十。上總國周准郡西川村正珊寺に葬る。法名は空心。

長成　萬之助・賴母・圖書・又は帶刀と稱す。長住の子なり。御書院の番士に列し寶曆六年卒す。

信用(みち)　初名は義淸。彥次郎・左衛門・內匠、又は兵庫と稱す。長成が男なり。堺奉行に進み、伊豆守に任じ、寶曆十年卒す。

信甫(やす)　初名は長致(よし)。熊之助・內匠・兵庫、又は彥太夫と稱す。信用の子なり。寶曆十三年、周准郡の采地を下野國足利郡の中に移さる。伊豆守に任じ、西城御留守居に進み、寛政四年卒す。

信編(よき)　岩之助、又は兵庫と稱す。實は信用が五男にして、兄信甫の養子と爲る。寛政八年、御使番と爲る。

貞朝—長棟……
　├(一)定政—(二)廣正—(三)廣重—(四)信元—信重—(五)信盛—(六)長住—(七)長成—(八)信用—(九)信甫
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└(一〇)信編……

六三　小笠原 （家紋は丸に松皮菱）　（延寶八——未詳）

信凭　其祖長基は、信濃守政長が長男なり。長基、足利義滿に仕ふ。長基九世の孫掃部信嶺、家康に歸し、武州本庄城一萬石を領す。其子左衛門佐信之、（實は酒井忠次の三男）古河城に移されて、二萬石を領す。長子政信關宿に移り、次子信政別に家を起し、七百石を知行す。長男信由、遺跡を繼承し、子孫幕府に仕ふ。信凭（一に忠晴に作る。）九十郎、又は三右衛門と稱し、信政が二男なり。新に徵されて次弟に昇進し、延寶八年、御家人に列し、上州邑樂・山田二郡の中、采地五百石を賜ふ。天和四年、館林君に附屬して、用人と爲り、常州筑波郡の中、千石の新恩あり。都て千五百石を知行す。元祿四年、筑波郡の采地を上州群馬郡の中に徙さる。正德五年卒す。

（邑樂山田二郡の中五百石を知行す）

（群馬郡を食む）

信重　三之丞・三右衛門、又は忠左衛門と稱す。信凭の子なり。御徒の頭と爲り、元文五年卒す。

信征　主膳、又は三右衛門と稱す。實は山本七郎左衛門正武が三男にして、信重が養子と爲る。西城の御書院番と爲り、寶曆元年卒す。

信興　織之丞・忠左衛門、又は三右衛門と稱す。信征が男なり。西城御先鐵砲

し、五年六月十四日卒す。年八十。上總國周准郡西川村正珊寺に葬る。法名は空心。

長成　萬之助・賴母・圖書・又は帶刀と稱す。長住の子なり。御書院の番士に列し寶曆六年卒す。

信用　初名は義清。彥次郞・左衞門・內匠、又は兵庫と稱す。長成が男なり。堺奉行に進み、伊豆守に任じ、寶曆十年卒す。

信甫　初名は長致。熊之助・內匠・兵庫、又は彥太夫と稱す。信用の子なり。寶曆十三年、周准郡の采地を下野國足利郡の中に移さる。伊豆守に任じ、西城御留守居に進み、寬政四年卒す。

信編　岩之助、又は兵庫と稱す。實は信用が五男にして、兄信甫の養子と爲る。寬政八年、御使番と爲る。

貞朝─┬長棟……
　　　└（一）定政─（二）廣正─（三）廣重─（四）信元─信重─（五）信盛─（六）長住─（七）長成─（八）信用─┬（九）信甫
　　└（一〇）信編……

六三　小笠原（家紋は丸に松皮菱）（延寶八―未詳）

邑樂山田二郡の中五百石を知行す

群馬郡を受む

信凭　其祖長基は、信濃守政長が長男なり。長基、足利義滿に仕ふ。長基九世の孫掃部信嶺、家康に歸し、武州本庄城一萬石を領す。其子左衞門佐信之、（實は酒井忠次の三男、）古河城に移されて、二萬石を領す。長子政信、關宿に移り、次子信政別に家を起し、七百石を知行す。長男信由、遺跡を繼承し、子孫幕府に仕ふ。信凭（一に忠晴に作る。）九十郞、又は三右衞門と稱し、信政が二男なり。新に徵されて次弟に昇進し、延寶八年、御家人に列し、上州邑樂・山田二郡の中、采地五百石を賜ふ。天和四年、鶴姬君に附屬して、用人と爲り、常州筑波郡の中、千石の新恩あり。都て千五百石を知行す。元祿四年、筑波郡の采地を上州群馬郡の中に徙さる。正德五年卒す。

信重　三之丞・三右衞門、又は忠左衞門と稱す。信凭の子なり。御徒の頭と爲り、元文五年卒す。

信征　主膳、又は三右衞門と稱す。實は山本七郞左衞門正武が三男にして、信重が養子と爲る。西城の御書院番と爲り、寶曆元年卒す。

信興　織之丞・忠左衞門、又は三右衞門と稱す。信征が男なり。西城御先鐵炮

の頭と爲り、天明五年卒す。

直信　政之助と稱す。信興が男なり。寛政十年御使番を勤む。

六四　中島（家紋は團扇）　（元祿十六―未詳）

盛益　中島氏は、小笠原の支流にして、伴野六郎時長が後裔なり。後姓を更めて中島と稱す。筑後守盛信に至り、北條氏直・氏輝に仕ふ。其子盛直、初め氏輝に事へしが、小田原落城の後、家康に歸し、徵されて麾下に列す。長子盛昌家を繼ぎ、二男盛利、家康に仕へて別に家を起す。孫彥右衞門盛尹に至り、采地六百石を知

山田佐位二郡の中四百石を知行す

行す。盛徭は盛尹の子なり。彥太郎、又は民部と稱す。元祿十六年五月、父の遺跡を繼ぎ、弟豐三郎盛與に二百五十石を分與す。盛徭、上州山田・佐位二郡の中、四百石を知行し、寄合に列す。寶永元年正月二十三日卒。年二十二。法名は宗光。

盛與　豐三郎、又は彥右衞門と稱す。實は盛尹が二男にして、兄盛徭が嗣と爲る。西城の御目附に進み、寶曆三年卒す。

盛保　彥次郎、又は彥右衞門と稱す。盛與が子なり。御小姓組に列し、寛政五年卒す。

保孝　十助、又は彥次郎と稱す。盛保の子なり。御書院の番士に列し、寛政六年卒す

盛孝　源吉と稱す。寛政七年三月、十歲にして父の遺跡を繼ぎ、采地四百石を知行す。

藤岡千三百石を知行す

六五　大井　家紋は松皮菱　（天正十八―元和九年）

政成　大井氏は、小笠原信濃守長清の七男七郎朝光、中條氏を稱し、後大井氏に更む。朝光十三世の孫民部丞政繼、武田信玄に仕ふ。政成は政繼の男なり。民部少輔、又は石見守と稱す。信玄及び勝頼に仕へて戰功あり。武田氏の滅後、蘆田右衛門佐信蕃が手に屬し、大井の惣領職、及び本領信州佐久郡耳取の地千三百貫文を賜ふ。天正十八年、徳川氏關東入國の際、松平右衛門大夫康貞が隊に屬し、采地を上州藤岡に徙され、千三百石を知行す。後康貞京都に於て爭論の事あり。所領を沒收さるゝの際、康貞に從ひ、男政吉を率ひて、高野山に遁る。慶長五年、家康野州小山に出征の際、徵されて拜謁す。既にして秀忠、宇都宮を發して、木曾路を上らんとするや、信州は政成が郷國なるを以て、嚮道として之に從行せしむ。而かも時正に病に罹りて、往く能はざるを以て、男政吉をして供奉せしむ。關ヶ原役後、命を承けて上田城を戍る。其後故の如く、藤岡の采地を賜ひ、八年九月十六日、藤岡に卒す。年五十五。同地阿久津村玄頂寺政成が開基に葬る。法名は玄頂。

政吉　民部少輔と稱す。父政成と與に、松平康貞が隊下に屬す。康貞、高野山

に入るの時、父と與に從行す。關ヶ原の役、秀忠の軍に隨ひ、信州の嚮導をなす。後父が采地を賜ひ、薦田衆の組頭と爲る。元和九年、駿河大納言忠長に附屬せられ、采地を信州佐久郡の中に遷さる。寛永四年五月廿二日、佐久郡小宮山に卒す。年五十一。耳取の玄紅院に葬る。法名は玄久。

長清—朝光[一]……玄信[一一]—政勝[一二]—政繼[一三]—政成[一四]—政吉[一五]—政景[一六]—政直[一七]—
—政長[一八]—政有[一九]—持長[二〇]
政勝
—政表[二一]—政祐[二二]

六六　仁賀保　家紋は丸に一文字三星　（寛永十—未詳）

誠次　仁賀保氏は大井七郎朝光の後裔なり。伯耆守某（一書に友擧に作る。）に至り、信州大井より出羽國由利郡仁賀保に移り、七世の間其地を領す。慶長五年、德川氏上杉景勝を征するに際し、兵庫頭擧誠、最上義光を援けて軍功あり。後仁賀保の中五千石の本領を賜ふ。慶長七年、其地を更めて常州武田に徙され、元和九年、また更めて仁賀保に於て一萬石を賜ふ。寛永二年卒す。長男良俊家を繼ぎ、弟誠致

甘羅郡一宮二百石を食む

に二千石、次弟誠次に千石の地を分與す。良俊は嗣無くして家絶す。誠次通稱孫十郎、又は內記。寛永六年、御小姓組の番士に列し、十年二月、上州甘樂郡一宮村に於て、二百石の加恩あり。都て千二百石を知行す。寛文元年、眞田右衞門幸道幼年に就き、田中三左衞門滿吉と與に、其領地信州川中島に至り、政事を監す。延寶五年、番を辭し、六月十八日卒す。年七十三。貝塚の靑松寺に葬る。法名は玄輝。

誠方　權太郎、又は內記と稱す。誠次の孫なり。御小姓組に列し、寶永五年卒。

誠庸（やす）　次郎助、又は內記と稱す。實は長谷川長五郎重賢が六男にして、誠方が養子と爲る。御小姓組に列し、享保十二年卒す。

誠之　辨次郎・內記、又は兵庫と稱す。實は長谷川甚五郎重行が次男にして、誠庸が養子と爲る。御先鐵炮の頭に進み、安永六年卒す。

誠善　土佐次郎・內記・兵庫、又は大膳と稱す。誠之が男なり。寛政八年、御使番に進む。

友譽[一]—譽政[二]—譽久[三]—譽長[四]—重譽[五]—譽晴[六]—譽誠[七]—良俊[八](絶家)

—誠政……

─誠次
├一 誠勝
└二 誠方─三 誠庸─四 誠之─五 誠善

山田郡の中を知行す

六七　秋山　家紋は三階菱　（天和二―元祿十一年）

正俊　小笠原の支流にして、秋山太郎光朝が裔なり。世々武田氏に仕ふ。平左衞門昌秀に至り、徳川家康に仕へ、下總にて采地千石を賜ひ、寄合に列す。其子修理亮正重、秀忠に仕へ、元和四年、御目附と爲り、上總國長柄郡の中千石を知行す。九年父の遺跡を繼ぎ、嚮に賜ふ所と合せて二千石を知行す。寛永九年、上總國武射・市原二郡の中、二千石の加増あり。大目附に進む。正俊は正重の男なり。十右衞門と稱す。天和二年四月、野州安蘇・梁田二郡、及び上州山田郡の中七百石を加へられ、都て四千七百石を知行す。持弓頭・百人組頭を經て、大目附に進み、修理亮に拜す。元祿四年十二月二十九日卒す。年六十九。江戸駒込養源寺に葬る。法名は了然。

正輔　吉兵衞、又は十右衞門と稱す。正俊の子なり。父の遺跡を繼ぎて、小普

駿州に采地を領す

請と爲り、元祿十一年三月、駿河國駿東郡の中に徙さる。後御先鐵炮の頭に進み、享保二年卒す。

一光家—二虎康—三昌秀—四正重—五正俊—六正輔—七正億—八正苗—九正員
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　|—一〇正脩—一一正直—正脩

六八　林　家紋は丸に三頭左巴、下に一文字　（天和二—未詳）

山田郡七百石を知行す

忠隆　其祖は小笠原氏なり。信州林郷に住して氏とす。徳川氏の祖親氏、上州新田より三州松平村に行く途すがら、林郷の林某が宅に宿す。時正に元旦に丁る。林某、兎肉の羹を獻ず。爾來徳川氏、其吉例を行はると云ふ。林某、松平村に至りて之に仕ふ。後諸士の頭と爲る。藤五郎忠政に至り、上總國茂原にて、采地二百石を賜ふ。孫藤四郎忠勝、新恩二百石を加へられ、采地都て五百石を知行す。忠隆は忠勝が子なり。初名は忠重。兵四郎、又は藤四郎と稱す。寛永十五年、父の遺跡を繼ぎ、上總の舊知三百石を賜ふ。寛文六年二百俵、延寶七年三百俵を加へられ、天和二年四月、上州（一）山田郡の中、采地七百石を加へられ、大目附に進み、

信濃守に任ず。貞享二年、上總國の中千石、三年同國の中五百石を加へられ、市原・周淮・望陀三郡の中、都て千八百石を知行す。元祿十年四月九日卒す。年六十六。貝塚の青松寺に葬る。法名は通光。

忠和　初名は忠朗。藤四郎・五郎作・五郎三郎、又は藤五郎と稱す。實は忠隆の二男にして、兄忠晟、父に先ちて卒せしを以て、父の嗣と爲り、遺跡を繼ぐ。元祿九年、御目附に進む。十年七月、嚮に賜ふ所の廩米を更め、常陸國茨城・河内二郡の中、采地五百石を賜ひ、都て三千石を知行す。十二年正月、長崎奉行に進み、土佐守に任ず。十六年十一月、町奉行に徙り、寶永二年正月之を辭す。三月十二日卒す。年四十八。法名は禪入。

忠勝　十右衞門、又は藤四郎と稱す。實は溝口傳四郎重時が二男にして、忠和が嗣と爲る。享保十年、日光奉行と爲り、備後守に任ず。十七年卒す。

忠久　外記、又は藤四郎と稱す。忠勝の男なり。寶暦十三年、新番の頭と爲り、十一月朔日卒す。

忠篤　藤五郎と稱す。忠久の子なり。安永四年十二月、浦賀奉行と爲り、天明九年六月、一橋の家老に遷り、十二月肥後守に任ず。後御側と爲り、寛政八年三月

六日卒す。

忠英（ふさ）　初名は忠勝。藤助と稱す。出羽守、又は筑前守に任ず。寛政八年、父の遺跡を繼ぐ。

[一]某―[二]某―[三]忠政―[四]吉忠―[五]忠勝―[六]忠隆―忠晟
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　|
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[七]忠和＝[八]忠勝―[九]忠久―[一〇]忠篤―[一一]忠英

（一）山田郡誌に、淺原村林藤四郎、知行所と見えたり。

六九　跡部（家紋は丸に三階菱）　（天正十八―未詳）

那波郡七百石を知行す

良直（初主殿介・資宗、次民部少輔・昌秀）　跡部氏は小笠原の末流なり。伊賀守某、武田信虎及び信玄に仕へ、甲州山宮・千塚等、九邑を知行す。良直は其二男なり。又五郎、又は民部と稱す。信玄及び勝賴に仕へ、武田氏の滅後、徴されて德川家康に仕へ、天正十八年、上州（二）那波郡の中、采地七百石を賜ふ。慶長二年七月七日卒す。采地宮子村紅巖寺に葬る。法名は古岩。

良保　刑部、又は民部と稱す。實は武田家の臣朝比奈兵衞大夫信良が長男に

邑樂郡の中を知行す

跡部良顯

して、良直が養子と爲る。御書院番に列し、元和二年、上總國望陀郡の中、二百石を加へらる。其後御使番に進む。寛永十一年、甲州八代・山梨二郡の中、千石の地を添へられ、都て二千石を知行す。十九年卒す。

良隆　建之助・宮内、又は民部と稱す。良保の子なり。天和元年、御使番と爲る。二年四月、上州邑樂郡及び野州梁田郡の中、五百石の地を加へられ、都て二千五百石知行す。貞享二年卒す。

良顯　孫八郎、又は宮内と稱す。良隆の子なり。延寶六年、御書院番と爲り、元祿十二年之を辭し、寶永二年、甲州の采地を遠州山名郡の中に更む。享保四年致仕して、海翁と號す。良顯、常に神儒の學に精通す。享保四年八月、將軍吉宗、若年寄石川總茂をして其道を問はしむ。六年二月、命を承けて藏する所の書、伊勢風土記・類聚國史・民部省圖帳・武佐志風土記・駿河風土記、都て五卷を獻ず。十四年正月二十七日卒す。年七十二。江戸青山玉窓寺に葬る。法名は守節。

良敬　孫八郎・主殿、又は民部と稱す。良顯が子なり。御書院番と爲り、寛保二年卒す。

良秀　孫八郎・監物、又は民部と稱す。良敬が子なり。寶曆十一年、使番と爲り、

其年卒す。

良久　初名は良恭。豐吉・式部・大膳・兵部、又は監物と稱す。實は良敬が二男にして、良秀が嗣と爲る。安永九年、御目附に進む。天明四年四月七日、是より先、佐野善左衛門政言、營中に於て田沼山城守意知を刺すや、良久其咫尺に在りながら、之を鎭撫する能はざりし罪に依りて、其職を剝がれ、寄合となり、後赦さる。文政の國字分名集に、二千五百石、愛宕下藥師堂前、跡部季十郎とあるは、良久が子にてもある歟。

一某―良直―二良保―三良隆―四良顯―五良敬―六良秀
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└七良久……

(一)佐波郡誌に、幕末旗下跡部甲斐守知行所、島村の一部とあり。又同書に、幕末旗下跡部綱之助知行所、宮子村とあれど、此跡部家のことは、國字分名集にも見えずして、攷ふるの便なし。

綠野郡千石を知行す

更に綠野郡二千石を知行す

七〇　水上　家紋は丸に三階菱　（安永三―未詳）

興正　其祖小笠原より出づると稱す。時利の時、甲州水上に住して、水上を家號とす。時利、武田信虎及び信玄に仕へて、戰功あり。其子利光、信玄又び勝賴に仕へしが、武田氏滅後は、家康の麾下と爲り、本領甲州中條の中、二百貫文の地を安堵す。後移されて上總國望陀・武射二郡、武州榛澤郡の中、四百石を知行す。子政光の時、常州眞壁郡、及び野州河内郡の中、二百石の新恩あり。其子正勝二百俵を加へらる。正勝の男正義に至り、廩米を更めて、常州茨城郡の中二百石を賜ひ、都て采地八百石を知行す。正義の子正高。正高の子興正なり。興正老之助・內膳、又は帶刀と稱す。實は大岡次右衛門忠久が二男、兵次郎忠極が男にして、正高が養子と爲る。享保十八年、御小姓と爲り、二十年美濃守に任じ、延享二年より西城に勤仕す。三年御小姓組の番頭に進せられ、常州眞壁・新治二郡の中、千二百石の加恩あり。寛延元年、西城の御側に進み、寶曆元年、大番の頭に進む。四年御側に轉ず。安永三年九月、上州綠野郡の中、千石を加へられ、都て三千石を知行す。四年五月、常・野兩州の采地を綠野郡の中に徙さる。八年三月十日卒す。年七十。

江戸市ヶ谷宗泰院に葬る。法名は自淸。

正信　幾太郎・帶刀、又は六兵衞と稱す。與正の男なり。織部正及び美濃守に任ず。西城御書院の番頭に進み、寛政二年卒す。

正相　五兵衞、又は帶刀と稱す。正信の男なり。

一時利―二利光―三政光―┬重光
　　　　　　　　　　└四正勝―五正義―六正高＝七與正―八正信―九正相……

七一　內山　家紋は松皮木工菱　（元和元頃―寛永十六年）

吉明　加賀美次郎遠光が後裔にして、信州の住人大井五郎三郎長明四世の孫、源太郎永康、同國佐久郡內山鄕に住せしより、內山を以て家號と爲す。永康五世の孫左京、其子吉明なり。吉明左京と稱す。蘆田右衞門佐信蕃に屬して戰功あり。後松平康貞罪を獲たる際、吉明上州藤岡に閑居す。慶長五年、家康上杉景勝を征せし時、野州小山の營に徵され、秀忠信州上田を攻むるや、吉明本多正信に從ひ、信州の先導を爲す。其後藤岡に於て采地を賜ふ。大坂の兩役にも、正信に屬

藤岡に采地を賜ふ

して供奉し、後采地に住す。其後御書院番に列し、寬永四年、駿河大納言忠長に附屬せられ、忠長處刑の後、處士と爲る。

藤岡に采地を賜ふ

永明 初名は永清。七兵衞と稱す。實は安間三右衞門國重が略にして、吉明が養子と爲る。父と與に忠長に仕へ、忠長事あるの後、處士と爲り、藤岡に住し、月俸を賜ふ。寬永十六年徵されて、御天守番と爲り、十八年下總國千葉郡の中、采地百石、廩米五十俵を賜ふ。正保三年卒す。江戸牛込淨輪寺に葬る。法名は日正。

藤岡に住して月俸を賜ふ

某―吉明 永明―永貞―高永―永諸―永清―永恭 ……

七二 曾雌 家紋は輪違 （元祿十六―寶永四年）

定勇 曾雌氏は、新羅義光の裔なりと云ふ。對馬守定能、武田信虎及び信玄に仕へ、甲州都留郡曾雌村に住せしより、家號と爲すと云ふ。其子帶刀定重、信玄に仕へ、永祿十一年十月二十八日、上州箕輪の合戰に討死す。年四十五。長子定政父に繼ぎ、子孫幕府に仕へて宗家たり。次子又右衞門定清、武州鉢形に於て、采地を賜ふ。後更めて下總國匝瑳郡の中五十石を賜ふ。定清の子久次、上總國の中

にて百五十石の采地を賜ふ。父死するの後、其采地は之を弟定昌に賜ふ。久次三子あり。長定盛、家を繼ぎ、次定與、別に一家を起す。定勇は定與の男なり。通稱は市之丞、又は權右衞門。延寶四年、父の遺跡を繼ぎ、廩米百俵、月俸十口を賜ふ。六年右筆と爲り、七年廩米百俵を加へ、餼の月俸を收めらる。元祿九年、表右筆の組頭と爲り、廩米百俵を加增せられ、十六年小十人の頭に進む。此年十二月、二百石を加賜せられ、餼の廩米を收め、武州埼玉郡、上州邑樂郡の中にて、都て五百石を賜ふ。寶永四年四月、邑樂郡の采地を武州多摩郡及び上總國夷隅郡の中に移さる。十二年御先鐵炮の頭に徙り、元文二年九月朔日卒す。年八十。江戶小日向龍興寺に葬る。法名は自溪。

邑樂郡を知行し次いで之を武州に更む

七三　村上（家紋は丸に上文字）　（天正十八・十九―寛文元―未詳）

勝重　村上氏は清和源氏頼清の流なり。判官代爲國五世の孫信泰、數子あり。長子彦四郎義光、護良親王に從ひ、吉野に戰死す。末子左衞門大夫義國、足利尊氏に仕ふ。義國八世の孫信濃守義清、信州に住す。天正元年、武田氏の爲めに領地を失ひ、越後に走る。勝重は義清の孫なり。彌左衞門と稱す。天正元年中、德川氏麾下の士川井小兵衞、欵を信玄に送る。事露はれ、家康下臣に命じて、潜に之を銃殺せしむ。勝重の從弟安松宗光、之を勝重に告ぐ。勝重堤側に匿れて、小兵衞の到るを俟つ。小兵衞召に應じて、將に赴かんとす。伏兵炮を以て之を途に狙撃す。中らず。時に勝重、大身の槍を揮つて、小兵衞と鬪ふ。槍半折る。乃ち柄を以て之を衝き、終に之を殪す。家康櫓上に在りて之を看、勇士の名を問ふ。宗光應ふるに、勝重の名を以てす。家康其驍勇を賞し、召して之を御家人に加ふ。小兵衞が采地三百石及び家財は、悉く之を勝重に賜ふ。天正三年、長篠の役、采幣を賜ひて、軍士を指揮す。九月家康遠州小山に退くや、勝重大井河邊に、敵と相搏して之を殺し、勇名を著はす。後高天神及び長久手の役に從ひ、戰功あり。其後

上州平塚村千石を知行す

榊原康政に附屬せらる。十八年家康、關東入國の際、上州平塚邑に於て、千石の采地を賜ふ。十九年正月二十三日卒す。年五十四。館林の龍阜寺に葬る。法名は善良。

新田郡の中六百六十石餘を知行す

善忠　六之助、又は彥太郎と稱す。勝重の孫にして、吉久の子なり。慶安四年、父の遺跡を襲ぐ。承應元年、大番に列し、寬文元年、嚮に父吉勝に賜ふ所の上總佐貫庄六百六十石餘の采地を、上州新田郡の中に移さる。延寶二年、組頭に進む。天和二年、新恩二百俵を賜ひ貞享元年卒す。

義愈　初名は喜演。五郎助、又は彥太郎と稱す。父善忠が遺跡を繼ぎて、千六十石餘を知行し、采地百石、廩米二百俵を、弟彌三郎義全に分與す。大番・新番等に列し、元祿十五年卒す。

義方　金藏と稱す。義愈の子なり。寶曆十年、上總國天羽郡の中、采地五百石を加增あり。後罪あつて、加增の采地を收めらる。肥前守に任じ、御小納戸頭取萬次郎君の守役等を勤め、天明二年卒す。

義禮　八郎、又は大學と稱す。義方の子なり。寬政四年八月、西城の御目附と爲る。十一月魯國の船、蝦夷地に來れるを以て、諭使を命せられ、石川忠勇と與

に、松前に到る。歸途南部・津輕等の海邊、地理の要害を巡見す。六年御目附に進み、八年町奉行に擧げられ、肥後守に任ず。十年十月二十二日卒す。年五十二。

爲國―安信―信村―胤信―信泰―義國―賴國―國衡―國清―滿清―

―賴清―賴衡―義清―義勝―勝重―吉勝―吉久―善忠―義愈―

―義方―義禮―義雄………

七四　村上（家紋は丸に上文字）（天和二―寶永四年）

正倚　其祖信濃、丹波國に住す。孫三右衛門吉正、筑前中納言秀秋に仕ふ。吏務に通じ、山川の事を干掌す。農商に至るまで、其の信に服せざるなし。家康徵して、之に丹波桑田郡の中、采地千五百石を賜ふ。大坂兩役に軍功あり。寛永元年、駿河大納言忠長に附屬せらる。其子次郎左衛門三正家を繼ぎ、致仕の後宗古と號し、丹波國桑田郡保津村に住す。正倚は其子なり。彥四郎・孫八郎、又は三左衛門と稱す。天和二年三月、御使番と爲り、上州邑樂郡の中、五百石の采地を加へられ、都て二千石を知行す。貞享三年、御留守居番に轉じ、元祿元年十月二十三日

邑樂郡五百石を知行す

卒す。年六十一。江戸谷中臨江寺に葬る。法名は紹珏。

正春　鍋之助、又は三右衛門と稱す。元祿元年父の遺跡を繼ぎ、五百石を正尙が孫正仲に、三百石を弟安貞に分與し、正春千二百石を知行す。寶永元年、御小姓の番士と爲り、四年八月、邑樂郡の采地を上總國夷隅・市原二郡の中に移さる。寛保元年卒す。

邑樂郡采地を上總に移さる

某—某—吉正—三正—正尙—正春—正清—正親……
　　　　　　　　　　├正直—正仲
　　　　　　　　　　└安貞

七五　室賀　家紋は丸に上文字　（慶安元—貞享頃）

正俊　其祖勝永は、屋代能登守正重が二男なり。屋代氏はもと村上氏とす。勝永、信州更科郡室賀郷に住して、室賀を家號とす。剃髪して一葉齋と號し、武田信玄及び勝賴に事へて、武功あり。其子滿俊、勝賴に仕へ、武田氏滅後、德川の麾下と爲る。兄秀正が二男正俊を養ふて子とす。正俊源七郎と稱す。慶安元年三月、常憲院に附屬せられ、家老と爲り、武藏・上野兩國の中にて、采地千八百石を加へ

上野に采地を賜ふ

采地を濃遠二州に徙さる

らる。承應二年、下總守に任ず。寛文元年閏八月、武藏・上野二國の中にて、三千石を加へ、十一月また千二百石の加恩あり。都て七千二百石を知行す。三年采地の中千二百石を養子源七郎正信に分與す。後致仕し、天和元年四月二十二日卒す。年七十二。江戸早稻田宗參寺に葬る。法名は意休。

正勝　甚四郎と稱す。正俊の子なり。貞享元年、寄合と爲り、後采地を美濃・遠江兩國の中に移さる。享保九年卒す。

一勝永―二滿俊―三正俊―┬正信……
　　　　　　　　　　　└四正勝―五正普―六正馮―七正繩……

七六　雨宮（家紋は丸に上文字）　（寶暦十三年―明治初）

正方（まさ）　村上彦太郎顯清が後裔、修理亮義次が二男攝津守義正、信州雨宮に住して、雨宮を家號とす。義正八世の孫家次、勝頼に事へ、長篠に戰死す。天正十年、其子昌茂、徳川氏の麾下に屬し、甲州加東の内の本領を賜ふ。十八年家康關東入國の後、上總國大神郷の中、百五十石の采地を賜ふ。其子政勝の時、下總、上總兩國に

那波郡の中を知行す

て百五十石餘と、廩米百五十俵を賜ふ。正勝の子對馬守正種屢〻加增ありて、武州にて三百五十石、攝津にて七百石を知行し、京都町奉行と爲る。其子近江守正長、采地の中二百石を弟正清に分與す。後近江にて五百石の加增あり。其曾孫正方なり。通稱は民之丞、又は權左衞門。寬保二年、御使番に進み、寬延二年、目附代として、大坂に赴く。寶曆六年、御先鐵炮の頭に徙り、十三年四月、上總國の采地を上州那波郡の中に移さる。明和二年十一月六日卒す。年五十八。江戶丸山本妙寺に葬る。法名は智觀。

正信　鐵之丞、又は主計と稱す。正方の子なり。御小姓組に列し、明和五年卒す。

正宴（やす）　清三郞と稱す。實は窪田小十郞正忠が二男にして、正信が養子となる。御小姓組の番士となる。寬政十年、命を蒙り伊達政千代幼年なるを以て、寬爲規と與に、仙臺に到り、國政を監す。文政の國字分名集に、五百石、六番町御厩坂上、雨宮逸八郞とあるは、正宴が子にてもあるか。

家次―昌茂―政勝―正種―正長―正峯―正景―正方―正信―正宴……
　　　　　　　　　　├正直　├正清……

(二)佐波郡誌に、幕末旗下雨宮權右衛門知行所、後筒村の一部とあり。

七七　井上（家紋は井桁）　（天和二―寶永四年）

正景　清和源氏賴季の流なり。賴季、始めて井上を稱す。太郎光平に至り、丹波國を領す。光平十二世の孫正貞、丹波に住し、康正年中、攝州福井庄を領す。後數世攝東・防西二郡の中を領し、攝東の城に居る。正貞五世の孫正信に至り、英賀(あが)城に移る。秀吉に事へて武功あり。孫正繼、秀忠に仕へ、大坂夏ノ役に戰功あり。下總國香取郡の中、采地五百石を賜ふ。寛永十五年、御鐵炮役と爲り、武州都筑郡及び相州中郡の中五百石を加へらる。正保三年、私憤に依りて、稻富直賢及び長坂信次を殺し、己も亦自殺す。是に於て采地を沒收せらる。正景は實に正繼の養子なり。半十郎・半入・又は左太夫と稱す。將軍家光に事へて、御小姓組に列せしが、父の罪に坐して改易せらる。寛文三年徴し返され、廩米三百俵を賜ふ。四年御小姓組の番士に列す。六年御鐵炮役と爲り、與力五騎、同心二十人を預けられ、廩米三百俵を加へらる。延寶七年、廩米を更めて相州鎌倉郡の中に采地を賜

邑樂郡中三百石を知行す

ふ。天和二年四月、上州邑樂郡の中三百石を加へ、都て九百石を知行す。三年十月二十二日卒す。年六十六。江戸牛込願正寺に葬る。法名は道覺。

正朝　百助・半十郎、又は左太夫と稱す。正景の子なり。御鐵炮方と爲り、元祿十二年卒す。

邑樂郡采地を相州に移さる

正次　半左衛門、又は左太夫と稱す。實は正景が六男にして、正朝が嗣と爲る。御鐵炮方に列す。寶永四年八月、邑樂郡の采地を相州鎌倉郡の中に移さる。正德三年卒す。

正房　主膳、後左太大と稱す。實は葦野民部資俊が二男にして、正次が養子となる。正德三年、家を繼ぐ。享保三年二月九日卒す。年廿七。法名は道秀。

貞高　三次郎、後左太夫と稱す。實は正次が二男にして、正房が養子と爲る。享保三年、家を繼ぎ寄合に列す。十三年鐵砲方と爲る。十六年命を蒙り、一貫目玉の鐵炮二挺を製して上る。後亦百目玉の鐵炮廿一挺を製す。十八年七月廿一日、鎌倉に赴き、大筒を試發す。元文元年十二月二日、是れより先き佐々木孟成が、命を蒙りて車仕懸百目の筒三十挺の中、二十一挺は貞高之を承りて製せしものなるが其製造期限延滯せし上、試發を了せし由を陳ずるも、明瞭ならず、依りて

中山常房をして、孟成等と與に、再び之を試みしめしも、更に的中せず。加ふるに見當の附け樣を誤りし由、彼是等閑の所爲なればとて、糺明を遂げらる可きも、特に宥して閉門に處せられ、二年五月免さる。寶暦十一年七月十三日卒す。年五十三。法名は靜山。

正岑　初名は兼唯。參吾、後に左太夫と稱す。實は青木甲斐守一典が六男にして、貞高が養子と爲る。寶暦十一年、遺跡を襲ぎ、鐵炮方と爲る。寛政三年十一月十七日卒す。年五十七。法名は淨慶。

正賀　次郎八、後に左太夫と稱す。實は青木縫殿助直美が二男にして、正岑が養子と爲る。寛政四年正月、遺跡を繼ぎ、鐵炮方と爲る。五年九月十四日卒す。年二十。法名は勝秀。

正清　初名は信清。和三郎、後に左太夫と稱す。實は安部攝津守信允が四男にして、正賀が終に臨みて養ふところと爲る。寛政五年、遺跡を襲ぎ、鐵炮方と爲る。時に十八歳、采地九百石なり。十年五月十日、嘗に鎌倉に於て大筒力試し、遠丁打等の事を勤めし廉にて、此日時服三領を賜ふ。文政の國字分名集に、九百石、赤坂火消屋敷隣、井上左太夫と見えたるは、此正清が事ならん。

井上氏の知行に就いては、上州の地既に寶永四年に所替へと爲れり。然るに佐波郡誌に、幕末旗下井上左太夫知行所、下新田の一部とあるを見れば、正次以後右鎌倉郡を再び上州に所替へと爲りしものかと思はる。猶後攷を俟つ。

七八　赤井（家紋は三雁金の内三瞿麥）（寛文一二─未詳）

時喜　清和源氏賴季の流にして、井上、又は葦田を稱せしが、家滿より丹波に住し、九郎爲家に至り、氷上郡新鄕に居り、赤井を稱す。爲家十一世の孫時家が六男時直、丹波を沒落して、處士と爲りしが、長久手の役、家康に味方し、功に依りて、御家人に列し、下總國千葉郡の中、采地五百石を賜ふ。關ヶ原役後、和州宇智郡の中、千石

新田郡二百石を知行す

を加へらる。後又大坂兩役に參加し、其後千葉郡の采地五百石を、二男時長に分與せらる。時直の三男時次、將軍秀忠に仕へ、甲州の中二百石の采地を賜ふ。時喜は時次の子なり。權左衛門と稱す。寛永十一年、大番に列す。寛文二年三月、采地を上州新田郡の中に徙さる。延寶四年卒す。

時元　長十郎、又は甚左衛門と稱す。時喜の養子なり。大番に列し、享保四年卒す。

時明　通稱は主馬助・甚五郎・次太夫、又は次兵衛。時元の子なり。大番に列し、元文五年卒す。

時行　通稱は定五郎、又は甚左衛門。時明の子なり。大番に列し、寶暦二年卒す。

時有　通稱は喜三郎、又は藤右衛門。實は時明が次男なり。明和八年卒。

時庸　通稱は久藏、又は甚左衛門。時有の子なり。大番に列し、寛政三年致仕。

時幾　通稱は文五郎。時庸の子なり。寛政九年、大番に列す。

家滿―道家―忠家―家範―朝家―爲家―家茂―基家―家清―家職―
―光家―忠家―親家―直家―忠家―時家―家清―忠家

七九　須田 家紋は揚羽蝶 (天和二―未詳)

盛輔　清和源氏賴季の流なり。九郎爲實に至り、信州須田に住して、須田を家號とす。爲實十二世の孫大隅守正光、信州須坂城に住し、武田信虎に仕ふ。正光の曾孫右近盛永、家康に事へて甲州の本領二十二貫五百文の地を賜ひ、天正十八年、家康關東入國の後、采地を他に移さる。其子平左衛門盛滿。寛永二年、上總國長柄郡、及び武蔵國都筑・橘樹二郡の中、三百十石餘の朱印を賜ふ。長子盛近、家を繼ぐ。三男傳左衛門盛森、廩米二百俵を賜ひ、御金奉行と爲り、別に一家を起す。盛輔は盛森の長子なり。市兵衛と稱す。正保四年、御書院番となり、廩米三百俵を賜ふ。寛文五年、二百俵の加恩あり。八年常州鹿島郡の中、五百石を加へらる。

新田邑樂二郡
五百石知行す

天和元年、小十人の番頭と爲り、二年四月、上州新田・邑樂二郡の中、五百石を加恩あり。三年御目附に轉じ、四年禁裡附と爲り、丹波國氷上郡にて、千石を加へ賜ふ。元祿元年、大隅守に任ず。九年務を辭し、四月氷上郡の采地を、野州都賀・河内二郡の中に移さる。十年廩米を更めて、常州西河内郡、及び豆州君澤郡の中に賜ひ、采地都て二千七百石を知行す。十五年致仕して、一空と號し、享保二年八月二十三日卒す。年八十六。江戸四ッ谷眞福寺に葬る。法名は性月。

盛員　助十郎と稱す。盛輔の子なり。西城持弓頭と爲り、享保十五年卒す。

盛明　隼人、又は市兵衛と稱す。實は盛員の弟盛氏の男にして、盛員が養子と爲る。御使番と爲り、寛政六年卒す。

盛茂　長藏、又は助十郎と稱す。盛明の子なり。御書院番と爲り、寛政三年之を辭す。

一爲實……一二正光―一三盛友―一四盛義―一五盛永―一六盛滿―一七盛近……
　　　　　　　　　　　　　　　　　　└廣庄　└一盛森―二盛輔―三盛員
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└盛氏―四盛明―五盛茂

八〇　須田　家紋は丸に揚羽蝶　（寶永元―享保三年）

盛勝　其祖次郎太夫廣庄は、右近盛永（前項の系圖を見よ。）が二男なり。家康・秀忠に事へ、寛永八年、武藏・下總二國の中、三百二十石餘の采地を賜ふ。廣庄が長子儀左衞門正時、將軍秀忠・家光に歴仕し、采地二百石を賜ふ。次いで二百石を加へられ、武州埼玉郡の中にて、都て四百石を知行す。養子儀左衞門盛廣、家を繼ぐに及び、新恩二百石を收めらる。盛勝は盛廣の子なり。七十郎、五左衞門、又は五平次と稱す。萬治二年、大番と爲り、後廩米二百俵を賜ふ。延寶七年、御納戸の番士に轉じ、貞享三年、組頭に進み、四年百俵の加恩あり。元祿二年、父の遺跡を繼ぎ、嚮の新恩と併せて、三百石の祿と爲る。三年御裏門番の頭に進み、五年之を辭す。寶永元年七月、采地を上州山田郡の中に移さる。享保三年七月二十二日卒す。年七十七。江戸市ヶ谷宗泰院に葬る。法名は奚疑。

山田郡の中三百石を知行す

盛眞　五郎兵衞と稱す。盛勝の子なり。元祿五年、廩米二百俵を賜ひ、次いで二百俵を加へらる。享保三年十月、父盛勝が死に臨んで請ふ旨ありとて、父が舊知は收めらる。享保九年卒す。

山田郡の采地を收公せらる

廣庄—一正時—二盛廣—三盛勝—四盛眞—五盛倫—六盛英—七盛房—八盛忠……
—祇寛……

上州の中を知行す

八一　保科（家紋は並九曜）　（天和二—未詳）

正靜　清和源氏、賴季の流にして、筑後守正則、天正十九年卒す。信州高井郡保科に生れしに依り、保科を家號とす。正則四世の孫正光、將軍秀忠の末男正之を猶子とし、男正貞、一萬七千石を領し、上總國周淮郡飯野を居所と爲す。初正貞、故あつて流浪せし時、其子正景、母と與に往く所を知らず。再び幕府に仕ふるに及び、妹の生む所、小出大和守吉英が三男正英を養ひ子とす。後正景家に歸り、父の封を襲ぐに及び、二千石の地を正英に分與す。遺領は房州長狹郡に在り。正靜は正英の子なり。初名は正豐、次に正峯と更む。通稱は巳之助、又は主稅。天和二年三月、御使番と爲り、四月上總・上野・下野三國の中、五百石を加へらる。六月酒井忠眞、幼年なるに依りて、出羽國庄內に赴き、政事を監す。貞享二年、越後高田城に至り目附代を勤む。元祿九年、采地を更めて、廩米を賜ひ、十年七月また廩米を更めて、上

群馬郡吾妻郡の中二千五百石を知行す

州群馬・吾妻二郡の中、二千五百石の采地を賜ふ。十四年御先弓の頭に徙り、正德二年六月十五日卒す。江戸麻布天眞寺に葬る。法名は宗簾。

正純　傳次郎・宮內・內記、又は甚四郎と稱す。實は岡部丹波守勝政が二男にして、正靜が養子と爲る。享保十一年、山田奉行に進み、淡路守に任ず、元文二年卒す。

正勝　鐵五郎、又は甚四郎と稱す。正純の子なり。寄合に列し、元文三年卒す。

正倫　初名は正常。主水と稱す。實は正純が二男にして、正勝の嗣と爲る。寄合に列し、延享三年卒す。

正盈　辨三郎、又は外記と稱す。實は戸田民部氏常が四男にして、正倫が養子と爲る。御書院番と爲り、天明元年卒す。

正恒　辨三郎と稱す。正盈が子なり。御小姓組の番士と爲り、寛政九年卒す。

正棟　永次郎と稱す。正恒が子なり。寛政十年、始めて將軍に謁す。

正則―正俊―正直―正光┬正之……
　　　　　　　　　　└正貞┬正景……
　　　　　　　　　　　　　└正英(一)―正靜(二)＝正純(三)┬正勝(四)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└正倫(五)＝正盈(六)―正恒(七)―正棟(八)

英資（てる）　太田道灌の後裔にして、新六郎重正が四男、資爲（館林藩太田氏の項を參照。）の四男因幡守資爲を祖とす。資爲、武藏・下總・常陸の中にて、總て九百石を知行す。資爲の子伯耆守資隆、加恩ありて千石の祿と爲る。延寶八年、將軍の薨去に依り、食祿を返上して遁世す。延寶八年、其子資明（あきら）を召出して、廩米五百俵を賜ふ。英資は資明の子なり。初名は資重。外記・修理・十左衛門、又は織部と稱す。實は資隆の次男にして、資明が養子と爲る。元祿十年七月、廩米を采地に更められ、上州山田郡の中、(二)五百石を知行す。十三年御書院番に列し、十四年小普請に貶さる。後御小姓組と爲る。享保十年、致仕して靜山と號し、寶曆元年卒す。

資弘　宮內又は小左衛門と號す。英資が子なり。西城書院の組頭と爲り、寶曆八年卒す。

資勝　平六郎と稱す。資弘の男なり。御小姓組に列し、天明八年卒す。

資誠（のぶ）　大貳、又は大之丞と稱す。資勝の子なり。天明八年、御書院番と爲る。

(二)山田郡の中五百石を知行す

一資爲―二資隆―三資明
　　　　　　｜
　　　　　　四英資―五資弘―六資勝―七資誠……

(一)文政十一年の文書に、今泉村五給の一、太田小左衛門とあり。

八三　恒岡　家紋は丸に桔梗　(寛永十―未詳)

資久　恒岡氏は太田の庶流なり。資重上杉氏に仕ふ。其子資吉、北條氏に仕ふ。資吉の子資正、初め北條氏房に屬し、氏房死するに及んで、家康に從ふ。慶長五年、大番と爲り、稟米三百五十俵を賜ふ。資久は資正の子なり。源兵衞、又は新左衞門と稱す。大番に列し、大坂兩役に從軍し、寛永十年二月、新恩二百石を加へられ、稟米を更めて、武州兒玉郡、上州甘樂郡の中、采地五百五十石を賜ふ。二十年御簞笥奉行に轉じ、延寶七年、務を辭し、貞享二年卒す。

甘樂郡の中を知行す

資直　權丞、又は佐太夫と稱す。資久の子なり。延寶七年、大簞笥玉藥奉行と爲り、元祿八年卒す。

資房　源八郎と稱す。資直の子なり。大番・御納戸番士等を勤む。享保六年

卒す。

資剛（かた） 源兵衞と稱す。資房の子なり。西城の新番に列し、寶暦十年卒す。

資廣 岩太郎と稱す。資剛の子なり。明和四年卒す。

資光 山五郎と稱す。實は岡部五郎兵衞長辰が三男にして、資房が養子と爲る。安永元年卒す。

資懿（よし） 金之丞、又は源兵衞と稱す。實は岡部五郎兵衞長久が二男にして、資光の養子となる。安永元年、遺跡を繼ぎ、采地五百五十石を知行す。寛政八年、大番に列す。

一資重―二資吉―三資正―四資久―五資直―六資房―七資剛―資福―八資廣 九資光 一〇資懿

八四 池田 家紋は丸に蝶 （天和二年―未詳）

友政 清和源氏、賴光の流にして、池田信輝勝入入道が三男長吉の子、備中守長幸が三男長信を祖とす。長信、備中國後月郡の中にて、采地千石を賜ひ、御書院番組頭に進む。友政は其子なり。万勝・采女、又は修理と稱す。明曆二年、父の遺跡を繼

山田郡の中を知行す

ぎ、三百石を弟利重に分與す。天和二年四月、上州山田郡、野州足利郡の中、五百石を加へられ、總て千二百石を知行す。元祿元年桐ノ間の番頭と爲り、五年筑後守に任ず。寶永元年卒す。

政應　兵藏、又は修理と稱す。友政の子なり。父の遺跡を繼いで、九百石を知行し、三百石を弟政長に分與す。享保十年、小普請組の支配と爲り、其年卒す。

豐常　萬之丞、又は修理と稱す。父政應の遺跡を繼ぎ、享保十八年卒す。

政倫　虎次郎・主馬、又は修理と稱す。實は池田數馬政相が二男にして、豐常の養子と爲る。御徒頭・西城御目附・堺奉行・大坂町奉行・大目附等に歷任し、筑後守に任ず。安永四年卒す。

長惠　初名は晴穹。次に政以と改む。源之助、又は修理と稱す。實は池田丹波守政晴が四男にして、政倫が養子と爲る。采地九百石を繼承し、筑後守に任ず。西城小十人頭・御目附・京都町奉行・大目附等に歷仕す。

一長賢—二長清—三長元
　　　　　　　四長令—五長興—六長舊—七清彌—八長休……

八五　池田（家紋は丸に蝶）（天和二—未詳）

山田勢多二郡千石を知行す

長清　父長賢は備中守長吉（前項系圖參照）が五男にして、武州埼玉郡千石、常州眞壁・新治、野州芳賀、三郡三千石、下總國香取・匝瑳、二郡三千石、總て六千石を知行す。長清初名は長政。五郎助、又は三五郎と稱し、備中守に任じ、帶刀に改む。天和二年十月、上州山田・勢多、二郡の中千石を加へられ、總て七千石を知行す。御小姓番頭・御書院番頭・大番頭等に歷仕し、寶永七年閏八月十日、大坂城の守衛に在りて卒す。年六十六。京都誓願寺に葬る。法名は俊英。

長元　鍋五郎、又は大膳と稱す。長清の子なり。享保三年卒す。江戸深川靈岸寺に葬る。

長令　造酒助・主計、又は帶刀と稱す。實は長清が三男にして、長元が嗣と爲る。享保七年卒す。

長興　辰三郎・帶刀、又は左門と稱す。實は雨宮民部正景が二男にして、長令が養子と爲る。中奥御小姓に列し、備中守に任じ、寶曆十三年卒す。

長舊　富之助、又は帶刀と稱す。長興の男なり。明和七年卒す。

清彌　鉞之助、又は左門と稱す。實は長興が四男にして、長舊が嗣となる。寬政八年、不行跡に依りて、出仕を停められしが、翌年赦さる。

長休　伊三郎と稱す。清彌の子なり。寬政八年、家を繼ぎ、采地七千石を知行す。

系圖　前項を參照。

八六　能勢　家紋は獅子に牡丹　(天和二―明治初)

元之　淸和源氏、賴光が流なり。右兵衛尉國基、攝津國能勢郡田尻庄を領し、能勢を以て家號とす。丸山城に住して、十五世賴幸に至る。賴幸の子攝津守賴次、關ヶ原役、家康に屬し、凱旋の後、能勢郡三千石を知行し、同郡六千八百石餘の地を預けらる。元和二年、三男惣左衞門賴之に、能勢郡八百四十石餘を分與す。七年之

新田山田二郡の中を知行す

を弟頼長に賜ひ、頼之には兄頼隆に賜ひし丹波國桑田、攝津國能勢、二郡にて采地千石を賜ふ。寛永十年、野州都賀郡の中、二百石を加賜せらる。元之は頼之の子なり。通稱は惣十郎。寛文三年、家を繼ぎて、千石を知行し、二百石を弟頼香に分つ。天和二年四月、上州新田・山田二郡、(一)及び野州梁田郡の中、五百石を加増せられ、御目附代・御徒頭・御目附・御先鐵炮頭等に歴仕す。寶永五年卒す。池上本門寺に葬る。法名は日榮。

頼安　源三郎・源十郎、又は惣右衛門と稱す。元之の子なり。御小姓組の番士と爲り、元祿十六年卒す。

頼以　吉太郎、又は惣十郎と稱す。頼安の子なり。御使番に進み、寛保元年卒す。

頼剛　鐵次郎、又は惣十郎と稱す。頼以が子なり。御小姓組の番士と爲り、寶暦五年卒す。

元長　鍋次郎・吉五郎、又は惣十郎と稱す。實は能勢因幡守頼庸が二男にして、頼剛が養子と爲る。御小姓組の番士に列し、寶暦十三年卒す。

頼兌　九十九、又は惣十郎と稱す。實は能勢甚四郎一英が長男にして、元長が

養子と爲る。御小姓組の番士を勤め、安永七年卒す。

賴廣　鐵五郎、又は惣右衞門と稱す。賴甃が男なり。寛政七年、御小姓組の番士と爲る。世々鳴弦・蟇目の術を傳ふること、宗家に同じ。

國基……賴明―賴幸―賴次―賴重……
　　　　　　　　　　　　├賴隆……（絕家）
　　　　　　　　　　　　├賴之[一]―元之[二]―賴安[三]―賴以[四]―賴剛[五]＝元長[六]＝賴甃[七]―賴廣[八]……
　　　　　　　　　　　　│　　　　├賴香[一]―賴成[二]―賴董[三]＝賴寛[四]―賴近[五]＝賴愛[六]……
　　　　　　　　　　　　│　　　　└賴一[一]―一英[二]―賴護[三]……
　　　　　　　　　　　　└賴永

（一）山田郡誌に、廣澤村十一給の一、能勢惣右衞門と見えたり。

八七　能勢　家紋は獅子に牡丹　（元祿十一―未詳）

賴香　通稱三十郎。賴之が二男なり。父が采地の中、野州都賀郡二百石を分與せられ、寛文四年、廩米百俵を加增あり。元祿十一年七月、采地を上州綠野郡の中に移され、十三年九月、綠野郡の中を割いて、多胡郡の中に移さる。御書院の番

綠野郡の中を知行す

多胡郡の中を知行す

士と爲り、元祿十五年卒す。江戸大崎の本立寺に葬る。

賴成　甚十郎・甚九郎、又は三十郎と稱す。賴香が男なり。正德元年、小十人の頭に進み、二百石を加增あり。廩米を更めて、武州大里郡の中、三百石を賜ひ、總て五百石を知行す。享保十年卒す。

賴董　初名は賴明。甚十郎、又は三十郎と稱す。賴成の男なり。御書院番と爲り、寶曆五年卒す。

賴寛　鐵彌・忠左衞門、又は三十郎と稱す。實は能勢長十郎賴侑が八男にして、賴董が養子と爲る。御書院の番士と爲り、安永二年、發狂して自殺す。

賴近　傳十郎と稱す。賴寛の子なり。天明五年卒す。

賴愛　卯之助、又は監物と稱す。實は能勢河內守賴忠が八男にして、賴近の養子と爲る。采地五百石を知行し、世々鳴弦・蟇目の法を傳ふ。

系圖　前項系圖を參照。

邑樂郡の中を知行す

八八　能勢（家紋は獅子に牡丹）　（寛保元―未詳）

頼一　頼一は頼之が三男なり。御小姓の番士と爲り、寛文五年、廩米三百俵を賜ふ。頼一、八十郎・源七郎・與十郎、又は甚四郎と稱す。寛保元年十二月、廩米を更めて、武州埼玉、上州邑樂の二郡、六百石を賜ふ。御目附・町奉行・西城御旗奉行に歴仕し、肥後守に任ず。寶暦五年卒す。江戸大崎の本立寺に葬る。

一英（かずひで）　助之丞又は甚四郎と稱す。頼一が男なり。御徒頭に進み、明和元年卒す。

頼護　助之丞、又は甚四郎と稱す。一英が男なり。寛政五年、御徒頭と爲り、世々鳴弦・蟇目の法を傳ふる事、宗家に同じ。

系圖　前項を參照。

八九　能勢（家紋は獅子に牡丹）　（天和二―明治初）

頼永　春松、又は市十郎と稱す。頼次（前項の系圖を見よ。）が五男なり。兄頼之が知行せ

新田山田邑樂三郡七百石を知行す

し攝州能勢郡の采地八百四十石餘を賜ひ、御書院番・御徒頭・新番頭等に歴仕し、寛永十年、常州にて二百石、天和二年四月、上州新田・山田（二）・邑樂三郡にて、七百石の加増あり。天和七年卒す。池上の本門寺に葬る。

賴寛　初名は賴相。龜太郎、又は權十郎と稱す。賴永の男なり。攝津守・對馬守・出雲守に任ず。初め廩米三百俵を賜ひ、後七百俵を加へらる。天和二年、父の遺跡を繼ぐに及んで、廩米を收められ、千五百四十石餘を知行し、二百石を弟一正に分與す。元祿元年五月、大坂町奉行に進み、丹波國氷上郡にて四百五十石を加へられて、總て二千石を知行す。三年十二月、江戸町奉行に轉ず。十年四月職を辭し、是年卒す。

賴恒　權九郎、又は市十郎と稱す。實は賴寛が弟一正が長男にして、賴寛が養子と爲る。御小姓組頭・新番頭・日光奉行・小普請組支配等に歴仕し、出雲守に任ず。寛保三年卒す。

賴庸　藤八郎・權九郎、又は市十郎と稱す。實は賴寛が次男にして、賴恒が嗣と爲る。御書院番組頭・小普請組支配・甲府勤番支配・大目附に歴仕し、寶暦六年卒す。

賴徳　權十郎、又は市十郎と稱す。賴庸の男なり。御書院の番士と爲り、寶暦

十二年卒す。

頼愛（ちか）　權九郎と稱す。頼德の子なり。安永三年、二十八歳にして卒す。

頼寛（のぶ）　初名は頼統（のぶ）。平藏、又は市十郎と稱す。實は能勢甚四郎一英が四男にして、頼愛が養子と爲る。寛政六年、御使番に進む。世々鳴弦蟇目の法を傳ふること宗家に同じ。

頼次―頼重
　├頼隆
　├頼之
　├頼久
　├頼永（一）―頼寛（二）＝頼恒（三）＝頼庸（四）―頼德（五）―頼愛（六）＝頼寛（七）……
　└頼平―頼氏＝頼鹿＝頼治＝頼喬―頼常

（一）山田郡誌に、鹽原村二給の一、能勢出雲守知行所と出でたり。

新田郡の中を知行す

九〇　能勢　家紋は獅子に牡丹　（天和二―未詳）

頼平　半左衛門と稱す。頼次が六男なり。承應元年、廩米三百俵を賜ふ。天和二年四月、西城御裏門の頭と爲り、上州新田、野州梁田二郡の中、四百石を加へらる。元祿元年、御先鐵炮頭に徙り、五年卒す。

頼氏　萬三郎・外記、又は半左衛門と稱す。頼平が男なり。御小姓組に列し、元祿十年、廩米を更められ、下總國夷隅郡の中、三百石を賜ひ、總て七百石を知行す。十二年卒す。

頼鹿　二郎三郎・半四郎、又は半左衛門と稱す。實は紀伊家の臣能勢頼員が三男にして、頼氏が養子と爲る。御書院の番士に列し、享保八年卒す。

頼治　小七郎、又與市郎と稱す。實は能勢惣八郎隆重が三男にして、頼鹿が養子と爲る。元文元年、二十八歳にて卒す。

頼喬　初名は頼種。兵庫、又は半左衛門と稱す。實は能勢長十郎頼宥が四男にして、頼治が養子と爲る。御先鐵炮の頭に進む。寛政八年卒す。

頼常　造酒之丞・外記、又は與市郎と稱す。寛政八年、父頼喬の遺跡を繼ぎ、采地

七百石を知行す。

系圖　前項の系圖を參照

九一　平岡（家紋は丸に十文字）　（元祿十四―明治初）

資明（あきら）　家傳に據るに、其祖溝杭資元が男資光、河內國平岡鄕に住し、平岡を家號とす。因幡守良淸、武田信虎に仕ふ。子賴成（なり）、信玄及び勝賴に事ふ。子道成、武田氏の滅後、家康に歸し、御家人に列せらる。孫吉道、家光に事へ、代官を勤め、廩米二百俵を賜ふ。二男道益家を繼ぎ、長男道房、別に家を起す。道房代官を勤め、廩米二百俵を賜ふ。資明は其子なり。市右衛門と稱す。屢〻加俸あり。元祿十四年十二月、廩米を更めて、上州佐位・勢多二郡の中、采地六百石を賜ふ。十五年十月、(二)佐位郡の采地の內を、新田郡の中に移さる。御勘定組頭・御納戶頭・小十人頭・御目附に歷仕し、享保九年八月十日卒す。江戶下谷正慶寺に葬る。法名は資明。

資賢　岩之助と稱す。資明の子なり。御書院組頭に進み、寬延三年卒す。

房虎　初名は資孝、次に位里（たかさと）、又房瑛（あきら）と改む。通稱は十吉、又は四郞兵衛。賴賢が男なり。寶曆二年、御書院の番士と爲り、九年之を辭す。

（一）佐位勢多二郡六百石知行す
（二）佐位郡の采地を新田郡に移さる

良清―賴成―道成―千道―吉道―[一]道房―[二]資明―[三]資賢―[四]房虎
　　　　　　　　　　　　　　｜
　　　　　　　　　　　　　　―道益……

(一)佐波郡誌に、平岡鐘之助、同郡知行所五日牛村と見えたり。鐘之助は房虎が子孫ならん。

九二　土岐　家紋は黒持に桔梗　(寛保元―明治初)

朝直　土岐氏の遠祖出羽守光信、美濃國土岐郡に住し、土岐を以て家號とす。或は云ふ、光信三世の孫光衡、土岐氏を稱すと。光衡十傳して、美濃守政房に至る。政房數子あり。三男治頼、原美濃守景成が養子と爲り、其家を繼ぎ、常州江戸崎城に住す。後氏を改めて、土岐氏を稱す。曾孫朝房、家康に仕へ、外戚の姓を冒して、豐島に更む。朝房の子淡路守朝治に至り、土岐姓に復す。朝治の長子大學頭朝澄、家を繼ぎ、三男朝直、別に家を起す。朝直、藤之丞・佐兵衛と稱す。初め廩米六百俵を給ひしが、寛保元年十二月、之を更めて武州埼玉、上州邑樂(一)の二郡の中、采地六百石を賜ふ。御小姓より西城御先弓頭に轉じ、左兵衛佐に任じ、寶曆十一年卒す。

(一)邑樂郡の中十
知行す

江戸早稲田の宗参寺に葬る。

朝秋　藤之丞・半次郎、又は佐兵衛と稱す。　朝直の男なり。　小十人頭と爲り、天明三年卒す。

朝堯　藤之丞と稱す。　朝秋が男なり。　小普請と爲り、天明五年卒す。

朝旨　金三郎と稱す。　實は深津主水盛徳が三男にして、朝堯が養子と爲る。御小姓と爲り、寛政九年、若君に附屬し、肥前守に任ず。

光衡―光行……政房―頼純
　　　　　　　　　　―頼藝……
　　　　　　　　　　―治頼―治英　朝治―朝澄―朝貞―朝恒―朝利
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―朝直(一)―朝秋(二)―朝堯(三)＝朝旨(四)……

(一)佐波郡誌に、幕末旗下土岐下野守の知行所を記して、曲淵・間野谷・香林の三村を擧げたり。　文政の國字分名集に、四千石土岐豐前守を載せたるは、朝旨が裔なること明かなり。　されば右に擧げたる邑樂郡の知行所は、何時の頃にか、佐位郡に移されたるものと認む。

九三 植村 家紋は丸に一文字割桔梗 （未詳―寛永十七年）

邑樂郡大島五百石を扶助せらる

大和に移封

家次 植村は、もと土岐氏を稱す。光兼の子持益に至り、遠州上村（うへむら）に移り住して、家號とす。持益後三州に至り、松平長親に仕ふ。持益の曾孫出羽守家存（いへあり）、家康に仕へて勇名あり。其子新六郎家次なり。初め家康に仕へ、後岡崎三郎信康に附屬せらる。信康事あるの後は流浪し、後榊原康政が推擧に依りて、上州邑樂郡の中、五百石を扶助せられ、大島を居所とす。長久手の役戰功あり。慶長四年十月十一日、采地に於て卒す。年三十三。妻は薗田信蕃が女なり。

家政 初め幸千代、次に新六郎と稱す。志摩守及び出羽守に任ず。父の扶持五百石を賜ふ。慶長十三年、御徒頭に補せられ、千石を加賜せらる。寛永二年、大番頭に補せられ、三千五百石を加へらる。十二年又三千石を增さる。十七年十月、采地を更めて、大和國高市郡の中に賜ひ、總て二萬五千石を領し、高取城に治す。慶安三年閏十月二十三日卒す。年六十一。江戸芝如來寺に葬り、本眞院了覺日榮と諡す。（藩翰譜・重修譜・加除封録。）

光兼―持益―氏義―氏明―家存―家次―家政―家貞―家言

九四　植村　家紋は丸に一文字三劍　（天和元―未詳）

正景　祖先は土岐氏より出で、初め飯島と號す。飯島は藤姓なり。庄右衞門正勝の時、家康の命に依り、飯島を植村と改む。正勝、三河に於て天野康景・高力清長と與に、三奉行の職に列す。後武功頗る多し。小田原役、足柄を戍り、豐公の招きに依りて來れる婦人を通さゞりしかば、采地を沒收せられて、逼塞せしめらる。長子正元、家康に近侍し、相州鎌倉郡柏尾三百三十石を賜ふ。三男正次、武州都筑郡の中、五百五十石を知行す。正次三子あり。長正光、次正信、與に家絶え、三男五郎八正景、別に家を起す。正景、御書院番・三之丸徒頭・神田館用人等に歷仕し、屢〻加恩あり。天和元年三月、武州足立、上總國武射、上州邑樂・山田の四郡にて、千五百石、邑樂山田二郡の中を知行す濃州方縣郡にて六百石を知行す。貞享四年六月二日卒す。江戸麴町心法寺に葬る。法名は道本。

正次　熊之助、又は五郎八と稱す。正景の男なり。家を繼いで、千五百石を知行し、六百石を兄正清に分つ。御書院番となり、正德三年卒す。

正明　吉十郎、又は五郎八と稱す。實は正次が兄正清が男采女の子にして、正次の養子と爲る。御書院の番士と爲り、元文二年卒す。

正方　吉次郎、又は庄右衛門と稱す。正明の子なり。御書院の番士と爲り、寶暦七年卒す。

正豐　政吉と稱す。正方が男なり。御小姓組の番士と爲り、寛政元年之を辭し、十年致仕す。

正房　政之助と稱す。正豐が男なり。家を繼いで、采地千五百石を知行す。

正忠―正勝―┬正元―正朝……
　　　　　　└正次―┬正光
　　　　　　　　　　└正景(一)―正次(二)―正明(三)―正方(四)―正豐(五)―正房(六)

九五　島田　家紋は丸に三割劔花菱　(元祿三―明治初)

利由　土岐左近將監頼康が二男伊豫守滿貞、姓を島田と改む。滿貞六世の孫正次、家康に仕へて御旗奉行と爲り、遠州にて采地二千石を賜ひ、後武州入間郡の

上州に采地三百石を賜ふ

邑樂山田二郡に采地を賜ふ

中に移さる。重次の子彈正忠利正、將軍秀忠に事へ、御使番・町奉行等に進み、入間・比企二郡にて、三千石の加恩あり。總て五千石を知行す。寬永十九年卒去の後、入間郡の中千石を、三子出雲守利木に分つ。利木、御徒頭・御目附・長崎奉行・町奉行等に歷任し、廩米千俵の加增あり。利木の男利由なり。通稱は十兵衞。大和守、及び丹波守に任ず。御徒頭・御目附・大目附・御側等に歷仕し、屢〻食俸を加へられ、元祿三年三月に、上州の中采地三百石、十年七月に、廩米七百俵を更めて、上州邑樂・山田二郡の中に、采地を賜ひ、總て二千五百石を知行す。寶永二年十一月二十四日卒す。法名は幽雪。武州入間郡坂戸の永源寺に葬る。

政辰（たつ）　市十郎・久太郎・治兵衞、又は十兵衞と稱す。利由が男なり。御徒頭・御書院番組頭・御普請奉行・御旗奉行・御留守居等に歷仕し、佐渡守に任ず。寶永二年、遺跡を襲ぎて、上州邑樂・山田の二郡、及び野州梁田郡にて、二千五百石を知行し、鄕の采地は收めらる。享保八年二月七日卒す。法名は元覺。

正之　市十郎、又は十兵衞と稱す。政辰が男なり。御使番・御目附等に勤仕し、享保二十年卒す。

爲忠　升之助・玄蕃、又は市十郎と稱す。正之が男なり。丹波守に任し、寶曆

三年卒す。

政彌（はる） 升之助・政五郎・玄蕃、又は彈正と稱す。實は島田治右衛門政廣が三男にして、爲忠が養子と爲る。御使番・御先弓頭・新番頭・小普支配等に歴仕し、天明四年卒す。

政顯（あきら） 直次郎と稱す。政彌の男なり。寛政四年卒す。

利長 甚五郎・右京、又は玄蕃と稱す。實は島田元次郎利賴が二男にして、政顯が養子と爲る。寛政九年、御書院番に列す。

・滿貞……重次―利正―┬利正
　　　　　　　　　　└利木（一）―利由（二）―政長（三）―正之（四）―爲忠（五）―政彌（六）―政顯（七）―利長（八）……

佐波郡誌に、幕末旗下島田彦次郎知行所、福島村の一部とあり。旗下に島田氏七家ありて、何れの島田なるや不明なれど、上州に關係深き此島田氏こそ夫れに當らめ。

九六　蜂屋〈家紋は桔梗〉　（天和二―未詳）

邑樂郡の中五百石を知行す

定吉　土岐隱岐守光定が三男孫太郎定親、美濃國蜂屋を領せしより、家號と爲すと云ふ。源左衞門定近、始て家康に仕へ、御土藏番頭を勤む。其子七兵衞定賴、武功ありて、相州鎌倉郡中に、采地四百石を賜ふ。後同國高座・愛甲二郡の中、三百石と廩米三百俵を加恩あり。墓は鎌倉郡舞岡村の采地に存す。其子定吉〈一本定政に作る。〉彥太夫、又は七兵衞と稱す。實は布勢孫兵衞重直が三男にして、定賴が養子と爲る。御先弓頭・御鎗奉行等を勤め、天和二年四月、上州邑樂郡の中、采地五百石を加へらる。元祿十年、廩米を更めて、武州埼玉郡の中、三百石を賜ひ、總て千五百石を知行す。正德四年四月十六日卒す。年九十二。江戶小石川稱名寺に葬る。法名は定休。

定倘　孫十郎、又は孫九郎と稱す。定吉が子定高が男なり。御書院番と爲る。元祿十六年、祖父が遺跡を繼ぎ、千二百石を知行し、三百石を叔父小右衞門定次に分與す。寬延元年卒す。

定則　政助、又は七兵衞と稱す。定倘が養子定敬が男なり。延享元年、祖父が

遺跡を繼ぎ、御書院番に列し、寛延元年卒す。

定救 八三郎、又は七兵衛と稱す。 定則が男なり。 御書院番・道奉行を勤め、寶曆九年卒す。

定賢 吉之丞・吉十郎、又は七兵衛と稱す。 實は美濃部彦十郎茂矩が二男にして、定救が養子と爲る。 御小姓組に列し、寛政七年、御使番に轉ず。

定近―二定頼―三定吉―定高―四定尙―定敬―五定則―六定救―七定賢……

九七 保々 家紋は水色桔梗 (寶永四―明治初)

貞長 土岐美濃守頼忠が二男右馬頭之康、美濃國多藝郡鷲巢村に住して、鷲巢氏を稱す。 其子孫相繼承して、則康に至る。 天文十六年、則康土岐氏の亂に遭ひ、本國を去つて、攝州中島郡に赴き、外家細川藤賢に養はる。 天正八年、藤賢と與に、伊勢國保々鄕に轉じ、瀧川一益の臣保々勘解由左衞門(則康が兄)に倚る。 其子則貞、加藤清正の子百助に屬して、朝鮮に渡海し、四年を經て歸朝す。 家康其勇を聞き、慶

群馬勢多二郡の中を知行す

長二年召して、美濃國にて千石の地を與ふ。其子貞廣、相州・武州二郡の中、五百石を加へられ、美濃の采地を武・相に移さる。六男貞晴、祿八百俵を賜ひ、別に家を起す。傳七郎貞長、實は貞晴が兄貞俊が三男にして、貞晴が男晴常の養子と爲る。寶永四年、廩米を采地に更められ、武州埼玉、上州(一)群馬・勢多、三郡の中八百石を知行す。御小姓の番士と爲り、享保三年卒す。江戸澁谷の長谷寺に葬る。

貞房　八郎右衞門と稱す。實は貞俊が二男にして、貞長が養子と爲る。西城御小納戸と爲り、寶曆四年卒す。

貞長　壹岐守と爲る。貞房の男なり。御小姓に進み、安永九年卒す。

貞政　兵庫助と爲る。貞長の男なり。西城御書院番と爲り、天明三年之を辭す。

則康―則貞―貞廣―┬貞高―貞長……
　　　　　　　　　├貞俊……
　　　　　　　　　└貞晴(一)―貞長(二)＝貞房(三)―貞長(四)―貞政(五)……

(一)群馬郡誌に、明治元年調、保々君三郎知行、百三十五石七斗六升とあり。

新田郡の中二百石を知行す

九八　妻木（家紋桔梗）　（寛永十一未詳）

重吉（一本頼通に作る。）　土岐頼貞が後胤にして、美濃土岐郡妻木領に住せしより、妻木を以て家號とす。頼貞より伯王に至るまで中絶す。（寛永系圖に據る。）　伯王五世の孫貞徳、織田信長に仕へて、馬廻役を勤む。信長遭害の後、妻木村に閑居す。家康書を賜ふ。慶長五年八月、岩村城主田丸具安、石田に黨し妻木領池田・多治見二村の人質を取る。貞徳之を聞き、馳せて之を奪ひ返へし、敵將を伐り、首を獲ること二十級なり。九月田丸軍の籠れる高山砦を攻めて、之を拔く。家康之を聞きて、大に悅ぶ。貞德數子あり。重吉は其三男なり。通稱は平四郎、後彥右衞門。幼にして森美作守忠政の許に在り。其後薩摩守忠吉に仕ふ。忠吉逝去の後、家康に事へ、美濃可兒郡の中、采地千石を賜ふ。元和二年、御書院番と爲り、寛永十年二月、上州新田郡の中、二百石を加へらる。十五年十月晦日卒す。江戸麻布祥雲寺に葬る。法名は宗淳。

重直（一本頼無に作る。）　通稱は傳兵衞、後彥右衞門。重吉の子なり。御目附代・御使役・長崎奉行・御勘定奉行に歷仕す。相州・濃州三郡にて千八百石を加恩ありて、采地

三千石を知行す。天和三年三月二十七日卒す。年八十。江戸麻布天眞寺に葬る。法名は暫軒。

賴保　通稱は彥右衞門。重直が男なり。御徒番・御目附代・奈良奉行等に勤仕す。寶永四年、奈良にて卒す。

賴隆　平四郞と稱し、佐渡守及び讃岐守と爲る。賴保が男なり。御使番・浦賀奉行・西城御留守居等に補せらる。延享二年卒す。

賴直　彥右衞門と稱す。實は松平志摩守忠明が四男にして、賴隆が養子と爲る。延享二年、寄合に列し、其歲卒す。

賴榮(なが)　平四郞と稱し、因幡守又は佐渡守と爲る。賴直が男なり。御使番・小普請支配・御小姓組番頭・御書院番頭等に補せられ、寬政九年卒す。

賴篤　直吉と稱す。實は松平圖書頭忠命が三男にして、賴榮が養子と爲る。

賴貞……伯王─某─某─某─貞德─┬賴忠……
　　　　　　　　　　　　　　　└(一)重吉─(二)重直─(三)賴保─(四)賴隆＝(五)賴直─(六)賴榮＝(七)賴篤……

九九　仙石（家紋は永樂錢）　（天和二―未詳）

山田邑樂二郡中七百石を知行す

政勝　土岐氏の支流と云へど、詳ならず。權兵衞秀久、豐臣秀吉に事へて武勇の譽あり。慶長五年、秀忠に從屬して戰功あり。其子兵部大夫忠政、信州上田城六萬石を領す。長子政俊、家を繼ぎ、三男政勝別に一家を起す。政勝、治左衞門と稱し、和泉守に任ず。御小姓組頭・御先鐵炮頭・新番頭・御勘定頭等に補す。初め兄政俊が采地の中、信州にて二千石を分與せられ、天和二年四月、上州邑樂・山田二郡の中、七百石を加增あり。總て二千七百石を知行す。元祿十三年五月八日卒す。年八十一。采地小縣郡矢澤村に葬る。法名は澤英。

政因　初名は政長。采女と稱す。政勝の子なり。御書院番・御小姓組頭等に補し、寶永六年、邑樂郡の采地を割いて、武州入間郡の中に移さる。元文五年卒す。年七十一。

政啓　監物と稱す。實は仙石左門政義が二男にして、政因が養子と爲る。御徒頭・西城小十人頭・御先鐵炮頭・御持筒頭・御鎗奉行等に歷仕す。寬政二年卒す。年八十七。

政寅　次右衛門と稱す。實は水野兵部忠祗が四男にして、政啓が養子と爲る。御徒頭・浦賀奉行・堺奉行等に補し、寛政九年、淡路守に任ず。

久盛—秀久—忠政—政俊……
　　　　　—某(丹後守)—政則……
　　　　　　　　　　—政勝(一)—政因(二)＝政啓(三)＝政寅(四)……
　　　　　—久隆—久邦—久信—久治—久住—久當—久功……

一〇〇　仙石　家紋は丸に無の字　(未詳—寛文九年)

久隆　右近と稱す。大和守に任ず。仙石秀久が七男なり。十一歳にして、將軍秀忠に近侍す。後兄丹後守が采地、上總國武射郡及び上州の中、三千石を賜ふ。御書院番士・御使番・御目附・御小姓組番頭等に歷仕す。寛永十年十二月、甲州の中千石の地を加へられ、總て四千石を知行す。正保二年卒す。

上州に采地を賜ふ

久邦　右近と稱す。因幡守に任官す。久隆が男なり。御小姓組頭・御小姓番頭・御書院番頭・伏見奉行等に歷仕す。寛文九年七月、近江國淺井郡にて、二千石を

上州の采地を攝河に移さる

加へられ、總て六千石を知行す。此時上州・甲州の采地は攝・河兩州の中に徙さる。天和元年伏見に卒す。

系圖　前項を參照。

一〇一　高木　家紋は丸に鷹の裏尾打違葦上くるす　（文祿二―未詳）

綠野郡の中を知行す

正次　清和源氏賴親の末にして、判官代信光の流と云へど、其繼承の序を詳にせず。三州高木を領せしより、取つて家號とす。筑後廣正の時、家康に仕へ、頗る軍功ありて、采地千六百石を賜ふ。其子甚左衞門正綱、また武功あり。正次は其子なり。通稱九兵衞。文祿二年、下總に采地を賜ひ、三年上州綠野郡の中にて加恩あり。慶長十八年、下總國にて六百二十石餘を加へらる。御使番を以て、大坂兩役に從ひ、戰功あり。凱旋の後、相州にて千石の地を加へ賜ふ。元和二年、持筒頭と爲り、同心五十五人を預けらる。元和九年、上總國にて千石を加へられ、總て三千三百石餘を知行す。寬永三年、家光の上洛に從行し、筑後守に任ぜらる。九年與力十騎を預けらる。十年佐渡奉行と爲り、十九年之を辭し、慶安四年卒す。

年七十七。

正勝　九兵衞と稱す。正次が養子なり。御小姓の番士に列し、父の遺跡を繼ぎしも、某年卒して、嗣なく家絶ゆ。

正直―重正―廣正―┬正綱……
　　　　　　　　　└正次＝正勝

一〇二　山田　家紋はもと劍鳩酸草、後三繖に改め、又舊に復す　（天和二―明治初）

重政　清和源氏滿政の裔なる、浦野六郎重直、尾張國春日井郡山田鄕に住して、山田を家號とす、重直三世の孫、次郎重忠木曾義仲に仕ふ。重忠十二世の孫右近某の時、三州細川の領主松平親世に屬し、世々松平氏に仕ふ。右近四世の孫重則長久手に戰死す。その子重利、家康・秀忠に仕へ、常陸・武藏・遠江にて、采地二千五百石を賜ふ。重利の子重恒。重恒の子重政なり。十太夫と稱す。寛文七年、父の遺跡を繼ぎ、二千石を知行し、五百石を弟重直に分つ。御書院番組頭・御先鐵炮頭・御鎗奉行等に歷仕す。天和二年四月、上州邑樂郡の中、五百石を加增あり、元祿十

邑樂郡五百石を知行す

那波郡を知行す

六年、四月三日卒す。年六十二。江戸淺草幡隨院に葬る。法名は勇心。

豐重　十太夫と稱す。實は山田三郎左衛門利厚が長男にして、重政が養子と爲る。中奥御小姓に列し、寶永二年卒す。

重孝　八郎右衛門と稱す。實は山田三郎左衛門利厚が二男にして、豐重が養子と爲る。寄合に列し、寶永四年、采地の中百八十石餘を武州葛飾郡の中に移さる。六年卒す。

利延　十太夫と稱す。肥後守及び伊豆守に任ず。實は都筑長十郎政方が二男にして、重孝が養子と爲る。御小姓組頭・西城御目附・堺奉行・小普請奉行・御作事奉行を經て、寛延三年三月、町奉行に進み、寶暦元年四月、遠州榛原郡の采地を、上州(一)那波郡に徙さる。二年卒す。

利壽　十太夫と稱す。利延が男なり。御使番・御目附を經て、山田奉行に轉じ、肥後守に任ず。其後大目附・御小姓組番頭に勤仕し、寛政九年、西城御書院番頭と爲る。

利往(ユキ)　左七郎と稱す。能登守及び讃岐守に任官す。利壽が男なり。寛政十年、御留守居と爲る。文政の國字分名集に、二千五百石、神田橋外、山田佐渡守とあ

るは、利往なるか。

重則—重利—重恒—┬重政=豐重=重孝=利延—利壽—利往……
　　　　　　　　└利厚—┬豐重
　　　　　　　　　　　　├重孝
　　　　　　　　　　　　└利安……

(一)佐波郡誌に、幕末旗下山田佐渡守知行所、下新田の一部と見え、又同山田十太夫知行所、南玉村とあるに就いて考ふるに、佐渡守の子は十太夫にして、父子知行所を賜はりしものならんか。

一〇三　山田　家紋は三巴　(元祿十—未詳)

滿明　山田太郎重泰が男七郎重基が後裔なり。八藏重英、家康に仕ふ。嘗て岡崎に於て某と口論し、殺害せらる。天正十七年、其子清太夫重次、父の爲めに讎を復し、創を被る。時に十五歳なり。家康之を聞き、天正十八年、采地三百石を賜ひ、小田原に供奉す。戰功ありて、采地總て千石を知行し、駿府町奉行を勤む。其

緑野多胡群馬三郡千石を知行す

子清太夫重棟、駿河大納言忠長に附屬せられ、采地を沒收せらる。後赦されて廩米千俵を賜ふ。御小姓組に列す。其子清太夫重持。重持の子蒲明なり。蒲明(みつあきら)、通稱は傳左衞門。實は柴田新兵衞康明が二男にして、重持が養子と爲る。元祿十年七月、廩米を更めて、上州緑野・多胡・群馬、三郡の中采地千石を賜ひ、御小姓組に列し、元祿十四年卒す。

政孝　清太夫と稱す。蒲明が養子勝重が男なり。祖父の遺跡を繼ぎ、七百石を知行し、三百石を弟安之助安成に分與す。御書院番に列し明和八年卒す。

政胤　三十郎と稱す。政孝が男なり。明和七年卒す

政統　清太夫と稱す。實は山田市郎兵衞直矩が長男にして、政胤が養子と爲る。御小姓組の番士に列し、安永四年より進物の事を役す。

(一)重房—(二)重次—(三)重棟—(四)重持—(五)蒲明—勝重—(六)政孝—(七)政胤—(八)政統
勝重—安成—直矩—政統
直矩—成業

緑野郡三百石を知行す次いで廩米に更めらる

一〇四　山田　家紋は三巴　（元祿十四―享保十九年）

安成　傳左衛門と稱す。山田勝重が二男なり。元祿十四年十二月、祖父滿明が遺跡、上州緑野郡の中三百石を分與せらる。享保九年八月、甲府勤番と爲りて、彼地に住す。十九年四月、采地を更めて廩米を賜ふ。延享元年、組頭に進み、明和元年卒す。彼地來迎寺に葬る。

系圖　前項を參照。

一〇五　岡田　家紋は鳩酸草　（天和二―寶永四年）

善紀　源滿政の裔、山田三郎泰親より四世、與次郎重政、斯波家に屬し、其子與重郎重章、其子中務少輔重賢、尾州岡田原の邊に住して、岡田を家號とす。重賢五世の孫將監善同、慶長六年、美濃國可兒・羽栗二郡の中に、采地五千石を賜ひ、可兒郡姫郷に住し、後同國の奉行を勤む。其後名古屋築城の際、木曾山の材木伐採を奉行す。大坂兩役に陣道具の奉行を勤め、其後山田奉行を兼ね、伊勢守に任ず。寛永

邑樂郡五百石を知行す

八年、同國大野郡の中に移され、總て五千八十石を知行す。其子豐前守義政、遺跡を繼いで、父が職に代る。後加恩ありて、總て七千二百石を知行す。長子豐前守善次、家を繼ぎて六千石を知行し、千二百石を弟善紀(のり)に分與す。善紀、通稱は左太郎。大野郡千二百石を知行し、天和二年四月、上州邑樂郡の中五百石を加へらる。寶永四年に至り、之を下總國豐田郡の中に移さる。御目附・船手・下田奉行に歴仕し、寶永四年、下田に於て卒す。武州豐島郡戶塚村寶泉寺に葬る。法名幽直。

重賢―重篤―重賴―重善―重孝―善同―義政―義次
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―義紀……

一〇六　彥坂　家紋は丸に劍鳩酸草　（天和二―明治初）

重紹(つぐ)　清和源氏滿政の裔なり。藏人重視、美濃國山縣郡彥坂村に住して家號とす。重清より五世左衞門宗重、視鸞上人の弟子と爲り、下間氏と更む。重清に至り、彥坂に復す。重清、今川義元に仕へ、三州田原に戰死す。其子八兵衞成光、初め今川氏に從ひ、後三州大久保村に赴き、本多豐後守廣孝に屬す。其子九兵衞光

正、家康に仕へて、本多廣孝に屬す。駿府町奉行と爲り、三州にて二千百六十石餘を知行す。後紀伊大納言賴宣に附屬せられ、三千石を加恩ありしも、故あつて彼家を去る。其子平六郎重定、大坂兩役に參加し、御歩行頭と爲り、相・武・甲三國にて、采地九百石を知行す。重紹は重定が男なり。初名は重直。九兵衞と稱す。明曆二年、小十人組の番頭と爲り、加恩三百俵を賜ひ、萬治元年、御目附に徙る。寛文元年、大坂町奉行に轉じ、河內國にて千石を加へられ、壹岐守に任ず。延寶七年、大目附と爲り、天和二年四月、上州山田、野州安蘇、二郡の中千石を加へらる。三年御留守居に進み、元祿四年十二月、上州山田・邑樂・野州足利の三郡にて、五百石の加恩あり。十年二月三日卒す。年七十九。東叡山護國院に葬る。

山田郡を知行す

山田邑樂二郡を知行す

重敬(ゆき)　九兵衞と稱す。重紹が男なり。父の遺跡を繼ぎて、三千石を知行し、采地四百石、廩米三百俵を弟山田三太夫直周に分つ。寶永二年、甲州の采地を上州山田・新田二郡に移され、四年又邑樂郡の中を、武州埼玉郡に移さる。御小姓組頭・新番頭・日光奉行・百人組頭・大目附等に歷仕し、壹岐守に任官す。享保十二年卒す。

山田新田二郡を知行す

忠昌　九兵衞と稱す。實は彦坂伯耆守重治が二男にして、重敬が養子と爲る。御持筒頭と爲り、延享元年卒す。

忠孝　大膳と稱す。忠昌が男なり。火事場見廻を勤め、安永六年卒す。

忠篤（あつ）　九兵衞と稱す。忠孝が男なり。寛政六年、御先弓頭と爲る。

重清―成光―光正―重定―重紹―重敬―忠昌―忠孝―忠篤……

（一）山田郡誌に、廣澤村十一給の一、彦坂民之助知行所と見えたり。

一〇七　水野（家紋は丸に花澤瀉）　（元祿九―未詳）

勝直　大和國郡山の城主水野日向守勝成が六男、若狹守勝忠、將軍家光に仕へ上總にて采地二千石を賜ひ、御書院番を勤む。勝直は勝忠が二男なり。數馬と稱す。備前守に任ず。寛文六年、父が遺跡上總國市原郡の中五百石を分與せらる。後御小姓組番頭と爲り、同國山邊郡にて五百石を加恩あり。元祿九年六月、京都町奉行に徙り、上總國夷隅郡及び上州邑樂郡の中、五百石を加へらる。寶永三年卒す。江戸三田の大乘寺に葬る。

邑樂郡の中を知行す

勝彦　主殿と稱す。勝直が男にして、備前守たり。家を繼いで、千石を知行し、五百石を弟主殿勝英に分つ。御使番・日光奉行・御作事奉行を經て、元文四年、町奉

行に進む。五年卒す。

勝澄　玄蕃と稱す。勝彦が男なり。御書院番に列し、明和六年卒す。

勝羨　彈正と稱す。備前守及び筑前守に任ず。實は松平中務少輔康郷が四男にして、勝澄が養子と爲る。御使番・駿府城番・御持筒頭・日光奉行を經て、寛政元年、御先弓頭と爲る。

勝成─┬─勝俊……
　　　└─勝忠─┬─勝岑……
　　　　　　　└─勝直（一）─勝彦（二）─勝澄（三）─勝羨（四）─勝善……

一〇八　水野　家紋は丸に立澤瀉　（寛文元─未詳）

元吉　初名は重吉。藤右衛門と稱す。水野織部正忠守（小幡藩水野氏の條を參照）が六男なり。將軍秀忠に仕へて、野州梁田郡の中にて、七百十五石を知行す。次いで常州信太郡の中、二百石の加恩あり。寛文元年、下野の采地に轉じて、上州勢多郡の中、七百十五石を賜ふ。御小姓組の番士と爲り、寛文九年卒す。江戸淺草本願寺

勢多郡七百五十石を知行す

山田邑樂二郡五百石を加へらる

の德本寺に葬る。

元正　藤右衞門と稱す。元吉が男なり。天和二年四月、上州山田・邑樂二郡の中、五百石を加へられ、千四百五十石を知行す。御小姓組頭・御先鐵炮頭・御持筒頭に歷仕し、元祿八年卒す。

政種　與左衞門と稱す。元正が男なり。小普請と爲り、享保四年卒す。

元睨　初名は利忠。靭負と稱す。實は土屋薩摩守利意が四男にして、政種が養子と爲る。御小姓組と爲り、元文二年卒す。

元長　藤右衞門と稱す。元睨が男なり。御小姓組に列し、安永二年卒す。

元休　初名は元敵。小十郎と稱す。元長が男なり。寛政五年、御使番に進む。

系圖　小幡藩水野氏の條下を見よ。

一〇九　水野（家紋は丸に澤瀉）　（天和二―寶永四年）

重矩　源右衞門と稱す。紀伊國新宮城主出雲守重央が孫にして、下總守定勝が男なり。慶安四年、父の遺跡を繼ぎ、常州にて采知四百石を知行す。次いで廩

邑樂郡の中を知行す

上州の知行を常總に移さる

新田郡の中五百石を知行す

米二百俵を加へられ、天和二年四月、上州邑樂、野州安蘇、二郡の中五百石を加增あり。元祿六年、常州信太郡にて加恩千石を加へられ、嚮に賜ひし廩米を采地に更め、常州鹿島・行方二郡にて千三百石を賜ひ、總て三千二百石を知行す。寶永四年八月、上野・下野二州の采地五百石を、常州新治、下總國岡田、二郡の中に移さる。新番頭・御小姓組番頭・御書院番頭・御側・大番頭に歷仕し、正德二年八月二十五日卒す。江戶高田の淨泉寺に葬る。法名は良成。

重央─┬重良……
　　　└一定勝─二重矩─三分質─四忠香─五忠候─六忠良……

一一〇　水野 家紋は丸に澤瀉 (未詳)

忠弘　甚五兵衞と稱す。水野藤次郞忠分が四男吉勝が三男なり。上州新田郡の中、采地五百石を賜ひ、御書院番に列し、貞享元年卒す。江戶牛込松源寺に葬る。

忠利　助右衞門と稱す。忠弘が男なり。御小姓組に列し、元祿十二年卒す。

忠意　五左衛門と稱す。忠利が男なり。御書院番と爲り、享保八年卒す。

忠堯　甚五兵衛と稱す。忠意が男なり。御書院番組頭に進み、寶暦十一年卒す。

忠居　甚五兵衛と稱す。忠堯が男なり。安永三年卒す。

忠高　吉之丞と稱す。忠居が男なり。御小姓組に列し、天明七年卒す。

忠美　安吉と稱す。實は曾我熊之助助貞が二男にして、忠高が養子と爲る。

忠分─┬─分長……
　　　├─義忠──
　　　├─重央
　　　├─吉勝──勝安──
　　　└─勝安─一忠弘─二忠利─三忠意─四忠堯─五忠居─六忠高─七忠美──

邑樂山田二郡の中を知行す

一二　水野 家紋は丸に二本澤瀉花丸　(天和二—未詳)

忠顯　其系詳ならずと雖も、尾州知多郡小河の水野の族なる可し。石見守長勝、織田氏に屬し、後北條氏政に仕へ、氏邦に屬し、天正十九年、家康に仕へ、武州にて采地を賜ふ。養子石見守忠貞の時、上總の地を加へ、後和州に轉じ、采地五千石を知行す。伏見町奉行と爲り、五畿及び三國の奉行を兼ぬ。其子は忠顯なり。通稱は十兵衞。長門守に任じ、後石見守に更む。天和二年四月、上州邑樂・山田(一)、野州安蘇、三郡の中千石を加へられ、總て六千石を知行す。寶永四年四月、上野の采地を割いて、武州多摩郡、及び上總市原郡の中に徙さる。御書院番頭・大番頭・御留守居等に歷仕し、寶永四年卒す。武州男衾郡赤濱昌國寺に葬る。

忠富　靱負と稱す。實は水野隼人正忠直が二男にして、忠顯が養子と爲る。

忠英　初名は忠賢。十兵衞と稱す。實は水野隼人正忠直が六男にして、忠富が養子と爲る。御持弓頭・百人組頭・御小姓組番頭・御書院番頭・大番頭等に歷仕し、寬延二年卒す。

山城守に任じ、寶曆六年、大(坂)城の守衞に在りて卒す。

政勝 初名は忠徹。本次郎と稱す。因幡守に任じ、後内膳正・山城守・信濃守に更む。御小姓番頭・御書院番頭・御側に歷仕す。天明六年卒す。江戸淺草海禪寺に葬る。

貞利 本次郎と稱す。政勝が男なり。相摸守・山城守・石見守に任ず。寛政十年、百人組頭と爲る。

成政―成淸―長勝―忠貞―忠顯―忠富―忠英―政勝―貞利

(一)桐生郷土志、文政十一年の文書に、今泉村五給の一、水野主馬知行所と見えたり。

一二二 本間 家紋は丸に十六目結 (延寶五―元祿十一年)

義貞 源蕭政の末流なり。佐渡左衞門重時が四世、山城守能廣が二男、左衞門佐資義の時より、本間氏を稱す。世、遠江に住す。資義七世の孫國季、北條氏に屬す。鎌倉滅亡の後、足利氏に歸し、本領を安堵す。國季五世の孫宗季、今川氏親に屬す。宗季の孫政季、初め今川氏に仕へ、後家康に屬し、長久手の役に軍功あり。其子範安、秀忠に事ふ。範安の子季重、秀忠に仕へて、大番と爲る。遠州の采地を

多胡郡千石を知行す

多胡郡の采地を割いて下總に移す

轉じて、相州高座郡に三百石を知行す。慶長十年、下總國海上郡にて二百石を加へらる。萬治元年、二條の定番に轉じて、攝州島上郡に三百石を加へらる。義貞は季重の子なり。五郎左衞門と稱す。寛永十五年、大番に列し、萬治三年、組頭に進み、遺跡を繼いで、八百石を知行し、寛文十年、下總の采地を上總山邊郡の中に移さる。延寶五年閏十二月、上州多胡郡の中に、千石を加增せられ、總て千八百石を知行す。六年卒す。江戸小日向龍興寺に葬る。

季豐　善左衞門と稱す。義貞が男なり。小姓組の番士に列し、元祿十年卒す。

季明　十右衞門と稱す。實は京極主膳正高明が四男にして、季豐が養子と爲る。元祿十一年、上野の采地を割いて、下總香取郡の中に移さる。御小姓組に列し、享保七年卒す。

國季―守季―範季―久季―宗季―長季―政季―範安―季重―義貞―季豐＝季明―季貞―季道

新田山田二郡の中五百石を知行す

一二三　高屋（家紋は丸に花菱）　（元祿十―未詳）

利尹　源滿季が末裔なり。甚左衞門吉次、武田信玄に仕ふ。吉次が養子甚左衞門吉永、信玄及び勝賴に仕ふ。吉永の子庄左衞門吉久、武田氏の滅後、家康に徵されしも病弱を以て之を辭し、種久・久治の二子、家康に仕ふ。久治、御裏門番頭に補し、久治の長子久直、大番に列す。次子利尹は、久直の嗣と爲る。元祿十年七月、廩米を更めて、上州新田・山田二郡の中、采地五百石を賜ふ。御小納戸と爲り、寬保二年卒す。江戸澁谷長谷寺に葬る。

信邦　監物と稱す。利尹が男なり。御書院番に列し、寶曆八年卒す。

信美　左門と稱す。信邦が男なり。御書院番に列し寬政九年卒す。

信兼　榮三郎と稱す。信美が男なり。

吉次―吉永―吉久┬種久
　　　　　　　└久治┬久直―利尹―信邦―信美―信兼
　　　　　　　　　　└利尹

一二四　夏目　家紋は籓架菊　（天和二―未詳）

信里　源満快七世の孫二柳三郎太夫國忠、頼朝に仕へ、泰衡追討に功あり。信州伊那郡夏目村の地頭職と爲る。其子左近將監國平に至り、夏目を以て氏とす。國平十八世の孫、九郎左衞門義久、松平清康・廣忠・家康の三代に歷事す。其子次郎左衞門吉信、三方ヶ原の戰に陣沒す。家康其忠死を憐み、後三州額田郡山中法藏寺に追悼の碑を建つ。吉忠の男信次、嘗て口論に由つて同僚を殺害し、暫く處士と爲り、姓名を匿して、所々の戰役に先鋒に加はり、軍功を顯す。後召出されて、西城御裏門番頭と爲り、常州にて五百三十石餘の采地を賜ふ。信次が三男次郎左衞門信忠、家光に召出され、御小姓の番士と爲り、下總にて四百石の采地を賜ひ、一家を起す。信里は信忠が子なり寛文十年、下總の采地を上總に移され、次いで廩米三百俵を加へられ、天和二年四月、上州山田・新田、野州梁田の三郡にて、五百石の采地を加へらる。御先鐵炮頭・駿府城代等に勤仕し、元祿元年卒す。江戸小日向金剛寺に葬る。

山田新田二郡の中を知行す

信方　初名は信武。藤右衞門と稱す。信里が男なり。廩米を更めて、采地と

爲し、都て千二百石を知行す。御徒頭と爲りて、寳永七年卒す。

信尹 采女と稱す。信方が男なり。父の遺跡を繼いで、九百石を知行し、三百石を弟信安に分與す。御小姓の番士となり、享保九年卒す。

保信 藤右衛門と稱す。實は前田五左衛門定勝が四男にして、信尹が養子と爲る。御小姓の番士に列し、延享三年卒す。

信卿 左京と稱す。實は山名伊豆守豐明が二男にして、保信が養子と爲る。明和六年、御廣敷用人と爲り、七年但馬守に任ず。寛政二年卒す。

信行 左京と稱す。實は保信が四男にして、信卿が嗣と爲る。御小姓組の番士と爲り、寛政二年、父の遺跡を襲ぐ。

國平―國宗―國泰（此間十三代）吉秀―吉久―吉信―

├信次――安信
│　└一信忠―二信里―三信方―四信尹―五保信―六信卿―七信行
├吉忠
└一吉次―二吉政―三吉成―四直重―五直政―六直時―七爲直―八至直―爲穀

（一）蒲生郷土誌、文政十一年の文書に、山田郡下久方村三給の一、夏目日向守と見え

たり。

邑樂山田二郡の中五百石を知行す

一一五　夏目　家紋は籬架菊　（天和二―未詳）

吉成　杢左衛門と稱す。次郎左衛門吉信が五男吉次が孫なり。寛永二十年、祖父が遺跡を繼ぎ、武州五百六十石を知行す。後廩米三百俵を加へ、天和二年四月、上州邑樂・山田二郡の中、五百石を加恩あり。大番組頭・御先鐵炮頭・御持筒頭・御鎗奉行等に勤仕して、寶永五年卒す。江戸淺草本願寺の長敬寺に葬る。

直重　杢左衛門と稱す。吉成が男なり。家を繼いで、千六十石を知行し、廩米三百俵を姪成直に分與す。御使番を勤め、享保七年卒す。

直政　友之進と稱す。實は末高半左衛門政峰が三男にして、直重が養子と爲る。享保二年卒す。江戸牛込松源寺に葬る。

直時　忠次郎と稱す。實は末高左兵衛政則が二男にして、直政が養子と爲る。御小姓組の番士と爲り、寶暦九年卒す。

爲直　杢右衛門と稱す。實は小笠原三郎右衛門信親が四男にして、直時が養

子と爲る。西城御小姓組の番士と爲り、安永三年卒す。

至直 次左衞門と稱す。爲直が男なり。御小姓組に列し、天明四年卒す。

爲穀 橘之助と稱す。實は花房勘右衞門正芳が四男にして、至直が養子と爲る。寬政九年、御書院の番士と爲る。

系圖 前項夏目氏を見よ。

新田邑樂二郡
五百石知行す

一一六 諏訪 家紋は丸に三葉あり穀 (天和二—未詳)

賴蔭 初名は賴尙。兵部と稱す。出雲守忠恒が二男なり。(惣社諸の條下參照。) 御小姓組頭・御先鐵炮頭・御持筒頭・長崎奉行等に歷仕し、下總守に任ず。初め父が遺領、信州筑摩の中千石を分與せられしが、天和二年四月、上州新田・邑樂二郡の中、五百石を加へられ、元祿九年、野州河內郡の中五百石を增され、總て二千石を知行す。享保十年卒す。年八十三。江戶麻布曹溪寺に葬る。法名は節山。

賴戡 兵部と稱す。賴蔭が男なり。御徒頭・御使番・駿府城番等を勤め、元文五年卒す。

邑樂郡を知行す

賴珍　左源太と稱す。賴戩が男。御徒頭・御先鐵炮頭を勤め、明和七年卒す。

賴致（あきら）　左源太と稱す。賴珍が男なり。御小姓組の番士と爲り、天明四年卒す。

賴古（ひさ）　左源太と稱す。實は松平日向守賢房が四男にして、賴致が養子と爲る。御小姓組に列し、寛政十年致仕す。

賴軌（のり）　新之丞と稱す。實は諏訪本次郎盛婁が二男にして、賴古が養子と爲る。寛政十年、家を繼ぎ、采地二千石を知行す。

系圖　惣社藩諏訪氏の條下を見よ。

一一七　諏訪（家紋は丸に三葉根あり穀）（天和二年―未詳）

賴久　右衞門と稱す。諏訪出雲守忠恒が三男なり。（惣社藩諏訪氏の條下系圖參照。）明曆三年、父が遺領信州筑摩郡の中千石を分與せられ、天和二年、上州邑樂・野州安蘇の二郡中、五百石を加へらる。御小姓頭・桐間番頭等を勤め、對馬守に任じ、享保元年卒す。江戶白銀瑞聖寺の微笑院に葬る。法名獨了。

賴深（ふか）　靭負。實は諏訪下總守賴蔭が二男にして、賴久が養子と爲る。御使番・

西城御先鐵炮頭等を勤め、元文四年卒す。江戸麻布曹溪寺に葬る。（代々の葬地となす。）

賴庸 靱負と稱す。賴深が男なり。御使番に進み、明和七年卒す。

賴嵩 靱負と稱す。實は菅谷兵庫貞寄が三男にして、賴庸が養子と爲る。御書院番と爲り、寛政四年卒す。

賴報 靱負と稱す。賴嵩が男なり。寛政九年、西城御書院番士と爲る。

系圖 總社藩諏訪氏の條下を見よ。

一二八 諏訪（家紋は丸に三葉根あり梶）（慶安二―寛文元年）

上野にて采地を賜ふ次いで甲信に移す

賴鄉 隼人と稱す。諏訪因幡守賴水（總社藩諏訪氏の條下を參照。）が二男なり。大坂冬ノ役、土岐定義が手に屬し、夏ノ役兄忠恒と與に供奉す。元和六年、廩米五百俵を賜ふ。慶安二年、清揚院に附屬せられて、家老と爲り、二千五百石を加恩あり。廩米を更めて、武・上兩國にて采地三千石を給ふ。寛文元年閏八月、武・上兩國の采地を更めて、甲州巨摩郡・信州佐久郡にて、六千石知行す。上總守に任す。寛文九年卒す。江戸麻布春桃院に葬る。

頼水─┬─忠恒
　　　└─頼郷─┬─頼音─頼秋─頼一─頼伊……
　　　　　　　└─頼常─頼篤＝頼均─頼容─頼逵─頼武……

二一九　諏訪　家紋は丸に三葉根あり穀（寛文元─未詳）

頼常　長次郎・右衞門太郎・主米介。若狹守頼郷が次男。寛文元年十一月、嚮に父頼郷が知行せし武州本庄領、上州藤岡領の中、五百石を賜ひ、寄合に列し、別家を起す。六年卒す。年廿七。春桃院に葬る。

藤岡領の中五百石を知行す

頼篤　七左衞門と稱す。頼篤が男。御小姓組頭・京都町奉行・江戸町奉行・田安館傅等に歷仕し、肥後守に任ず。元祿十一年六月、采地を武州加美・兒玉、上州新田三郡内に移され、正德四年、丹波國氷上郡の内五百石を加へられ、享保十六年、上州新田・山田二郡の內五百石を增され、總て千五百石を知行す。寶曆三年卒。年九十三。

采地を新田郡等に移す

新田山田二郡五百石を增祿

頼均（ひろ）　初名は頼臣（とみ）。七左衞門と稱す。實は內藤筑後守信有が三男にして、頼篤が養子と爲る。寬保二年、家を繼いで千二百石を知行し、三百石の地を弟頼弼

に分與す。 西城新番頭・小普請支配等を勤め、寶曆四年卒す。

賴容 初名は賴影。 七左衛門。 賴均が男。 御小姓組に列し、安永七年卒す。

賴遠 七左衛門と稱す。 賴容が男なり。 御使番に進み、寛政四年、致仕す。

賴武 七左衛門と稱す。 實は賴容が二男にして、賴遠が嗣と爲る。

系圖 前項を參照。

一二〇 依田 （家紋は丸に三蝶） （慶長中―未詳）

信政 依田下野守信守が二男伊豆守信幸、（信行、又は信慶に作る。）武田氏に仕ふ。 勝賴滅亡の後、兄信蕃と與に、始て家康に謁す。 天正十一年二月、信州佐久郡岩尾城攻撃の際奮戰し、砲丸に中りて死す。 其子肥前守信守、（初名信幸、）家康に歸し、天正十年、信蕃と與に、信州の諸城を攻めて、之を拔く。 其賞として本領蘆田の內に於て、采地を賜ひ、又駿州稲葉・大津の二邑、八百石の地を以て、人質の料に充てらる。 十一年二

綠野郡の中を知行す

月、岩尾城の戰に於て、信蕃等戰死し、信守も亦創を被る。而かも終に之を陷る。三月康國に屬せし蘆田黨十六騎、小室九騎、與良四騎、柏木十一騎、小田井七騎、總て四十七騎及び歩卒二百人を、信守に預けらる。其後戰毎に功あり。是に於て家康命じて、祖父下野守信守が信玄より許されたる黑地の折掛を用ひしめ、祖父の名を稱せしむ。小田原役、康國に從ひ、前田利家に屬して、敵地の嚮導を爲す。上州松井田、及び西牧の攻城に功あり。此年宗家松平康眞、依田封を藤岡に移さるゝに當り、信守も此地に從行す。其後康眞、高野山に上るの時、信守及び蘆田の輩は、皆藤岡に在り。慶長五年、家康會津を征するに當り、信守秀忠に從ひ、信州の嚮導を爲す。慶長九年三月二十五日彼地に卒す。綠野郡保美村天陽寺に葬る。信•政•は、實は信幸が二男にして、信守が嗣と爲る。源太郎と稱し、肥前守たり。天正十三年、信州上田の攻城に、大久保忠世に從ひて、眞田の兵と戰ひ功あり。天正十八年、前田利家の嚮導を爲し、松井田・西牧等を攻めて功あり。康國、惣社に於て横死の時、信政席に在りて、小林左馬允を伐り、創を被る。利家書を與へて之を賞し、醫をして創を治せしむ。康眞高野山に入るの時、藤岡に在り。其後同郡及び武州榛澤郡の內采地二千石を賜ふ。慶長十年、甲州山梨郡にて五百石の地を加へ

吾妻郡の中を知行す

られ、寛文二年卒す。江戸駒込大圓寺に葬る。

信重一に信忠に作る。内藏助と稱す。實は信守が男にして、信政が嗣と爲る。萬治元年、家を嗣ぎて、二千五百石を知行し、延寶二年、甲州の采地を下總相馬、上州吾妻の二郡の中に移さる。御徒頭・御先鐵炮頭等を勤め、延寶六年卒す。

信重　源六郎と稱す。信重が男なり。家を繼いで、二千二百石を知行し、三百石を弟蒔田八之丞信方に分與す。御先鐵炮頭に進み、元祿三年卒す。

信憲　源六郎と稱す。信重が男なり。御書院番に列し、正德三年卒す。

信安　内藏助と稱す。信憲が男なり。御小姓組に列し、享保十三年卒す。

恒信　金十郎と稱す。信安が男なり。山田奉行に進み、肥前守に任ず。安永元年卒す。

信廣　金十郎と稱す。恒信が男なり。御書院番に列し、寛政八年致仕す。

信福　内記と稱す。信廣が男なり。寛政十年、御小姓組に列す。

系圖　藤岡藩依田氏の條下を見よ。

一三　依田　家紋は三蝶　（慶長中－寛永九年）

國吉　蘆田の支族にして、但馬元吉、蘆田右衛門佐信蕃に事へ、蘆田五十騎の一に列す。天正十年、家康甲州に入るや、同族と與に軍營に候し、本領四十貫文の地を賜ひ、蘆田の備に在りて、軍忠を勵む可き旨を命せらる。其子は卽ち國吉なり。勘三郎と稱す。慶長五年、秀忠木曾路を進むや、國吉之に從行して、眞田昌幸を上田城に攻む。凱戰の後、上州綠野郡の采地に住し、大坂兩役には本多正信が組に在りて供奉す。元和九年三月、駿河大納言忠長に附屬せられ、小十人を勤む。寛永九年、忠長事あるの後、處士と爲りしが、後徵されて家光に仕へ、次いで致仕す。二十年三月卒す。年七十三。江戸四ッ谷東長寺に葬る。法名は玄西。

采地綠野郡に住す

采地を失ひ處士となる

元吉－國吉－吉正－吉次－淑甫－尙友－尙賢－尙友……

綠野郡に於ける國吉の采地は、一旦收められ、更に他に地を賜ひたるならん。國吉の子平右衛門吉正も、父と與に一旦處士と爲りしも、後家光に仕へて、御天守番を勤め、子孫相承けて幕府の諸職に在りと雖も、其采地の石高詳ならず。

一三三　依田（家紋は丸に蝶花形）　（慶長五―元和九年）

信次　其祖武田氏に仕ふ。信次は四郎左衞門と稱し、信吉（一に信正に作る。）が男なり。武田氏に事へ、歩卒を預り、籠田信蕃が一族たるを以て、之に屬し、天正十年、家康甲斐國新府に進軍の時、忠節を致す。慶長五年、徵されて、之に事へ、上州綠野郡藤岡に於て、采地三百石を賜ひ、歩卒を預けらる。是歲秀忠木曾路に進軍するや、信次本多正信が隊に屬して、上田城を攻む。凱旋の後、藤岡に在りて諸役を勤む。七年七月卒す。

藤岡に采地三百石を賜ふ

信忠　權兵衞と稱す。信次が男なり。父が遺跡を繼ぎ、歩卒を預りて、藤岡に住す。大坂兩役に、本多正信が隊に屬して供奉す。元和九年、命によりて駿河大納言忠長に仕ふ。忠長事あるの後、處士となり、月俸を給ひ、十六年徵されて、御廣敷番頭と爲り、下總國香取郡の中、二百石の采地を給ふ。承應三年卒す。江戶四谷長善寺に葬る。

藤岡の采地を收む

信正―信吉―信次―信忠―信明―信行―信義―信基―信福

新田邑樂二郡の中五百石を知行す

一三三　柴田　家紋は下藤の内に一文字・（元和二―未詳）

康能　小笠原大膳大夫政康が三男友政、三河額田郡柴田郷に住して、柴田氏を號とす。其子政成、同國大平城に住す。二男政忠、同國闕村城に住す。政忠が二男政之、松平廣忠に仕へ、其子康忠、家康に仕ふ。康忠の子康長、家康以下三代に事へ、采地三千七百石を知行す。長男康久、遺跡を襲いで、三千石を知行し、上總國長柄郡七百石の地を弟康明に分與す。康明の子康能なり。七左衞門と稱す。日向守たり。元和二年四月、上州新田・邑樂二郡の中、新恩五百石を賜ふ。元祿六年正月、丹波國氷上郡の中五百石の地を加へ、總て二千石となる。十年廩米を更めて、武州埼玉郡の中、采地三百石を賜ふ。十一年丹波の采地を、野州足利・梁田二郡の中に徙さる。御使番・御目附・仙洞附等に勤仕し、享保七年卒す。江戸麴町栖岸院に葬る。

康端　七左衞門と稱す。康能が男なり。御使番に列し、元文四年卒す。

康闊　初名は康敬。七左衞門と稱す。日向守たり。實は小田長八郎勝重が三男にして、康端が養子と爲る。御使番・御先鐵炮頭・小普請組支配・甲府勤番支配

等に歴仕し、天和六年卒す。

康哉（かな） 初名は康般（かず）。七左衛門と稱す。實は山田清太夫政孝が二男にして、康闇が養子と爲る。小十人頭・奈良奉行等を勤め、寛政四年、彼地に卒す。奈良崇德寺に葬る。

康寧（かい） 七左衛門と稱す。康哉が孫なり。寛政五年、祖父の遺跡を襲ぎ、八年卒す。

康直 六三郎と稱す。實は康哉が五男にして、康寧が嗣と爲る。寛政八年遺跡を繼ぎ采地二千石を知行す。

政之―康忠―康長―康久

　　　　　　　　―(一)康明―(二)康能―(三)康端―(四)康闇―(五)康哉―康智―(六)康寧

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―(七)康直

一二四　柴田（家紋は丸に二雁金）（慶長四―元祿十年頃）

勝重 二左衛門と稱す。柴田修理亮勝家が孫にして、勝家が養子勝政（實は佐久間盛

群馬碓氷二郡の中二千石を知行す

緑野那波二郡の中を知行す采地を三河に移さる

次男が男なり。勝家滅亡の時、幼年なるを以て、北庄を遁れ、外祖父日根野高吉に養育せらる。慶長四年、家康に徴されて、上州碓氷・群馬二郡の中、采地二千石を賜ふ。關ヶ原役及び大坂兩役に從軍して功あり。武州多摩・入間二郡の中にて、五百石を加へらる。寛永九年卒す。多摩郡仙川の春清寺に葬る。

勝興（おき） 三左衛門と稱す。勝重が男なり。御先鐵炮頭と爲り、天和二年卒す。

勝門（かど） 三左衛門と稱す。越前守及び出雲守たり。勝興が男なり。御使番・御目附・桐間番頭・御側に歴仕す。元祿七年正月、上州緑野・那波二郡の中、千石を加へられ、後武藏・上野の采地を三州額田・寶飯二郡の中に移され、十四年卒す。江戸牛込龍門寺に葬る。

勝家—勝政—勝重—勝興—勝門—勝富—勝定—勝曠—勝満—勝房……

一三五　向坂　家紋は丸に三龜甲　（慶安頃—未詳）

政定 清和源氏の支流と云ひ、又藤原氏の裔とも云ふ。長勝に至り、今川氏に仕ふ。其子長政、初め今川氏眞に事へ、後家康に歸す。長政の子政勝、家康の小姓

新田山田邑樂三郡の中を知行す

を勤め、後明を失せしも、尚奉仕して檢校と爲る。其子政定なり。清左衞門と稱す。寛永十年、下總國海上郡の中三百石を知行す。後屢〻加恩ありて、美濃國方縣、上野國新田・山田・邑樂、四郡の中に采地を賜ふ。天和元年、安房國長狹郡の中五百石を加へられ、總て二千三百石を知行す。御膳奉行・御守役・三丸御番頭・神田館用人等に勤仕す。天和三年卒す。江戶牛込萬昌院に葬る。

寛政　清三郎と稱す。實は戶田次郎左衞門正重が次男にして、政定が養子と爲る。御書院番頭・御小姓組・小十人頭等に歷仕し、元祿七年卒す。

宅政　主計と稱す。寛政が男なり。御小姓組・御使番等を勤め、寶曆七年卒す。

直政　清三郎と稱す。宅政が男なり。寶曆十三年卒す。

政賀　主計と稱す。實は向坂備中守言政が三男にして、直政が養子と爲る。西城御書院の番士に列し、寛政八年卒す。

政敷　十左衞門と稱す。實は向坂備中守言政が四男にして、政賀が養子と爲る。寛政三年家を繼ぎ、采地千三百石を知行す。

長勝―長政―政勝―政定―寛政―宅政―直政―政賀―政敷……

一二六　春日 家紋は丸に矢筈打違　（寶永三―未詳）

邑樂郡の中を知行す

直賢　清和源氏澁川義顯が裔なり。猪之助將吉、家康に事へ、後池田輝政に仕ふ。二男猪之助吉次、家康に仕へ、所々の戰役に隨從し、慶長二年、上總・相模に於て六百石の采地を賜ふ。吉次の男猪之助直次、大番・御小姓組・御書院番等を勤む。直次が二男猪左衛門次房、書院番頭・留守居役を勤む。其子は猪左衛門直賢なり。初め廩米五百俵を賜ふ。寶永三年正月、廩米を更めて、上州邑樂、野州梁田、二郡の中に采地を賜ふ。燒火間番・西城桐間番・御書院番等に歴仕し、元文五年卒す。江戸牛込松源寺に葬る。

直庸（つね）　半兵衛と稱す。實は神保惣右衛門長重が四男にして、直賢が養子と爲る。御小姓組の番士と爲り、寶暦三年卒す。

利恭（ゆき）　猪左衛門と稱す。實は神保吉三郎長照が二男にして、直庸が養子と爲る。御徒頭に進み、寛政五年之を辭す。

政秀―將吉―┬―久次……
　　　　　　└―吉次―直次―┬―直往……

一二七　石丸　家紋は丸は揚羽蝶　（元和二—元祿十年）

那波郡の中を知行す

定政　大友左近將監能直が後裔一萬田治部大輔貞純、攝津國豐島郡萱野郷石丸村に住し、石丸を家號とす。能直が裔孫有忠、沒落して伊勢に來り、北畠氏に仕へて、甲の西城に住す。養子有次。有次の子有定。初め北畠材親に仕へ、後織田信雄に屬す。信雄配流の時、出羽國秋田に隨行す。文祿元年、家康徵して御家人に加へ、采地五百石を賜ふ。定政は有定が子なり。通稱六兵衞。關ヶ原の役、秀忠に供奉し、後大番に列す。大坂兩役にも從軍し、後組頭に進み、二百四十石餘の加恩あり。武藏國都筑・上野國那波、上總國望陀、下總國相馬の四郡の中に於て、總て七百四十石餘を知行す。寛永十年、五百石を加へらる。正保二年卒す。武州都筑郡奈良村松岳院に葬る。

定次　藤藏と稱す。定政が男なり。淡路守及び石見守に任す。御書院番を經て、寛文三年、大坂町奉行に轉じ、河內國志紀若江・丹北三郡の中、千石を加へられ、

上野の采地を上總に移さる

總て二千二百四十石餘を知行す。延寶七年、大坂に卒す。河内國安宿郡玉手村安福寺に葬る。

定勝　數馬と稱す。實は石丸五左衞門定盛が長男にして、定次が養子と爲る。御小姓組より御使番に進み、元祿八年卒す。江戸淺草淨念寺に葬る。

定賢　數馬と稱す。定勝が男なり。父の遺跡を繼いで、二千石を知行し、二百四十石餘を弟定親に分與す。元祿十年七月、下總・上野兩國の采地を上總國に移され、河内國若江・丹北・志紀、上總國望陀・市原、武藏國都筑の六郡に於て、總て二千石を知行す。御小姓組、御使番等を勤め、享保十二年卒す。

有忠─有次─有定┬定政─定次═定勝─定賢─定枝─定孝─定耀─定靜……
　　　　　　　　│定政─(一)定盛─(二)定清─(三)清相─(四)定豫─(五)定次─(六)定榮─(七)定安……
　　　　　　　　│定盛─(一)定時═(二)定愛─(三)定演═(四)定國─(五)定常……
　　　　　　　　└(一)有吉─(二)有清─(三)有春─(四)有興─(五)有正─(六)有美─(七)有壽……

邑樂郡の中三百石を知行す

一二八　石丸　家紋は丸に揚羽蝶　（天和二―未詳）

定盛　五左衞門と稱す。六兵衞定政が二男なり。家光に仕へて、大番と爲り、次いで新番に移り、正保二年、武藏國賀美郡の内、三百石の采地を賜ふ。寛文二年、廩米百俵を加へられ、天和二年四月、上州邑樂郡の中、采地三百石の加恩あり。御小納戸・中奥番士・二丸御留守居番・駿河國清水奉行等に歴仕し、貞享元年卒す。江戸淺草妙福寺に葬る。

定清　五左衞門と稱す。定盛が男なり。父が遺跡を繼ぎて、五百石を知行し、邑樂郡の采地百石と、廩米百俵とを弟定時に分與す。小十人頭・御留守居番等を勤め、享保十五年卒す。

清相　初名は定清。五左衞門と稱す。定清が男なり。西城御書院番に列し、延享三年卒す。

定豫　吉五郎と稱す。實は間宮一學信之が三男にして、清相が養子と爲る。延享三年、父の遺跡を繼ぎ、其年卒す。

定次　主計と稱す。實は石丸内膳定恒が二男にして定豫が養子と爲る。寛

延三年卒す。

定榮 初名次榮。定之進と稱す。實は石丸内膳定矩が三男にして定次が養子と爲る。御小姓組に列し天明五年卒す。

定安 五左衛門と稱す。定榮が男なり。寛政六年御書院番に列す。

系圖　前項石丸氏系圖を見よ。

一二九　石丸 家紋は丸に揚羽蝶　(貞享元―未詳)

邑樂郡の中百石を知行す

定時 源左衛門、又は多宮と稱す。五左衛門定盛が三男なり。貞享元年、父が遺跡の中、上州邑樂郡にて、采地百石、廩米百俵を分與せられ、小普請と爲る。享保十一年卒す。江戸淺草妙福寺に葬る。

定愛 初名は信常。源左衛門と稱す。實は間宮忠左衛門重郡が二男にして、定時が養子と爲る。大番及び御納戸番に列し、寶暦六年卒す。

定演 直之丞・内記。實は本多伯耆守家臣岡本清良が二男にして、定愛の後を承く。大番・新番等に勤仕し、寶暦十二年卒す。

定國　市之丞と稱す。實は和田主馬勝乘が三男にして、定演が養子と爲る。大番・新番・西城御小納戸等に歴仕し、寛政八年卒す。

定常　直之丞。定國が男。寛政八年、遺跡を繼ぎ、采地百石、廩米百俵を知行す。

系圖　前項系圖を參照。

權六郎三百石を知行す

一三〇　石丸（家紋は丸に揚羽蝶）　（寛永十一未詳）

有吉　權六郎と稱す。石丸孫次郎有定が養子なり。（實は日置氏の男。）家康に仕へて、御小姓組に列し、後上總國長柄郡の中、三百石の地を賜ふ。大坂兩役に從行して、軍功あり。寛永十年三月、大番頭に轉じ、上州碓氷郡の中、三百石の加恩あり。慶安四年、廩米二百俵を加へられ、承應三年卒す。江戸神田無量院に葬る。（後此寺を小石川に移す。）

有清　權六と稱す。有吉が男なり。遺跡を襲いで、六百石を知行し、廩米二百俵を弟有勝に分與す。御小姓組に列し、元和元年卒す。

有春　權六郎と稱す。有清が男。御小姓組、又は桐間番を勤め、正德四年卒す。

有興　權六郎と稱す。實は永井飛驒守の家臣長田三郎兵衞重繼が三男にして、有春の養子と爲る。御小姓組に列し、元文二年卒す。

有正　權六郎と稱す。實は鈴木兵九郎舊正が四男にして、有興が養子と爲る。西城御書院番と爲り、安永五年卒す。

有美　主稅と稱す。有正が男なり。西城御書院番に列し、天明七年卒す。

有壽　權六郎と稱す。實は奧田美濃守高甫が二男にして、有美の養子と爲る。天明八年御書院番に列す。

系圖　前項系圖を參照。

一三二　勝屋　家紋は丸に桔梗　（未詳）

正次　淸和源氏の末流なり。土佐守利政、初め今川氏眞に仕へ、次に織田信長に屬し、後家康に歸す。本多忠勝が隊下に屬し、三方ヶ原の役軍功あり。其子長七郎政次、初め今川氏眞に仕へ、後家康に屬す。政次四子あり。長利通家を繼ぎ、男利元に至り、故ありて家絕ゆ。次は正次なり。通稱は勘左衞門。秀忠に事へて、

新田郡の中二百石を知行す

大番に列す。元和二年、駿河大納言忠長に附屬せられ、忠長事ある後、處士と爲る。寛永十一年召し還され、廩米二百俵を賜ひ。甲州にて采地二百石を賜ふ。其後采地を上州新田郡に移さる。承應三年卒す。江戸四ッ谷西念寺に葬る。

利雄 勘左衛門と稱す。正次が男なり。大番に列し、元祿十二年卒す。

利秋 勘右衛門と稱す。實は勝屋甚五兵衛利直が二男にして、利雄が養子と爲る。大番に列し、寶永二年、二條城の守衛にありて卒す。京都成圓寺に葬る。

利永 市之丞と稱す。利秋が養子なり。大番に列し、寶暦七年卒す。

利房 善次郎と稱す。利永が男なり。西城御納戸番に列し、安永五年卒す。

利有 甚五兵衛と稱す。利房が男なり。安永六年大番に列す。

利之 常五郎と稱す。實は松平數馬信友が二男興親が男にして、利有が養子と爲る。

利政―政次―┬利通―利元 家絶
　　　　　　├正次(一)―利雄(二)―利秋(三)―利永(四)―利房(五)―利有(六)―利之
　　　　　　├利政
　　　　　　└正成

一三二　小泉　家紋は丸に泉文字　(元祿十一未詳)

緑野郡の中を知行す

養正　小笠原大膳大夫政康が六世孫、上松右近助泰濟、今川義元に仕へ、駿河富士郡小泉村に住す。其子次太夫吉次に至り、小泉氏を稱す、吉次、氏眞に仕へ、今川氏沒落の後、家康に歸し、慶長六年、武州稻毛・川崎の代官職と爲る。在職中新に水を引いて田を發かんことを獻言し、許されて十年より起工し、其後功成つて賞せられ、本領の外に舊田・新田の中十分の一を賜ふ。元和五年職を辭す。是より先き武州豐嶋郡及び荏原郡の中、七百四十石餘の采地を賜ふ。吉次の孫久彌助吉辰、祖父が遺領の中、荏原郡にて三百石餘を賜ふ。吉辰の子養正なり。通稱は兵庫。元祿五年、廩米三百俵を加へられ、十年七月之を更めて、武州賀美郡及び上州緑野郡にて采地三百石を賜ひ、總て六百石餘を知行す。御小納戸・二丸御留守居等を勤め、享保十五年卒す。江戸牛込濟松寺に葬る。

正信　初名は宗信。兵庫と稱す。養正が男なり。御書院番に列し、享保三年卒す。

清光　兵庫と稱す。正信が男なり。御書院番を勤め、明和二年卒す。

包教　半平と稱す。清光が男なり。御小姓組と爲り、寛政元年卒す。

正賀　初名は胤虎。半平と稱す。實は犬塚忠太夫弘胤が五男にして、包教が養子と爲る。御書院の番士に列し、寛政三年、小普請に貶せらる。

吉次(一)—吉明(二)—吉辰(三)—養正(四)—正信(五)—清光(六)—包教(七)—正賀(八)—

一三三　小田切　家紋は丸に桔梗　（天和二—未詳）

直利　源氏なりとも、滋野氏なりとも云ふ。善兵衛某一に光信に作る。信州佐久郡小田切村に住し、武田信玄に仕へ、信州に戰死す。其子七郎兵衛光季、勝頼に事へ、長篠に戰死す。光季の子喜兵衛光猶、武田氏の滅後、家康に仕へ、武州橘樹郡にて采地百五十石餘を賜ふ。其子美作守須猶、大番に列し、寛永二年、上總國天羽郡にて百八十石餘の加恩あり。總て三百三十石餘を知行す。十一年駿府城守衛の功に依り、二百石の地を加へらる。後御目附を勤めて、廩米三百俵を加へられ、禁裡附に進み、攝州嶋上・嶋下二郡にて、千石を加増あり。直利は須猶が養子なり。

> 山田新田二郡五百石知行す

中根大隅守正成が二男なり。喜兵衛と稱す。天和二年四月、上州山田・新田二郡にて、加恩五百石を賜ふ。元祿十年、廩米を更めて、下總國豐田郡にて采地三百石を賜ひ、總て二千九百三十石餘を知行す。小十人頭・御目附・大坂町奉行・大目附・御小姓組番頭等に歷仕し、土佐守に任ず。寶永三年六月四日卒す。江戸赤坂の松泉寺に葬る。

直廣　喜兵衛と稱す。實は松平出羽守の家臣榊原直賢が男にして、直利が養子と爲る。寶永三年、遺跡を繼ぎ、武州橘樹郡、上總國天羽・步射二郡、下總國豐田・香取二郡、攝州島上・島下二郡、上州山田・新田二郡、野州芳賀郡の中、二千九百三十石餘を知行す。御使番・小普請支配と爲り、享保十八年卒す。

直刻　賴母と稱す。實は直利が四男にして、直廣が嗣と爲る。元文三年卒す。

直棊　喜兵衛と稱す。實は直廣が五男にして、直刻が嗣と爲る。御小姓組の番士と爲り、寶曆九年卒す。

直年　喜兵衛と稱す。直棊が男なり。天明五年、幕府に請うて、采地の有餘を合せて三千石の祿と爲る。御使番・小普請支配・駿府町奉行・大坂町奉行等を歷て、寛政四年、江戸町奉行に進み、土佐守に任ず。

某[一]—光季[二]—光猶[三]—須猶[四]—直利[五]—┬直廣[六]—┬直刻[七]—直基[八]—直年[九]……
　　　　　　　　　　　　　　　　　└直刻　　└直基

一三四　市岡（家紋は二巴）　（天和二—寛保三年）

正房　木曾義仲の後裔にして、太郎左衞門正則に至り、信州下伊奈郡市岡村に住し、其地名を以て家稱とす。正則が男五左衞門忠吉、初め信玄に屬し、後家康に事ふ。小田原役信州飯田城を戍る。武州府中にて采地三百石を賜ふ。忠吉の子理右衞門忠次、采地を信州下伊奈の舊知に移され、彼地の材木奉行と爲る。忠次の子多左衞門定次家を繼ぐ。次男佐太夫正次、大坂夏役に從軍して功あり。采地三百石を賜ひ、別に一家を起す。寛永十年、三百石を加へられ、慶安四年、廩米三百俵を加增せらる。正次の子正房なり。左太夫と稱し、對馬守及び主計頭に任ず。天和二年四月、上州山田郡及び邑樂郡の中、新恩五百石を賜ひ貞享四年丹波國氷上郡にて、三百石を加へられ、元祿九年、野州都賀郡にて二百石を加へらる。十年、關の采地及び廩米を更めて、上州邑樂郡、野州梁田郡の中にて、采地千百石を

山田邑樂二郡の中五百石を知行す

上州采地邑樂郡のみとなる

山田新田二郡五百石知行す

中根大隅守正成が二男なり。喜兵衛と稱す。天和二年四月、上州山田・新田二郡にて、加恩五百石を賜ふ。元祿十年、廩米を更めて、下總國豐田郡にて采地三百石を賜ひ、總て二千九百三十石餘を知行す。小十人頭・御目附・大坂町奉行・大目附・御小姓組番頭等に歴仕し、土佐守に任ず。寶永三年六月四日卒す。江戸赤坂の松泉寺に葬る。

直廣　喜兵衛と稱す。實は松平出羽守の家臣榊原直賢が男にして、直利が養子と爲る。寶永三年、遺跡を繼ぎ、武州橘樹郡、上總國天羽・步射二郡、下總國豐田・香取二郡、攝州島上・島下二郡、上州山田・新田二郡、野州芳賀郡の中、二千九百三十石餘を知行す。御使番・小普請支配と爲り、享保十八年卒す。

直刻　賴母と稱す。實は直利が四男にして、直廣が嗣と爲る。元文三年卒す。

直基　喜兵衛と稱す。實は直廣が五男にして、直刻が嗣と爲る。御小姓組の番士と爲り、寶曆九年卒す。

直年　喜兵衛と稱す。直基が男なり。天明五年、幕府に請うて、采地の有餘を合せて三千石の祿と爲る。御使番・小普請支配・駿府町奉行・大坂町奉行等を歴て、寬政四年、江戸町奉行に進み、土佐守に任ず。

某[一]─光季[二]─光猶[三]─須猶[四]─直利[五]─┬直廣[六]─┬直刻[七]─直基[八]─直年[九]……
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└直刻　　└直基

一三四　市岡　家紋は二巴　（天和二─寛保三年）

正房　木曾義仲の後裔にして、太郎左衛門正則に至り、信州下伊奈郡市岡村に住し、其地名を以て家稱とす。正則が男五左衛門忠吉、初め信玄に屬し、後家康に事ふ。小田原役信州飯田城を戍る。武州府中にて采地三百石を賜ふ。忠吉の子理右衛門忠次、采地を信州下伊奈の舊知に移され、彼地の材木奉行と爲る。忠次の子多左衛門定次家を繼ぐ。次男佐太夫正次、大坂夏役に從軍して功あり。采地三百石を賜ひ、別に一家を起す。寛永十年、三百石を加へられ、慶安四年廩米三百俵を加増せらる。正次の子正房なり。左太夫と稱し、對馬守及び主計頭に任ず。天和二年四月、上州山田郡及び邑樂郡の中、新恩五百石を賜ひ貞享四年丹波國氷上郡にて、三百石を加へられ、元祿九年、野州都賀郡にて二百石を加へらる。十年蔵の采地及び廩米を更めて、上州邑樂郡、野州寒田郡の中にて、采地千百石を

山田邑樂二郡の中五百石を知行す

上州采地邑樂郡のみとなる

賜ひ、總て千九百石を知行す。小十人組番頭・本院附等を勤め、十五年卒す。江戸四谷の西迎寺に葬る。

正次(ちか)　左太夫と稱す。正房が男なり。父の遺跡を繼いで、千四百石を知行し、弟正軌に五百石を分與す。御小姓組・同組頭・仙洞附・御先鐵炮頭等に歴仕し、但馬守と爲り、延享四年卒す。

正峰　左太夫と稱す。實は山田太郎右衞門直治が五男にして、正次が養子と爲る。寛保三年、父の遺跡を繼いで千石を知行し、四百石を弟正永に分與す。是に於て上州の采地は全部別家に移りたるもの丶如し。正峰御小姓組番士・西城御裏門番頭・御先弓頭に歴仕し、寛政四年卒す。

邑樂郡を知行す

一三五　市岡（家紋は二巴）　（寛保三―未詳）

正永　九十郎と稱す。長門守正次が二男なり。寛保三年、父が采地上州邑樂郡、野州梁田郡の中、四百石を分たる。御書院番に列し、寶曆十二年卒す。

正路　金藏と稱す。正軌が七男にして、正永が養子と爲る。御小姓組に列し、安永四年卒す。

正喜　左近と稱す。正路が男なり。御書院番と爲り、寛政八年より若君に附屬し、西城に候す。

系圖　前項を參照。

邑樂郡の中を知行す

一三六　市岡（家紋は二巴）　（元祿十五―未詳）

正軌（のり）　左兵衞と稱す。正房が三男なり。元祿十五年、父が遺跡の中、上州邑樂郡、野州梁田郡の中、五百石を分與せらる。大番・同組頭・御先鐵炮頭に列し、安永五年卒す。

正弘　大藏と稱す。正軌が男なり。御小姓組に列し、寛政元年卒す。

正幹(もと)　初名は正梁(むね)。左兵衛と稱す。實は高木新兵衛篤貞が三男にして、正弘が養子と爲る。天明八年、大番に列す。

系圖　前項を參照。

一三七　富田　家紋は丸に二引　(寛文元―未詳)

兼久　源満政が長男陸奥守忠重が後裔なり。豐後守直久に至り、足利義輝に仕へ、山城國平川に砦を構へて住す。義輝の薨後、北條氏直に事へ、伊豆に戰死す。直久の男忠左衛門久次。其子兼久なり。兼久通稱は與右衛門、十歳にして、秀忠に近侍す。後駿河大納言忠長に附屬せられ、駿河國志太郡横內・堀內の二邑にて采地二百五十石を知行す。忠長國除の後、處士と爲り、寛永十九年徵し返さる。大番に列し、甲斐國上圓井・宮脇の二邑中、二百五十石の地を賜ひ。寛文元年十一月、上州新田郡、武州榛澤郡の中に移さる。延寶三年卒す。江戶小石川の傳通院に葬る。

新田郡の中を知行す

景久　八郎右衛門と稱す。兼久が男なり。大番・新番を勤め、元祿十年卒す。傳通院の景久院に葬る。

良久　忠左衛門と稱す。景久が男なり。大番・新番を勤め、元文三年卒す。

勝久　忠左衛門と稱す。良久が男なり。大番・新番に列し、明和二年卒す。

久敬（たか）　八郎右衛門と稱す。實は山口修理亮が家臣山口十右衛門盛郷が男にして、勝久が養嗣と爲る。大番を勤め、天明六年卒す。

久諶（のり）　與右衛門と稱す。實は山口修理亮が家臣山口十右衛門重賴が男にして、久敬が養嗣と爲る。大番に列し、寛政十年新番に轉ず。

直久━久次━兼久━景久━良久━勝久━久敬═久諶……

一三八　佐々木（家紋は四目結）　（正保━明治初）

正茂　佐々木近江守信綱が長男左衛門尉重綱が後裔と云ふ。河内守重正に至り信州に住す。其子新左衛門一正、初め織田信長に仕へ、天正十六年、駿府に召され、家康に屬す。關東に於て采地を賜ふ。其子理介元次、家康及び秀忠に事へ、

信州に采地を賜ふ。其子庄左衞門正次、寛永二年、武州兒玉郡にて新墾の田を合せて、四百八十石餘を知行す。後二百石の加恩あり。正次の子庄右衞門正茂なり。正保の頃、父が遺跡の中、武州兒玉郡、上州佐位郡の中にて五百石を知行し、其餘は收めらる。大番・大番組頭を勤め、廩米二百俵を加恩ありしこと二回、天和三年卒す。江戸赤坂の淨土寺に葬る。

佐位郡の中を知行す

正富　庄左衞門と稱す。實は宮崎若狹守政泰が五男にして、正茂が養嗣と爲る。元祿十年七月、廩米を更めて、下總國匝瑳・海上の二郡にて采地四百石を賜ひ、總て九百石を知行す。大番組頭・御先鐵炮頭等を勤め、享保十五年卒す。

正武　庄九郎と稱す。正富が男なり。御小姓組の番士と爲り、延享四年卒す。

正孝　金次郎と稱す。實は佐々木次郎八郎正友が二男にして、正武が養嗣と爲る。大番に列し、寶暦十年卒す。

正屋　庄左衞門と稱す。正孝が男なり。天明四年、西城御納戸番に列す。文政の國字分名集に九百石、裏六番町、佐々木新左衞門とあるは、正屋が子にてもあるか。

重正―一正―元次―正次―正茂―正富―正武―正孝―正屋……

（一）佐波郡誌に、幕末旗下佐々木庄左衛門知行所、島村の一部とあり。

一三九　森川（家紋は丸に鳩酸草）　（天和二―貞享四年）

氏知　佐々木の支流なり。初め堀部を稱す。宗氏に至り、尾州比良郷に住して、織田信秀に仕へ、堀場氏を稱す。宗氏の孫氏俊始めて家康に事へ、命を蒙りて、森川と改姓す。屢〻戰場に臨みて功名を博す。文祿元年、足輕五十人を預けられ、上總國山邊郡の中にて采地二千石を賜ふ。其子氏信關ヶ原役に從軍し慶長七年、上總國長柄郡にて千石を加恩あり。寛永十三年、與力二十騎、根來同心百人を預けらる。氏信の子氏之。氏之の子氏知なり。氏知金右衛門と稱す。明暦三年父の遺跡を繼ぎ、五百石を弟氏親に分つ。天和二年四月、上州邑樂郡、野州安蘇郡にて五百石を加恩あり。總て三千石を知行す。貞享三年卒す。武州比企郡大谷村宗悟寺に葬る。

邑樂郡の中を知行す

氏房　金右衛門と稱す。氏知が男なり。貞享四年遺跡を繼ぎ、上州・野州の地五百石を弟光房に分つ。元祿十一年、上總國山邊郡の采地を同國埴生・夷隅・長柄

邑樂郡の采地を弟に分與す

三郡の中に移さる。御書院番・桐間番・火事場目附等を勤め、寶永元年卒す。

宗泰……中間六代略……宗氏—氏兼—氏俊—氏信—氏之—氏知—氏房—氏長—氏芳—氏壽……
　　　　　　　　　　　　　　　　　　└氏俊—重政……
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└重名—重高＝俊央—俊因—俊清＝俊世……
　　　　　　　　　　　　　　　　　氏知└光房＝氏央—氏榮＝氏興……
　　　　　　　　　　　　　　　　　氏長└氏央

一四〇　森川（家紋は丸に鳩酸草）（貞享四—未詳）

邑樂郡の中を知行す

光房　賴母と稱す。氏知が二男なり。貞享四年、父が遺跡上州邑樂郡、野州安蘇郡の中、五百石を分與せられ、小普請と爲る。寶曆六年卒す。

氏央（ひろ）　金左衞門と稱す。實は氏長（前項の系圖を參照。）が二男にして、光房が養子と爲る。御書院番士と爲り、天明二年卒す。

氏榮（ひさ）　庄左衞門と稱す。氏央が男なり。寬政五年卒す。

氏興　虎之助と稱す。實は氏壽（前項の系圖を參照。）が三男にして、氏榮が養子と爲る。

系圖　前項を見よ。

（一）山田郡千石を知行す

一四一　森川（家紋は丸に鳩酸草）（天和元—明治初）

重高　下總國生實領主森川出羽守重俊が二男下總守重名、將軍家光に仕へて、常州信太郡にて采地五百石を賜ひ、別家を起す。後武州埼玉郡、下總國岡田郡、其他廩米の加恩ありて、總て六千石を知行す。重名の養子重高なり。重高初名は重房。次に重明と更む。通稱は彌十郎。攝津守及び下野守に任ず。寛文十一年、采地千石を弟俊勝に分與す。天和二年四月、上州山田郡（一）にて千石を加恩あり。總て六千石を知行す。御小姓組番頭・御書院番頭・大番頭・御側等に歴仕し、元祿六年卒す。下總生實の重俊院に葬る。

俊央　初名は重矩、次に重郁。織部と稱す。下總守に任ず。實は森川出羽守重信が二男にして、重高が養子と爲る。享保十年、下總國岡田郡の采地を割いて、武州埼玉郡の中に移さる。御小姓組番頭・御書院番頭・大番頭等に歴仕し、享保十七年卒す。

俊因　織部と稱す。俊央が男なり。御小姓組番頭・御書院番頭・大番頭・御側等

に勤仕し、明和元年卒す。

俊清　織部と稱す。俊因が男なり。下總守に任ず。御書院番頭に進み、寛政二年卒す。

俊世　織部と稱す。實は俊因が二男にして、俊清が嗣と爲る。寛政十年、小普請支配を勤む。

系圖　前項を參照。

（一）山田郡誌に、矢部村二給の一、森川攝津守、天和以後、明治に至るとあり。

一四二　森川（家紋は丸に鳩酸草）　（未詳）

重次　もと橘氏にして、眞野と稱す。右京某、（或は重要に作る。）織田信長及び信雄に事ふ。其子五左衞門信重、初め織田氏に仕へ、長久手の役には、森川氏俊に屬す。重次は信重が男なり。善太夫と稱す。父が死後、外戚森川氏俊に養はれ、家稱を森に更む。秀忠に事へて、大番を勤め、元和二年、駿河大納言忠長に附屬せらる。忠長國除の後、處士と爲る。後徵し歸されて、大番に列し、武州岩槻の内にて、采地四

百石を賜ひ、後千貫土居に移され、其後甲斐國巨摩郡に更められ、又上州新田郡の中に徙さる。寛文六年卒す。江戸牛込光照寺に葬る。

重勝　兵左衞門と稱す。重次が男。大番及び御簞笥奉行と爲り、延寶三年卒。

重武　兵左衞門と稱す。重勝が男。新番・道奉行・大番を勤む。正德元年卒。

建達　內藏進と稱す。重武が男。大番組の頭となり、元文元年卒す。

清貝　勘六郎と稱す。實は恒岡源八郎資房が二男にして、建達が養嗣と爲る。大番及び新番を勤め、安永三年卒す。

清房　七兵衞と稱す。實は建達が二男。大番と爲り、安永二年卒す。

清純　兵左衞門と稱す。實は森川源六郎信賢が二男にして、清房が養嗣と爲る。大番と爲りて、天明七年卒す。

清富　八十次郎と稱す。實は安倍八十郎信伴が二男にして、清純が養子と爲る。大番に列す。

某—信重—重次—重勝—重武—建達—┬—清貝—清房—清純—清富……
　　　　　　　　　　　　　　　　└—清房

佐位新田二郡の中四百石を知行す

一四三　松下　家紋は角四目結　（元祿十―明治初）

綱達（よし）　佐々木の庶流にして、初め西條を稱し、出雲守高長が時、三州碧海郡松下鄕に住し、松下を以て家號とす。其子長信。長信の長子家を繼ぎ、次子修理亮長政、別に家を起す。長政の孫次郎左衞門勝綱、家康に事へ、長久手役に戰死す。長子元勝、家を繼ぎ、二男善市郎之勝、家康に仕へて上總に采地を賜ひ、別に家を起す。其子之綱。之綱の子之直。之直の子綱達なり。三太夫と稱す。實は板橋九左衞門盛重が三男にして、之直が養子と爲る。元祿十年七月、上州佐位・新田二郡の內にて、采地四百石を賜ひ、總て九百石を知行す。桐ノ間番・御小姓組・西城御書院番等に列し、享保十八年卒す。江戸高田の寶祥寺に葬る。

之綱　善太夫と稱す。綱達が男なり。御小姓組番士と爲り、明和六年卒す。

之賀（よし）　孫十郞と稱す。之綱が男なり。御書院番に列し、安永四年卒す。

綱紀　求馬と稱す。實は山高八左衞門信藏が五男にして、之賀が養子と爲る。御書院の番士に列し、寬政五年卒す。

綱貞　忠次郞と稱す。實は稻葉左衞門通欽が二男にして、綱紀が養子と爲る。

高長―長信―國長
　　　　―長政―善長―勝綱―元勝……
　　　　　　　　　　　　―伊長―長勝……
　　　　　　　　　　　　　　　―之勝[一]―之綱[二]―之直[三]―綱達[四]―之綱[五]―之賀[六]―綱紀[七]
　　　―綱貞[八]

二、佐波郡誌に、幕末旗下松下錦次郎知行所、下觸・今井・堀下の三村を擧げたり。

一四四　野一色　家紋は櫻(欅)葉　（天和二―未詳）

義忠　佐々木盛綱が六男加地太郎信實が二男大伴左兵衛尉秀實が裔なり。賴母助助義に至り、中村一氏に仕へ、關原役、美濃に戰死す。家康助義が戰功を憫ひ、其子助重を召して、秀忠に附屬せしむ。大坂夏役、助重道明寺口に戰死す。外記義重、兄助重が遺跡を繼ぎて、秀忠に仕ふ。江州蒲生郡の中、采地二千石を賜ふ。義忠は義重が男なり。賴母と稱す。御書院番・御先弓頭を勤め、天和二年五月、上州邑樂郡の中にて、五百石の加增あり。總て二千五百石を知行す。三年卒す。

江戸下谷善立寺に葬る。

義莅(のり)　賴母と稱す。實は松平宮內少輔の家臣一色吉兵衞助忠が男にして、義忠が養子と爲る。御書院番士・御使番と爲りて、享保九年卒す。

義休(やす)　賴母と稱す。實は堀三六郎直高が二男にして、義莅が養子と爲る。御書院番に列し、寶暦十三年卒す。

義簾(かど)　兵藏と稱す。實は堀三六郎直好が二男にして、義休が養嗣と爲る。實暦三年卒す。

義恭(ゆき)　初名は義通。賴母と稱し、兵庫頭に任ず。實は義休が二男にして、義簾が嗣と爲る。御使番・御目附・山田奉行・御普請奉行・御持弓頭等に歷仕す。

秀長……一助義―二助重―三義重―四義忠―五義莅―六義休―┬七義簾
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└八義恭……

一四五　佐々　家紋は欅欄葉　（寬永十―未詳）

正成(なり)　佐々木盛綱が男加地太郎信實が八男左衞門尉氏綱、上總國佐々莊に住

新田郡二百石を知行す

し、佐々を家號とす。氏綱の末孫長治が男信濃守長成、秀吉に仕へ、後家康に從ふ。采地千二百五十石餘を知行す。次子長次家を繼ぐ。寛永二年、五男四郎三郎正成、父が遺跡の中、丹波國桑田郡にて、采地五百石を賜ひ、別に家を起す。十年二月、上州新田郡にて、二百石を加へられ、總て七百石を知行す。御書院番に列し、駿府の守衛に在りて、寛永廿年卒す。彼地安倍川の德願寺に葬る。

長盛　通稱は權四郎。正成が男なり。御書院番と爲り、寛文三年卒す。江戸駒込吉祥寺に葬る。

成興　初名は隆則、次に隆常。通稱は喜六郎。實は又兵衛隆直が二男にして、長盛が養子と爲る。御書院番・桐ノ間番等を勤め、元祿十六年卒す。

成益　初名は長知。主膳と稱す。實は長盛が一男にして、成興が嗣と爲る。御小姓組に列し、寶永元年卒す。

成意　又四郎と稱す。實は佐々權左衛門長直が四男にして、成益が嗣と爲る。御徒頭・御先鐵炮頭・大坂町奉行・御持弓頭等に歷仕し、美濃守と爲り、延享三年卒す。

成員　通稱は又四郎。成意が男なり。御書院番と爲り、天明四年卒す。

意次　通稱は主計。實は藤堂平右衛門良永が六男にして、成員が養嗣と爲る。

御小姓組の番士に列し、寛政五年卒す。

意明　民之助と稱す。意次が男なり。寛政五年、遺跡を繼いで采地七百石を知行す。

長治―長成―┬長次……
　　　　　　└正成―長盛＝成興＝盛釜＝成意―成員＝意次―意明……

一四六　田付　家紋は四目結　(天和二―寶永四年)

景利　其祖近江神崎郡田付村に住せしより、田付を以て家號とす。美作守景定に至り、永祿十一年、織田信長の滅する所と爲り、田付に於て自殺す。其子兵庫助景澄、年尚幼なるを以て、逃れて攝津三田に來り、又移つて美濃に閑居す。常て炮術に通達し、技を以て家康に仕へ、下總にて采地五百石を賜ふ。時に慶長十八年なり。大坂兩役に出軍して、爾後炮術を師範して、家技と爲す。之を田付流と云ふ。鐵炮打方十三段初三集・同別卷・求中集・同別卷・十二影之書・直方之書・早打之書・出合打方算法・大筒町積・銃目錄・銃算書・目當之秘事・家之文字・三方一圓等十八部

邑樂郡中を知行す

邑樂郡の采地を下總に徙す

の著あり。其子兵庫景治。景治の養子景利なり。慶安元年、與力三騎、同心二十人を預けらる。明暦元年、御召筒磨同心十二人を増預けらる。寛文六年、また與力二騎を増預けらる。天和二年四月、上州邑樂野州足利二郡の地に於て、三百石を加恩ありて、總て八百石を知行す。貞享二年卒す。江戸淺草海禪寺に葬る。

直平　四郎兵衛と稱す。景利が男なり。御鐵炮方と爲り、寶永三年卒す。

直久　四郎兵衛と稱す。實は岡部土佐守正綱が九男にして、直平が養子と爲る。御鐵炮方と爲り、寶永四年八月、上州邑樂郡の采地を下總相馬郡に移さる。寛保二年卒す。

景廣―景澄―景治　景利―直平　直久―直政―直素―直温

　　　　　　　　　　　―利清　景尾―景林―景利

一四七　田付（家紋は四目結）　（寛保二―未詳）

景尾　景利が二男大助利清延寶六年、御書院番と爲り、廩米二百俵を賜ふ。利清が養子景尾（實は景利が三男。）なり。初名規矩、次に景派と更む。通稱は又四郎。御書

院番士・同組頭・佐渡奉行・長崎奉行・御留守居等に歴仕し、寛保二年、二百石の加恩あり（二）て、廩米を更め、武州大里、上州山田二郡の中に、采地五百石を賜ふ。阿波守に任じ、寶暦五年卒す。江戸本所靈光寺に葬る。

山田郡の中を知行す

景林　初名は定派。又四郎と稱す。景尨が男なり。御小姓組頭・同禁裡付・御持弓頭・御鎗奉行等に歴仕し、筑後守に仕じ、安永七年卒す。

景利　通稱は又四郎。景林が男なり。御小姓組に列し、寛政六年より屋鋪改を勤む。

系圖　前項系圖を見よ。

一四八　小倉　家紋は九曜　（天和二―未詳）

正仲　藤原氏とも、宇多源氏とも云ふ。忠右衞門正次、初め中村一氏に屬し、關ヶ原役、家康に徴されて仕官し、後山城綴喜郡天王村にて、采地五百石を賜ふ。其養子忠右衞門正守、御小姓組・御目附等を勤め、常州にて二百石を加増あり。後又廩米三百俵を加へらる。正守の子正仲なり。半左衞門と稱す。寛文十二年七月、

遺跡を繼ぎて、七百石を知行し、三百石を弟正勝に分與す。御小姓組番士・御徒頭・御目附・御先鐵炮頭・御鎗奉行等に歷仕す。天和二年四月、上州山田・邑樂二郡にて五百石を加へ、元祿十年、廩米を更めて、下總にて采地三百石を賜ひ、總て千二百石を知行す。正德四年卒す。江戶下谷廣德寺に葬る。

正矩　忠右衞門と稱す。正仲が男なり。二丸御留守居に進み、元文元年卒す。

正房　十兵衞と稱す。實は小栗平吉久倫が三男にして、正矩が養子と爲る。御書院番に列し、明和二年卒す。

正英　半左衞門と稱す。實は伊東志摩守祐賢が二男にして、正房が養子と爲る。明和二年卒す。

正眞　市藏と稱す。實は正房が二男にして、正英が嗣と爲る。御書院番・御小納戶・御使番等に歷仕し、相模守と爲る。

重正─正勝─正次　正守─正仲─正矩═正房─┬─正英═正眞
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└─正眞

(一)桐生鄕土誌、文政十一年の文書に、山田郡今泉村五給の一、田付伊織知行所と見えたり。

一四九　小西　家紋は四目結　（寛永十―未詳）

正次　佐々木左近將監成頼が裔にして、孫太郎正隆に至り、小西百右衛門尉某が烏帽子々と爲り、小西氏を稱す。佐々木承禎に屬す。正隆の子助兵衛正重、初の豐臣秀次に仕へ、後家康に奉仕す。關ヶ原役起るや、甲賀の士と與に、山岡道阿彌に屬し、家康の密旨を帶びて、筑前中納言秀秋、及び京極宰相高次が許に使す。其子正次なり。通稱は助右衛門。小十人と爲り、廩米百五十俵を賜ひ、後大番に徙り、寛永十年二月、二百石の加增あり。廩米を更めて、武州賀美・榛澤、上州綠野の三郡にて、都て四百石を知行す。延寶四年卒す。江戶小石川喜運寺に葬る。

綠野郡の中を知行す

正治　助十郎と稱す。正次が男なり。大番・御納戶番を勤め、元祿六年卒す。

正爲　助右衛門。正治が男。御納戶番・二條御門番頭を勤め、享保十五年卒。

正峯　助右衛門。正爲が男。大番・西城御小納戶を勤め、寶曆九年卒す。

正統　助太郎と稱す。正峰が男なり。安永七年卒す。

正美　助右衛門と稱す。實は正峰が二男にして、正統が嗣と爲る。寛政五年、新番と爲る。

一五〇　横田　家紋は四目結　（天明七―天明八年）

準松（のりとし）　佐々木秀義が末孫次郎兵衛義綱、淺井伊豫守吉高に屬して、戰功あり。吉高之を賞して、近江横田川・和泉村の邊にて、采地を與ふ。是に於て横田を以て家號となす。義綱五世の孫備中守高松（とし）、武田信虎及び信玄に事へ、三千貫文の地を領し、屢戰功あり。養子十郎兵衛綱松、長篠役に戰死す。其子甚左衛門尹松（ただとし）、武田氏の滅後、始めて家康に謁し、采地三千石を賜ふ。御持筒頭と爲りて、御使番を兼ね、次いで御旗奉行に進む。寛永二年九月、武藏高麗・比企・入間、下總國結城、近江國蒲生の五郡、及び上總國大多喜領の中、總て五千石餘を知行す。尹松の子述松遺跡を繼ぎ、前に加へられたる五百石を合せて、總て四千五百石を知行し、千石を弟胤松に分與す。御持筒頭・百人組頭等を勤む。其子備中守由松、御持筒頭・御側・百人組頭・大目附等に歷仕し、屢加恩ありて五千五百石を知行す。由松の孫備中守清松、御持弓頭・百人組頭・御小姓組・番頭等に歷仕す。清松の子準松なり。通稱は求馬。御小姓組番頭・御側等に勤仕し、屢加恩ありて、天明七年五月、上野緑野・甘

緑野・甘樂二郡の中、知行す

上野の采地を他に徙さる

樂、下野都賀・芳賀、常陸國新治・河內・眞壁、近江國蒲生・甲賀・野州・栗太、武藏比企・入間の十三郡の內總て九千五百石を知行す。八年八月前に賜はりし上野・下野・常陸等の采地を下野國安蘇・足利、常陸國鹿島の三郡の中に徙さる。寛政二年卒す。武藏國入間郡片柳村休臺寺に葬る。

一高松＝二綱松—三尹松—┬—政松—隆松—能之＝忠朗—庸松—榮松—尙松—延松—喬松
　　　　　　　　　　　└—四述松—五由松—六遙松—七清松—八準松—九以松—茂松……

佐波郡誌に、幕末旗下橫田五郎知行所、上之手村の一部、及び飯島村の一部とあり。

橫田氏は前記の外に、千石橫田三四郎の家あり。是れ右系圖の政松が系ならんか。

一五一　富永　家紋は街道四目結　（寶永二—未詳）

泰員　佐々木の支流なり。縫殿助重政に至り、小田原の北條氏に仕ふ。重政の曾孫主膳重吉、氏康・氏政・氏直の三代に事へ、塀和伊豫守某に屬す。嘗て北條氏の軍、由良國繁と上州新田に戰ふに當り、氏康の使として其陣に抵り、功勞あり。又佐野宗綱との戰に於て、敵に退路を斷たるゝの時、重吉等謀を廻らし、終に軍を

吾妻郡の中を知行す

全うして還る。其後屢軍功を顯はす。其後瀧川一益と神流川に戰ひ、高名あり。小田原落城の後、氏直に隨從して高野山に入る。文祿元年、家康に徵され、三年武州都築郡に采地二百五十石を賜ふ。後武州埼玉郡にて五百五十石の加增あり。又甲州山梨郡にて五百石を增し、總て千三百石を知行す。御普請奉行・屋敷奉行・御鎗奉行に歷仕す。重吉壯年の時より、兵法を練習し、又劍道に長じ、子孫に傳へて、富永流と稱す。重吉の子主膳重師、御鎗奉行に進む。重師の養子孫左衛門師勝、駿府町奉行と爲りて、廩米三百俵を加へらる。泰貝は師勝が男なり。遺跡を繼いで、千三百石を知行し、廩米を弟泰通に分與す。書院番に列し、寶永二年、山梨郡の采地を上州吾妻郡の内に徙され、正德元年卒す。東叡山護國院に葬る。

泰厝　主膳と稱す。實は柘植平右衛門兄正が三男にして、泰貝が養子と爲る。御書院番に列し、享保六年卒す。

泰代　靱負と稱す。泰厝が男なり。御使番と爲り、寶曆十三年卒す。

泰房　主膳と稱す。泰代が男なり。御書院番に列し、明和六年卒す。

參前　初名は泰明。靱負と稱す。泰房が男なり。御小姓組の番士に列し、寛政九年番を辭す。

吉實―某―重政―重次―重久―重吉―重師　師勝―泰員＝泰厝―泰代―泰房―參前

一五二　瀧川　家紋は五七桐　(天和二―元祿十年)

利錦(かね)　北畠氏が庶流なり。三郎兵衞雄利、初雅利、次雄親、號一路、刑部卿法印、織田信長に仕ふ。後信雄に屬し、片諱を賜ふ。信雄配流の後、秀吉に從ひ羽柴氏を授けられ、下總守に任ず。伊勢神戸城を賜ひ、二萬石を領す。慶長五年、石田三成に黨し、封地を收めらる。後秀忠に徵され、常州新治郡にて二千石を賜ひ、片野に住す。養子長門守利貞、廩米千俵を加へられ、御留守居に進む。利貞の子利錦なり。初名利昌。若狹守たり。御書院番頭・御小姓組番頭・御側等に歷仕す。寛文五年廩米三百俵、延寶四年廩米三百俵を加へられ、天和二年四月、上州邑樂、野州足利の二郡にて、采地千石を增し給ふ。元祿十年七月、前の廩米を更め、且つ常州・上州・野州の采地を移し、近江國淺井・坂田・蒲生三郡にて、總て四千石を知行す。寶永七年卒す。江戶下谷廣德寺の桂德院に葬る。

邑樂郡の中を知行す

邑樂郡の采地を他に移す

雄利―正利＝利貞―利錦―利元―利章―利久―利端―利廣―一貞―利雍……

―利章

―利端
―利廣

邑樂郡の中九百石を知行す

一五三　赤松　家紋は十六葉菊　（天和二―未詳）

範恭　赤松則村が長男信濃守範資より出づ。範資九世の孫右京進氏貞、播州石野城に住し、石野を以て家號とす。別所長治に屬す。三木城の陷るや、其子和泉守氏滿、秀吉に事へ、後故あつて加賀に抵り、前田利家に屬す。文祿元年、家康肥前名護屋に在陣の時、其子八兵衞氏置、彼地に到り、始めて謁見し、召されて近習に列せらる。四年上總國にて、采地二千百五十石餘を賜ふ。關原役の功に依り、伊豆にて千石の地を加へらる。子八兵衞氏照、家を繼ぎ、上總の采地に住し、新田を合せて、二千五百十石を知行す。下田奉行に進み、相模にて、三百石の地を加へられ、寛文元年、采地の中三百石を養子則員に分與す。範恭は氏照の孫なり。天和二年四月、上州邑樂郡にて、重恩の地五百石を賜ひ、總て三千十石餘を知行す。御先弓頭・御持筒頭・日光奉行等に勤仕す。家號を赤松に復し、信濃守に任す。享保

六年卒す。品川東海寺の法雲院に葬る。

範主（かず）　初名は義敦（あつ）。八左衛門と稱す。範恭が男なり。御小姓組の番士と爲り、延享三年卒す。

恭富　左膳と稱す。範主が男なり。寶暦七年卒す。

範邑（さと）　左門と稱す。恭富が男なり。天明四年卒す。

範善　式部と稱す。範邑が男なり。天明三年家を繼ぐ。

範賚―光範―滿弘―敎弘―元久―政賚―義充―義氏―氏貞―
―氏滿―氏置―氏照―┬氏任―範恭―範主―恭富―範邑―範善
　　　　　　　　　└則員

一五四　進　家紋は三本扇の丸　（天和二―未詳）

成之　其祖成村は、實は赤松政則が子なり。母娠める時、離縁せられて、其生家伯耆國住人進豐前守久盛が許に歸り、成村を生む。政則、姪義村を養ふて嗣とす。義村、成村の孤獨を憐み、播磨に招きて所領を與へ、進氏を稱せしむ。成村の孫成

山田邑樂二郡の中四百石を知行す

政。成政の子成之なり。成之が姑權大納言局は東福門院の上臈にして、寛永十一年、家光上洛の際、成之が事を請ひ申すに依り、始て江戸に抵りて、將軍に謁し、命に依りて松平信綱が許に養はる。十四年廩米三百俵を賜ひ、次で御小姓に列す。寛文二年、百俵を加へられ、十二年御納戸頭に轉じ、新恩二百俵を賜ふ。天和二年四月、上州山田・邑樂二郡の中、四百石の地を増賜ふ。元祿十年卒す。江戸淺草新光明寺に葬る。

成久　佐左衛門と稱す。實は成政が二男にして、成之が嗣となる。元祿十年、廩米を更めて、武州・下總・伊豆四郡の中にて、采地を賜ひ、總て千石を知行す。正德三年卒す。

成睦　喜太郎と稱す。實は松平伊豆守の家臣神甚左衛門成輔が男にして、成久が養子と爲る。御小姓組頭・御先鐵炮頭・御持筒頭・御鎗奉行等に歷仕し、寛延二年卒す。

成羽　喜太郎と稱す。成睦が男なり。御小姓組の番士と爲り、天明五年卒す。

成美　喜太郎と稱す。成羽が男なり。伊豆田方郡の采地を割いて、君澤郡に移さる。寛政八年、御使番に進む。

成村―成季―成時―成政―成之　成久＝成陸―成羽―成美……
　　　　　　　　　　└成久

一五五　萩原　家紋は丸に一文字三星　(寶永二―明治初)

群馬郡二百石を知行す

重道　村上天皇の後胤なり。流落して甲斐國萩原に居住し、子孫萩原を氏とす。宗左衛門重次、初め武田信玄に屬し、次いで明智光秀に仕へ、其後大和大納言秀長・同中納言秀保に歷仕す。其子市左衛門無重、初め光秀に事へ、後秀長及び宇喜多秀家に事ふ。其後家康に謁し、大坂役に供奉す。甲斐國府村にて、采地二百石を賜ひ、彼地に在りて御巣鷹役を勤む。其子瀬兵衛重正。重正の子十兵衛重成相承く。重道は重成が男なり。市左衛門と稱す。天和二年、御鷹の事を滅せらるゝに依りて、小十人に轉じ、次いで御納戸番に徙り、寶永二年六月、甲斐の采地を上州(一)群馬郡の中に移さる。享保三年卒す。江戸牛込田中寺に葬る。

友德　半十郎と稱す。重道が男なり。享保十四年卒す。

友明　藤七郎と稱す。實は岡田庄太夫俊陳が三男にして、友德が養子と爲る。

代官に進み、寶暦十一年卒す。

友常　鐵太郎と稱す。友明が男なり。大番に列し、寛政七年卒す。

友澄　鐐太郎と稱す。友明が孫なり。寛政六年、家を繼ぐ。

重次─無重─重正─重成─重道─友徳＝友明─┬友常
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└友直─友澄

（二）群馬郡誌に明治元年調、旗下荻原鐐之進知行、中村二十二石七斗七合六勺、金古村百五十三石六斗七升九合とあり。

一五六　渡邊（家紋は三文錢）　（天正頃─寛永頃）

忠(ただし)　河原左大臣源融の裔なり。其八世の孫傳(つとふ)、白川院に仕へて、瀧口總官たり。攝津國渡邊に住す。次子滿(みつる)、肥前松浦氏の祖となる。三男昇(のぼる)が十五世の孫競(きそふ)、三河八名郡和田村に住し、松下信忠及び清康に仕ふ。競が子信、後に家康に事ふ。長男盛、家を繼ぎ、（此系略す。）三男茂(しげる)、別に一家を起し、三方ヶ原・長篠・小田原・關ヶ原等の役に供奉して戰功あり。大番頭と爲り、山城守に任じ、采地七千石を知行し、五千石を

上野の中五百石を知行す

養子忠に分與す。忠、通稱は監物。實は戸田與五右衛門忠勝が二男なり。初め上州に於て采地五百石を賜ふ。關ヶ原役及び大坂役に功あり。相模にて二百石を加へらる。元和五年、駿府定番と爲り、千石を加へらる。寛永二年、駿河大納言忠長に附屬せられ、大番頭と爲り、父が采地の中五千石を分與せらる。此時忠が采地の中五百石を長男善に賜ひて、幕府に留められ、二男重を忠長に附せしめらる。後忠長國除の時、忠は大關土佐守高增に召預けられ、那須野に蟄居せり。

上野の采地を收めらる

善　久左衛門と稱す。忠が長男なり。父が采地上野・相模の内にて五百石を賜ふ。後祖父茂が養子と爲り、其采地は收公せらる。寛永十三年、祖父の遺跡を繼ぎ、寄合に列す。慶安三年卒す。江戸芝泉岳寺に葬る。

融―昇―仕―宛―綱―久―安―傳┬重
　　　　　　　　　　　　　　├滿……
　　　　　　　　　　　　　　└昇……競―信┬盛……
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└茂┬忠―善
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└善……

渡邊 家紋は丸に三星一文字 （天和二―明治初）

久永 源次綱が後裔なりと云ふ。孫左衞門久勝、初め信長に仕へ、慶長十一年より家康に屬し、伊勢國一志郡にて采地千石を賜ふ。元和五年、采地を近江國蒲生郡の中に移さる。其子孫助久次、御書院番に列し、寛永十年、常陸鹿島郡にて一百石を加へらる。後小十人頭・駿府町奉行等を勤め、廩米三百俵を增さる。久次の子久永なり。孫助と稱す。天和二年四月、上州山田・邑樂二郡にて、（一）五百石の加恩あり。元祿十年、廩米三百俵を更められ、下總國埴生・香取二郡にて、三百石の地を賜ひ、總て二千石を知行す。小十人組番頭・淸水奉行等を勤め、元祿十三年卒す。江戸赤坂種德寺の松濤院に葬る。

（一）山田邑樂二郡の中五百石を知行す

永倫 外記と稱す。久永が男なり。元祿十四年、遺跡を繼ぎて、千五百石を知行し、弟久勝に五百石を分與す。十五年埴生郡の采地を上總國天羽・夷隅二郡の内に移さる。御徒頭・御目附・新番頭・長崎奉行に歷仕し、出雲守に任じ、享保十四年卒す。

久孫 初名は久知。外記と稱す。永倫が男なり。御小姓の番士と爲り、延享

三年卒す。

久龐（いへ）　外記と稱す。實は分部左京亮光忠が五男にして、久琛が養子と爲る。御徒頭に進み、明和三年卒す。

久隆　主水と稱す。久龐が男なり。御使番に進み、天明元年卒す。

久武　主水と稱す。久隆が男なり。寛政八年御小姓組の番士と爲る。

某―久重―久勝―久次―久永―┬―永倫―久琛＝久龐―久隆―久武……
　　　　　　　　　　　　　└―久盼(一)―久敦(二)―久年(三)＝久泰(四)……

(一)桐生鄕土誌、文政十一年の文書に、本宿村二給の一、渡邊孫左衛門知行所とあり。佐波郡誌に、幕末旗下渡邊修理、采地八寸村とあれど、旗本に渡邊氏は十二家もあれば、修理の家は其何れなるや詳ならず。尚攷ふ可し。

一五八　渡邊　家紋は丸に三星一文字　(元祿十四―明治初)

山田邑樂二郡を知行す

久盼（てる）　初名は久矩。宗右衛門と稱す。久永前項の系圖を見よ。(一)が二男なり。元祿七年、廩米三百俵を賜ふ。十四年七月、父が遺跡上州山田・邑樂、常州鹿島の三郡にて、五

百石を分與せられ、前の廩米は收めらる。小十人頭・御先弓頭等を勤め、寛保二年卒す。松溪院に葬る。

久敦　左門と稱す。實は永倫（前項の系圖を見よ。）が二男にして、久盼が養子と爲る。御書院の番士に列し、安永八年卒す。

久年　助三郎と稱す。久敦が男なり。御小姓組に列し、寛政七年卒す。

久泰　義八郎と稱す。實は船田兵助正范が四男にして、久年が養子と爲る。寛政八年、御小姓組の番士と爲る。

系圖　前項を參照。

二、稲生鄕土誌、文政十一年の文書に、本宿村二給の一、渡邊宗右衛門知行所と見えたり。

一五九　津田（家紋は瓜）　（天和二―未詳）

正常　織田大和守敏定（信長の曾祖父）が七男玄蕃頭秀敏を祖とす。其子秀重、津田氏を稱す。其子小平次秀政、初め信長に仕へ、命に依りて瀧川一徒に屬す。後豐臣

山田郡の中を知行す

氏に事ふ。慶長五年、家康に從うて會津を征す。關ヶ原役の後、采地三千石を賜ひ、舊領を併せて、四千十石餘を知行し、奏者番を勤む。西尾吉次と與に、諸國の地圖・租稅を掌り、秀政關東三十三國を主管す。秀政の子平左衛門正重繼ぎ、丹波・美濃の六郡にて、采地四千十石餘を知行す。長子平左衛門正勝、家を繼ぎ、二男正常七百石、三男正英三百石を分知せらる。正常初名は正辰。平四郞と稱す。美濃可兒郡の中、七百石を知行し、天和元年、御目附と爲る。二年四月、上州山田郡、及び野州安蘇・足利・梁田三郡にて、采地五百石を加へられ、總て千二百石を知行す。三年九月、甲州巨摩、信州佐久の二郡にて、采地三千石を賜ひ、櫻田館に於て家老を勤め、伊豫守に任ず。元祿十一年卒す。江戶下谷宗延寺に葬る。

正氏　小左衛門と稱す。實は折井市左衛門正利が二男にして、正常が養子と爲る。父正常、櫻田館にて家老と爲るに及び、元の采地千二百石を賜ふ。小十人番頭・御目附・御先鐵炮頭等に歷仕し、享保五年卒す。

正直　三左衛門と稱す。正氏が男なり。御小姓組に列し、寬保三年卒す。

正文　大膳と稱し、伊豫守に任ず。正直が男なり。中奥御小姓を勤め、天明五年卒す。

正誠（まさ） 半次郎と稱す。正文が男なり。寛政元年、御小姓組に列す。

敛定—秀重—秀政—正重—一 正勝
　　　　　　　　　　　　—一 正常＝正氏（二）—正直（三）—正文（四）—正誠（五）……

一六〇　柘植（家紋は瓜）　（未詳—延寶四年）

正弘　其高祖與四郎行正は織田彈正忠信定が五男と云ふ。行正の養子平右衞門正俊、（實は織田九郎信治が男）幼にして三州刈屋に赴き、水野信元に事へ、後に信長に仕へ、織田氏を更めて柘植氏（外家の稱號）を稱す。後豐臣氏に仕ふ。慶長五年、會津征伐の時、家康に從軍し、關原役にも扈從す。後播磨・近江・河内三國にて、采地四百石を賜ひ、次いで播・江の采地を攝州に徙され、新恩五百石を賜ふ。後二男正勝、故あつて死を賜ひしも、彼が勇を追懷して、其采邑江州五百石の地を正俊に賜ひ、總て千四百石を知行す。正俊の子平右衞門正時、御使番・長崎奉行等を勤む。長男平右衞門正時、家を嗣ぎ、二男平兵衞正弘、江州滋賀郡の中、四百石の地を分與せらる。三丸番組頭・神田館番頭・同用人を勤め、美濃國方縣郡、及び上州山田・邑樂二郡の中、加

山田邑樂二郡の中を知行す

上野の采地は收めらる

恩千五百石を賜ひ、延寶四年卒す。江戸牛込保善寺に葬る。遺跡は之を長男平兵衛正代に賜ひ、本領近江滋賀郡の中、四百石を知行す。其他は皆收められて、之を二男正信に賜ふ。

行正—正俊—正時—┬正直……
　　　　　　　　└正弘—┬正代—某（家絶）
　　　　　　　　　　　　└正信[一]—正英[二]—芳正[三]＝正甫[四]—正考[五]……

一六二　織田（家紋は瓜紋）　（延寶四—未詳）

山田邑樂二郡の中を知行す

正信　五太夫と稱す。正弘（前項の系圖を見よ。）が二男なり。神田の館に於て、綱吉に事へて、小姓を勤む。後書院番組頭より奏者番と爲り、其後又神田館に於て、父が遺跡を繼ぎ、美濃國方縣、上野國山田・邑樂の三郡にて、千五百石を知行す。御徒頭・御先弓頭・御持弓頭・御鐵奉行・御小姓組番頭等に歴補し、隱岐守に任じ、美濃にて采地千石を加へられ、總て二千五百石を知行す。寶永六年卒す。保善寺に葬る。

正英（ふさ）　五太夫と稱す。正信が男なり。遺跡を繼いで、二千石を知行し、弟正幸

に五百石を分與す。御小姓組番士・御使番を勤め、明和三年卒す。

芳正 主水と稱す。正英が男なり。寛政十年卒す。

正甫 五太夫と稱す。實は松平五郎左衛門忠宜が二男にして、芳正が養子と爲る。御書院番に列し、寛政十年卒す。

正考 主水と稱す。正甫が男なり。寛政十年、遺跡を繼ぐ。

系圖 前項を參照。

一六二 長崎 家紋は丸に三抱蘘荷 （寛永十一―未詳）

元政 姓は平氏。長崎四郎某を祖とす。伊豆守元家、瀧川一益に仕ふ。次いで織田信雄に屬し、後秀吉の命に依りて、筑前秀秋に從ひ、秀秋の卒後、家康に仕へ、伊勢國一志郡にて采地千六百石餘を賜ふ。元家の子半左衛門元通、大坂兩役に供奉し、寛永二年、采地を近江蒲生郡に移され、後駿府町奉行と爲り、寛永十年、四百石の加恩あり。采地を駿河國益津・菴原二郡の中に徙され、總て二千石を知行す。元通の子彌左衛門元政なり。大坂夏役、十六歲にて從軍す。寛永十年、大番組頭

笠縣野を知行す

と爲り、十一年遺跡を繼ぎて、駿河國益津・菴原二郡、及び上野國笠掛野等に於て、千六百石を給ひ、新恩の地を收めらる。正保元年、二條城の守衞中に卒す。京都西本願寺に葬る。

元義　彌左衞門と稱す。元政が男なり。御書院番に列し、元祿十三年卒す。築地本願寺の成勝寺に葬る。

元仲　半左衞門と稱す。元義が男なり。寛文十年、上野の采地を同國綠野・多胡二郡の中に移さる。元祿十三年、遺跡を繼いで、千三百石を知行し、三百石を弟元賓に分與す。御書院番・御使番・御目附・日光奉行に歷仕し、伊豆守に任じ、次いで仙洞附に徙り、近江滋賀郡にて五百石の地を加へられ、享保四年京都に於て卒す。西本願寺に葬る。

元嘉　半左衞門と稱す。元仲が男なり。御小姓組に列し、延享四年卒す。

元亨（とを）　初名は元知（ちか）。半左衞門と稱す。實は神保源五左衞門長澄が二男にして、元嘉が養子と爲る。御目附を勤め、寶曆十三年上野國世良田の東照宮、及び諸堂社の修營成れるを以て、十一月命を蒙り、彼地に赴く。次いで御先鐵炮頭に轉じ、安永八年卒す。

元居 初名は元賁。蒲之助と稱す。實は伊藤伊勢守忠勸が二男にして、元享が養子と爲る。天明五年御小姓組に列す。

元家―元通―元政―元義―元仲―元嘉＝元享＝元居……

一六三　北條 家紋は三鱗　（天和二―元祿十一年）

氏平 其祖左衞門大夫綱成は、福島上總介正成が子にして、北條氏綱、其女を以て之に配し、北條を稱せしむ。氏綱の弟甘繩城主氏時、死して嗣なし。綱成代つて城主と爲る。後河越城を戍る。十六歳より死に至るまで、五十七年の間、北條氏三代に事へて、總軍の長と爲り、隣國と兵を交へ、戰ふ事三十六回、皆勝たざる無し。子常陸介氏繁、父に次いで甘繩城に住し、氏康・氏政に事ふ。長男氏勝、家を嗣ぎ、四男新左衞門繁廣、氏勝が養子と爲る。後家康に屬す。繁廣が男新藏正房、慶長十九年、六歳にして家康に謁し、廩米五百俵を賜ひ、次いで御小姓組に列す。後廩米を更めて、下總國庄内領にて、采地七百石を賜ふ。北條流の軍學を傳へ、御徒頭・御鐵炮頭・御持筒頭・新番頭等に歴仕し、屢加增ありて、安房守に任ず。氏平は正

山田新田二郡千石を知行す

邑樂新田二郡の中五百石を知行す

上州の采地を遠州に轉ず

房が男なり。通稱新藏。安房守に任じ、天和二年四月、上州山田・新田二郡にて、采地千石を加へ、元祿四年十二月、また同國邑樂・新田二郡にて、五百石の加恩あり。次いで廩米二百俵を更めて、遠江の中に采地を賜ひ、總て三千四百石を知行す。元祿十一年三月、采地を遠江國豐田・周知・長上三郡の内に移さる。御徒頭・御持弓頭・町奉行・御留守居・御側等に歴仕し、寶永元年五月十日卒す。江戸駒込摠禪寺に葬る。

綱成—氏繁—氏勝—氏重（家絶）

　　　　└繁廣—正房—氏平—氏英—氏庸—氏應—氏興—氏乾……

一六四　岡野　家紋は鳩酸草　（天和二—未詳）

友明　北條時行が末裔と稱す。數世の間、伊豆國田方郡狩野庄田中郷を領し、越中守泰行に至り、北條を更めて、田中と稱す。泰行、氏康に屬し、屢〻戰功あり。其子越中守融成、氏政が近臣板部岡能登守が遺領、及び與力の士を與へられ、田中氏を改めて、板部岡氏と稱す。屢〻小田原と徳川氏との間に使節と爲り、又は奏者と

なり、氏政の爲めに秀吉に謁するや、辯解最も力む。小田原終に攻圍を受け、開城と爲るや、融成本城に留りて、之を守護す。乃ち本丸を榊原康政に引渡して、任務を全うす。家康、彼を秀吉に致す。秀吉、融成を見て、責むるに其約に違へるを以てす。融成答て曰く、我君素より謀叛の心無し。皆家臣が爲す所、其滅亡に至りしは、蓋し天運にして、凡慮の及ぶ所に非ず。今縱ひ滅亡すとも、一たびは天下の兵を動かせり。武士の面目之に如ん。何ぞ我主に從はずして敵に與すべけんや。此他云ふ可きもの無し。唯冀くは我頸を刎よと。秀吉其言を壯とし、死を宥して麾下に屬し、板部岡を更めて、岡野と稱せしむ。後家康に仕へ、采地を賜ふ。融成薙髮して、江雪齋と號す。二子あり。長房恒家を繼ぐ。次房次、氏直に從ひて高野山に入り、氏直の卒後、氏盛に屬し、後家康に謁し、紀伊大納言頼宣に附屬せらる。次いで常陸國那珂郡にて五百石の采地を賜ふ。房次の男權左衞門英明、初め頼宣に仕へ、元和二年召返され、駿府に候し、家康薨後、江戸に出て、采地五百五十石を攝津河邊郡に賜ふ。寛永三年、相模高座郡にて二百石の加恩あり。十年近江蒲生郡にて、七百石を增し、總て千四百十石を知行す。小十人組番頭・御書院番組頭・御先鐵炮頭等に歷仕す。次男直明、家を繼ぎ、三男孫十郎友明、父が遺跡の

山田新田二郡の中を知行す

內近江蒲生、相模高座の二郡にて、四百十石餘の地を分與せらる。天和二年四月、上州山田・新田、野州足利の三郡にて、采地五百石を加へらる。小十人番頭・御目附・御普請奉行・御持筒頭・大目附等に歷仕し、元祿十二年卒す。相州高座郡淵野邊村龍像寺に葬る。

信明(あきら)　孫十郎。友明が男。九百十石餘を繼ぎ、三百俵を弟矩明に分與す。御納戶と爲り、寶永二年卒す。

將明　權左衞門。信明が男。御小姓組と爲り、寶曆七年卒。

尙明　孫十郎。將明が男。御小姓組・西城御徒頭と爲り、安永七年卒。

盛明　孫十郎。尙明が男。御書院番と爲り、寬政二年卒。

文明　金十郎。盛明が男。

北條時行……泰行―融成―房恒……
融成―房次―英明―貞明
英明―(一)友明―(二)信明―(三)將明―(四)尙明―(五)盛明―(六)文明

一六五　小栗　家紋は五頭立浪　（寶永二―未詳）

久倫（ひさとも）　平繁盛が裔孫なり。永祿十一年、九郎右衛門久勝、家康に仕へ、後遠江國東村の上村、駿河國安倍郡足洗鄕にて、采地二百石を賜ひ、又百俵を加へらる。其後故あつて、食祿を收めらる。大坂冬役に從軍し、廩米三百俵を賜ひ、元和二年、廩米を更めて、采地を上總國長柄・市原二郡の中に賜ふ。次いで又相模國愛甲郡にて二百石の新恩あり。久勝の男九郎右衛門久玄、武州入間郡にて、采地二百石を賜ひ、寛永六年、父の遺跡を繼ぎて、采地總て七百石を知行す。十年甲斐國八代郡にて、五百石を加恩あり。久倫は久玄が孫なり。平吉と稱す。寛文十年、父久弘が遺跡を繼ぎ、御書院番に列し、武・相二國の采地を上總に移され、寶永二年五月、甲斐國の采地を更めて、上州吾妻郡の中に移さる。享保十九年卒す。江戸赤坂淨土寺に葬る。

久貞　頼母。久倫が男。元文三年卒。

久徵　九郎右衛門。久貞が男。御小姓組番士・御小納戸を勤め、寶曆八年卒。

久明　大記。久徵が養子。久倫が甥弘識が男。御書院番に列し、寛政元年致仕。

久脩 平吉。久明が男。寛政元年家を繼ぐ。

久勝─久玄─久弘─久倫─久貞─久徵─久明─久脩……

一六六　三浦 家紋は丸に横三引　(天和二─未詳)

正次　三浦義村が裔。義村九世の孫上野介範時。範時の男雅樂助正勝、今川義元に事ふ。義元戰死の後、家康に屬し、駿州有渡郡廣野村にて、田宅の地を賜ふ。其子半左衞門正次なり。秀忠の小姓を勤む。文祿元年、相州愛甲郡及び下總國にて采地二百石を賜ひ三年、相州大住郡の中に移さる。元和元年、武州入間郡の中三百石の新恩あり。總て五百石を知行す。後入間郡の地を、上州山田、野州梁田二郡の中に移さる。大番組頭に轉じ、寛永五年卒す。貝塚青松寺に葬る。

山田郡の中を知行す

正之　初名は正重。八兵衞。正次が男。御書院番・大番を勤め、元和九年卒す。

重良　八兵衞。實は正次が弟信直が次男。大番・新番・新番頭・御留守居番を勤め、廩米二百俵を加へられ、天和二年四月、上州邑樂郡にて五百石を加增さる。元祿四年卒す。

邑樂郡の中五百石を知行す

政重　初名は重政。甚五兵衞と稱す。父重良の遺跡を繼いで、千石を知行し、廩米二百俵を弟重旨に分與す。御書院番に列し、享保十二年卒す。

正良　八兵衞。政重が男。家を繼いで八百石を知行し、二百石を弟正成に分與す。御小姓組に列し、寛保元年卒す。

正成（なり）　初名は重久。次郎左衞門。正良が弟。正德三年十一月、父政重が采地の中、上州山田、野州梁田二郡の中にて、二百石を分與せられ、小普請と爲りて、享保十八年卒す。

正範　甚五兵衞。實は正良が二男にして、正成が養子と爲る。遺跡を繼ぎしも元文四年、宗家正良の嗣と爲りしを以て、采地は收めらる。

正範　寛保三年、御書院番に列し、寛延三年卒す。

正子（ただ）　甚五郎。從五位下伊勢守。實は朝比奈彌次郎泰見が二男にして、正範が養子と爲る。御小姓組・西城御小姓組頭・西城御目附・奈良奉行・京都町奉行等に歷仕す。

義村—朝村（[illegible]）—經時……正勝[一]—正次[二]—正之[三]—重良[四]—政重[五]—正良[六]—正範[七]—正子[八]

—民俊

—正通

久脩ながは平吉。久明が男。寛政元年家を繼ぐ。

久勝―久玄―久弘―久倫―久貞―久徵―久明―久脩……

一六六　三浦　家紋は丸に橫三引　(天和二―未詳)

正次　三浦義村が裔。義村九世の孫上野介範時。範時の男雅樂助正勝、今川義元に事ふ。義元戰死の後、家康に屬し、駿州有渡郡廣野村にて、田宅の地を賜ふ。其子半左衞門正次なり。秀忠の小姓を勤む。文祿元年、相州愛甲郡及び下總國にて采地二百石を賜ひ三年、相州大住郡の中に移さる。元和元年、武州入間郡の中三百石の新恩あり。總て五百石を知行す。後入間郡の地を、上州山田、野州梁田二郡の中に移さる。大番組頭に轉じ、寬永五年卒す。貝塚青松寺に葬る。

正之　初名は正重。八兵衞。正次が男。御書院番・大番を勤め、元和九年卒す。

重良　八兵衞。實は正次が弟信直が次男。大番・新番・新番頭・御留守居番を勤め、廩米二百俵を加へられ、天和二年四月、上州邑樂郡にて五百石を加增さる。元祿四年卒す。

山田郡の中を知行す

邑樂郡の中五百石を知行す

山田郡の采地を收めらる

政重　初名は重政。甚五兵衞と稱す。父重良の遺跡を繼いで、千石を知行し、廩米二百俵を弟重旨に分與す。御書院番に列し、享保十二年卒す。

正良　八兵衞。政重が男。家を繼いで八百石を知行し、二百石を弟正成に分與す。御小姓組に列し、寬保元年卒す。

正成（なり）　初名は重久。次郎左衞門。正良が弟。正德三年十一月、父政重が采地の中、上州山田、野州梁田二郡の中にて、二百石を分與せられ、小普請と爲りて、享保十八年卒す。

正範　甚五兵衞。實は正良が二男にして、正成が養子と爲る。遺跡を繼ぎしも、元文四年、宗家正良の嗣と爲りしを以て、采地は收めらる。

正範　寬保三年、御書院番に列し、寬延三年卒す。

正子（ただ）　甚五郎。從五位下伊勢守。實は朝比奈彌次郎泰見が二男にして、正範が養子と爲る。御小姓組・西城御小姓組頭・西城御目附・奈良奉行・京都町奉行等に歷仕す。

義村―朝村（中略）―範時―正[illegible]（一）―正次（二）―正之（三）―重良（四）―政重（五）―正良（六）―正範（七）―正子（八）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―氏俊
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―正通

┃正成━正範

一六七　杉浦（家紋は丸に横三引）（天和二━未詳）

親則　三浦の族なり。和田義盛滅亡の時、杉本某近江國に蟄居す。其子八郎義國、三浦杉本の各一字を取りて、氏を杉浦と稱す。義國八世の孫八郎五郎政重、三河に抵り、松平信忠に事ふ。其子八郎五郎政次、信忠及び信康に仕へ、三州六名郷久古村に於て采邑を賜ふ。長男吉貞、家を繼ぐ。三男彌市郎親貞、淸康及び廣忠に事へ、屢〻軍功あり。其子彥左衞門親次。親次の子彌一郎親正。親正家康及び秀忠に事ふ。親正の男親勝。彥左衞門と稱す。寬永二年、相模國高座郡にて采地二百二十石を知行し、武藏國榛澤郡にて新恩百石を賜ひ、次いで又上總市原郡にて、二百石を加增あり。總て五百二十石を知行す。彌一郎親則は親勝が男なり。西城御膳奉行・二丸御留守居等を勤め、天和二年四月、上州邑樂、野州梁田二郡にて三百石を加賜せられ、總て八百二十石を知行す。元祿二年卒す。江戸淺

邑樂郡の中を知行す

草本願寺の長敬寺に葬る。

貞宣　彌一郎。元祿二年、祖父親則が遺跡を繼ぎ、御書院番・小十人頭・御書院番組頭・新番頭等に歷仕し、享保十二年卒す。

貞隣　彌一郎。實は杉浦彦六郎親時が二男にして、貞宣が養子と爲る。御書院番組頭・御先鐵炮頭・御持筒頭等を勤め、寶曆十二年、相模の采地を上總市原郡に移され、安永三年卒す。

貞舒　彌一郎。貞隣が男。御書院番・御徒頭等を勤め、天明四年卒す。

親賜　彌一郎。貞舒が男。天明七年、御小姓組に列す。

政重―政次┬吉貞
　　　　　└親貞（一）―親次（二）―親正（三）―親勝（四）―親則（五）―是道―貞宣（六）―貞隣（七）―貞舒（八）―親賜（九）

一六八　佐久間　家紋は丸に三引　（天和二―未詳）

信就　三浦義村が三男太郎家村、安房國佐久間邑を領するより、家號とす。家村、和田常盛が子新兵衞尉朝盛を養子と爲す。朝盛、和田義盛に黨し、後安房に遁

れ、承久の亂、官軍に參加す。後越後國奥山村に匿れ住し、後尾州愛知郡御器所村に徙る。其子家盛より十一世孫盛道三子を生む。三男を左衞門尉信晴とす。是れ右衞門尉信盛が父なり。信盛讒に依りて、信長の怒に觸れ、其子甚九郎正勝と與に、高野山に遁る。信盛死するの後、信長其寃なるを知り、正勝を召して、信忠に附屬せしむ。天正十二年、信雄秀吉と和せず。此時正勝、伊勢に赴き、戰功あり。既にして和成り、秀吉將に之を殺さんとす。正勝剃髮して、不干齋と稱し、三河に遁る。後宥されて、秀吉に近侍す。關ヶ原役、弟信實をして、家康に供奉せしめ、其身は京都紫野に隱棲す。新十郎信實兄の家を繼ぎ、上總茨葉村にて、采地千石を賜ふ。父に先ちて死す。其子宇右衞門盛郎、寛永十年、武藏國忍領の內二百石を加へられ、後請うて采地を廩米に更めらる。信就は盛郎が男なり。宇右衞門と稱す。御書院番・御使番・御目附・堺奉行・御先鐵炮頭・西城御留守居・長崎奉行等に歴仕し、安藝守に任ず。天和二年五月、上州邑樂・山田二郡にて、五百石の采地を加へられ、元祿十年、廩米を更めて、武州榛澤・兒玉・比企・賀美四郡にて、采地を賜ひ、總て千七百石を知行す。享保十年卒す。江戸四ッ谷全勝寺に葬る。

邑樂山田二郡の中五百石を知行す

信詮　宇右衞門。信就が男。御小姓組に列し、享保五年、家を繼いで、千三百石

を知行し、上州邑樂・山田二郡の中・四百石を弟信仍に分與す。十七年卒す。

信秋　金十郎。實は信仍が長男にして、信詮が養子と爲る。享保二十年卒す。

信喜　宇右衛門。實は信詮が三男にして、信秋が嗣となる。御小姓組・西城御書院番士に列し、寛政元年卒す。

信邦　初名は方教。新十郎。實は間部若狹守詮方が四男にして、信喜が養子と爲る。寛政七年卒す。

信義　吉五郎。信邦が男。寛政七年、御小姓組の番士に列す。

一信盛—二正勝—信重—信俊—信房—信仍
　　　—三信實—四盛郎—五信就—六信詮—七信秋
　　　　　　　　　　　　　　—信仍—八信喜—九信邦—一〇信義

一六九　佐久間　家紋は九に三引　（享保五—未詳）

信仍　長左衛門。信就が養子。實は信房が四男なり。享保五年五月、父が采地の中、上州邑樂・山田二郡の中、四百石を分與せらる。後御書院番に列し、實暦元

年卒す。全勝寺に葬る。

信之　織部。信仍が男。御書院番に列し、寛政九年卒す。

信壽　龜三郎。信之が男。

信仍━信之━信壽……（前項の系圖參照）

一七〇　金田（家紋は三輪違）　（寛文元―明治初）

正辰　平氏、良文の流にして、千葉氏の裔なり。上總介常隆が男小太夫賴次、上總國長柄郡金田郷勝見城に住し、賴朝に仕へ、屢〻戰功あり。賴次の曾孫孫八郎胤泰、叔父千葉九郎胤定が家を相續し、下總國鏑木郷を領し、其後上總國武射郡蕪木郷に住す。是より金田を更めて、鏑木を稱す。男孫八郎常泰、蕪木郷に移り、更めて蕪木氏を稱す。常泰八世の孫刑部常信、上總國長柄郡岩井城に住し、氏を更めて金田に復す。常信五世の孫彌三郎正興、上總國勝見城に住せしが、大永年中、本國を去つて相州愛甲郡金田郷に徙る。後三州幡豆郡一色村に轉住し、松平信忠・清康に仕ふ。爾來松平氏の世臣たり。惣八郎正勝に至り、家康に事へて、大番組

新田郡の中を知行す

頭と爲り、大坂役に伏見城番を勤む。正勝が三男惣八郎正辰、將軍秀忠に事へ、大坂夏ノ役に戰功あり。下總國千葉郡にて、采地五百石を賜ひ、次いで上總にて二百石を加へらる。承應元年、御先鐵炮頭と爲る。明暦二年、廩米三百俵を加賜せらる。寛文元年、綱吉に附屬せられ、館林城代と爲り、美濃國各務郡及び上州新田郡にて、別に采地三千石を賜ひ、舊の食祿は之を長男正親に賜ふ。三年八月三日卒す。年六十七。江戸駒込吉祥寺に葬る。法名は玄巽。

山田郡の中五百石を知行す

正親　初名は正長。初め左平次、後惣八郎と稱す。正辰が男。寛文元年、父が本領七百石、及び廩米三百俵を賜ふ。天和二年四月、上州山田郡の中、五百石を加へられ、總て千五百石の祿と爲る。大番組頭・御先鐵炮頭等に歴仕し、元祿十年卒す。年七十八。法名宗悟。

正在　初名は吉任。惣八郎と稱す。正親が二男。元祿十年七月、廩米を更めて、武州埼玉郡にて三百石を賜ふ。御徒頭・御先鐵炮頭等を勤め、延享四年卒す。

正次　左平次と稱す。正在が男。御小姓組番士と爲り、寶暦九年卒す。

正紀　惣八郎と稱す。實は榊原惣内政清が二男にして、正次の養子と爲る。寶暦十年、西城御小姓組の番士に列し、其年卒す。

正堅(のり) 金藏と稱す。正紀が男。安永四年卒す。

正應(あつ) 初名は正蕃。鐵三郎と稱す。實は金田采女正澄が三男正休の子なり。

頼次─康常─成常─胤泰─常泰─常時……常信……正興─正賴─
─正房─正祐─祐勝─正勝─正末
正房─宗房……房森＝正英＝正寅─正美─正賢……
正勝─(一)正辰─(二)正親─(三)正在─(四)正次＝(五)正紀─(六)正堅＝(七)正應……
正勝─正成─(一)正勝─(二)正通……
正勝(正成の子)─(一)正則─(二)正利＝(三)正適─(四)正秋……
─(一)正朝─(二)正彌─(三)正富＝(四)正員＝(五)正喜……

(一)山田郡誌に、廣澤村七給の一、金田宗八郎知行所、市場村二給の一、金田佐平次知行所と見えたり。

一七一　金田（家紋は三輪違）　（寛文三─未詳）

正勝 三左衛門と稱す。正辰が二男なり。寛文元年、父と與に綱吉に附屬せ

新田郡の中を知行す

られ、神田の館に於て、奏者番を勤む。父の遺跡を繼いで、濃州各務郡、及び上州新田郡にて三千石を知行す。五年館林城代と爲り、遠江守に任ず。天和元年、御側と爲り、七月上州緑野郡にて、新恩二千石を賜ひ、後此采地を轉じて、濃州各務、上州新田二郡にて、總て五千石を知行す。元祿十一年二月二十四日卒す。年七十六。江戸下谷高岩寺に葬る。法名は道郁。

新田郡の采地を三州に移さる

正通　與三右衛門と稱す。正勝が男。家を繼いで、四千石を知行し、七百石の地を弟新太郎正則、三百石の地を弟新五左衛門正朝に分與す。十一年五月、新田郡三千石の采地を更めて、三州碧海・加茂の二郡に移さる。十四年三州の采地を濃州各務・加茂二郡の内に更めらる。寶永三年卒す。

系圖　前項を參照。

新田郡の中を知行す

一七二　金田　家紋は三輪違　（元祿十一―未詳）

正則　新太郎と稱す。正勝が二男。元祿十年十二月、父が采地の中、上州新田郡、及び濃州各務郡にて、采地七百石を分賜せらる。寶永五年、御先鐵砲頭に進む。

享保三年卒す。江戸駒込吉祥寺に葬る。
正利　新八郎と稱す。正則が男。西城御徒頭・西城御先鐵炮頭等に勤仕し、寶曆八年卒す。
正適　新三郎と稱す。實は正則が三男にして、正利が嗣と爲る。小普請と爲り、明和元年卒す。
正秋　新八郎と稱す。正適が男。御小姓組の番士たり。
系圖　前項を參照。

一七三　金田（家紋は三輪違）（元祿十―未詳）

新田郡の中を知行す

正朝　新左衛門と稱す。正勝が五男。元祿十年十二月、父が采地の中、濃州各務、上州新田、二郡にて三百石の地を分ち賜ふ。小十人頭に進み、元文二年卒す。江戸下谷高岩寺に葬る。
正彌　新藏と稱す。正朝が男。御書院番に列し、寬保三年卒す。
正富　平次郎と稱す。正彌が男。御小姓組に列し、明和二年卒す。

正員　多宮と稱す。實は正彌が二男にして、正富が嗣と爲る。御書院番に列し、安永七年卒す。

正喜　傳左衞門と稱す。實は織田市十郎規信が二男にして、正員が養子と爲る。寛政八年、御小納戸と爲り、九年より若君に附屬せられ、西城に勤仕す。

系圖　前項を參照。

一七四　金田　家紋は三輪違　（寛永元―未詳）

房森　金田與三左衞門正房が長男靫負宗房、初め家康に仕へ、後に傳通院夫人の請に依りて、松平康元に附屬せられ、其家老と爲る。其子良房、康元及び忠良に仕ふ。良房の子房能、忠良及び憲良に仕へ、憲良卒するの後、處士と爲る。萬治三年、更に徵し出されしも、病を以て之を辭す。其子房輝、寛文元年、綱吉に附屬せられ、神田の館にて、鐵炮頭を勤む。後持筒頭と爲る。廩米八百俵を賜ふ。房森は房輝が男なり。通稱は小太郞。元祿三年、父の遺跡を繼いで、六百俵を賜ひ、二百俵を弟平四郎房長に分與す。七年大番に列す。十年七月、廩米を更めて、武州埼

新田郡の中を知行す

玉、豆州田方二郡の中にて、采地六百石を賜ふ。十五年小普請方と爲り、十六年務を辭す。寶永元年八月、埼玉郡の采地を割いて、上州新田郡の中に移さる。享保五年卒す。江戸谷中感應寺の了惦寺に葬る。

正英 初名は定房。小太郎と稱す。實は金田八彌房清が二男にして、房森が養子と爲る。大番に列し、享保十六年、二條城の守衞中卒す。

正寅 仁十郎と稱す。實は織田傳十郎信常が二男にして、正英が養子と爲る。大番・新番・二條御門番頭等に歴仕し、安永九年卒す。

正美 市郎兵衞と稱す。實は正英が三男にして、正寅が嗣と爲る。大番に列し、天明三年卒す。

正賢 初名は存宗。市郎兵衞と稱す。實は土屋清右衞門存義が二男にして、正美が養子と爲る。天明五年、大番に列す。

系圖　前項を參照。

一七五　喜多見 家紋は龜甲　(天和元—元祿二年)

重政　畠山の支族にして、江戸氏を稱す。五郎左衞門勝忠が時に至りて、木田

見氏を稱す。初北條氏に仕へ、氏政沒落の後、家康に召されて、御家人に列す。近江國郡代・攝津國郡代・泉州堺政所職兼攝河泉三國奉行等に勤仕す。其子重恒、御書院番・御普請奉行に歷仕し、千二百石を知行す。重政は重恒の養子にして、實は石谷長門守武清が二男なり。五郎左衞門と稱す。父の遺跡を襲ぎ、御書院番に列す。次で中奥の番士に徙り、又御側の勤と爲る。天和元年、若狹守に任じ、十二月武州・上州の中にて、二千石の地を加へられ、三年正月、六千八百石餘を加恩あり。總て一萬石を領す。貞享三年正月、河州・武州に於て、更に一萬石を加へらる。既にして將軍の旨に忤ひ、元祿二年二月、領土を沒收せられ、松平越中守定重に預けらる。是に於て家絶す。

上州二千石を知行す

領土沒收さる

重方―賴忠―朝忠―勝忠―重恒―重政 家絶
　　　　　　　　　　├重勝―重治 家絶
　　　　　　　　　　├重長
　　　　　　　　　　└重治

一七六　小野　家紋は丸に鷹羽打違　（寛永二―寶永三年頃）

高盛　もと江戸氏を稱す。太郎重行が祖母は、小野篁が後裔、小野次郎經隆が女なり。故を以て外戚の氏を用ひて、小野氏を稱す。其後また江戸氏を稱し、高政が時に又小野に更む。重行九世の孫豐後守高繼、新田氏に仕ふ。後館林城主長尾但馬守顯長に屬して、政務を沙汰し、上州新田郡及び野州足利郡の中にて、數邑を領す。天正十三年正月、是より先き佐野城主佐野宗綱、彥間城を奪はれしを憤る。此に至つて兵を率ひ、來つて彥間城を圍む。高繼及び其子高政、急を聞いて馳せ抵り、大に戰功を顯はす。天正十八年、家康關東入國の時、高政召されて拜謁し、皆川山城守廣照が組に屬す。此時江戸の稱號を憚りて、小野に復す。**高盛**は高政の男。左馬助と稱す。大坂の兩役、阿部備中守正次が手に屬す。寛永二年十二月、上州邑樂郡にて、新墾の田を併せて、五百石を知行す。十九年大番組頭となり、次いで御留守居番に轉じ、常州鹿島郡にて、新恩二百石を賜ひ、總て七百石を知行す。後邑樂郡の采地を武州榛澤・兒玉・加美の三郡、及び上州勢多郡の中に徙さる。寛文三年卒す。江戸牛込松源寺に葬る。

邑樂郡の中五百石を知行す

邑樂郡の采地を徙し勢多郡の中を知行す

勢多郡の采地を沒收せらる

忠白（あきら） 初名は高幸。左兵衛と稱す。高盛が男。大番組頭と爲り、寛文八年卒す。

忠利 玄番と稱す。忠白が男。御小姓組の番士に列し、寳永四年卒す。

忠城 太郎兵衛と稱す。忠利が男。元祿十六年、家を繼いで五百石を知行し、二百石を弟民部忠高に分與す。寳永元年、御小姓組の番士に列し、次いで桐間番に轉ず。後罪ありて遠流に處せられ家絶す。

重行　重景―重高―高繼―高政―高盛―忠白―忠利―忠城 家絶

一七七　小幡 家紋は株竹團扇　（天正十八年頃―未詳）

直之 赤松播磨守則景が末男氏行、初め安藝國に住し、後關東に赴き、外家島山が氏を冒して、平氏と爲り、小幡を稱す。氏行、上州甘樂の郡司と爲る。氏行十四世の孫尾張守憲重、初め足利義氏に仕へ、次いで上杉憲政に屬し、後武田信玄に事ふ。上州峯・宮崎の二城を守る。其子上總介信貞、（幾忠市信）信玄に仕へ、屢軍功あり。勝頼の亡後、織田信忠に事ふ。信忠の死後、北條氏直に屬して、其先鋒たり。文祿

碓氷郡千石を知行す

元年、始て家康に謁す。直之は信眞が弟信秀の男なり。通稱は孫市郎。天正十九年、家康始て之を徵し、御小姓と爲す。後舊領上州碓氷郡にて、千石の地を賜ふ。寛永二年七月、新墾の田を併せて、千百石の御朱印を下さる。關ヶ原役、大坂兩度の役に從軍し、大番組頭を勤め、尙御噺の衆に列し、慶安元年七月十五日卒す。年七十二。江戶牛込保善寺に葬る。年七十二。法名は宗永。

重昌　三郎左衞門と稱す。直之が男。大番組頭・御目附に勤仕し、承應二年卒す。

重厚　初名は重直。三郎左衞門と稱す。重昌が男。父が采地の中二百石を弟重世に分與し、親ら九百石を知行す。元祿十二年十二月、上總國武射郡にて新恩三百石を加へらる。御徒頭・御目附・御作事奉行・御旗奉行に歷仕し、備前守に任ず。享保二年卒す。

直昌　初名は重之。孫市と稱す。實は小幡市郎左衞門重世が長男にして、重厚が養子と爲る。御小姓組頭・駿府町奉行・小普請奉行・御鎗奉行・西城御留守居等に歷仕し、上總介に任ず。元文四年卒す。

直好　孫市と稱す。直昌が男。御小姓組の番士と爲り、安永三年卒す。

直羽(のぶ) 三郎左衛門と稱す。實は直昌が二男にして、直好が嗣と爲る。御小姓組に列し、明和四年卒す。

直宏(ひろ) 孫市郎と稱す。實は直好が三男にして、直羽が嗣と爲る。明和五年、御書院の番士に列す。

氏行……憲重─信眞[一]─直之[二]─重昌[三]─重厚[四]─直昌─┬─直好[五]─直宏[七]……
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└─直羽[六]

一七八　高山（家紋は五七桐）　（寛永十五─未詳）

新田郡五百五十石を知行す

盛勝　相州土肥氏の末葉なり。盛聰(とし)、葉掛氏を稱し、後高山將監盛英(ひで)に養はれ、高山氏に更む。初小早川隆景に仕へ、隆景卒後、處士と爲り、山城國東山に閑居す。後小田原に來りて、家康に謁し、關原の役、旗下に列す。慶長七年、備中國後月郡にて、千石を知行す。盛勝は盛聰の子なり。通稱は彌左衛門。御書院番に列し、寛永十四年、遺跡を繼ぐ。十五年七月、采地の中五百五十石を更めて、上州新田郡に移さる。延寶七年卒す。江戸小石川無量院に葬る。

利勝　安左衞門と稱す。盛勝が男。御書院番に列し、寶永七年卒す。

記通　安左衞門と稱す。利勝が男。御徒頭・西城御目附・新番・御鎗奉行・御旗奉行等に歴仕し、寶暦十二年卒す。

利雄　彌左衞門と稱す。記通が男。西城御書院番に列し、安永三年卒す。

利憲　主水と稱す。利雄が男。御書院番に列し、寛政八年若君に附屬せらる。

盛聰―盛勝―利勝―記通―利雄―利憲……

一七九　土屋　家紋は丸に四石　(天和二―未詳)

正敬　平氏なり。次郎三郎昌清、信玄に仕へ、永祿四年、甲越川中島の戰に討死す。其孫昌吉、勝頼沒落に際し、山林に潛居す。家康、甲州に進發し、武田氏の遺臣をして、各〻舊里に歸らしむ。昌吉も亦舊領に返る。天正十年八月、甲州成田の中五十貫文、井上の中十八貫文の地を、舊の如く宛行はる。十八年小田原の役に從軍し、後采地を更めて、武州にて四百十石餘を賜ふ。昌吉の子勝正、關ヶ原役に供奉し、大番を勤む。七年和州にて、二百石の采地を賜ひ、後之を更めて、廩米二百俵を

邑樂郡の中を知行す

賜ふ。寬永二年、本領の采地四百十石餘の朱印を賜ひ、廩米を併せて、六百十石餘の祿と爲る。大番組頭・御使番・御目附・駿河町奉行に歷仕す。正敬は勝正が養子なり。實は甲斐庄喜右衞門正達が二男。延寶二年、新恩三百俵を賜ふ。天和二年四月、上州邑樂、野州梁田の二郡中。五百石の加增あり。三年廩米三百俵を加賜せらる。元祿十年、廩米を更めて、相州鎌倉、野州芳賀二郡にて、八百石を賜ひ、總て千七百十石餘を知行す。御徒頭・御目附・駿府町奉行・御持筒頭・御鎗奉行等に歷仕し、正德二年卒す。武州高麗郡篠井村宗源寺に葬る。

正慶 平三郎と稱す。正敬が男。御徒頭・西城新番頭・小普請支配を經て、大目附に進み、美濃守に任ず。延享四年、田安の家老と爲り、寶曆三年卒す。

昌長 主殿と稱す。實は岡部左兵衞忠直が三男にして、正慶が養子と爲る。御小姓の番士に列し、寶曆七年卒す。

昌兪 市之丞と稱す。昌長が男。安永七年、御使番となり、天明八年務を辭す。

昌清—昌忠—昌吉—勝正＝正敬—正慶＝昌長—昌兪

一八〇　中根（家紋は丸に抱蘘荷）　（慶安四―明治初）

正勝　平忠正が末男七郎正持、保元の亂を避けて、三州道根六郷の邊に蟄居し、是より、中根を稱す。其後裔正行、額田郡箱柳に住す。土人其所を呼で、中根と曰ふ。正行、松平清康に仕へ、中老に列す。正行の孫正重、初め信康に仕へ、後家康に奉仕す。其子正成、秀忠の御小姓を勤め、次第に昇進して、大隅守に任じ、大番頭に至る。武州・總州・野州にて五千石を知行す。正勝は正成が男なり。通稱は傳七郎。初め廩米三百俵を賜ふ。寛永十年二月、二百石を加へられ、黐の廩米を更めて、上州新田郡にて五百石の地を賜ふ。慶安四年十一月、上州、山田野州梁田の二郡に於て、千石の加増あり。御書院番組頭・同番頭・大番頭等に勤仕し、日向守に任じ、延寶元年卒す。江戸深川法禪寺に葬る。

新田郡五百石を知行す

山田郡の中を知行す

正延　初名は正則。半平と稱す。正勝が男。天和二年四月、上州山田(二)、野州梁田二郡にて、新恩千石を賜ひ、總て六千石を知行す。大隅守に任じ、御書院番頭・大番頭・御留守居・御側等に歴仕す。寶永四年卒す。

正利　內膳と稱す。實は小田切土佐守直利が長男にして、正延が養子と爲る。

西城御小姓と爲り、大隅守に任ず。正德四年卒す。

正直 宮内と稱す。實は酒井雅樂頭の家臣酒井彈正忠貫が男にして、正利が養子と爲る。元文三年、上總の采地を武州に移さる。御使番・御小姓組番頭・御書院番頭・大番頭・駿府城代等に歴仕し、大隅守に任ず。安永四年卒す。

正均 内膳と稱す。正直が男。日向守に任じ、西城御小姓と爲る。天明七年卒す。

正寧 初名は正喜。内膳と稱す。正均が男。定火消と爲り、寛政九年卒す。

正英 鍋太郎と稱す。正寧が男。九年父の遺跡を襲ぎ、六千石を知行す。

正行―正信―正重―正成―正勝―正延―正利―正直―正均―正寧―正英……

（一）山田郡誌に、同郡如來堂村、中根大隅守知行所、境野村三給の一のよし見えたり。

一八一 鳥居 家紋は丸に竹に雀 （天和二―明治初）

忠春 平氏の支流と云ふ。世々松平氏に仕へて、御家人たり。伊賀守忠吉、清康及び廣忠に仕ふ。其子彦右衛門元忠、家康に近侍し、慶長五年、伏見城に戰死す。

三男土佐守成次、慶長六年、甲州郡内にて一萬八千石を賜ひ谷村城に住す。其後七千石を加へらる。元和二年、駿河大納言忠長に附屬せられ、家老と爲り。寛永元年、甲州谷村にて、一萬石を加恩あり、總て三萬石を領す。其子淡路守忠房、父に繼いで忠長の家老と爲る。忠長事あるに及び、鳥居左京亮忠恒に預けられ、山形に蟄居す。後宥さる。忠春は忠房が男なり。通稱は久太夫。寛永十六年、始て家光に謁し、廩米二千俵を賜ふ。天和二年五月、上州邑樂郡にて、五百石を加へらる。御先弓頭・御鎗奉行・御旗奉行等に歴仕し、元祿十三年卒す。駒込吉祥寺に葬る。

邑樂郡五百石を知行す

成勝　久太夫と稱す。忠春が男。元祿十年七月、廩米を更めて、武州兒玉・那賀、上州綠野、豆州加茂・田方・君澤、六郡の中にて二千石の采地を賜ひ、總て二千五百石を知行す。御小姓組頭・百人組頭・西城御旗奉行等に歴仕し、寶永七年卒す。

綠野郡の中を知行す

成昭(てる)　通稱は久太夫。成勝が男。御書院番・西城御先鐵炮頭等に勤仕し、元文四年卒す。

忠雄　通稱久太夫。成昭が男。御小姓組に列し、明和三年卒す。

忠繼　通稱久太夫。忠雄が男。御書院番に列し、安永五年、駿府に卒す。

成純　通稱久五郎。忠纘が男。寛政五年、御小姓組の番士に列す。

重氏—忠氏……忠吉—元忠—忠恒 家絶
元忠—忠春
元忠—(一)成次—(二)忠房—(三)忠春—(四)成勝—(五)成昭—(六)忠雄—(七)忠纘—(八)成純
元忠—(一)忠頼—(二)忠以＝(三)成豊—(四)忠余—(五)忠洪＝忠耀

一八二　鳥居 家紋は竹に雀　(寛永二—明治初)

忠頼　左門と稱す。讃岐守・石見守・美濃守と爲る。元忠が五男なり。寛永二年七月、上州勢多、野州梁田、上總武射三郡内にて、千五百石を知行す。承應二年卒す。江戸小日向金剛寺に葬る。

勢多郡の中を知行す

忠以　通稱源七郎。忠頼が男。父の遺跡を繼いで、千石を知行し、五百石を弟忠久に分與す。天和二年四月、上州邑樂郡にして五百石を加へられ、總て千五百石を知行す。御小姓組頭・御先鐵炮頭等を勤め、貞享二年卒す。

邑樂郡五百石を知行す

勢多山田二郡の中を知行す

成豐　權之助と稱す。實は鳥居久太夫忠春が二男にして、忠以が養子と爲る。御書院番・御使番・御先鐵炮頭に歷仕し、延享三年卒す。

忠余(よ)　權之助と稱す。成豐が男。寶曆十三年五月、武射郡の采地を上州勢多・山田二郡の中に移さる。山田郡誌に、寶曆十三年、同郡廣澤村、鳥居越前守知行所と爲るよし見えなり。御書院番・御使番・御先鐵炮頭等に歷仕し、安永八年卒す。

忠洪(ひろ)　權之助と稱す。忠余が男。天明八年、御書院番より御使番に進む。

某　輔之丞。文政十年の國字分名集に(平氏、本國三河、家紋竹雀、千五百石、虎御門內、鳥居輔之丞と」見えたり。又文政十一年の文書に「鳥居輔之丞知行所、上野國山田郡堤村」と見えたり。

忠耀　通稱は耀藏、胖庵と號す。敍爵して甲斐守と爲る。幕府の儒官林述齋の次子なり。出でて鳥居氏輔之丞卒して、嗣無かりしものか。を繼ぐ。人と爲り陰險猜忍、權略に富む。初め監察たり。後町奉行に轉ず。天保中、水野忠邦に用ひられ、讒口を以て、人を構陷せしこと多し。既にして其奸惡露顯し、弘化二年十月、讃岐丸龜藩に謫流せられ。明治維新後、赦に遇ひて歸京し、林家に寓す。時に年七十餘。明治六年十月三日歿す。

一八三　三島 家紋は下藤の丸に三日月（天和二—未詳）

政識 平氏とも云ひ、又藤原氏とも云ふ。清左衛門政成、松平長親に仕ふ。其子清左衛門政久、信忠に仕ふ。其子清左衛門政友、清康、廣忠及び家康に歴仕す。政友の養子清左衛門政次、（實は三島傳次郎政孝が二男）家康に事へ、三方ヶ原・長篠・長久手・小田原・關ヶ原・大坂の諸役に從軍す。政次の子清左衛門政吉、元和三年、家光に附屬し、御腰物持と爲りて、廩米三百俵を賜ふ。寛永九年、奥方番を勤め、百石を加へられ、廩米を改めて上總にて采地三百石を賜ふ。十九年、同國にて二百石を加へられ、總て五百石を知行す。政識は政吉が男なり。初名は政春。通稱は清左衛門。延寶元年、三百俵を加へられ、天和二年四月、上州邑樂郡にて、采地五百石を加增あり。御膳奉行・小十人番頭等に歴仕し、寶永四年卒す。江戸淺草淨念寺に葬る。

邑樂郡五百石を知行す

政興 通稱清左衛門。政識が男。元祿十年七月、廩米を更めて、武州賀美、上州緑野、二郡の中にて采地三百石を賜ひ、總て千三百石を知行す。御書院番・御使番・御目附等に歴事し、享保十一年卒す。

緑野郡の中を知行す

政榮 通稱は清左衛門。實は松平兵庫頭直政が三男にして、政興が養子と爲

る。享保二十年卒す。

政申（のぶ）　通稱清左衞門。政榮が男。西城御小姓組・同組頭等を勤め、天明六年卒。

政春　通稱は清左衞門。政申が男。御書院番士・御作事奉行・御普請奉行・西城御留守居等に勤仕し、但馬守に任ず。

政備（とも）　通稱は伊織。政春が男。能登守に任じ、御小姓・御小納戸等を勤めしが、寛政六年十二月、病に依りて嗣を除かる。

政成―政久―政友＝政次―政吉―政識―政興＝政榮―政申―政春……

一八四　原田（家紋は丸に三引）　（天和二―元文三年）

種幸（み）　大藏氏にして、阿多部十九世の孫春種、筑前國御笠郡原田村に住し、子孫原田を以て家號とす。其後原田次郎大夫種直、平清盛に事へて、大宰少貳と爲る。平氏滅亡の時、囚と爲りて鎌倉に在り、數年の後、頼朝、種直が弓馬の術に長せるを惜み、其罪を赦す。而かも種直、故郷に歸るを恥ぢ、三州久木村に閑居す。其末孫藤左衞門種友、（一に種支に作る。）家康の麾下に屬し、後足助の中にて、采地四百五十石を賜

ひ、御弓頭を勤む。其子藤左衛門種吉、大坂夏ノ役、御使番を勤め、後近江にて新恩五百石を賜ふ。種吉が長子六郎三郎種貞、家康に仕へ、遠州にて采地六百石を賜ひ、同國橫須賀の番を勤む。其子藤四郎種長、寛永元年、御納戸番を勤め、廩米二百俵を賜ふ。種幸は種長の養子なり。（實は松平筑後守康親が二男。）通稱は權兵衛。延寶七年新恩二百俵を賜ひ、天和二年四月、上州邑樂、野州足利二郡の中に於て二百石を加へられ、元祿十年、廩米を采地に更められ、常州にて四百五十石を賜ひ、總て七百五十石を知行す。新番組頭・御船手等に歴事し、寶永元年卒す。

邑樂郡の中を知行す

采地を廩米に更む

種尹　藤左衛門と稱す。種幸が男。御書院番に列し、正德二年卒す。

種芳　庄八郎と稱す。實は種幸が二男にして、種尹が嗣と爲る。元文三年、采地を更めて、廩米を賜ふ。御小姓組に列し、寶暦五年卒す。

佐渡郡誌に、幕末代官原田權左衛門、佐位郡島村二百八十石と見えたれど原田氏數家ありて、其何れなるやを判ずる能はず。

種安—種吉—┬種貞—種長　種幸—┬種尹　種芳—種英
　　　　　　└種成　家絶　　　　　└種芳

邑樂郡四百石を知行す

一八五　飯河家紋は九曜　(元和二―未詳)

方信　豐田次郎光廣藤原氏魚名の流なり。が二男賓光、能登國に住し、長寛二年四月、美濃國岩瀬郷下川・飯河庄を賜はり、爾後飯河氏を稱し、能登守に任ず。其後裔對馬守吉胤より、世〻足利氏に仕ふ。其子孫右近大夫守武が二男龜若丸、小田左衛門尉治高平氏支流が養子と爲りて、常陸に赴く。其次男盛定、足利義晴に事へ、後常陸に抵り、小田天庵に屬す。盛定の男盛之三河に赴きて、家康に謁し、長久手役・小田原役・關ヶ原役に從軍す。盛之の四男方好、秀忠に事へて、大番に列し、甲州に采地三百石を賜ふ。方信は方好が養子實は兄信盛が二男なり。通稱は善左衛門。寛文十年、廩米二百俵を加へられ、延寶八年、また二百俵の新恩あり。天和二年四月、上州邑樂郡内にて采地四百石を加賜せらる。元祿十年、廩米を更めて、下總にて四百石の采地を賜ひ、總て千百石を知行す。大番組頭・御納戸頭等を勤め、元祿十四年卒す。江戸小日向龍興寺に葬る。

俊信　善左衛門と稱す。實は松平織部勝光が二男にして、方信が養子と爲る。寶永二年、甲州の采地を下總に移さる。御書院番・御徒頭等に勤仕し、享保十二年

卒す。

仲信　善左衞門と稱す。俊信が男。御書院番と爲り、寶暦七年卒す。

時信　通稱久五郎。仲信が男。御書院番と爲り、寶暦十二年卒す。

信門　通善左衞門。實は松平豐前守勝尹が三男にして、時信が養子と爲る。天明元年、御小納戸と爲る。

盛定—盛之—┬盛政……
　　　　　　├盛直
　　　　　　├盛信—┬直信……
　　　　　　│　　　└方信
　　　　　　└方好—方信—俊信—仲信—時信—信門……

一八六　甲斐庄（家紋は菊水）　（天和二—明治初）

正親　橘氏にして、楠木正成の弟七郎正季より出づ。正季の孫正繁、河內國錦部郡甲斐庄を領せしにより家號とす。正繁九世の孫備前守正治、河內國烏帽子形城に住す。其子兵右衞門正治、濱松に於て家康に謁し、之に從ふ。天正十八年、關

東にて采地三百石を賜ふ。正治が男正房、父と與に小田原役に參加し、凱旋の後、關東にて采地三百石を賜ふ。後父が遺跡を繼いで、總て六百石を知行す。關ヶ原役に從軍し、後大番組頭たり。大坂兩役にも從軍して功あり。舊地河內國錦部郡の內にて、二千石の地を賜ひ、從來の采地を收めらる。後天王寺造營の奉行と爲り、其後同郡御料一萬三千石を預けられ、旣にして之を辭す。正房が男正述、御書院番・長崎奉行を勤む。正親は正述が男なり。通稱は喜右衞門。萬治三年、父の遺跡を繼ぎ、千七百石を知行し、三百石を弟正奥に分與す。寬文十二年、武州都筑、相州大住の二郡にて、新恩千三百石を賜ふ。天和二年四月、上州山田郡にて千石を加へられ、總て四千石を知行す。後武州都筑郡三百石の采地を、河內國錦部郡に更めらる。御小姓組・御使役・御勘定頭・町奉行等に歷仕し、飛驒守に任ず。元祿三年十二月十五日卒す。江戶駒込吉祥寺に葬る。法名は大安。

山田郡千石を知行す

正永　通稱は喜右衞門。正親が男なり。御徒頭・御目附・御普請奉行等に歷仕し、享保二年卒す。

正恒　通稱は喜右衞門。實は堀長門守直佑が三男にして、正永が養子と爲る。寄合に列し、享保八年、失心して蟄居せしめらる。

上州にて五百石を知行す

正壽（とし） 通稱は喜三郎。正恒が男。火事場見廻を勤め、延享二年卒す。

正堅 通稱は兵部。正壽が男。火事場見廻・定火消等を勤め、明和四年卒す。

正昉（まさあき） 初名は直政。兵庫助と稱す。實は正壽が二男にして、正堅が嗣と爲る。寛政七年卒す。

正憲 通稱は庄五郎。正昉が男なり。寛政八年、父が遺跡を繼ぐ。

俊正—正治—正房—正述—┬正親—正永—正恒—正壽—┬正堅—正昉—正憲
　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　└正昉
　　　　　　　　　　　└正奥—正之

（一）山田郡誌に福岡村大字小平は甲斐庄飛騨守知行所とあり。

一八七　甲斐庄 家紋は菊水 （延寶八—貞享頃）

正奥 三郎右衞門と稱す。正述が二男なり。萬治三年十二月、父が遺跡河内國の内三百石の地を分與せらる。寛文五年、新恩二百俵を賜ひ、延寶八年七月、上州にて五百石を加へらる。後河内錦部郡の采地を割いて同州八上郡に移さる。御小姓組・御徒頭等を勤め、貞享元年卒す。駒込吉祥寺に葬る。

采地を收めらる

正之　通稱は四郎右衞門。實は正述が四男にして、正奥が養子と爲る。初め御小姓に列し、寬文元年、廩米三百俵を賜ひ、天和三年、美濃郡代に轉ず。父が遺跡を繼ぎて、廩米を收めらる。貞享二年、職を辭し、後發狂せし爲め、食祿を收めらる。元祿二年卒す。

系圖　前項を參照。

一八八　長谷川 家紋は丸に橘　(寬永十―未詳)

甘樂郡二百石を知行す

重治　橘氏。世〻美濃に住し、齋藤氏に事ふ。越中守重矩が男甚兵衞重成に至り、初め信長、後秀吉に事ふ。慶長五年、家康會津を征するや、重成從軍す。重成が男四郎兵衞重次、家康・秀忠に歷事す。重治（實は同姓重勝が男。）は重次が養子なり。通稱半右衞門。家康の小姓と爲り、濃州にて采地五百石を賜ふ。後小姓組の番士と爲る。寬永十年二月、上州甘樂郡にて二百石を加へらる。二十年卒す。江戶麻布祥雲寺（後に澁谷に移す。）に葬る。

重棟　半四郎と稱す。重治が男。御小姓組・桐間番士等を勤め、元祿九年卒

す。

重倚　半四郎と稱す。實は加藤傳左衞門貞英が二男にして、重棟が養子と爲る。御徒頭に進み、享保九年卒す。

勝富　半四郎と稱す。重倚が男。西城御書院番・西城御小納戸・御留守居番・御先鐵炮頭等に歷事し、寶曆五年卒す。

佑正　半四郎と稱す。實は三島伊右衞門政苗が二男にして、勝富が養子と爲る。御小姓組番士・御徒頭・御先鐵炮頭等に歷事し、寬政七年、職を免ぜらる。

重矩─┬─重則─重勝
　　　└─重成─重次─┬─重治─重棟─重倚─勝富─佑正……
　　　　　　　　　　└─重政

一八九　松井（家紋は岩に根笹）　（慶長頃─寬永二十年）

宗直　橘氏とも、淸和源氏とも云ふ。家譜には、爲義の流とす。即ち松井冠者維義十七世、山城守義行、今川氏親に事へ、遠州二俣城に住す。其三世の孫惣左衞

緑野郡六百五十石を知行す

門宗保なりと。宗直、與兵衞と稱す。宗保が男なり。初め義元及び氏眞に仕ふ。氏眞沒落の後、家康に事へ、天正十三年、信州上田攻城の際、從軍して戰功あり。關ヶ原・大坂等の諸役に參加す。上州緑野郡にて、采地六百五十石を賜ひ、其中二百石を二男宗次に分與す。元和二年九月十九日卒す。年七十九。緑野郡光德寺に葬る。法名は源生。

宗利　與兵衞と稱す。宗直が男。父が遺跡の中、四百五十石を知行す。大坂冬、役、秀忠に供奉し、夏、役伏見の城番を勤む。後御納戸組頭と爲り、其後二百俵の新恩あり。寛永十二年卒す。江戸小石川喜運寺に葬る。

幸宗　小兵衞と稱す。宗利が男。御小姓組の番士と爲り、寛永二十年卒す。嗣無くして家絕ゆ。

宗保―宗直┬宗次―宗重―宗秀＝宗要―保和＝保勝―保喬＝保明
　　　　　└宗利┬幸宗　家絕
　　　　　　　　└宗武……

綠野郡二百石を知行す

一九〇　松井　家紋は蔦　（慶長—寛永二十年）

宗次　助太夫と稱す。宗直が次男。某年、家康に事へ、後父が采地綠野郡の中にて、二百石を分與せらる。慶長十三年卒す。江戸四ッ谷長禪寺に葬る。

宗重　助太夫と稱す。宗次が男。元和八年、駿河大納言忠長に附屬せられ、大番を勤む。忠長事あるや、處士と爲る。其後家光に徵されて、廩米を賜ふ。其後御寶藏番と爲る。寛永十八年十一月、舊地二百石を賜ふ。二十年家綱に附屬し、三丸番を勤む。十二月采地を更められ、廩米二百俵を賜ふ。慶安三年、西丸大番に列し、寛文元年、御廣敷番頭に徙り、二百俵の新恩あり。元祿十三年卒す。

桐生郷土誌に、文政十一年の文書を載せて、松井四郎右衞門知行所、山田郡下久方村とあれば、後に廩米を采地に更め、本郡に賜はりしものか。四郎右衞門は三郎右衞門の誤か。然らば保明が事なるべし。

系圖　前項を見よ。

一九一　黑田　家紋は木瓜　（寛文元—同十二年）

用綱　高祖信濃守定綱、京師に住して、大橋を稱す。信濃守廣綱が時、黑田に更むと云ふ。廣綱が男監物久綱、今川氏に屬す。其子五左衞門光綱、初め氏眞に屬し、後家康に事へ、三州八名郡黑田鄕に住して、所々の戰役に從軍す。其子信濃守直綱慶長十九年、駿河にて采地千石を賜ふ。大坂兩役に參加して、軍功あり。豆州にて二千石を加恩あり。又相州にて千石を加へられ、總て四千石を知行す。用綱は直綱が養子なり。直綱死して嗣無し。家康乃ち彼が姉の嫁して生める用綱を以て、家を繼がしむ。實は紀州家の臣近藤平右衞門用勝が六男なり。用綱、源右衞門と稱す。相州鎌倉・足柄下二郡にて、采地千二十石餘を知行し、幼年たるの故を以て、其餘三千石は收めらる。寛永九年、御書院番に列し、十年大住郡にて二百石を加恩あり。明暦元年、御徒頭に進み、萬治三年、御先鐵炮頭に轉じ、寛文元年、綱吉に附屬せられて、家老と爲る。別に上州・濃州にて、采地三千石を賜ひ、舊地は男直常に賜はり、幕府に留めらる。是歲信濃守に任ず。十二年卒す。江戶小石川傳通院に葬る。用綱最後に賜はりし三千石は、歿後沒收せらる。

上州に采地を賜はる

上州の采地を收めらる

邑樂郡若干石を知行す

廣綱—久綱—光綱┬直綱
　　　　　　　　└女（近藤用勝妻）—用綱—直常—

一九二　久留嶋（家紋は側折敷に縮三文字）（天和二—未詳）

通貞　祖先は信濃の村上氏なり。流浪して伊豫に來り、河野氏に仕へて、世〻家老たり。右衞門大夫通康、河野通直に事へ、後其女婿と爲り、片諱を賜ふ。通直嗣無くして家絶ゆ。通康、其家を繼ぐ。通康の男出雲守通總、秀吉に事へ、伊豫國來島に住す。秀吉彼を呼ぶに、來島を以てす。故を以て通總、村上を更めて、來島と稱す。また豐臣氏を賜ふ。小田原の役、水軍の先鋒と爲る。文祿征韓の役渡海し、後歸朝す。四年伊豫國風早郡一萬四千石を領す。慶長征韓の役、兵船を司る。九月十六日水營浦に於て戰死す。通總の男右衞門一長親、後家康の麾下に屬し、豫州の封を豐後國に移さる。長親の男丹波守通春、來島の文字を久留嶋に更む。通貞は通春が二男なり。左兵衞と稱す。承應元年、廩米三百俵を賜ひ、明曆元年父が遺領の中千石を分與せられ、廩米を收めらる。天和二年四月、上州邑樂郡に

新田郡の中を知行す
邑樂郡を他に移す

て、五百石の新恩あり。同年また江州蒲生、野州那須、二郡にて千石を加へられ、總て二千五百石を知行す。元祿十一年八月、近江の采地を更めて、上州新田、野州梁田、二郡の内に移され、寶永四年八月、又上州邑樂郡の采地を野州芳賀郡の内に轉ぜらる。御使番・禁裡附等に勤仕し、出雲守に任じ、享保三年二月三日卒す。年八十六。貝塚の青松寺に葬る。法名は道陰。

通富　數馬と稱す。通貞が男。寄合・御使番・小普請組支配・甲府勤番支配等に歷仕し、出雲守に任ず。寶曆四年卒す。

通虎　數馬と稱す。通富が男。小普請・御小姓組・御使番・駿府定番・小普請組支配等に歷仕し、安永八年卒す。

通在　數馬と稱す。實は大久保下野守忠恕が二男にして、通虎が養子と爲り、安永八年、遺跡を繼ぐ。

通康―通總―長親―通春―┬通清……
　　　　　　　　　　　└通貞(一)―通富(二)―通虎(三)═通在(四)……

邑樂山田二郡の中を知行す

通任　稻葉氏は越智氏河野の族なり。備中守通貞〔麾と號す。〕伊豫を去り、美濃に來る。國守土岐成賴之を優遇し、池田郡白髭城に居らしむ。其子備中守通則、曾根城に住し、土岐賴藝に屬す。通則の子良通、入道して一鐵と號し、曾根城に居る土岐氏亡ぶるの後、齋藤道三に仕ふ。齋藤龍興、政刑を失するに當り、良通之を諫めしも容れられざるを以て、信長に通じて好を修む。信長生害の後、秀吉に屬す。良通の子貞通、秀吉に事へ、郡上郡八幡城に居る。關ヶ原の役、西軍に通じ、石川貞清を擒けて、犬山城を戍る。岐阜城陷るに及び、款を家康に贈る。役後封地を更め、豐後國臼杵城五萬六十石餘を賜ふ。貞通の孫民部少輔一通、寛永四年、父の遺領を繼ぐ。通任は一通が四男なり。庄右衞門と稱す。承應元年、廩米三百俵を賜ひ、寛文五年三百俵を加へらる。天和二年四月、上州邑樂・山田・野州安蘇の三郡にて、五百石を加恩あり。御書院番士・同組頭・御持筒頭等に歷事し、寶永七年正月九日卒す。年八十五。江戶高輪東禪寺に葬る。法名は自徹。

通久　主膳と稱す。通任が男。御小姓組に列し、元祿十年、廩米を更めて、武州

下總・伊豆三國の中にて、六百石を賜ひ、總て千百石を知行す。十五年卒す。

通長　內藏丞と稱す。通久が男。小普請と爲り、享保十九年卒す。

通大　庄右衞門と稱す。實は稻葉能登守知通が三男にして、通長が養子と爲る。御書院番と爲り、元文三年卒す。

通敦　靫負と稱す。通大が男。寶曆四年卒す。

通濟　多宮と稱す。實は稻葉能登守の家臣稻葉監物通古が男にして、通敦が養子と爲る。中奥番士より、御徒頭に進み、寛政四年卒す。

通碩　初名は信武。百助と稱す。實は安部攝津守信允が三男にして、通濟が養子と爲る。寛政八年、小姓組に列す。

通貞—通則—良通—┬重通……
　　　　　　　　└貞通—典通—一通—┬信通……
　　　　　　　　　　　　　　　　　└通任—通久—通長＝通大—┐
┌─────────────────────────────┘
└通敦＝通濟＝通碩……

上州にて四千石を知行す、次いで之を收めらる

一九四　稻葉　家紋は折敷の内三文字　（天和二―三年）

正倚　初名は正喬。主税介と稱す。美濃守正則が二男なり。寛文二年、出羽守に任じ、八年廩米二千俵を賜ふ。延寶四年、御書院番頭に進み、七年千俵を加増せらる。天和二年四月、千石の加恩あり。廩米を更めて、上州にて采地を賜ひ、總て四千石を知行す。三年閏五月、父正則が遺領の中、常陸・下野の内にて七千石を分ち賜はり、從來の采地は收めらる。元祿十年、大番頭に轉じ、正德四年、二條城の守衞に在りて卒す。京都妙心寺の麟祥院に葬る。

正成―正勝―正則―┬正往―正知―正任―正恒……
　　　　　　　　　└正倚―正恒

一九五　河野　家紋は隅切角の内三文字　（天和二―未詳）

通成　家譜通定に作る　越智氏にして、世々伊豫に居る。刑部大輔通直　初名通堯、南朝に屬し、細川賴之と戰ひ、之に死す。長子通義　龜王丸、足利義滿と和するや、次子通之　鬼王丸　質

と爲りて、細川の許に抵る。應永元年、兄通義病篤きを以て、通之請うて國に歸り、家を繼ぐ。既にして通義の子通久長せしを以て、家を讓る。通之が男通元。通元六世の孫勝左衞門盛政、初め武田氏に仕へ、武田氏の滅後、徳川氏に事ふ。後秀忠に奉仕し、御使番を勤め、九百三十石餘を知行す。盛政の二男權右衞門通重、大坂夏役に戰功あり。凱旋の後、廩米三百俵を賜ひ、大番と爲る。寛永二年、廩米を更めて、采地を加へられ、上總・下總の四郡にて、四百石を賜ふ。三年御鐵炮頭に進み、六年上總二郡中、新恩六百石を賜ふ。十年甲州にて、五百の地を加へられ、總て千五百石を知行す。通成は通重が男なり。權右衞門と稱す。慶安四年、父の遺跡の內千二百石を繼ぎ、三百石を弟通賢に分與す。寛文六年、下野にて采地五百石を加へられ、天和二年四月、上州山田・邑樂二郡の內にて、五百石を加恩あり。總て二千二百石を知行す。御書院番士・御使番・長崎奉行・御鎗奉行・大目附等に歷事し、元祿四年卒す。江戶市ヶ谷長龍寺に葬る。

山田邑樂二郡五百石知行す

通護　權九郎と稱す。通成の男。御小姓組番士・御使番等を勤む。寶永二年甲斐の采地を上總國に更む。享保三年卒す。

通長　權右衞門と稱す。通護が男。御小姓組の番士に列し、明和元年卒す。

通孝　權右衛門と稱す。實は通護が二男にして、通長が養子と爲る。御書院の番士と爲り、安永七年卒す。

通成(しげ)　初名は武成(なり)。善十郎と稱す。實は久世若狹守廣武が五男にして、通孝が養子と爲る。御書院番より御使番に轉じ、寛政四年、御先弓頭に進む。

通清─通信─通久─通繼─通有─通盛─通朝─通直─
　├通義
　└通之─通元─通春─通安─通房─通政─盛政─
　　├通利
　　└（一）通重─（二）通成─
　　　├（三）通護─（四）通長
　　　└（五）通孝─（六）通成

（一）桐生鄉土誌、文政十一年の文書に、山田郡堤村三給の一、河野權右衛門知行所と見えたり。

一九六　河野　家紋は剛折敷に三文字　（元祿十一─未詳）

氏保　河野通清が後裔なり。（前項の系圖を參照。）藤左衛門氏吉、初め信長に仕へ、次いで信

雄及び秀吉、後に家康に事ふ。其子庄左衛門氏房、村上周防守義明に仕ふ。氏房の子權兵衛氏勝、義明に仕ふ。義明沒落の後、將軍秀忠に召されて、御家人に列し、信州川中島に於て、采地千五百石を賜ひ、御小姓組の番士と爲る。其子藤左衛門氏利、寛永四年、遺跡を繼いで、千二百石を知行し、三百石を弟氏朝に分與す。御書院の番士に列す。後采地を廩米に更む。氏利の子賴母氏重、御書院の番士と爲る。氏保は駒井三四郎保親が二男にして、氏重が養子と爲る。元祿十年七月、廩米を更めて、上州新田、豆州君澤・田方の三郡に采地を賜ひ、千二百石を知行す。桐間番・御書院番等に歷仕し、十六年卒す。江戸四ッ谷西迎寺に葬る。

新田郡の中を知行す

獻通　庄左衛門と稱す。氏保が男。父の遺跡を繼いで、九百石を知行し、三百石を弟氏則に分與す。御書院番士に列し、寶曆二年卒す。

利置　賴母と稱す。實は曾我七兵衛祐弘が二男にして、獻通が養子と爲る。御書院の番士に列す。

氏吉─氏房─氏勝─氏利─氏重═氏保─┬獻通═利置……
　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　└通種
　　　　　　　　　　　　　　　　　└(一)氏則═(二)通種═(三)氏燭─通美

新田郡三百石を知行す

一九七　河野　敷家紋は側折に三文字　（元祿十六―未詳）

氏則　次郎助と稱す。氏保が二男なり。元祿十六年四月、父が遺跡上州新田郡の内にて三百石を分與せらる。小普請・御腰物方より、證明院御廣敷番頭に轉じ、西城に勤仕す。元文元年卒す。

通種　庄之助と稱す。實は猷通が二男にして、氏則が養子と爲る。寶曆三年卒す。

氏燭　次郎助と稱す。實は浦上五左衛門直方が四男にして、通種が養子と爲る。御納戸番に列し、天明二年卒す。

通美　久太郎と稱す。氏燭が男。大番及び新番に列し、寛政九年番を辭す。

系圖　前項を參照。

一九八　山村　家紋は丸に一文字　（元祿十―明治初）

良尙　大江氏なり。近江國山村鄉に住して、山村を家號とす。三郎左衛門良

群馬多胡綠野三郡五百石を知行す

候、木曾義昌及び義利に事へ、義利没落の後も、木曾に住す。關ヶ原の役、義勝台命を奉じて、木曾路を平定す。亂平ぐの後、木曾の族臣等に美濃の内一萬六千二百石の地を宛行はれ、良候に同國にて采地五千七百石を賜ひ、木曾の地を支配す可きの朱印を下され、福島關を預けらる。年毎に白木五千駄を恩賜あり。良候の男甚兵衛良勝、初め木曾義昌及び義利に事へ、後流浪して佐倉に住し、慶長五年、家康會津征伐の際、良勝小山に抵りて、家康に謁す。時に石田三成擧兵の報あり。秀忠木曾路を進發す。乃ち良勝をして嚮導たらしむ。良勝木曾に歸り、不逞を平定す。是に於て秀忠の軍、安全に木曾を通過するを得たり。良勝の男七郎右衛門良安、尾張義直に附屬せらる。既にして良安早卒せしを以て、良勝復び職務に與る。二男甚兵衛良豊家を繼ぎ、尾張家に仕ふ。長男良忠家を繼ぎ、二男良候幕府に召出さる。良候通稱は十郎右衛門。寛文六年、廩米三百俵を賜ひ、元祿六年、二百俵を加增あり。十年七月、廩米を更めて、上州群馬(二)・多胡・綠野三郡の中にて、采地五百石を賜ふ。御書院番・御納戸頭・御先鐵炮頭等に歷事し、正德元年卒す。江戸麻布の西照寺に葬る。

良考　十郎右衛門と稱す。實は角倉與一玄紀が養子吉田三郎左衛門玄豐が

男にして、良倘が養子と爲る。御小姓組に列す。享保十六年、右衛門督宗武に附屬せられ、物頭と爲りて目附役を兼ぬ。後御先鐵炮頭に進み、寛保三年卒す。

良喜　十郎右衛門と稱す。良考が男。御書院番・御徒頭・御先鐵炮頭を勤め、寶曆六年卒す。

良旺（よしあきら）　十郎右衛門と稱す。良喜が男。信濃守たり。御小姓組・御小納戸・御目附・京都町奉行・御勘定奉行・江戸町奉行・清水家々老等に歷事し、寛政九年卒す。

良記（よしのり）　十郎右衛門と稱す。良旺が男。寛政二年、御小姓組に列し、六年家を繼ぐ。

良道—良利—良候—良勝—┬良安
　　　　　　　　　　　└良豐—┬良忠
　　　　　　　　　　　　　　　└良倘(一)—良考(二)—良喜(三)—良旺(四)—良記(五)

（二）群馬郡誌に「明治元年調、山村數馬知行、下室田村三百二十二石七升四合五勺」とあり。

上州の中五百石を知行す

一九九　宮城　家紋は丸に揚羽四足蝶　（天和二―未詳）

和澄　大江千里が男維明が後裔なり。陸奧國宮城に住せしより家號となす。宮城四郎某、將軍賴朝に事へ、子孫世々鎌倉將軍府に歷仕す。後尊氏に屬せしより、累世近江に住す。右兵衛尉堅甫一作賢祐信長及秀吉に事ふ。其子對馬守正重、秀吉及び秀賴に事へしが、關ヶ原役、家康に從はんとして、伊勢に抵る。凱旋の後、池田輝政に屬す。養子越前守和甫實は鯰江貞勝が男慶長十六年、始めて秀忠に謁し、廩米四百俵を賜ひ、後采地に更めらる。元和八年、采地六百石を加恩あり。寬永十年、甲州にて千石の地を加へらる。十九年御目附に進み、下總にて新恩二千石を賜ひ、總て四千石を知行す。和甫の子三左衛門和治、御留守居番と爲る。和治の子和澄なり。通稱は主殿。寬文五年、遺跡を繼ぎて、三千五百石を知行し、五百石を弟和直に分與す。御小姓組番士・御徒頭を經て、天和元年、御目附に轉じ、二年四月、加恩五百石を賜ふ。是れ恐くは上州の內なる可し。後長崎奉行と爲り、越前守に任ず。元祿九年卒す。江戸築地本願寺の善永寺に葬る。

和堅　三左衛門と稱す。和澄が男。遺跡を繼いで、寄合に列す。元祿十一年

五月、上總・下總・上野・下野の采地三千百石を、遠州に移され、寶永五年、甲州の采地五百石を、また遠州の内に徙さる。享保十四年卒す。

上州の采地を遠州に徙さる

堅甫―正重＝和甫―和治―和澄―和堅―和孝―和忠

二〇〇　黑澤 家紋は竹の丸に一文字　（寛永二―寛延三年）

定幸　安倍頼良が四男官照宗任の弟にして境律師と號す。出羽國置賜郡小松館に住し、五男正任、陸奥國和賀郡黑澤尻に居す。故を以て子孫或は小松を稱し、或は黑澤を稱す。官照十八世の孫次郎右衛門重久、初め小松を稱し、後黑澤に改む。二本松城主畠山義繼に屬す。天正十三年、義繼戰死の後、會津に走り、蘆名盛重に倚る。十五年盛重、伊達政宗と戰うて敗れ、常陸に走る。重久關東に抵り、十九年始て家康に謁し、武州都筑郡にて采地を賜ふ。定幸は重久の養子なり。實は諏訪部宗右衛門定吉が二男。大坂夏役、松平正綱が隊下に屬して供奉す。大番に列し、後遺跡を襲ぐ。寛永二年、諸士の甲冑・戎馬を台覽に際し、定幸が威儀整然なるを賞し、上州綠野郡にて采地を加へられ、總て二百九十石餘、現米四十石の祿と爲る。四年御馬を預けらる。

綠野郡の中を加行す

知行を收めらる

寛文十一年卒す。

某　次郎兵衛と稱す。定幸が男。大番に列し、後御馬方を勤む。延寶元年卒す。

定當　杢之助と稱す。次郎兵衛某が男。元祿七年、大番組頭に進み。廩米二百俵を加へられ、十年之を更めて、野州安蘇郡にて三百石を賜ひ、總て采地五百九十石餘を知行す。後御腰物奉行に轉じ、寶永四年卒す。

定記　杢之助と稱す。定當が男。寄合に列し、寛保三年卒す。

某　杢之助と稱す。定記が男。寛延三年九月、罪あつて追放せらる。

賴良─┬─官照─重任─重秀……重光─重久─定幸─某─定當─定記─某　家絕
　　　└─正任─重任

二〇一　阿部　家紋は石持の内に鷹羽　(天和二─未詳)

正明　初名は正貞、又正方。七三郎と稱す。正能が二男なり。延寶五年、父が遺領上總國夷隅郡にて、采地五千石を分ち賜はり、寄合に列す。天和二年四月、上

新田山田二郡の中を知行す

州新田・山田・野州安蘇の三郡にて、千石の地を加增あり。總て六千石を知行す。中奥御小姓・御小姓組番頭・御書院番頭・大番頭・御側等に歷事し、志摩守に任じ、享保四年卒す。池上本門寺に葬る。

正府（まさ）　大學と稱す。實は正武（正明が兄）の四男にして、正明が養子と爲る。御使番・御小姓組番頭・御書院番頭・御側等に歷事し、志摩守に任ず。寛延二年卒す。

正韶（まさ）　初名正倫。大學と稱す。實は正晴（正武が男）が三男にして、正府が養子と爲る。中奥御小姓に列し、志摩守に任じ、明和五年卒す。

正章（まさ）　大學と稱す。正韶が男。寛政五年、定火消より小普請組支配に轉ず。

正明―正府―正韶―正章　（飛地宗家の項參照。）

二〇二　堀田（家紋は丸に木瓜）　（天和二―未詳）

一輝　兵部大輔正純が三男孫兵衞之正を祖とす。（吉井藩堀田氏の系圖に見ゆ。）之正の曾孫若狹守一繼、初め本田を稱し、後堀田に更む。信長に屬し、後秀吉に仕へ、河・江・勢三州六郡の內、五千石を知行す。秀吉薨去の後、家康に召され、駿府に於て御咄衆に列

邑樂郡の中を知行す

す。慶長六年、關ヶ原の功に依り、江・和二州にて、三千石を賜ひ、又勢州にて八百八十石餘を賜ひ、都て八千八百八十石餘を知行す。元和五年、勢州及び江州高島郡の采地を江州甲賀郡の内に移さる。一繼の男兵部少輔一通、寬永二年家を繼ぎ、三千五百石は父一繼隱栖の料とし、一通は五千三百八十石餘を知行す。父の歿後、其料は弟一純に賜ふ。一輝は一通が男なり。寬永十七年、遺跡を襲いで、五千石を知行し、三百八十石餘を弟通貞に分與す。天和二年四月、上州邑樂、野州安蘇二郡の內、五百石の新恩あり。御持筒頭・百人組頭・御留守居等を勤め、河内守に任じ、寶永二年卒す。江戶深川の要津寺に葬る。

一平　孫太郎と稱す。一輝が男。父の遺跡を繼いで、五千石を知行し、五百石を弟一龍に分與す。定火消・百人組頭・御旗奉行等に歷事し、寬保二年卒す。

一興　初名は正幸。賴母と稱す。實は豐前守正休が六男にして、一平が養子と爲る。延享三年卒す。

一常　兵部と稱す。一興が男。御持筒頭と爲り、安永五年卒す。

一暾（あつ）　彌七と稱す。一常が男。天保六年卒す。

一朝　鑛之助と稱す。一暾が男。寬政六年卒す。

碓氷郡の中を知行す

一善　錦彌と稱す。實は一暾が三男にして、一朝が嗣と爲る。寬政六年卒す。

一權　幸之助と稱す。實は一暾が五男にして、一善が嗣と爲る。

之正─之繼─一繩─一繼─一通─一輝─一平─一興─一常─一暾─┬─一朝
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├─一善
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└─一權

二〇三　眞田（家紋は六連錢）（寬永十─未詳）

信勝（一作正信）　內藏助と稱す。彈正忠幸隆が四男、信昌（一作信尹）の二男なり。將軍秀忠に事へ、寬永二年、近習に列す。九年父が遺跡の中、千石を分與せらる。後御番を勤め、十年二月、二百石を加へられ、上州碓氷、野州足利の二郡にて總て千二百石を知行す。慶安三年、西城御小姓組頭に進み、後本城の勤となり、寬文五年、御鐵砲頭に轉じ、延寶五年卒す。江戶赤坂の松泉寺に葬る。

信豐　通稱は庄五郎。實は小笠原傳左衞門信由が三男にして、信利が養子と

爲る。元祿十年卒す。

信紀　通稱は內藏助。實は酒井三右衞門忠晴が二男にして、信豐が養子と爲る。御小姓組番士より西城御書院番に移り、寶曆九年卒す。

信積　通稱は內藏助。信紀が男。御小姓組の番士と爲り、安永三年卒す。

信育　通稱は庄五郎。信積が男。御書院の番士と爲り、天明七年辭す。

系圖　沼田藩眞田氏の項を參照。

二〇四　中山（家紋は升形の內に月）　（天和二—未詳）

直守　丹治氏なり。高麗五郎經武、武州高麗郡加治鄉に住し、十三世の孫勘解由家勝に至り、同鄉中山村に移り住し、中山を家號とす。家勝上杉氏に事ふ。其子勘解由家範、北條氏輝に仕へ、屢〻戰功あり。小田原の役、武州八王寺城を戍る。前田利家等來り攻め、城遂に陷り、妻子を殺して自盡す。其子勘解由照守、初め北條氏輝に仕へ、小田原陷落の後、家康に謁し、御家人に列す。武州にて采地三百石を知行し、秀忠に附屬せられて、御使番たり。慶長五年、上田城攻擊の際、勇名を博

邑樂郡の中を知行す

邑樂新田二郡五百石知行す

し、上田七本槍の一人たり。而かも此戰や軍令を犯すの罪に問はれ、眞田信幸に召預けらる。信之これを上州の吾妻郡に置く。六年九月赦免ありて、本領を賜ひ、七年上總國武射郡にて百石の加恩あり。大坂夏ノ役、御使番と爲りて從軍し、頗る戰功あり。凱旋の後、其賞として下總國千葉郡の内六百石を加增あり。後御目附に轉す。寛永三年、將軍上洛に供奉す。其後武州新座郡にて五百石を加へらる。九年御鎗奉行に進み、下總國千葉、上總國武射・市原・長柄四郡にて二千石を加へられ、總て三千五百石を知行す。十年御旗奉行に徙る。照守馬術を善くし、高麗流八條家の奥義を究め、其術を將軍秀忠に傳ふ。照守の子勘解由直定、父と與に大坂兩役に從軍す。役後其功を賞し、采地四百石を賜ひ、御小姓組に列す。後家光に附屬す。寛永六年、御徒頭となり、百石を加へられ、十年御小姓組頭に轉す。十一年父の遺跡を繼ぎ、嘗て直定に賜りたる五百石を弟直範に分與す。次いで御先弓頭に徙る。直守は直定の男なり。通稱は勘解由。正保二年遺跡を繼ぎ、三千石を知行し、五百石を弟直張に分與す。天和二年四月、上州邑樂・野州安蘇二郡の内に於て、采地五百石を加恩あり。貞享元年十二月、上野邑樂・新田二郡にて五百石を加へられ、總て四千石を知行す。御徒頭・御先鐵炮頭を經て、大目附

に進み、丹波守に任ず。貞享四年七月二日卒す。年五十五。武州高麗郡中山村能仁寺に葬る。

直房　通稱は勘解由。直守が男。遺跡を繼ぎて、三千石を知行し、千石を弟加治圖書直溫に分與す。元祿十一年、武藏・上總二國の采地七百石を下總國香取郡に徙さる。御小姓組・御使番・御先鐵炮頭に歷事し、寶永三年卒す。

直正　通稱は勘解由。直房が男。御小姓組より御徒頭に轉じ、正德四年卒す。

直看（もと）　通稱は勘解由。直正が男。寄合・小普請・御小姓組に歷事し、享保十三年卒す。

直秀　通稱は勘解由。直看が男。御使番と爲り、寬保二年卒す。

房明（あきら）　通稱は勘解由。實は直看が二男にして、直秀が嗣と爲る。御使番と爲り、寶曆七年卒す。

直寬　通稱は勘解由。房明が男。御使番より小普請支配に進み、天明三年卒す。

直有　通稱は勝太郎。寬政三年七歲にして、父が遺跡を繼ぐ。

家勝—家範—照守—直定—直守—直房—直正—直看—直秀

家範—信吉—信政……

信吉—一吉勝　二信庸—三信敬—四信將—五信泰……

照守—直範……

直定—直張……

直守—直温＝直勝—某家絶

—直明—直寛—

—直隆—直有……

邑樂新田二郡を知行す

二〇五　中山　家紋は升形の内に月　（貞享四—元祿十六年）

直温　圖書と稱す。直守が四男。初め加治を稱し、後中山に復す。貞享四年十二月、父の遺跡上州邑樂・新田、野州安蘇三郡にて、千石を分與せらる。小普請より御書院番に列し、元祿八年卒す。能仁寺に葬る。

直勝　監物と稱す。實は直房が二男にして、直温が嗣と爲る。遺跡を繼ぐの後發狂し、終身月俸二十口を扶助せらる。寶永三年卒す。

某　内藏丞と稱す。元祿十五年、父發狂せしを以て、父が采地の二百石を公收

せられ、八百石を相續す。十六年卒し、嗣無くして家絕ゆ。

系圖　前項を參照。

新田邑樂二郡の中を知行す

二〇六　中山 家紋は升形の內に月　(天和二—未詳)

吉勝　主馬と稱す。水戶家の家老中山備前守信吉が三男。前項の系圖を見よ。寬永十一年、御小姓組に列し、後廩米三百俵を賜ふ。寬文六年、三百俵を加へらる。天和二年四月、武州埼玉、野州安蘇二郡にて、新恩五百石を賜ひ、千石を加へられ、嘗て賜はりし廩米を更めて、上州新田・邑樂、野州足利三郡にて、采地を賜ひ、總て二千百石を知行す。御小姓組頭・御先鐵炮頭・御勘定頭等に歷事し、隱岐守に任ず。元祿八年卒し。武州高麗郡中山村智觀寺に葬る。

信庸(つね)　主馬と稱す。實は水戶家の家老中山備前守信治が五男にして、吉勝が養子と爲る。御小姓組頭・西城御留守居等を勤め、隱岐守に任ず。享保十三年卒す。

信敬(ゆき)　主馬と稱す。信庸が男。西城御書院番と爲り、元文二年卒す。

吾妻郡に論ぜらる

信將　主馬と稱す。實は堀田主膳一伸が三男にして、信敬が養子と爲る。御書院番・御使番・御先鐵炮頭等を勤め、寛政元年卒す。

信泰　主馬と稱す。信將が男。寛政七年、御小姓組の番士と爲る。

系圖　前項の系圖を參照。

二〇七　朝倉　家紋は三木瓜　（寛永十―未詳）

正世　日下部氏なり。世、但馬國朝來郡朝倉鄕に居る。孫右衛門廣景に至り、越前國足羽北庄黒丸の館に移り住す。其子遠江守高景、足利尊氏及び義詮に事ふ。高景十世の孫河內守在重、越前國より駿州安倍郡に移り、栃島に住す。其孫筑後守宣正、小田原の役、召されて秀忠に附屬し、采地二百石を給ひ、大番に列す。慶長五年、信州上田攻城の際、勇戰して七本槍の中に加へらる。此時軍令に背くの事を以て、上州吾妻の番を勤む。後赦されて本領を賜ひ、大番に復す。後組頭・御使番等に進み、更に采地を加へられ、元和七年、總て一萬石を領す。駿河大納言忠長に附屬せられ、家老と爲る。八年六千石、寛永二年一萬石を加へられ、遠江國に

緑野郡の中を知行す

於て總て二萬六千石を領し、掛川城に住す。八年忠長幽閉の時、酒井忠行に召預けらる。忠長之を聞きて、尾州・水戸兩侯に就いて愁訴せしかば、宣正が罪を免され、駿州に歸りて國政を視る。九年忠長の領國を收めらるゝに當り、宣正を松平下總守忠明に召預けられ、和州郡山に蟄居す。正世は宣世が二男なり。通稱は甚十郎。寛永四年、始て家光に仕へて、御小姓と爲り、廩米五百俵を賜ふ。十年二月、二百石を加へられ、廩米を更めて武州賀美、上州緑野二郡にて、七百石を賜ふ。明暦二年、廩米三百俵を加恩あり。御書院番士・同組頭を勤め、寛文三年卒す。江戸四ッ谷全勝寺に葬る。

景行　藤十郎と稱す。正世が男。元祿十年、廩米を更めて、下總國豐田郡にて三百石を賜ひ、總て千石を知行す。御書院番・小十人頭・御留守居番等を勤め、寶永二年卒す。

景孝　甚十郎と稱す。實は青木甲斐守重正が三男にして、景行が養子と爲る。御書院番・桐間番・御小納戸・御使番・御先弓頭に歷事し、享保十六年卒す。

孝知　藤十郎と稱す。實は藤懸信濃守永次が二男采女永英が男にして、景孝が養子と爲る。御書院番と爲り、寛保二年卒す。

景保　甚十郎と稱す。孝知が男。御書院番に列し、天明七年卒す。

景岡　藤十郎と稱す。景保が男。天明八年、御書院番に列す。

廣景—高景—氏景—貞景—教景—爲景—敍景—氏景—貞景—

—景高—在重—在重—宣正—宣親

—正世—景行—景孝—孝知—景保—景岡

—孝景—義景

在重—重宣

—重興

二〇八　朝倉（一家紋は木瓜）　（元祿十一—未詳）

新田郡二百石
朝倉高興

高興　朝倉石見守在重が二男新十郎重興、寛永十年、御小姓組に列し、廩米二百俵を賜ふ。慶安三年、兄仁左衞門重宣に賜はりし采地二百石を賜ひ、廩米を收めらる。萬治三年、百俵の加恩あり。高興は重興が男なり。新十郎と稱す。元祿十一年六月、采地二百石を上州新田郡に移さる。御小姓組に列し、享保十二年卒す。江戸四谷全勝寺に葬る。

景富　新之丞と稱す。高興が男。御書院番に列し、享保十三年卒す。

信嗣　權之助と稱す。實は永田主殿重信が三男にして、景富が養子と爲る。御小姓組の番士と爲り、安永元年卒す。

信正　岩次郎と稱す。信嗣が男。西城御書院番に列し、天明元年卒す。

信淸　新十郎と稱す。實は信嗣が二男にして、信正が嗣と爲る。御小姓組に列し、寛政八年若君に附屬せられ、西城に候す。

一重興―二高興―三景富＝四信嗣―五信正
　　　　　　　　　　　　　　└六信淸……

二〇九　本多（家紋は丸に立葵）　（寛文四―天和三年）

忠隆　本多忠勝と同祖なり。（飛地本多の項を參照。）彥八郎忠次家康に仕ふ。永祿七年、三州にて五千貫の地を賜ふ。養子縫殿助康俊（實は酒井忠次が次男）家を繼ぐ。天正十八年、下總匝瑳郡小篠鄉にて、五千石を賜ふ。慶長六年、三州西尾城を賜ひ、幡豆郡にて二萬石を領す。元和三年、一萬石を加へられ、江州滋賀・栗太二郡の內に移され、膳

所城に住す。其子下總守俊次家を繼ぎ、元和七年、膳所を更めて、西尾に復し、五千石を加へらる。寛永十三年、一萬五千石を加へられ、西尾を更めて、伊勢國龜山に移り、五萬石を領す。慶安四年、先祖の舊功、父康俊が所縁あるを以て、二萬石を加増あり。膳所城を賜ひ、七萬石を領す。忠隆は俊次が四男なり。初名は俊勝。式部と稱す。土佐守に任ず。正保三年、廩米千俵を賜ひ、翌年また千俵を加へられ、萬治二年、新恩千石を賜ひ、舊の廩米を更め、常州茨城郡にて三千石の地を賜ふ。寛文四年六月、上州片岡郡にて二千石を加増あり、總て五千石を知行す。御小姓組番頭を勤め、延寶六年卒す。江戸深川の靈巖寺に葬る。（後淺草龍寶寺の澄月院に改葬す。）

片岡郡二千石を知行す

忠吉　通稱は右衛門。忠隆が男。延寶六年、遺跡を繼いで、寄合に列し、四千五百石を知行し、五百石を庶兄隼人忠直に分與す。天和三年卒して、嗣無く家絶ゆ。

片岡郡を收む

忠俊―忠次―康俊―俊次―康將……

俊次―忠隆(一)―忠吉(二)

俊次―忠相(一)―忠將(二)―忠能(三)―忠敞(四)―忠榮(五)―忠直(六)―忠盈(七)……

新田郡の中を知行す

二一〇　本多　家紋は丸に立葵　(天和二―未詳)

忠將　康俊が二男美作守忠相、元和二年十一月、大坂の戰功を以て、三州碧海郡にて、采地千石を賜ふ。寛永元年四月、下總國香取郡にて、五百石の地を加へられ、五年十一月、上總國武射、下總國匝瑳二郡にて、加恩二千石を賜ふ。七年正月、また三州碧海郡にて千五百石を加へらる。十年五月、安房・上總にて三千石を加增ありて、總て八千石を知行し、與力十騎、足輕二十人を預けらる。明暦二年、御書院番頭より御留守居に轉ず。忠將は忠相が長男なり。通稱は修理。天和二年四月、上州新田、野州安蘇二郡にて、采地千石を加へられ、總て九千石を知行す。寄合・御書院番頭等を勤め、備前守に任じ、元祿五年卒す。江戸西久保の天德寺に葬る。

忠能　修理と稱す。忠將が男なり。因幡守たり。御書院番頭・大番頭等に勤仕し、延享元年卒す。

忠敞(たか)　初名は忠知。修理と稱す。忠能が男。御書院番頭と爲り、播磨守に任ず。延享二年卒す。

忠榮(なが)　左京と稱す。實は本田伊豫守忠統が四男にして、忠敞が養子となる。

對馬守に任ず。百人組頭・御書院番頭・大番頭・伏見奉行等に歷事し、安永七年卒す。

忠直　通稱は勝三郎。忠榮が男。天明八年卒す。

忠盈　初名忠致。修理と稱す。實は忠榮が五男にして、忠直が嗣と爲る。寛政元年、定火消と爲る。

忠和

忠興

忠寛　修理。元治元年十二月、警察の勞を以て、一萬五千石の封領と爲され、三州西端に治す。敍爵して美作守と爲る。

忠鵬　明治に至り、華族に列せらる。（重修譜・加除封錄・華族譜。）

系圖　前項を參照。

二二　本多（家紋は丸に立葵）〔元祿十一—明治初〕

利政　源右衛門と稱す。岡崎城主本多伊勢守忠利（嫡子利長失政ありて封を削られ、出羽國村山郡にて一萬石を領す。）の九男なり。寛文五年、廩米三百俵を賜ひ、元祿六年、二百俵を加へられ、十年

群馬郡五百石を知行す

廩米を更めて、上州群馬郡にて五百石の地を賜ふ。御書院番・同組頭等に歴事し、元祿十一年卒す。江戸飯倉の一乘寺に葬る。

利紀　左京と稱す。利政が男。御小姓組に列し、寶曆十二年卒す。

利寛　主水と稱す。利紀が男。西城御書院番と爲り、天明七年致仕す。

利貞　源右衞門と稱す。實は利紀が三男にして、利寛が嗣と爲る。御小姓組と爲り、寛政五年、番を辭す。

康重―康紀―忠利―利長……
　　　　　　　　　|
　　　　　　　　　利政(一)―利紀(二)―利寛(三)……
　　　　　　　　　　　　　　　　　　|
　　　　　　　　　　　　　　　　　　利貞(四)……

群馬郡誌に、明治元年調、本多當一郎知行、吹屋村百九十七石五斗一升三合、金古村六十五石一斗六升二合、本多幸七郎知行、矢原村百五十三石三斗六合とあれど、旗下本多氏數十家ありて、其何れなるや今考ふる能はず。

上野國の內を知行す

二一二　大久保　家紋は上藤の丸に大文字。（天和二―寶曆六年）

忠次　藤原氏道兼の流なり。初め宇都宮と稱す。泰道が時、宇津氏を稱す。其子泰昌、三州松平村に來り、松平信光に事ふ。泰昌が孫忠與、松平長親に事へ、永正三年、今川氏親の軍を岩津に破る。其子忠茂、清康に事へ、制法宜を得、農民皆清康の恩德を景慕すること父母の如し。清康大に忠茂の忠厚に感ず。忠茂の男忠俊、清康・廣忠及び家康に仕ふ。忠俊の長男忠勝、家を繼ぎ、四男忠豐別に家を起す。忠豐の孫丹波守忠正、御小姓組の番士に列し、廩米三百俵を賜ふ。寛永十年、二百石の地を加へられ、廩米を更めて五百石を知行す。正保四年、采地五百石を加恩あり。慶安四年、又五百石を加へられ、總て千五百石を知行す。忠次は忠豐が男なり。通稱は喜六郎。天和二年四月、五百石を加へられ、下總・上野・相模・武藏等の國々にて、總て二千石を知行す。御先弓頭・御鎗奉行等に歷事し、元祿十五年卒す。江戸丸山の本妙寺に葬る。

忠亮　喜六郎と稱す。忠次が男。小普請と爲り、寶永元年卒す。

忠周　初名は忠宗。喜六郎と稱す。實は大久保新八郎康明が二男にして、忠

采地を收めらる

亮が養子と爲る。御使番と爲り、寶曆五年卒す。

忠延　喜六郎と稱す。忠周が男。寶曆六年、西城御書院番に列す。其歲水に溺れて卒せしに依り、采地を收められ、弟忠良に廩米三百俵を賜ふ。

八田朝綱—大庭成綱—宇都宮賴綱……中間六代……宇津泰道—泰昌—昌忠—忠與—忠茂—大久保忠俊
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　｜
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　同忠久

—忠勝……

—一忠豐—二忠據—三忠正—四忠次—五忠亮＝六忠周—七忠延
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　｜
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　八忠良—九忠房—一〇忠兼……

二二三　大久保　家紋は上藤丸に大文字　（天和二—未詳）

山田郡を知行す

忠兼　宇津忠茂が三男忠員、松平廣忠に事ふ。其子忠世、家康に事へ、天正十八年、小田原城を賜ひ、四萬五千石を領す。長子忠隣家を繼ぐ。四子忠成別に家を起す。駿州にて五千石を知行す。長男忠重御旗奉行に至る。忠兼は忠重が男なり。七郎左衞門と稱す。天和二年四月、上州山田郡、野州梁田・足利三郡にて、七

百石を加恩あり。元祿十年、武州にて五百石の新恩あり。十五年上總にて、五百石を增され、總て六千七百石を知行す。御持弓頭・百人組頭・御旗奉行・御留守居等に歷仕し、玄蕃頭に任じ、寶永三年卒す。江戶伊皿子の長應寺に葬る。

忠明　初名は忠榮。玄蕃と稱す。忠兼が男。享保十三年卒す。

忠鄉　玄蕃と稱す。忠明が男。遺跡を繼いで、六千石を知行し、七百石を弟忠福に分與す。寬延二年卒す。

忠元　玄蕃と稱す。忠鄉が男。玄蕃頭に任ず。御小姓組番頭・御書院番頭等に歷事し、寬政三年致仕す。

忠陽　玄蕃と稱す。忠元が男。寬政三年家を繼ぎ、采地六千石を知行す。

忠茂―忠俊
　―忠員―忠世―忠隣
　　　　　　　―一忠成―二忠重―三忠兼―四忠明―五忠鄉―六忠元―七忠陽

二一四　大久保　家紋は上藤丸に大文字（元祿十―明治初）

忠因　玄蕃頭忠成が二男安房守忠次、廩米九百俵を賜ふ。忠次子無し。大久保三十郎忠壽が三男忠清を養うて子とす。忠清亦子無し。大久保平八郎忠俱が二男を養うて子と爲す。是れ忠因なり。忠因通稱は三太夫。元祿十年七月、廩米を更めて、武州幡羅・榛澤、上州群馬(一)三郡にて、九百石の采地を賜ふ。御書院番・道奉行・西城御廣敷用人・西城御先鐵炮頭に歷事し、延享元年卒す。江戶伊皿子の長應寺に葬る。

忠和　通稱は三太夫。實は大久保新八郞康命が二男にして、忠因が養子と爲る。西城御書院の番士と爲り、寶曆九年卒す。

忠囿(その)　通稱は三太夫。忠和が男。御小姓組の番士に列し、天明四年卒す。

忠錄(もと)　通稱は三五郞。忠囿が男。寛政九年、御書院の番士と爲る。

忠成―忠次＝忠淸＝忠因＝忠和―忠囿―忠錄……

群馬郡を知行す

(一)群馬郡誌に、明治元年調、旗本大久保宮内知行、池端村六十五石三斗八升八合四勺とあるは、此大久保氏か。

群馬郡を知行す

二一五　大久保　家紋は上藤の上に大文字　（元祿十―明治初）

忠享　大久保七郎右衛門忠世が六男半右衛門忠永、采地五百石を知行し、家綱に附屬せられて、三九に候す。其次子三十郎忠壽、西城御膳奉行・御小納戸等を勤め、九百俵の祿と爲る。忠享は忠壽が男なり。數名を更む。通稱は源右衛門。元祿十年七月、廩米を更めて、武州幡羅・榛澤、上州群馬(一)三郡にて、采地九百石を知行す。御小姓組・二之丸御留守居等を勤め、享保十二年卒す。江戸鮫ヶ橋の妙行寺に葬る。

忠寅　三十郎と稱す。忠享が男。西城御書院の番士と爲り、寶曆五年卒す。

忠休　三十郎と稱す。忠寅が男。御書院番たりしが、寛政八年、若君に附屬せられて、西城に候す。

忠世―忠永―忠壽―忠享―忠寅―忠休

(一)群馬郡誌に、明治元年調、旗本大久保菊三郎知行、稲木澤村七十石九斗三升三合とあるは此家なるか。

三二六　大久保家紋は上藤の丸に大文字　(天和二―未詳)

忠重　大久保平右衞門忠員が六男權右衞門忠爲、家康に仕へて軍功あり。五男豐前守忠貞、御膳奉行・御徒頭・家綱御傅・三ノ丸番頭等に勤仕し、下總・武藏二國に於て、總て五千石を知行す。忠重は忠貞が男なり。彦兵衞と稱す。寛文十一年、下總國匝瑳郡の采地を割いて、上總山邊郡の中に移さる。天和二年四月、上州新田・邑樂二郡にて、千石の地を加恩あり。總て六千石を知行す。御書院番・御徒頭・新番頭・御小姓組番頭に歷事し、豐前守に任ず。貞享元年卒す。江戸丸山の本妙寺に葬る。

新田邑樂二郡千石を知行す

忠庸　彦兵衞と稱す。忠重が男。父の遺跡を繼いで、五千石を知行し、千石の地を弟忠治に分與す。定火消・御小姓組番頭・御書院番頭・大番頭等に歷事し、享保五年卒す。

忠宜　初名忠副。實は大久保長十郎忠音が三男にして、忠庸が養子と爲る。御使番・御小姓組番頭・御書院番頭等に歷事し、豐前守に任じ、攝津守に更む。安永六年卒す。

忠烈 初名は忠久。彦兵衛と稱す。忠宜が男。百人組頭と爲り、寶暦十二年家を繼ぎ、安永六年卒す。

忠温 彦兵衛と稱す。忠烈が男。百人組頭・御小姓組番頭・御書院番頭に勤仕し、豐前守に任じ、寛政十年、御側に轉ず。

二一七 大久保 家紋は上藤の丸に大文字 (貞享元—未詳)

忠治 彦五郎と稱す。大久保忠重が二男なり。貞享元年十二月、父の遺跡上

新田邑樂二郡の中を知行す

州新田・邑樂、野州足利 父が采地の中に所見無し。後替へ賜はりしものならん。 三郡の內に於て、千石を分與せられ、小普請と爲る。四年卒す。丸山の本妙寺に葬る。

忠音　長十郎と稱す。實は大久保豐前守忠重が五男にして、忠治が養子と爲る。御小姓組・御使番等に勤仕し、元文元年卒す。

忠正　柘五郎と稱す。忠音が男。寬保三年卒す。

忠救　長十郎と稱す。實は忠音が七男にして、忠正が嗣と爲る。御小姓組の番士と爲り、寬政八年致仕す。

忠義　長十郎と稱す。忠救が男。寬政九年、西城御小姓組に列す。

系圖　前項を參照。

三二八　大久保 家紋は上藤の內に大文字 (天和二―明治初)

忠直　兵九郎と稱す。大久保豐前守忠貞が二男なり。初め若林包盛が養子と爲り、御書院番士に列し、正保元年、廩米三百俵を賜ひ、慶安三年、家綱に附屬せられ、西城御小姓組の番士と爲る。其後本氏に復し、大久保を稱す。寬文元年、御小

邑樂郡五百石を知行す

納戸に轉じ、新恩二百俵を賜ひ、五年二百俵、延寶二年また二百俵を加へらる。八年常州鹿島郡にて、采地五百石を加增せらる。天和元年、嚴有院靈屋の造營の工終りて、伊豫守に任ず。次いで御先鐵炮頭に列し、二年四月、上州邑樂郡にて采地五百石を加へられ、新番頭に移る。元祿十年致仕し、正德元年卒す。丸山の本妙寺に葬る。

群馬郡の中を知行す

忠宗　伊左衞門と稱す。忠直が男。元祿十年家を繼ぎ、廩米を更めて、武州榛澤・幡羅、上州群馬三郡にて、九百石を賜ひ、總て千九百石を知行す。御小姓組に列し、享保元年卒す。

忠陸　兵九郎と稱す。忠宗が男。御小姓組の番士に列し、享保十一年卒す。

邑樂郡二百八十石餘を武州に移さる

忠英　兵九郎と稱す。忠陸が男。寶曆四年四月、上州邑樂郡の采地二百八十石餘を、武州比企郡の中に移さる。御小姓組・御使番・西城新番頭等に勤仕し、天明七年卒す。

忠弘　兵九郎と稱す。實は戶田土佐守忠胤が三男にして、忠秩（忠英が嫡たりしも、病に依り嫡を辭す。）が養子と爲る。御小姓組の番士と爲り、天明元年卒す。

忠厚　岩五郎と稱す。實は進藤太郎成羽が三男にして、忠弘が養子と爲る。

群馬緑野多胡三郡五百石を知行す

御小姓組の番士と爲り、天明七年卒す。

忠恒　兵九郎と稱す。忠厚が男。六歳にして家を繼ぎ、采地千九百石を知行す。

系圖　前々項を參照。

(一)群馬郡誌に明治元年調、大久保兵九郎知行池端村六十五石三斗八升八合二勺、北下村六十八石一斗八升七合五勺、上野田村百三十九石七斗一升一合とあり。佐波郡誌に、幕末旗本大久保兵九郎知行、福島村の一部とあり。

三一九　大久保　家紋は上藤の内に大文字　(元祿十―明治初)

忠鎭　權左衛門と稱す。大久保豐前守忠貞が四男なり。御書院の番士に列し、寛文元年、廩米三百俵を賜ふ。元祿十年、御目附に轉じ、二百俵を加増あり。同年十二月、廩米を更めて、上州群馬(一)・緑野・多胡三郡の中にて采地を賜ひ、五百石を知行す。正德元年卒す。丸山の本妙寺に葬る。

忠興　彦右衛門と稱す。忠鎭が男。御小姓組に列し、寶暦四年卒す。

忠眞　平十郎と稱す。忠興が孫。御小姓組の番士に列し、寛政二年致仕す。

忠通　彈五郎と稱す。忠眞が男。御小姓組の番士に列し、寛政八年、若君に附屬せられ、西城に候す。

忠鎮[一]—忠興[二]—忠澄—忠眞[三]—忠通[四]

〇群馬郡誌に、明治元年調、旗下大久保久太郎知行、北下村六十八石一斗八升七合五勺とあるは、此大久保氏か。

三二〇　大久保　家紋は上藤の丸に大文字。（天和二―未詳）

長昌　大久保平右衛門忠員が七男甚右衛門忠長を祖とす。忠長幼より膂力ありて、平生の遊戯、動もすれば村兒を傷く。父兄之を憂ひ、妙圀寺に託して僧とす。一日家康其庭を過ぎ、忠長を見て還俗せしむ。乃ち岡崎三郎信康に仕へしむ。信康逝去の後、兄七郎右衛門忠世に屬し、遠州二俣城に在り。後相州小田原の城下に住す。忠長の男甚右衛門長重、慶長八年、秀忠に召されて、書院番に列す。十四年武州に采地三百石を賜ふ。大坂夏役後、武藏・下總三郡の内にて、五百四十

石の加增あり。後新墾田二十石餘を添えらる。次で御使番に轉ず。寬永十年、甲州にて千石を加へられ、總て千八百六十石餘を知行す。長昌は長重が男なり。初名は長秩。甚右衛門と稱す。天和二年四月、上州邑樂、野州安蘇二郡にて、新恩五百石を賜ひ、總て二千三百六十石餘を知行す。御書院番・御使番・御普請奉行等に歷仕し、元祿十五年卒す。江戶青山の教學院に葬る。

邑樂郡の中を知行す

忠位　初名は長久、又忠域。甚右衛門と稱す。長昌が男。寶永二年、甲斐の采地を遠江に移さる。元文二年、武・相二州の內にて五百石の加恩あり。總て二千八百六十石餘を知行す。御書院番・御目附・御普請奉行・御勘定奉行・御留守居等に勤仕し、下野守に任ず。寬保二年卒す。

忠恕　圖書と稱す。忠根が男にして、祖父忠位が遺跡を繼ぐ。天明五年、請うて私墾田を結び、總て三千石を知行す。下野守に任じ、中奧御小姓・西城御小姓組番頭・御書院番頭・御側・大番頭・西城御側等に歷事し、寬政四年卒す。

忠雄　初名は敎興又忠慶。榮吉と稱す。實は宇津權五郞敎朝が三男にして、忠恕が養子と爲る。伊賀守に任じ、寬政四年、父の遺跡を繼ぐ。

忠員[一]—忠長[二]—長重[三]—長昌[四]—忠位[五]—忠根[六]—忠恕＝忠雄……

花山院師重吾妻郡青山郷に居る

邑樂山田二郡千石を知行す

二三二　青山（家紋は丸に葉菊）　（天和二―未詳）

幸正　藤原賴通の流にして、右大臣家忠（花山院）を始祖とす。元中三年、新田氏の族、吉野より尹良親王を迎へて、上州寺尾に徙し奉るの時、中將師重之に從うて下り、吾妻郡青山郷に住す。爾來青山を以て家號とす。官軍利を失ひ、師重等、親王を供奉して、三河に遷り、後復び寺尾に扈從し、又信濃に赴く。應永三年三月二十四日、信州を發して、三河に向ひしが、途に波合に於て一揆の爲めに討死す。其子清藏忠治、浪合の難を遁れ、三河碧海郡に抵り、坂井某に寄食し、後松平親氏に事ふ。世々松平氏の臣たり。八世孫播磨守忠成、家康に仕へて勳功あり。相・江・南總四州にて二萬八千石を領す。長男伯耆守忠俊、宗家を襲ぎ、四男大藏少輔幸成、尼崎五萬石の城主たり。幸成の長子大膳亮幸利、遺領を襲ぎ、弟信濃守幸正に攝津にて二千石を分與す。幸正、藤兵衞又藤右衞門と稱す。御書院番・同組頭・新番頭・御小姓組番頭等に歷事す。延寶七年、廩米千俵を加へられ、天和二年四月、上州邑樂郡（林村も其一なり）。及び山田郡にて千石を加恩あり。貞享三年卒す。江戸青山の梅窓院に葬る。

幸豐　藤右衞門と稱す。幸正が男。信濃守に任ず。御書院組頭・御小姓組番頭・伏見奉行・駿府城代に歷事す。元祿七年、三河加茂郡にて千石の地を加へられ、十年廩米を更めて、三河加茂郡にて采地千石を給ひ、總て五千石を知行す。享保五年、駿府に卒す。江戶靑山の靑原寺に葬る。

幸亮　初名は英成、又幸治。內記と稱す。幸豐が男。信濃守・美濃守等に任ず。中奧御小姓・御小姓組番頭・御書院番頭・大番頭に歷仕す。寶曆十年卒す。靑山の梅窓院に葬る。

幸充　初名は成昭。百助と稱す。幸亮が男。天明五年卒す。

幸賢　恒次郎と稱す。實は靑山大和守幸道が五男にして、幸充が養子と爲る。信濃守に任ず。中奧御小姓・小普請組支配等を勤め、寛政七年卒す。

幸宣　恒次郎と稱す。幸賢が男。寛政七年、遺跡を繼ぎ、采地五千石を知行す。

師重─忠治─┬光長
　　　　　└光教─忠治─長光─忠世─忠門─忠成─┬忠俊
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└幸成─┬幸利……
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└幸正─

新田郡の中を
知行す

─二幸豐─三幸堯─四幸充═五幸賢─六幸宣……

二二三　大澤（家紋は丸に杏葉）　（天和二─未詳）

基哲　藤原賴宗の裔なり。持明院左中將基盛が男、左中將基長三世の孫、中將基秀、貞治年中、遠州に下向し、堀江城に居り、世々此に住す。基秀の子左衞門佐基久、始めて大澤を家號とす。是れ其父祖丹波國大澤の地を領せしが故なり。基久十世の孫、左衞門佐基胤、今川氏眞に屬す。永祿十年、家康之を堀江城に攻む。家康誓書を贈りて、城を開かしむ。是より德川氏の爲めに、味方ヶ原役・長篠、役等に軍忠を致す。基胤の男兵部大輔基宿、關ヶ原役凱旋の後、本領遠州敷知郡堀江村・和田等六箇村にて、采地千五百五十石餘を賜ひ、中將に進む。其子右京亮基重、父の遺跡を繼ぎ、嘗て賜ひし千石と併せて、二千五百五十石餘を知行す。其子基將家を繼ぎ、三男左兵衞基哲、別に家を起す。初め基哲、西城御小姓組に列し、後本城の勤と爲る。承應元年、廩米三百俵を賜ひ、延寶八年、御目附に轉じ、新恩三百俵を賜ふ。天和二年四月、上州新田、野州安蘇二郡にて、五百石を加恩あり。貞享三年、

邑樂郡を知行し次で武州に更む

長崎奉行に進み、野州足利・安蘇二郡にて、又五百石を加へらる。四年長崎に於て卒す。彼地の皓臺寺に葬る。

基躬　初名は基教、又基珍。源三郎と稱す。基哲が男。元祿五年、奥高家と爲り、侍從に任じ、越中守を兼ぬ。十年廩米を更めて、武州埼玉、豆州田方二郡にて、采地六百石を賜ふ。寶永二年三月、武州埼玉、上州邑樂二郡にて千石の地を加へられ、總て二千六百石を知行す。四年邑樂郡の采地を、武州足立・多摩・埼玉、相州高座四郡の中に移さる。享保十三年卒す。江戸谷中の天眼寺に葬る。

定時　彈正と稱す。實は大澤帶刀基連が長男にして、基躬が養子と爲る。寄合・御使番を勤め、明和三年卒す。

定良　隼人と稱す。定時が男。小普請と爲り、天明二年卒す。

定矩　平右衛門と稱す。定良が男。中奥の番士に列し、寛政五年卒す。

定儔　龜太郎と稱す。定矩が男。寛政五年、遺跡を繼ぐ。

基盛―基長―家藤―基秀―基久(中間八代)基胤―基宿―基重―┬基將……
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└基哲―基躬＝定時―定良―定矩―定儔……

二二三　竹田 家紋は折入菱　（元祿四―未詳）

定快 藤原公季の流なり。山城守昌慶、山城國竹田に蟄居し、竹田を以て家號とす。武勇にして膂力あり。嘗て醫を好み、其道に志すこと深し。應安二年、明國に入り、金翁道士に謁し、名を更めて明室と號し、道士に就いて醫を學び、許多の書及び牛黄圓等の秘方を受け、又道士が女を妻として、二子を生む。洪武年中、明后産に臨みて殆危し、命を受けて脈を診し、藥一劑を投じて、分娩安きを得、皇子生る。太祖其功を賞して、安國公に封ず。居る事十年、天授四年歸朝す。醫家の秘書等を將來す。義滿召して、法印に叙し、采地及び官庫の地方一町を賜ふ。後世京都三條御倉町と云へるは是なり。明室子なきを以て、弟善祐初め善慶醫業を繼ぎ、法印に昇る。善祐五世孫法印定加、秀吉の信望渥く、嘗て其三條の宅に臨む。其子法印定宣、元和三年、秀忠より山城國葛野・相樂二郡の本領、五百石を賜ふ。定宣京都に住して、禁裡の藥用を勤め、隔年に參府し、月俸五十口を賜ふ。定宣の男定[illegible]、斎宮と號り、寛文五年、法印に叙し、御側に候し、是より江戸に住す。定快は定静の男なり。初名は定安、又定堅。若松丸・治部卿法印。元祿四年正月、上州廿樂郡

多胡甘樂二郡五百石

碓氷多胡二郡二百石

碓氷郡二百石
碓氷郡三百石

碓氷郡の采地を甘樂郡に移さる

にて采地百石を加へられ、山城の采地を上州多胡・甘樂二郡の内に移さる。十三年正月、碓氷・多胡二郡にて、二百石の地を加へられ、十五年十二月、また碓氷郡にて二百石の加恩あり。寶永元年、また同郡にて三百石を加へられ、總て千三百石を知行す。

公美(よし)　初名は定秀。刑部卿法印。定快が男なり。父の遺跡を繼ぎて、千石を知行し、三百石を兄定信に分與す。法印に叙し、延享四年卒す。

公道　龜松丸・民部卿。公美が男。諸醫法印の上座と爲る。寛延元年、碓氷郡の采地二百九十石餘を甘樂郡の内に移さる。寶曆元年卒す。

公豐　龜鶴丸・民部卿・式部卿。公道が男。法印に叙す。寛政六年、診家要訣を編して印行す。是年卒す。

公欽(よし)　公豐が男。寛政六年遺跡を繼ぎ、采地千石を知行す。

公定―定通―定慶―透慶―慶國―┬明室
　　　　　　　　　　　　　　└善祐―定盛―定祐―定珪―定加―┐
┌―――――――――――――――――――――――――――――――――┘
└定宣―定勝―定快―┬定信―定持―定安―定盛―一貞＝貞廣……
　　　　　　　　　└公美―公道―公豐―公欽……

定信（さだのぶ）　通稱は喜八郎。法印定快が長男なり。病あるを以て、父の業を繼がず。快菴の後束髮し、寶永七年八月、父が采地上州碓氷郡の内にて、三百石を分與せられ、小普請と爲る。正德二年卒す。麟祥院に葬る。

碓氷郡三百石を知行す

定持　萬次郎と稱す。定信が男。甲府勤番と爲り、後世々彼地に住す。元文四年卒し、彼地東光寺村能成寺に葬る。

定安　彥左衛門と稱す。定持が男。寬延元年十二月、碓氷郡の采地を群馬郡に移さる。寬政元年卒す。

碓氷郡の采地を群馬郡に移さる

定盛　鎌五郎と稱す。定安が男。天明三年卒す。

一貞　秀三郎と稱す。定盛が男。寬政九年卒す。

貞廣　冠次郎と稱す。實は森宗兵衛貞義が二男にして、一貞が養子と爲る。寬政九年家を繼ぐ。

系圖　前項を參照。

三三五　鵜殿（家紋は丸に三石疊）　（元祿十―未詳）

長幸　藤原師尹が後胤、熊野別當湛增が末流なり。湛增が男某、熊野新宮鵜殿村に住し、依つて家號とす。數世三河國西柏原に住す。十郎三郎長祐、初め今川氏眞に仕へ、後家康に屬す。永祿七年、三州針崎に於て、一向一揆の徒渡邊半藏守綱と相鬪ひ、之に死す。養子長忠（實は鵜殿三郎長持二男。）家を繼ぐ。男長次（藤右衛門、又は大隅）初め督姬の北條氏直に嫁するに從ひて、北條氏に赴く。天正十八年、小田原役後、秀忠に事へ、相州波多野に食邑五百石を賜ひ、大番組頭を勤む。文祿三年、督姬池田輝政が許に入輿の時、之に從行し、後輝元の次男忠繼に附屬せらる。食邑は之を長男長堯に賜ふ。二男新三郎長直、常陸・下總・相模にて總て千石を知行し、別に家を興す。長男新三郎長好家を繼ぎ、二男十郎左衛門長興、下總等にて采地七百石、廩米六百俵を賜ひ、御留守居番に至り、別に一家を起す。長幸は長興が養子なり。（實は大久保主膳幸治が二男なり。）通稱十郎左衛門。御書院番・小普請を勤め、元祿十年、廩米を采地に更められ、下總海上、上州新田、野州安蘇・梁田、武州葛飾の五郡にて、總て千三百石を知行す。寶永元年卒す。江戶伊皿子の長應寺に葬る。

新田郡の中を知行す

長舊（もと） 十郎左衛門と稱す。實は鵜殿新三郎長政が二男にして、長幸が養子と爲る。御書院の番士に列し、正德五年卒す。

長達（さと） 十郎左衛門と稱す。長舊が男。御書院番・御使番・御目附・大坂町奉行等に歴仕し、出雲守に任ず。明和八年卒す。

長宇（たか） 十郎左衛門と稱す。長達が男。西城御小姓組に列し、次いで本城に勤仕し、西城に復す。天明四年卒す。

長居（やす） 十郎左衛門と稱す。長宇が男。西城御小姓組と爲り、寛政八年、若君に附屬せられて、西城に候す。

長祐—長忠—長次—長堯
長直—長好—
一長興—二長幸—三長舊—四長達—五長宇—六長居……

二三六　中山〔家數は九に三[illegible]〕　〔天和二—未詳〕

勝章（まさ） 藤原眞門の流なり。中山中納言親時の後裔刑部少輔直時が男、民部大

邑樂郡の中を知行す

輔勝時、初め水野忠政及び信元に屬し、後織田信長に事ふ。次男勝政家を繼ぎ、三男五平次勝尙、初め織田信雄に仕ふ。天正十八年、家康に事へ、上總にて采地五百石を賜ひ、大番を勤む。其子五平次勝信、後御裏門切手番頭と爲る。勝阜は勝信が養子なり。(實は永井豐前守直貞が二男なり。)延寶七年、廩米三百俵を加へられ、天和二年四月、上州邑樂、野州梁田二郡に於て五百石の加增あり。元祿十年、廩米を采地に更められ、武州埼玉郡にて三百石を賜ひ、總て千三百石を知行す。御書院番・御徒頭・御先鐵炮頭・御鎗奉行・御旗奉行等に歷仕し、寶永四年卒す。江戶小石川慈照院に葬る。

勝豐　主水と稱す。勝阜が男。御徒頭と爲り、享保十三年卒す。

勝富　平右衞門と稱す。勝豐が男なり。御小姓組・道奉行・御使番・寄合に歷事し、寬政八年卒す。

愛勝(ちか)　五平次と稱す。勝富が男。天明六年、御書院の番士と爲る。

勝時┬勝政……
　　└勝尙─勝信═勝阜─勝豐─勝富─愛勝……

堀　家紋は丸に向梅　（寛文十一―未詳）

親泰　鎮守府將軍藤原利仁の孫、堀權大夫季高が後胤なり。掃部大夫某、齋藤道三に事へ、美濃國厚見郡茜部上下の兩村を知行す。孫太郎左衞門秀重、初め道三に事へ、後織田氏に屬し、江州坂田郡にて三千石を加へられ、總て五千石を知行す。其後秀吉に仕へ、加恩ありて一萬石を領す。關原凱旋の後、家康に謁し、其後嫡孫秀治が封内にて、一萬四百石の地を賜ふ。秀重の男久太郎秀政、織田氏に仕へ、江州坂田郡二萬五千石を領す。山崎の役より秀吉に仕へ、羽柴の姓を賜ふ。天正十一年、江州佐和山城を賜ひ、九萬石を領す。十三年侍從に任じ、左衞門督と爲る。封を越前に移され、北庄の城主と爲り、十八萬八千石餘を領し、六萬六千石を村上周防守義明、四萬石を溝口伯耆守秀勝に與へられ、秀政が與力を爲さしむ。天正十八年、小田原役起るや、五月二十七日、陣中に沒す。長男左衞門督秀治、遺領を繼ぎ、二男美作守親良、越前の内にて二萬石を領す。天正十九年、豐臣氏羽柴の稱號及び片諱を賜ひ秀家と云ふ。後本氏に復す。慶長三年、兄秀治と與に領地を越後に徙され、藏王城に住し、加倍せられて四萬石を領し、一萬石を其臣近藤藏

部正重勝に分與す。七年病に罹り、兄秀治が二男鶴千代を養子とし、其封を讓り、親良は一萬二千石の地を隱栖の料とす。後伏見に赴き、秀政が舊宅に住す。十一年命に依りて、秀忠に仕へ、廩米一萬二千石を賜はり、嚮の隱栖料は之を鶴千代に還與す。十六年野州眞岡にて、一萬二千石の地を賜ふ。大坂兩役に從軍し、元和四年、濃州山縣郡にて五千石を加へらる。寛永四年、烏山城を賜ひ、加恩ありて二萬五千石を領す。鶴千代は越後にて早世し、嗣無きを以て、領地を收めらる。長男美作守親昌、親良が再勤後の遺領の相續す。親泰は親良が四男なり。初名は親宣。助右衞門と稱す。寛永十四年、父親良が遺領下野那須郡にて二千石を分與せらる。寄合・御書院番・御小姓組頭等を勤め、寛文十二年、采地を上州群馬郡の内に移さる。元祿十三年卒す。澁谷の祥雲寺に葬る。

群馬郡二千石を知行す

親行　助右衞門と稱す。實は溝口出雲守宣直が二男にして、親泰が養子と爲る。元祿十一年群馬郡の采地を割いて、武州賀美・榛澤・埼玉、上州新田・碓氷五郡の内に移さる。御小姓組・同組頭・新番頭に勤仕し、享保六年卒す。

新田碓氷二郡の中を知行す

親敷(のり)　初名は親茂。數馬と稱す。親行が男。御小姓組に列し、御使番に轉す。寛延二年、命を蒙り上州に赴く。是れ前橋城を松平朝矩に賜ふに依りてなり。

後御先鐵炮頭・新番頭に歷仕し、明和五年卒す。

親褒(ちかよし) 數馬と稱す。實は堀大和守親藏が五男にして、親敷が養子と爲る。御小納戸・西城小十人頭・西城新番頭等に歷仕し、寬政九年卒す。

親宣(ちかのぶ) 常三郎と稱す。大久保加賀守忠方が三男にして、親褒が養子と爲る。御小姓組に列し、寬政九年家を繼ぎ、采地二千石を知行す。

秀重 ─ 秀政 ─ 秀治 ─ 忠俊
　　　　　　└ 親良 ─ 某(鶴千代)
　　└ 利重 ─ 利長 ─ 親昌
　　　　　　　　　└ 親泰(一) ─ 親行(二) ─ 親敷(三) ─ 親褒(四) ─ 親宣(五)
　　　　　└ 利直 ─ 利安 ─ 利庸 ─ 利正 ─ 利哲

二二八　堀（家紋は三組甲）　（天和二―寶永四年）

利安　太郎左衞門秀重が三男伊賀守利重、慶長五年、采地八千石を知行し、後井伊直孝に代りて、御書院番頭と爲る。元和八年、常州土浦にて一萬石の地を賜ふ。

邑樂郡三百石を知行す

邑樂郡の采地を他に移す

寛永五年、大番頭に從り、十年近江・安房上總にて四千石を加へられ、總て一萬四千石を領す。後奏者番に進み、寺社奉行を兼ぬ。二男利直父が遺領常陸・上總の內二千石を分與せられ、御書院番に列し、御小姓組に從る。養子織部利安（實は岡田豐前守善政が二男。）遺蹟を繼ぐ。天和二年四月、上州邑樂、野州安蘇二郡の內にて、新恩五百石を賜ふ。寶永四年、邑樂郡三百石の采地を上總・常陸の中に移さる。御小姓組・御使番等を勤め、享保六年卒す。江戶白金の西照寺に葬る。

系圖　前項を見よ。

二二九　堀（家紋は釘拔）　（天和二－未詳）

直行　高祖は清和源氏斯波氏の裔なり。民部少輔滿種が三男源三郎氏種、尾州中島郡奧田城（或は端城とも曰ふ。）に住し、奧田氏を稱す。氏種六世の孫監物直政、信長に事へ、父が遺領美濃國茜部五百貫文の地を賜ふ。堀秀政が從弟なるを以て、秀政が手に屬す。秀吉秀政に越前北庄城を與へて、勳功を賞するの時、秀政も亦直政が忠節に感じ、姓氏を與ふ。是より直政藤原氏と爲り、堀氏を稱す。慶長三年、秀

政越後を賜はりし時、直政も同國沼垂郡にて五萬石を領し、三條城に住す。直政が五男式部少輔直之、初め堀秀治及び忠俊に事へ、忠俊除封の後、兄直寄に從ひ、江戸に至り、秀忠に謁し、御書院の番士と爲り、食祿を賜ふ。大坂夏ノ役の後、其軍功を賞せられ、武州にて采地千石を賜ひ、御使番に列す。二年采地を轉じ、加恩ありて越後沼垂郡にて、五千石の地を賜ひ、且つ新墾の田五百石を采地に加へ、總て五千五百石を知行し、椎谷を居所とす。次いで町奉行と爲り、寛永十年、上總にて四千石の地を加へられ、總て九千五百石を賜ひ、上總夷隅郡苅吉を居所とす。直之の男式部少輔直景、寛永十九年、遺跡を繼ぎ、需に直景に賜はりし采地の中、五百石を併せ、一萬石を領し、其餘五百石を弟直氏に分與す。直行は直景の二男なり。初名は直方。三五郎と稱す。御書院番に列し、寛文五年、廩米三百俵を賜ふ。十年二百俵、延寶二年、五百俵を加へられ、天和二年四月、上州邑樂郡にて七百石の加恩あり。中奥番士・御小姓・御小姓組頭・御作事奉行等に歷事し、元祿元年卒す。江戸駒込の養源寺に葬る。

直元　喜内と稱す。直行が男。元祿十年、廩米を更め、相模・下總にて千石を賜ひ、總て千七百石を知行す。十五年卒す。

直意（もと）　縫殿と稱す。實は堀式部少輔直宥が二男にして、直元が養子と爲る。御書院番士と爲り、享保二十年卒す。

直富　三之丞と稱す。直意が男。西城御書院番に列し、寶暦三年卒す。

直芳　縫殿と稱す。直富が男。御書院番に列し、寛政八年卒す。

直久　縫殿と稱す。實は山高三右衛門信昉が二男にして、直芳が養子と爲る。寛政九年、御小姓組に列す。

滿種─┬─持種……
　　　└─氏種─氏英─直種─秀種─直純─┬─直政─┬─直次
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　├─直寄
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　└─直之─┐
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└─直利　　　　　　│
┌──────────────────────────────┘
└─直景─┬─直良……
　　　　└─直行─直元＝直意─直富─直芳＝直久……

二三〇　堀（家紋は龜甲）　（天和二年─未詳）

利房　七郎五郎直純が二男七郎兵衛道利、（利宗、又は通利に作る。）織田信長に仕へ、後處士

山田邑樂二郡の内を知行す

邑樂郡二百石を分知す

と爲る。其子豐前利政、〔一に宗明に作る。〕堀監物直政に屬し、家號を堀氏に改む。後直政が男直次、罪を獲て家絕えたるに依り、利政も亦處士と爲る。大坂冬ノ役家康に仕へ、夏ノ役堀直重が手に在りて、甲首を獲たり。後御使番と爲り、廩祿を加へ、甲斐にて千五百石を知行す。利政の長男七郎右衞門利常、御書院番に列し、廩米二百俵を賜ふ。利房は利常が男なり。七郎右衞門と稱す。遺跡を繼いで、後屢〻加祿あり、總て七百五十俵に至る。天和二年、其内五百俵を更めて、上州山田・邑樂、野州梁田三郡の內に采地を賜ふ。元祿十年、廩米を更めて、野州安蘇郡にて采地を賜ひ、總て七百五十石を知行す。大番・新番・同組頭・御目附・御先鐵炮頭に歷事し、元祿十二年卒す。江戶淺草の本願寺中長敬寺に葬る。

重利　七郎右衞門と稱す。利房が男。桐間番・御小姓・御書院番に勤仕し、遺跡を繼いで五百五十石を知行し、二百石を弟利清に分與す。正德五年卒す。

利清　左十郞と稱す。利房が二男なり。桐間番に列し、大番に轉じ、廩米二百俵を賜ふ。元祿十二年、父が遺跡上州邑樂郡の内二百石を分與せられ、嘗て賜はりし廩米は收めらる。次いで組頭に進み、兄重利が養子と爲りて家を繼ぎ、其食祿は收めらる。享保九年、京都に卒す。

利通　七郎右衛門と稱す。實は神谷志摩守久敬が二男にして、利清が養子と爲る。大番に列し、寛延二年卒す。

利之　七郎右衛門と稱す。利通が男。大番に列し、安永六年、二條城を守衛す。

直純―┬―直政
　　　└―道利―利政―┬―利常―利房―重利―利清＝利通―利之……
　　　　　　　　　　　└―忠重……

三三一　加藤　家紋は下藤　（天和二―未詳）

明重　藤原氏利仁の流にして、加賀介景遠が後胤なり。世々三河に住す。三之丞教明諸國を遍歴し、秀吉に仕へ、江州矢島にて二百石を知行す。其子左馬助嘉明、關ヶ原役後、伊豫國松山城二十萬石に封せらる。寛永四年、若松城四十萬石に徙さる。長男式部少輔明成、家を繼ぎしも、寛永二十年、所領を奉還す。三男民部大輔明利、寛永四年、奥州三春城三萬石に分封せられ、次いで二本松に徙さる。明利の四男明重、別に家を起す。明重源左衛門と稱す。萬治元年、御小姓組の番士に列し、廩米千俵を賜ふ。延寶六年、御小姓組番頭と爲り、天和二年四月、上州邑樂

邑樂郡五百石を知行す

郡にて五百石を加へられ、貞享元年卒す。江戸白金の西照寺に葬る。

明往　源太郎と稱す。明重が男。父が遺跡を繼いで、寄合と爲る。元祿十年七月、廩米を更め、武州久良岐、野州都賀二郡にて、采地千石を賜はり、總て千五百石を知行す。十四年卒す。

明雅　彌次郎と稱す。明往が養子なり。實は安部式部信旨が二男なり。御使番・御目附・山田奉行に勤仕し、飛驒守に任じ、延享三年卒す。

明邦　彌次郎と稱す。明雅が男。御小姓組に列し、明和五年卒す。

明武　彌次郎と稱す。實は明邦が兄明之が男にして、明邦が嗣と爲る。御小姓組に列し、天明六年卒す。

明能　彌次郎と稱す。明武が男。寛政七年、御小姓組の番士に列す。

景遠—義明—嘉明—明成
嘉明—明利—明勝（家絶）
明利—（一）明重—（二）明往—（三）明雅—明之—（五）明武—明能
明雅—（四）明邦

二三二　加藤（家紋は蛇目）　（天和二—未詳）

泰茂　豐後守重光二十世孫、三郎次郎景泰が嫡男を權兵衞景泰といふ。美濃國多藝郡橋爪庄七十貫文の地を領す。其子遠江守光泰、初め齋藤龍興に屬し、後秀吉に事ふ。小田原の役後、甲斐府中城二十四萬石を賜ふ。文祿朝鮮の役後、石田三成の爲めに毒殺せらると云ふ。文祿四年、甲斐の封地を收め、其子左近大夫貞泰に濃州黑野四萬石を與ふ。元和三年、伊豫國大洲城に轉封せらる。其子出羽守泰興、父の遺領を繼ぎ、一萬石を弟直泰に分與す。泰興三子あり。三男兵助泰茂、宗家の所務の內、年毎に千五百石を分與せられ、寄合に列す。天和二年四月、上州邑樂・山田、野州梁田三郡にて、新恩五百石を加へられ、總て二千石と爲る。正德三年卒す。江戶麻布光林寺に葬る。

泰都（さと）　左兵衞と稱す。實は加藤遠江守泰恒が六男にして、泰茂が養子と爲る。寄合・御使番・新番頭・西城御小姓番頭等に歷仕し、伊豫守に任じ、天明二年卒す。

泰啓（あきら）　多膳と稱す。泰都が男。御小姓・寄合を勤め、紀伊守に任じ、安永元年卒す。

邑樂山田二郡の中を知行す

泰健 右馬允と稱す。泰啓が男。小普請と爲り、安永四年卒す。

泰志 織之助と稱す。實は泰啓が三男にして泰健が嗣と爲る。安永五年卒す。

泰輔 彌之助と稱す。實は泰啓が三男にして、泰志が嗣と爲る。御書院の番士に列し、天明五年卒す。

泰豐 左金吾と稱す。實は加藤左近將監泰衛が七男にして、泰輔が養子と爲る。寛政二年、宗家より廩米千俵を分與せられ、都て三千石の祿と爲る。寄合・御小納戸・御小姓等に歴仕す。寛政十年、淡路守に任ず。

景寄—景泰—光泰—貞泰—泰興—泰義—泰恒
　　一泰茂—二泰都—泰衛
　　　　三泰啓—四泰健
　　　　　　　—五泰志
　　　　　　　—六泰輔—七泰豐

緑野郡三百石を知行す

采地を收めらる

三三三　加藤　家紋は上藤　（慶長七―寶永十四年）

正勝　藤原氏利仁の流なり。新兵衛利成の子九郎右衛門利正、松平廣忠及び家康に事ふ。長男正信家を繼ぐ。次男源四郎景繼、兄正信と與に三方ヶ原に戰死す。乃ち利正が三男源四郎正勝をして、其遺跡を繼がしむ。天正十七年、遠江・駿河二國の内にて、采地百七十石餘を賜ひ、十八年遠江にして二十石餘を加へられ、十八年采地を更めて、武州都築・新座・入間三郡にて、百石を加へらる。慶長七年正月、上州緑野郡にて三百石を加へられ、總て六百石を知行す。大番・同組頭等を勤め、寶永十四年卒す。早稻田の建勝寺に葬る。其子金内正吉、父の遺跡を相續せざるを以て、正勝が祿は公に收められたるものの如し。正吉は相州に采地を知行す。

利成―利正―┬正信……
　　　　　　├一景繼
　　　　　　└二正勝―三正吉―四正成―五正利―六景利―七景氏―八正意……

二三四　加藤　家紋は下藤　（寛永二―未詳）

則勝　伊織と稱す。助右衛門氏次（一に則忠に作る。）が男なり。天正九年より秀忠に仕へ、大坂兩役に從軍す。寛永二年九月、相模國愛甲・下總國相馬・香取、上野國緑野、武藏國豐島五郡にて、新墾田を併せて、千五百八十石餘の朱印を賜ふ。御鐵炮・御鷹等を預けられ、後御鷹惣支配を勤む。十二年卒す。駒込の吉祥寺に葬る。

緑野郡の中を知行す

則吉　助右衛門と稱す。則勝が男。御鷹師頭と爲り、正保三年、家綱に附屬せられ、武州足立郡にて、新恩三百石を賜ひ、總て千八百八十石餘を知行す。後西城及び本城に侍す。明暦三年卒す。

則政　伊織と稱す。則吉が男。遺跡を繼いで、千五百石を知行し、三百八十石餘を弟則重に分與す。萬治二年、御鷹匠頭と爲り、寛文三年九月、下總相馬郡の采地を割いて、上州緑野郡の内に移さる。延寶五年卒す。

更に緑野郡の中を知行す

則久　伊織と稱す。則政が男。御鷹師頭と爲り、次いで大番に轉じ、又御鷹師頭に復す。元祿十一年、武藏國豐島、下總相馬二郡の采地を割いて、武州兒玉、上州緑野二郡の中に移さる。寶永四年卒す。

更に緑野郡中を知行す

則明（あきら）　左京と稱す。則久が男。大番に列し、享保十年卒す。

則恒　伊織と稱す。實は則久が二男にして、兄則明が嗣と爲る。大番と爲り、享保二十年卒す。

則廣　伊織と稱す。實は加藤善九郎則形が二男にして、則恒が養子と爲る。大番に列し、寛延三年卒す。

則朋　捨五郎と稱す。實は加藤久次郎則武が三男にして、則廣が養子と爲る。寶曆六年卒す。

則陳　玄蕃と稱す。實は加藤久次郎則武が四男にして、則朋が養子と爲る。御小納戸・小十人頭等を勤め、寛政八年、御先弓頭に轉ず。

一氏次━二則勝━三則吉━┳━四則政━五則久━┳━六則明
　　　　　　　　　　　┃　　　　　　　　　┗━七則恒＝八則廣＝九則朋＝一〇則陳……
　　　　　　　　　　　┗━則重━則乘……

緑野郡内を知行す

采地を廩米に更む

二三五　加藤 下藤（家紋は）　（明暦三―元祿初か）

則重　助右衛門と稱す。則吉が二男なり。（前項を參照。）明暦三年、父が遺跡下總國香取、上野國緑野二郡の内にて、三百八十石餘を分與せらる。寛文四年、大番に列し、後采地を更めて廩米三百八十俵を賜ふ。元祿十二年卒す。駒込吉祥寺に葬る。

系圖　前項を參照。

二三六　加藤 下藤（家紋は）　（天和二―未詳）

正元　其祖勘右衛門某、松平清康及び廣忠に仕へ、天文十一年、三河にて戰死す。其子惣左衛門正成、廣忠に仕へ、後信康の傅と爲る。正成の子勘右衛門正次、家康に事へ、武功著しく、後秀忠に仕へ、御先鐵砲頭と爲り、同心四十人を預けられ、上總國にて總て千石を知行す。其子勘右衛門正信、寛永十年、常州にて二百石を加へられ、御裏門切手番頭に昇進す。正元は正信が男なり。勘右衛門と稱す。御先

山田郡の中を知行す

鐵炮頭と爲り、天和二年四月、上州山田郡、野州梁田郡の內にて五百石を加增あり。總て千七百石を知行す。元祿五年卒す。麴町心法寺に葬る。

正顯　初名は正範。勘右衞門と稱す。正元が男。享保十六年卒す。

正泰　勘右衞門と稱す。正顯が男。御書院番に列し、寶曆二年卒す。

正臣（とみ）　靫負と稱す。實は正顯が三男にして、兄正泰が嗣と爲る。寶曆二年、遺跡を繼ぎ、其歲卒す。

正賢　主稅と稱す。正臣が男。明和四年卒す。

正脩（なり）　靫負と稱す。實は駒井能登守壽正が三男にして、正賢が養子と爲る。御書院番士に列し、次いで御使番と爲る。寬政四年、奈良奉行に進み、伯耆守に任ず。

某（一）─正成（二）─正次（三）─正信（四）─正元（五）─正顯（六）┬正泰（七）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└正臣（八）─正賢（九）＝正脩（一〇）……

二三七　加藤　家紋は黒持に算木　（慶長七―明治初）

景正　權右衛門と稱す。太郎右衛門忠景（一に景常に作る。）が男なり。慶長七年召されて、家康に仕ふ。武州都築、上州新田（二）（此郡の采地は後に佐位郡に屬す。）二郡の内にて、采地四百七十石餘を賜ふ。後大番に列し、大坂兩役に從軍し、武功あり。寛永七年卒す。采地都筑郡上鐵村宗英寺に葬る。

正次　權右衛門と稱す。景正が男。小普請と爲り、延寶四年卒す。

景義　茂右衛門と稱す。正次が男。大番及び御裏門切手番頭に勤仕し、享保元年卒す。

正義　安左衛門と稱す。景義が男。大番・御小納戸番・大坂御藏奉行に歴事し寶暦四年卒す。

正隆　權右衛門と稱す。實は生野覺玄直齊が二男にして、正養が養子と爲る。大番と爲り、寛延三年卒す。

正廣　忠藏と稱す。實は河野又四郎通純が二男にして、正隆が養子と爲る。寶暦元年卒す。

（二）新田郡の中を知行す

景張　太郎右衛門と稱す。實は松平權兵衛長房が二男にして、正廣が養子と爲る。大番に列す。明和八年、故あつて采地の半を削らる。安永二年卒す。

正知　權右衛門と稱す。實は廣戸半十郎正狀が三男にして、景張が養子と爲る。父が遺跡二百三十石を繼ぎ、天明六年大番に列す。

忠景━景正━正次━景義═正隆═正廣═景張═正知……

(一)佐波郡誌に、幕末旗下加藤千之助知行所、下武士村の一部とあり。

三三八　遠山 家紋は丸に二引　（天和三━未詳）

則英　加藤次景廉が男景朝が末裔紀伊守某、北條氏に事へ、氏直沒落の後、江戸に住す。其子三郎右衛門景次（一に景政に作る。）召されて家康に事へ、大番に列す。景次の子平右衛門正次、秀忠に仕へて大番に列し、大坂兩度の役に供奉す。寛永四年、采地の朱印を賜ひ、兩總にて三百三十石を知行す。正次が弟忠兵衛景重、慶長十一年より秀忠に事へ、後大番に列し、廩米二百俵を賜ふ。景重が男勘次郎重則嗣ぐ。景重が養子半左衛門景則（實は井伊掃部頭の家臣土屋九兵衛良秋が男。）大番に列し、後廩米二百俵

新田山田二郡の中を知行す

を賜ひ、其後屢、加增ありて、總て千七百石を知行す。養子半兵衛某、天和三年、家を繼いで、千二百石を知行し、五百石を弟半左衛門則英に分與す。則英通稱を又四郎と更む。景則が二男なり。釆地武州橘樹・榛澤、上州新田・山田四郡にて五百石を知行す。元祿十二年、武州幡羅郡にて三百石を加賜せらる。御書院番士・桐ノ間番士・御小納戸・桐ノ間番組頭等に歷仕し、享保十七年卒す江戸谷中の常在寺に葬る。

則照　彌太郎と稱す。實は則景が四男にして、兄則英が嗣と爲る。御小姓組に列し、享保七年卒す。

則高　小藤太と稱す。實は景則が五男主水某の男にして、則照の養子と爲る。安永六年卒す。

則房　彌太郎と稱す。則高が男。御小姓組の番士と爲り、後御書院番に列し、明和五年卒す。

則幸　又四郎と稱す。則房が男。御書院番に列し、寛政二年卒す。

則象　富次郎と稱す。實は間部圖書詮長が二男にして則幸が養子と爲る。御書院番と爲り、寛政八年、若君に附屬せられて、西城に候す。

三九　內藤（家紋は下藤の丸）　（元和二─未詳）

正俊　內藤右京進某（一に義淸に作る。）が二男（安中藩內藤氏の項を參照。）甚五左衞門某（一に忠郷に作る。）松平信孝に仕ふ。其二男四郞左衞門正成、伯父淸長に屬し、三州上野城に住す。天文十一年十二月、織田信秀の兵來り攻む。正成矢戰之を拒ぎ斥く。松平廣忠之を聞き、三州幡豆郡に采地を與ふ。後頗る軍功あり。長久手役後、幡豆郡にて七百石を加賜せらる。家康關東入國の後、武州埼玉郡にて采地五千石を賜ふ。其子右京進正成、慶長七年、父の遺跡を繼ぎ、九月江州坂田郡にて二千石を加へられ、總て七千石を知行し、後伏見の城代と爲る。長男圖書助忠俊家を繼ぎて、五千石を知行し、坂田郡二千石を弟織部正正成（まさなり）（一に忠成に作る。）に分與す。正俊は其子なり。

邑樂山田二郡三千石知行す

新五郎と稱す。元和二年四月、上州邑樂・山田二郡にて千石を加へられ、總て三千石を知行す。御小姓組・御使役・御持弓頭・御留守居等に歴事し、出羽守に任じ、貞享四年卒す。江戸小石川無量院に葬る。

正房　新五郎と稱す。正俊が男。父の遺跡を繼いで寄合と爲り、二千五百石を知行し、五百石を弟正治に分與す。寶永六年卒す。

正休　新五郎と稱す。實は神保主膳元茂が五男にして、正房が養子と爲る。寛延二年致仕し、翌年卒す。

正久　壽宮と稱す。實は板倉佐渡守勝清が三男にして、正休が養子と爲る。明和七年卒す。

正香　新五郎と稱す。正久が男。御書院の番士と爲り、寛政八年、若君に附屬して、西城に候す。九年番を辭す。

義清―清長〔安中藩内藤氏の條參照〕
　└忠郷―忠村
　　　├正貞―正重―正次―正吉―正信―正芳―正興―正雄―正範
　　　└正成―正成―忠俊

―正成―正俊―┬―正房―正休＝正久―正香……
　　　　　　└―正治―正爲 廢家

二四〇　內藤 家紋は下藤の丸。 (貞享四―元祿元頃)

正治 甚右衛門と稱す。正俊が二男。貞享四年十二月、父が遺跡上州邑樂郡にて五百石を分與せられ、小普請と爲り、後采地を武州埼玉郡の內に移さる。後御書院番・御小姓組頭等に徙り、享保六年卒す。長男甚右衛門遺跡を繼いで、三百石を知行し、二百石を弟源次郎正武に分與す。享保九年、御書院の番士に列せられしが、二十年宗家新五郎正休が養子と爲り、采地は幕府に收めらる。

系圖　前項參照。

邑樂郡五百石を知行す
埼玉郡に移さる

二四一　內藤 家紋は下藤の丸 (天和二―未詳)

正吉 四郎右衛門正成が長男甚一郎正貞、家康に事へて頗る剛勇なり。天正

山田郡の中を知行す

元年、濱松にて村越左吉と爭論の事あり。父が勘氣を蒙りて追放せらる。其子外記正重、將軍秀忠聚樂第に滯泊の際、奉仕して配膳の役を勤む。此時相模・下總二國にて三百石を賜ひ、又別に近江國守山にて百石の地を添えらる。慶長六年、相模・下總二國にて新に千石を賜ふ。十六年武藏・下總二州にて五百石の加增あり。元和九年、上總にて千石の地を加へられ、總て二千九百石を知行す。寛永八年、采地を更め加增あり。武州埼玉郡にて五千石を賜ふ。是れ祖父正成が舊地たりしも、圖書助忠俊に至りて沒收せられしを以て、之を正重に賜はりしなり。後御持弓頭に進み、與力十騎を預けらる。正重が男四郎左衞門正次、御書院番たり。寛永十八年、賊の爲めに斬らる。正吉は正次が男なり。通稱は外記。御小姓組・御持弓頭・御鎗奉行・御旗奉行等に歷事し、天和二年四月、上州山田・野州安蘇二郡にて七百石を加へられ、總て五千七百石を知行す。元祿二年卒す。江戸小石川無量院に葬る。

正信　甚五郎と稱す。實は內藤出羽守正方が長男にして、正吉が養子と爲る。定火消と爲り、元祿十二年卒す。

正芳　外記と稱す。正信が男。百人組頭を勤め、延享二年卒す。

┃正成─正俊─┬─正房─正休═正久─正香……
　　　　　　└─正治─正爲　廢家

邑樂郡五百石を知行す
埼玉郡に移さる

二四〇　內藤　家紋は下藤の丸。　(貞享四─元祿元頃)

正治　甚右衞門と稱す。正俊が二男。貞享四年十二月、父が遺跡上州邑樂郡にて五百石を分與せられ、小普請と爲り、後采地を武州埼玉郡の內に移さる。後御書院番・御小姓組頭等に徙り、享保六年卒す。長男甚右衞門遺跡を繼いで、三百石を知行し、二百石を弟源次郎正武に分與す。享保九年、御書院の番士に列せられしが、二十年宗家新五郎正休が養子と爲り、采地は幕府に收めらる。

系圖　前項參照。

二四一　內藤　家紋は下藤の丸　(天和二─未詳)

正吉　四郎右衞門正成が長男甚一郎正貞、家康に事へて頗る剛勇なり。天正

山田郡の中を知行す

元年、濱松にて村越左吉と爭論の事あり。父が勘氣を蒙りて追放せらる。其子外記正重、將軍秀忠聚樂第に滯泊の際、奉仕して配膳の役を勤む。此時相模・下總二國にて三百石を賜ひ、又別に近江國守山にて百石の地を添へらる。慶長六年、相模・下總二國にて新に千石を賜ふ。十六年武藏・下總二州にて五百石の加增あり。元和九年、上總にて千石の地を加へられ、總て二千九百石を知行す。寛永八年、采地を更め加增あり。武州埼玉郡にて五千石を賜ふ。是れ祖父正成が舊地たりしも、圖書助忠俊に至りて沒收せられしを以て、之を正重に賜はりしなり。後御持弓頭に進み、與力十騎を預けらる。正重が男四郎左衞門正次、御書院番たり。寛永十八年、賊の爲めに斬らる。正吉は正次が男なり。通稱は外記。御小姓組・御持弓頭・御鎗奉行・御旗奉行等に歷事し、天和二年四月、上州山田・野州安蘇二郡にて七百石を加へられ、總て五千七百石を知行す。元祿二年卒す。江戶小石川無量院に葬る。

正信　甚五郎と稱す。實は內藤出羽守正方が長男にして、正吉が養子と爲る。定火消と爲り、元祿十二年卒す。

正芳　外記と稱す。正信が男。百人組頭を勤め、延享二年卒す。

正興　外記と稱す。正芳が男。寶曆三年卒す。
正雄　初名正宣。綾之助と稱す。正興が男。明和六年卒す。
正範　外記と稱す。實は內藤權之助政利が二男にて、正雄が養子と爲る。安藝守に任じ、御小姓組番頭・小普請支配・御書院番頭等に歷仕す。

系圖　前項を參照。

(一)桐生鄉土誌、文政十一年の文書に、下久方村三給の一內藤左近知行所と出でたり。

二四二　內藤 家紋は下藤の丸　(天和二―未詳)

貞次　內藤十右衞門某 或は正氏或は正繼に作る。三河に住し、家康に事ふ。孫半左衞門正勝、家康に仕へて御先手組と爲る。後酒井河內守重忠に附屬せられ、上州廐橋城に在り。正勝が二男半十郎相次、秀忠及び家光に仕へ、甲州八代郡にて采地二百石を賜ふ。相次が男貞次なり。通稱は十郎兵衞。寬文二年、遺跡を繼ぎ廩米五十俵を加へらる。延寶六年、また二百俵を加增あり。天和二年四月、野州梁田、上

邑樂郡の中を知行す

州邑樂二郡にて、三百石を加賜せらる。元祿十年、廩米を更めて、常州茨城郡にて采地二百五十石を賜ひ、總て七百五十石を知行す。寶永二年、甲州の采地を上總國望陀郡の內に移さる。大番・同組頭・西城御裏門番頭等に勤仕し、寶永五年卒す。江戶市谷月桂寺に葬る。

貞恒　傳十郎と稱す。實は秋田半太夫季重が三男にして、貞次が養子と爲る。御書院番・桐間番・御書院番組頭・御先鐵炮頭等に歷事し、寶曆二年卒す。

貞榮　十郎兵衞と稱す。次親が男。寶曆二年、祖父貞恒が遺跡を繼ぎ、御書院番に列し、安永三年卒す。

貞興　傳十郎と稱す。貞榮が男。御書院番と爲り、天明元年卒す。

貞溫　半七郎と稱す。貞興が男。天明元年遺跡を繼ぐ。

正氏―正廣―正勝―正次……

―相次―貞次(二)―貞恒(三)―次親―貞榮(四)―貞興(五)―貞溫(六)

二四三　石尾 家紋は丸に蔦　(天和二―未詳)

氏一　藤原秀郷の流にして、波多野三郎義通が三世、刑部丞義定が後裔なり。義定八世の孫兵部少輔氏義、丹波國天田郡荒木村に住して、荒木氏を稱す。其末孫大藏某一に安藝守定氏に作る。攝津國大物浦に戰死す。男美作某一に美作守氏元に作る、が子志摩元清、同族攝津守村重に屬して戰功あり。攝州花隈城に住し、一萬八千石を領す。天正八年落城の後、秀吉に仕へ、關白秀次事あるの時、遠流に處せらる。秀吉の薨後、京都に住す。元清馬術を齋藤安藝守に學び、頗る其術に達す。世に之を荒木流と稱す。其三男越後守治一、姓を改めて石尾と曰ふ。秀吉に事へて黃幌を許さる。慶長十九年、大坂の役召されて、有馬豐氏が手に屬す。元和元年、秀忠に附屬せられ大坂夏ノ役、本多忠純が隊下に屬して供奉す。治一の男志摩守治昌大坂夏ノ役に供奉す。後御書院番に列し、寬永二年、下總岡田・葛飾二郡にて、采地二千石の朱印を下さる。氏一は治昌が男なり。初名は治重。七兵衞と稱す。御書院番・御小姓組・御使役・御先鐵炮頭等に歷事し、天和二年七月、上州新田・山田・邑樂三郡(一)にて、五百石の地を加增せらる。元祿十三年卒す。江戶麻布祥雲寺に葬る。

(一) 新田山田邑樂三郡の中を知行す

後此寺を諸谷に移す。

氏信　織部と稱す。氏一が男。元祿六年家を繼いで二千二百石を知行し、山田郡の采地三百石を弟久次郎氏章に分與す。小普請・御書院番・御使番・御目附・長崎奉行・勘定奉行に歷仕し、阿波守に任ず。寶永五年卒す。

山田郡の采地を弟に分與す

氏茂　七兵衞。實は座光寺喜兵衞爲治が三男にして、氏信が養子と爲る。御書院番・同組頭・御先弓頭等に歷事し、阿波守に任じ、延享元年卒す。江戶溢谷の祥雲寺中景德院に葬る。

氏記　七兵衞。實は桑山下野守元武が二男にして、氏茂が養子と爲る。御書院番・同組頭・御先鐵炮頭・西城御留守居等に勤事し、阿波守に任じ、安永七年卒す。

氏封　七兵衞。氏記が男。御書院番より御使番に轉じ、寬政元年命を蒙りて、山陰・山陽南道を巡視せんとし、備前國邑久郡牛窓村に到りて卒す。同地の眞光院に葬る。

氏紹　七兵衞。實は一柳土佐守末榮が三男にして、氏封が養子と爲る。寬政四年、御書院番士と爲る。

定氏─氏元─元淸─┬─治一─治昌─氏一─┬─氏信─氏莅─氏記─氏封═氏紹……
　　　　　　　　└─元滿……　　　　　└─氏章═氏茂

（一）山田郡誌に廣澤村十一給の一、石尾銑次郎知行所見えたり。

二四四　石尾（家紋は丸に蔦）　（元祿六─未詳）

氏章　又次郎。氏一が二男。元祿六年十二月、父が采地山田郡の内三百石を分與せられ、小普請と爲る。寶永五年卒す。江戸白銀の玄照寺に葬る。

氏茂　主馬。實は座光寺喜兵衞爲治が三男にして、氏章が養子と爲り、寶永五年家を繼ぐ。後宗家氏信が養子と爲り、是までの采地は公收せらる。

系圖　前項を參照。

二四五　近藤（家紋は丸に抱鹿角）　（元祿十─未詳）

用久　石見守康用（靑柳藩近藤氏の條を參照。）が四男八左衞門用忠を祖とす。用忠家康に

緑野郡の中を知行す

仕へ、長久手の役に戰功あり。後相州にて采地三百石を賜ふ。男小十郎用尹、元和の役、伯父近藤秀用（青御書の條を參照。）に從ひて、彼地に赴く。凱旋の後、廩米二百俵を賜ひ、御小姓組の番士と爲り、其後西城御書院番に轉ず。寛永八年、秀用が遺跡遠江國引佐・豐田二郡の内にて、三百二十石餘の地を分與せられ、廩米は收めらる。十年相模國大住郡にて新恩二百石を賜ふ。正保四年、御鐵炮頭と爲り、慶安四年、廩米二百俵を加へらる。用久は用尹が男なり。源兵衞と稱す。元祿十年七月、廩米を更めて、武州賀美、上州綠野二郡にて、采地三百石を賜ひ、總て八百二十石餘を知行す。御書院番・御小姓組頭・御先鐵炮頭等に歷仕し、正德二年卒す。增上寺の別莊目黑の善長寺に葬る。法名は宗淳。

用照　八左衞門。用久が男。御小姓組に列し、享保元年卒す。

用悅　新之丞と稱す。實は大津駿河守勝寧が三男にして、用照が養子と爲る。御小姓組に列し、元文二年卒す。

用趣　小十郎と稱す。實は近藤十兵衞用張が三男にして、用悅が養子と爲る。御書院番に列し、明和五年卒す。

用貞　伸と稱す。實は井上交泰院方正が四男にして、用趣が養子と爲る。御

小姓組と爲り、天明四年致仕す。

用規　源兵衞。實は用趣が三男にして、兄用貞が嗣と爲る。御書院番に列し、寛政八年、若君に附屬せられて、西城に候す。

一用忠―二用尹―三用久―四用照＝五用悅＝六用趣―七用貞
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└八用規……

二四六　近藤　家紋は抱鹿角　（天和二―未詳）

用弘　近藤石見守康用が五男勘右衞門用政、初め井伊直政に屬す。後直政が許を退去し、前田利政に仕ふ。利政所領を除かるゝの時、用政召されて家康に仕へ、武州入間、下總國香取二郡にて、采地千石を賜ふ。後秀忠に附屬せられて、御使番に列す。元和大坂の役に功あり。用政が男勘右衞門用淸、寛永十年、下總國香取郡にて、新恩二百石餘を賜ひ、御持筒頭に進み、延寶四年卒す。用弘は用淸の男なり。作左衞門と稱す。父の遺跡を繼ぎて、九百石を知行し、三百石を弟用常に分與す。天和二年四月、上州山田郡にて五百石を加賜せられ、總て千四百石を知

山田郡五百石を知行す

行す。御小姓組・御目附・御先鐵炮頭・御持筒頭等に歴仕し、寶永六年卒す。江戸淺草曹源寺に葬る。

用張　十兵衛。用弘が男。小普請・御書院番・御徒頭・御書院組頭・御先弓頭等に歴事す。元祿十一年、武州の采地を下總香取郡に移さる。元文五年六月、下總の采地を割いて、武州横見、上州新田・山田三郡の内に移さる。寛保元年卒す。

（新田山田二郡の中上知行す）

用穹（たか）　勘右衛門。用張が男。御小姓組・西城御書院番・同組頭等を勤め、安永七年卒す。

用一　十兵衛。用穹が男。御小姓組の番士に列し、天明二年卒す。

用豫　勘右衛門。用一が男。初め御書院番に列し、天明六年、御小姓組の番士と爲る。

用政—用清—用弘—用張—用穹—用一—用豫

二四七　武藤（家紋は下り藤）　（元祿十一—未詳）

安藝（一に安藝に作る）　藤原秀郷の末裔斉左衛門某、三好長慶に仕へ、山城國に住す。

山田新田二郡の中を知行す

其子理兵衛安成、増田長盛に事ふ。後山城國薪村の酬恩庵に籠居し、其後駿府に召されて、家康に事へ、御勘定方を勤む。慶長十一年、和州式下郡にて五百十石餘の采地を賜ふ。二男庄五郎安之、家光に仕へて大番に列し、寛永十九年、廩米二百俵を賜ふ。正保四年、材木奉行に遷り、寛文元年、百俵を加増あり。安勝は安之の男なり。通稱は清右衛門。大番・御藏奉行・大番組頭等に勤仕し、元祿十年十二月、加恩二百石を賜ひ、廩米を更めて、上州山田・新田、野州梁田三郡にて采地五百石を知行す。十一年卒す。江戸淺草金龍寺に葬る。後牛込久成寺に改葬す。

安清　五郎兵衛。安勝が男。大番・新番を勤め、延享四年卒す。

安卿　熊次郎。實は戸田助太夫直供が二男にして、安清が養子と爲る。大番・西城切手御門番頭を勤め、天明五年卒す。

安平　賴母。安卿が男。大番・同組頭を勤め、寛政九年致仕す。

安寅　五郎助。安平が男。寛政九年家を繼ぐ。

安盛―安成―安信……
　　　　　└安之―安勝―安清＝安卿―安平―安寅……

佐野 家紋は丸に緘木瓜 (未詳)

政信 藤原秀郷の流なり。右馬助正安松平清康に事へ、三州大幡を領す。享祿二年、清康、牧野傳藏兄弟を吉田城に攻めんとして、下地郷御油繩手に戰ふや、正安獻策する所ありて、勝利を得たり。乃ち三州下和田にて采地を加へらる。男彥太夫正吉、松平廣忠及び家康に事ふ。正吉が男傳右衛門正長、元和五年、千姬の家老と爲る。男與八郎政宣、秀忠に仕へて、大番に列し、采地五百石を知行す。寬永十年、新恩二百石を賜ふ。明暦二年、大番組頭より、相州走水奉行に遷る。政信は政宣が男なり。通稱は與八郎。寬文三年、父の遺跡を繼ぎ、二百石の地を弟政房に分與す。延寶二年、廩米二百俵を加恩あり。天和二年、采地四百石を加へられ、元祿十年、廩米を更めて、常州河內郡にて二百石を賜ひ、嘗て賜ふ所の上總國望陀、上州邑樂、野州梁田、常州鹿島四郡の采地を併せ、總て千百石を知行す。大番・同組頭・御船手・普請奉行・寄合・御先鐵炮頭等に歷事し、正德四年卒す。江戶赤坂道敎寺に葬る。

政春 與八郎。政信が男。御書院番・駿府定番等を勤め、寬保二年卒す。江戶

雜司谷の大行院に葬る。

政親　與八郎。政隆が男。寛保二年、祖父政春が遺跡を繼ぐ。御小姓組・西城御目附・堺奉行・大坂町奉行・御先鐵炮頭等を經て、寛政六年、田安家々老に勤仕す。

正安━正吉━正長━政宣━政信━政春━政隆━政親……

二四九　長谷川　家紋は左三藤巴　（寛永二―未詳）

正成（なり）　下河邊四郎政義が二男、小川次郎政平三世の孫、次郎左衞門政宣、和州長谷川に住し、長谷川を以て氏とす。其後裔紀伊守正長、駿州小川に住す。後同國田中に移住し、今川義元に事ふ。今川氏沒落の後、家康に事へ、三方ヶ原の役戰死す。

正成は正長が男なり。筑後と稱す。天正四年、家康に事へ、御側に近侍す。慶長五年、上杉景勝征伐の時、秀忠に從ふて宇都宮に抵る。後采地六百石を賜ふ。十六年、勝姬の松平忠直に入輿するに當り、之に附屬す。千石を加へられて、高田に赴き、之に仕ふ寛永二年十二月相州高座・愛甲、武州榛澤・幡羅、上州綠野五郡にて、新墾田を併せ、千七百五十石餘の地を知行す。十五年卒す。相州高座郡澤橋村淨

綠野郡の中を知行す

久寺に葬る。
正澄　刑部。　正成が男。　寛永十五年遺跡を繼ぎ、父に代りて勝姫に仕ふ。　寛文四年卒す。
正定　隼人。　正澄が男。　寛文四年、父の遺跡を繼いで千四百五十石餘を知行し、三百石を弟玄蕃に分與す。
正利　刑部。　正定が男。　御小姓組番士・桐間番・御近習番・御小姓組に歴事し、元祿十五年卒す。
正冬　監物。　實は坪内藤九郎長定が長男にして、正利が養子と爲る。　御近習番・御納戸・御書院番士等に勤仕し、寶暦二年卒す。　江戸四谷一行院に葬る。
正直　太郎兵衛。　正冬が男。　御小姓組・西城御徒頭・西城御小姓組頭・西城御小十人頭・御徒頭・御先弓頭・御持筒頭・御鎗奉行等に歴事し、寛政四年卒す。　葬地前に同し。
正鳳　主膳。　正直が男。　御小姓組番士に列し、寛政六年卒す。
正運　太郎兵衛。　正鳳が男。　御書院番士と爲り、寛政十年致仕す。
正愛　金太郎。　正運が男。　寛政十年家を繼ぎ、千四百五十石餘を知行す。

正長―┬―正成―正澄―正定―正利＝正冬―正直―正鳳―正運―正愛……
　　　└―正吉―正信―正相―正明―正武―正誠―正脩―正潚……

二五〇　長谷川　家紋は左三藤巴　（天正年中―寛文四年　天和二―元祿十一年）

甘樂碓氷二郡四千七十石餘を知行す

正吉　久三郎。正長が三男。讃岐守となる。天正七年、秀忠に附屬して、御小姓を勤む。後屢〻加恩ありて、上州甘樂・碓氷二郡にて、四千七十石餘の采地を賜ふ。此後放鷹に扈從せし時、仰に依りて、澁谷に於て別莊の地八萬五千餘坪を賜ふ。慶長十三年卒す。上州神保村仁叟寺に葬る。法名は宗伯。

采地を廩米に更む

正信　久三郎。實は長谷川筑後守正成が長男にして、正吉が養子と爲る。御徒頭・御書院番組頭に勤仕し、淡路守に任じ、寛永十年、采地七百石を加へられ、後之を公收せらる。十六年卒す。小石川吉祥寺（後駒込に移る。）に葬る。法名了知。

新田邑樂二郡五百石知行す

正相　初名正綱。久三郎。正信が男。御書院番・御先弓頭等に勤仕し、寛文四年、采地を廩米に更めらる。（是より先、洪水に因りて、采地荒廢せり。）天和二年四月、上州新田・邑樂二郡にて、五百石の加恩あり。元祿二年卒す。

上野の采地を遠州に徙さる

正明（あきら） 五兵衛。 正相が男。 御小姓組に列し、元祿二年、遺跡を繼ぐ。 此時弟德榮に五百俵を分與し、自ら廩米三千五百七十俵餘、采地五百石を知行す。 十年廩米を更めて、遠州城東・山名二郡にて、三千五百七十石餘を賜はり、十一年二月、上野國の采地五百石を城東・山名二郡の中に移さる。 享保元年卒す。 江戶谷中の大行寺に葬る。 法名は日普。

系圖 前項を參照。

二五一 長谷川 家紋は左藤巴 （元祿十一明治元）

長堅 長谷川三郎兵衛長久、駿州に住す。 家康關東入國の後、五男藤右衛門長次、召出されて代官を勤め、廩米二百俵を賜ふ。 慶長十五年卒して、相州三浦郡海寶院に葬る。 後代々の葬地とす。 長次が男藤右衛門長重、家康に事へ、代官を勤む。 其男藤右衛門長守、初め代官を勤め、萬治元年、御漆奉行と爲り、二年本城作事の事に與る。 寬文元年、御賄頭に轉じ、二年廩米二百俵を加へらる。 長守の男庄次郎親良、元祿五年、三百俵の新恩あり。 七年五百俵を加へられ、總て千二百俵と

緑野群馬多胡三郡二千石を知行す

爲る。長堅は親良が男なり。通稱は三右衛門。元祿八年、父の遺跡を繼ぎ、千俵を賜ひ、二百俵を弟長怡に分與す。十年廩米を更めて、上州緑野・群馬(一)・多胡三郡にて、采地を賜ふ。享保十一年卒す。

長郷　庄次郎。實は鈴木市兵衛政房が三男、松平嘉内房昆が男にして、長堅が養子と爲る。御小姓組の番士と爲り、寛延二年卒す。

長庸（つね）　藤右衛門。長郷が男。御書院番・西城御徒頭等に勤仕し、天明七年致仕す。

長人（ざね）　藤右衛門。長庸が男。御書院番と爲る。寛政八年、若君に附屬せられ、西城に候す。文政の國字分名集に、千石小石川柳町長谷川次郎三郎と見えたるは長人の子ならん。

長久─長次─長重─長守─親良─長堅＝長郷─長庸─長人……

(一)群馬郡誌に、明治元年調、旗下長谷川幸三郎知行、長岡村百九十石九升一合、小倉村五十石六斗二升五合四勺とあり。

二五二　岡部　家紋は三頭左巴　（天和二―未詳）

勝政　藤原爲憲が裔なり。駿河權守清綱、始めて岡邊氏を稱す。男泰綱が時、岡部に更む。泰綱十世の孫、美濃守常憲、今川義元に仕ふ。男次郎右衞門正綱、義元及氏眞に事ふ。氏眞沒落の後、駿州清水に住す。家康屢、親書を贈る。天正十年、織田信長師を甲州に出すや、家康駿州より出馬す。此時正綱先導と爲り、勝頼を討つ。勝頼亡後、曾根正清と與に甲州に入り、仁政を施行す。士民大に喜び、悉く麾下に屬す。既にして家康府中に陣す。北條氏直が兵四萬三千騎、梶賀原に陣し、特に德川氏の軍を襲はんとす。正綱後殿と爲り、返し戰ふと數十度。全軍終に引退くを得たり。後其功を賞せられて、駿・甲の内七千六十貫文の地を賜ふ。正綱が男内膳正長盛、遺領を繼ぐ。長久手の役軍功あり。次いで蟹江城を攻めて、瀧川一益を降す。天正十三年、眞田昌幸を上田城に攻む。此時敵數十騎を討取り、家康より感狀を賜ふ。十六年四月、聚樂第行幸の際、秀吉の執申に依り、功臣十人の選に入り、内膳正に任せらる。此時家康より源姓及び片諱を賜ひ、康綱と更めしむ。而かも長盛憚りて之を稱せず。十八年兩總にて、一萬二千石を賜ひ、

邑樂勢多二郡千石を知行す

下總國山崎に住す。慶長十四年、丹波國にて新恩二萬石を賜ひ、龜山の邊にて、更に二千石を加へらる。元和七年、龜山を轉じて、福知山城を賜ひ、一萬六千石を加恩あり。總て五萬石を領す。寛永元年、大垣城五萬石に移さる。長盛が二男大和守（後に丹波守に更む。）與賢、元和七年、兩總にて采地千石を賜ふ。寛永十年、武州埼玉郡にて、新恩二百石を賜ふ。十九年、上總にて八百石を加增あり。總て二千石を知行す。慶安四年、廩米二千俵を加へられ、大番頭に進む。勝政は與賢が男なり。初名は宣政。左京と稱す。隱岐守たり。御小姓・御小姓組番頭・御書院番頭・大番頭・御留守居等に歷事す。萬治二年以來、屢〻廩米を加へられ、總て千俵と爲る。延寶三年家を繼いで、采地二千石、廩米千五百俵を知行し、五百俵を弟長良に分與す。嘗て勝政に賜はりたる廩米は、父が隱栖の料に充てらる。天和二年四月、上州邑樂・勢多二郡にて、千石の地を加へられ、元祿十年、廩米を采地に更められ、上總にて千五百を賜ひ、總て四千五百石を知行す。十二月武州の采地二百石を、上總の內に移さる。正德三年卒す。江戶赤坂種德寺に葬る。

盛明　初名は長庸。左衞門と稱す。左衞門佐に任じ、丹波守に更む。勝政が男なり。小普請・定火消・御書院番頭・大番頭に歷事し、享保八年卒す。

盛清　主計。盛親が男。享保八年、祖父の遺跡を繼ぎ、寄合に列す。元文四年卒す。

經盛　初名正信。兵庫と稱す。實は保科淡路守正純が四男にして、盛清が養子と爲る。中奥御小姓・御小姓組番頭等を勤め、丹波守に任じ、寶曆十年卒す。

盛眞　熊三郎と稱す。經盛が男。安永二年卒す。

盛美　左衛門。實は經盛が二男にして、盛眞が嗣と爲る。安永四年、駿府の守衛に副えられ、五年卒す。

美勝　主税。實は經盛が三男。安永五年、盛美が遺跡を繼ぎ、采地四千五百石を知行す。

二五三　天野　家紋は丸に三日月　(元和二―未詳)

長信　藤原爲憲の流なり民部丞遠景藤内・左兵衛丞頼朝に事へ、伊豆國田方郡天野鄕を領し、天野を以て家號とす。遠景七世の孫近江守景隆、南朝に仕へ、遠州磐田郡三本松の府の城に居し、後同國秋葉山の要害に城き、宗良親王を守護す。景隆十世の孫縫殿助遠房、松平淸康に仕ふ。遠房の男甚右衛門景隆、廣忠に事ふ。後家康駿府に在る時、男康景をして御側に在らしめ、景隆は三河に在りて、調度等を贈る。景隆の三男甚右衛門繁昌、幼より岡崎三郎信康に事へ、後家康に奉仕し、駿州にて二百石を賜ふ。長信は繁昌が男なり。小三郎と稱す。慶長七年、召されて家康に事ふ。十九年野州足利郡にて、采地三百石を賜ひ、元和二年、同郡にて二百三十石餘の新恩あり。五年上州新田郡にて二百石を加へられ、寛永三年、山城國綴喜・乙訓二郡にて、千石の地を加賜せられ、二十年山城國相樂郡にて、七百石を加へられ、總て二千五百三十石餘を知行す。御納戸番頭と爲り、寛永三年、東福門院に附屬せられ、豐前守に任じ、中宮少進を兼ぬ。十七年與力五騎、同心三十人を預けらる。二十年禁裡付と爲り、正保二年、京都に卒す。高野山金剛院に葬る。

新田郡二百石を知行す

邑樂郡五百石を知行す

長重　長三郎。長信が男。御書院番士、御使役・御先鐵炮頭・御鎗奉行・御旗奉行に歷仕す。寬文元年、野州の采地を武州榛澤郡の內に移さる。天和二年四月、上州邑樂郡の內にて、五百石を加へ賜ひ、總て三千三十石餘を知行す。寶永二年卒す。江戶淺草本願寺中長敬寺に葬る。

昌孚　初名は昌長。通稱は彌五右衞門。長賴が男。元祿二年、祖父長重が遺跡を繼ぎて、二千七百三十石餘を知行し、三百石を叔父大原門兵衞長行に分與す。嘗に父長賴に賜ひたる廩米三百俵は、之を祖父が隱栖の料に賜ふ。御書院番より、日光奉行に轉じ、丹後守に任ず。次いで西城御旗奉行と爲り、寬延二年卒す。長敬寺に葬る。

昌興　彌五右衞門。昌孚が男。御書院番士と爲り、寶曆元年卒す。

昌方　長三郎。昌興が男。御小姓組の番士と爲り、安永九年卒す。

長倚　市十郎。實は昌興が二男にして、兄昌方の遺跡を繼ぎ、天明四年致仕す。

昌著　彌五右衞門。實は藤堂駿河守良安が二男にして、長倚が養子と爲る。御小納戶に列し、寬政九年、本城の勤と爲る。

二五四　天野 家紋は丸に三本松　（天和二—未詳）

重時　景光が後裔にして、對馬守遠貞が四世、掃部頭隆正が二男孫惣正實、三河國岩戸村に住す。其男孫左衛門重久、家康に仕へ、西三河岩戸村にて、食邑八十石餘を賜ふ。重久の男孫左衛門久次、家康に事へ、長久手役に供奉して戰功あり。天正十八年、武州入間郡にて采地三百石を賜ふ。慶長十一年、紀伊大納言賴宣に附屬せられ、十三年常州に於て、千石を宛行はる。其男孫左衛門重房、幕府に留り、本領三百石を賜ふ。大坂冬ノ役、大番に列し、阿部正次が組に在りて供奉す。寛永元年、下總にて新恩百十石を賜ひ、十年武州にて五百石を加へられ、總て九百十石を知行す。大番組頭を經て、御船奉行に徙る。重時は重房が男なり。孫左衛門

邑樂新田二郡五百石知行す

と稱す。寛永七年、廩米二百俵を賜ひ、十年二百石を加へられ、廩米を更めて、常州江戸崎領にて、四百石を知行す。萬治元年、父の遺跡を繼ぎて、六百十石を知行し、三百石を弟正重に分與す。天和二年四月、上州邑樂・新田二郡にて、五百石を加へられ、千百十石の祿と爲る。大番・道奉行・御船手・御先鐵炮頭等に歷事し、元祿五年卒す。貝塚青松寺に葬る。

重政 傳左衛門。重時が男。御書院番士に列し、元祿十一年卒す。

重供 內記。重政が男。御小姓組に列し、元祿十四年卒す。

邑樂新田二郡三百石分知す

久斗 孫左衛門。重供が男。父の遺跡を繼いで、八百十石を知行し、邑樂・新田二郡の內三百石を弟芳房に分與す。御小姓組の番士に列し、寶曆三年卒す。

久豐 傳藏。久斗が男。御書院番に列し、明和四年卒す。

久周 孫左衛門。久豐が男。安永三年、小姓組の番士に列す。

重久─久次─重房─重時─重政─重供─┬─久斗─久豐─久周─久芳
　　　　　　　　　　　　　　　　　└─芳房─久脩─久展

邑樂新田二郡三百石知行す

二五五　天野　家紋は三本松　（元祿十四—未詳）

芳房　源兵衞。重供が二男。元祿十四年十一月、父が遺跡上州邑樂・新田二郡の內。三百石を分與せらる。小普請・大番・鐵炮玉藥奉行等を勤め、寶曆十二年卒す。

久脩(なが)　源兵衞。芳房が男。大番及び大番組頭を勤め、寬政六年、京師に卒す。山城國國生寺に葬る。

久展(のぶ)　榮藏。久脩が男。大番に列し、寬政六年、父の遺跡を繼ぐ。

系圖　前項を參照。

二五六　伊東　家紋は庵に木瓜　（寬永十—未詳）

祐久　祖先は藤原氏にして、爲憲木工助に任ぜられしより、工藤を稱し、祐經の二男祐時に至りて、伊東に更む。祐時の曾孫祐光（祐宗五男）十世の孫祐尙、北條氏政に事へ、四男長兵衞弘祐、氏政及び氏邦に仕ふ。後上州神流川の戰に、敵の首級を獲

綠野郡の中を知行す

綠野郡の中に知行を增す

たり。又沼田の役に先登して、傷を被る。天正十九年、召されて家康に事へ、采地を賜ふ。慶長四年、秀忠に仕へ、翌年大番に列す。祐久は弘祐が男なり。通稱は九郎左衛門。大番に列す。父の遺跡を繼ぎ、廩米三百俵を賜ひ、寛永十年二月、二百俵を加へられ、廩米を更めて、上州綠野、常州河内二郡にて、五百石を知行す。正保三年卒す。江戸四ッ谷全勝寺に葬る。

祐信　九郎左衛門。實は朝倉仁左衛門重宣が二男にして、祐久が養子と爲る。延寶六年、新恩二百俵あり。天和二年、又二百俵を加へらる。元祿十年七月、廩米を采地に更められ、上州綠野、武州賀美二郡にて、四百石を賜ふ。大番・同組頭・小十人番頭・御目附、御先弓頭等に歷仕し、元祿十一年卒す。

祐定　九郎左衛門。祐信が男。御小姓組番士・御小姓組等に勤仕し、遺跡を繼いで、六百石を知行し、三百石を弟三枝內記守重に分與す。享保元年卒し、江戸本所本佛寺に葬る。

祐景　九郎左衛門。祐定が男。正德五年家を繼いで、三百五十石を知行し、二百五十石を弟主水祐之に分與す。大番・御小姓組を勤め、寬延元年卒す。全勝寺に葬る。

祐持　長左衛門。祐景が男。西城御書院の番士と爲り、天明六年卒す。

祐吉　長左衛門。實は德永內匠昌侚が四男にして、祐持が養子と爲る。天明六年家を繼ぐ。

祐時―祐光―祐宗―貞祐
　├祐光…中間八代…祐侚―政世……
　　├[一]弘祐―[二]祐久―[三]祐信
　├[四]祐定―[五]祐景―[六]祐持＝[七]祐吉―祐壽……
　　├[一]祐之―[二]祐安＝[三]祐香―祐干……
　├[一]守重＝[二]守次―[三]祐忠―[四]祐茂……

二五七　伊東（家紋は庵に木瓜）　（正德五―未詳）

祐之　主水。祐定が三男。正德五年十二月、父が采地上州綠野、武州賀美二郡の內にて二百五十石を分與せられ、小普請と爲り、享保十九年卒す。江戸本所本佛寺に葬る。

綠野郡の中を知行す

緑野郡の内を知行す

祐安　長兵衞。祐之が男。大番と爲り、安永五年卒す。

祐香　長兵衞。實は曾雌三次郎意興が二男にして、祐安が養子と爲る。御納戸番士・同組頭を經て、御納戸頭に進み、寛政九年、西城の御納戸頭を兼ぬ。

系圖　前項を參照。

二五八　伊東(三枝)(家紋は庵に木瓜)　(元祿十二―未詳)

守重　五左衞門。祐信が二男。外戚の家號三枝を稱す。元祿十二年七月、父が遺跡上州緑野、常州河内二郡の内にて、三百石を分與せられ、小普請と爲る。次いで御書院番に列し、享保元年卒す。全勝寺に葬る。

守次　彌平次。實は祐定が四男にして、守重が養子と爲る。御書院の番士と爲り、天明二年卒す。

祐忠　初名守定。五左衞門。守次が男。御書院の番士と爲る。寶曆七年、請うて家號を伊東と更む。寛政八年卒す。

祐茂　源八郎。祐忠が男。御小姓組に列し、寛政八年、若君に附屬せられて、西

丸に候す。

系圖　前篇を參照。

二五九　奥山　家紋は横木瓜　（天和二年―未詳）

重正　工藤祐經が男祐長九世の孫、工藤東太郎和能、武田氏に仕ふ。其子惣内重和、遠州奥山に住し、奥山を家號と爲す。其男茂左衞門重次、天正十一年、始て家康に謁し、麾下に列す。小田原の役、仰を承り大篳篁奉行榊原長利が手に屬し、組頭を勤む。後將軍秀忠に附屬せられ、宇都宮・上田等の役に供奉す。慶長十六年、朝夷義次と與に、榊原長貞に代りて、大篳篁奉行と爲り、同心二十五人を預けられ、武州にて采地二百五十石を賜ふ。重次の男茂左衞門安重、小十人・同組頭・同番頭を勤め、慶安四年、將軍家光に殉死す。重正は安重が男なり。通稱は藤十郎。正保四年、廩米三百俵を賜ひ、天和二年四月、上州邑樂・新田、野州梁田三郡の内にて、新恩五百石を賜ふ。御小姓組番士・二ノ丸御留守居・桐ノ間番頭等に歷事し、元祿十年卒す。江戸小石川祥雲寺に葬る。

邑樂新田二郡の内を知行す

友治　初名は重治。藤十郎。實は門奈七右衛門末正が二男にして、重正が養子と爲る。元祿十年、廩米を更め、常州にて采地三百石を賜ふ。小普請・御小姓組・御書院番等を勤め、享保十九年卒す。

和佐　藤十郎。友治が男。御小姓組番士に列し、寶暦六年卒す。

和隆　藤十郎。實は田付四郎兵衛直政が四男にして、和佐が養子と爲る。御小姓組の番士に列し、寛政七年卒す。

和通　鉄吉。和隆が男。寛政七年、遺跡を繼ぎ、采地八百石を知行す。

和能―重和―重次―安重―重正―友治―和佐―和隆―和通

二六〇　大導寺（家紋は丸に揚羽蝶）（寛文元―寶永五年）

直富　藤原貞嗣の裔少納言信西、山城國田原の奥大導寺に住す。其後胤發專、初め大導寺に住し、後北條早雲に從ひて、駿河に赴き、今川氏に事ふ。發專の男藏人某、氏綱に屬して、武州河越城に住す。藏人の男駿河守政重、氏康に仕へ、上州松枝及び信州小諸の城主と爲り、信州佐久郡を領す。天正十年冬、北條氏直の徳川

新田郡の內を知行す次でその采地を割き他に移さる

氏と和するや、政重佐久郡を避けて、松枝城に徙る。十八年松枝城に楯籠る。四月前田利家等之を攻むること急なり。政重防戰力盡きて、降を請ひ、利家が軍の前鋒と爲りて、忍城を攻む。小田原落城の後七月秀吉其不義を惡み、櫻田に誅戮す。政重の男內藏助直次、氏直に事ふ。小田原沒落の時、直次從兵三百餘を率ひて氏直に從行す。家康途に之を見、使を遣はして直次を召し、謁を賜ふ。其後處士と爲り、姓名を變じて、遠山長左衛門と稱す。慶長五年、岐阜城攻撃の時、福島正則が手に加はり、進んで本城に突入す。又牧田の邊に於て、大垣より關東に向はんとするの敵を邀撃す。正則是等の功に感じ、采地を與ふ。正則乃ち直次をして、家康に謁せしむ。正則除封の後、江戶に來り、本誓寺に閑居す。寛永十一年、召されて御家人に列し、甲州にて采地千石を賜ひ、大導寺の姓に復す。御先弓頭と爲る。直次が養子權左衛門直數、(實は尾州の臣舍人源太左衛門恒忠が男、)御書院番と爲り、遺跡を繼ぐ。直富は直數が男なり。初名は直茂。內藏助と稱す。寛文元年十一月、甲州の采地を上總國山邊・長柄・武射、上野國新田四郡の內に移さる。六年二月、又上野の采地を割いて、武州大里郡に移さる。小普請・御書院番士・桐ノ間番・御書院番組頭等に歷仕し、寶永五年卒す。江戶西久保の大養寺に葬る。直富の男權六直侶、遺

新田郡の中を分知す

跡を繼ぎて七百石を知行し、上總・上野の內三百石を弟直紀に分與す。

發專―藏人―政重―直次―直數―直富
　　　　　　　　　　　　　　　　　├直倡……
　　　　　　　　　　　　　　　　　└直紀―直正―直道……

二六一　大導寺（家紋は丸に揚羽蝶）（寶永五―未詳）

新田郡の中を知行す

直紀　權次郎。直富が二男。寶永五年十一月、父が遺跡の內、上總國武射、上野國新田二郡にて、三百石を分與せらる。小普請・御小姓組番士・西城御書院番等を勤め、延享三年卒す。大養寺に葬る。

直正　孫十郎。實は林平八郎久平が二男にして、直紀が養子と爲る。西城御小姓組番士・西城御書院番等を勤め、天明五年卒す。

直道　小膳。直正が男。安永二年家を繼ぐ。

系圖　前項を參照。

二六二　中根　家紋は抱囊荷　（天和二―未詳）

正章　市左衛門某、松平廣忠に事へ、廣忠織田信秀と戰ふ時、正章之に供奉す。其子市左衛門某、一に正直に作る。家康に仕へ、三方ヶ原の役に戰死す。其子市左衛門正則、家康に仕ふ。以上は正盛の室家近藤氏の系ならんと云ふ。中根氏の系は不明なり。正則の男壹岐正盛、秀忠の御小姓に列し、後大番と爲る。寛延二年、相模にて二百二十石を賜ひ、後屢〻加增ありて、十七年、武藏・相模・上總の六郡にて、總て五千石の地を賜ふ。壹岐守に任じ、御側に進む。正盛の長男正朝、家を繼ぎて四千石を知行し、相模・上總にて千石を弟正章に分與す。正章、宇右衛門と稱す。御小姓組番士・小十人頭・御先弓頭を勤め、天和二年四月、上州邑樂郡にて、采地五百石を加賜せらる。元祿九年卒す。江戸淺草本願寺中長敬寺に葬る。

邑樂郡五百石を知行す

正包　宇右衛門。正章が男。御書院番士・御徒頭・御書院組頭・京都町奉行等に歷事す。元祿十一年七月、相模・上總の采地を上州新田、野州梁田二郡の內に移さる。寶永二年、丹波にて新恩五百石を賜ひ、攝津守に任ず。四年八月、邑樂郡の采地を相模に移さる。正德四年、丹波の采地を三州設樂郡の內に移さる。享保元

新田郡の中を知行す

邑樂郡の采地を他に移す

年卒す。

正庸(つね) 字右衞門。正包が男。小普請と爲り享保三年卒す。

正克 内匠。實は布施孫兵衞重俊が三男にして、正庸が養子と爲る。遺跡を繼いで翌年卒す。

正興 宇右衞門。正克が男。御小姓組番士と爲り、寶暦四年卒す。

正儔(とも) 友三郎。正克が三男にして、正興が嗣と爲る。御書院番に列し、安永四年卒す。

正長 勘解由。實は長坂權七郎信令が九男にして、正儔が養子と爲る。西城御書院番士と爲り、寛政二年より本城に候す。

某—某—正則—正盛—┬正朝
　　　　　　　　　└正章(一)—正包(二)—正庸(三)—正克(四)—┬正興(五)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└正儔(六)—正長(七)

二六三　戸田 家紋は六星 （慶長七―明治初）

重元　藤原氏の支流三條家より出づ。彈正左衞門宗光、明應中、三州田原に城きて居る。男彈正忠憲光、父に繼いで田原に住す。其男左近政光、田原に住す。享祿二年、松平清康、吉田城を攻めて、牧野傳藏兄弟を討取り、又兵を田原に進む。政光之に降る。政光の男は彈正少弼某。一に康光に作る。某の三男重眞。重元は重眞が男なり。十郎右衞門と稱す。初め松平家忠に屬し、長篠の役、鳶巢砦を攻むるに當り、近藤秀用と與に、先登に加はる。後麾下の士に列し、其後秀忠に附屬す。宇都宮・上田の役、之に供奉す。慶長七年、武州及び上州群馬にて、五千石の采地を賜ひ八年備後守に任ず。十五年采地武州八幡山にて卒す。彼地金谷村天龍寺に葬る。

重宗　藤五郎。重元が男。御書院の番士と爲る。元和の役、創痍を被り、三年八幡山に卒す。彼地高柳村長泉寺に葬る。

重種　藤五郎。重宗が男。元和三年遺跡を繼ぎ、新墾の田を加へられ、六千四百二十石餘を知行す。寄合・御小姓組番頭・御書院番頭・大番頭・御留守居に歷事し、

群馬郡の内を知行す

群馬郡四百石を分知す

備後守に任ず。元祿元年卒す。貝塚の青松寺に葬る。

重澄　初名は重利。十郎右衞門。重恒が男。祖父が遺跡を繼いで、六千二十石餘を知行し、上州群馬郡にて四百石を、弟本多宮内重秀に分與す。定火消・御小姓組番頭・御書院番頭・大番頭等に歷事し、備後守に任じ、享保四年、大坂城の守衞に在りて卒す。

種辰　初名は重諶。藤五郎。實は松平紀伊守信庸が四男にして、重澄が養子と爲る。定火消・御小姓組番頭・御書院番頭・大番頭に歷事し、備後守に任じ、天明二年卒す。

光邦　初名は勝邦。中務。實は板倉周防守勝澄が二男にして、種辰が養子と爲る。但馬守に任じ、中奧御小姓・御小姓組番頭・西城御小姓番頭等を勤め、天明元年卒す。

光弘　中務。實は松平紀伊守信直が三男にして、光邦が養子と爲る。御持筒頭・百人組頭を經て、寛政七年、小普請組支配と爲る。

宗光—實光—政光┬康光
　　　　　　　└宣光

一重眞—二重元—三重宗—四重種—重恒—

―光忠……

―重秀

―重澄[五]＝種辰[六]＝光邦[七]＝光弘[八]……

佐波郡誌に、幕末旗下戸田太郎知行所小泉村、群馬郡誌に、明治元年調、旗下戸田藤十郎知行、群馬郡南下村百十石一斗三升六勺、戸田太郎知行、上青梨子村九十石一斗三升五合とあれど、旗下に戸田氏二十家もあれば、其何れなるや、攷なる能はず。

群馬郡四百石を知行す

二六四　本多（家紋は六星）（元祿元―三年）

重秀　宮内と稱す。戸田重恒（前項の系圖を見よ。）が二男にして元祿元年七月、兄重澄より、上州群馬郡にて四百石を分與せらる。三年十二月、松平安房守信孝が養子と爲り、采地を收めらる。

系圖　前項を參照。

邑樂山田二郡の内を知行す

二六五　戸田　家紋は六星　（未詳）

政次　三州田原城主戸田左近政光（前項参照）が三男摠左衛門光忠の子平左衛門光定、永祿七年より家康に事ふ。三方ヶ原・長篠等の諸役に軍功あり。小田原の役及び大坂冬・夏役、並に御鎗奉行たり。光定の男三左衛門政重、天正七年召されて家康に仕へ、十年秀忠に附屬せしめらる。關ヶ原・大坂兩役に從軍す。元和二年、家光に附屬せられ、武藏・下總・相模にて三百三十石餘を知行す。政次は政重が長男なり。七内と稱す。寛永元年、御小姓組の番士に列し、相模大住郡の内にて、采地二百石を賜ひ、十年同郡にて、二百石を加へらる。中奥番士より御膳奉行に轉す。正保三年、綱吉の抱守と爲り、三ノ丸に候し、後神田の館の用人と爲り、彼館にて、美濃國方縣・各務、上野邑樂・山田四郡の内にて、千五百石の地を與へられ、是より先き賜ふ所の采地は、之を五男喜六郎政道に分與す。寛文十二年卒す。江戸麻布湖雲寺に葬る。

政倚　七内。政次が男。初め神田の館に於て小姓を勤め、後父が遺跡を継いで、奏者役に轉す。延寶八年、綱吉西城に徙るの時、之に從ひ、天和三年其逝去に

依り、小普請と爲る。其後御書院番・御小姓組頭・同番頭に歷勤し。元祿十四年卒す。

政峯　七内。實は渡邊孫助久永が三男にして、政倚が養子と爲る。御書院番士・御使番・御目附・御小姓組番頭・御書院番頭・御側等に歷事し、肥前守に任ず。享保五年、美濃にて千石の新恩あり。總て二千五百石を知行す。延享元年卒す。

政甫　七内。政峯が男。豐前守に任じ、中奧御小姓・新番頭・西城御小姓組番頭・西城御書院番頭に歷事し、明和三年卒す。

政友　七内。政峯が四男にして、兄政甫が嗣と爲る。寄合・新番頭・西城御小姓組番頭等を勤め、肥前守に任じ、安永四年卒す。

光稟（つぐ）　初名光胖（ひろ）。七内。實は牧野備後守貞通が十六男にして政友が養子と爲る。小普請・中奧番士・御先鐵炮頭等に歷勤し、寛政四年務を辭す。

```
光忠─光定─政重─┬─政次(一)─政倚(二)─政峯(三)─┬─政甫(四)
               │                          └─政友(五)─光稟(六)……
               └─政信……
```

(一)山田郡誌に、富田村若林村二給の一、戸田七内光一と見えたり。

邑樂郡の中を知行す
新田山田二郡中を加へらる
邑樂山田新田三郡六百石を加へらる

二六六　小出　家紋は葉櫻　（天和二—未詳）

宗賢(かた)　岸和田城主小出播磨守秀政が二男遠江守秀家、秀吉に仕へ、泉州にて千石の地を知行す。關ヶ原役に功ありて、河内國錦部郡にて、采地千石を加へらる。男大隅守三尹家を繼ぎ、後姪小出大和守吉英が領地の內、和泉・攝津・但馬の內にて、總て一萬石を領し、先に賜はりし二千石は收めらる。三尹の男大隅守有棟、遺領を繼ぐ。宗賢は有棟が三男なり。茂兵衞と稱し、和泉守に任ず。寬文五年、廩米三百俵を賜ひ、次いで三百俵を加へらる。天和二年四月、上州邑樂、野州安蘇二郡の內、五百石の新恩あり。元祿六年十二月、武州埼玉、上州新田・山田三郡の內にて、(二)千石を加增せらる。十年七月、廩米を更めて、上州邑樂・山田・新田三郡の內にて、六百石を賜ひ、總て二千百石を知行す。御書院番・御徒頭・御書院番組頭・御小姓組番頭・御書院番頭等に歷事し、享保十五年卒す。江戶麻布天眞寺に葬る。

有敬(もり)　初名は恭久。兵庫と稱す。實は加藤美作守泰義が四男にして、宗賢が養子と爲る。寄合・御使番に勤仕し、寬保二年卒す。

有勝(かつ)　兵庫。實は小出山城守有仍が三男にして、有敬が養子と爲る。小普請・

御書院番・同組頭に勤仕し、寶暦五年卒す。

有乘　兵庫。有陟が男。和泉守に任ず。御書院番・御使番・西城御目附・奈良奉行に歷事し、天明八年、奈良に卒す。同地瑞景寺に葬る。

有淸　兵庫。有乘が男。寛政九年、御書院番に列す。

秀政―秀家―三尹―有棟―有重……
　　　　　　　　┗宗賾＝有敬＝有陟―有乘―有淸……

（一）山田郡誌に、境野村三給の一、小出氏知行所と見えたり。

三六七　門奈　家紋は丸に左鷹羽の打違　（寛永某年―未詳）

直勝　波多野三郎義通（秀郷流なり。）が後裔、門奈玄允昌通が男五郎太夫直友（家譜に藤太郎秀直に作る。）今川義元に仕ふ。直友の男太郎兵衛直宗、義元及び氏眞に事へ、氏眞沒落の後、家康に仕へ、遠州豐田郡岡村駒馬村にて、采地を賜ふ。直宗の男善三郎直友、家康に事へ、父が岡村の采地を賜ひ、三方ヶ原役に戰死す。直勝は直友が男なり。善左衛門と稱す。家康に事へて、大番を勤め、天正十八年、武州都筑郡にして百六

勢多郡新田領の内を知行す

新田領采地を勢多郡に移す

十石餘の采地を賜ひ、寛永二年朱印を下さる。其後武州橘樹、上州勢多二郡、及び上州新田領の内にて、三百五十石を加増あり。寛永十年六月三日卒す。年七十一。橘樹郡小机村雲松院に葬る。

末勝　善左衛門。直勝が男。大番と爲り、大坂夏ノ役に從軍す。寛文元年、新田領の采地を勢多郡の内に移さる。五年二月二十日卒す。

末長　市十郎。實は永見新右衛門重成が三男にして、末勝が養子と爲る。大番に列し、延寶二年卒す。江戸市ヶ谷宗泰院に葬る。

末正　善左衛門。市十郎。七右衛門。末長が男。大番・桐間番・御小納戸等を勤め、元祿三年卒す。

末直　伊左衛門。末正が男。大番・新番に列し、延享二年卒す。

直通　初名は直邑。傳十郎。末長が男。大番と爲り、安永九年卒す。

直極　傳十郎。實は保々七郎兵衛貞暢が二男にして、直通が養子と爲る。大番に列し、寛政九年、小普請組頭に轉す。

直友―直宗―┬―直友―直勝―末勝　末長―末正―末直―直通　直極―
　　　　　　└―宗林―

二六八　門奈　家紋は丸に一本鷹羽　(寛永十一―未詳)

重忠　太郎兵衛直宗が二男助左衛門宗勝、家康に仕へ、關ヶ原役に供奉し、後大番組頭と爲り、元和元年より、伏見奉行を勤む。宗勝の二男六左衛門宗忠、秀忠に事へて、大番を勤め、後大坂の役に供奉して、軍功あり。重忠は宗忠が男なり。助左衛門と稱す。寛永十一年、家光に事へて大番に列し、武州兒玉、上州多胡二郡の内にて、采地五百石を賜ふ。慶安四年、請うて御馬預となり、後屢〻馬匹を求めんが爲めに、奧州及び武州府中に赴く。寛文六年卒す。江戸四ッ谷法恩寺に葬る。

忠重　助右衛門。重忠が男。大番に列す。萬治元年より、父に代つて御馬預を勤め、後屢〻奧州及び武州府中に赴き、馬匹を求む。元祿十六年卒す。

重勝　六左衛門。忠重が男。御馬預を勤め、寛文三年、御書院番士に轉じ、正德二年卒す。

富鄕　内匠。重安が男。正德二年、祖父の遺跡を繼ぐ。御書院番・甲府勤番を勤め、後代々彼地に住す。享保十三年卒す。甲州遠光寺村佛國寺に葬る。

富知　又三郎。富鄕が男。甲府勤番と爲り、明和四年卒す。

多胡郡の内を知行す

富明 松五郎。富知が男。勤番と爲り、寛政三年卒す。

富名 秀五郎。富明が男。勤番に列す。

直宗―宗勝―宗家
　　　　　―宗忠―重忠―忠重―重勝―重安―富郷―富知―富明―富名

二六九　蒔田 家紋は八曜 （天和二―元祿十一年）

定行 蒔田民部少輔維昌が後胤なり。維昌、陸奥國蒔田城に住し、子孫に至り尾張國下津に移り住すと云ふ。相模守廣光、信長の麾下に屬し、後秀吉に事ふ。男左衞門權佐廣定、秀吉及び秀頼に仕へ、一萬石を領す。慶長五年、石田三成に應じ、安濃津城攻圍軍に加はる。落城の後、彼城を戍る。關ヶ原役後、高野山に蟄居す。後淺野幸長の執申に依り、召されて家康に仕へ、備中・河内・山城・攝津にて、一萬石を賜ふ。大坂兩役に供奉し、凱旋の時亦供奉に列す。廣定の男玄蕃頭定正、寛永七年、廩米三百俵を賜ふ。後二百俵を加へらる。十三年父が遺蹟を繼ぎ、先に賜は

りたる采地を併せて、八千三百十石餘を知行し、三千石を弟長廣に分與す。定行は定正が男なり。初名は廣則。權佐と稱す。寛永十八年遺跡を繼いで、七千石餘を知行し、千三百石を弟八十郎定成に分與す。天和二年四月、上州山田・勢多・新田三郡の內にて、七百石を加恩あり。總て七千七百石餘を知行す。寄合・甲府城番・定火消・御持弓頭・百人組頭等に歷仕し、元祿三年卒す。江戶谷中の別業に葬る。

山田勢多新田三郡七百石を知行す

定矩　權佐。實は戶田權兵衞忠辰が二男にして、定行が養子と爲る。元祿十一年、上野國の采地を備中國に移さる。御小姓より中奥御小姓に轉じ、備中守に任ず。寶永七年卒す。

上野の采地を備中に移す

廣光—廣定—定正—定行=定矩—定英—定安—定靜—定祥……

二七〇　河田（家紋は庵木瓜）　（元和二頃—未詳）

政親　伊東祐親が後裔にして、越中國松倉庄金山城主河田豐前守長親が男伯耆守泰親、上杉謙信及び景虎に仕へ、上州沼田城を戍る。後北條氏政・氏直に屬す。

上野相枝庄千石を知行す

小田原落城の後、召されて家康に仕ふ。文祿二年卒し。上州碓氷郡慈雲寺に葬る。政親は泰親の子なり。通稱は助兵衛。文祿元年、召されて家康に仕ふ。後關ヶ原及び大坂兩度役に供奉し、上州相枝庄（松枝又は相股の誤か、）の內に於て、采地千石を賜はり、御書院番を勤む。寛永十年、常州にて新恩二百石を賜ひ、十四年卒す。

親重　半助。政親が男。御小姓・大番組頭を勤め、寛永十年、上總にて六百石を知行す。十四年遺跡を繼ぎ、千二百石を賜ひ、先の六百石を收めらる。承應元年卒す。

親風　六郎左衛門。實は押田三次郎豐勝が二男にして、親重が養子と爲る。御小姓組・三崎奉行等を勸め、享保七年卒す。江戶本所碩運寺に葬る。

親吉　內記。親風が男。享保十八年卒す。

往親　半助。實は江原兵橘全博が二男にして、親吉が養子と爲る。西城御小姓組・西城御小納戶等を勤め、寶曆二年卒す。

親翁（ちか）　六郎左衛門。往親が男。御小姓組・御使番等を勤め、天明六年卒す。

親道（みち）　吉藏。親翁が男。西城御書院番・御書院番を勤め、寛政三年辭す。

長親―泰親―政親―親重＝親風―親吉＝往親―親翁―親道

多胡緑野群馬三郡九百石を知行す

二七一　川田（家紋は龜甲の內に花菱）（元祿十―明治元）

貞增　六郎左衛門某、松平清康に仕ふ。其子六郎左衛門某、（一に貞正に作る。）家康に事ふ。其子六郎左衛門貞次、（一に貞行に作る。）家康に仕へ、御天守番を勤む。貞次の男吉兵衛貞則、元和四年、廩米五十俵、九年五十俵、寛永六年二百俵、慶安四年三百俵を賜ふ。小十人・同組頭・西城小十人番頭等に歷事す。貞則が男吉兵衛貞恒、遺跡を繼ぎて、廩米五百俵を賜ひ、百俵を弟半平則房に分與す。延寶五年、新恩二百俵、天和二年二百俵を加へらる。大番・同組頭・西城御裏門番頭に歷事す。貞增は貞恒が男なり。通稱は新八郎。御小姓番士に列し、元祿十年七月、廩米を更めて、上野多胡・緑野・群馬三郡の內、采地九百石を賜ふ。十四年卒す。江戸駒込高林寺に葬る。（一）

爲貞　一學。實は貞恒が三男にして、兄貞增が嗣と爲る。御書院番に列し、享保十五年卒す。

貞伴　一學。爲貞が男。御小姓組の番士と爲り、元文五年卒す。

貞計　吉兵衛。貞伴が男。御小姓組に列し、安永元年卒す。

貞陳　吉左衛門。實は爲貞が三男にして、貞計の遺跡を繼ぐ。御小姓組と爲

り、寛政六年卒す。

貞興　六郎左衛門。實は林藤四郎忠久が三男にして、貞陳が養子と爲る。寛政七年三月、家を繼ぎ、八月御小姓組の番士に列す。

文政の國字分名集に、九百石、小石川築地、川田一學と見えたり。

(一)某—(二)貞正—(三)貞次—(四)貞則—(五)貞恒—(六)貞増
　—(七)爲貞—(八)貞伴—(九)貞計
　—(一〇)貞陳—(一一)貞興……

(二)群馬郡誌に、明治元年調、旗下川田六郎左衛門知行、北下村二百二十石四升七合一勺とあり。

二七二　奥田　家紋は龜甲の内に花菱　(天和二—未詳)

忠信　藤原氏なり。或は曰ふ、源氏斯波家氏が後裔と。三河守忠高、松永久秀に屬し、屢戰功あり。久秀沒落の後、信長に屬し、又秀吉に事へ、後辭して大和國畑に寓居す。關原役後、家康、忠高が武名を聞き、大津驛に召して謁を賜ひ、本領大和

國山邊、紀伊國名草二郡にて、二千八百石を賜ふ。後采地を伊勢國市志郡の内に移さる。忠高の男三郎右衛門忠次、大坂夏ノ役に從軍し、血戰して死す。男半兵衛忠一、元和凱旋の後、二條城に召され、父が戰功に依りて、其遺跡を賜ひ、大和の采地に住す。後伊勢の采地を江州蒲生郡の内に移さる。忠一の男三郎右衛門忠虎。忠虎の男忠信なり。忠信初名は忠朝。八郎右衛門と稱す。天和二年四月、上州山田、野州梁田二郡の内にて、五百石を加へられ、總て三千三百石を知行す。寄合・御使番・御目附・御普請奉行等に歷事し、享保十五年卒す。芝泉岳寺に葬る。

山田郡の内を知行す

忠英 初名は忠直。八郎右衛門。忠信が男。火事場見廻・大坂御船手・小普請組支配・甲府勤番支配・田安家々老・御持筒頭等に歷事し、備後守に任ず。明和六年卒す。

高甫 主馬。忠英が男。美濃守に任ず。御小納戸・御小姓・新番頭・小普請支配等に勤仕し、安永八年卒す。

高寛 主馬。高甫が男。御使番に列し、寛政六年、御先鐵炮頭に轉ず。

忠高―忠次―忠一―忠虎―忠信―忠英―高甫―高寛……

山田郡の内を知行す

二七三　成瀨（家紋は丸に鳩酸草）（天和二―未詳）

重治　藤原氏。三河國賀茂郡足助庄成瀨鄕に住し、成瀨を以て家號とす。惣右衛門重貞、松平長親及び信忠に仕ふ。男吉藏重倫、清康及び廣忠に仕へ、後家康に從ふ。功に依りて、三州磨古毛登宇村にて采地を加へらる。重倫の男吉助重宗、家康に事へ、長篠の役功あり。長久手の役戰死す。重宗の男惣右衛門重正、家康に仕へ、廩米三百俵を賜ふ。寛永十年、二百石を加へられ、廩米を更めて、相州大住郡にて、采地五百石を知行す。重正が男重治なり。初名は正房。惣右衛門と稱す。大番・西城御小納戸・御留守居等を勤む。廩米三百俵を加へられ、天和二年四月、上州山田、野州梁田・阿蘇三郡にて、五百石を加賜せられ、元祿四年卒す。江戸伊皿子の大圓寺に葬る。

重章　讃右衛門。重治が男。御小姓組番士・御使番・荒井奉行・御先鐵砲頭等に歷仕す。父の遺跡廩米三百俵を弟高木重剛に分與す。元祿十年、廩米を更めて、常州にて采地二百石を賜ひ、總て千二百石を知行す。寶永四年卒す。

重賢　三郎右衛門。實は重治が三男にして、兄重章が嗣と爲る。寄合に列し、

國山邊、紀伊國名草二郡にて、二千八百石を賜ふ。後采地を伊勢國市志郡の内に移さる。忠高の男三郎右衛門忠次、大坂夏役に從軍し、血戰して死す。男半兵衛忠一、元和凱旋の後、二條城に召され、父が戰功に依りて、其遺跡を賜ひ、大和の采地に住す。後伊勢の采地を江州蒲生郡の内に移さる。忠一の男三郎右衛門忠虎。忠虎の男忠信なり。忠信初名は忠朝。八郎右衛門と稱す。天和二年四月、上州山田、野州梁田二郡の内にて、五百石を加へられ、總て三千三百石を知行す。寄合・御使番・御目附・御普請奉行等に歷事し、享保十五年卒す。芝泉岳寺に葬る。

山田郡の内を知行す

忠英　初名は忠直。八郎右衛門。忠信が男。火事場見廻・大坂御船手・小普請組支配・甲府勤番支配・田安家々老・御持筒頭等に歷事し、備後守に任ず。明和六年卒す。

高甫　主馬。忠英が男。美濃守に任ず。御小納戸・御小姓・新番頭・小普請支配等に勤仕し、安永八年卒す。

高寛　主馬。高甫が男。御使番に列し、寛政六年、御先鐵炮頭に轉ず。

忠高―忠次―忠一―忠虎―忠信―忠英―高甫―高寛……

山田郡の内を知行す

二七三 成瀬 家紋は丸に鳩酸草 （天和二―未詳）

重治 藤原氏。三河國賀茂郡足助庄成瀬郷に住し、成瀬を以て家號とす。惣右衛門重貞、松平長親及び信忠に仕ふ。男吉藏重倫、清康及び廣忠に仕へ、後家康に從ふ。功に依りて、三州醉古毛登宇村にて采地を加へらる。重倫の男吉助重宗、家康に事へ、長篠の役功あり。長久手の役戰死す。重宗の男惣右衛門重正、家康に仕へ、廩米三百俵を賜ふ。寛永十年、二百石を加へられ、廩米を更めて、相州大住郡にて、采地五百石を知行す。重正が男重治なり。初名は正房。惣右衛門と稱す。大番・西城御小納戸・御留守居等を勤む。廩米三百俵を加へられ、天和二年四月、上州山田・野州梁田・阿蘇三郡にて、五百石を加賜せられ、元祿四年卒す。江戶伊皿子の大圓寺に葬る。

重章 備右衛門。重治が男。御小姓組番士・御使番・荒井奉行・御先鐵炮頭等に歷仕す。父の遺跡廩米三百俵を弟高木重剩に分與す。元祿十年、廩米を更めて、常州にて采地二百石を賜ひ、總て千二百石を知行す。寶永四年卒す。

重賢 三郎右衛門。實は重治が三男にして、兄重章が嗣と爲る。寄合に列し、

正德四年卒す。

治宥（ひろ）　初名は重采（ちか）。瀧右衛門と稱す。實は成瀨藤八郎國治が長男にして、重賢が養子と爲る。小普請・御小姓組・西城御書院番士に歷仕し、元文元年卒す。

正恒　惣右衛門。治宥が男。西城御小姓組番士と爲り、安永二年卒す。

正延　吉藏。正恒が男。中奥番士・西城小十人頭・西城御目附を經て、寛政三年、御留守居に徙る。

一重貞―二重倫―三重宗―四重正―五重治―六重章
　　　　　　　　　　　　　　　　　　├七重刻……
　　　　　　　　　　　　　　　　　　└重賢―八治宥―九正恒―一〇正延……

二七四　成瀨（高木）（家紋は丸に鳩酸草）　（元祿十―未詳）

重刻（とき）　惣十郎。重治が二男。初め外家の號高木を稱す。寛文七年、召されて御書院番に列し、九年廩米三百俵を賜ふ。延寶六年、廩米二百俵を加へられ、元祿四年、父が遺跡の中三百俵を分與せらる。十年廩米を更めて、上州群馬郡にて、采

群馬郡五百石を知行す

地五百石を賜ふ。御小納戸・寄合・御徒頭に歴勤し、正德元年卒す。江戸伊皿子の大圓寺に葬る。

正良　惣八郎。實は日向傳右衛門正知が四男にして、重刻が養子と爲る。家號を成瀨に復す。御小姓組に列し、寶曆七年卒す。

正久　惣十郎。正良が男。西城御小姓組番士・同御小姓組等を勤め、寬政五年卒す。

正辰　彌五郎。正久が男。安永七年家繼ぎ、天明二年、西城御小姓組に列し、次いで本城に勤仕し、後若君に附屬せられて、西城に候す。

重刻　正良—正久—正辰

二七五　櫻井（家紋は丸に三引）　（天和二—元祿二年）

勝政　冷泉中納言爲秀が男舍人勝家、三州碧海郡櫻井村に住して、家號と爲す。其裔又右衛門勝光、三州宇津山に戰死す。男庄之助勝次、宇津山に住す。後岡崎に召されて、家康に仕へ、濱松に居る。先鋒本多忠勝が組に屬し、姉川の役勇戰し、

功を賞せられ、遠州山名郡にて采地を賜ふ。三方ヶ原、長篠の諸役に武名を揚ぐ。二股城攻擊の時、殊に猛勇を顯はす。家康其敵に深入するを戒め、遠州にて四邑を加へ賜ふ。其後高天神・掛川・小山・諏訪原・乾・田中等に從軍す。勝次が男庄之助勝成、本多忠勝に屬し、上總大多喜に在り。後忠勝が子忠政に屬す。慶長七年、故ありて其家を去る。名を渥美左太夫と更め、田中吉政に仕ふ。後召出されて、秀忠に事へ、御書院番と爲る。元和九年、武州にて三百石餘の采地を賜ひ、寛永十年、甲州にて新恩千石を賜ふ。勝政は勝成が養子なり。實は紀州家の臣渡邊主膳が二男。通稱庄之助。御書院番・御使役等を勤む。天和二年四月、上州山田・新田・邑樂三郡にて、五百石を加へられ、總て千八百石餘を知行す。寶永元年卒す。江戸三田功運寺に葬る。元祿二年十二月、男庄之助勝次、家を繼いで千三百石餘を知行し、上野の采地五百石を弟庄八郎勝凭に分與す。

新田山田邑樂三郡五百石を知行す

上野の采地を弟に與ふ

勝光─勝次─勝成═勝政─┬─勝次─勝興─依勝─應勝……
　　　　　　　　　　　└─勝凭═勝安─勝元═勝郁─勝強……

山田新田邑樂
三郡五百石を
知行す

二七六　櫻井　家紋は丸に三引　（元祿二―未詳）

勝凭（よし）　庄八郎。勝政が二男。元祿二年十二月、父が采地上州山田・新田・邑樂三郡にて、五百石を分與せられ、小普請と爲り、次いで御書院番に列し、寶曆二年卒す。江戸西久保の大養寺に葬る。

勝安　隼人。實は安部丹波守信厚が五男にして、勝凭が養子と爲る。御小姓組に列し、元文五年卒す。

勝元　庄之助。勝安が男。寶曆四年卒す。

勝郁　庄八郎。實は市橋三四郎長和が三男にして、勝元が養子と爲る。御書院番に列し、寬政五年卒す。

勝強（よし）　隼人。實は内方藏五郎當高が二男にして、勝郁が養子と爲る。西城御小姓組に列し、後本城に仕へ、寬政八年、若君に附屬せられて、西城に候す。

系圖　前項を參照。

二七七　櫻井（家紋は竹に雀）（慶長五―未詳）

久忠　仁兵衞、又は六郎左衞門。六郎左衞門守久が長男にして、蘆田右衞門佐信蕃に仕ふ。天正十年、家康甲斐新府に出馬の時、信州佐久郡三澤の山小屋に籠り、忠戰を盡す。十一年五月、甲州市川の陣營に召され、始て家康に謁す。慶長五年、麾下に列し、上州藤岡にて采地を賜ふ。是歳秀忠、上田城を攻むるに當り、久忠本田正信が手に屬して、供奉す。寛永十四年卒す。

藤岡に采地を賜ふ

久重　次郎左衞門。久忠が男。父が家を繼ぎて、秀忠に仕へ、大坂兩度の役、本多正信が手に屬して、從軍す。元和九年、駿河大納言忠長に附屬せられ、小十人を勤め、忠長事あるの後、處士と爲る。寛永十六年、召返され家光に事へて、御寶藏番を勤め、十七年廩米・月俸、及び下總千葉郡にて采地を賜ふ。萬治三年卒す。江戸四谷の本長寺に葬る。

藤岡の采地を收めらる

久忠の弟守長兄と與に蘆田氏に屬す。慶長五年、家康の麾下に列し、藤岡にて采地を賜ふ。寛永九年卒す。其子守次、元和九年、駿河大納言忠長に附屬せられ、後處士と爲る。寛永十六年、再び召還され、秀忠に仕へ、御天守番を勤む。十七年采地及

び廩米・月俸を給ふ。寛永三年卒す。下谷法清寺に葬る。子孫御家人たり。

系圖　次項を見よ。

二七八　櫻井 家紋は切竹に止り雀　（慶長五―未詳）

正吉　通稱は助右衛門。守久が三男なり。蘆田右衛門佐信蕃に仕ふ。天正十年、兄仁兵衛久忠と與に、軍功あり。十一年岩尾城攻圍に戰功あり。蘆田五十騎の者と與に、甲州市川の陣營に召されて、家康に謁す。後松平右衛門大夫康眞に屬し、慶長五年、蘆田衆と同じく、正吉を御家人に加へられ、上州藤岡に於て采地を賜ふ。此年上田の役、本多正信が手に屬して、秀忠に供奉す。寛永十六年卒す。藤岡の光德寺に葬る。

藤岡に采地を賜ふ

吉久　德右衛門。正吉が男。家を繼いで秀忠に仕へ、大坂兩度の役、本多正信が手に屬して、供奉す。元和九年、駿河大納言忠長に附屬せられ、小十人を勤む。忠長事あるの後、處士と爲る。後召返され、家光に勤仕し、御寶藏番に列す。寛永十八年、采地及び廩米・月俸を賜ふこと、故の如し。寛文九年卒す。下總國千葉郡

藤岡の采地を收めらる

上飯山滿村に葬る。

守久─┬久忠─久重─守道
　　　├守長─守次─守虎
　　　└正吉─吉久─正次─正豐─正淳─正精─貞幹……

二七九　酒井　家紋は三頭左巴　（寛文元─明治初）

貞治　藤原秀鄕の流なり。波多野次郎義通が三世、松田次郎有經が後裔貞重、相州大住郡酒井鄕を領し、後丹波國多紀郡酒井鄕に移り住す。其裔六郎貞氏が子左衞門尉家貞。家貞が子六郎信貞なり。信貞尊氏に仕へ、酒井を以て家號と爲す。其子伯耆守貞敏。貞敏が子伯耆守信敏なり。信敏足利基氏に仕ふ。其孫萬太郎政敏、足利持氏に仕ふ。其子伯耆守貞隆、足利成氏に仕へ、上總國濱村に住し、武勇の稱あり。同國土氣城主と爲る。後東金城に徙る。其子伯耆守貞治、里見家に屬し、土氣城に住す。貞治の孫中務胤康、永祿六年、鴻臺の役後、北條氏康が招に應じ、北條氏の旗下と爲り、松田尾張守憲秀に屬す。其子伯耆守康治、北條

新田佐位二郡六百五十石餘を知行す

新田郡二百石を弟に分與す

氏康及び氏政に仕へ、土氣・本納二城の主たり。後家康に志を通ず。天正十八年、北條氏沒落の後、上總國山邊郡中次村に蟄居す。後家康の命に依り、大久保忠隣に屬す。康治が男與左衞門重治、慶長元年、足利領の内にて、千二百石餘の地を重治及び弟直治に與ふ。重治は小曾根の采地六百五十石餘を知行し、後大番と爲る。重治は男與左衞門豐治、大番に列し、寛永十年、武州埼玉郡にて新恩二百石を賜ふ。貞治は豐治が男なり。通稱は市郎右衞門。寛文元年、采地を上野新田・佐位二郡の内に移さる。大番・同組頭・西城御裏門番頭等を勤め、寶永元年卒す。品川の本光寺に葬る。

近治　長十郎。貞治が長男。御小姓組・桐番間・御近習番・御小納戶等に歷事し、元祿十二年、遺跡を繼ぎて六百五十石餘を知行し、二百石を弟好治に分與す。寶永四年卒す。

政治　新三郎。實は貞治が五男にして、近治が嗣となる。西城御書院番・御徒頭等を勤め、元文元年卒す。

定盈　市郎右衞門。實は小濱備中守隆品が三男にして、政治が養子と爲る。西城御小姓組番士と爲り、明和二年卒す。

定保　新三郎。定盈が男。御書院番に列し、安永四年致仕す。

定之　長十郎。實は小濱隆品が六男、多一郎隆啓が男にして、定保が養子と爲る。安永五年、御書院番に列す。文政の國字分名集に、六百五十九石九斗九升、神田雉子町、酒井市郎兵衞とあるは、定之の子なるか。

貞氏─家貞─信貞(酒井)─貞敏─信敏─信房─政敏─貞隆─貞治─玄治─
─胤康─康治─重治─豐治─貞治┬近治─政治─定盈─定保─定之
　　　　　　　　　　　　　　└好治─貞氏　定吉……

(一)佐波郡誌に、幕末旗下、酒井市郎右衞門知行所、島村の一部とあり。

二八〇　酒井　家紋は三頭左巴　(寶永元年─未詳)

新田郡二百石を知行す

好治　九郎左衞門。貞治が二男。寶永元年、父が遺跡上州新田郡(一)の內にて、二百石を分與せらる。小普請・大番・富士見御寶藏番頭に歷仕し、享保二十年卒す。品川の本光寺に葬る。

貞氏(もと)　幾之丞。好治が男。大番に列し、寶歷八年卒す。

定吉　與左衞門。實は定盈が二男にして、直氏の養子と爲る。大番・大坂御金奉行を勤め、寛政四年、小普請に貶さる。

系圖　前項を參照。

(一)佐波郡誌に、寶永元年、島村四十五石酒井市郎右衞門、安永七年、其の息賴母、島村地頭と爲るとあり。

二八一　渥美 家紋は三扇五本骨　(天和二—未詳)

友勝　藤原氏なり。世々三河國渥美郡に住し、渥美を以て家號と爲す。享祿元年、太郎兵衞友元、召されて松平清康に謁し、三十貫文の地を賜ふ。後叶田大藏の叛を討平して、五十貫文の加恩を賜ふ。二年東三河の牧野傳藏との戰に、先隊に加はりて軍功あり。岡崎の內にて百二十貫文の地を加へらる。清康逝去の後、廣忠に勤仕し、伊田の戰に傷を被る。男太郎兵衞友勝、一に友吉に作る。初め廣忠に仕ふ。十七歲の時、人と口論して之を殺し、尾州に走りて、信長に仕ふ。家康の織田氏に質たるや、命を蒙りて熱田に抵り、之を守護す。爾後德川氏に歸せしもの、

如し。今川義元の戰死の時、家康を促して岡崎に歸らしむ。此時服部政光と與に、兵粮を獻ず。功に依りて、采地を宛行はれ、其後屢〻新恩の地を賜ふ。永祿六年、一向宗一揆の起るや、友勝德川氏の爲めに、軍忠を勵ます。姉川・三方ヶ原、長篠・小田原の諸役に從軍す。天正十八年、家康關東入國の後、上總國周淮郡にて、采地百石を賜ひ、大番組を預けらる。男久兵衛友重、岡崎三郎信康に仕へ、信康事ありし後、家康に事ふ。長久手の役、軍功あり。其後本願寺の新門徒追放の時、友重も其徒たるに依り、三河を逐はる。小田原の役、密に平岩親吉の手に屬し、岩槻城攻撃の先登に功あり。其後淺野長政に就いて、復び家康の旗下に仕へんことを請ふ。家康命じて、結城秀康に事へしむ。秀康の卒後、處士と爲る。大坂冬ノ役、松平忠直の家臣と爲り。夏ノ役にも參加す。忠直罪を獲るの後、越後守光長に仕ふ。寛永九年、江戸に徵され、越後高田の城代と爲り、正保二年、其地に卒す。男久兵衛政勝、（一に正勝に作る。）元和元年、始て秀忠に謁し、大坂の役に從軍す。後御書院番と爲り、二年家光に附屬せられて、食祿を賜ふ。其後上總國にて、采地五百石を賜ひ、御馬預を勤む。正保元年、松平光長に附屬せられ、男友勝を幕府に留む。友勝九郎兵衛と稱す。御書院番士となり、慶安二年、廩米三百俵を賜ふ。延寶二年、小十人番頭に

進み、新恩三百俵を賜ふ。天和二年四月、上州邑樂、野州安蘇二郡にて、五百石を加增あり。其年卒す。江戸四ッ谷西應寺に葬る。

友延　九郎兵衞。友勝が男。元祿十年、采米を更めて、武州埼玉、相州大住二郡にて、六百石を賜ひ、總て千六百石を知行す。小普請・御小姓組・御使番等に勤仕し、享保八年卒す。

友武　九郎兵衞。友延が男。御小姓組・同組頭等を勤め、明和四年卒す。

友將　九郎兵衞。實は井上圖書正珍が四男にして、友武が養子と爲る。御小姓組番士・御使番等を勤め、天明八年卒す。

友貞　九郎兵衞。友將が男。御小姓組番士と爲り、寛政八年、若君に附屬せられ、西城に勤仕す。

友元—友勝—友重—政勝—友勝—友延—友武—友將—友貞

二八二　岩瀨（家紋は丸に三本杉）　（天和二—未詳）

氏勝（一に氏朝に作る）　藤原氏なり。治部氏使家康に事へ、長篠役に戰死す。男雅樂

助氏定、父と與に家康に仕へ、長篠の役、天龍の川上に戰死す。弟掃部氏則家を繼ぐ。天正九年、高天神城攻の時功あり。男吉左衞門氏與、天正十八年、上總國山邊、下總國印旛二郡の內にて、千五百石の采地を賜ふ。是歲御使番と爲り、關ヶ原役從軍す。慶長十八年より、秀忠に事ふ。男吉左衞門氏次御小姓組に列し、大番に移る。氏勝は氏次が男なり。通稱は吉左衞門。寬永十九年、御小姓組の番士と爲り、明曆二年、采地を更めて、廩米を賜ふ。寬文八年、食祿の中、三百俵を男氏房に分與す。天和元年、御使番に轉ず。二年七月、上州山田、野州梁田二郡の內にて、采地五百石を加へらる。三年御留守居番に徙り、元祿八年卒す。江戶駒込吉祥寺に葬る。

山田郡を知行す

氏昌　初名は氏圍。吉左衞門と稱す。氏勝が男。御小姓組番士、桐間番等に歷仕す。元祿十年、廩米を更めて、豆州那賀、野州芳賀二郡の內にて、采地千二百石を賜ひ、總て千七百石を知行す。正德二年卒す。

氏英　吉左衞門。氏昌が男。御書院番士と爲り、寶曆五年卒す。

氏以　吉左衞門。氏英が男。御書院番に列し、明和五年卒す。

氏紀　式部。實は秋田河內守延季が六男にして、氏以が養子と爲る。御書院

番・中奥番士・御使番・駿府町奉行等に歴事す。

氏倭[一]─氏定[二]─氏則[三]─氏興[四]─氏次[五]─氏勝[六]─氏昌[七]─氏英[八]─氏以[九]─氏紀[一〇]

(一)山田郡誌に、本郡廣澤村十一給の中に、若瀬鋼太郎の名見ゆ。

二八三　石原　家紋は丸に揚羽蝶　(天正十八─元和九年)

藤岡領内にて采地を賜ふ

政吉　藤原氏なり。(家傳には清和源氏と爲す。)大藏丞政一、(一に政治に作る。)武田信虎に仕ふ。男豐後守政成、信玄及び勝頼に仕へ、屢戰功あり。政吉は政成が男なり。次郎三郎と稱し、豐後守と爲る。信玄及び勝頼に仕へ、蘆田信蕃が麾下に在り。天正十年信蕃に從ひて家康に屬し、三澤の山小屋に於て、北條氏の兵と戰ひ功あり。爾來信蕃及び其子康國が手に屬し、上州綠野郡藤岡領の内にて采地を賜ふ。十九年陸奥九戸一揆の時、從軍して岩手澤に抵り、又秀忠の上田城を攻むるの時にも供奉す。

吉次　太郎兵衛。政吉が男。大坂兩度の役、本多正信が隊下に屬して、從軍す。

收封せらる

元和九年、駿河大納言忠長に附屬せられ、忠長事ありし後、處士と爲る。其後召し返され、家光に仕へ、寛永十六年、上總國山邊郡の內にて、釆地二百石を賜ふ。慶安元年、綱吉に附屬せられ、奥方番頭と爲り、三丸に候す。後神田の館に候し、寛文十年卒す。江戶牛込萬昌院に葬る。

政一[一]—政成[二]—政吉[三]—吉次[四]—吉春—政明[五]—政矩[六]—政張[七]—政志[八]—政能[九]—政孝[一〇]

二八四　石原 家紋は輪違に一二の文字 （天正十八年—元和九年）

藤岡に居る

重宗　孫助。前項政吉と兄弟たるが如し。然れども家傳には、大藏往宗が男と爲す。重宗、信玄及び勝賴に仕へ、蘆田信蕃が手に屬す。後信蕃が男康國の子康眞に從ひ、上州藤岡に在り。慶長五年、秀忠上田城を攻むるの時、之に供奉す。某年卒して、江戶牛込萬昌院に葬る。

廐橋領の內を知行す

吉宗　孫助。重宗が男。家康に仕へ、大坂兩度の役に供奉し、上州廐橋領の內にて、釆地を賜ひ、月俸を添えらる。元和九年、忠長に附屬し、忠長事ありし後、處士と爲る。寛永十六年召し返され、上總國武射郡にて、釆地五十石、廩米三十俵、月俸

六口を賜ひ、富士見番を勤め、後奥方廣敷番に轉じ、寛永二年卒す。

往宗—重宗—吉宗—義保—保成—義易—義居—義路—義衛—義利—義陳

二八五　日根野　家紋は洲濱　（天和二—未詳）

弘宣　初め源姓なり。基違の時、故ありて藤原氏に更む。祖先は和泉國日根郡中庄湊浦に住し、家號を日根と曰ふ。後日根野に更む。九郎左衛門尉某の時、美濃に移り住す。男治部卿弘就、齋藤道三及び其孫龍興に仕へ、屢戰功あり。龍興沒落の後、處士と爲り、今川氏に屬し、後信長及び秀吉に仕ふ。二男筑後守吉時、豐臣秀次に仕へ、采地二千石を賜ふ。後家康に事ふ。男長五郎弘吉、秀忠に仕へ、武州榛澤郡にて、采地八百石を賜ふ。男長五郎吉次家を繼ぎ、寛永十年、常陸國信太郡にて二百石を加へらる。長左衛門弘宣は、吉次が弟にして、吉次の遺跡を繼きて、七百石を知行し、三百石を義弟弘直に分與す。天和二年四月、上州山田郡にて、（二）新恩五百石を賜ふ。御小性組番士・御留守居番等を勤め、元祿三年卒す。江戸駒込江岸寺に葬る。

（二）山田郡五百石を知行す

弘政　傳八郎。弘宣が男。御小姓組に列し、正德四年卒す。

政弘　左門。弘政が男。延享元年卒す。

弘豐　長左衞門。政弘が男。御書院番・同組頭等を勤め、天明五年卒す。

弘篤　織部。弘豐が男。天明六年、御小姓組の番士に列す。

永盛―國季―國遠―基遠(中間二十三代略)―某―弘就―高吉……
　―吉時―弘吉―吉次―
　―弘宣―弘政―政弘―弘豐―弘篤……

(一)山田郡誌に、市場村二給の一、日根野傳八、廣澤村日根野房太郎知行所と出てたり。

二八六　山崎(家紋は丸に揚羽蝶)　(天和二―未詳)

重政　藤原氏なり。もと潮田を稱す。中務少輔正重、伊勢國司北畠具教に屬し、同國四五百森(よひのもり)城に住す。天正四年、具教に殉死す。男庄右衞門正勝、某寺に入りて喝食と爲る。後織田信雄の招に應じ、家臣と爲る。此時外祖父山崎兵部大

輔某が家號を冒して、山崎に更む。其後處士と爲る。男權八郎正信、幼より秀忠に勤仕し、采地二百石を賜ふ。大坂夏ノ役、高名を顯はし、新恩三百石を加へらる。其後屢〻加增ありて總て二千石を食む。寬永七年、故ありて改易せられしが、十二年召し返され、甲州にて采地千石を賜ひ、後長崎奉行と爲る。重政は正信が男なり。通稱は四郎左衛門。寬文元年、采地を上總國武射郡の內に移さる。天和二年五月、上州邑樂、野州梁田二郡の內にて、五百石の地を加へらる。御書院番・御使役・御先鐵炮頭・御持筒頭等に歷仕し、貞享二年卒す。江戶牛込松源寺に葬る。

邑樂の郡内を知行す

正周　四郎左衛門。重政が男。元祿十一年、上總の采地を割いて、上州邑樂・新田二郡の內に移さる。御書院番・御使番・御目附・御先弓頭等に歷事し、享保三年卒す。

邑樂新田二郡の中を知行す

慶正　權八郎。正周が男。享保三年、遺跡を繼いで千石を知行し、五百石を弟久貝吉京正直に分與す。御書院番を勤め、元文二年卒す。

正導　四郎左衛門。慶正が男。御書院番士・御使番・西城御目附・駿府町奉行・堺奉行・京都町奉行・御持筒頭等に歷事し、大隅守に任じ、寬政五年卒す。

正偉　四郎左衛門。正導が男。寬政三年、御小姓組に列し、五年家を繼ぐ。

正重―正勝―正信―重政―正周―┬慶正―正導―正儔―正武
　　　　　　　　　　　　　　└正直＝正次―正賢……

二八七　山崎(久貝)家紋は丸に揚羽蝶(享保三―未詳)

邑樂郡の内を知行す

正直　十左衛門。正周が二男。故ありて久貝を稱す。享保三年、父が遺跡上總武射、上州邑樂、野州梁田三郡の內にて、采地五百石を分與せらる。小普請・大番・新番に歷事し、元文三年卒す。

正次　十左衛門。實は山崎新五郎正春が二男にして、正直が養子と爲る。久貝を更めて、山崎と爲す。御納戸番に列し、新番に徙り、寶曆十年卒す。

正賢　初名は正惟(ただ)。八左衛門。正次が男。明和三年、大番に列す。

系圖　前項を參照。

康重　或は藤原氏、或は源氏、或は三宅連の裔と云へと、詳ならず。家傳に兒島高德を中興の祖とし、世々三河國加茂郡に住すと云ふ。隼人正某、（一に師貞に作る。）同州梅坪を領す。天文十六年、信長軍を出して、梅坪を攻むるの時、岩瀬山に出軍して戰死す。男藤左衛門政貞、其場に於て父の仇を討取り、次いで梅坪を領す。永祿元年、嫡子惣右衛門康貞と與に岡崎に赴き、家康に仕ふ。後康貞に高橋・吉良・東三河・遠江の士三十餘騎を預けらる。姉川・長篠・諏訪原・高天神・長湫等の諸役に功あり。天正十八年、武州瓶尻にて采地五千石を賜ふ。慶長九年、采地を三州加茂郡擧母に移され、五千石を加增ありて、總て一萬石を領す。男越後守康信、小田原役、父と與に家康に從軍す。文祿朝鮮役、肥前に扈從す。關原役、父と與に横須賀城番を勤む。大坂冬役、駿府城を戍る。夏役、淀城を警衛す。元和五年、擧母を更めて伊勢に移され、龜山城を賜ふ。同國にて二千石を加へられ、總て一萬二千石餘を領す。康重は康信が二男なり。通稱は大學。寬永十三年、御小姓組の番士に列し、次いで廩米三百俵を賜ふ。後西城御留守居に轉す。天和二年四月、上州新

新田邑樂二郡の內を知行す

新田郡三百石を加へらる

田・邑樂・野州梁田三郡の內にて、新恩四百石を賜ふ。三年卒す。江戶小日向金剛寺に葬る。

康敬（よし）　大學。康重が男。元祿十年、廩米を改めて、武州埼玉郡の內にて、采地三百石を賜ふ。享保十一年、上州新田郡の內にて三百石を加へられ、總て千石を知行す。御書院番・御徒頭・御目附・長崎奉行・大目附・御留守居等に歷事し、周防守に任ず。寬延三年卒す。

康倶　大學。康英が男。寬延元年、祖父の遺跡を繼ぐ。西城御小納戶・西城御小姓・西城御徒頭等に歷事し、周防守に任ず。安永五年卒す。

康彊（かつ）　大學。康倶が男。寬政二年卒す。

康明　主水。實は久世三之丞廣和が二男にして、康彊が養子と爲る。寬政八年、御書院番に列す。

師貞―政貞―康貞―康信―康盛……
　　　　　　　　　　　　└[一]康重―[二]康敬―康英―[三]康倶―[四]康彊＝[五]康明……

二八九　坪内　家紋は丸に洲濱　（天和二―未詳）

定長　加賀國富樫氏の裔なり。藤左衛門頼定、初め富樫氏を稱す。後尾州犬山城主織田白巖に仕へ、濃州松倉城に住し、氏を改めて坪内を稱す。家傳には、頼定尾州野武城代坪内又五郎が家を繼ぎて、坪内を稱すと云ふ。頼定五世の孫玄蕃利定、信長に仕へ、楠峡間・岐阜・箕作・手筒山・小谷城・本願寺等の諸役に軍功あり。二千八十七貫文の地を賜ふ。長久手の役、森長一に屬し勇戰す。天正十八年、召されて家康に仕へ、上總國山口村、武藏國伊奈木﨑鄉にて、采地二千石を賜ふ。後上總國梁鄉椿村・大寺村・高根村にて千四百石を男四人に賜はり、總て三千四百石を知行す。慶長五年、總・武兩國の采地を改め、加增ありて舊領の地美濃國羽栗・各務二郡の内にて、總て六千五百三十石餘を賜ひ、松倉鄉に住す。男玄蕃家定、信長に仕ふ。小田原役後、秀吉の命を以て、陸奥に赴き、制法を定む。朝鮮の役、秀吉に告げずして、兄弟四人渡海し、釜山を攻むるの時、先手に加はり、本丸に乘入る。關ヶ原の役、井伊直政に屬して供奉す。後父が遺跡を繼ぎ、御鐵炮頭と爲り、同心五十人を預けらる。大坂兩度の役、子弟を師ひて從軍す。男惣兵衛定仍、家を繼ぎ、父に代りて御鐵炮頭と爲る。定長は定仍が

邑樂新田二郡五百石知行す

男なり。通稱は惣兵衞。寛永十五年、廩米三百俵を賜ひ、萬治元年、新恩三百俵を加へらる。三年七月、家を繼ぎ、五百石の地を弟菅沼勘解由定賢に分與す。此時嚮に賜ひし廩米は、父が養老の料に充てらる。天和二年四月、上州邑樂・新田二郡の內にて、五百石を加增あり。御小姓組・御徒頭・御先鐵炮頭等に歷事し、元祿五年卒す。江戶澁谷東北寺に葬る。

定重　惣兵衞。定長が男。元祿三年、家を繼いで五千五百三十石餘を知行し、千石を弟定高に分與す。定火消より御持筒頭に轉じ、享保四年卒す。

定堅　初名は定時。惣兵衞。實は坪內靱負定清が男にして、定重が養子と爲る。定火消・百人組頭・甲府勤番支配等に勤仕し、伊豆守に任じ、安永三年卒す。

定孝　惣兵衞。定堅が男。定火消・百人組頭を勤め、安永七年卒す。

定系（つぐ）　初名定恒。式部。實は鳥居丹波守忠意が二男にして、定孝が養子と爲る。定火消・小普請組支配・御小姓組番頭等を勤め、美濃守に任じ、寛政八年卒す。

定儀　式部。定系が男。寛政八年家を繼ぐ。

賴定―定兼―兼光―勝定―利定―家定―定仍―定長―定重＝定堅―定孝―定系―定儀

高壹萬五百石を知行す

重房　藤原氏なり。もとは磯貝を稱す。六右衛門重久、信長に仕ふ。男左馬助重治、（初名重成、小三郎と稱す。）幼にして信雄に事へ、命に依りて家號を村瀬と更む。采地四十石を領す。關ヶ原役の初、小田原に在りて大坂の擧兵を聞き、直に小山宇都宮の陣營に赴きて之を告ぐ。乃ち歸洛の途、三州刈屋に抵り、水野勝成と軍議し、九月勝成が手に屬して、大坂を攻む。頗る戰功あり。家康之を賞し、命じて麾下に加はらしむ。采地千石を賜ふ。後秀忠に仕へ、大坂兩度の役に從軍す。元和六年、水戸中納言頼房に附屬せられて、家老と爲り、一萬石を賜ひ、舊の三千石の内五百石を長男清藏重次、二千五百石を二男小三郎重俊に分ち賜ふ。重房は重俊が養子なり。（實は多賀外記貫騰が二男。）伊左衛門と稱す。家を繼いで御小姓組の番士に列す。萬治三年、嘗に重次（文伯）に賜はりし采地の事に關して、重次の男縫殿十郎と爭論せしを以て、彼の采地五百石を削られ、故の如く勤仕せしむ。乃ち濃州武儀郡にて、二千石を知行す。次いで御使番に轉す。天和二年九月、上州邑樂郡の内にて、新恩五百石を賜ふ。御留守居番に徙る。正德二年卒す。江戸四谷の瑞雲寺に葬る。

房矩　伊左衛門。實は高木伊勢守守勝が二男にして、重房が養子と爲る。御書院番士・御使番・御目附・駿府町奉行等に勤任し、享保十二年卒す。

房昌　伊左衛門。房矩が男。御書院番と爲り、元文三年卒す。

房常　右近。實は房矩が三男にして、房昌が嗣と爲る。元文五年卒す。

俊清　伊左衛門。實は黑川左門盛章が二男にして、房常が養子と爲る。西城御書院番・御使番等に勤仕し、天明六年卒す。

俊總　平四郎。俊清が男。御小納戸・御使番を勤め、寛政九年、務を辭す。

一重久—二重治┬重次……
　　　　　　　└三重俊＝四重房＝五房矩┬六房昌
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└七房常＝八俊清—九俊總……

二九一　小林　家紋は丸に揚羽蝶　(文祿四—未詳)

正重　家傳に依れば、平季衡が後裔なりと云ふ。上總國長柄郡小林郷に居りて家號とす。紀伊重定、松平親忠に仕へ、清和源氏に改む。額田郡能見村にて、百

新田郡三百五十石を知行す

貫文の采地を賜ふ。後長親・信忠に仕ふ。男平左衛門重時、信忠・清康に仕へ、三州井田下の戰に功あり。男平左衛門重次、信忠・清康に仕ふ。享祿二年、吉田城を攻むるの時、戰功あり。安城古井村にて百貫文の地を賜ふ。後廣忠に勤仕す。男平左衛門重正、廣忠に仕ふ。天文十八年、安祥城を圍む。重正等大に奮戰して、城將に陷らんとす。城將織田信廣、和を請ふ。後功を賞せられ、安城古井村の內にて、五十貫文の地を加へらる。男權大夫重直、家康に仕ふ。永祿十一年、家康堀川城を攻むるの時戰死す。嗣無きを以て、弟勝之助正次をして家を嗣がしむ。長篠・高天神・長久手・小田原・大坂等の諸役に臨み、戰功あり。武州入間郡にて采地五百石を賜ふ。正次の三男角右衛門正重、文祿四年、召されて家康に仕へ、上州新田郡にて、三百五十石の采地を賜ひ、大番に列す。慶長十九年、大坂冬ノ役に従軍し、後御具足奉行に轉じ、寬永十七年卒す。江戶小日向の德雲寺に葬る。

正勝　權十郎。正重が男。大番・御天守番頭等を勤め、寬文七年卒す。

正利　角右衛門。實は平岡勘三郎良時が二男にして、正勝が養子と爲る。大番・同組頭等を勤む。元祿七年、廩米二百俵を加へられ、十年之を更めて、常陸にて采地二百石を賜ひ、總て五百五十石を知行す。正德二年卒す。

正親　角十郎。實は鈴木次右衛門吉信が二男にして、正利が養子と爲る。大番と爲り、元文三年卒す。

正興　角右衛門。正親が男。大番・同組頭を勤め、寛政二年卒す。

正諦(あき)　權十郎。正興が男。御小姓組番士と爲り、寛政二年卒す。

正規　文四郎。實は正興が四男にして、正諦が嗣と爲り、寛政十年、兄の遺跡を繼ぐ。

重定―重時―重次―重正
　├重直
　└正次
　　├正直……
　　└正重(一)―正勝(二)＝正利(三)＝正親(四)―正興(五)
　　　├正諦(六)
　　　└正規(七)……

二九二　久保　家紋は藤の丸　(慶長七―天和二年)

正俊　藤原秀郷の裔なり。世々但馬に住して、山名氏に仕ふ。新左衛門利次に至り、子無きを以て、畠山氏の臣榎並伊賀守正安(一に正重に作る。)が男、新三郎利正を養

緑野郡二百石を知行す

食祿を沒收せらる

うて嗣と爲す。山名氏沒落の後、伯耆に赴き、南條伯耆守宗元に屬す。新左衞門正俊は利正が男なり。後處士と爲り、剃髮して松雲軒貞順と號す。北條氏規に仕ふ。天正十二年、召されて家康に仕へ、右筆と爲り、廩米二百俵を賜ふ。十九年秀忠に奉仕し、廩米を更めて、武州都筑郡にて二百二十石の采地を賜ふ。慶長七年、上州緑野郡の內二百石の地を加へらる。寛永二年、新墾の田を加へ、總て四百六十石餘を宛行はる可きの朱印を下さる。後新墾腴田を併せ、總て五百石を知行す。正俊命を蒙り、筆道を秀忠に傳ふ。六年卒す。江戶下谷幡隨院に葬る。

正元　初名は正之。吉右衞門と稱す。正俊が男。元和六年より、御右筆を勤む。正保三年、嘗に東照の宮號宣下の事を承り、且常に勤務の精勵を賞せられ、武州足立郡にて三百石を加へらる。後御右筆頭と爲る。寛文二年、武州豐島郡にて、二百石を加へられ、總て千石を知行す。延寶六年卒す。

正信（一に正永に作る。）　吉右衞門。正元が男。寛永十六年、御右筆と爲る。延寶五年家を繼いで、御右筆支配と爲る。天和二年六月、嘗に勤務宜しからず、且高札の事に關して、旨に違ふ所あり。食祿を沒收せられ、牧野駿河守忠辰に預けらる。正信嘗用書札十冊の著あり。

利次―利正―正俊―正元―正信　家絶

二九三　中坊（家紋は繫梅鉢）　(天和二―未詳)

秀時　藤原武智麻呂の男、右大臣豐成(分脈に豐茂に作る。)が三世、治部大輔秀淸、和州吉野郡奈良に生るゝを以て、奈良を家號とし、累代其地に住して、十五箇村を領す。飛驒守秀祐(初名秀行。)に至り筒井順慶に屬す。故あつて家號を中坊に更む。天正八年、春日造營の時、奉行を勤む。慶長七年、召されて家康に仕ふ。乃ち舊領吉野郡三千五百石を賜ひ、奈良奉行と爲り、其地に住す。其後和州・江州の御料地を支配す。男飛驒守秀政、父に代りて奈良奉行を勤め、和・江兩州の御料地を預る。大坂冬役、家康南都を過ぎて、秀政の家に泊す。寬永八年、春日造營の奉行を勤む。養子美作守時祐、(實は超昇寺孫七郎弘盛が男、)父に次いで奈良奉行と爲り、和・江二州の代官を兼ぬ。正保元年、大和長谷寺再建の事を承り、後禁裡造營の事を奉行す。慶安三年、與力六騎、同心三十人を預けらる。承應元年、春日造營の奉行を勤む。秀時は時祐が養子なり。(實は湯淺右近直治が男。)長兵衞と稱す。天和二年四月、上州邑樂、野州安蘇二郡にて、

邑樂郡の中を知行す

新恩五百石を賜ひ、總て四千石を知行す。御小姓組番士・御使番・御普請奉行等に勤仕し、元祿十二年卒す。江戸深川雲光院に葬る。

秀廣　長左衞門。秀時が養子。實は藤堂大學頭家臣井上重右衞門が男。御使番・御先鐵炮頭・御持弓頭・奈良奉行等に歷事し、美作守に任じ、享保十年、奈良に卒す。同地阿彌陀寺に葬る。

秀豐　萬五郎。秀廣が男。享保十四年卒す。

秀成　左京。實は牧野河内守英成が四男にして、秀豐が養子と爲る。享保十八年卒す。

秀亨　初名秀實。左近と稱す。實は安藤若狹守定房が三男にして、秀成が養子と爲る。御使番・駿府町奉行・御持筒頭・西城御小姓組番頭に歷事し、讃岐守に任じ、安永五年卒す。

廣看　初名は秀道又秀看。金藏と稱す。秀亨が男。近江守に任す。御小納戶・定火消・小普請組支配・御書院番頭を經て、寬政七年、大番頭と爲る。

秀友—秀定—盛祐—秀祐—秀政—時祐—秀時—秀廣—秀豐—秀成—秀亨—秀看

二九四　神尾　家紋は蔦澤瀉　(寛永十五年―未詳)

元珍(はる)　内記元勝、家康の侍女阿茶局が養子なり。實は松平周防守の家臣岡田竹右衛門元次が男。阿茶局は神尾孫左衛門忠重が妻たりしが、忠重死後、家康に仕へ、戰場にも扈從し、大坂の役、和議の使者を勤む。元和六年、東福門院入内の時、御母代と爲りて隨行し、後勅を蒙りて、一位に昇る。門院薨御の後、剃髮して尼と爲り、神田に雲光院を創立す。其後此寺を深川に移す。元勝、甲州八代郡にて八百石の采地を賜ひ、寛永十年、上總國埴生郡にて、千石の地を加へらる。其後長崎奉行・江戸町奉行を勤め、備前守に任ず。元珍は元勝が男なり。初名は元眞。主水と稱す。御小姓の時、廩米三百俵を賜ひ、次いで三百俵を加へられ、又四百石の新恩あり。寛永十五年、廩米を更めて、上總・下總・常陸・上野(新田郡)四國の內にて、總て千石を知行す。次いで若狹守に任ず。寛文二年、家を繼いで、舊の采地を弟清元に賜ふ。御使番に轉じ、御作事奉行と爲り、天和二年四月、上州邑樂郡の內にて、七百石を加へられ、總て二千五百石を知行す。貞享四年卒す。雲光院に葬る。

新田郡の內を知行す

邑樂郡七百石を知行す

元知(とも) 權八郎。元珍が男。中奥番士・御小姓・御徒頭・奈良奉行・御持筒頭等に歷事し、播磨守に任ず。元祿九年卒す。

元陳 初名は元賢(よし)。內記。元知が男。寶永二年、甲州の采地を上總國の內に移さる。御小姓組頭・御先弓頭・御持弓頭・西城新番頭・御小姓組番頭・御書院番頭・御留守居等に歷事し、大和守に任じ、寬保二年卒す。

元肥(も) 初名元武。主永。元陳が男。寄合に列し、寬延二年卒す。

元經 左兵衞。實は元陳が二男にして、元肥が嗣と爲る。寶曆十三年卒す。

元雅(まさ) 內記。元經が養子。實は栃木彌五左衞門尹綱が二男。御小姓組番士・小十人頭・西城御目附・小普請支配に歷事し、天明三年卒す。

元喬 主水。元雅が男。御小姓番士と爲り、寬政八年、若君に附屬せられて、西城に候す。

一元勝—二元珍—三元和—四元陳—五元肥
　　　　　　　　　　　　　└六元經—七元雅—八元喬

二九五　神尾　家紋は丸に蔦澤瀉　（寛文二―未詳）

元清　初名は元茂。市左衞門。元勝が二男。御徒頭の時、廩米五百俵を賜ひ、次いで三百俵の加恩あり。寛文二年、元珍の舊知行上總・下總・常陸・上野新田郡四國にて、采地千石を賜ひ、是より先、賜ふ所の廩米は父が養老の料に充てしめらる。後新番頭に轉じ、天和二年四月、上州山田・新田二郡の內、七百石の地を加へられ、總て千七百石を知行す。元祿七年、大目附に進み、備前守に任ず。十二年職を辭し、寶永四年卒す。深川雲光院に葬る。

新田郡の內を知行す

山田新田二郡七百石知行す

元定　市左衞門。元清が男。庶出なるを以て、初め嗣と爲らず。元祿四年、元清が嫡元繼死するに及んで、嗣と定めらる。御書院番士・小十人組番頭を勤め、元祿十六年卒す。

元連（つれ）　初名は守行、又元朝、後元隆。市左衞門と稱す。實は神尾伊豫守守政が二男にして、元定が養子と爲る。初め守政が采地の內、武州にて三百石を分ち賜はりしが、家を繼ぐに至りて收めらる。寄合・御小姓番士・西城御徒頭等に歷仕し、正德三年卒す。

山田郡の内を割いて上總に移さる

元籌 市左衛門。元連が男。小普請・御小姓組・御使番・御目附・奈良奉行に歴事し、備前守に任ず。寶暦四年、大目附に進み、明和元年卒す。

元篤 市左衛門。實は梶川三之丞忠榮が五男にして、元籌が養子と爲る。西城御書院番士・御使番等を勤め、安永九年、山田郡の采地を割いて、上總周准郡の内に移さる。寛政元年卒す。

元傅 市左衛門。實は大岡土佐守忠征が三男にして、元篤が養子と爲る。西城御小姓組・御徒頭等を勤め、寛政八年卒す。

元孝 安次郎。元傅が男。寛政九年、御書院の番士と爲る

元勝—元清—元定—元連—元籌—元篤—元傅—元孝

二九六 神谷 家紋は上藤丸に揚羽蝶 (天和二—未詳)

清房 宇津宮朝綱の後裔にして、神谷石見守高朝が時より、三州碧海郡に住し、其子孫六郎兵衛宗弘に至る。宗弘二歳の孤兒を養うて子と爲す。與次右衛門清次と云ふ。元龜三年、三方ヶ原の役、清次植村正勝が隊下に屬し、力戰して敵の首級

を獲たり。賞として五十貫文の采地を賜ふ。長篠の役、亦正勝に屬し敵を討取る。後五十貫文の地を加へ賜ふ。長久手の役、正勝に從ひ、進んで敵首を獲、後二十貫文の地を加へ賜ふ。天正十九年、九戸の役、本多正純に屬し、岩手澤に抵る。關ヶ原役、亦正純が手に屬す。元和元年、食邑を賜ひ、大坂の役、酒井忠利に屬し、本城の留守を承る。小田原役、男與七郎清正、家康に供奉し、十九年武州多摩郡にて、二百石の地を賜ふ。大坂の役、秀忠に供奉し、同再征の時、御弓奉行を勤む。寛永三年、家光に仕へ、鐵炮の者三十人を預けらる。六年上總にて三百石の地を加へられ、九年御先鐵炮頭と爲り、馬上同心五騎を預けらる。十年五百石の新恩あり。後又五百石の地を加へられ、總て千五百石を知行す。清房は清正が養子なり。通稱は與七郎。（實は朝比奈太郎兵衛昌春が二男。）天和二年四月、上州山田（一）、野州梁田二郡の內にて、五百石の地を加へられ、總て二千石を知行す。後嚮に賜はりし采地三百九十石餘を、野州梁田郡の內に移され、寶永二年、又之を上總の內に移さる。御書院番士・御先鐵炮頭・御槍奉行・御旗奉行等を勤め、寶永四年卒す。武州多摩郡淨牧院に葬る。

（一）山田郡の中を知行す

清頼　與七郎。清繼が男。寶永四年、祖父清房が遺跡を襲ぎ、寄合と爲る。六

年采地の内四百六十石餘を更めて、安房・上總二州の内に移さる。享保十一年卒す。

清明(きよあき) 與七郎。實は落合小平次道富が二男にして、清賴が養子と爲り享保十一年九月、父の遺跡を繼ぎ、武藏・安房・上總・上野山田郡(一)・下野七郡の内にて、二千石を知行す。小普請・御書院番を勤め、寬保三年卒す。

清俊 與次右衛門。實は道富が三男にして、清明が嗣と爲る。御書院番士・御使番・駿府定番・小普請支配・大坂町奉行に歷事し、大和守に任ず。天明二年卒す。

清躬 與七郎。實は渡邊主膳忠が二男にして、清俊が養子と爲る。寬政八年卒す。

清誠 與七郎。清躬が男。寬政九年、御小姓組番士と爲る。

宗臥―清次―清正―清房―清繼―清賴―清明―清俊―清躬―清誠

(一)山田郡誌に、廣澤村の内、神谷與之助知行所とあり。

佐位郡の內を知行す

二九七　宮崎　家紋は鳥居に雀　（慶長初頃―明治初）

重俊　藤原氏とも、紀とも云ふ。祖先日向國宮崎郡に住し、宮崎を以て家號と爲す。小三郎（筑後に）泰滿、武田信虎及び信玄に仕へ、甲州より信州伊那郡座光寺村の東島に移り住す。男小三郎（筑後に）泰景、武田氏の滅後、座光寺に潛居す。天正十六年、召されて家康に謁し、麾下に列す。座光寺村の舊領田園を賜ふ。男半兵衛泰重、天正十六年、召されて家康に謁し、御家人に加へらる。十八年小田原役に供奉し、關東入國の後、武州多摩郡の內采地二百八十石を賜ひ、大番に列す。伊豫重俊は泰重が長男なり。天正十九年、始て家康に謁し、之に奉侍す。文祿朝鮮の役、肥前名護屋に供奉し、後上州（一）佐位郡の內に采地を賜ふ。二十五歲にして襲し、慶長六年致仕す。承應元年卒す。武州府中安養寺に葬る。

泰隣（ちか）　金三郎。重俊が男。御小姓を勤め、佐位郡にて采地二百石を知行す。慶長十年卒す。佐位郡下武士村法光寺に葬る。

泰次　七郎右衛門。實は安倍彌次郎信義が長男にして、重俊が養子と爲り、兄泰隣が遺跡を繼ぐ。大番・御腰物持を勤め、廩米百俵を加へられ、寬永十年卒す。

政泰　七郎右衞門。泰次が男。承應元年廩米二百俵、萬治三年又二百俵、寛文二年又三百俵を加へらる。大番・西城御小納戸を經て、五年伏見町奉行に轉じ、五百石を加へられ、廩米を采地に更められ、攝津・下野に移さる。舊地を併せて、千五百石を知行す。若狹守に任ず。八年京都町奉行を兼ね、與力五騎・同心十人を預けらる。十年京都町奉行と爲り、與力・同心を增加せられ、都て二十騎五十人を預けらる。次いで江戸町奉行に轉じ、廩米千俵を加へらる。延寶八年職を辭し、次いで卒す。

邑樂山田二郡の内を知行す

重清　善兵衞。政泰が男。父の遺跡を繼いで、廩米五百俵を弟重正に分與す。天和二年五月、上州邑樂・山田、野州安蘇三郡の内、五百石を賜ひ、總て二千五百石を知行す。御小姓組番士・御徒頭・桐間番頭等に歷事し、元祿五年卒す。武州下戸塚村寶泉寺に葬る。

成久　初名は重武、又重久。七郎右衞門と稱す。元祿五年、遺跡を繼いで、二千石を知行し、廩米五百俵を弟治賢に分與す。御書院番・御使番・右番頭・小普請組支配・甲府勤番支配等に歷事し、若狹守に任ず。元文元年卒す。

重救　七郎右衞門。實は青山宮兵衞幸度が二男にして、成久が養子と爲る。

御書院番士・西城御小納戸・同組頭に勤仕し、下總守に任じ、元文四年卒す。

成尹　大助。重教が男。延享二年、西城御小姓組の番士に列し、其年卒す。

幹忠　初名は成友。善兵衛と稱す。實は重教が三男にして、兄成尹が嗣と爲る。西城御小姓組に列し、天明八年卒す。

成庸　內記。實は堀田兵部一常が三男にして、幹忠が養子と爲る。寛政八年、御書院番に列す。文政の國字分明集に、二千石、田安通、飯田町上、宮崎大膳とあるは、其子なるか。

(一)佐波郡誌に、幕末旗下、宮崎金三郎知行所、下武士村の一部とあり。

二九八　安部　家紋不明　(元祿十一—享保十九年)

信寄　宮崎政泰が二男治兵衛重年、外家の姓を冒して、安部と稱す。寛文七年、

御小姓組に列し、九年廩米二百俵を賜ふ。後御小納戸に轉じ、新恩二百俵を賜ひ、總て五百石と爲る。信壽は重年が男なり。治兵衞と稱す。元祿十年、廩米を更めて采地と爲し、上州山田郡の內にて、五百石を知行す。御小姓組・御小納戸等を勤め享保十九年卒す。江戸谷中の大雄寺に葬る。養子源左衞門信久、未だ遺跡を賜はらざる中に卒して、家絶す。

山田郡五百石を知行す

家絶す

二九九　宮崎　家紋は井桁の內梶葉　（元祿十—未詳）

邑樂甘樂二郡五百石知行す

重正　源八郎。政泰が四男。延寶八年、父が遺跡の內、廩米五百俵を分與せらる。元祿十年七月廩米を采地に更められ、上州邑樂・甘樂二郡の內、五百石を知行す。御書院番・桐間番等を勤め、元祿十三年卒す。大雄寺に葬る。

重光　源八郎。實は安部重年が二男にして、重正が養子と爲る。正德四年卒す。

嘉謀　源八郎。重光が男。御書院の番士に列し、延享四年卒す。

成信　治兵衞。嘉謀が男。御書院番と爲り、寛政六年卒す。

重教　彈正。實は嘉謀が二男にして、兄成信が嗣と爲る。御書院の番士に列し、天明五年、駿府の守衞中に卒す。彼地寺町宗林寺に葬る。

重定　三之助。實は小幡孫十郎直宏が三男にして、重教が養子と爲る。御書院番に列し、寛政二年卒す。

成義　七三郎。實は宮崎善兵衞幹忠が三男にして、重定が養子と爲る。寛政二年家を繼ぎ、始て將軍に謁す。

一重正＝二重光―三嘉謀―四成信
　　　　　　　　　　　└五重教＝六重定＝七成義……

三〇〇　宮崎　家紋は丸に井桁　（天和二―元祿十年）

重廣　筑後泰景が四男藤右衞門景次、天正十六年、德川氏の麾下に列し、武州多摩郡にて、百十石の采地を賜ひ、後信州下伊那の代官と爲る。慶長六年、同國馬場・駒場の二村に於て采地三百石を賜ひ、馬場村に住す。男備前守時重、大坂夏役の功に依り、采地五百石を賜ふ。元和二年、家光に附屬せられ、後加恩ありて、千五百

上州にて三百石を知行す

石を知行す。寛永十年、又千石を加へらる。慶安三年、家綱に附屬せられ、是より先加增ありて、總て三千五百石を知行す。三男甚右衛門重廣、始めて家光に謁し、御小姓組の番士に列す。次いで廩米三百俵を賜ふ。天和二年四月、上州にて采地三百石を加へらる。元祿十年、廩米を采地に更められ、武州・豆州にて六百石を知行す。二之丸御留守居・御先鐵炮等を勤め、寶永二年卒す。江戸小石川蓮華寺に葬る。

景次―時重―重政―時常―重供 家絕

三〇一　永田　家紋は丸に釘拔　（文祿元―未詳）

新田郡二百石を知行す

政次　家傳に宇多源氏と云ふ。江州高嶋郡永田を領せしより、家號と爲す。次郎左衛門正久三子あり。長子久琢、初め信長及び信雄に事へ、後秀吉に仕ふ。次子四郎左衛門政吉が子政次なり。庄九郎と稱す。文祿元年、召されて家康に謁し、上州新田郡にて采地二百石を賜ひ、關ヶ原役に從軍す。慶長十四年卒す。江戸牛込實泉寺に葬る。

重路　傳左衞門。政次が男。元和八年、大番に列し、寛永三年、駿河大納言忠長に附屬せらる。忠長事ありし後は、處士と爲り、十一年召返されて、大番に復す。采地故の如し。正保四年、大坂御金奉行に轉じ、寛文五年、廩米百俵を加賜せらる。延寶四年卒す。

重好　權右衞門。重路が男。大番となり、元祿十二年卒す。

政朝　初名は政綱。七郎左衞門と稱す。實は大河內市郎右衞門朝綱が三男にして、重好が養子と爲る。大番と爲り、延享元年卒す。

政恒　初名は恒政。權右衞門と稱す。政朝が男。大番・小普請組頭を勤め、安永元年卒す。

義休　權右衞門。實は石川傳太郎一敬が四男にして、政恒が養子と爲る。安永九年、大番に列す。

正久——久琢……
　　｜
　　└政吉—政次—重路—重好＝政朝—政恒＝義休……

賀茂宮 家紋は丸に九字（寛文延寶間—未詳）

勢多郡三百石 全知行す

直能　相良遠江守維兼が後胤、左近將監頼之、三州高橋庄を領し、高橋を以て家號と爲す。頼之十一世孫式部少輔藤廣、北條氏綱に仕へ、相州賀茂宮郷を領せしより、始めて家號と爲す。藤廣三世の孫式部少輔直勝、氏政に仕へ、賀茂宮郷百五十貫文の地を領す。男治兵衛直重、氏輝に屬し、小田原落城の後、翌十九年、召されて家康に謁す。文祿元年、朝鮮の役、名護屋に供奉す。後遠・甲二州の内に采地三百石を賜ひ、大番を勤む。寛永二年、駿河大納言忠長に附屬せられ、十年召されて家光に事ふ。大番に列し、甲州に采地三百石を賜ふ。直能は直重が男なり。初名直政。治兵衛と稱す。大番・御腰物奉行等に勤仕し、采地を上州勢多郡の内に移さる。元祿二年卒す。江戸牛込保善寺に葬る。

直定 一に直信に作る。　太郎左衛門。直能が男。大番・御腰物持役・新番・御寶藏番頭等に勤仕し、寶永三年卒す。

直顯　源左衛門。直秀が男。寶永三年、祖父直定の遺跡を繼ぐ。大番に列し、享保十七年卒す。

尙甫　初名は尙伊。太郎左衞門と稱す。直强が男。大番より同組頭に進み、寬政九年卒す。

直澄　初名は尙澄。治兵衞と稱す。尙甫が男。寬政八年大番に列す。

直勝─直重─直能─直定═直强─尙甫─直澄……

三〇三　大岡（家紋は丸に瑞籬）（天和二─明治初か）

忠高　忠政（飛地大岡氏の項を參照。）が四男美濃守忠吉、慶長八年、相州高座郡にて、采地百六十石餘を賜ひ、次いで鎌倉郡にて百六十石餘、後又同郡にて三百八十石餘を加賜せらる。其後屢〻加增ありて、總て千五百石餘を知行す。寬永十年、東福門院に附屬せられ、美濃守に任じ、城州相樂郡の內にて、三百石を加へられ、次いで關東の采地千石を同郡の內に移さる。十七年與力五騎、同心三十人を預けられ、二十年又與力・同心三十人を加へらる。其後相樂郡の內にて、五百石を加賜せられ、總て二千三百石餘を知行す。男兵藏忠章遺跡を繼いで、二千石餘を知行し、三百石を弟忠房に分與す。御手水番を勤む。忠高は忠章が男なり。通稱は彌右衞門。遺

邑樂郡を知行す

跡を繼いで、千七百石餘を知行し、三百石を弟忠久に分與す。天和二年四月、上州邑樂・野州安蘇二郡にて、五百石の地、貞享二年奈良奉行の時、和州式上郡にて、五百石を加へられ、總て二千七百石餘を知行す。御書院番・御徒頭・御目附・奈良奉行・御先鐵炮頭等に歴仕し、美濃守に任じ、元祿十四年卒す。相州高座郡堤村淨見寺に葬る。

忠品　主殿。忠高が男。遺跡を繼いで二千二百六十石餘を知行し、五百石を弟忠厚に分與す。御小姓組番士・桐間番等に勤仕し、寶永七年卒す。

忠陣　彌太郎。忠品が男。御小姓組番士・御使番を勤め、享保十三年卒す。

忠闘　隼之助。忠陣が男。元文元年卒す。

忠移　初名は忠禁。吉次郎と稱す。實は忠陣が二男にして、兄の嗣と爲る。御小姓組番士・御目附・西城御目附・山田奉行・長崎奉行に歴事し、美濃守に任じ、明和元年、長崎に於て卒す。彼地大音寺に葬る。

忠順　彌右衛門。實は大岡播磨守忠恒が二男にして、忠移が養子と爲る。西城御書院番に列し、安永七年卒す。

忠卿　備之丞。忠順が男。寛政八年、御小姓組の番士に列す。

佐波郡誌に、幕末旗下大岡兵庫頭の知行所、下新田の一部とあれど、旗下に大岡氏八家あれば、其何れなるや知る能はず。猶攷可し。

三〇四　大岡(三浦)（家紋は丸に稻垣）　（寬永五―未詳）

新田邑樂二郡の中を知行す

政春　忠吉が二男八郎左衞門吉明、三浦氏を稱す。御小姓組に列し、廩米を賜ふ。寬永十年、廩米を更め、加祿ありて、采地四百石を知行す。政春は吉明が養子（實は戸田七內政次が三男。）なり。通稱七郎左衞門。三浦氏を更めて、大岡氏を稱す。寬永三年、常州筑波郡にて、六百石の新恩あり。五年千石を加へられ、嚮の采地を更めて、武州埼玉、上州新田・邑樂三郡の內にて、總て二千石を賜ふ。御小姓組番士・御先鐵炮頭・御小姓組番頭等に歷仕し、土佐守に任じ、享保六年卒す。江戸四ッ谷湖雲寺に葬る。（後此寺を麻布に移す。）

忠征（ただゆき） 右近。政春が男。寄合・御小姓組番士・御使番・御目附・御小姓組番頭・西城御書院番頭に歴仕し、土佐守に任じ、寶曆三年卒す。

忠近 登。忠征が男。御小納戸・御小姓・御目附・御普請奉行・西城御小姓組番頭・御書院番頭に歴事し、河内守に任じ、安永六年卒す。

忠美（よし） 七三郎。忠近が男。主水正に任ず。御小納戸・御小姓・新番頭格・西城御小性組番頭格に歴仕す。寛政九年、諸事を執啓する事を練習せしむ。

系圖 前項を參照。

三〇五 大草 家紋は菱の内に三階菱 （元和二―未詳）

公繼 祖先三郎左衛門尉公經、足利尊氏に仕ふ。其後裔三河守公重、初め將軍義輝に仕へ、三好の亂後、城州賀茂に蟄居す。後舊友の誼を以て、細川藤孝の招に應じ、丹後國田邊に住す。男三河守公政、初め將軍義輝に事へ、後處士と爲る。後其姉及び妻が奉仕せるの故を以て、召されて秀忠に仕ふ。左衛門公繼（實は大館伊豫守晴忠が二男）は公政が養子なり。又と與に秀忠に謁し、後家光の御抱守と爲り、元和二年、

碓氷郡の中を知行す

野州芳賀、上州碓氷二郡の內にて、采地六百石を賜ふ。後御膳奉行と爲る。寛永十五年卒す。江戸神田西福寺に葬る。後此寺を淺草に移す。

公吉　初名は公貫。三郎兵衛と稱す。實は井上新左衛門吉次が三男にして、公繼が養子と爲る。御小姓組の番士に列し、寛文十一年卒す。

碓氷郡百石を弟に分與す

公次　三郎左衛門。公吉が男。御書院番と爲り、遺跡を繼いで、碓氷郡の內百石を弟公忠に分與す。元祿五年卒す。

公貞　三郎兵衛。公次が男。御書院番に列し、享保十年卒す。

公隆　三郎左衛門。公貞が男。御書院番に列し、明和二年卒す。

公美　大次郎。公隆が男。寛政十年、御目附に進む。

公重―公政―公繼＝公吉―公次―公貞―公隆―公美……

（公吉）―公忠―公利―公雄＝公定……

（公政）＝高正―高盛＝高忠―高則―高滿―高方―高般……

碓氷郡百石を知行す

三〇六　大草 家紋は庵の中に三階菱 （寛文十一—未詳）

公忠　次左衛門。公吉が二男。初め月俸十口、廩米百俵を賜ふ。寛文十一年七月、父の遺跡の內、上州碓氷郡にて采地百石を分與せらる。但し嚮に賜ひたる月俸は收めらる。延寶五年百俵、天和二年百俵を加へられ、總て四百石の祿と爲る。西城御廣鋪番頭に至り、正德四年卒す。淺草西福寺に葬る。

公利　彌三郎。公忠が男。大番を勤め、寛延二年卒す。

公雄　次左衛門。公利が男。大番に列し、安永六年、京都に卒す。同地新高倉生蓮寺に葬る。

公定　熊五郎。實は丸毛權藏利雄が四男にして、公雄が養子と爲る。寛政年中大番と爲る。

系圖　前項を參照。

三〇七　大草（家紋は庵の内に三階菱）（天和二―元祿十年）

高盛　公政が養子七兵衞高正、（實は大館伊豫守晴忠が四男。）義兄公繼と與に、家光に附屬せられ、御抱守と爲る。後野州芳賀郡にて采地七百石を賜ふ。高盛は高正の男なり。通稱は主膳。主膳正に任ず。御小姓・御徒頭・御小姓組番頭等に勤仕す。正保四年、上總にて八百石の地を加へられ、萬治元年、新恩千俵を賜ひ、天和二年四月、上州山田・邑樂二郡の內にて、千石の地を加へらる。貞享四年卒す。西福寺に葬る。

山田邑樂二郡千石を知行す

高忠　彌五郎。實は大草甚五兵衞高弘が二男にして、高盛が養子と爲る。元祿十年、千石を加恩あり。嚮の采地及び廩米を更められ、遠州城東・豐田二郡に於て、總て三千五百石を知行す。寄合と爲りて、元祿十四年卒す。

上州の采地を遠州に轉ず

系圖　前項を參照。

三〇八　根來（家紋は丸に抱蘘荷）（天和二―元祿十一年）

正繩　祖先は霜氏を稱す。大和盛家、泉州熊取谷の鄉士たり。孫右京進盛重、

新田山田二郡の内を知行す

上州の采地を江州に移さる

實は同地の郷士中左近某が男、幼より紀州根來寺に登り、成長の後、有髮の僧と爲り、成眞院（岩室坊、）盛重に住職す。長久手の役、家康使を根來寺に遣はして、兵を大坂に加へしむ。盛重等、一山の宗徒及び同國の兵を率ひ之に向ふ。途に岸和田城警備の軍敗るゝを聞き、軍を還へす。此時盛重頗る勇戰す。天正十三年、秀吉根來寺を燒く。衆徒散亂し、盛重も亦舊里に匿る。既にして部下を率ひて、濱松に抵り家康に謁す。家康彼をして根來氏を稱せしめ、麾下の中に加へ、堪忍料を賜ふ。關ヶ原・大坂等の戰に參加し、元和八年、和泉の代官と爲る。寬永二年、和州宇智郡にて、采地七百五十石を賜ふ。盛重が男出雲守盛正元和元年、和州宇智郡にて、采地五百石を賜ふ。寬永六年、下總にて五百石の新恩あり。十年、江州蒲生郡にて、七百石を加へられ、父の遺跡を繼いで、總て二千九百五十石を知行す。御書院番・御徒頭・御持筒頭等に勤仕す。正繩は盛正が男なり。通稱は半右衞門。天和二年四月、上州新田・山田、野州安蘇三郡の內にて、五百石を加へられ、總て三千四百五十石を知行す。元祿十一年五月、下總・常陸・上野・下野等の采地を、江州愛智郡の內に移さる。御書院番・御徒頭・御鄉下番頭等に歷事し、元祿十三年卒す。江戶白銀の瑞聖寺に葬る。

盛家─盛勝─盛重─盛正─正繩─正國─正常
　├盛緣
　├盛庸
　└盛春─正武─正聖……

三〇九　榊原　家紋は八本骨源氏車　（天和二―未詳）

政盛　藤原氏とも、源氏とも云ふ。祖先本國は伊勢國にして、十數世一志郡榊原村に住す。主計頭經定、初め北畠家に屬し、後三河國額田郡山中郷に抵り、松平親氏に事ふ。男主計頭利經、泰親及び信光に仕ふ。其男攝津守元經、親忠・長親・信忠三世に歷仕す。二男與太郎正久、廣忠に仕へ、御小姓を勤む。後故ありて、處士と爲る。男八兵衞正成、天正十九年、武州高麗郡にて、采地二百石を賜ふ。慶長六年、下總にて二百石、寛永元年、武州にて百石、三年上總にて五百石、十年甲州にて五百石を加へらる。其男八兵衞正重、御弓矢奉行及び裏御門番頭と爲る。政盛は正重が男なり。父の遺跡を賜ひて、千石を知行し、三百石を弟政國に、二百石を同政藤に分與す。天和二年四月、上州邑樂・野州安蘇二郡にて、采地五百石を加へら

邑樂郡の中を知行す

る。御小姓組・御先鐵炮頭等に勤仕し、元祿七年卒す。江戸市ヶ谷長龍寺に葬る。

忠知　初名は政純。八兵衞と稱す。政盛が男。安藝守に任ず。元祿四年、家を繼いで、千二百石を知行し、三百石を弟忠賢に分與す。十一年、下總國印旛、武藏國高麗二郡の采地を下總國香取郡の内に更む。寛永二年、甲州の采地を上總の内に移さる。御書院番・御使番・御目附、御廊下番頭・御先鐵炮頭・御持弓頭・新番頭等に歷事し、享保十四年卒す。

忠久　八兵衞。忠知が男。御書院番・御使番等を勤め、寶暦九年卒す。

忠長　八十郎。忠久が男。寶暦十三年、上總國武射郡の采地を割いて、下總の内に移さる。天明五年、上總國望陀郡の采地を、市原郡の内に移さる。御小姓組に列し天明七年卒す。

忠清　初名は忠吉。八兵衞と稱す。實は本堂大和守親房が二男にして、忠長が養子と爲る。御小姓組に列し、寛政十年卒す。

忠常　末次郎。實は榊原藤兵衞政矩が三男にして、忠清が養子と爲り、寛政十年家を繼ぎ、采地千二百石を知行す。

邑樂郡の中を知行す

三一〇　榊原　家紋は八本骨源氏車　（元祿四―未詳）

忠賢　初名は政矩。藤七郎と稱す。政盛が二男なり。天和三年召されて、桐ノ間番に列し、稟米三百俵を賜ふ。元祿四年、父が采地上州邑樂、野州安蘇二郡の内にて、三百石を分與せられ、稟米は收められる。御書院番と爲り、享保七年卒す。江戸市ヶ谷長龍寺に葬る。

忠近　小十郎。忠賢が男。御小姓組に列し、元文三年卒す。

忠紀（とし）　小十郎。忠近が男。御書院番に列し、天明二年卒す。

政寛（ひろ）　藤七郎。忠紀が男。寛政三年卒す。

忠辰　十五郎。政寛が男。寛政九年、御書院の番士と爲る。

系圖　前項を參照。

三一一　榊原　家紋は十二骨源氏車　（寛永十―未詳）

新田郡四百石を知行す

正勝　正吉が二男源兵衞正朝、一に政朝に作る。家康に仕へ、大番及び御廣敷番頭を勤め、廩米四百五十俵を賜ふ。正勝は正朝が五男なり。七右衞門と稱す。寛永七年、大番に列し、九年兄正次に賜ふ所の廩米二百俵を賜ひ十年二百石を加增あり。廩米を更めて、上州新田郡の內にて、總て四百石を知行す。慶安四年、綱吉に附屬せられ、後神田の館にて目附役より、持筒頭に徙り、彼館にて廩米三百俵を加へらる。寛文五年卒す。江戶市ヶ谷蓮秀寺に葬る。

忠鄕　初名は忠直。通稱は忠右衞門。正勝が男。大番に列し、廩米二百俵を賜ふ。家を繼いで、四百石を知行し、父正勝が神田の館にて賜ふ所の三百俵を弟正玄に分與す。寶永元年卒す。

忠秩　初名は忠武、又は忠章。忠鄕が男。大番・新番・桐間番・新番組頭等に歷仕

し、享保五年卒す。

忠雅　平七郎。忠秋が男。大番に列し、寶暦二年、大坂の守衞に在りて卒す。

忠興　平馬。忠雅が男。寶暦二年卒す。

忠久　縫殿助。實は江原七十郎秀雅が二男にして、忠興が養子と爲る。大番に列し、天明六年辭す。

正朝─┬─正重……
　　　└─正勝─忠郷─忠秋─忠雅─忠興＝忠久

三一二　稻生 家紋は七星　(天和二─未詳)

正盛　藤原宇合の末裔にして、平賀三郎俊親の孫、五郎左衞門光定、尾州春日井郡稻生村に住せしより、家號とす。其後胤七郎右衞門光信、家康に仕へ、其子光正、長篠の役、武功を顯はす。既にして家康、甲州に入るや、光正戰功あり。三州和泉村にて三百石の地を賜ふ。後遠州にて二百石を加へらる。家康、關東入國の後、武州足立郡及び高麗郡多和目・和田・善能寺三村此地後に入間郡に屬す。の内に移され、總て五

百石を知行す。男次郎左衞門正信、御小姓組番士より、御書院番に徙る。寛永十年、下總國海上郡の內にて、新恩二百石を賜ひ、總て七百石を知行す。男七郎右衞門正倫、御小姓組・御目附・長崎奉行等に勤仕し、廩米三百俵を加へらる。正盛は正倫が男なり。通稱は七郎右衞門。寛文九年、下總の采地を、同國香取、常陸國鹿島二郡の內に移さる。天和二年四月、上州邑樂・新田、野州安蘇三郡の內にて、采地五百石を加へられ、元祿十年、廩米を更めて、下總國豐田郡にて、三百石を賜ひ、總て千五百石を知行す。御書院番士・御徒頭・御目附等に勤仕し、元祿十三年卒す。武州高麗郡多和目村正信庵に葬る。

邑樂新田二郡の中を知行す

正房　七郎右衞門。正盛が男。御小姓組に列し、寶永二年卒す。

正明　織部。正房が男。享保元年卒す。

正延　七郎右衞門。實は小栗平吉久倫が二男にして、正明が養子と爲る。御書院番士・御使番・日光山奉行・御作事奉行等に歷仕す。備中守に任じ、安永六年卒す。

正燾　平次郎。正延が男。御書院番に列し、安永八年卒す。

正靜　次郎八。正燾が男。安永九年、武州入間郡の采地を割いて、上州新田郡

新田郡の中を知行す

の內に移さる。西城御書院番に列し、次いで本城に勤仕し、寛政八年、若君に附屬せられ、西城に候す。

光信─光正─正信─┬─正倫─正盛─正房─正明＝正延─正熹─正靜……
　　　　　　　　└─正照─正武─正英─正禮─正順……

三一三　稻生 家紋は七星　(寶曆十年─未詳)

正禮(のり)　正信(前項を参照。)が三男伊賀守正照、(五郎左衛門、號萬休、)將軍家綱に仕へ、御勘定奉行に進む。廩米を併せて、武州・野州にて、千五百石を知行す。男下野守正武、(次郎左衛門、號自休、)御勘定奉行に徙り、采地五百石を加へられ、總て二千五百石を知行す。正禮は正英が男なり。初名は正富。五郎左衛門と稱す。正英嘗て職に在りて、政務を誤る。寶曆十年、事顯はれしも、正英既に沒せしを以て、寛宥の旨あり。正禮を名跡とし、上州碓氷郡の內にて、采地五百石を賜ひ、小普請と爲す。寛永十年致仕す。

碓氷郡五百石を知行す

正順　要人。正禮が男。家を繼いで采地五百石を知行す。

山田新田二箇村にて二十石を加増す

系圖　前項を參照。

三一四　落合（家紋九曜）　（元祿―明治十初）

道直　家傳に、清和源氏木曾義仲の後裔とす。後越智氏に更め、又藤原氏と爲ると云ふ。左平次道久、家康に仕へ、大坂夏ノ役、紀伊大納言賴宣に附屬せられ、旗奉行と爲る。養子小平次道次、（實は神谷與次右衞門清次が二男。）初め采地二百二十石、給米八十石を賜ふ。寬永二年、武州入間郡にて、二百二十石を賜ふの朱印を下さる。十年甲州八代郡にて、新恩五百石を賜ひ、給米を采地に更められ、同郡の内にて二百石を賜ふ。十七年駿府町奉行と爲る。道次の男源右衞門道勝、廩米三百俵、采地五百石の加増あり。御持筒頭に進む。道直は道勝が男なり。通稱は小平次。御書院番・桐間番・御小納戶等に勤仕し、元祿十年、廩米を更めて、嘗に賜ふ所の武州入間郡の二百二十石、及び父が時賜ひし五百石を併せ、上州山田・新田二郡の内にて、總て千二十石を賜ふ。十一年卒す。江戶四谷全勝寺に葬る。

道富　小平次。道直が男。寶永二年、甲州八代郡の采地七百石を、駿州安倍・有

渡二郡の內に移さる。御近習番及び御小姓組を勤め、元文二年卒す。

道明　源右衞門。道富が男。御小姓組に列し、寛延三年卒す。

道孝　左平太。道明が男。明和四年卒す。

道有　將監。道孝が養子。實は牧野八太夫爲成が五男。西城御小姓組・御小納戸・寄合等に勤仕し、寛政七年致仕す。

道昌　初名は氏幹。左橘。道有が養子。實は北條遠江守氏彥が二男。寛政八年、御小姓組に列す。

道久―道次―道勝―道直―道富―道明―道孝＝道有＝道昌……

(二)桐生鄕土誌、文政十一年の文書に、山田郡新宿村二給の一、落合主膳知行所とあり。山田郡誌に、毛里田村大字三ッ堀、落合氏知行所と見えたり。

三一五　筧　家紋は三頭左巴　（天和二―未詳）

正眞　藤原氏なり。伊勢國山田に住す。筧豐後守正行が後裔清兵衞正綱が時、三州六名鄕に移り住し、安祥に於て松平親忠に仕ふ。男清左衞門正治、長親及

新田邑樂二郡の内を知行す

び信忠に仕ふ。其男圖書重忠、淸康及び廣忠に仕へ、三州野羽に於て萬疋の地を宛行はる。其男勘右衞門重成、後に御旗奉行と爲る。其男勘右衞門元成、御鑓奉行を勤め、大坂夏ノ役に參加す。元成の二男新太郎正成、上總・山城二州にて、千石を知行し、二條の城番たり。正眞は正成が男なり。通稱は新兵衞。天和二年四月、上州新田・邑樂、野州安蘇三郡にて、五百石を加へられ、總て千五百石を知行す。大番・御目附・御先鐵炮頭等に勤仕し、元祿五年卒す。江戸谷中瑞輪寺に葬る。

重昌　新太郎。正眞が男。御小姓組に列し、元祿八年卒す。

正尹　新太郎。重昌が男。御目附より、駿府町奉行に進み、享保十七年卒す。

正邁　新兵衞。正尹が男。御小姓組に列し、元文元年卒す。

正知　新太郎。正邁が男。御先鐵炮頭に進み、天明四年卒す。

正春　初名は長祐。新太郎と稱す。實は岡部筑前後守長晧が二男にして、正知が養子と爲る。天明六年御小姓組に列す。

正治—重忠—重成—元成—政次
—正成—正眞—重昌—正尹—正邁—正知—正春

三一六　井戸 家紋は梅鉢 (天和二―未詳)

幸弘 藤原宇合六世の孫忠文が後裔なり。杢之助勝寛・寛正中和州添上郡井戸城に住して、井戸氏を稱す。勝寛が曾孫若狭守良弘、筒井順慶に屬し、和州添上郡に於て、二萬石を領し、井戸城に住す。後尾州に抵り、織田信長の麾下に列し、和州久世郡槇島城主と爲り、二萬石を領す。天正十年、秀吉に攻められ、遁れて奈良に蟄居す。慶長五年、田邊城に入り、細川藤孝を援けて防戰し、後奈良に歸りて幽捿す。三男新右衞門直弘、慶長十五年、召されて秀忠に仕ふ。駿府城番に進み、野州及び駿州に於て、千六百石を知行す。新右衞門幸弘は直弘が男なり。天和二年四月、上州邑樂・野州梁田二郡にて、五百石を加へられ、總て二千百石を知行し、後野州都賀郡の采地六百石をも、邑樂郡の內に移さる。御先鐵炮頭に進み、元祿八年卒す。江戸本所大法寺に葬る。

邑樂郡の內を知行す

弘宰(たか) 初名は從(より)弘。新兵衞。幸弘が男。父の遺跡を繼いで、千八百石を知行し、上野・下野二州の內、三百石を弟知弘に分與す。御徒頭に進み、元文四年卒す。

邑樂郡六百石を知行す

弘前(ちか) 主水。弘宰が男。御小姓組に列し、寶曆十一年卒す。

弘佐　新右衞門。弘前が男。美濃守に任じ、寬政二年、御鑓奉行に進む。

時勝―時武―覺弘―良弘
　―良弘―覺弘……
　―直弘(一)―幸弘(二)―弘寧(三)―弘前(四)―弘佐(五)―
　―知弘―能弘　憑弘―弘充　弘常　弘信

二一七　井戶 家紋は井桁 （元祿八―未詳）

知弘　新五郎。幸弘が三男。元祿五年、御近習番に列し、廩米を賜ふ。八年父が遺跡、上州邑樂、野州梁田二郡の內、三百石を分與せられ、廩米を收めらる。御書院番と爲り、正德二年卒す。江戶本所大法寺に葬る。

邑樂郡の內を知行す

能弘　久米之助。知弘が男。享保六年卒す。

憑弘　三郎右衞門。實は知弘が三男にして、能弘が嗣と爲る。御小性組と爲る、寶曆十年卒す。

弘充　新五郎。憑弘が男。明和五年卒す。

弘常　豐次郎。弘充が養子。實は高井庄左衞門清益が二男。御書院番に列し、安永八年卒す。

弘信　七左衞門。弘常が養子。實は高井清益が三男。寛政元年、御書院番と爲る。

系圖　前項を參照。

三一八　筒井家紋は六星　（寛文元―未詳）

政行　初め遠藤を稱す。祖藤太夫順武、和州添下郡筒井鄕に住せしより、家號とす。順武十七世の孫を榮舜坊順昭とす。順昭の子順慶なり。家傳に、順慶の弟城介某あり。弟に非ず、遠き支流なるべしと重修譜に論せり。信長及び秀吉に仕ふ。城介が養子紀伊守政行なり。初名は俊勝。順齋と稱す。實は福住兵衞尉順弘後に入道宗永。が二男にして、母は筒井順昭が女なれば、順慶之を養うて子と爲すと云ふ。政行家康に仕へ、文祿元年、武州足立郡にて、采地千石の朱印を賜ふ。關ヶ原の役、本國和州に赴き、筒井定次順慶が男。及び柳生宗巖等と謀り、軍忠を勵む可きの命を蒙る。慶長十五年卒す。妻は家康の妹市場姬。初め荒川甲斐守賴持に嫁し、二男一女を生む。賴持死するの後、定政に再嫁す。和州及び上州木崎に於て、粉粧料七百石を賜ふ。寛永十年沒す。江戶馬喰町本誓寺に葬り、光源

粉粧料に木崎を賜ふ

新田郡千石を知行す

邑樂郡を知行す

院松譽貞月と諡す。（後北寺深川に移さる。）市場姬、生む所荒川氏の女は、松平金彌親能に嫁す。親能廬士と爲るの時、市場姬より木崎の地百五十石を與へられ、木崎に住す。依つて親能が妻を木崎と稱す。市場姬死去の後、粉粧の料は收められしや否や詳にせず。

正信　織部。政行が孫、正次が男なり。（或は政行が二男とす。）將軍家光に仕へ、御小姓を勤め、武州足立郡の舊領千石を賜ひ、後之を野州梁田郡の內に移され、其後上總市原郡の內にて、二百石を加へらる。寛文元年十二月、梁田郡の采地を上州新田郡の內に移され、又之を割いて武州大里郡の內に移さる。御小姓を勤め、貞享二年卒す。武州鴨子常圓寺に葬る。

政勝　佐次右衞門。正信が男。貞享二年正月、鶴姬に附屬せられて、家老と爲り、上州邑樂、上總市原二郡の內にて、新恩千石を賜ひ、二千三百石を知行す。元祿十三年卒す。江戶二本榎の國昌寺に葬る。

政明　內膳。政勝が男。御書院番士と爲り、元祿十三年卒す。常圓寺に葬る。

政虎　佐治右衞門。政明が養子。（實は平賀佐兵衞が二男。）御書院番に列し、延享二年卒す。

政悅　與次右衞門。政虎が男。西城御小姓組より同御書院番士と爲り、天明

三年卒す。

政盈(あきら)　初名は尙方。左膳。政悅が養子。實は前田大和守利理が八男。御書院の番士に列し、寛政八年、若君に附屬せられて、西城に勤仕す。

順昭┬順慶
　　└某(城介)═政行─正次─正信─政勝─政明═政虎─政悅═正盈……

三一九　筒井(家紋は梅鉢)　(天和二―未詳)

邑樂郡の內を知行す

忠助　藤太夫順武四十五世の孫、順盛が男治部大夫忠正、大永年中、和州より三州に下り、松平清康及び家康に仕ふ。其男內藤忠次、家康に近仕す。忠次の男內藏忠重、相州高座郡二百二十石、下總香取郡千二百石を知行し、御留守居に進む。忠助は忠重が男なり。通稱は內藏。御小姓組・御書院番・小十人番頭・御留守居に歷事し、天和二年四月、上州邑樂、野州安蘇二郡にて、五百石を加へらる。三年卒す。江戶下谷善立寺に葬る。

忠淸　初名は忠賴(よし)、忠直。內藏と稱す。忠助が男。遺跡を繼いで、千五百石を

廿樂郡三百石を知行す

知行し、四百二十石を弟重甫に分與す。桐間番頭と爲り、寶永五年卒す。

忠雄　初名は忠勝。內藏と稱す。忠淸が男。駿府町奉行・小普請支配を經て、大目附に進み、大和守に任ず。明和六年卒す。

忠昌　內藏。忠雄が養子。實は水上美濃守興正が二男。御先鐵炮頭に進み、寬政八年卒す。

忠銀　藤十郎。忠昌が男。遺跡を繼いで、采地千五百石を知行す。

忠正—忠次—忠重—忠助—忠淸—忠雄═忠昌—忠銀……

三二〇　筒井　家紋は修錄　（延寶後—未詳）

重政　家傳に、順慶が庶兄順吉を始祖とす。寬永系圖は、與右衛門某を祖とし其子次左衛門正吉、（一に吉正に作る。）家康及び秀忠に仕へ、大番を勤む。正吉の男次左衛門吉重、采地武州橘樹郡二百二十石、廩米二百俵を賜ふ。重政は吉重が養子なり。次左衛門と稱す。萬治三年、廩米三百石を加へられ、延寶四年、二條定番の時、采地三百石を加へられ、總て九百二十石と爲る。後勤を辭して、小普請と爲り、舊に加恩の地三百石を、上州甘樂郡の內に移さる。貞享三年卒す。淺草本願寺中德本

寺に葬る。

義勝　治左衛門。重政が男。元祿十年、御徒頭の時、廩米を更めて、上州多胡・甘樂二郡の中、四百石を賜ふ。後其餘の采地を同國綠野・甘樂二郡の內に移さる。其後御目附・御先鐵炮頭・御持筒頭を勤め、寛保元年卒す。

義武　治左衛門。義勝が男。御腰物奉行と爲り、寶曆十年卒す。

義忠　主計。義武が男。寶曆十一年卒す。

武矩　治左衛門。義忠が養子。實は山名愡三郎親豐の三男。御書院番に列し、天明七年より、屋敷改を勤む。

某─正吉─吉重═重政─義勝─義武─義忠═武矩……

多胡甘樂二郡
四百石知行す

三二一　細井　家紋は五角の內に劍鳩酸草。（正保三―寛文元 天和二―寶永四）

勝茂　藤原氏なり。太郎右衛門勝重、三州幡豆郡細井村に住し、細井を以て家號とす。松平清康に仕へ、七十貫文の地を領す。天文四年、三州伊田に於て戰死す。男喜三郎勝明、廣忠に仕ふ。其男金兵衛勝久、初め家康に仕へ、天正五年、岡崎

信康に附屬せられ、信康事あるの後は、處士と爲る。八年召し返されて、廩米四百俵を賜ひ、次いで采地二百五十石を加賜せらる。慶長五年、秀忠に供奉して出征し、鎗大將と爲る。凱旋の後、鐵炮同心三十人を預けられ、采地千石を加へて、總て千六百五十石の地を駿河國にて賜ふ。十五年常陸・上野・下野の三國强盜徘徊せるの聞ありしに依り、勝久命を蒙り久永重勝・服部保政等と與に、彼地に抵り、其黨三百人を追捕す。其男金兵衛勝吉、元和五年、鐵炮同心五十人を預けられ、元和七年、清水の御船手と爲り、水主・同心五十人を預けらる。勝茂は勝吉が二男なり。將軍家光に事へて、御書院番に列し、初め廩米を賜ふ。寬永十年、之を更めて上總の內にて、總て六百石の采地を賜ふ。正保三年十二月、上總の采地を武州都築、相州高座、上州碓氷三郡の內に移さる。慶安四年、新恩三百石を賜ふ。承應元年、御船手と爲り、二年六月、清水の御船手に轉じ、同國にて三百石を加增せらる。寬文元年十一月、上野の采地を武・相兩州の內に移さる。次いで御先鐵炮頭に進み、天和二年四月、上州甘樂・山田二郡の內にて、五百石を加へられ、總て千七百石餘を知行す。貞享四年卒す。江戶淺草本願寺中長敬寺に葬る。

都築郡の內を知行す

上野の采地を武相に移す

甘樂山田二郡を知行す

勝鄉　佐次右衛門。智勝が男。祖父勝茂が遺跡を繼ぎて、千二百石餘及び廩

上州の釆地を武相に移す

米三百俵を知行し、武・相・駿三州の中、五百石を弟勝務に分與す。元祿十年、廩米を更めて、上總の内にて三百石を賜ふ。寶永四年八月、上野の釆地を相・武二州の内に移さる。桐ノ間番・御小姓組番士・御使番・御先鐵炮頭・御持弓頭・御鎗奉行に歴事し、寛保三年卒す。

勝重―勝明―勝久―勝吉―勝武……
　　　　　　　　　　　├勝茂―智勝―勝郷―勝爲―勝房―勝晁―勝延
　　　　　　　　　　　└勝正―勝長＝勝峯―勝美＝勝房＝勝豐―勝征……

三二二　細井（家紋は根笹に雪）　（寶永二―未詳）

邑樂郡の内を知行す

勝長　六郎兵衛。勝吉が四男宗左衛門勝正が男なり。貞享三年、父の遺跡を襲いで、廩米六百俵を賜ふ。元祿十年、之を更められ、武・相二州にて、釆地六百石を賜ふ。寶永二年十月、武州の釆地を割いて、上州邑樂郡の内に移さる。御小姓組に列し、享保十七年卒す。江戸小石川善仁寺に葬る。

勝峯　初名は勝清。宗八郎と稱す。實は智勝（前項系圖を參照。）が二男にして、勝長が養子と爲る。御書院番に列し、享保二十年卒す。

勝美　六郎兵衛。勝峯が男。御書院番に列し、寶暦五年卒す。

勝房　宗八郎。實は杉岡孫八郎能成が二男にして、勝美が養子と爲る。御書院番に列し、寛政十年卒す。

勝豐　宗左衛門。勝房が男。御書院の番士と爲り、寛政五年致仕す。

勝征（カツユキ）　金之丞。勝豐が男。寛政十年、御小姓組に列す。

系圖　前項參照。

三二三　弓氣多（ゆげた）　家紋は上り藤の内に弓文字　（元祿十一年前―未詳）

昌友　藤原氏なり。七郎二郎昌利、今川義元に仕ふ。今川氏衰微沒落の後、家康之を徴し、濱松城の御留守と爲す。男攝津守昌吉、秀忠に近侍す。後大御納戸役を勤め、元和六年、東福門院に附屬せられて、禁内の内にて、新恩千石を加へられ、舊地を併せ、總て二千石餘を知行す。其男忠右衛門昌勝、寛永八年、千十石餘の采地を給ひ、九年御小姓より御書院番に轉じ、寛永十年二百石を加へられ、總て千二百十石を知行す。後御目附及び御先鐵炮頭を勤む。昌友は昌勝が男なり。通稱

は忠右衞門。御小姓組に列す。元祿十一年、是より先、上野國綠野、下總國香取・相馬・葛飾二郡の采地を、上州綠野郡の內に移さる。寶永七年卒す。江戸四ッ谷勝興寺に葬る。

元珍　初名は昌行。源七郞と稱す。昌友が男。御書院番に列し、次いで御使番に轉ず。延享四年卒す。

昌芳　源七郞。元珍が男。御書院番に列し、天明四年卒す。

昌伯　忠右衞門。昌芳が男。御書院番に列し、寬政七年、小普請に貶せらる。

昌利━昌吉━昌勝━昌友━元珍━昌芳━昌伯……

綠野郡の內を知行す

三二四　德永（家紋は丸に蔦）　（天和二―未詳）

昌崇　關白賴通の四世少納言家隆の男、美作權守昌隆の後裔なり。式部律師興昌が時、亂を江州德永村に避け、依つて德永を以て家號とす。昌隆二十四世の孫土佐守昌利。其男式部卿法印壽昌。初め柴田勝豐に屬し、後秀吉に仕へ、秀次に附屬せられ、尾州丹羽郡、濃州松木島の內にて、二萬石を與へられ、濃州高松城に

住し、後同國內にて一萬石餘を加へられ、總て三萬石を領す。慶長五年、會津征伐の時、小山に供奉す。時に石田三成擧兵の報あり。家康法印をして、軍を還へし諸士を和し、志を協はして上洛す可く命せらる。乃ち嫡男昌重を麾下に留めて先發す。先づ本城高松に入り、三成黨の高木八郎左衞門が高洲を攻落し、次いで丸毛三郎兵衞が籠れる福塚城を降す。此時京極高次、大津に守城す。法印三男昌純を遣はして、湖上より三たび彈藥を送る。關ヶ原開戰の時、兵を出して池田秀氏が籠れる濃州駒野城を攻む。凱旋の後、井伊・本多等に加はりて、諸士の軍功を注す。後濃州にて二萬石を加增あり。尾州の領を改めて、濃州多藝・不破・石津、尾州海西の四郡にて、總て五萬六千石餘を領す。此時居城を高洲に移す。長男左馬助昌重、父の遺領を繼ぎ、大坂兩役に功あり。寬永五年、是より先、大坂城石壘の造營を助けしむ。工事延滯に及ぶを以て、此に至つて領地を沒收せらる。出羽國庄內に赴き、九年戶澤右京亮政盛に預けられ、同國新庄に抵る。十九年彼地に卒す。男下總守昌勝、父が罪に坐して、溝口伯耆守宣勝に預けられ、越後國新發田に蟄居す。慶安元年罪を赦され、廩米二千俵を賜ひ、寄合に列す。昌世は昌勝が男なり。承應三年、父の遺跡を繼いで、三百俵を弟昌由に分與す。御書院番に列

邑樂郡の內を知行す

す。次いで御小姓組頭に進む。天和二年四月、上州邑樂、野州安蘇二郡の內にて、新恩五百石を賜ひ、元祿五年、御先弓頭に轉ず。十年廩米を采地に更められ、武・立二州にて千七百石を賜ひ、總て二千二百石を知行す。寶永四年卒す。武州貝塚の青松寺に葬る。

昌本　權三郞。昌崇が養子。實は近藤織部豐直が五男。小普請と爲り、延享三年卒す。

昌主　賴母。昌本が男。西城御小姓組に列し、寶曆元年卒す。

昌武　又五郞。昌主が男。寶曆三年卒す。

茂昌　權之助。實は昌主が二男にして、昌武が嗣と爲る。安永三年卒す。

昌常　小膳。茂昌が養子。實は近藤平八郞堯暉が三男。御書院番に列し、寛政八年、御使番に列す。

昌利―壽昌―昌重―昌勝―昌崇＝昌本―昌主―昌武
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└茂昌＝昌常……

深津 家紋は上り藤の内左像 （元文四―未詳）

吾妻郡の内を知行す

正照　藤原氏にして、爲憲の後胤と稱す。彌七郎正利、松平廣忠及び家康に仕へ、三州登加利村に住す。男彌左衛門正吉、外戚矢田作十郎が養子と爲る。作十郎一向宗一揆に與して戰死せし時、正吉僅に七歲なり。父正利が家に歸りて逼塞す。後赦免ありて、家康に謁し、矢田を更めて、深津を稱し、御家人に列す。寛永二年より大坂に在りて、金銀の奉行を勤む。是より先、武州にて采地五百五十石を賜ふ。其男長右衛門正信、寛永六年、父が遺跡を繼ぐ。十年下總にて二百石を加恩あり。其男五郎太夫正武、大番と爲り、次いで道奉行と爲る。其男彌右衛門正直、御書院の番士に列す。正照は正直が男なり。通稱は彌七郎。御小姓組に列し、元文四年、下總の采地を武州秩父、上州吾妻二郡の内に移さる。寶曆十年卒す。江戶赤坂の淨土寺に葬る。

正峯　彌右衛門。正照が男。御書院の番士に列し、寶曆十一年卒す。

正勝　初名は正豐。彌市郎と稱す。正峯が男。御書院番・御小納戶等に列し、寛政七年致仕す。

正英　彌七郎。正勝が男。寛政十年、西城御小姓に列す。

正利―正吉―正信―正武―正直―正照―正峯―正勝―正英

三二六　橫地 家紋は龜甲の內花菱 (寛永十六―未詳)

忠重　藤原氏とも、淸和源氏とも云ふ。橫地澁谷助元次、久野城に戰死す。其男多左衞門元貞、武田信玄及び勝賴に仕へ、武田氏の滅後、召されて家康に事ふ。甲州にて百五十貫文の舊地を賜ひ、大番を勤む。天正十九年、武州にて采地二百石を賜ひ、同年上總にて百石を加へらる。其二男一郞右衞門忠重、一に元知に作る。寛永十六年、大坂御金奉行と爲り、加增ありて上州碓氷、武州大里二郡にて、采地二百石を知行す。承應二年卒す。江戶牛込大信寺に葬る。

碓氷郡の內を知行す

元堯　市郞右衞門。忠重が男。小普請と爲り、承應三年卒す。

元春　十兵衞。實は小野忠左衞門高勝が二男にして、元堯が養子と爲る。大番・新番を勤め、廩米五十俵を加へらる。

元賢　米助。實は小野忠左衞門高勝が三男にして、元春が養子と爲る。大番

及び同組頭を勤め、二百俵の加恩あり。元文元年卒す。

元孝　半助。元賢が男。大番・新番・同組頭を勤め、寛政四年卒す。

元盈　藤十郎。元孝が男。寛政二年、御書院番と爲る。四年遺跡を繼いで、采地二百石、廩米二百五十俵を知行す。

元次━元貞┳安信……
　　　　　┗忠重━元堯＝元春＝元賢━元孝━元盈……

三二七　安藤 家紋は下り藤丸の内に安文字　（天和二―未詳）

直利　安倍仲麻呂が後裔安倍朝任、鳥羽天皇より藤原氏を賜ひ、兩氏の文字を併せて、安藤と稱す。其十五世の孫太郎右衛門家重、松平廣忠に仕へ、天文九年、安祥合戰の時戰死す。男杢助基能、家康に仕へ、御旗奉行と爲る。三方原の役戰死す。其男帶刀直次、家康に近侍し、姉川・長篠・長久手の諸役に軍功あり。天正十九年、武州穴師鄉・十條鄉の內にて、采地千石を賜ふ。慶長十年、武州・江州にて開發の地を併せ、二千二十石餘を加賜せられ、後近習の臣と爲り、國政を與り聞く。遠州

山田郡の内を知行す

にて五千石の加增あり。元和元年、三千石餘を孫直政に分與す。三年一萬石餘を加へられ、總て二萬石餘を領し、遠州掛川城主と爲る。五年紀伊賴宣に附屬せられ、同國田邊に移され、同國にて一萬石を加增せられ、總て三萬八千八百石を領す。直次の長男彥四郎重能、慶長九年、武藏・下總の內にて、采地千石を賜ひ、大坂夏役、井伊が備にありて戰死す。其養子彥四郎直政、（實は井伊の臣榊原政長が男なり。母は直次が女とす。）祖父直次より、封地を武州にて分與せられ、總て四千三十石餘を知行す。後百人組頭に至る。直利は直政が男なり。通稱は彥四郎。天和二年四月、上州山田（一）、野州安蘇・梁田三郡にて、五百石を加へられ、總て四千五百石を知行す。御持弓頭・百人組頭を勤め、享保十九年卒す。武州那賀郡小平村春貞寺に葬る。

直矩　彥四郎。直利が養子。（實は安藤出雲守信富が六男。）御使番に列し、元文元年卒す。江戶麴町栖岸院に葬る。

直元　多宮。直矩が男。安永三年卒す。

直之　彥四郎。直元が養子。（實は松平伊豆守信祝が五男。）百人組頭・御小姓組番頭・西城御書院番頭に歷事し、寬政十年、御書院番頭に徙る。

群馬郡五千石を知行す

家重―基能―直次―重能―直政―直利―直矩―直元―直之……
　　　　　　├重信―重長―重博―信友
　　　　　　│　　　　　├重廣―信富―重向―廣猛―廣峯―廣業
　　　　　　│　　├重元＝重常―重武
　　├家定―定正―定智―定勝……
　　│　　　　　　　├定次―定久―定供―定房＝定堅……
　　├家次―次吉―次重―次長―信秀―次種―信形―敬信―次立―

(二)稲生郡土誌文政十一年の文書に、新宿村二給の一、安藤七兵衛知行所とあり。

三二八　安藤（家紋は上り藤輪）　（明暦三―寶永六年）

重廣　初名は重好。内藏助と稱す。重長が二男。(高崎藩安藤氏の項を參照。)明暦三年、父重長が遺領上州群馬郡の内にて、五千石の地を分與せられ、寄合に列す。大番頭に進み、丹波守に任じ、天和二年四月、丹波にて二千石を加へらる。貞享四年、大坂の守衛中に卒す。江戸麴町楢岸院に葬る。

群馬郡の采地を越後に轉ず

信富　作十郎。重廣が養子。實は安藤重規が三男、出雲守に任じ、御書院番頭・御側を勤め、元祿十五年、務を免ぜらる。寶永六年八月、信富采地の農民に役を課せし事に依り、農民等愁訴に及びしかば、幕府之を糺問し、群馬郡の采地を轉じて、越後國刈羽郡の內に移され、事に與かりし家臣二人を追放せらる。享保四年卒す。

系圖　前項を參照。

三二九　安藤　家紋未詳　(明曆三―享保十一年)

群馬郡千六百石を知行す

重常　高崎城主安藤對馬守重信が養子伊賀守重元、寬永四年、御書院番に列し、次いで廩米五百俵を賜ふ。九年御使番に轉じ、十年御小姓組々頭に徙る。十二年上總にて、千石の加恩あり。嚮の廩米を更めて、采地千五百石を賜ふ。十三年伊賀守に任じ、十五年御小姓組番頭に進む。十九年上總にて、五百石の地を加へられ、慶安四年、廩米千俵を增し、總て三千石を知行す。明曆二年、御書院番頭に轉じ、萬治元年、大番頭に徙る。重常は重元が養子なり。實は重長が三男。初名は重長。彥九郎と稱す。壹岐守に任ず。明曆三年十一月、重長が遺領の內、上州群馬郡にて

千六百石を分與せらる。寛文八年、父の遺跡を繼いで、嚮の采地を併せ、總て四千六百石を知行す。元祿十年、嚮に賜ひし廩米千俵を采地に更めらる。御書院番頭に進み寶永七年卒す。江戸下谷善立寺に葬る。

采地を公收せらる

重武　主膳。重常が男。小普請組支配御小姓組番頭を勤め、大和守に任ず。享保十一年二月、宗家對馬守信友が養子と爲りて、采地を公收せらる。十二年父に先ちて卒す。

系圖　前項を參照。

（三三）　安藤 家紋は下り藤の丸　（天和二―未詳）

山田郡五百石を知行す

定次　定智が二男にして、傳右衛門と稱す。寛永十三年、父が遺領の內、甲州にて、七百石を分與せらる。次いで廩米三百俵を加へられ、天和二年四月、上州山田郡にて、加恩五百石を賜ふ。御徒頭と爲りて、天和三年卒す。江戸四谷鮫ヶ橋の眞莊に葬る。

定久　傳右衛門。定次が男。元祿十年、廩米を更め、上總の內にて、三百石を賜

ひ、總て采地千五百石を知行す。御小姓組を勤め、元祿十二年卒す。

定供　傳右衞門。定久が男。寶永二年、甲州の采地を駿河に移さる。御小姓組に列し、享保十八年卒す。

定房　監物。定供が男。西城御書院番に列し、明曆二年卒す。

定堅　圖書。定房が養子。實は高林昌雄が三男。御書院番に列し。寛政八年、若君に附屬して、西城に候す。

系圖　前項を參照。

三三一　安藤　家紋は下り藤の丸　（寛永四―元祿十一年）

次吉　家重が四男太郎左衞門家次、家康に事ふ。永祿六年、一向宗一揆に加黨す。後其罪を赦され、麾下に復し、三方ヶ原・長久手の諸役に戰功を樹つ。次吉は家次が男なり。彌兵衞と稱す。家康に仕へ、後佐渡に赴き、或は三島の代官を勤む。其後山田奉行と爲る。寛永四年十一月、武藏國都筑、上野國緑野、二郡にて四百五十石餘の采地を賜ひ、承應三年卒す。早稻田の龍泉寺に葬る。

緑野郡の中を知行す

上州の采地を武州に移す

邑樂新田二郡の内を知行す

次重 喜兵衞。次吉が男。御書院番に列し、天和元年卒す。

次長 平七郎。次重が男。御書院番に列す。元祿十一年、上州の采地を更めて、武州久良岐郡の内に移さる。寶永二年卒す。

系圖　前項を參照

三三二　前田 家紋は梅鉢（天和二—未詳）

孝矩 初名は利房。又兵衞と稱す。七日市藩主前田利孝が二男なり。（七日市藩參照。）承應三年徵されて、廩米二千俵を賜ひ、寄合に列す。天和二年四月、上州邑樂・新田二郡の内にて、五百石を加へらる。御小姓組番士・御書院番組頭・御小姓組番頭・御書院番頭に歷事し、伊賀守に任ず。（後相模守又は日向守に更む。）元祿三年、職を辭し、六年卒す。駒込の吉祥寺に葬る。

孝始 初名は孝治。帶刀と稱す。元祿十年、廩米を更められ、房州朝夷・安房・長狹三郡の内にて、采地二千石を賜ひ、總て二千五百石を知行す。寄合・御書院番頭を勤め、寶曆六年卒す。

群馬碓氷二郡五百石知行す

孝祐　帶刀。孝始が男。中奥番士に列し、明和元年卒す。

矩貫　初名は孝嶋（ちか）、次いで孝篤と更む。通稱は又吉。安房守に任ず。御小納戸・西城御小姓・中奥御小姓・小普請支配等を經て、寛政十年、大番頭と爲る。

利孝─┬─利意……
　　　└─(一)利矩─(二)孝始─(三)孝祐─(四)矩貫……

三三三　久松（家紋は梅輪内）　（元祿十─未詳）

定持　菅原氏の支族久松麻呂、尾州知多郡阿古居（あぐゐ）に配流せらる。其子孫久松を以て家號とす。肥前守定義が二男民部大輔定重。定重が男彦左衛門忠次、武州入間郡山口領にて、二百石を知行し、大番を勤め、後御鷹の事を承る。其男彦左衛門定佳、武州比企郡にて二百石を加へられ、御留守居番と爲る。次男市左衛門定弘、御書院番と爲り、寛文元年、廩米三百俵を賜ふ。定持は定弘が養子なり。（實は小幡新十郎が四男。）通稱は忠次郎。元祿九年、御腰物奉行頭（後の御腰物奉行）と爲り、廩米二百俵を加へらる。十年七月、廩米を更めて、上州群馬・碓氷二郡の内にて、采地五百石を賜

ふ。十四年御目附に轉じ。寶永三年、相州愛甲郡二百石の加恩あり。七年長崎奉行に進み、武州多摩郡にて、五百石を加へられ、總て千二百石を知行し、備後守に任ず。正德五年御作事奉行、享保八年御勘定奉行に歷徙し、延享二年卒す。早稻田の宗參寺に葬る。

定鄉　忠次郎。定持が男。御小姓組・西城御書院番・小十人頭・御先鐵炮頭・大坂町奉行・御作事奉行等に歷事し、筑後守に任じ、寶曆七年卒す。

定愷　忠次郎。定鄉が男。小普請・御書院番・御使番・御先弓頭・新番頭・駿府町奉行・御普請奉行・大目附等に歷事し、筑前守に任ず。天明六年卒す。

定安　忠次郎。實は大久保志摩守忠輸が二男にして、定愷が養子となる。安永五年、御小姓組に列し、天明六年、小十人頭に轉ず。

道宅—定則—正勝　定益—定義—俊勝
　　　　　　　　　　　　　　└定重—忠次—定佳—定延…
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└一定弘—二定持—三定鄉—
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└四定愷—五定安

三三四　伏見　家紋は丸に梅鉢　(天和二—未詳)

爲智(とも)　其先は菅原氏にして、津戸(つのと)と稱す。山城守爲長、武州に住し、北條十郎に仕ふ。其男山城守爲次。爲次が男勘七郎爲則、伏見金右衞門長景に養はれ、伏見氏を稱すと雖も、其家督を繼がず。依りて本姓菅原氏に復す。爲則初め秀忠に仕へて、大番となり、廩米二百俵を賜ふ。寛永三年、百俵を加へられ、十年二百石を加增あり。廩米を更めて、相州にて采地五百石を賜ふ。後組頭・御先鐵炮頭等に進み、數〻加增ありて、總て千石の祿と爲る。爲智は爲則が男なり。初名は爲繼。勘七郎と稱す。天和二年四月、上州山田・邑樂二郡(一)の內にて、采地五百石を加へらる。大番・同組頭・御先弓頭等を勤め、元祿十年卒す。江戸四ッ谷西迎寺に葬る。

爲信　主水。實は爲則が三男にして、爲智が嗣と爲る。元祿十年、廩米を更め、常州鹿島、下總香取二郡の內にて、采地五百石を給ひ、總て千五百石を知行す。御小姓番士・御使番等を勤め、享保四年卒す。

爲行　初名は政親。織部と稱す。實は阿倍八之丞重舊が二男にして、爲信が養子と爲る。御小姓組番士・御使番等を勤め、寶曆四年卒す。

(一) 邑樂山田二郡五百石知行す

爲規 勘七郎。爲行が男。小普請・西城御小姓組・御使番等を勤め、寛政五年卒す。

爲英 右近。爲規が男。天明六年、御小姓組番士と爲る。

爲則―爲智＝爲信＝爲行―爲規―爲英……

二荊生郷土誌、文政十一年文書に、今泉村五給の一、伏見勘解由知行所と出でたり。

三三五 山岡 家紋は黒持に横木瓜 （天和二年―未詳）

景助 道臣命の後裔なり。其七世の孫武日、景行天皇の世、日本武尊に從ひて、東夷を征して功あり。大伴連の姓を賜ふ。其子武以、大連と爲り、大臣武内宿禰と相竝びて、政事に與かる。武以十世四孫中納言家持。其孫武藏守國道、弘仁十四年、大伴を更めて、伴と稱す。子孫毛牧太郎景廣、江州甲賀郡毛牧邑に住し、毛牧を以て家號とす。景廣五世の孫式部少輔景通、江州栗太郡大鳥居に住し、是より大鳥居を以て家號とす。景通の曾孫美作守資廣、江州田上城に住し、永享年中、同國栗太郡勢多邑を賂し、始めて勢多の山田岡に城を築きて移る。此時一字を省

し、山岡を以て家號とす。後勢多城を嫡男景長に讓り、石山の古城を修築して之に住す。景長六世孫美濃守景之、勢多城に住し、佐々木氏に屬し、江南の旗頭たり。長男美作守景隆、家を繼ぎ、次男對馬守景佐、膳所城に住し、佐々木義秀に屬す。後信長に從ひ、屢〻戰功あり。天正十年、家康泉州堺より鄕國に歸るに當り、兄景隆と與に、路次の一揆を討伐し、勢多より信樂に到る山中の嚮導を爲す。後秀吉に事ふ。十一年柴田勝家に志を通じ、秀吉の爲めに采地を沒收せらる。其後召されて家康に仕へ、駿府に候す。其男五郎作景長、一に景倘に作る。家康に仕へて、御使番を勤め、采地千五百石を賜ふ。後故ありて改易せらる。男十兵衞景次、幼より秀忠に事へ、後武州忍領の中、總て千石を知行す。景助は景次が男なり。通稱は十兵衞天和二年四月、上州邑樂郡の內にて五百石を加へらる。貞享四年、武州足立、埼玉二郡の內にて、五百石を加恩あり。總て二千石を知行す。御小姓組番士・西城御書院番士・小十人頭・御先鐵炮頭・長崎奉行等に歷仕し、對馬守に任し、寶永二年卒す。武州豐島郡赤塚村松月院に葬る。

邑樂郡五百石を知行す

景軌　十兵衞。景助が男。元祿十一年、忍領の采地千石を、上州新田・邑樂二郡の內に移さる。御小姓組番士・御徒頭・御廊下番頭・御使番等に歷事し、遠江守に任

新田邑樂二郡千石を知行す

じ、寛永六年卒す。

景福 孫七郎。實は山岡助右衛門景安が二男して、景軌が養子と爲る。御使番を勤め、寛延元年卒す。

景直 十兵衛。景福が男。中奥番士・西城御目附を勤め、安永三年卒す。

景寧 十兵衛。實は景直が兄景寀が二男にして、景直が養子と爲る。御小姓組番士・御使番を經て、寛政十年、御先鐵炮頭に徙る。

資廣—景長—景秀—景昌—景綱—景就—景之—景隆

景佐—景長—景次—景助—景軌

景福—景寀……

景直　景寧

三三六　小出　家紋は丸に二八文字　(元祿十一未詳)

守里 三枝部連が裔なり。仁明帝の世、甲州山梨郡野路に流せられ、世〻其地に仕す。右衛門尉虎吉、武田信虎に仕ふ。天正十年、武田氏衰替の時、織田信蕃と與に、駿河田中城を攻る。既にして徳川氏に降る。其男土佐守昌吉、家康に仕へ、天

正十八年、武州岩槻城攻圍の時奮鬪し、頭に創を被り、血流れて眼に入るに及び、従者に助けられて退く。此時姪守秀戰死し、家臣等多く敵兵を討取り、或は命を殞し、或は創を被りし者多し。後上野國名和に於て、領地一萬石を賜ふべきの内命ありしも、故ありて固く之を辭す。其後武州荏原郡の内にて、三千七百石餘を賜ふ。關ヶ原役の後、采地を轉じて、舊地を賜ひ、甲州巨摩・八代二郡の内にて、六千石を知行す。元和八年。男伊豆守守昌と與に、駿河大納言忠長に附屬せらる。後守昌、遺跡を繼ぎ、嚮の采地を併せて、總て一萬石を領し、忠長より五千石を加へらる。忠長事あるの後、內藤信照に召預けられ、棚倉に蟄居す。寛永十三年召返され、房州にて一萬石を賜ひ、御鐵炮頭と爲る。其男隱岐守守全、遺領を繼いで七千石を知行し、三千石を弟頼増に分與す。守里は守全の二男なり。左京と稱す。母は小出大隅守三尹が女。守里、初め三枝氏を稱し、後小出氏に更む。明暦二年、始めて家綱に謁し、次いで御小姓組番士と爲り、廩米を賜ふ。後屢〻加増あり。元祿十年七月、廩米を更めて、采地六百石を賜ひ、上野國邑樂、下野國河內、武藏國葛飾、下總國千葉・葛飾、伊豆國加茂六郡にて、總て千六百石を知行す。京都町奉行・御作事奉行等を勤め、若狹守・下野守、及び淡路守に任ず。元祿十二年卒す。江戶麻布天眞

邑樂郡の內を知行す

寺に葬る。

守明　彌三郎。實は日向半兵衛正次が三男にして、守里が養子と爲る。小普請と爲り、元文五年卒す。江戸四ッ谷發昌寺に葬る。

安守　靫負。守明が男。御書院番に列し、寶暦八年卒す。

守興　民部。實は田中主膳元陳が二男にして、守安が養子と爲る。御書院番と爲り、寶暦二年卒す。天眞寺に葬る。

守廣　彌三郎。守興が男。西城御書院番と爲り、安永八年卒す。

守身　八十之助。守廣が男。天明三年卒す。

守傳　又五郎。實は守廣が二男にして、守身が嗣と爲る。左京亮に任じ、寛政十年、小十人頭と爲る。

虎吉―昌吉―守昌―守全―守輝

守全―（一）守里―（二）守明―（三）安守―（四）守興―（五）守廣―（六）守身
（五）守廣―（七）守傳

守全―（一）守仍―（二）守一―（三）守正―（四）守富
（三）守正―（五）守信―（六）守興

三三七　三枝　家紋は丸に三枝松　（元祿十―未詳）

守一　三枝隱岐守守全が三男平兵衛守仍、延寶四年、父が遺跡の內にて、五百俵を分與せらる。守一は守仍が養子なり。實は三枝平右衛門守房が三男。平兵衛と稱す。元祿十年七月、稟米を更めて、上州邑樂・甘樂二郡の內にて、采地五百石を知行す。御書院番に列し、享保九年卒す。

守正　源右衛門。守一が男。御書院番に列し、安永元年卒す。

守富　平兵衛。守正が男。御書院番士と爲り、天明六年卒す。

守信　內記。實は守正が二男にして、守富が嗣と爲る。寛政元年卒す。

守興　源右衛門。實は堀田內膳正淸が六男にして、守信が養子と爲る。寛政五年、御書院番と爲る。

系圖　前項を參照。

邑樂甘樂二郡五百石知行す

鈴木 家紋は稲穂の丸　（寛永十―未詳）

重次　德積姓なり。鈴木善阿彌十五世孫、日向守重教、三州寺部に住す。其男下野守重政、今川義元が旗下に屬す。其男六左衛門一に彥三郞重次、家康に事へ、本多重次に屬す。家康關東入國の後、諸士と與に本多正信父子に屬して、上總國東金に住す。之を上總の七千騎と云ふ。其子七右衛門正次、一に重元に作る。秀忠に仕へ、大番に列す。重次一に重元に作る。は正次が男なり。寛永六年、大番と爲り、十年新恩二百石を賜ひ、舊に賜ふ所を併せ、相州鎌倉、下總香取、上州綠野、三郡の内にて四百石を知行す。次いで御裏門番頭に徙る。延寶五年卒す。江戶四谷東長寺に葬る。

重勝　源太郞。重次が男。大番・新番に列し、貞享二年卒す。

政長　與左衛門。重勝が男。大番に列し、元文元年卒す。

勝仲　源太右衛門。實は重勝が二男にして、政長が嗣と爲る。大番と爲り、寶曆三年卒す。

勝豫　久兵衛。實は太田甚次郞正寛が二男にして、勝仲が養子と爲る。大番・同組頭を勤め、天明三年卒す。

勝譽（たか）　金十郎。實は太田彦兵衛正森が五男にして、勝豫が養子と爲る。御小姓組番士と爲り、天明三年、遺跡を繼ぎ、采地四百石を知行す。

重政―重次―正次―重次―重勝―┬政長
　　　　　　　　　　　　　　└勝仲＝勝豫＝勝譽……

三三九　前田（家紋は丸に丸文字）　（天和元―享保五年）

定次　穗積姓なり。初め宇井氏を稱す。或は丸子とも號す。嘗て紀伊國熊野新宮に居る。宇井民部重次、伊勢國安濃郡前田村に移り、是より前田を以て家號と爲す。五右衛門定久に至り、家康に岡崎に謁す。其男五左衛門定良、天正十六年、駿府にて家康に謁し、後大番を勤め、現米八十石を賜ふ。寛永二年、武州入間郡にて、采地二百二十石餘を宛行はるゝの朱印を下さる。後御先鐵炮頭と爲り慶安四年、三百石の加恩あり。養子定時、家を繼ぎ、長男定次、別に家を興す。定次（一に定恭に作る。）通稱は孫市郎。寛永六年、大番に列し、次いで上總國山邊郡にて、采地三百石を賜ふ。正保三年、綱吉に附屬せられ、御抱守を勤む。慶安元年、三丸番頭と

新田山田二郡の內を知行す

爲り、後神田の館にて用人に進み、彼館にて賜加恩あり。千九百石と爲る。延寶八年、德松君に從ひて、御家人に復し、西城に候す。天和元年三月、三百石を加へられ、濃州加茂・方縣・上州新田・山田、武州榛澤、上總山邊、六郡の內にて總て二千二百石を知行す。三年德松君逝去の後、小普請と爲り、貞享元年卒す。武州入間郡鯨井村青林寺に葬る。

山田郡の內を定武に分與す

定相 孫八郎。定次が男。家を繼いで、千七百石を知行し、五百石を弟定武に分與す。御徒頭・御先鐵炮頭・御持弓頭・桐間番頭等に歷事し、大隅守に任じ、享保五年卒す。小日向の龍興寺に葬る。

山田新田二郡の內を二弟に分與す

定忠 新八郎。定相が男。御書院番と爲る。遺跡を繼いで千石を知行し、四百石を弟定俊、三百石を弟定信に分與す。享保九年卒す。

定久—定貞—定時
　—定次—定相—定忠—定宣—定該—定賢—定靜
　　　　　　　—定俊　定將—定利—定親
　　　　　　　—定信—定宅—定行—定英—定明
　　　　　—定武—定信—定儀—定昭—定意
　　　　　　　　—定將

(一)山田郡誌に、富田村若林村二給の一、前田五右衛門知行すと云ふ。又同書に鹽原村二給の一、前田權之助知行所とあり。

三四〇　前田　家紋は丸に丸文字　(享保五―未詳)

山田新田二郡の内を知行す

定俊　左兵衛。定相が二男。享保五年四月、父が遺跡濃州方縣、上州山田・新田三郡の内にて、四百石を分與せられ、小普請と爲る。元文二年卒す。江戸牛込圓福寺に葬る。

定將　佐兵衛。實は定信が二男にして、定俊が養子と爲る。大番に列し、天明三年卒す。

定利　庄右衛門。定將が男。大番と爲り、新番に轉じ、寛政元年卒す。

定親　五郎兵衛。實は定將が二男にして、定利が嗣と爲る。寛政三年、大番と爲る。

系圖　前項を參照。

新田郡の內を知行す

三四一　前田（家紋は丸に丸文字）（享保五―未詳）

定信　五郎左衛門。定相が三男。元祿七年、大番に列し、廩米二百俵を賜ふ。享保五年四月、父が遺跡、濃州方縣、上州新田二郡の內にて、三百石を分與せられ、廩米は收めらる。寶曆五年卒す。小日向の龍興寺に葬る。

定堅　五郎左衛門。定信が男。大番・御留守居組頭を勤め、寶曆六年卒す。

定行　庄五郎。定堅が男。大番に列し、安永四年卒す。

定英　孫四郎。定行が男。大番に列し、寛政三年。二條城の守衛に在りて卒す。

定明　多宮。定英が男

系圖　前項を參照。

三四二　前田（家紋は丸に丸文字）（貞享元―未詳）

定武　傳藏。定次が三男。御小姓組の番士に列し、廩米三百俵を賜ふ。貞享

山田郡の內を知行す

元年四月、父が遺跡、上州山田、武州榛澤二郡の內にて、五百石を分與せられ、餼の廩米は收めらる。享保四年卒す。牛込圓福寺に葬る。

定信　新五郎。定武が男。御書院番と爲り、延享四年卒す。

定儀（よし）　孫市郎。定信が男。御書院の番士と爲り、安永二年卒す。

定昭（あき）　傳藏。定儀が男。御小姓組・御書院番等を勤め、寛政九年致仕す。

定意（もと）　新五郎。定昭が男。寛政九年家を繼ぐ。

系圖　前項を參照。

三四三　久永（家紋は丸の內雁）（慶長中―明治初）

重勝　賀茂姓なり。吉備小黑麻呂の後にして、葛山氏を稱し、勝成が時、大內氏に屬して、石見國久永庄に在り。故に地名を取りて家號とす。其裔源六重吉、三州額田郡に移住し、松平清康に仕ふ。其男源左衞門信重、廣忠及び家康に仕へ、後岡崎信康に附屬せらる。重勝は信重が男なり。源兵衞と稱す。家康に仕へて、三州比奈村にて二十貫文の地を賜ふ。三方ヶ原・長篠・長久手（役後其賞として、遠州榛原郡にて二百石の地を）

佐位新田二郡の内を知行す

加る。九戸・關ヶ原の諸役に供奉す。慶長八年、秀忠に附屬せられ、武州兒玉郡にて五百五十石を新恩あり。其後御弓頭と爲り、騎馬同心十人、足輕五十人を預けられ加恩ありて、武州兒玉・上州佐位(二)・新田、常州信太・河内五郡の内にて、五千二百石を賜ひ、内二千石は騎馬同心・足輕等の給分とし、重勝三千二百石を知行す。十六年八月、常・野二州に盜賊橫行す。乃ち追捕の命を蒙り、服部保政・細井勝久と與に、彼地に赴き、賊を誅し、小山・芋加羅(いもがら)・新田等九十三所に其首を梟す。其後新田の大光院造營に就き、服部保政と與に、命を蒙り普請奉行を勤む。十九年大坂役に供奉し、講和の後、惣濠を埋むるに當り、其奉行に列す。寛永六年卒す。三州額田郡壹恩寺に葬る。

重知　源兵衛。重勝が男。寛永六年、御先弓頭と爲る。十四年卒す。

政勝　源兵衛。重知が男。御小姓組に列す。父の遺跡を繼いで、二千七百石を知行し、五百石を弟重行に分與す。正保三年卒す。淺草本願寺中長敬寺に葬る。

重行(一に重之に作る)　源兵衛。實は重知が二男なり。父の遺跡の内五百石を分與せられ、二丸番を勤む。正保三年、政勝が嗣と爲り、舊の采地は收めらる。西城御

邑樂郡の内を知行す

書院番・御先鐵炮頭・御持筒頭等に歷事す。天和二年四月、上州邑樂・野州安蘇、二郡の內にて五百石を加へられ、總て三千二百石を知行す。貞享四年卒す。

勝晴　初名は重高。源兵衞と稱す。重行が男。後山田奉行と爲り、丹波守に任じ、享保十七年卒す。

勝興　初名は重形。源兵衞と稱す。勝晴が男。元文元年卒す。

勝純　源五郞。勝興が男。寬保二年卒す。

勝易　伊織。勝純が男。火事場見廻を勤め、明和四年卒す。

勝信　源兵衞。勝易が男。御先弓頭と爲り、寬政八年、若君に附屬せられて、西城に候す。文政の國字分名集に、三千二百石久永源左衞門とあるは、勝信又は其子に當らん。

重吉―信重―重勝[一]―重知[二]―┬―政勝[三]
　　　　　　　　　　　　　└―重行[四]―勝晴[五]―勝興[六]―勝純[七]―勝易[八]―勝信[九]……

(一)佐波郡誌に、幕末旗下久永源兵衞の知行所を載せて、東小保方村及び木島村の一部とあり。源兵衞は勝信が末なり。

正當　親重が二男五左衛門正廣、（親吉が弟、一に金左衛門親正に作る）家康に仕ふ。後命に依り、采地を男正當に讓り、主計頭親吉に屬して、尾州義直に仕ふ。正當、通稱は金左衛門。家康に仕へて小牧・小田原・關ヶ原等の役に供奉し、後父が采地を賜ふ。其後加恩ありて上州佐位（一）、相州高座、上總國山邊・武射、四郡の内にて采地八百石を知行す。元和元年、伏見城番を勤め、彼地に卒す。

正次（一に直次に作る）　金左衛門。正當が男。秀忠に仕へ、大番を勤め、後組頭に進み、其後御鷹奉行に轉す。寛永九年卒す。相州高座郡獺郷村常久寺に葬る。

正信（一に親信に作る）　金左衛門。正次が男。御小姓組・中奧番士・御徒頭を勤め、慶安四年卒す。

親庸　金左衛門。正信が男。寄合御書院番・御使番を經て、元祿十一年、仙洞附と爲り、丹波氷上郡の内にて、五百石を加賜せられ、總て千三百石を知行し、若狹守に任ず。其後御持弓頭・御勘定奉行等を勤め、享保十一年卒す。江戸下谷常在寺に葬る。

（一）佐位郡の内を知行す

親賢　七之助。親庸が男。御書院番・御使番・新番頭等を勤め、享保十二年卒す。
親照　金左衛門。親賢が男。御書院番に列し、享保十九年卒す。
親邑　七之助。親照が男。西城御書院番に列し、安永五年卒す。
親周　七之助。實は赤井將監直行が二男にして、親邑が養子と爲る。御書院番に列し、寛政七年卒す。
親興　鎗次郎。實は巨勢大和守利永が四男にして、親周が養子と爲る。文政の國字分名集に、千三百石、平岩七之助とあるは、親興が事ならん。

正廣―正當―正次―正信―親庸―親賢―親照―親邑―親周＝親興……

（一）佐波郡誌に、幕末旗下平岩親克が知行を擧げて、田部井村と見えたり。

三四五　川勝（家紋は五七桐）　（元祿十一―明治初）

隆尙　秦姓なり。子孫又川勝を家號とす。美作守廣氏、（後に廣親と更むと云。）將軍義稙及び義澄に仕へ、領地丹波桑田郡下田に住し、下田氏を稱す。其男豐前守廣繼、（後に光照に作る。）下田を稱し、後また川勝に復す。將軍義晴及び義輝に仕へ、舊地桑田郡及び船

多胡・緑野・新田・佐位・群馬五郡八百石知行す。群馬・多胡二郡千石を知行す。前の八百石を相州に移す。

井郡の内を領し、桑田郡今宮に住す。二男左京知氏、足利家に仕へ、天正の初より、桑田郡野々村に閑居し、慶長三年、始て家康に謁す。其男勘左衛門重氏、（一に廣知に作る。）秀忠に仕へ、大番に列す。大坂冬ノ役後、廩米三百俵を賜ひ、其後御幕奉行に轉す。

隆尚は重氏が四男なり。通稱は權之助。正保三年、御小姓と爲り、慶安元年、月俸二十口を賜ふ。後神田の館に於て、御書院番の組頭と爲り、廩米三百俵を賜ひ、前後廩、加恩あり。元祿十年七月、廩米を采地に更められ、上州多胡・緑野・新田・佐位・群馬五郡の内にて、八百石を賜ふ。寶永元年十二月、群馬・多胡二郡の内にて、千石の地を加恩あり。五年又千石を加へられ、嚮に賜ふ所の八百石の地を更めて、相州愛甲・大住・高座三郡の内にて千八百石を賜ひ、總て二千八百石を知行す。御先弓頭・御小姓組番頭等に勤仕し、能登守に任じ、享保十五年卒す。年九十三。江戸赤坂法安寺に葬る。

隆明　權之助。實は川勝平左衛門隆房が二男にして、隆尚が養子と爲る。御書院番・桐間番士・御書院番組頭等に勤仕し、天文三年卒す。

隆雄　權之助。隆明が養子。御使番と爲り、明和八年卒す。

隆忠　權之助。隆盛が男。寶暦八年、祖父隆雄が家を繼ぐ。御普請支配に進

み、寛政十年致仕す。文政の國字分名集に、二千八百石、小石川築地川勝權之助とあるは、隆忠が子ならん。

(一)群馬郡誌に、明治元年、旗下川勝隼之助知行所、有馬村二百十四石一升七合、北下村百六十三石二升九合とあり。

三四六　田村　家紋は車前草　(天和二—未詳)

顯當(まさ)　坂上姓なり。其父助太郎長衞は、田村安栖長顧が二男とす。將軍秀忠に仕へて、御小姓を勤め、廩米三百俵を賜ふ。後御膳奉行と爲り、寛永十一年、二百石を加へられ、十三年より二丸に勤仕し、後二丸の御留守居に徙る。正保三年、相州走水の奉行に任ず。顯當、通稱は助太夫。天和二年四月、三百石の加恩あり。武州榛澤・比企、上總武射、上州邑樂、四郡の內にて總て八百石を知行す。御小姓組

邑樂郡の內を知行す

番士、御書院番、二丸御留守居等に歴事し。元祿十三年卒す。江戸赤坂種德寺に葬る。

顯豐　助右衛門。顯當が男。御書院番に列し、寶永二年卒す。

顯治　助太夫。實は顯當が三男にして、兄の嗣と爲る。御小姓組に列し、正德元年卒す。

顯紀　助太夫。實は南部修理大夫の家臣田丸鄕右衛門が二男にして、顯治が養子と爲る。御書院番に列す。寛保二年、故の從者山本某の事に關して罪を獲、采地の半を削らる。寶曆七年卒す。

顯玄　助太夫。顯紀が男。御書院番と爲り、天明元年卒す。

顯曹　助次郎。顯玄が男。御書院番に列し、天明七年卒す。

長芳　兵伸。實は顯玄が二男にして、顯曹が養子と爲る。寛政三年、御書院番と爲る。

長衞[一]—顯當[二]—顯豐[三]
　　　　　　　　—顯治[四]—顯紀[五]—顯玄[六]—顯曹[七]—長芳[八]—

三四七　布施 家紋は丸に打違鷹羽に　（天和二―未詳）

重成　三善氏の裔なり。孫右衞門吉次、家康に仕へ、三州一向宗一揆の時、渡邊忠右衞門守綱と槍を合せて討死す。其男孫兵衞重次、家康に仕へ、關ヶ原役に供奉す。慶長六年、相州高座郡にて二百二十石の采地を賜はり、御弓頭と爲り、同心十人を預けられ、後駿府に候す。其男孫兵衞重直、御弓頭と爲り、駿府に仕ふ。後秀忠に奉仕し、同心二十人を預けられ、寛永十年、五百石の地を加恩あり。其後度々加恩あり、總て千二十石を知行す。重成は重直が男なり。通稱は孫兵衞。御小姓組より御弓頭に轉じ、天和二年四月、上州の内にて五百石の地を加へ、采地を移され、遠州城東・相州高座・大住・上州山田・邑樂・上總國武射、六郡の内にて總て千五百二十石を知行す。元祿八年卒す。江戶下谷善立寺に葬る。

重俊　孫兵衞。重成が男。御書院番・御徒頭・御目附・御先鐵炮頭等に歷仕し、延享四年卒す。

直鄉　孫兵衞。重俊が男。享保四年、家を繼ぎて、御使番・御目附・御先弓頭等に勤仕し、延享二年卒す。

（一）上州にて五百石を知行す
（二）山田邑樂二郡の内を知行す

賴容(かた) 孫兵衛。有鄕が男。御小姓組番士・中奥番士を勤め寶暦七年卒す。

賴方 金五郎。實は直鄕が二男にして、兄賴容が嗣と爲る。寶暦八年卒す。

賴路 孫兵衛。實は長坂權七郎信令が五男にして、賴方が養子と爲る。御書院番に列し、明和二年卒す。

重祐 孫兵衛。實は長坂權七郎信令が八男にして、賴路が養子と爲る。御小姓組に列し、寛政八年致仕す。

重品(しげ) 孫九郎。重祐が男。家を繼いで采地千五百二十石を知行す。

吉次(一)—重次(二)—重直(三)—重成(四)—重俊(五)—直鄕—┬—賴容(六)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└—賴方(七)—賴路(八)—重祐(九)—重品(一〇)

(一)山田郡誌に、廣澤村十一給の一、布施孫兵衛の名出で、桐生郷土誌、文政十一年の文書に、山田郡村松村、布施孫之進知行所と見えたり。

二四八　高井 家紋は角切角に引兩筋　(寛文元—未詳)

實勝 清和源氏にして、土岐光信より出たりと云ふ。四郎光濟の時、三州高井

新田碓氷二郡三百石知行す

新田碓氷二郡二百石知行す

に居住す。故に家號となす。光濟十世の孫內藏某、(一に藏人實廣に作る。)今川義元に仕へ、遠州にて三百貫文の地を領す。永祿三年、桶狹間にて戰死す。男助兵衛貞重、(一に初眞重、後直元に作る。)氏眞に仕へ、沒落後、家康に事ふ。天正十九年、武州久米鄉の內にて、二百石を知行す。關ヶ原役後、二百石を加へられ、元和二年、紀伊大納言賴宣に附屬せられ、同家より別に采地を賜ひしかば、久米鄉は之を長男市右衛門貞清に賜へり。寬永二年正月、貞清駿河大納言忠長に附屬せられ、百石の地を加へらる。忠長事ありし後は、處士と爲る。十二年召還されて、大番に復し、甲州にて三百石を賜ふ。

實勝は貞清が男なり。通稱は市右衛門。寬文元年、采地を上州新田・碓氷二郡の內に移さる。大番・新番を勤め、元祿四年卒す。江戶市ヶ谷久成寺に葬る。

實豐　初名は俊親。八郎右衛門と稱す。實勝が男。元祿十四年、上總天羽郡の內にて、二百石を加へられ、總て五百石を知行す。寶永七年、天羽郡の采地を上州新田・碓氷二郡の內に移さる。大番・同組頭を勤め、正德三年卒す。

親正　求之助。實豐が養子。(實は萩原三郎左衛門某が男。)享保八年卒す。

實忠　初名は實正。次で實號と更む。親正が養子。(實は高井親七郎實明が二男。)大番・同組頭を勤め、寶曆四年卒す。

實員 隼之助。實忠が男。下總守に任ず。御書院番士・御小納戶・同頭取・小普請奉行等に勤仕し、寛政九年致仕す。

實德 初名は從松(よりとし)。隼之助と稱す。實員が養子なり。實は横田十郎倚松が二男。御小納戶に列し、寛政七年、山城守に任ず。

實廣—貞重—貞情—實勝—實豐=親正=實忠—實員=實德
　　　　|—清直—清房—清信
　　　　　　　　　|—信房(一)—緯房(二)—常房(三)……

三四九 高井 家紋は隅切角に引兩條 （寛延元—未詳）

信房 貞重が養子五左衛門清直、實は池田三左衛門の家臣花井佐左衛門某が男。紀伊大納言賴宣に附屬せらる。其男飛驒守清房、野州都賀・安蘇二郡の内にて、采地千石を賜ふ。次いで同所にて千石を加へ、御側と爲る。信房は清房が三男なり。左門と稱す。但馬守に任ず。初め廩米を給ひ、享保十八年十一月、三百石を加へられ、廩米を采地

群馬甘樂二郡千石を知行す

に更めて、武州多摩郡の內にて、六百石を知行す。延享二年、相州足柄・大住・愛甲三郡の內にて、千四百石を加增あり。寬延元年十一月、上州群馬・甘樂二郡の內にて、三千石を加へらる。寶曆五年、武州多摩、相州大住・愛甲、三郡の內にて千石の地を加へられ、總て六千石を知行す。御小姓・御側等を勤め、寶曆六年卒す。江戸四ッ谷西念寺に葬る。

綽房　初名は茂房。兵部。信房が男。御小納戶・御小姓・同番頭・御書院番頭・御側等に歷事し、寬政七年致仕す。

常房　左京。實は信房が二男にして、綽房が嗣と爲る。寬政八年、寄合の肝煎と爲る。文政の國字分名集に、六千石、表六番町、高井隼人と見えたるは、左京の改稱か、又は其子ならん。

系圖　前項を參照。

(一)群馬郡誌に、明治元年調、旗下高井左京知行、柏木澤村五百十八石二斗一升四合とあり。佐波郡誌に、幕末旗下高井土佐守知行所、飯島村の一部、高井但馬守知行所齋田村の一部とあれど、旗下に高井氏數家ありて、其何れなるや未だ攷へず。

三五〇　諸星　家紋は下藤の丸　（元祿十一未詳）

忠直　藤原氏にして、其出づる所を詳にせずと云ふ。民部右衛門政次、武田氏に仕ふ。勝頼沒落の後、家康に仕へ、甲州の本領青沼・須崎・長塚郷等の内、三十貫文の地を安堵す。男藤兵衛盛次、家康に仕へて、御代官と爲り、武州多摩郡の内にて、采地七十石餘を賜ふ。男庄兵衛政長、秀忠に仕へ、父に繼いで關東の御代官を勤む。忠・直は政長が養子なり。（實は望月氏の男。）傳左衛門と稱す。御代官に列し、廩米を賜ふ。後御勘定吟味役に轉じ、二百俵を加へられ、次いで采地二百石を加恩あり。元祿十年七月、廩米を更めて、采地を賜ひ、武州足立、上州新田二郡の内にて總て六百石を知行す。寶永六年卒す。江戶牛込松源寺に葬る。

直義　庄五郞。忠直が男。御書院番に列し、享保八年卒す。

直久　傳左衛門。直義が養子。（實は大河原源五左衛門有直が長男。）御書院番に列し、明和四年卒す。

直房　右門。直久が男。安永九年卒す。

直恒　八十郞。直房が男。天明五年御小姓組に列す。

政次━盛次━政長━┳━政照………
　　　　　　　　┗━忠直━直義━直久━直房━直恒

三五一　鹽入　家紋は輪寶　（慶長―元和頃）

重信　藤原氏秀郷流なりと云ふ。日向守重顯、一に重秀に作る。天正十年、武田氏沒落の後、蘆田信蕃に屬して、山小屋より伴野に抵り、加奈伊坂に於て高名あり。此時創を被る。重信は重顯が男なり。金兵衞と稱す。父と與に信蕃に屬し、天正十年、家康甲州に入るの時、信蕃の配下に在りて、信州三澤の山小屋に籠る。後信蕃に隨ひて、望月印月齋及び伴野刑部少輔等を攻め、又岩尾城を攻むるの時も之に從ふ。十三年松平康國に從ひ、眞田昌幸を上田城に攻む。後松平康貞に屬し、康貞所領を沒收さるゝの後召出され、慶長五年、上田城攻圍の際、本多正信に屬し、秀忠に供奉す。後上州藤岡に於て、采地を賜ふ。元和九年卒す。

藤岡に采地を賜ふ

重成　金兵衞。重信が男。元和九年、駿河大納言忠長に附屬せられ、忠長事あるの後、處士と爲る。後召還され、家光に事ふ。寛永十六年、采地百石、廩米五十俵

采地を收める

を賜ひ富士見番と爲る。十七年謂の采地を上總長柄郡の内に移さる。寛文五年卒す。江戸丸山の長泉寺に葬る。

重顯（一）—重信（二）—重成（三）—重秀（四）—祥重（五）—利貞（六）
—利峯（七）—利恭（八）—利勝（九）

新田郡にて田宅の地二十石を賜ふ

三五二　岩松（家紋は五三桐）　（天正慶長交—明治初）

守純　滿次郎。新田治部大輔氏純が男。治部大輔に任す。家臣由良國繁、遂に北條氏政と對陣し、天正十四年、金山落城して、國繁退去せしかば、守純も上州山田郡桐生龍泉庵に退去す。十八年家康關東入國の時、壽を獻じて之を賀す。後男豐純を伴ひて、川越に抵り、始て家康に謁す。乃ち家系を台覽に供す。後新田郡一ノ井越應寺曲輪にて、田宅の地二十石を賜ひ、後世良田に移され、退隱の後、靜賢と號す。元和六年二月九日卒す。年八十五。世良田普門寺に葬り、後長樂寺に改葬す。法名を元享と曰ふ。

豐純　滿次郎。守純が男。治部大輔に任す。世良田に住し、正保三年三月十

下田島百石を加賜せらる

二日卒す。年七十五。法名源清。普門寺に葬る。後長樂寺に改葬す。

秀純　初名は義純。滿次郎と稱す。豐純が男。寛永十八年、新田の稱號を更めて、岩松に復す。寛文三年七月、其新田の庶流たるに依り、新田郡下田島にて采地百石を加へられ、總て百二十石を知行す。後代々彼地に住し、年毎に參府して、歳首を奉賀す。致仕して幸閑と號し、延寶四年九月六日卒す。年五十七。法名は普悦。普門寺に葬る。後長樂寺に改葬す。

富純　虎壽丸・小次郎・滿次郎。秀純が男。享保十六年、家系及び附錄等を台覽に供す。又長樂寺の古文書等を上覽に供す。十九年致仕して、大棟と號し、寛保三年九月十二日卒す。年八十二。法名覺隆。長樂寺に葬る。後代々の葬地とす。

孝純　初名は慶純。半藏・太郎・兵庫・滿次郎・兵部。富純が男なり。享保十六年内命を蒙り、武州長井庄齋藤塚の邊を巡覽し、地理を圖して奉る。後又上州榛名山に登り、巖殿寺の舊記什物等を模寫して、台覽に供す。元文四年、嚮に新田義重の舊地を檢せしが、此に至りて記錄して之を上る。明和六年致仕し、寛政九年十一月二十二日卒す。年八十二。法名孝純。

義寄 初名は温純。龜壽丸・半藏・左京・兵庫・蒲次郎。孝純が男。寛政九年致仕して、大樑と號し、十年二月七日卒す。年六十一。法名温純。

德純 菊丸・兵部・蒲次郎。義寄が男。寛政五年將軍に謁し、九年家を繼ぎ、采地百二十石を知行す。文政八年八月二十八日卒す。年四十八。廣運院威熙德純と謚す。

道純 左男壽丸・兵部・主稅・蒲次郎。德純が男。文政八年家を繼ぐ。嘉永七年七月二十日卒す。年五十八。實成院義徹道純と謚す。

俊純 習丸・兵部・主稅・蒲次郎。嘉永七年家を繼ぐ。明治十六年八月十三日、特旨を以て華族に列せられ、男爵を授けらる。明治二十七年三月十五日卒す。年六十六。東京谷中天王寺に葬る。（勤王事蹟は別章に述べたり。）

尙純—昌純—氏純—守純—清純
守義
豐純—秀純—富純—孝純—義寄—德純—道純—
純俊—義勝—忠裕
宗俊—朝海
義隆
信純
通純
純林
純存
純寄
—義達（寺島氏養子）
俊純—忠純

―重政―（岩松氏）―貞常（脇屋氏）
―義弦……
―定叙（神保氏養子）
―純尹

新田郡四百石を知行す

三五三　森（家紋は抱柏）　（元祿二―未詳）

賴俊　家傳に、もとは森氏を稱し、後隱岐氏に更め、又森氏に復すと云ふ。森氏は森冠者義隆を祖とす。賴俊、通稱は彥右衞門。初め二條家に仕ふ。天和二年、桂昌院御方の申請に依り、召されて德松君に附屬せられ、御家人と爲り、廩米百五十俵を賜ひ、西城に候す。三年德松君逝去の後、小普請と爲る。貞享元年、桂昌院御方の廣敷番頭と爲り、後五十俵の加增あり。元祿元年、五十俵を加へられ、二年同御方の用人に轉じ、又百五十石を加へられ、廩米を采地に更めて、上州新田郡の內にて、總て四百石を知行す。六年野州都賀郡の內にて、二百石を加賜せられ、十二年又同郡にて四百石を增さる。是年河內守に任ず。（後阿波守に更む。）寶永元年、常州眞壁郡の內にて、千石を加へられ、總て二千石を知行す。享保元年卒す。江戶白山

淨土寺に葬る。

賴廣　左京。賴儁が男。御小姓組に列し、享保七年卒す。

賴春　彦右衞門。實は賴儁が二男にして、兄賴廣が嗣と爲る。御小姓組の番士・同組頭と爲り、寛延元年卒す。

賴鄕　彦右衞門。賴春が男。御小姓組・御使番等を勤め、安永五年卒す。

賴虎　初名は明親。權八郎。賴鄕が養子。實は加藤彈正明義が二男。天明元年致仕す。

賴垣　喜右衞門。賴虎が養子。實は中坊讃岐守季享が二男。

賴儁─一賴廣
　　└二賴春─三賴鄕─四賴虎─五賴垣……

三五四　小笠原　家紋は三階菱　〔天明五─未詳〕

信喜　家傳に、其先は藤原氏にして、遠江權守爲憲の末葉入江權守清定が後裔、左近將監清信、遠州堀江に住せしより、堀江氏を稱す。其男四郎右衞門信家、今川氏に屬す。後小笠原氏に事へ、信濃守長高が一族に准じて、其家號を授與せらる。

甘樂郡の內を知行す

新田勢多二郡の內を知行す

是に於て清和源氏に更め、小笠原氏を稱す。其男次右衞門信倫、永祿十一年、一族と與に家康の麾下に屬し、三方ヶ原役に戰死す。家康關東入國の時、其男次右衞門定信、上總國瀧畔村・極樂寺村・高藏村等の內にて、采地五百石を賜ふ。慶長六年、江州淺井郡の內にて、新恩五百石を賜ふ。定信が養子次右衞門正信、(實は信倫が次男、)紀伊大納言賴宣に附屬せられ、元和二年、上總・近江二州の采地を、遠州城東・榛原二郡の內に移さる。吉宗の紀州より入つて、將軍家の嗣たるに及び、正信が曾孫三右衞門信盛之に從ひ、御小納戶に列し、房州平・安房二郡の內にて、采地八百石を賜ふ。信喜は信盛が養子なり。(實は紀州家の臣大井武右衞門政周が男。)三次郎と稱す。若狹守に任ず。延享四年、房州長狹・上總天羽、二郡の內にて千二百石を加へらる。安永六年、房州安房・平二郡の內にて、千石を加へらる。天明五年二月、房州安房・平、上州甘羅、三郡の內にて二千石を增さる。七年五月、房州安房・平、上州新田・勢多、四郡の內にて二千石の地を加へられ、總て七千石を知行す。西城御小納戶・同御小姓・御小姓組番頭格・西城御側等に勤仕し、寛政三年卒す。江戶谷中の安立寺に葬る。

信成(しげ)　勝三郎。信喜が男。御小姓と爲り、豐後守に任ず。(後若狹守に更む。)寛政九年、若君に附屬して西城に候す。

信倫━正信━勝信━信定━信盛━信喜━信成……

三五五　小笠原　家紋は三階菱　（未詳）

貞長　彌左衛門。町奉行與力彌左衛門貞正が男。寛文元年家を繼ぎ、國廻役を勤め、其後班を進めて、小十人に列せられ、上州新田・山田二郡の内采地三百石を食む。貞享二年、石奉行に轉じ、元祿十六年卒す。江戸麻布眞性寺に葬る。

新田山田二郡三百石知行す

貞明　織人。貞長が養子。小十人・新番・大坂御弓奉行等に勤仕し、享保二十年卒す。目黒の明王院に葬る。

貞英　帯刀。貞明が養子。安永六年卒す。眞性寺に葬る。

貞郷　左膳。貞英が男。西城小十人・西城新番等に勤仕し、寛政九年卒す。眞性寺に葬る。

貞康　常吉。貞郷が男。

貞正━貞長━貞明━貞英━貞郷━貞康

三五六　久保田 家紋は寄九曜 (天明八―未詳)

政邦　清和源氏義光の裔なり。佐次右衛門惟政、秀忠の時、御夜居間番を勤め、後東福門院に附屬せられて、火番と爲り、後同所の御使役を勤む。孫庄左衛門明政が養子佐治右衛門隆政、次第に登用せられて、御勘定奉行支配に至る。政邦は隆政が孫にして、政奥が男なり。十左衛門と稱す。寛保元年、祖父が遺跡を繼ぐ。天明七年、五十俵を加へらる。八年新恩三百石を賜ひ、廩米を采地に更められ、上州綠野・勢多二郡の內、五百石を知行す。御勘定・御代官・御勘定吟味役・佐渡奉行・御勘定奉行・西城御留守居等に歷事し、寛政十年致仕す。

義知(のりとも)　十左衛門。政邦が男。西城小十人に列し、御小姓組の番士に轉ず。寛政十年家を繼ぐ。

惟政―政喜―明政―隆政―政奥―政邦―義知……

綠野・勢多二郡五百石知行す

勢多郡五百石を知行す
綠野郡の内を加へらる

三五七　岩本　家紋は丸に三引　（天明五―未詳）

正利　清和源氏義光の裔なり。家傳に、其先は甲州巨摩郡岩下村に住して、岩本を家號とすと。次郎左衛門正次が時より紀州家に仕へ、三世能登守正房に至り、吉宗に從ひて御家人に列す。廩米三百俵を賜ひ、御先鐵炮頭に進む。其男帶刀正久、御小姓と爲り、後西城に勤仕す。正利は正房が三男にして、正久が嗣と爲る。内膳と稱す。内膳正に任ず。天明五年、二百石を加へられ、廩米を更めて、上州勢多郡の内にて、五百石の地を賜ふ。七年三月、上州勢多・綠野、上總國市原、三郡の内にて五百石の加增あり。寛政九年四月、上總國市原、上州綠野、二郡の内千石を加へられ、總て二千石を知行す。西城御小納戸・西城御小姓・御小納戸・御徒頭・西城御目附・小普請奉行・御普請奉行・大目附・西城御書院番頭・御書院番頭・御留守居若君御側等に歷仕す。

一 正房　二 正久
　三 ―正利―四 正倫

多胡緑野碓氷三郡を知行す

三五八　牧村　家紋は丸に花菱　(元祿十―未詳)

利重　牧村兵部大輔利貞　實は稻葉兵庫頭重通が男にして、外祖父牧村牛之助政倫が家を繼ぐ。が女祖心、前田肥前守利長に養はれ、其家臣前田美作守直知に嫁し、志摩守直成を生む。後將軍家光に仕へ、正保四年、武州豐島郡牛込村の內にて、采地を賜ひ、慶安三年、同所にて加恩あり。總て三百石餘の地を食む。家光薨去の後剃髮し、請うて御牌殿を采地の別業に營み、新に一寺を剏し、濟松寺と名く。此時造營の料として、黃金及び材木を賜ふ。寬文五年、采地を彼寺に寄附せしかば家綱より御朱印を下され、其身は別に月俸百口を恩賜せらる。牧村政倫は、大河內元綱が二男土佐守政忠、三州牧村に住せしより家號とす。祖心、前田志摩守直成が男兵四郎直良を以て養子と爲す。延寶三年、直良遺跡を繼ぐ。此時月俸を更められ、廩米五百俵を賜ひ、小普請と爲る。元祿十年卒す。利重は直良が男なり。兵部と稱す。元祿十年、廩米を更めて、采地を賜ひ、武州兒玉、上州多胡・緑野・碓氷、四郡の內にて五百石を知行し、享保元年卒す。牛込の濟松寺に葬る。

政次　國藏。利重が養子。西城に勤仕す。寬延元年十二月、上州碓氷郡の內

百六十石餘を群馬郡の内に移さる。寶暦六年卒す。

碓氷郡の内百六十石餘を群馬郡に移さる

直昌 萬三郎。政次が男。寶暦七年卒す。

利端 仁十郎。直昌が養子。御書院番と爲り、寛政六年卒す。

利用 仁十郎。利端が養子。御書院番に列し、寛政八年、若君に附屬して、西城に候す。

直良―利重＝政次―直昌＝利端＝利用…

三五九 山本 家紋は三頭左巴 （天和二―寶暦十一年）

新田郡二百五十石を食む

正重 武田氏の臣山本勘助晴幸が裔にして、世々牧野康成に仕ふ。九郎兵衛正重、寛永十二年、御持筒の與力に召加へられ、後國廻役と爲りて、御側に屬す。天和二年四月、班を進められ、小十人に列す。上野國新田郡の内にて、采地二百五十石を知行す。貞享二年卒す。江戸牛込保善寺に葬る。

正勝 庄左衛門。正重が養子。小十人・御腰物方・新番等に勤仕し、享保二十年卒す。

正房　庄兵衞。恒忠が男。享保九年、祖父正勝が遺跡を繼ぐ。大番及び新番を勤め、寶暦六年卒す。

正武　辰之助。正房が養子。寶暦十一年七月、逐電して家絶す。

一正重—二正勝—三恒忠—四正房—正武 家絶

三六〇　河野 家紋は隅切角に三文字　(元祿十—未詳)

邑樂山田二郡五百石知行す

貞通　半三郎通周、松平大膳大夫に仕ふ。後辭して處士と爲る。貞通は其養子なり。善左衞門と稱す。延寶八年、召されて瑞春院御方の用人と爲り、廩米二百俵を賜ふ。元祿元年、將軍綱吉に謁し、更めて廩米三百俵を賜ふ。七年二百俵を加恩あり。十年廩米を采地に更め、上州邑樂・山田二郡の内、五百石を賜ふ。寶永七年卒す。江戸千駄木の世尊院に葬る。後代々の葬地と爲す。

通矩　善次郎。貞通が男。御小姓組に列し、享保四年卒す。

通致　主計。通矩が男。西城御小姓組・御書院番を勤め、寶暦九年卒す。

通基　主計。通致が男。西城御書院番に列し、天明八年卒す。

通賢 善次郎。通共が男。御小姓組番士と爲り、寛政八年、若君に附屬し、西城に候す。

貞通—通矩—通致—通共—通賢

三六一 牟禮 家紋は上藤の内三笠松 （元祿十一—元文五年）

勝久 在原姓なり。其祖隱田氏を稱す。嘗て讃岐國牟禮に住せしより、家號と爲す。筑後守貞高、今川貞世に屬して軍功あり。駿州蒲原の城代と爲る。七世の孫鄕左衛門勝利に至るまで、世々此城に住す。勝利、後に信長に仕ふ。其男鄕右衛門勝成、天正二年、召されて家康に仕へ、後岡崎信康に附屬せらる。信康事あるの後、牧野康成に預けられ、小牧の役其手に屬し、長久手に奮戰す。事台聽に達し、再び召されて秀忠に仕ふ。天正十九年、相州にて采地三百石を宛行はる。後加增ありて、相模・上總二州にて、總て千五百三十石餘を知行す。養子萬五郎勝政、秀忠に事へて、廩米三百俵を賜ひ、別に家を起す。後御使番に至りしが、家臣の事に依り、罪を得、寛永十一年、改易を命ぜらる。男清左衛門政友、寛文五年召出さ

多胡綠野新田佐位群馬五郡八百石を食む

れ、廩米三百俵を賜ふ。勝久は勝政が五男にして、政友が嗣と爲る。通稱は鄕右衞門。遠江守に任ず。元祿六年二百俵、八年三百俵を加へられ、十年七月廩米を采地に更め、上州多胡・綠野・新田・佐位・群馬、五郡の內にて總て八百石を知行す。御小姓組・御腰物奉行頭・御廊下番頭・御先鐵炮頭等に歷事し、寶永五年卒す。江戶麴町心住寺に葬る。

勝邦　初名は勝治。鄕右衞門と稱す。勝久が養子なり。御小姓組に列し、元文二年卒す。

采地を更めて廩米を賜ふ

葛貞(かつ)　初名は滿矩。淸左衞門。勝邦が養子。元文五年、請ふ旨あるに依りて、采地を廩米に更めらる。御小姓組・西城御小姓組・同組頭・御先弓頭等に勤仕し、明和三年卒す。

貞高—範里—政高—範住—範重—勝重—勝利—勝成—勝政—政友—勝久　勝邦—
葛貞—勝孟—勝昌……
某　彦三郎

三六二 本多 家紋は丸に立葵 （明和八―明治初）

昌忠 藤原兼通の裔なり。彌左衛門正欽、家康に仕ふ。其男權右衛門正房、家康に仕へ、三州加茂郡高橋の内にて、采地を賜ふ。家康關東入國の後、上總國東金領の内にて、采地を賜ふ。世に之を上總の七十騎と云ふ。其後千姫に附屬せられ、慶長八年、千姫の豐臣秀頼に婚嫁の時隨行す。大坂落城の時も亦、千姫を落して城を出づ。元和二年、千姫本多忠刻に再嫁の時之に從ふ。正房が男權右衛門政重、初め千姫に仕へ、後駿河大納言忠長に附屬せらる。忠長事あるの後、酒井忠世に預けられしが、寛永十二年赦免せられ、後千姫に附屬せらる。政重の養子新五兵衛政興、父に次いで千姫に事へ、逝去の後務を免され、後支配勘定と爲る。寛文十年班を進められて、御勘定に列す。其後組頭・御金奉行等を勤む。屢加恩ありて、總て四百二十俵餘の祿と爲る。其男新五兵衛忠受、大番組頭に至る。昌忠は忠受が男なり。權右衛門と稱す。御小姓組番士・御小納戸・同頭取・御先弓頭・小普請奉行・新番頭を經て、明和八年、清水の家老と爲る。是時加增ありて、廩米を采地に更められ、上州那波郡の内五百石を知行す。天明六年卒す。江戸四谷禪葉

那波郡五百石を領む

寺に葬る。

忠幹　彌左衞門。昌忠が男。御小姓組と爲り、寛政元年致仕す。

忠愼　權右衞門。忠幹が男。

正敏―正房―政重―政興―忠愛―昌忠―忠幹―忠愼……

（一）佐渡郡誌に、幕末旗下本多錨次郎知行所、上之手村の一部とあり。

三六三　鷹司松平　家紋は丸に葉牡丹　（延寶二―寶永六年）

信平　鷹司關白信房の男なり。慶安三年九月、召に依りて江戸に參り、始て家光に謁す。時に年十五。十一月廩米千俵、月俸二百口を賜ふ。承應二年、紀伊賴宣の女と婚す。三年家綱より松平の稱號を賜ひ、左兵衞督と爲す。此時廩米四千俵を加へられ、月俸を收む。又邸地營作の料金千兩を賜ふ。此年從四位下少將に叙任す。延寶二年九月、二千石を加へられ、廩米を更めて、上州碓氷・群馬・綠野・多胡、上總國長柄・夷隅、六郡の内にて總て七千石を賜ふ。元祿二年七月二十八日卒す。年五十四。江戸市ヶ谷自證院に葬り、覺性院圓洞淨融と諡す。

碓氷群馬綠野多胡四郡の内を知行す

綠野多胡群馬碓氷四郡三千石を加へ一萬石と爲る

信正　福千代。信平が男。從四位下侍從に叙任し近江守と稱す。後左兵衛督に更む。元祿四年十一月二十五日卒す。年三十一。溫恭院法嵩純眞と諡す。

信清　仁十郎。信正が男。從四位下侍從に叙任し、越前守と稱す。寶永六年四月、上州綠野・多胡・群馬・碓氷、四郡の內にて三千石を加へられ、總て一萬石を領し、矢田を居所とす。爾來大廣間に候す。享保九年五月十九日卒す。年三十六。玄德院性山道崇と諡す。

以下矢田藩の條を參照。

三六四　本庄（家紋は九目結）　（慶安四―寶永二年）

新田邑樂二郡二千石を食む

道芳　家傳に閑院左大臣冬嗣が裔と云ふ。もと本庄氏を稱し、次いで北小路に更む。道芳は太郎兵衛宗正が男。初め二條家に仕ふ。慶安元年、召されて綱吉に附屬せられ、神田の館の家老と爲り、廩米千俵を賜ひ、宮內少輔に任す。此時北小路を更めて、本庄氏に復す。四年十二月、千石を加增あり。廩米を改めて、上州新田・邑樂二郡の內、二千石の采地を賜ふ。寬文元年、濃州各務、野州梁田二郡の

邑樂郡の采地を野州に移さる

内二千石を加へられ、總て四千石を知行す。四年職を辭し、八年卒す。江戸淺草誓願寺に葬る。綱吉の母桂昌院御方、此境内に安養寺を建立の時、道芳が墓も其塋域に入る。桂昌院は道芳が異母妹なり。

道高　初名は道孝。平七郎と稱す。道芳が男。神田の館に於て、奏者役を勤む。延寶八年、德松君西城に移るの時之に從ひ、天和三年逝去の後、小普請と爲る。次いで寄合に列し、元祿十年卒す。安養寺に葬る。

道章(あきら)　織部。道高が男。元祿十一年六月、上州新田・邑樂二郡の采地を野州梁田・足利二郡の内に徙さる。十二年和泉守に任じ、十六年御小姓と爲り、宮内少輔に更む。寶永二年、濃州山縣・方縣二郡の内にて、六千石の地を加へられ、總て一萬石を領し、岩瀧を居所とす。菊間の廣緣に候す。六年八月、居所を山縣郡高富に移す。享保十年七月二十七日、同所に卒す。年四十三。江戸坂本の養玉院に葬り、威音院榮嶽喜繁と諡す。

宗正—道芳—道高—道章—道矩—道倫—道堅—道信—道揚—道利—道昌……
　├女　桂昌院御方　將軍綱吉母
　└宗資……

邑樂郡の內を知行す
邑樂郡采地を野州に移さる

三六五　六角（家紋は鶴の丸）　（寶永二―享保六年）

廣豐　烏丸大納言光廣が二男木工權頭廣賢、桃園氏を稱す。正德四年、本照院宮（守澄親王）關東下向の時、東福門院の請に依り、御傳と爲りて之に從ふ。氏を六角と改む。男廣治、父死せし時年尙幼なりしを以て、外祖木庄道芳に養はる。延寶三年、本照院宮の推擧に依り、始めて將軍に謁し、次いで御小姓組の番士に列し、廩米二百俵を賜ふ。元祿二年、高家と爲り、七百石を加へられ、舊の廩米を采地に更められ、野州足利郡の內千石を賜ふ。侍從に任じ、越前守と爲る。廣治常に行跡宜しからざるを以て、逼塞を命ぜられ、後免さる。廣豐は廣治が男なり。主殿と稱す。元祿八年、表高家に列す。寶永二年三月、武州埼玉、上州邑樂二郡の內千石の加增あり。總て二千石を知行す。享保六年五月、邑樂郡の采地を野州安蘇・足利二郡の內に移さる。寬保元年致仕し、寬延元年卒す。江戶下谷養玉院に葬る。

廣賢―廣治―廣豐―廣籌―廣雄―廣孝―

吾妻郡五百石を食む

吾妻郡五百石を加へらる

三六六　伊丹（家紋は藤丸に加文字）（延享三―未詳）

直賢　藤原利仁の裔なり。勘八直吉、北條氏に仕へ、北條氏滅亡の後、家康に仕へ、其後加々爪民部政尚と論爭し、蒲生秀行に召預けらる。其孫新六直胤、紀州家に仕ふ。直賢は直胤が男なり。三郎右衛門と稱す。吉宗の紀州より將軍家に入るに及び、之に從ひ御家人に列す。御小姓と爲り、廩米三百俵を賜ふ。御小納戸に徙り、又西城に勤仕し、延享三年、刑部卿宗尹に附屬せられ、用人の上席と爲る。此時二百石の加增あり。嚮の廩米を采地に更められ、上州吾妻郡の內五百石の地を賜ふ。次いで家老に進み兵庫頭に任ず。寬延二年、吾妻郡にて五百石を加へられ、總て千石を知行す。後大目附・御留守居を勤め明和三年卒す。武州澁谷の長谷寺に葬る。

直彝（つね）　藤三郎。直賢が男。寄合と爲り、安永三年卒す。

直純　三郎右衛門。直彝が男。天明元年、御小納戸と爲る。

直賢─┬─直宥
　　　└─直彝─直純……

三六七　松田（家紋は重直違）　（寶永元—同四年）

貞直　有馬允義經が男松田次郎有經を祖とす。又兵衞貞正、將軍家光の時召出されて、御家人に列し、御徒目附を勤む。貞直は其男なり。彥兵衞と稱す。家を繼いで支配勘定と爲る。其後班を進めて、御勘定と爲り、廩米百五十俵を賜ふ。天和元年、御代官に進む。元祿二年、小普請奉行木方の支配と爲り、百俵を加へられ、五年又五十俵を增さる。九年桂昌院御方（綱吉の母）の廣敷番頭に轉じ、五十俵を加へらる。十二年同所の用人に徙り、百石を加增あり。廩米を更めて、野州足利郡にて采地四百五十石を賜ふ。十四年野州安蘇郡の內にて二百石を加へらる。十五年志摩守に任ず。寶永元年正月、上州邑樂・野州安蘇二郡の內五百石の地を加賜せられ、總て千百五十石を知行す。二年桂昌院御方の逝去に依りて、務を免され、寄合に列す。四年四月、上州の采地を野州都賀郡の內に移さる。六年致仕して、道安と號し、享保十九年卒す。年九十三。江戶牛込天德院に葬る。

邑樂郡の內を食む

邑樂郡采地を野州に移さる

貞正—貞直—秀直
　　　　—貞昌—貞大—貞順—貞恒

三六八　川村　家紋は丸に三星　（寶永四―未詳）

一親　川村山城守　家傳に筑後守とす。秀高が後裔なり。權七一吉、加藤明成に仕ふ。養子權七一親。寶は座光寺杉右衛門爲信が男　櫻田の館に於て、家宣に仕へて、書院番を勤め、後組頭・使番等を歴て、御鐵炮組頭に轉ず。寶永元年、西城に移らるゝ時之に從ひ、御家人に加へられ、廩米八百俵を賜ふ。二年西城桐ノ間番と爲り、燒火間番組頭に轉ず。四年廩米を更めて、采地を賜ひ、武州入間・比企、上州緑野、三郡の内にて八百石を知行す。五年卒す。江戸牛込久成寺に葬る。

緑野郡の内を知行す

一通　權七。一親が男。大番・新番等を勤め、延享三年卒す。

一淸　權七。一通が養子。大番・同組頭を勤め、安永四年卒す。

一貞　大次郎。一淸が男。安永九年十月、武州の采地を上州緑野郡の内に移さる。天明二年卒す。

武州の采地を緑野郡の内に移さる

一成　三藏。一貞が養子。

一吉＝一親―一通＝一淸―一貞―一成……

豐島郡の內に
知行す

三六九　山川　家紋は三頭左巴　（天明七―未詳）

貞幹　初め石龜氏を稱す。藤十郎眞久に至り、山川氏に更む。貞久、慶長十六年より家光に近侍し、其後眼疾に依りて明を失せしも、猶君側に伺候し、城管檢校と稱せしめらる。寛永十年十月、家光病篤し、貞久武州豐島郡平塚明神に誓ひて、君命に代らんことを請ふ。旣にして家光病癒ゆ。貞久親ら田園を寄附して、神領とし、其寺を平塚山安樂院城管寺と號す。後家光之を聞き、豐島郡の內二百五十石を貞久に賜ふ。貞久其內五十石を城管寺に寄せ、請ふ旨に任せられて、社領の朱印を下さる。養子三左衞門貞則、後御代官と爲る。其男喜藏貞淸、御代官・大番等を勤む。其養子源一郎貞胤、大番と爲る。貞幹は貞胤が男なり。通稱は佐兵衞。下總守に任す。西城御小納戶・西城御小姓・御徒頭・御目附等を經て、天明七年七月、民部卿治濟に附屬せられて、家老と爲り、房州朝夷、上州綠野、二郡の內にて二百石を加へられ、總て五百石を知行し、寛政二年卒す。江戶雜司谷の法明寺中大行院に葬る。

貞整　外記。貞榮が男。寛政二年祖父貞幹が遺跡を繼ぐ。

一貞久―二貞則―三貞清―四貞胤―五貞幹―貞榮―六貞整

三七〇　戸田　家紋は六星（未詳）

由利　初め黒川を稱す。次郎左衛門吉次は、戸田三郎右衛門忠次が家臣なり。由利は忠次が男。藤九郎と稱す。黒川氏を更めて、戸田と曰ふ。秀忠に仕へて、御小姓を勤む。後燒火間番組頭と爲り、御膳奉行を歴て、御小納戸に轉ず。是より先き相州大住郡及び上州綠野郡にて、八百五十石を知行す。寛永二年、采地の朱印を賜ひ、後罪あつて采地を收めらる。

綠野郡の内を知行し次いで沒收せらる

一吉治―二由利―三某三十郎
　　　└吉政―四某五郎兵衛―由重―光直―由相……

三七一　戸田　家紋は九曜（未詳）

重常　平右衛門某が男十郎右衛門重正、家光の時與力に召加へられ、後御側中

新田郡二百五十石を食む

根壹岐守正盛に屬して、國廻役を勤む。重常は重正が男なり。彥右衞門と稱す。父の遺跡を繼いで、國廻役を勤め、其後班を進めて、小十人に列す。采地上州新田郡の内、二百五十石を知行す。元祿元年、御納戸の番士に轉ず。十六年卒す。江戸牛込天德院に葬る。

逸時　半藏。重常が養子。大番に列し、正德三年卒す。

時照　彥右衞門。逸時が養子。大番より新番に徙り、寬延三年卒す。

時比　市三郎。時照が養子。大番より田安の用人と爲り、安永四年卒す。

時一　織部。實は上州一宮の神職小幡民部豐鄕が二男にして、時比が養子と爲る。大番と爲り、天明六年卒す。

時保　千之助。時一が男。大番と爲り、寬政九年、新番に徙る。

重正—重常—逸時＝時照＝時比＝時一—時保

三七二　杉山　家紋は九曜　（元祿十一—明治初）

昌長　祖父權右衞門重政、藤堂高虎及び高次に仕ふ。長男檢校和一明を失ひ

多胡綠野新田佐位群馬五郡八百石知行す

しも、鍼治の業を修め、貞享二年、召されて家綱に仕へ、月俸二十口を賜ふ。元祿二年、廩米三百俵を賜ひ、月俸を收めらる。四年城中に乘輿を許され、又二百俵を加へらる。和一將軍厄年の祈願として、江島下の宮に護摩堂を建つ。五年之を御祈願所となし、其地の農民等が宅地及び船の年稅等を寄進せらる可きの朱印を下さる。是年總檢校と爲る。六年辨才天の像を賜ひ、本所に於て社地を賜ふ。七年三百俵を加へらる。昌長は和一が養子なり。通稱は安兵衞。元祿十年七月、廩米を更めて、上州多胡・綠野・新田・佐位・群馬、五郡の內にて采地八百石を賜ふ。御書院番に列し、享保三年老を告げ、安休と號す。元文元年卒す。年八十八。靑山圓通院に葬る。

正安　權右衞門。昌長が養子。御小姓組に列し、享保十五年卒す。

正純　權三郞。正安が男。御小姓組と爲り、寶曆九年卒す。

正勝　安之丞。正純が男。寶曆十年卒す。谷中の大雄寺に葬る。

正久　藤之助。實は正純が四男にして、正勝が嗣と爲る。御小納戶に列し、天明八年、勤を免せられ、寄合に列す。

重政[一]—和一[二]—昌長[三]＝正安[四]—正純[五]—正勝[六]

七
—正久

(一)佐渡郡誌に、幕末旗下杉山權右衞門知行所、保泉村の一部、杉山權三郎知行所、今泉村とあり。

(二)群馬郡誌に、明治元年調、旗下杉山權右衞門知行、池端村二十九石六斗九升四合一勺とあり。

三七三 根岸 家紋は蛇目 （天明七—未詳）

鎭衞 曾祖父杢右衞門衞尚、櫻田の館に於て家宣に仕へ、藏奉行を勤む。寶永元年、御家人に加へられ、御勘定と爲る。屢加增ありて、百五十俵を食す。其男杢左衞門衞忠、御勘定より御代官に轉ず。其男九十郎衞規。其養子鎭衞なり。御勘定・同組頭・同吟味役・佐渡奉行を經て、天明七年御勘定奉行に進み、三百石の加恩あり。廩米を更めて、上州綠野、房州朝夷二郡の内にて采地五百石を賜ひ、肥前守に任ず。寛政十年、町奉行に轉ず。

綠野郡の内を知行す

衞尚—衞忠—衞規—鎭衞

三七四　桑山　家紋は細輪の内に桔梗　(享保十五年—未詳)

通政　祖父與三右衛門利政、紀州家に仕ふ。其男內匠頭盛政、吉宗に從ひて、紀州家より本城に入り、御家人に加へらる。御小納戶と爲り、野州足利郡の內にて、采地五百石を賜ふ。通政は盛政が養子なり。通稱は文右衛門。父と與に紀伊家に在り。享保元年、御供に列し、六月御小姓と爲り、豐前守に任ず。十五年九月、上州新田郡の內五百石を加へられ、十八年西城新番頭に轉じ、奥の勤を兼ぬ。元文元年職を辭して、寄合と爲り、寬保二年卒す。小日向の日輪寺に葬る。

新田郡五百石を知行す

政要(とし)　內匠。通政が男。御小姓組・西城御小納戶・御徒頭・御先鐵炮頭に歷仕し、寬政九年卒す。

政虎　鎌橘。政要が男。寬政四年、御書院番に列す。

利政—盛政—通政—政要—政虎……

三七五　目賀田　家紋は杏葉　（寛保元―未詳）

邑樂郡の内を知行す

守咸（もりしげ）　祖先近江國目賀田に住し、目賀田を氏とす。幸右衛門守政の時、故あつて内藤に更む。守政、紀伊賴宣に仕へ、男守咸が時、目賀田氏に復す。守咸、通稱は幸助。享保元年、御供の列に入り、御家人に加へられ、御小姓と爲る。廩米三百俵を賜ふ。長門守に任ず。寛保元年十二月、三百石を加へられ、廩米を更めて、武州埼玉・上州邑樂、二郡の内にて采地六百石を賜ふ。其後西城御小納戸頭取・御先鐵炮頭・御持筒頭等に勤仕し、明和五年卒す。池上の本門寺に葬る。

守緣（もりよし）　帶刀。守咸が男。御小納戸・西城御小姓・寄合に勤仕し、天明七年卒す。

守孝　鍋之丞。守緣が男。小普請と爲り、寛政三年卒す。

守約（もりつな）　幸助。守孝が男。

守咸―守緣―守孝―守約

三七六　桑原　家紋は丸に寄梅鉢　(元祿十―未詳)

盛興　祖父善兵衞盛友、神田の館に仕ふ。其男善兵衞昌盛、神田の館にて賄頭を勤め、延寶八年、綱吉の本城に入るに從ひ、御家人に列し、廩米百五十俵、月俸五口を賜ひ、御廣敷番頭と爲る。貞享元年、加恩百俵を賜ひ、元祿四年、五十俵を加へらる。七年御廣敷用人に進み、二百俵を加へられ、總て五百俵、五口の祿と爲る。盛興は盛友が二男にして、兄昌盛が嗣と爲る。元祿十年、廩米を更めて、上州新田・山田、二郡の內にて五百石の采地を賜ふ。御書院番と爲り、元文三年卒す。小石川心光寺に葬る。

盛員　善兵衞。盛興が男。能登守に任ず。西城御書院番・小十人頭・御目附・長崎奉行・御作事奉行・御勘定奉行・大目附を歷て、寛政十年、西城御留守居に徙る。

盛友―昌盛―盛興―盛員―盛倫……

新田山田二郡五百石知行す

群馬多胡綠野三郡五百石を知行す

上州の采地を他に移さる

三七七　鈴木　家紋は下藤丸　（元祿十—未詳）

利雄　家傳に、鈴木三郎重家の後裔と云ふ。九郎左衛門重行、秀忠に仕へ、元和六年、會津領の内二百石の地を宛行はるの證判を賜ふ。其後二十石を加へて、武州荏原郡の内に移さる。奥方の番を勤む。重行二子あり。長子重定家を繼ぎ、次子重久別に家を起す。利雄は重久の男。源五右衛門と稱す。延寶六年、小十人に列し、月俸十口を賜ふ。八年廩米百俵を賜ふ。元祿元年、二百俵を加へられ、月俸を收む。七年又二百俵の加增あり。十年七月、廩米を更めて、上州群馬・多胡・綠野、三郡の内にて采地五百石を賜ふ。寶永三年十二月、二百石を增し、是までの采地を更めて、相州大住・愛甲、二郡の内に移さる。正德二年、播州加東郡の内にて、五百石を加へられ、總て千二百石を知行す。御小納戸番・同組頭・御納戸頭・御目附・大坂町奉行・大目附等に歷仕し、飛驒守に任ず。寛保三年卒す。谷中の長明寺に葬る。

重久—利雄—利祐—政寀—利正

三七八　松浦　家紋は二引兩又は三星　(未詳―明治初)

某　松浦氏は源融より出づ。其十一世の孫授松浦及び渡邊等の祖とす。授廿二世の孫鎮信文祿征韓の役に出陣して功あり。石田三成擧兵の時、其催促に應せず。家康其地を安堵せしめ、肥前國松浦・彼杵兩郡、及び壹岐國にて六萬三千二百石を領し、平戸に治す。其子久信繼ぐ。久信が三男信辰將軍家光に仕へて御小姓組に列し廩米三百俵を賜ふ。其子信生も亦家光に仕へて書院番に列す。信生の養子信正、(十左衛門、市左衛門、號瑞山。) 實は松浦猪右衛門信貞が二男なり。元和二年信貞より采地武州葛飾郡の內七百石分與せらる。元祿十年、廩米を更めて武州埼玉郡にて采地三百石を賜ひ後之を上總國望陀郡に移さる。御徒士頭・御目附等に歷仕し、正德元年卒す。麻布光林寺に葬り、後代々の葬地とす。其子信英(半彌・酒之丞。)元祿四年書院番士に列し廩米三百俵を賜ふ。十一年三百俵の加恩あり、次いで廩米を采地に更められ、武州久良岐、相州鎌倉、二郡の內にて六百石を知行す。是歲十二月家を繼ぎ、嘗て賜はりし采地を併せて、千三百石と爲る。その餘三百石は廩米に更められ、父が隱栖の料に充てらる。御小姓・寄合・御使番・御先鐵炮頭

等に歴仕す。享保九年卒す。信英の養子信尹（喜之助・源吉・酒之丞）、實は新庄主殿直詮が七男なり。其子信庸（右近・市左衛門・市正）。享保十五年、家を繼ぎ、十九年武州葛飾郡の采地を久良岐郡の内に移さる。御小姓組・御小納戸・御小姓等に歴仕し、寶暦元年卒す。信庸の子信富（半彌・酒之丞・市正）之を繼ぐ。安永元年卒す。養子信安（豐三郎・市左衛門）。實は横田備中守清松が三男なり。安永八年、御小納戸を罷められ、寄合に列す。文政の國守分名集に、千三百石、新大橋向、松浦隼人とあるは信安が子ならんか。佐渡郡誌に幕末旗下松浦酒之丞知行所、東善養寺村の一部とあるに依れば、此家何時の頃にか那波郡の地に替地せられたるならん。

鎮信―久信―┬隆信
　　　　　　└信長―信生―信正―信英―信尹―信庸―信富＝信安

三七九　中島（家紋は團扇）　（元祿十六―明治初）

盛益　中島氏は伴野六郎時長が末流にして、後中島氏と改稱す。中島筑後守盛信、北條氏直及び氏輝に仕ふ。其子盛直、氏輝に仕へ、小田原落城の後、家康に召し出されて、麾下に列す。甲斐國中郡にて、采地三百石を賜ふ。慶長五年、關ヶ原役に供奉し、十八年卒す。盛直の二男盛利（長四郎・五郎右衛門）、慶長九年、家康に仕へて小姓たり。時に年十一。元和の役、阿部正治の組に屬し、戰功あり。後諸職を經て、御土藏番組頭に進み、正保四年卒す。其子盛明（長左衛門）、遺跡を襲ぎて、采地二百二十石を知行す。延寶六年卒す。養子盛尹（ただ三郎兵衛・彦右衛門）、實は盛利が四男なり。家を襲いで二百五十石を知行し、天和二年、大番組頭と爲りて、廩米二百俵を加增あり。元祿十一年、御目附に進み、十二年采地二百石を加へられ、後嚮に賜はりし廩米を、采地に更められ、すべて六百五十石を知行す。御先鐵炮頭に進み、十六年卒す。盛益は盛尹が男なり。通稱は彥太郎、後に民部と更む。元祿五年、始めて將軍綱吉に謁す。時に十歲。十六年五月、遺跡を繼ぎ、弟盛興（豐三郎）に二百五十石を分與し、盛益は上州山田・佐位(一)の二郡の內にて、四百石を知行し、寄合に列す。寶永元年正月

山田佐位二郡の中四百石を知行す

二十三日卒す。年二十二。法名は宗光。

盛興　通稱は豐三郎、後彦右衞門と更む。實は盛尹が二男にして、兄盛益が嗣と爲る。延享元年西城の御目附に進む。寶曆三年十一月十六日卒す。年六十。法名は自證。

盛保　通稱は彦次郎、後彦右衞門と改む。盛興が男。延享元年冬、始めて將軍吉宗に謁し、西城又は本城の御小姓組に列す。寬政五年二月九日卒す。年六十六。法名は盛保。

保孝　通稱は十助、後彦次郎と改む。盛保が男。寬政二年、御書院番士に列し、父の遺跡を襲ぐ。六年十二月十五日卒す。年二十六。法名は保孝。

盛孝　通稱は源吉。寬政七年、父の遺跡を襲ぎ、采地四百石を知行す。時に年十歲。文政の國字分名集に、五百石、下谷山伏町、中島數馬とあるは、盛孝か、又は其子なるべし。

盛信―盛直―盛昌―盛直
　　　　　　　├某―某―盛勝
　　　├盛利
　　　　盛明―盛尹―盛益―盛興―盛保―保孝―盛孝

(一)佐波郡誌に、幕末旗下、中島藏人知行所、堀下村と見えたり。

三八〇　牧（家紋は角切角の内に橘）　（元祿十―明治初）

長富　牧氏は斯波高經の後裔にして、彌太郎義長の時、津川氏を稱し、其次男喜右衛門長治の時、外家の姓を稱して、牧を氏とす。喜右衛門政勝に至り、織田信長に仕へ、尾州長久手村に住す。養子長正、（一に長定に作る。）實は正勝が兄長義が次男なり。家康へ仕へ、元龜三年、三方原の役、榊原康政が手に屬して奮戰し、傷を被り、歸城して死す。其子長勝、（又十郎・助右衛門、）家康に仕へ、後流浪して瀧川一益に仕ふ。一益、高野山に入るの後、召し還され、家康に仕ふ。關ヶ原役にも從軍す。其子長重、（又十郎・助右衛門、）秀忠に任へ、御書院番に列す。後武州足立郡、及び相州大住郡にて、采地千五百石を賜ふ。萬治二年卒す。長男勝秋、父の遺跡千二百石を襲ぎ、三百石を弟長高に

新田佐位二郡千二百石を知行す

分與す。長高（七兵衞・七左衞門。）家光に仕へ、初め廩米三百俵を賜はりしが、父の遺邑武州足立郡、及び相州大住郡にて、三百石を分たるゝに及び、廩米を收めらる。寛文元年、御小姓組より御小納戸に徙り、廩米二百俵を加へらる。次いで寄合に列す。貞享元年、西城御裏門番頭と爲り、廩米二千俵を加へらる。四年禁裏附に轉じ、丹波國氷上郡にて、五百石の地を加賜せられ、叙爵して下野守に任ぜらる。元祿五年職を辭し、八年九月晦日卒す。年六十七。足立郡大成村の普門院に葬る。長富、初名は長往（ゆき）。通稱は傳八郎、次いで七左衞門・又十郎、後に七左衞門と改む。實は大久保三十郎忠壽が四男にして、長高が養嗣と爲る。御小姓組と爲る。父の遺跡を襲ぎ、元祿十年七月十六日、廩米を更められ、上州新田・佐位二郡の内にて、采地を賜ひ、總て千二百石を知行す。享保十年致仕して、長入と號す。十三年八月二十日卒す。四谷の龍昌寺に葬り、後代々の葬地とす。

義陳　通稱は又十郎、次いで七左衞門、後に又左衞門と更む。長富が男。享保十年、家を繼ぎ、次いで御書院番に列す。安永七年四月五日卒す。年七十八。法名は流水。

長賢　通稱は市次郎。實は榊原一郎右衞門長治が二男にして、義陳が養子と

爲る。寶暦九年家を繼ぎ、明和五年、御小姓組に列す。寬政八年致仕す。時に年六十一。

義珍（たか）　通稱は又太郎、次いで七左衞門、後助右衞門と改む。長賢が男。寬政八年家を繼ぎ、采地千二百石を知行す。時に年三十。十年五月、西城御小姓組の番士と爲る。文政の國字分名集に、千二百石、小日向荒木坂上、牧備後守とあるは此義珍が事か。

正勝＝長正―長勝―長重―┬勝秋―某 家絶
　　　　　　　　　　　　└長高＝長富―義陳＝長賢―義珍……

(一)佐波郡誌に、幕末旗下、牧春窗の知行所、下觸村・今井村・堀下村の一部とあり。

三八一　渡邊　家紋は丸に三星　（慶長頃―明治初）

勢多郡四百七十石を知行す

勝（かつ）　渡邊源次綱が後裔なりと云ふ。筑後守信（のぶ）、伊勢の國司北畠氏に仕ふ。其子朝（とも）。朝の子勝なり。孫三郎と稱す。天正十九年、家康に仕へ、武州都築・荏原の二郡にて、二百二十石の采地を賜ふ。後上州勢多郡にて、四百七十石餘を加へら

甘樂郡二百石を知行す

る。其後御使番と爲り、大坂の兩役に從軍し、戰功あり。元和五年、加藤忠廣が領地熊本に赴き、九月二十九日、彼地に卒す。年四十八。法名は道察。

富次　初名は富。孫三郎と稱す。實は渡邊太郎左衞門秀が男にして、勝の養子と爲り、遺跡を襲ぐ。元和六年、大番と爲り、寬永十年二月七日、上州甘樂郡にて二百石を加へらる。私墾田を併せ、總て千六十石餘を知行す。二十年組頭に轉じ、寬文二年、御使番に進む。延寶三年致仕し、隱栖の料、廩米三百俵を賜ふ。五年十月十六日卒す。年七十八。法名は道圓。采地都筑郡二俣村の長安寺に葬る。

弘綱　三之丞と稱し、後甚左衞門と改む。富次の男。延寶三年家を繼ぐ。五年六月二十日卒す。年五十一。法名は道朝。淺草の淨念寺に葬る。後代々の葬地とす。

富義　忠四郎と稱し、後孫三郎と稱す。弘綱の男。延寶五年、小普請と爲り、寶永二年罷む。元文二年九月十四日卒す。年六十九。法名は道空。

政富　勝次郎と稱し、後隼人と更む。實は大久保長十郎忠晉が四男にして、富義の養子と爲る。御小姓組の番士たり。明和三年四月廿二日卒す。年六十三。法名は道喜。

富榮(ふさ)　忠四郞と稱す。政富の男。明和四年、御書院の番士と爲り、安永元年、屋敷改を勤む。天明六年八月十八日卒す。年四十七。法名は道淸。

富俶(あつ)　龜之助と稱す。富榮の男。天明六年、父の遺跡を襲ぎ、采地千六十石餘を知行す。時に年十七。是歲始めて將軍家齊に謁し、寬政八年、行狀宜しからざる廉に由り、出仕を停められ、九年赦さる。文政の國字分名集に、千六十一石三斗六升餘、小川町、渡邊榮之丞とあるは、富俶が子ならん。

信—朝—勝═富次—弘綱—富義═政富—富榮—富俶……

三八二　岡部(家紋は三頭左巴)　(安政六—明治初)

某　岡部氏の祖は、前條(第二五二の系圖を見よ。)に述べたり。長盛の六男定直、(大吉・源太左衞門・出羽守、)延寶六年、德川家宣に附屬せられ、家老と爲り、甲州北山筋、及び信州佐久郡にて、采地二千石を賜ひ、叙爵して出羽守と爲る。天和三年七月二十八日卒す。年五十三。法名は全柏。麻布の春桃院に葬る。後代々の葬地と爲す。養子定長(萬五郞・源太左衞門。)實は岡部志摩守直好が二男なり。初め養父の食祿六百俵を賜ひ、寄合に列

す。天和三年、父が遺領三千石を襲ぎ、廩米を收めらる。父に次いで櫻田館に仕ふ。元祿十四年、信州佐久郡の采地を、甲州北山筋に移さる。寶永二年卒す。養子長臧（よし）、岩之丞・大學・主水。實は岡部隼人宣直が二男なり。養父の遺跡を襲いで、後甲州の采地を、三州寶飯・額田・幡豆の三郡に移さる。御使番・駿府定番等を勤め、寶暦十三年卒す。其子長說（とき）、初め臧俊、岩三郎・主殿・源太左衞門・蘭山。父の遺跡を襲ぎ、明和七年卒す。其子長貴（たけ）岩三郎・隱岐守・甲斐守・出羽守・因幡守。封を襲ぎ、諸職を經て、寬政元年、大番頭に至り、四年御側に進む。文政の國守分名集に、三千石、小川町、岡部因幡守とあるは、長貴が事ならん。山田郡誌に、下新田・天王宿・蕪町の三村は、安政六年、岡部因幡守の領（采地の誤）と爲るとあるに依れば、長貴の子若しくは孫の時代に、上州に替地ありしか、又は加封ありしかと思はる。

定直＝定長＝長臧—長說—長貴

三八三　津輕（家紋は丸に五葉牡丹）（明暦二—元祿十一年）

信英（のぶ）　初名は信逸（とし）。萬吉と稱し、次に左京、後十郎左衞門と改む。津輕越中守

勢多郡二千石を領す

信枚(飛地の條を參照)が二男なり。寛永八年、始めて家光に謁し、二十年御小姓組に列す。正保二年、廩米三百俵を賜ひ、慶安三年、御書院番に轉ず。明暦二年二月二日、兄土佐守信義(飛地の條を參照)が遺領の內、奥州津輕郡三千石、及び上州勢多郡二千石を分ち賜ひ、寄合に列し、廩米は收めらる。此時宗家の信政は尙幼なるを以て、家政を執るべき命を蒙る。寛文二年九月廿二日、彼地に卒す。年四十三。津輕の黑石に葬り、法名を圓心と號す。

信敏　萬吉・左京。信英が男。寛文二年・十二月、父の遺跡を襲ぎ、四千石(津輕郡二千五百石、勢多郡千五百石。)を知行し、千石(津輕郡五百石、勢多郡五百石。)を弟一學・信純に分與す。天和三年九月十三日卒。年三十六。法名淨覺。東叡山の津梁院に葬る。後代々の葬地とす。

勢多郡の采地を他に移す

政兒(たけ)　初名は信房、信全(たけ)。萬吉・采女。致仕して泰雄と號す。信敏の男。天和三年、父の遺跡を襲ぎ、小普請と爲る。元祿十一年六月、勢多郡の采地を更めて、奥州津輕・伊達二郡の中に移さる。桐ノ間番・御小姓・寄合等に轉じ、寛保三年正月廿五日卒す。年七十七。法名は泰雅。

信英─┬─信敏─政兒＝壽世─著高─寧親─典曉……
　　　└─信純─信俗　家絕

三八四　津輕 家紋不明　(寛文二―元祿二年)

信純　初名は信弘。一學・十郎兵衞。信英の二男。寛文二年十二月九日、父の遺跡の内、奥州津輕郡五百石、及び上州勢多郡五百石を分與せらる。六年御書院番に列し、延寶三年九月朔日卒す。年二十六。法名は月心。東叡山の津梁院に葬る。

勢多郡五百石を知行す

信俗　伊織。實は信敏が二男にして、信純が養子と爲る。父の遺跡を襲ぎ、貞享三年、桐ノ間番に列す。元祿二年九月六日卒す。年二十。法名は道覺。嗣無くして家絶え、其采地は收めらる。

家絶し采地を收めらる

系圖　前項を參よ。

三八五　伴野 家紋は松皮菱　(天正十九―寛永九年)

貞吉　伴野氏は、小笠原長清が六男伴野時長を遠祖とす。時長、賴朝に仕へ、信州佐久郡伴野庄を賜ひ、世〻山城に住す。六世の孫を貞元と云ふ。貞元の玄孫

綠野郡大塚村七百石知行す

知行を收めらる

貞守、一子貞澄。武田信玄及び勝賴に仕ふ。貞吉は貞守が子なり。隼人と稱す。後對馬守に改む。初め信玄及び勝賴に仕へ、天正七年、武田氏歿後、家康に仕ふ。十九年五月、上州綠野郡大塚村にて采地七百石を賜ふ。慶長五年、秀忠上杉景勝を征せんとして、出馬の時、之に供奉し、宇都宮に至りて、石田三成謀叛の報あり。秀忠師を旋すや、又之に從ふ。後命に從ひ、信州上田城を戍る。致仕の後、全正齋と號す。慶長十五年卒す。

貞明　主馬助又は縫殿助たり。貞吉の男。家康に仕へ、大坂兩度の役に、本多正信に屬して、秀忠の供奉に列す。元和四年致仕し、寬文九年正月二日卒す。年八十八。駒込の大圓寺に葬る。法名は道無。

貞政　主馬と稱し、後九左衞門と改む。貞明が男。元和四年、家を繼ぐ。八年駿河大納言忠長に附屬せられ、寬永九年忠長罪を獲るや、貞政は松平和泉守乘壽に預けらる。十三年冬宥され、後徵されて小姓組に列す。十五年十二月、武州幡羅郡の內にて、采地三百五十石餘を賜ふ。寬文三年、大番に徙り、十二年之を辭し、小普請と爲る。元祿四年三月十一日卒す。法名は貞穩。

能見松平（家紋は丸に雪笹）（天和二―明治初）

邑樂郡五百石を知行す

正方　主水・五郎左衛門。松平丹後守重直が四男なり。（第一三の系圖參照。）明暦二年、始めて將軍家綱に謁す。寛文三年、御小姓組に列し、五年廩米三百俵を賜ふ。延寶三年、組頭に轉じ廩米三百俵を加へらる。天和二年四月廿一日、上州邑樂郡にて五百石を加へらる。元祿四年、御先鐵炮頭に轉じ、十年廩米を更めて、下總國葛飾郡、及び伊豆國田方・賀茂二郡にて、采地六百石を賜ひ、總て千石を知行す。十三年八月七日卒す。年六十九。法名は靈明。淺草の海禪寺に葬る。後代々の葬地とす。

正芳　清三郎・五郎左衛門。實は小笠原右近將監の家臣小笠原監物長賢が男にして、正方が養子と爲る。父の遺跡を襲ぎ、寄合と爲る。元祿十五年、御書院番に列し、寶永三年、進物の事を勤む。是歲御徒頭に移る。六年御書院番組頭に轉じ、享保三年九月十五日卒す。年四十四。法名は常穩。

正員　岩松・五郎左衛門。父の遺跡を襲ぎ、寄合に列す。延享元年四月十日卒す。年三十三。法名は智禪。

矩武　又吉・八郎右衞門。實は松平圖書勝芳が二男にして、正員が養嗣と爲る。延享元年、小普請と爲る。二年西城の御書院番に列し、四年進物の事を勤む。寶暦元年之を辭し明和元年八月十九日卒す。年五十。法名は常修。

正紀　八之助・八郎右衞門・帶刀。實は久永源五郎勝純が二男にして、矩武が養嗣と爲る。明和三年、御書院番に列し、安永二年之を辭す。三年再び御書院番と爲り、天明二年五月廿八日卒す。年四十三。法名は宗義。

正融（あきら）　辰五郎・八郎右衞門。實は松平內記親章が二男にして、正紀が養子と爲る。天明五年、御書院番に列し、豆州加茂郡の采地を、田方郡の內に移さる。文政の國字分名集に、千五百石、土手四番町、松平甲之助と見えたるは、正融が子ならん。

三八七　深溝松平　家紋は丸に五本骨開扇　（延寶八―元祿十一年）

忠冬　鶴松丸・長八郎・權兵衞・與右衞門。從五位下隼人正。松平兵庫頭忠隆が二男なり。第一〇を見よ。慶安三年、召されて家綱に附屬せられ、西城の御書院番と爲り。始めて將軍家光に謁す。後本城に候す。承應元年、廩米三百俵を賜ふ。寬文五

山田郡千石を知行す

年組頭と爲り、加恩三百俵を賜ひ、延寶四年、新番組頭に轉じ、四百俵を加へらる。八年二月、町奉行に進み、常州眞壁郡にて千石を加へられ、八月徳松に附屬せられ、濃州山縣郡、上州山田郡にて、三千石を賜はり、もとの采地千石と廩米千俵とは、男吉之助忠成に賜はる。天和三年、徳松の逝去に由りて、務を免され、寄合と爲る。貞享元年十一月、命に依りて著述せし東武實錄四十卷を上り、賞を賜ふ。是より先き將軍堀田對馬守正英を以て、秀忠が治世の事蹟を編す可く、忠冬に命を傳へしむ。忠冬堅く辭せしも、許されず。是に於て其所藏の筆錄、譜牒等の中より、傳聞の正しきに從ひ、是歳二月より筆を起し、十一月に至りて、淨書の功を遂ぐ。乃ち正英に就いて之を上りしなり。二年十月、勘定奉行と爲り、十二月御側に進む。四年九月、曩に男忠成に賜ふ所の采地、及び廩米を忠冬が食祿に加へられ、總て五千石を知行す。元祿五年、務を辭す。忠冬、其祖家忠が戰爭の間に在りて、手づから筆錄せしものを見、其志を紹がんことを思ひ、卽ち之を本として、普く記載を尋ね、繁を削り誤を訂し、十五年の久しきを經て、寛文五年秋脱稿す。其書二十五卷、上は淸康の生誕に起りて、家康の薨去に終る。名づけて家忠日記增補追加と云ふ。十年致仕し、十五年五月朔日卒す。年七十九。法名は宗單。赤坂の種德寺

に葬る。後代々の葬地と爲す。

忠成　吉之助・與右衞門。致仕して鐵夫と號す。忠冬の男。父は德松君に附屬せらるゝに依り、其舊知常州眞壁の千石と、廩米千俵とを賜ひ、寄合と爲る。貞享四年、其采地及び廩米を、父が食祿に加へらる。元祿十年、家を繼いで四千五百石を知行し、五百石を弟友之助忠頼に分與す。十一年七月、廩米千俵を采地に改められ、常州・上州の采地二千石を轉じ、三州加茂・碧海の二郡にて、總て三千石を賜ひ、十四年五月、其他を濃州山縣・武儀・方縣の三郡の中に移さる。正德三年、病身を以て致仕し、享保十五年十一月廿七日卒す。年五十八。法名は鐵夫。

山田郡の采地を他に徙さる

忠冬─┬忠成─忠位
　　　└忠頼─忠義＝忠之─忠年

三八八　深溝松平　家紋は丸に五本骨開扇　（元祿十一―未詳）

忠頼　友之助。致仕して曙燈と號す。松平隼人正忠冬が二男。元祿十年十二月、忠冬が采地上州山田郡の內にて、五百石を分ち賜ひ、小普請と爲る。十一年

山田郡五百石を知行す

三月、始めて將軍綱吉に謁し、寬保元年致仕す。寶暦三年二月晦日卒す。年七十八。法名は擧葉。市ヶ谷松雲寺に葬る。

忠義　良門之丞・吉之助・權兵衞。寬保三年、御書院番と爲り、寶暦八年、道奉行を勤め、後免さる。明和元年十一月二日卒す。年五十二。法名は日梧。本所の永隆寺に葬る。

忠之　作太郎。實は小田切新五郎光祿が二男にして、忠義が養子と爲る。明和三年、御書院番に列し、寬政四年組頭に進む。

忠年　勇次郎。寬政四年、始めて將軍に謁す。文政の國字分名集に、深溝、家紋丸五本骨開扇、五百石、濱町元矢ノ倉、松平權兵衞と見えたるは、此人ならん。

系圖　前項を見よ。

三八九　深溝松平　家紋は七本骨扇　（未詳）

忠政　松平大炊助忠定（第一〇を見よ）が二男定政を祖とす。永祿四年四月十五日、吉良義昭の兵と善明堤に戰ひ、兄好景と與に之に死す。其子孫大夫忠●政●、松平主殿

那波郡四百石を知行す

助伊忠より、其領三州額田郡の中、百六十石餘を私に分與せらる。家康に仕へて、所々の戰に從軍す。關東入國の時、相州にて三百石を賜ひ、嚮に伊忠に授けられし采地を、二男忠勝に讓り與ふ。文祿元年、命を受け城西の小高き所を開拓して、大番六組の宅地を構ふ。今の番町是れなり。其後大番の組頭と爲り、上州那波郡にて、四百石を加へられ、後又武州新座郡にて、二百石を加へられ、總て九百石を知行す。慶長五年、上杉景勝征伐の時、從軍して野州小山に抵る。關ヶ原の役、西丸を留守す。元和五年六月十二日卒す。年七十二。法名は源心。四ッ谷の西迎寺に葬る。

忠次　市太夫。忠政が男。關ヶ原の役從軍す。後大番組頭と爲る。大坂冬之役、伏見城番を勤め、夏ノ役、牧野信成が手に屬し出陣す。五年家を繼ぎ、十一月十二日卒す。年四十。法名は源伯。葬地前に同じ。

重次　七十郎・孫太夫。從五位下隼人正。致仕して白峯と號す。元和八年、大番と爲り、寛永九年、組頭に進み、十一年武州埼玉郡にて、三百石を加へられ、十九年御目附に徙る。慶安元年、大坂町奉行に進み、河内國若江郡にて千三百石を加へられ、總て千五百石を知行し、叙爵して隼人正となる。四年由井正雪が餘黨を擶

州有馬温泉に捕縛し、之を梟す。寛文三年、職を辭して寄合と爲り、九年致仕し、十一年六月三日卒す。年六十四。法名は首皓。相州高座郡寺尾村白峯寺に葬る。

重良　八十郎・孫太夫。從五位下美濃守。寛文十一年、御書院番に列す。天和元年三月、本所の奉行を勤め、四月御目附に轉ず。二年四月廿一日、上州山田郡、野州梁田郡にて、五百石を加へられ、總て三千石を知行す。貞享元年、御普請奉行と爲り、元祿元年、御勘定頭に進み、叙爵して美濃守と爲る。十一年武州の采地を、相州高座郡に移さる。十二月二十六日卒。年五十。法名は圓忠。葬地は西迎寺。

山田郡を加俸せらる

重矩　友之助・助右衛門・孫太夫。實は戸田七之助正吉が二男にして、重良が養子と爲る。寄合・大坂御船手等を勤め、寶永三年六月十二日、大坂に卒す。年四十。法名は大重。葬地は白峯寺。

勘敬　初名は重賢。權兵衛・孫太夫。從五位下日向守。實は小笠原平兵衛常春が二男にして、重矩が養子と爲る。大坂御船手・大坂町奉行・御普請奉行・御小姓組番頭・御書院番頭・御留守居等に歷仕す。寛延二年十二月廿九日卒す。年六十四。法名は良祐。葬地は西迎寺。

常唯　政之丞・藤兵衛。勘敬が男。御小納戸に列し、寶暦五年致仕す。寛政八

年五月十日卒す。年七十一。法名は德順。葬地は西迎寺。

常尹　大助。實は勘敬が五男にして、常唯が嗣と爲る。安永六年致仕す。時に四十一歳。

勘滿　八十郎・孫太夫。實は常唯が二男にして、常尹が嗣と爲る。安永六年家を繼き、采地三千石を知行す。時に年廿三。文政の國字分名集に、三千石、本所菊川町、松平八十郎と見えたり。

定政─忠政─┬忠勝
　　　　　└忠次─重次─重良─重矩═勘敬─┬常唯═常尹─勘滿
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└常尹

三九〇　形原松平　家紋は丸に蔦　（未詳）

某　松平勘助正重は、形原の庶流たれど、故ありて外戚の石川氏を稱す。家康に仕へ、采地三百石を賜ふ。二男八左衛門信平、家光に仕へ、御小姓を勤め、武州埼玉郡にて、采地五百石を賜ふ。其子重正。八左衛門・八郎兵衛。重正の養子正房、綱吉に仕

へ、三百俵を加へられ、次いで廩米を更めて、武州埼玉・大里の二郡にて、采地を賜ひ、總て八百石を知行す。敍爵して市正と爲る。正房の子房儀（勘助）繼ぐ。其子房泰（内藏助、藤兵衛）、將軍家重に仕ふ。房泰の子房熟（よし）（式部・勘助）、將軍家治に仕ふ。房熟の子信博（八左衛門、藤兵衛）將軍家齊に仕ふ。文政の國字分名集に、形原、家紋丸内蔦、八百石、小石川伊賀坂、松平藤左衛門とあるは、信博が事ならん。群馬郡誌に、明治元年調、旗下松平八左衛門知行、吹屋村二百四十二石七斗三升六合とあるは、此松平氏の末裔にて、何れの代にか、群馬郡に替地を賜はりしものならん。

家廣─┬家忠─家信
　　　└家房─┬廣房
　　　　　　　├正重─正長
　　　　　　　└正成─信平─重正─正房─房儀─房泰─房熟─信博

三九一　本多（家紋は丸に立葵）　（寛永一一―享保六年）

安頼（平八）　本多光次（隼人・加賀守）、岡崎にて家康に仕へ、所々の戰役に從軍す。三男光重、

群馬郡二百石を知行す

群馬郡二百石を伯父に分つ

左太夫秀忠に仕へ、大坂夏ノ役、牧野信成に屬して、秀忠に供奉す。後駿河大納言忠長に附屬せらる。光重の二男光直（伊右衛門・彌五右衛門）も亦忠長に附屬せられしが、忠長罪を獲るに及び、處士と爲る。寛永十年、召されて月俸を給ひ、後大番組頭に至る。俸を更め、甲州にて二百石を賜ふ。其子安明（猪之助・八左衛門・彌五右衛門）、大番組頭に進み、延寶四年、二百俵を加へらる。其養子は安賴なり。伊右衛門・彦右衛門、又は彌五右衛門と稱す。實は曲淵彌次右衛門某が二男とす。延寶六年、大番に列し、元祿二年家を繼ぐ。三年書替奉行を勤め、十年廩米を采地に更められ、野州都賀郡にて、四百石を賜ひ、總て六百石を知行す。十四年組頭に進み、寶永二年、甲州の采地を上州群馬郡に移さる。享保六年二月十一日卒す。年六十六。法名は日登。丸山の本妙寺（代々の葬地）に葬る。

安門（かど）八之丞。父安盈、祖父に先つて卒せしを以て、享保六年、祖父が遺跡を繼ぎ、群馬郡四百石を知行し、二百石を伯父安賴に分與す。二十年大番に列し、元文三年三月、西城の御小姓組に轉じ、十一月十七日卒す。法名は日達。

光次—光平
　├光重—光政

―光直―安明＝安頼――安虎―安盈―安門＝安秀―安積―安信
　　　　　　　　　―安頼―康金……

三九二　本多（家紋は丸に立葵）　（享保六―未詳）

安頼　熊五郎・金左衛門。安頼（彌五右衛門）が二男なり。享保六年四月、父が遺跡の中、上州群馬郡二百石を分與せられ、小普請と爲る。元文三年、小十人に列し、延享元年十一月十日卒す。年廿八。法名は日義。丸山の本妙寺に葬る。

康金　初名は安久。鐵五郎・帶刀・金左衛門。實は早川定富が二男にして、家頼の養嗣と爲る。小十人に列し、後佐渡奉行支配の組頭に進み、御廣敷番頭に轉じ、寛政九年、御幕奉行に徙る。

系圖　前項を參照。

群馬郡二百石を知行す

三九三　京極（家紋は四目結）（元祿十—明治初）

高久　京極高知が六男蒲吉（辰千代・源三郎・式部・三左衞門）、初め田中氏を稱し、蒲吉の孫高久の時、京極氏と改む。寛永十二年、始めて將軍家光に謁し、交代寄合に准せらる。正保三年、御書院番士に列し、廩米千俵を賜ふ。後御目附に進む。其子高禎（源太郎・作兵衞）・會山、家綱に仕へ、御使番に至る。高久は高綱が男なり。長太郎・式部、又は主計と稱す。元祿八年家を繼ぐ。十年廩米を更めて、上州緑野・群馬・多胡の三郡にて、采地千石を賜ふ。御書院番士と爲り、寶永元年、是より先き地震にて破壞せし所々の普請を奉行す。次いで組頭と爲る。享保十二年、西城御先弓頭に徙り、十七年十月六日卒す。年六十九。法名は貞山。澁谷の吸江寺（代々の葬地）に葬る。

高儔　長太郎・主計・帶刀・主計。高壽が男。父は祖父に先ちて死せしを以て、享保十七年、祖父が遺跡を繼ぐ。御書院番士に列す。天明二年八月廿六日卒す。年六十三。法名は道憐。

高丘　鐵之丞。高儔が男。天明元年、家を繼ぎ、三年十一月九日卒す。年三十五。法名は道最。

(一)緑野群馬多胡三郡千石を知行す

高貞　傳之助。天明三年、遺跡を繼ぎ、采地千石を知行す。時に年十七。寛政十年、御小姓組の番士と爲る。文政の國字分名集に、千石、小日向馬場、京極傳之助と見えたるは、此人ならん。

高吉┬高次
　　└高知─高廣
　　　　　├高三
　　　　　├高通
　　　　　└滿吉[一]─高稙[二]─高久[三]─高壽─高儔[四]─高丘[五]─高貞[六]

(一)群馬郡誌に、明治元年調、旗下京極主水知行、長岡村百九十石九升一合、小倉村五十石六十二升五合四勺とあり。

三九四　花房　家紋は三雁金　(元和頃—明治初)

正榮　花房氏は、足利宮内少輔泰氏が八男上野律師義辨より出づ。其子職通、常陸國花房鄕に住し、家號と爲す。正和五年卒す。職通十世の孫因幡守職忠の

三男を正定六郎兵衛・大學頭。とす。正定の子正幸よし又左衛門・越後守、宇喜多直家及び秀家に仕へ一萬八千石を領し、蟲明城に住す。弓術の名人なり。其子正成なり彌左衛門・志摩守、宇喜多直家父子に仕ふ。播州三木城主別所小三郎長治、織田信長に叛きて、其城に立籠るや、正成秀吉と和し、其後宇喜多直家の信長に屬せんとするや、正成小西行長と與に計りて、其事成る。秀吉、備中高松に清水長治を攻むるに方り、正成板倉川の水を堰き止め、之を城中に灌ぐ。城遂に陷る。秀吉其功を賞し、後に高松城を與へ、舊領二千石に六千石を加ふ。其後備前國にて一萬石を賜ひ、又與力の采地一萬三千石宛行はれ、總て三萬千石を領す。文祿の役、秀家に屬して渡韓す。慶長五年、秀家が長臣等、各〻徒を立てて爭論し、將に鬪はんとす。家康之を糺問せしめ、正成を增田長盛が領地に蟄居せしむ。其後長盛、石田三成に黨せしに由り、正成去つて高野山に入る。關ヶ原役の後、大津にて家康に謁し、是より旗下に加へられ、備中小田・後月の二郡にて、采地五千石を賜ふ。正成六男あり。長男幸次家を繼ぐ。三男は正榮なり。右馬助と稱す。將軍秀忠に仕へ、御書院番と爲り、月俸三十口を賜ふ。大坂の兩役、青山忠俊が隊下に屬して從軍す。戰功あるを以て、武州兒玉郡、上州群馬郡(一)にて、采地千石餘を賜ひ、月俸は收めらる。寛永九年、御使番

(一)群馬郡の內を知行す

と爲る。十一年甲州にて千石を加へられ、總て二千石餘を知行す。十六年十月四日卒す。年四十六。法名は常和。本所の法恩寺に葬り、後代々の葬地とす。

榮勝　又七郎。正榮が男。寛永十六年、父の遺跡を襲ぎ、千石餘を賜ひ、加恩の千石は收めらる。御小姓組・御書院番等に歷仕す。寛文元年正月八日卒す。年四十一。法名は日盧。

榮直　字右衞門・又七郎。榮勝が男。御書院番・桐ノ間番等に歷仕し、正德二年七月晦日卒す。年六十四。法名は日照。

榮重　銀五郎・長左衞門。實は梶川與惣兵衞賴照が四男にして、榮直が養子と爲る。御小姓組に列し、享保六年八月廿六日卒す。年三十五。法名は日惠。

榮永　太郎七郎・七左衞門・字右衞門。致仕して本水と號す。實は梶川酒之丞秀進が三男にして、榮重が養嗣と爲る。御書院番を勤め、明和六年四月七日卒す。年六十四。法名は日清。

榮道　內藏丞・又十郎。實は中根內匠正克が二男にして、榮永の養子と爲る。御書院番に列し、寶曆七年八月廿七日卒す。年廿六。法名は日明。

榮卿　仙五郎・長左衞門。實は大津新右衞門勝政が二男にして、榮道が嗣と爲

る。寛政二年、御使番に進む。文政の國字分名集に、千九石、木挽町、花房長左衞門とあるは、此榮卿が事ならん。

義辨━職通━通治━職兼━賴治━賴重━兼治━職重━直重━職定━職忠━職治……━正定━正幸━正成━幸次……━正盛……━正榮━榮勝━榮直═榮重═榮永═榮道━榮卿

(一)群馬郡誌に、明治元年調、旗下花房長左衞門知行、上靑梨子村十九石七斗七升六合と見えたり。

三九五　有馬　家紋は三頭左巴　(天和二―寶永四年)

則故　有馬氏は、赤松の支流なり。赤松律師則祐が二男、義祐が六世の孫則景、與次郞、攝州有馬郡を領せしより、有馬を家號とす。則景の孫則賴、中務少輔・兵部卿法印、播州三木淡河城に住し、秀吉に仕へて、一萬石を領す。慶長六年、舊領攝州有馬郡の中

にて、三萬石を賜ひ、三田城に住す。則頼が四男豊長、大學・出雲守、慶長十一年質と爲りて江戸に來り、始めて家康・秀忠に謁し、大坂兩度の陣に、兄豊氏に從ひ、軍事を勤む。元和二年より、秀忠に仕へ、六年江州蒲生郡、武州比企郡にて、三千石の地を賜ふ。

則故は豊長が男なり。初名は豊重。宮内と稱す。延寶三年、父の遺跡を襲ぎ、七年使番と爲る。天和元年、命を受けて關東諸國を巡視す。二年四月廿一日、上州邑樂郡にて、五百石の地を加へられ、總て三千五百石を知行す。元祿五年、御先鐵炮頭に徙り、寶永元年辭す。四年九月四日、邑樂郡の采地を割いて、武州比企郡の中に移さる。正德三年閏五月廿八日卒す。年七十九。法名は性圓。麻布の曹溪寺に葬る。

邑樂郡五百石を知行す

邑樂郡の地を武州に移さる

則祐─義祐（六代略）則頼─豊氏
　─豊長─則故─則致─則武─則雄─則明

三九六　竹田（家紋は十六葉菊）　（寛永七―明治初）

家信　通稱千代・式部卿・喜八郎。竹田法印定快（第二二三參照）が長男なり。嘗て醫あ

りて、父が業を繼がず。病癒ゆるの後、髮を蓄へ、寶永七年八月廿二日、父が采地上州碓氷郡にて、三百石を分與せられ、小普請と爲る。正德二年八月三日卒す。法名は玄空。湯島の麟祥院に葬る。

碓氷郡三百石を知行す

定持　萬次郎。定信が男。享保九年、甲府勤番と爲り、後代々彼地に住す。元文四年十二月十四日卒す。年三十六。法名は仁秀。彼地東光寺村の能成寺に葬る。後代々の葬地とす。

定安　豐五郎・彦左衛門。定持が男。寛延元年十二月、碓氷郡の采地を群馬郡(一)に移さる。寛政元年正月十六日卒す。年六十五。法名は澄淸。

碓氷郡の采地を群馬郡に移さる

定盛　鎌五郎。定安が男。天明三年六月六日卒す。年卅三。法名は虚白。

一貞(かつさだ)　秀三郎。定盛が男。寛政九年九月九日卒す。年三十。法名は蒼梧。

貞廣　冠次郎。實は森貞義が二男にして、一宗が嗣と爲る。寛政九年、勤番と爲り、采地三百石を知行す。時に年十九。

系圖　第二二三系圖を參照。

(一)群馬郡誌に、明治元年調、旗下竹田牛之助知行所、柏木澤村七十石九斗三升三合とあり。

松田 家紋は二重すぢかひ　（寶永二―明治初）

清貞 藤原氏にして、初め備前國に住し、康定の時、相模に赴き、北條氏康に仕へ、康の一字を許さる。長子康長、小田原の役、山中城を戍り、落城の時戰死す。二男康江、肥後氏康に仕へ、鴻ノ臺の戰、及び下總臼井籠城の時、援兵と爲りて軍功あり。上州箕輪城を攻むる時、先鋒と爲り、大に之に勝つ。小田原落城の後、越前中納言秀康に仕ふ。其子定勝、孫太郎・六郎左衛門父と與に北條氏に仕へ、屢軍功あり。家康關東入國の時之に歸す。大阪の役、御鎗奉行たり。寛永二年、上總國二意庄瀧江郷にて、采地五百石を知行す。九年御鎗大將と爲り、同心十人を預けらる。十年五百石の加恩ありて、總て千石を知行す。十六年御旗奉行たり。長子定平家を繼ぐ。二男定郷・半之助・左衛門、傳將軍家光に仕へ、御小姓組の番士と爲り、後甲州山梨・八代の二郡にて采地五百石を給ふ。寛永十八年卒。清貞は定平が二男にして、定郷が養子となる。半之助、又は彌五兵衛と稱す。寛永十九年家を繼ぐ。萬治二年、御小姓組の番士と爲る。寶永二年三月、采地を上州群馬郡(二)に移さる。三年職を辭し、享保三年六月朔日卒す。年八十二。法名は連峯。牛込の天德寺代々の葬地に葬る。

(二) 群馬郡五百石を知行す

貞增　新助・六左衞門。淸貞が男。元祿六年、御書院の番士と爲り、九年之を辭す。元文三年八月六日卒す。年七十五。法名は靜休。

貞弘　主膳。實は高嶋兼明藤太夫が三男にして、貞增が養子と爲る。家を繼いで、やがて御書院番と爲る。享保十七年八月十八日卒す。年三十六。法名は領敎。

貞東(あきら)　久米之助。實は瀨名貞榮が二男にして、貞弘が後を嗣ぐ。西城御小姓組番士たり。元文三年四月十三日卒す。年廿三。法名は達玄。

秀明(あきら)　源吉郞。實は蜂屋可令が二男にして、貞東の後を嗣ぐ。御小納戶と爲り、寶曆元年八月十七日卒す。年三十。法名は義儉。

秀胤　平三郞・左衞門・彌五兵衞。實は加藤備後守正景が二男にして、秀明が後を嗣ぐ。御小姓組の番士に列し、寬政七年之を辭し、次いで致仕し、元覺と號す。時に年六十一。

鄕智　內藏進。秀胤が男。御小姓組の番士たり。後若君に附屬し、西城に候す。寬政九年二月八日卒す。年卅六。法名は淨寒。

秀常　八九郞。實は秀胤が八男にして、鄕智が嗣と爲る。寬政九年、遺跡を襲

ぎ、采地五百石を知行す。時に年十七。文政の國字分名集に、五百石、本所南割下水、松田八郎左衛門とあるは、秀常が事ならん。

康定─┬康長─直長
　　　└康江─定勝─┬定平─貞長
　　　　　　　　　└定郷[一]─清貞[二]─貞增[三]─貞弘[四]─貞東[五]─秀明[六]─秀胤[七]─郷智[八]─秀常[九]

二、群馬郡誌に、明治元年調、旗下松田主税知行所、金古村二百十四石五斗九升六合とあり。

三九八　内藤　家紋は下藤の丸　（元祿十―明治初）

忠重　内藤甚左左衛門、松平信孝に仕ふ。天文十二年、信孝を叛き、松平廣忠に仕ふ。後家康に仕ふ。其孫甚左左衛門忠次、紀州家に附屬せらる。忠次の弟金左衛門忠清、家康の御小姓と爲り、長久手の役に從軍して、首級を獲たり。小田原の役、御使番となりて供奉す。後秀忠に附屬せられ、普請奉行を勤む。慶長十三年、丹波國篠山を松平周防守康重に賜ひ、城を築かしむるや、命を受けて藤堂高虎・

群馬郡の中を知行す

松平重勝に隨ひ、彼地に赴いて、築城の事を奉行す。是より先、武州足立郡、上總國長柄郡にて采地を賜ひ、二千石を知行す。忠清の子忠次、金三郎・金左衛門、父の遺跡を襲いで、千石を知行し、弟市之丞及び六之助勝次に、各々五百石を分與す。寛永十年、采地二百石を加恩ありて、總て千二百石を知行す。忠次の子忠正、八郎左衛門・金左衛門、父の遺領を繼ぎ、寛文六年、采地を廩米に更めらる。大番組に勤仕す。其子忠重、八郎左衛門・金左衛門、父の遺跡を襲ぎ、廩米を更められ、武州幡羅・榛澤の二郡、及び上州群馬(一)郡にて、九百石を知行す。御書院番士に列し、元祿十四年三月廿一日卒す。年四十七。法名は實心。神田の無量院に葬る。後此寺を小石川に移され、代々の葬地となす。

忠郷　金次郎・賴母・甚五左衛門。忠重が男。御書院番士たり。後故あつて小普請に貶し、逼塞せしめられしが、次いで許さる。寶暦六年十一月廿九日卒す。年六十六。法名は崇岳。

忠眞　甚三・内藏助。金三郎忠福が男。寶暦四年、父發狂せしを以て、六年祖父の遺跡を襲ぐ。御書院番士たり。寛政二年七月致仕す。時に年五十三。

忠著（あきら）　金治郎・内藏五郎。忠眞が男。寛政二年、家を繼ぎ、采地五百石を知行す。時に年二十。文政の國字分名集に、九百石、本所南割下水、内藤帶刀と見えたるは、

忠著が事か。

某—某　忠次—忠治

—忠清—忠次—┬—忠正—忠重—忠郷—忠福—忠眞—忠著
　　　　　　　└—忠貫

二、群馬郡誌に、明治元年調、旗下内藏金之丞知行所、北下村六十八石一斗八升七合五勺、池端村六十五石三斗八升八合四勺、上野田村百三十七石七斗一升一合とあり。

三九九　牧村　家紋は丸に花菱　（寛延元年—明治初）

利重　前田利常の臣前田志摩守直成が男直良、大松兵四郎、祖母祖心尼牧村利貞が女、が養子と爲り、由りて祖心が遺跡月俸百口を給ふ。此時月俸を更めて廩米五百俵と爲し、小普請を勤む。其子利。重。兵十郎・右衛門・兵部と稱す。元祿十年、家を繼ぎ、廩米を采地に更められ、武州兒玉郡、及び上州多胡・緑野・碓氷の三郡にて、五百石を知行し、享保元年八月十三日卒す。年廿五。法名は了性。牛込の濟松寺に葬る。

多胡緑野碓氷の三郡を知行す

碓氷郡百六十石を群馬郡に更む

政次　國藏。實は丹羽右京大夫の子丹羽刑部長常が男にして、利重が後を繼ぐ。寛延元年十二月、上州碓氷郡の中、百六十石餘を同國群馬郡に移さる。（一）寶暦六年九月廿九日卒す。年五十七。法名圓淸。

直昌　萬三郎。政次が男。寶暦六年、家を繼ぎ、七年九月晦日卒す。年廿。法名は了悟。

利端　求馬・仁十郎。實は一色主水直賢が二男にして、直昌が後を嗣ぐ。書院番と爲り、寛政六年正月十日卒す。年五十五。法名は南慶。

利用　初名は義之。榮次郎・團藏・仁十郎。實は若林市左衛門義方が三男にして、利端が養子と爲る。御書院番に列し、寛政八年、若君に附屬せられて、西城に候す。

直良―利重＝政次―直昌＝利端＝利用……

（一）群馬郡誌に、明治元年調、旗下牧村新太郎知行、柏木澤村七十石九斗三升三合とあり。

群馬郡五百石を知行す

廣益　繁丸・左門・修理。兵部大輔・侍從・從四位上。寶永七年十二月、召されて江戸に至り、御側高家と爲り、上州群馬郡(一)にて、采地五百石を賜ふ。寶曆二年、肝煎と爲る。六年四月七日卒す。年六十三。法名は宗賢。澁谷の祥雲寺の景德院に葬る。後代々の葬地と爲す。

廣之　初名は廣福(よし)。熊之丞・修理。兵部大輔・侍從・從四位上。寛延二年、表高家に列し、寶曆七年、高家と爲る。安永五年、肝煎と爲る。寛政二年二月十二日卒す。年五十八。法名は俊山。

廣春　修理・勘解由。修理大夫・兵部大輔・侍從・從五位下。天明元年、表高家の見習と爲り、次いで高家に進む。

具平親王―師房……雅通―通忠―通基……通名――通誠――廣益―廣之―廣春

(一)群馬郡誌に、明治元年調、旗下有馬次郎知行所、上野田村百三十七石六十三升一勺とあり。

四〇一　町田 家紋は抱銀杏　(未詳―明治初)

某　家光の時、町田伊兵衛重清なる者、始めて御徒に召加へらる。其子重元平吉、伊兵衛、後に御徒目附と爲る。其子重堅清三郎・伊太夫、御疊奉行に進み、廩米百五十俵を賜ふ。四年五十俵を加へらる。其子重忠。重忠の子恒光、主馬・伊左衛門、小十人に列す。其子重嶠(たか)金次郎・伊太夫、西城の小十人と爲る。弟重正鐵五郎、繼ぐ。其後廩米を采地に更められしと見えて、群馬郡誌に明治元年調、旗下町田三十郎知行、長岡村百九十石九升一合とあり。

重清―重元―重堅―重忠┬恒光┬重嶠
　　　　　　　　　　　│　　└重正……
　　　　　　　　　　　└資倫

四〇二　米津 家紋は十一葉椶櫚　(天和二―元祿十一年)

田賢(みちかた)　米津氏の出自詳ならず。勝政、左馬助、松平清康・廣忠・家康の三代に事へ、所

山田郡の中を知行す

々の戰役に從ふ。其子政信、小太夫、廣忠及び家康に仕へ、三方ヶ原の役從軍し、力戰して死す。其四子田政、勘兵衛、家康に仕へて、御使番を勤む。慶長九年、町奉行となり、武州都筑郡、下總國印旛・相馬の二郡、及び上總國埴生・香取の二郡にて、采地五千石を知行す。其子田盛、内藏助、出羽守、秀忠に仕へ、命を承けて甲府城を守衛す。寛文六年大坂の定番と爲り、攝・河兩國にて一萬石を加へられ、總て一萬五千石を領す。田賢は田盛が二男なり。小太夫・内藏允。始めて家綱に召し出され、御小姓と爲り、廩米五百俵を給ひ、叙爵して周防守と爲る。十二年新恩五百俵を賜ふ。延寶四年、御小姓組の番頭に進み、御小姓を兼ね、千俵を加へらる。天和元年、御書院番頭に移り、二年四月、又千石を加增せられ、廩米を采地に定められ、出羽國にて總て三千石を知行す。加增の知行所不明なれども、千石の中には上州山田郡矢部村あり。五月大番頭に進む。貞享元年三月、父が遺領常州筑波郡の内にて、三千石の地を分與せられ、是れまでの食祿の内にて千石を添えらる。元祿五年職を辭し、寄合と爲る。十一年三月、采地を遠州城東・山名の二郡、及び三州寶飯郡に移さる。十五年大番頭に復し、十六年御留守居に徙り、四年七月、駿州安倍郡にて、五百石を加恩あり。正德元年、御側に進み、武州大里・幡羅・比企の三郡にて千石を加へられ、

總て五千五百石を知行す。享保十四年九月六日卒す。年八十四。法名は田翁。深川の本誓寺に葬る。

四〇三　松山（家紋は劍梅鉢）（未詳─明治元）

某　天正十年、家康伊賀路を潜行の時、松山伊助（直幸）なる者、嚮導して難を脱し得たるを以て、後御家人の中に加へらる。其子六太夫（直章）御持筒の同心と爲る。四世を經、直重（庄藏・庄右衛門）同同心より、御廣敷の伊賀者を歷、支配勘定に轉じ、安永七年四月、班を進めて御勘定と爲る。其子直義、（次郎太郎・惣十郎・惣右衛門）御勘定・同組頭格・組頭たり。寬政五年加恩ありて、百俵の祿と爲る。後采地に更められしものか。群馬郡誌に、明治元年調、旗下松山藤之助知行所、下野田村百八十七石五斗九升四合とあり。

直重―直義―直次（夭）
　　　　　　　―道正
　　　　―直清

甘樂郡四百五十石を知行す

四〇四　筧（家紋は三頭左巴）　（寛永元―明治初）

正忠　筧助右衛門重成（第三一五の系圖を參照。）が三男源左衛門重勝、家康に仕へ、武州にて采地を賜ふ。正忠は重勝が養子なり。助十郎と稱し、致仕して慶閑と號す。實は水戸家の臣筧助太夫正長が二男なり。寛永元年、大番に列し、廩米百五十俵を賜ひ、十年二百石を加へられ、廩米を更め、上州甘樂郡にて采地四百五十石を賜ふ。延寶五年致仕し、貞享元年三月十一日歿す。年七十六。小日向の善仁寺に葬る。後代々の葬地とす。

重治　源左衛門。正忠が男。天和元年大番と爲る。享保十七年三月八日歿す。年八十。法名は清休。

保利　藤三郎・助之進。重治が男。初め戸田五郎兵衛が養子と爲る。後其子

藤四郎重由生るに及び、請うて重治が家に歸り、寶永六年大番に列し、十七年遺跡を繼ぐ。延享三年十月三日卒す。年六十七。法名は良實。

保壽 三四郎・源左衛門。致仕して朝徹と號す。保利が男。富士見御寶藏番頭たり。寛政元年五月四日卒す。年七十一。法名は朝徹。

保規 幸次郎・源左衛門。實は岡野織部當成が三男にして、保壽が養子と爲る。安永二年家を繼ぎ、大番に列す。

重勝―正忠―重治―保利―保壽＝保規……

四〇五　村越 家紋は丸に鳩酸草（元和二―明治初）

直成 俊吉の子直吉茂助幼にして父を亡ひ、叔父俊信次介に養はる。後家康に仕へ、江州坂田郡、武州入間・多摩二郡にて、采地千石を賜ふ。其子吉勝清次郎・次左衛門、從五位下長門守、將軍秀忠に仕へ、寛永十一年、武州那賀郡にて、二百石の加恩あり。明暦二年、廩米五百俵を加へられ、寛永元年、又千俵の加增あり。諸職を經、町奉行に至る。直成は牧野信成が十男にして、吉勝が養子と爲る。初名は征成。大七郎と稱す。家

綱に仕へ、中奥に候し、次いで御側たり。萬治三年、廩米五百俵を賜ふ。寛文元年、敍爵して伊豫守に任ず。後吉勝が養子と爲り、中奥に復す。七年家を襲ぎ、譜に賜はりし廩米を父が養老の料に充てらる。天和二年、御使番と爲り、四月廿一日、野州安蘇郡、上州邑樂郡にて、五百石の地を加へらる。貞享三年、新番の頭に轉じ、元祿三年、小姓組の番に進み、十年御書院番頭に轉ず。七月廿六日、廩米を更め、上州群馬・勢多の二郡、及び相州三浦・大住の二郡にて、采地千五百石を賜ひ、總て三千二百石を知行す。十二年御留守居に進み、十六年六月四日卒す。年五十七。法名は哲道。淺草の長德院に葬る。

邑樂郡の中を知行す

群馬勢多二郡の中を知行す

勝成　清次・賴母。直成が男。御使番を勤め、享保六年十一月六日卒す。年四十六。法名は道閑。淺草本願寺の長敬寺に葬る。後代々の葬地と爲す。

照成　主水・織部。勝成が男。父が遺跡を襲いで、二千五百石を知行し、寄合に列す。此日弟彌十郎勝合に、七百石の地を分與す。元文五年致仕し、明和三年十二月廿九日卒す。年六十三。法名は常榮。

立成　長吉・茂助。實は牧野河内守英成が九男にして、照成が養子と爲る。御書院番に列す。寶曆二年四月六日卒す。年三十。法名は道樹。

興成　大七郎。立成が男。寶曆七年十一月廿五日卒す。年十七。法名は喜香。

房成　長三郎・長太郎・茂助・賴母。實は牧野因幡守明成が三男にして、興成が養子と爲る。御書院番たり。寛政二年四月廿五日致仕す。時に年五十。

成芳　初名は壽陳（かずひさ）。孝之助・茂助。實は一柳但馬守賴壽が六男にして、房成が養子と爲る。寛政二年家を繼ぎ、采地二千五百石を知行す。時に年廿二。七年御小姓組の番士と爲り、八年若君に附屬せられて、西城に勤仕す。

某─┬─俊吉─直吉─吉勝═直成─勝成─┬─照成═立成─興成═房成═成芳
　　└─俊信　　　　　　　　　　　　　　└─勝令

（一）群馬郡誌に、明治元年調、旗下村越豐之助知行所、有馬村四百三石四斗三升五合とあり。

四〇六　村越　家紋は丸に鳩酸草　（享保六―明治初）

勝令（よし）　彌十郎。村越勝成（前項を見よ。）が三男なり。享保六年十二月廿七日、父の遺

邑樂郡の中を知行す

跡の内、武州入間郡、上州邑樂郡、野州安蘇郡にて、七百石を分與せられ、小普請と爲る。十一年中奥の番士に列し、二十年五月十四日卒す。年三十。法名は道周。淺草本願寺の長敬寺に葬る。後代々の葬地とす。

時以 大三郎。勝命が男。天明八年三月五日卒す。年六十。法名は道受。

成庸 大膳・彌十郎。致仕して、一貫と號す。實は村越照成(前項を見よ。)が二男にして、時以が養子と爲る。寬政八年正月三日卒す。年三十九。法名は正覺。

成富 只次郎。實は松平内記正尚が二男、千十郎正隣が男にして、成庸が養子と爲る。寬政二年家を繼ぎ、采地七百石を知行す。時に年十八。七年御小姓組に列し、八年若君に附屬せられ、西城に勤仕す。

勝命━時以━成庸━成富

四〇七 久松 (家紋は梅輪内) (元祿十━明治初)

定持 久松氏は菅原の支族にして、道定に至り、室町將軍に仕へ、尾州知多郡阿古居庄を領し、後世々斯波氏に屬す。道定十一世の孫定義四子あり。長男俊勝

群馬碓氷二郡五百石知行す

松平氏を起す。二男定重。其子忠次。水野忠重に屬し、家康に從軍して、功を樹つ。天正十九年、武州入間郡山口領にて、二百石を賜ひ、大番を勤む。忠次の子定佳、(惣太郎・彦左衛門)元和二年三月、武州比企郡にて、三百石の地を賜ひ、後父が采地を併せ、總て五百石を知行す。後御留守居番と爲る。定佳が二男定弘(金太夫・市左衛門)御書院番と爲り、廩米三百俵を賜ふ。定持は定弘が養子なり。兵吉・惣次郎・忠次郎。後叙爵して備後守と爲り、次いで豐前守・大和守に更む。實は小幡新十郎が四男なり。延寶六年、御小姓組に列し、元祿九年、御腰物奉行の頭に徙り、廩米二百俵を加へらる。十年廩米を更めて、上州群(二)馬・碓氷二郡にて、采地五百を賜ふ。十四年御目附に轉じ、寶永三年、相州愛甲郡にて二百石を加恩あり。七年長崎奉行に進み、武州多摩郡にて五百石を加へられ、總て千二百石を知行す。正德五年、御作事奉行に遷り、享保八年、御勘定奉行に轉じ、十四年職を免され、寄合と爲る。延享二年、十二月廿四日卒す。年八十七。法名は廓峯。早稻田の宗參寺に葬る。後代々の葬地とす。

家鄕　市十郎・忠次郎。從五位下筑後守。定持が男。御小姓組と爲り、享保十年、西城御書院番に遷る。元文元年、小十人頭に進み、五年御先鐵炮頭に轉ず。延

享元年、大坂町奉行に遷り、次いで家を繼ぐ。寛延三年御作事奉行と爲り、寶暦三年辭して、寄合と爲る。七年六月七日卒す。年七十一。法名は觀劫。

定愷（たか）　善之丞・忠次郎。從五位下筑前守。定鄕が男。家を繼ぎて小普請と爲り、御書院番・御使番・御先弓頭・新番頭・駿府町奉行・御普請奉行・大目附等に歷仕す。天明四年四月七日、出仕を停めらる。是より先き佐野政言、營中にて田沼意知を傷つく。定愷時に大目附たり。其席にありながら、之を取押ゆる事遲々たりしに由り、意知創を被り、遂に死に至れり。定愷の職責上甚不覺悟なりとて、此罪を受けたり。十七日許さる。六年正月廿日卒す。年六十八。法名は譚然。

定安　織之丞・忠次郎。實は大久保志摩守忠翰が次男にして、定愷が養子と爲る。御小姓組に列し、遺跡を繼いで、采地千二百石を知行す。時に年三十四。是歲小十人頭に轉す。

道定―定則―正勝―道勝―定綱―定氏―詮定―範勝―定光―定益―
　┬定義―俊勝
　└定重―忠次―定佳―┬定延
　　　　　　　　　　└定弘―定持―定鄕―定愷―定安

(一)群馬郡誌に、明治元年調、旗下久松鈴太郎知行、中里村八十三石一斗八升とあり。

四〇八　根岸（家紋は寓生蔦）（未詳）

某　熊谷直實が末孫に新左衛門長直と云ふ者、二子あり。長男を兵庫頭重實、次男を佐渡實勝と曰ふ。重實は高力氏の祖なり。實勝は武州比企郡根岸村に仕し、根岸を氏とす。實勝六世の孫俊直、武州松山城主上田暗礫齋に仕へ、比企郡和泉・根岸の二村を領す。其子主計定直暗礫齋及び上野介朝廣に仕へ軍功を顯す。小田原の役、朝廣は小田原城に楯籠れるを以て、定直松山城を戍る。時に前田利家等來り攻め、力屈して降を乞ひ、利家の手に屬して、八王子攻城の時先導す。後上杉景勝に仕ふ。其子定仍（與太郎・長兵衛）より秀忠に召出され、廩米三百俵を賜はり、大番を勤む。次男定周（ちか）（三左衛門・三太夫）、家光上洛の時、兄直勝に從ひ上京し、彼地に於て始めて家光に謁見し、やがて大番と爲り、後廩米二百俵を賜ふ。後加増ありて、五百俵の祿と爲る。新番・目附・持弓頭・小姓組番頭・御廣敷番頭等に歴仕し、元祿元年卒す。其子定行、（彌三郎・三大夫）、元祿十年七月、廩米を更めて、野州梁田・安蘇・都賀の三郡にて采地

新田郡二百石を知行す

五百石を賜ふ。大番を勤む。享保十二年卒す。其子定該（左衛門）繼ぐ。定該が弟定恒（岩吉・佐太夫）家を嗣ぐ。享保八年卒す。養子政章（まさあきら・鐵五郎）繼ぐ。大番の組頭に進み、安永二年卒す。養子定則（又三郎・五太夫）大番に列す。後根岸氏の知行の中、上州に替へられしもの有るにや、文政十一年の文書に、根岸九郎左衛門知行所、山田郡今泉村とあり。根岸と稱する家、此外にもあれば猶他日の攷を竢つ。

四〇九　大久保（家紋は上藤丸に大文字）　（寛文三―慶應）

忠頼　字津忠茂（第二一二の系圖を參照。）が四男、忠久松平廣忠に仕ふ。後廣忠の命に依り、松平信孝に屬す。信孝叛するの時、廣忠に歸順す。養子忠政、廣忠及び家康に仕ふ。忠政の四男忠守、家康に仕へて大番たり。二男忠吉、秀忠に仕へ、元和二年、駿河大納言忠長に附屬せしめらる。忠長國除せらるゝの時處士と爲り、後召し返され大番に列す。忠吉が三男を忠頼と爲す。忠頼、牛之助・四郎兵衛・茂兵衛又は彦太夫と稱す。寛文三年召されて大番と爲り上州新田郡にて采地二百石を賜ふ。延寶元年、新番に選り、二年廩米五十俵を加へらる。貞享元年、小普請奉行に

轉じ、四年廩米百俵を加へられ、總て三百五十石と爲る。元祿六年、御小納戸に徙り、七年御廣敷番頭に轉ず。十四年三月十三日卒す。法名は日玄。本郷丸山の本妙寺に葬る。後代々の葬地とす。

忠尙　太郎助・新兵衞。忠頼が男。大番及び新番に歴仕し、元祿十五年五月五日卒す。法名は日榮。

忠治　淸三郎。實は大久保忠篤が五男にして、忠尙が後を嗣ぐ。大番及び新番を勤む。享保十二年九月五日卒す。法名は日取。

忠喬　當三郎・彦太郎・彦太夫。忠治が男。大番及び同組頭に勤仕し明和元年十一月廿日、大坂の守衞に在りて卒す。年五十四。法名は日健。彼地谷町の法妙寺に葬る。

忠侯(きみ)　松藏四郎兵衞。實は大村貞詔が二男にして、忠喬が養子と爲る。御納戸の番士又は新番に勤仕し天明六年十一月十八日卒。年四十五。法名は日宜。

忠辰(とき)　幸之丞・平之丞。實は岡部一德が三男にして、忠侯が養子と爲る。天明六年家を繼ぎ、八年二月十三日卒す。年廿九。法名は日全。

忠寛　初名は忠虔(ゆき)。金五郎・多宮・彦太夫。實は六郷政壽が二男にして、天明八

長根を知行し既にして除封

年忠辰が後を嗣ぐ。采地二百石、廩米百五十俵なり。寛政二年大番と爲る。群馬郡誌に明治元年調旗下大久保金四郎知行下室田村三百廿二石七斗三升四合とあるは、忠寛が子にてもあるか。然らば新田郡の采地及び廩米を此郡に替へられしものか。猶ほ考ふ可し。

忠久—忠政—忠時
　　　　　└忠守—忠重
　　　　　　　　└忠吉—忠篤
　　　　　　　　　　　└忠賴—忠尚—忠治—忠辰—忠寛

四一〇　奥平（松平）家紋は軍配團扇の内松竹　（天正十九—文祿元）（文祿元—慶長七年）

家治　小字は龜松。叙爵して右京大夫と爲る。奥平信昌（宮崎藩を參照）の第二子なり。母は家康の女加納殿。天正七年、三州新城に生る。天正十六年十二月、家康の前に加冠し、松平の家號及び片諱を賜ひ、上州多胡郡長根の地（今多野郡吉井村の管内）七千石を賜ふ。文祿元年三月四日卒す。年十四（藩翰譜・加除封錄）。桃林院桃溪宗嗣と謚す。

長根七千石を知行す

三州に轉ず

甘樂郡宮崎の桃林寺に葬る。嗣無くして家絶ゆ。後此地を以て弟忠明に賜ふ。

忠明　初名は清匡。小字は鶴松丸。奥平信昌が四男なり。天正十一年、三州新城に生る。十六年兄家治と與に、家康の養子と爲りて、松平の稱號を賜ひ、清和源氏に改む。文祿元年兄家治卒して後、其所領上州長根七千石の地を賜ふ。慶長四年、秀忠の片諱を賜ひ、忠明と更む。五年叙爵して、下總守に任ず。關ヶ原の役、父信昌と與に從軍す。七年所領を更め、一萬石を加へられ、江州・三州の中にて一萬七千石を賜はり、三州作手に住す。十五年作手を轉じ、勢州龜山城を賜ひ、加恩ありて同國鈴鹿・三重・安藝・一志・河曲の五郡、及び三州設樂郡の中にて、五萬石を領す。十九年大坂冬之役、河州枚方に陣し、進んで飯盛山に屯す。會、敵軍平野に出づると聞き、馳せて之に赴く。是より先、敵軍退いて城に入る。乃ち軍を率ひて、天王寺に抵り、家康の本陣を警備す。和成るや、奉行と爲りて、本多忠政・本多廣孝等と與に、總堀を埋む。元和元年、夏之役起るや、西軍京伏見を燒かんとするの風聞あり。忠明命を蒙り、東寺・鳥羽の邊に陣し、京都を戍る。既にして水野勝成・本多忠政等と與に、大和口に出師し、進んで河内の國分に抵る。西軍の將後藤基次・薄田兼相等、國分の南山に登り、戰を挑む。忠明之と大に戰ひ、敵の敗退するを追

ひ、道明寺・譽田及び藤井寺に戰ひ、敵首を擧ぐること三十餘級。翌日大坂城總攻撃に當り、玉造邊の戰に、首七十二級を獲、之を獻る。城陷り、秀忠伏見に入るや、命を蒙り、大坂に留りて諸事を沙汰して、城中に在る所の武器を悉く賜ふ。六月封地を改めて、攝・河二州に移され、加恩ありて十萬石を領し、大坂城を賜ふ。元和二年、二萬石の加增あり。大坂を改めて、郡山城を賜ひ、十二萬二百石餘を食む。寛永三年、從四位下侍從に進む。九年井伊直孝と與に、政事に參す。十六年六萬石を加へられ、郡山を更めて、姬路城を賜ひ、總て十八萬石を領す。正保元年三月二十五日卒す。年六十二。高野山の中性院に葬り、天祥院心巖玄鐵と諡す。

系圖一〇頁を參照。

第三節　國外諸侯の領地（飛地）

一　田中 家紋は左三巴　（慶長五―元和九年）

吉興　橘氏なり。庶流田中政諸が家傳に、其祖近江國高島郡田中村に住し、伯耆守嵩弘が時より、田中氏を家號とす。其男惣左衛門重政なりと。重政が男兵部大輔吉政、天正十八年十月、岡崎城を賜はり、額田・賀茂二郡の内五萬七千四百石を領す。後加增ありて八萬五千七百石餘を領す。關ヶ原役の功に依り、筑後柳川城三十二萬五千石に轉封す。慶長十四年、伏見の旅亭に卒す。四男筑後守忠政家を繼ぐ。忠政卒して子無く家絶す。吉興は吉政が三男なり。通稱は久兵衞。關ヶ原の役、父に從つて出征し、戰功あり。召されて家康に事ふ。江州・野州・三州田原領・上州新田領の内にて、領地二萬石を賜ふ。後大坂兩度の役に供奉す。元和八年病に罹り、致仕して吉官を養子となす。寛永六年卒す。京都大德寺中三玄院に葬る。

吉官(すけ)　初名は定行、次に定官。翁助と稱す。吉興が養子。實は菅沼定盈が八男。慶長十一年、秀忠に召されて御近習と爲る。主殿頭に任ず。元和八年、吉興が養子と爲り、

新田領の内を領す

其女を室とし、其領地を賜ふ。次いで御小姓頭と爲る。九年麾下三宅某罪あり。吉官組頭たるを以て、罪に坐せられ、領地を沒收せらる。寛永二年召還され、家光に仕へて、廩米二千俵を賜ふ。御書院番頭に進む。十年三千石の加恩あり。廩米を更めて、上總周准・天羽、房州朝夷三郡の内にて五千石を知行す。後大番頭に轉じ、萬治元年卒す。江戸四ッ谷全勝寺に葬る。代々の葬地と爲す。

二　稻葉（家紋は折敷に三文字）（慶長九－寛永十年 天明四－未詳）

正勝　稻葉良通（一鐵）が長男兵庫頭重通（旗本稻葉氏の項を參照）織田信長に事ふ。父卒後、濃州清水城主と爲り、一萬二千石を領し、秀吉に近侍す。其子甲斐守通重、家康に事へしが、罪ありて配流せらる。乃ち林惣兵衛政秀が男佐渡守正成を以て、其養子

上州の內を知行す

上州佐野一萬石を加封

佐野一萬石を駿州に轉ず

と爲す。關ヶ原の軍功に依り、濃州一萬石を領す。元和四年、松平伊豫守忠昌に附屬せられ、彼所領越後國糸魚川に於て、一萬石を加へられ、舊領と併せて、封二萬石を食む。九年忠昌封を越前に徙さるるの時、辭して從はず、江戶に退去し、後嫡子正勝が采地に蟄居す。寛永四年、復び召されて、野州眞岡に於て二萬石を賜ふ。

正勝は正成が男なり。宇右衞門と稱す。慶長九年、召され上野・下野兩國の內に於て、五百石の采地を賜ひ、月俸二十口を添えられ、家光に事ふ。時に八歲なり。後御徒頭・御小姓番頭を經て、御書院番頭と爲り、上總國にて千五百石を加增あり。次いで丹後守に任じ、三千石の加恩あり。常州新治郡狩岡にて、總て五千石を知行し、奉行職に列し、政務に參與す。寛永元年、常州眞壁郡にて五千石を加へられ、都て一萬石を領す。二年十二月、上州佐野に於て一萬石の加恩あり。五年父が遺跡を繼ぎ、正勝に賜はりたる二萬石を併せ、四萬石を領す。九年小田原城を賜はり、四萬五千石を加增ありて、總て八萬五千石を領し、且つ鈞命を蒙りて、箱根關を戍る。十年三月、本知上野國佐野領一萬石を、駿州駿河郡の內に移さる。十一年正月二十五日卒す。年三十八。江戶湯島養源寺（後駒込に移す。）に葬り、養源寺古隱紹太と諡す。

正謙（註） 正勝の孫丹後守正往、天和元年、奏者番と爲り、寺社奉行を兼ね、次で所司代に轉じ、河・攝二州にて、三萬石を賜ふ。貞享二年、小田原を轉じて、越後頸城・刈羽・三島三郡の内に移され、高田城に治す。元祿十四年、老中に進み、越後の城池を佐倉に徙さる。正往の子丹後守正知、享保八年、佐倉を轉じ、城州淀城に徙さる。正知五世の孫丹後守正益、延享四年、下總國埴生郡の領地を越後國蒲原郡の内に移さる。正謙は正益が二男にして、兄正弘が嗣と爲り、安永二年、其遺領を繼ぐ。山城・河内・攝津・近江・越後・下總の六國内にて、十萬二千石を領し、淀城に治す。丹後守に任し、奏者番と爲り、天明四年八月、越後の領知二萬七千石を和泉・近江・下總・常陸の十二郡、及び上野勢多郡の内に移さる。

良通―重通┬通重　配流
　　　　　└正成―正勝―正則┬正往―正知―正任―正恒―正親―正弘―正謙
　　　　　　　　　　　　　└正倚―正恒

（註）勢多郡の中を領す

甘羅鄕三千石を知行す

甘羅郡の領を丹波に移す

三　小出（家紋は丸に額形）　（慶長十五年―未詳）

吉親　藤原爲憲が後裔にして、信濃國伊奈郡小井氏庄に住せしより、家號と爲す。其後尾張國愛知郡中村に移りし後、小出と更む。播磨守秀政、秀吉に事へ、天正十三年、岸和田城三萬石を賜ふ。後家康の麾下に屬す。男信濃守吉政、秀忠に事へ、文祿二年、龍野城二萬石を賜ひ、四年出石城六萬石に更む。慶長九年、父の遺領を繼ぎ、岸和田城三萬石を領し、出石城六萬石を長男大和守吉英に賜ふ。（父卒するの後、岸和田城に徙り、五萬石を領し、一萬石を叔父三尹に分與す。）吉親は吉政が二男。通稱助九郎。加賀守に任ず。次いで信濃守、後對馬守、伊勢守に更む。慶長十五年、上野甘羅郡(一)の内にて、采地二千石を賜ふ。十八年三月、兄吉英が所領但馬國出石城二萬九千七百石餘を領す。大坂兩役に戰功あり。元和五年、出石を更めて、丹波及び上野（甘樂郡。）の内に移され丹波國園部を居所と爲す。上野の領地は、子孫に至りて丹波國の內に移さる。（上野領を丹波國に移されたる年代未だ攷へず。恐くは吉親五世の孫英持の時なる可し。）寛永十九年、上方の郡奉行と爲る。寛文二年、三男權之助吉直に、每年三千石を分與す。八年三月十一日、園部に卒す。年七十九。江戸下谷廣德寺に葬り、福源院松溪玄秀と謚す。

正重━秀政━吉政┳吉英……英及家絶
　　　　　　　┗吉親━英知━英利━英貞━英持━英常━英筠

二十廿羅郡の領地は、南蛇井・岩漆・内匠・高瀬の四箇村二千石なり。寛文印知集。

四　阿部家紋は丸に鷹の羽　（寛永三―元祿十二年）

忠秋　もと藤原氏にして、兼道の流、八田宗綱が二男小田知家が末流なり。後姓を安倍に更め、家號も亦阿部を稱す。善九郎正勝、伊豫守、家康に侍し、家康の織田信秀に質たる時、之に從ふ。戰役存に扈從して、頗る戰功あり。家康關東入國の後、武州足立郡鳩ヶ谷等に於て、采地五千石を賜ふ。正勝が二男、善七郎忠吉、小田原役に從軍し、鐵炮に中り傷を負ふ。慶長四年、采地千五百石を賜はり、御徒頭を勤む。後加恩ありて、五千石を知行し、大番頭を勤む。忠秋は忠吉が男なり。通稱は小平次。元和元年、御膳番と爲り、廩米三百俵を賜ふ。九年御小姓組番頭に轉じ、五百石の新恩あり。廩米を更めて、武州埼玉郡にて、采地六千石を賜ふ。豐後守に任ず。寛永元年、遺跡を繼ぎ、曾て賜ひたる采地に合せて、六千石を知行す。

新田郡四千石を領す

甘樂郡の中を領す

甘樂郡の領を去る

新田郡を領す

三年上野國新田郡にて、加恩四千石を賜ひ、總て一萬石を領す。是年御近習の御小姓頭と爲る。六年武州賀美、上州甘樂の二郡（徳川加除封録に、武藏國安保及び上野國白井となす。白井は平井の誤か。）の内にて、五千石の地を加へられ、御小姓組番頭に復す。十年五月、宿老並に奉仕す可きの命を蒙る。十二年六月、嚮の領地を更めて、下野壬生城を賜ひ、二萬五千石を領し、番頭を免さる。十六年壬生を轉じ、武州忍城に徙され、二萬五千石を加へらる。正保四年、武州横見郡の内にて、一萬石を加賜せらる。寛文三年、相州三浦、武州秩父・埼玉三郡の内にて、二萬石の地を加增あり。四年四月、武州埼玉・大里・秩父・足立・幡羅・男衾、相州三浦、上州新田（二）の八郡にて、八萬石を領す。十二年五月、老職を免さる。延寶三年五月三日卒す。年七十四。江戸神田西福寺に葬（後淺草に移す。）り、透玄院空煙と諡す。

正能　初名は正令。市正と稱す。實は阿部政澄が長男なり。寛永十五年、祖父正次が封地の内、上總國夷隅郡にて、一萬石を分與せられ、大多喜に居所を營む。慶安四年、叔父對馬守重次が遺領の中、新墾田六千石を分たれ、總て一萬六千石を領す。承應元年、忠秋が養子と爲るに及んで、重次が遺領の六千石を、從弟定高に還與す。是歳播磨守に任じ、寛文十一年、封を襲ぎ、九萬石を領す。延寶元年、老職

に進む。三年十月、病に罹り、公聽に達し、暇賜はりて上州伊香保の溫泉に浴す。四年復暇を賜はり、同溫泉に浴す。五年致仕し、貞享二年四月十三日卒す。年五十九。建德院養拙と諡す。

正武　善七郎と稱す。正能が男。美作守に任ず。延寶五年、封を襲ぎて八萬石を領し、五千石を弟正明、三千石を次弟正房、二千石を末弟正貞に分與す。八年奏者番に列し、寺社奉行を兼ぬ。天和元年、老職に進み、豐後守に更む。次いで侍從に任ず。貞享三年、攝津河邊郡にて一萬石を加恩あり。此年篤に惣奉行と爲りて、編輯中の武德大成記成る。元祿五年、攝津豐島・島下・武庫の三郡にて、一萬石を加增あり。總て十萬石を領す。十二年上州新田、相州三浦、武州幡羅の三郡の領地を武州埼玉郡の內に移さる。寶永元年九月十七日卒す。年五十六。德巖院皓山と諡す。

（一）新田郡に於ける領は左の七箇村にして、高三千八百石なり。寛文印知集。

矢島村　上田中村之內　高尾村　世良田村

花香塚村　下田中村　中江田村

五　土井 家紋は水車　（寛永十―天和元年）

利勝　土岐隱岐守光定が男孫太郎定賴が裔と云ふ。利勝は利昌の子なり。幼名松千代。甚三郎と稱す。大炊助、及び大炊頭と爲る。天正十九年、采地千石を賜ひ、次第に登庸せられて德川氏初政の樞機に參與し、領る功勞あり。寛永十年四月、佐倉より古河に移り、下總・武藏・常陸・下野・上野邑樂郡・近江十七郡の中十六萬石餘を領す。寛永十九年卒す。

利隆　遠江守と爲る。利勝が男なり。父が遺領の中、一萬石を弟利房、五千石を弟利直に分つ。貞享二年卒す。

利重　大炊頭と爲る。利隆が男なり。父が遺領を繼ぎ、各〻一萬石を弟利益、叔父利長、及び利房に、五千石を利直に分與す。延寶元年卒す。

邑樂郡の中を領す

鳥羽に轉封

利益 周防守と爲る。利隆が二男なり。父が遺領の中常陸・下總四郡一萬石を分たる。利重卒して嗣なきを以て、遺領を利益に賜ふ。天和元年二月、古河を更めて、志摩一圓、竝に伊勢・近江・三河の八郡を賜ひ、鳥羽城に移さる。元祿四年、鳥羽を更めて、肥前に移され、高津城を賜ふ。正德三年卒す。

六 溝口 家紋は撫摺菱 （寛永十一―貞享四年）

善勝 承久の頃、逸見又太郎義重、濃州大桑郷の地頭職に補せられてより、世々彼地に在り。後尾州に移り、溝口の地に居る。由て氏を更めて溝口と稱す。彦左衛門尉勝政が男竹丸、丹羽長秀に仕へ、元服して金右衛門尉秀勝と名乘る。天正九年、織田信長に召出されて、家人と爲り、若州高濱城を賜ひ、同國の目代と爲る。秀吉、柴田勝家を追うて越前に攻入るや、秀勝兵を率ひて、敦賀に秀吉の師に加はり、先鋒と爲る。役後行賞の時、大聖寺城四萬四千石を賜ふ。天正十四年、豐臣の姓を賜ふ。慶長三年、越後國新發田に移され、五萬石を領す。關原の役、德川氏に味方して、國内の敵を平定す。十五年卒す。秀勝の二男善勝、通稱は孫左衛門。

甘樂郡二千石を知行す

慶長十年、叙爵して伊豆守と爲る。十四年小姓に補せられ、二千石を上州甘樂郡に賜ふ。寛永十一年、兄伯耆守宣勝より、一萬二千石を分與せられ、前封と併せて、一萬四千石を食す。翌年五月二日卒す。年五十一。

政勝　小字は金十郎。萬治三年冬、叙爵して土佐守と爲る。後食邑一萬四千石の中、三千石を次子權助佐勝に、千石を三男九十郎直勝に分封し、殘一萬石となる。寛文十年正月廿八日卒す。年六十三。

政康　初名は政胤。伊豆守。越後蒲原郡八千石、上州二千石、併せて一萬石を領す。

政有　帶刀と稱す。實は加藤内藏助明友が二男にして、政康の養嗣と爲る。貞享四年八月除封せられ、更に族孫四郎に五百石を賜ふ。藩翰譜・武鑑・加除封錄。

政勝─秀勝─宣勝┈┈
　　　　　└善勝─政勝─政康═政有

(一)寛文四年四月、政勝に賜ひし領知目錄に、蒲原郡之內十九箇村高八千石、上州甘樂郡之內二箇村、馬山村・高瀨村高二千石、都合一萬石と見えたり。寛文印知集。

七　津輕　家紋は魚葉牡丹　（慶長―未詳）

爲信　陸奥の人なり。姓は藤原。祖を信濃守政信と曰ひ、關白尙通が猶子なり。其子を紀伊守守信と曰ふ。初め久慈氏と稱し、又大浦と稱す。守信の子爲信、初、字は彌四郎、次に右京亮と更む。南部信直が弟政信をして、津輕の郡代と爲し、波岡城に居らしむ。爲信及び大覺寺某之が佐たり。南雄造に相闘ひ、大覺寺は羽州比内に脱走す。天正十八年、爲信波岡城を襲ひて、之を奪取し、遂に津輕三郡の地を有ち、弘前に城きて居る。信直之を討つて克たず。爲信潛に京師に往き、近衛家に依賴し、因りて關白秀吉に達するを得、津輕を以て氏稱と爲す。是年秀吉小田原を征伐す。爲信笠掛山の行營に造りて謁見す。秀吉悅んで金及び朱印を與へ、采邑を領定す。征明の役、那古耶の行營に從ふ。大坂冬役、江戸に到り、師を以て從軍す。後麾下に屬し、本領を賜ひ、其後上州勢多郡二千石を加へられ、（一）總て四萬七千石を領す。慶長十二年十二月五日卒す。年五十八。

勢多郡二千石を加へらる

信枚　小字は岩丸、次に平藏と更む。爲信の男。天正十四年生る。慶長六年、叙爵して越中守と爲る。家康の養女實は松平康元の女、葉縦院夫人に配す。大坂冬之役、

勝山の本陣に於て、家康・秀忠に謁し、一方の攻口を請ひしに、斯る危急の際は、遠國の事を慮り、速に封地に還るべきの嚴命ありて歸城す。寛永八年正月十四日卒す。年四十六。東叡山の津梁院に葬り、津梁院德山寛海と謚す。

信義　小字は平藏。信枚の子。寛永十一年冬、叙爵して土佐守と爲る。明暦元年十一月廿六日卒す。年三十七。

信政　通稱は平藏。萬治元年冬、叙爵して越中守と爲る。明暦二年、家を繼いで四萬二千石を領し、津輕郡三千石、上州勢多郡二千石、併せて五千石を信義の弟十郎左衞門信英に分與す。然るに信英死するの後、左京信敏家を繼いで、四千石を知行し、千石(内五百石は勢多郡)を信敏の弟信純に分與せしが、信純の子信俗に至り、病死して嗣無く、家絶ゆ。其知行千石は本家に入れり。寶永七年十月十八日、弘前に卒す。年六十五。彼地の報恩寺に葬り、妙心院泰潤眞覺と謚す。

勢多郡の領二千石を二弟に分與す

信壽　初名は信重。出羽守・土佐守。致仕して竹翁と號す。延享三年正月廿日卒す。年七十八。玄圭院定徹心玄と謚す。

信著　勝千代、出羽守。父越中守信興、未だ家督せずして卒す。故に享保十六年、祖父の遺跡を嗣ぐ。延享元年五月廿五日、弘前に卒す。年三十。顯休院眞道

妙因と謚す。

信寧　岩松、土佐守・右京亮・出羽守・越中守。信著が男。天明四年閏正月八日卒す。年四十八。戒香院梅溪常薫と謚す。

信明　松五郎、出羽守・土佐守。信寧が男。寛政三年七月六日卒す。年三十一。體孝院眞境普光と謚す。

寧親　幼名は征方。和三郎、出羽守・右京大夫・越中守、實は分家津輕左近著高が三男にして、一旦其家を繼ぎしが後信明が養子と爲り、是迄の采地は男典暁に賜ふ。文化中、俄羅斯北地を侵掠す。寧親兵を遣はして、擊つて之を御ぐ。邑を增して七萬石と爲さる。尋で十萬石を領す。文政二年冬、侍從に任じ、後老を告ぐ。

信順　大隅守・出羽守・越中守。從四位侍從。

順承　大隅守・越中守・和泉守。從四位侍從。實は松平伊豆守信順の弟。

承烈　後に承昭と改名。越中守。萬延元年、從四位侍從。實は細川越中守齊護の四男にして、順承の養子と爲り、安政六年家督。

爲信—信枚—信義—信政—信壽—信興—信著—信寧—信明—寧親—信順—順承—承昭（伯爵）

（信枚）—信英

(二)寛文四年四月、信枚に賜ひし領知目錄の中、上州の分は左の如し。寛文印知集。

勢多郡の中　六箇村

大箇村　安養寺村　村田村　赤堀村　下枝村　女塚村　高一千石

八　德川 家紋は丸に葵か　(慶安四―寶永六年)

綱重　小字は長松丸。將軍家光の第二男。慶安四年十月、十五萬石を美濃・近江・甲斐・上野の五國に賜ふ。承應二年八月、敍爵して左馬頭と爲り、偏諱を賜ひ、綱重と更む。十月正三位中將に昇り、寛文元年閏八月、甲府城を賜ひ、領地十萬石を加へらる。十二月參議に任し、中將故の如し。延寶六年九月十四日薨す。年三十五。

上野を領す

綱豐　小字は左近、次いで虎松丸と更む。綱重の男。延寶四年冬、從三位右近衞權中將に敍任す。八年八月參議に進み、中將故の如し。九月正三位に昇敍し、十萬石を加賜せられ、前封を併せて、三十五萬石と爲る。元祿三年冬、權中納言に

駿東郡の中を領す

陞る。是より先き綱吉、世嗣を喪ふ。乃ち綱豐を迎へて、世子となし、西城に居らしむ。寶永元年冬、家宣と改む。二年權大納言に任じ從二位に進む。寶永六年五月、將軍職を繼ぎ、其封を收む。藩翰譜・德川實記。

九　安部（家紋は九曜に梶の葉）（寛文元―慶應か）

信盛　安部氏の先は諏訪氏なり。信州諏訪郡に住す。大藏元眞に至り、今川義元及び氏眞に屬し、駿州安倍郡を知行し、安部氏を稱す。後家康に仕へ、頗る男名あり。其子彌一郎信勝も亦戰功あり。天正十八年、家康之に武州榛澤、野州簗田の二郡、五千二百五十石餘の采地を賜ふ。攝津守信盛は信勝が男なり。彌一郎と稱し、攝津守に任ず。寛永十三年、三州八名・寶飯二郡の地四千石を増し慶安二年、攝州にて八千八百十石を加へられ、總て一萬七千二百石餘を領す。寛文元年、野州の領地を上州勢多郡に移され、二年攝津能勢郡の地千九十三石餘を同國豐島郡に更む。御小姓組頭・御徒頭・御書院番頭・大坂定番等に歷仕す。延寶元年卒す。年九十。武州榛澤郡岡部の源勝院に葬り、龍德院妙峰性部と謚す。

信之　彌一郎。母は德川家康の姪保科正直が女。丹波守。襲封一萬七千二百石餘。弟信秀・信直に各千石分與。三州寶飯郡三千石加賜。大坂定番。天和三年卒。

信友　彌一郎。攝津守。新墾田千石を弟信厚に分與。天和二年四月、丹波國天田・何鹿二郡新恩二千石。大坂定番。元祿十四年卒。

信峯　彌一郎。丹波守。襲封二萬二百石餘。弟信方に二千石分與。寶永二年、是より先き三州牛原に居る。此に至り武州榛澤郡岡部に居所を營む。三年卒。

信賢　初め信明、次信常。彌一郎。攝津守。襲封の時、弟信政に新墾田千石分與。享保八年卒。江戶澁谷景德院に葬る。

信平　多宮。攝津守。寛延三年卒。岡部源勝院に葬る。

信允　彌一郎。丹波守・攝津守。實は安部小十郎信興二男。大坂定番。寛政十年卒。

信亨　彌一郎。丹波守・采女正・攝津守。岡部住。寛政七年、大坂定番。

信操　攝津守。

信任　丹波守。

信古　攝津守。實は信任の弟。

信寶　攝津守。天保十三年冬、家を繼ぐ。

元眞—信勝—信盛—信之—信友—信峯—信賢—信平—信允—信亨—信操—信任—信古—信寶　岡部藩主

（二）寬文四年四月、信盛に賜ひし知行目錄によれば、上州の領は左の如し。寬文印知集。

上野國

勢多郡之內　四箇村

岩松村之內　米澤村之內　中根田島村　細谷村之內

高八百七十四石三斗

右の四村はもと新田郡にして、今も新田郡なれど、幕府の記錄には勢多郡と書したれば、或は此頃勢多郡に屬せしものか。

一〇　本庄(松平)家紋は九目結　(元祿二―元祿五年)

宗資　次郎左衞門。宗正が二男。旗本知行所本庄氏の項を參照。寛永六年京都に生る。明暦二年召されて、綱吉に附屬せられ、後神田の館にて奏者番を勤む。延寶八年、德松君西城に移らるゝ時、之に從ひて御家人に列せらる。廩米八百俵を賜ふ。天和元年、新恩千二百石を賜ひ、廩米を采地に更められ、常州眞壁・河內二郡の內にて、總て二千石を知行す。三年德松君逝去に依り、小普請と爲り、三千石を加へられ、嚮の采地を更めて、常州眞壁郡の內に移さる。貞享元年、寄合に列し、因幡守に任ず。元祿元年、五千石を加恩あり。嚮の采地を更められ、野州足利郡の內にて、總て一萬石を領す。此後雁ノ間廣緣に伺候し、雁ノ間に於て拜謁の台命を蒙る。二年十一月、上州邑樂・野州足利・梁田、河州交野四郡の內にて、一萬石を加恩あり。三年從四位下に叙す。五年十一月、將軍綱吉及び生母桂昌院、宗資が邸に臨む。此日二萬石を加賜せられ、領地を更めて、常州茨城・那波・眞壁三郡に遷され、笠間城を賜ふ。七年綱吉及び桂昌院三たび宗資が邸に臨む。此日常州那波、野州芳賀・都賀・足利四郡の內にて、一萬石を加へられ、總て五萬石を領す。後又其居宅に臨むこと屢〻

邑樂郡の內を領す

邑樂郡の領地を去る

なり。十二月侍從に進む。十二年八月十六日卒す。年七十一。諡して安養寺本譽貞實圓心と曰ふ。淺草安養寺に葬る。是寺は桂昌院の發願にて、嘗に宗資をして誓願寺の境內を割いて建立せしめられし所なり。

二　米倉（家紋は隅切角に花菱）　（元祿九―明治初）

昌尹　丹後守。貞享元年秋、父の所領五千石を讓らる。元祿三年春、領地五百石を加へられ、五年春御側衆と爲る。此年群馬・碓氷二郡の中千石を加へ、七年武州にて千石、八年又武州にて千石を增され、九年三月、若年寄に補せられ所領の地武・相・上三州にて萬石に擧げらる。十二年春五千石を加へ、武・相・野及び上州碓氷郡秋間村等四州にて、一萬五千石を領す。（旗本五五の條を參照せよ。）

群馬碓氷二郡を知行す

碓氷郡秋間村を領す

昌明　小字は忠右衛門、次に六郎右衛門と更む。昌尹が男なり。初め御書院番と爲り、別に廩米を賜ふ。元祿五年三月、五十人頭に爲され、九年父若年寄に補せらるゝに及び、叙爵せられ主計頭と爲る。十二年父卒去の後、九月家を繼ぎ、丹後守と更む。弟六郎左衛門忠直に所領三千石を分つ。此時碓氷郡の領は、忠直

の知行所と爲れり。十四年春、長門守と更む。十五年四月二十五日卒す。年四十三。觀性院覺海澄圓と謚す。

昌照　小字は宮内、次に忠右衞門、又主計と更む。寶永六年九月、始めて叙爵して丹後守と爲る。正德二年五月、大坂城を守衞し、同月二十三日其地に卒す。年三十。時峯院大機宗俊と謚す。

忠仰　初名は保教。小字は大膳、次に主計と改む。實は柳澤美濃守吉保の四男にして、昌照の養子と爲る。享保元年九月、始めて將軍に謁し、五年冬叙爵して、丹後守に任ず。後主計頭に更む。二十年四月八日卒す。年三十。諦了院雄巖忠英と謚す。

里矩　小字は鍋三郎。忠仰が男なり。延享三年三月、年僅十四にして始めて出仕す。寛延二年三月六日卒す。年十七。貞髻院機雲元珠と謚す。

昌晴　小字は長之助、次に大學、又民部と更む。實は米倉六郎右衞門昌倫が二男にして、里矩が後を承く。寛延二年冬、叙爵して丹後守と爲る。明和元年八月、大番頭と爲り、安永五年正月、奏者衆に加はり、六年四月、若年寄に補せらる。天明四年五月、西城に附屬せられ、五年十二月二十日卒す。年五十八。義德院政運道

香と謚す。

昌賢　小字は總五郎、次に長之助と更む。安永六年冬、叙爵して長門守と爲る。天明六年二月、家を繼ぐ。

昌由　丹後守、後主計頭。實は米倉賴母昌喜が弟にして、昌賢の後を承く。

昌俊　丹後守。實は水野左近將監忠鼎が四男にして昌由が後を承く。

昌壽　丹後守。實は朽木土佐守綱方が叔父にして、昌俊が後を承く。

昌言　下野守。昌壽が男。萬延元年六月家を繼ぐ。〔藩翰譜續編・武鑑・加除封録。〕

永時―政繼―昌尹―昌明―昌照―保教―里矩―昌晴―昌賢―昌由―昌俊―昌壽―昌言 「武州金澤藩一」

三　大岡（家紋は創輪違）　（元文元―寛延二年）

忠相　左大臣教實の後裔。忠教、三州八名郡宇利郷に居住し、大岡を以て家號とす。長男忠右衛門忠勝、松平清康及び廣忠に事ふ。忠勝の男忠右衛門忠政、家康に仕へ、天正十九年、相州高座郡堤村にて三百八十石餘の采地を賜ひ、後又同郡

邑樂郡を領す

上州の封を下總に移さる

大曲村にて二百二十石を加へられ、秀忠に附屬す。忠政が三男忠右衛門忠世、父が采地高座郡の內二百二十石の地を分與せられ、後大番となつて、二百石を加へらる。後組頭に進み、五百石の新恩あり。忠世の男忠右衛門忠眞、元和二年、五百石の加增あり。駿府の定番と爲りて、又五百石を加へらる。忠相は忠眞が養子なり。（實は大岡美濃守忠高が四男なり。）初名は忠義。忠右衛門と稱す。御書院番・御徒頭・御使番・御目附・山田奉行（此時能登守に任ず。）・御普請奉行・町奉行（此時越前守に任ず。）に歷事す。享保十年、武藏・上總二州の內にて二千石を賜ひ、元文元年、寺社奉行と爲り、上州邑樂・野州都賀・安蘇・梁田、四郡の內にて二千石を加へ賜はり、官俸を添えられて、萬石以上の格と爲る。寬延元年、奏者番と爲る。寺社奉行故の如し。此時嚮に賜はりたる官俸を更め、三州寶飯・渥美・額田、三郡の內にて四千八十石を加賜せられ、總て一萬石を領し、同國西大平に居所を營む。二年先代加恩ありし千七百石、及び忠相が世に賜はりし、武藏・上野・下野、三州の領地を下總の內に移さる。寶曆元年十二月十九日卒す。年七十五。相州堤村淨見寺に葬り。松運院興譽崇義と諡す。

忠勝—忠政—┬—忠行……
　　　　　　└—忠世—忠相—忠宣—忠恒—忠與—忠移……

新田郡の中を領す

―忠吉

一三　黒田（家紋は升形の内に月）　（寛保二―未詳）

直純　寛保二年七月、沼田城を轉じて、上總三郡及び武州入間郡、上州新田郡三萬石を賜ひ、久留里に治す。（詳なるは沼田藩黒田氏の項を見よ。）

直亨　十五郎と稱す。實は直邦が四男にして、兄直純が嗣と爲る。豐前守に任す。天明四年卒す。

直英　三五郎と稱す。直亨が男。大和守に任じ、和泉守に更む。天明六年、大坂城の守衞に在りて卒す。

直温　初名は直義。鶴松と稱す。直英が男。

一四　堀田（家紋は黒餅の内堅木瓜）　（延享四―未詳）

正亮　下總古河城主堀田正倭が男下總守正仲、父の遺領下總・下野・武藏・大和十

郡波郡の內を領す

佐位那波二郡の內を預る

萬石を襲領し、二萬石を弟正虎に、一萬石を次弟正高に分與す。貞享二年、出羽國山形に轉封し、三年また奥州福島に移さる。正俊の二男伊豆守正虎、初め正俊が遺領の內二萬石を分たれ、後兄正仲が嗣と爲る。元祿十三年、領を山形に復す。享保十三年、大坂城代と爲り、封地の內二萬石を割いて、播磨・河內兩國の內に徙さる。十四年正虎の孫內記正春繼ぐ。時に播・河の封地を出羽國に復す。又新墾田三千石を叔父左源太正亮に分つ。正亮、實は正武が男にして、正春が嗣たり。左源治と稱す。初め正虎が養子と爲り、後正虎が遺領の內新墾田三千石を分與され、寄合に列す。後正春が遺領を相續し、相摸守に任す。寬保元年、奏者番と爲り、翌年寺社奉行を兼ぬ。延享元年、大坂城代に轉じ、封地の內四萬石を播・河二州の內に移さる。二年老職に補し、侍從に進む。三年嚮に更へ賜はりたる河・播二州の領、及び出羽國の封內を割いて、下總十二郡の內に移され、佐倉城を賜ふ。四年二月、出羽の領內二萬石を武藏・下總・常陸・上野・下野五國の內に移さる。寬永二年、出羽國の領地を下野國の內に移さる。九月老中の上首と爲る。寶曆十年四月、一萬石を加へられ、下總・上總・武藏・常陸・上野・下野・相摸、七國二十六郡にて、總て十一萬石を領す。九月武藏・上野〔那波・佐位〕二國七郡の內にて、一萬七千八百石餘の地を

預けらる。十一年二月八日卒す。年五十。江戸淺草日輪寺に葬り、青雲院陵阿松山月溪惟心と謚す。

正順　鐵藏と稱す。正亮が男。父が遺領を襲ぎて、佐倉に住し、相摸守に任す。十三年武藏・上野那波・上總十二郡の領地を割いて、武藏横見、出羽村山、二郡の內に移さる。明和元年、下野鹽谷・河內、二郡の領地を割いて、羽州村山、奥州信夫、二郡の內に移さる。安永三年、奏者番と爲り、野州鹽谷、奥州信夫、二郡の封地を羽州村山郡の內に移さる。天明三年、寺社奉行を兼ね、六年下總國千葉・印旛、二郡の封地を割いて、下野國都賀郡の內に移さる。七年大坂城代に轉じ、下野國都賀、出羽國村山、二郡の內四萬四千三百石餘の地を、攝・河・作三州十二郡の內に移さる。寛政四年、侍從に進む。六年常陸眞壁郡の領地を、下野都賀郡の內に移さる。九年大藏大輔に更む。十年十一月職を辭し、十二月攝・河・作三國の領地を、出羽國村山、下野國都賀、二郡の舊領に復す。

系圖　古井藩堀田氏の項參照。

一五　徳川 家紋は丸に三葵 (寶曆十二―明治初)

重好 小字は萬次郎。將軍家重の第二子なり。母は安祥院松平氏。寶曆九年元服し、將軍の偏諱を賜ひ、從三位に叙し、左近中將に任せられ、宮內卿を兼ね、德川と稱す。十二月清水の館に移り、清水殿と稱す。十二年五月、和泉・大和・播磨・甲斐・武藏・下總・上野等の地、十萬石を賜ひて、采邑と爲す。天明元年冬、參議に遷り、寬政四年春、權中納言に任ず。七年七月八日薨す。年五十一。俊德院體空撫心と諡す。

上野を領す

敦之助 重好嗣無し。敦之助を清水殿と稱す。夭す。

齊順

齊明

齊疆

昭武

篤守

家重（將軍）──家治（將軍）……
　└重好──敦之助──齊順──齊明──齊彊──昭武──篤守（伯爵）

一六　本多（家紋は丸に立葵）　（寛政二──未詳）

忠籌　藤原氏兼通の流なり。中務大輔忠勝、家康に事へて武功を樹て、桑名十五萬石の城主たり。其子美濃守忠政、元和三年、姬路に轉封し、十五萬石を領す。忠政が三男能登守忠義、寛永三年、嘗て兄中務大輔忠刻が領せし播磨四萬石の地を賜ひ、姬路城の廓内に住す。八年兄甲斐守政朝、實家を繼ぐの時、舊領播磨の中一萬石を分與せらる。十六年領地を更めて、遠州掛川城を賜ひ、二萬石を加へられ、正保元年、三萬石の加恩ありて越後村上に轉封す。慶安二年、二萬石を加へられまた白川城十二萬石に移封す。忠義が三男越中守忠以、（初名忠序、）寛文二年、父が所領陸奧石川・白川二郡にて、一萬石を分與せられ、石川郡淺川に住す。養子彈正少弼忠晴、（實は忠義四男、）家を繼ぎ、天和元年、封を三州加茂・碧海二郡の中に移され、伊保に住す。元祿十五年、大番頭より奏者番に徙り、寺社奉行を兼ぬ。寶永二年、遠州

勢多郡を領す

の內にて、五千石を加へられ、總て一萬五千石を領す。七年三州の內九千石餘の地を更めて、遠州に代へられ相良に住す。其孫越中守忠如に至り、延享三年、相良を轉じて、陸奥菊多郡泉に移さる。忠籌は忠如が男なり。通稱は大藏。彈正大弼に任ず。寛政二年、老中格と爲り、猶奥の務を兼ぬ。武州埼玉、上州勢多二郡の內にて新恩五千石を賜ひ、城主に准せらる。十年十月、職を辭す。

定助—助時—時豐—忠豐—忠高—忠勝—忠政—政朝……

定助—正時—正助—正忠—忠俊—忠次……

忠政—忠義—忠平……

忠義—忠以[一]—忠晴[二]—忠直—忠通[三]

忠通—忠如[四]—忠籌[五]—忠誠……

一七　加納（家紋は丸に違柏）　（寛政八—未詳）

久周（のり）家傳に曰ふ、松平泰親の庶子備中守久親が後裔、世々三州加茂郡加納村に住す。孫太夫久直の時、本多重次が隊下に屬し、松平の稱號を憚りて、加納に更むと。（此時姓を藤原と爲す。）久直が男平右衞門久利、家康に仕へて御小姓と爲り、常州茨城郡

新田佐位二郡三千石を知行す

の内にて、采地二百石を賜ふ。後紀州家に附屬せらる。其男角兵衞久政。久政が養子近江守久通。享保元年、吉宗の紀州より將軍家に入るに從ひ、御家人に列せらる。次いで御側と爲り、伊勢國三重郡にて、采地千石を賜ひ、二年下總相馬郡の内にて、新恩千石を賜ふ。十一年勢州三重・多氣、上總長柄、三郡の内にて八千石を加へられ、總て一萬石を領す。延享二年、若年寄に進み、大御所に附屬せらる。久通が養子大和守久堅、寬延元年、遺領を繼ぎ、菊ノ間の廣緣に候す。後大番頭・奏者を經て若年寄に轉ず。久周は久堅が養子なり。（實は大岡出雲守忠光が二男なり。）通稱は久彌。備中守に任ず。天明六年、父の遺領を繼いで、伊勢・上總・下總に於て、一萬石を領す。(一)大番頭・御側を歷て、寬政五年、若年寄に進せらる。八年九月、上州新田・佐位、二郡の內三千石を加へらる。九年閏七月務を辭す。

久直(一)―久利(二)―久政(三)―久通(四)―久堅(五)―久周(六)―久愼……

(一)佐波郡誌に、今泉村寛政九年に加納遠江守の領と爲とあり。今泉は高二百八十九石五斗五升なり。

群馬郡を領す

一八　酒井（家紋は黒持の内に劍鳩酸草）（天和二―明治初）

忠國　酒井讃岐守忠勝が長男備後守忠朝、故ありて嫡を廢せられ、房州平郡市部村に蟄居し、其地に卒す。忠國は忠朝が四男なり。初名は忠榮。小字は勝之助。慶安四年、江州井口に生る。寛文八年六月、叔父酒井修理大夫忠直が領地の內、房州平郡、越前敦賀郡にて一萬石を分與せられ、房州勝山に住し、菊ノ間の廣緣に候す。後世之に同じ。是歲始めて將軍に謁し、叙爵して越前守に任ず。延寶二年、命を奉じて江州水口城を戍る。八年二月、大番の頭と爲り、大和守に更む。天和元年十一月、奏者番に列し、寺社奉行を兼ぬ。二年八月、朝鮮禮聘使の客館、本誓寺に至り、洪世泰と屢筆談す。其對論する所を集めて、筆語と名く。同月十一日、房州平郡、上州群馬郡（白川に陣屋を置く。）にて、五千石の地を加へらる。三年正月十一日卒す。年三十三。貝塚の青松寺に葬り、靜修院厚安忠國と謚す。

忠胤　初名は忠純。小字は勝之助、後隼人と更む。忠國の男なり。延寶七年生る。天和三年三月、父の遺領を繼ぎ、一萬二千石を領す。此時三千石の地を弟忠成（新次郎）に分與す。貞享四年、始めて將軍綱吉に謁す。寶永六年三月、叙爵して

備後守と爲る。正德二年七月二十日卒す。年三十四。靑松寺に葬り耀巖院亘山淨琳と諡す。

忠篤　小字は右近。元祿十六年生る。忠胤が男。正德二年九月、遺領を繼ぐ。五年十月、始めて將軍に謁し、享保二年十二月、叙爵して越前守と爲る。元文二年五月十三日、勝山に卒す。年三十五。潛龍院洞雲覺睡と諡す。

忠大　初名は忠昭。小字は大助。忠篤の男。享保十一年生る。元文二年七月、遺領を繼ぐ。寛保二年四月、始めて將軍に謁し、三年冬叙爵して、大和守と爲る。寛延元年、大番の頭と爲り、寶曆二年十月之を辭す。六年三月二十四日卒す。年三十一。紹隆院雄山興英と諡す。

忠鄰　小字は勝次郎。忠大の男。延享四年生る。寶曆六年五月、遺領を繼ぐ。十三年十月、始めて將軍に謁し、十二月叙爵して、大和守と爲る。天明元年、越前守に徙る。寛政五年五月致仕す。

忠和　小字は熊次郎、後隼人と改む。忠鄰の男。安永四年生る。寛政三年、始めて將軍に謁し、五年五月、封を襲ぎて、安房・越前・上野の内に於て、一萬二千石を領し、房州勝山に居る。十二月叙爵して、大和守と爲る。

忠嗣　從五位下越前守。

忠一　從五位下安藝守。

忠美　從五位下。廢藩置縣の際、群馬郡白川の陣屋を廢し、岩鼻縣に併す。

正親―重忠〔姫路及び伊勢崎藩〕
　―忠利―忠勝―忠直〔小濱及び敦賀藩〕
　　　　　　―忠朝―忠國―忠胤―忠篤―忠大―忠鄰―忠和―忠嗣―忠一―忠美

一九　酒井家紋は隅入角に鳩酸草（安永八――明治初）

忠休　酒井宮內大輔忠勝が三男大學頭忠恒、父の遺領の中出羽國村山・飽海・田川、三郡內にて二萬石を分ち賜ひ、松山に住す。時に正保四年なり。其子石見守忠豫繼ぐ。忠休は忠豫が養子なり。小字は主殿、後織部と更む。正德四年生る。實は酒井左衞門尉の家臣酒井圖書直隆が男なり。享保十七年八月、忠豫の養子と爲り、十一月封を襲ぎ、十二月叙爵して、山城守と爲る。延享四年、奏者番と爲り、寬延元年、寺社奉行を兼ぬ。二年七月、西城の若年寄に徙り、石見守に更む。寶曆

山田勢多二郡五千石を領す

十年、家重將軍の職を退くや、之に附屬して二之丸に候す。十一年薨去に依り、職を免され、雁ノ間に候す。次いで若年寄と爲る。明和六年五月、官府の記錄を撰修することに與りしに依りて、賞を賜ふ。安永六年四月、國用出納の事を掌る。八年十二月十五日、上州山田・勢多の二郡にて、五千石の地を加增あり。總て二萬五千石を領し、命を蒙りて城を松山に築く。天明四年九月、新築の城池夫役の便宜しからざるの旨、台聽に達し、村上郡六千石の地を田川郡の中に移さる。六年十一月、將軍代替りに依り、本城及び西城の庶事を沙汰し、諸司の務をも調べしに由り、物を賜ふ。七年四月十八日卒す。年七十四。牛込の光照寺に葬り、光照院泰譽豐刹慧仁と謚す。

忠崇　小字は久米次郎。忠休の男。寶曆元年生。明和四年、嫡子と爲る。是歲始めて將軍に謁し、敍爵して大學頭と爲る。天明七年六月、遺領を繼ぐ。八年八月、父忠休が時替へ賜はりし領地を舊領に復さる。寛政六年七月、姪忠寅、市が男忠恕に、廩米三千俵を分與す。七年石見守に更む。十年十一月致仕す。

忠禮　小字は春之進。安永八年生る。實は酒井左衞門尉忠溫が二男豐前守忠順が男にして、寛政六年、忠崇が養子と爲り、其女を室とす。七年始めて將軍に

謁し、叙爵して大學頭と爲る。十年十一月、封を襲いで出羽・上野二國にて二萬五千石を領し、松山城明治初、松岑と改稱。に治す。

忠方　石見守。文化二年生。文政十一年の文書に、山田郡桐生新町酒井石見守領分と見えたり。渡邊華山の毛武遊記に、桐生を叙したる下に「これを新宿といふ。寺院神社三。酒井大學頭の別封なり。封は三百七十石。その税定額十倍すといふ。治所は街北西山間にあり。小吏二人吏代郡代街の互商佐羽清左衞門に仰せて、此里を治めしむ。」と見えたり。

忠良　文政十二年生。

忠匡　從五位。安政三年生。明治元年十二月家を襲ぐ。

忠次―家次―忠勝┬忠當………〔莊內藩〕
　　　　　　　　└忠恒―忠豫＝忠休―忠崇―忠禮＝忠方―忠良―忠匡

三〇　板倉　家紋左巴三頭　（寬文六―十二年）

重矩　板倉氏は足利泰氏の子澁川義顯を初祖とす。義顯嘗て板倉二郎と稱

す。其後數代皆澁川を氏とす。頼重の頃より板倉氏を稱せしが如し。(系圖を參照。)勝重が三男重昌、家康に仕へ、山城國久世・相樂・綴喜の三郡にて、采地千石を賜ふ。慶長十九年、三河國額田郡にて千二百三十石餘を加へらる。大坂役の後、上總國山邊・埴生二郡及び下總國葛飾郡にて、三千石を加恩あり。寛永元年、父の遺領三河國額田・幡豆・碧海の三郡にて、六千六百十石餘を分ち賜ひ、總て一萬千八百五十石餘を領し、額田郡深溝に住す。十年封地の新墾の田を併せ、一萬五千石と爲る。肥前島原の役、原城に於て戰死す。重矩は重昌が子なり。幼名は長命。又左衞門と稱す。元和三年生る。寛永五年、初めて將軍秀忠に謁し、十一年十二月、叙爵して主水佐に任ず。十四年父に副うて、島原に出陣し、十五年二月、鍋島勝茂の兵と與に、城に進入し、細川忠利が防禦陣地に於て、父の弔戰を爲さんとして、進んで柵を破り、親ら鎗を振うて敵と鬪ふ。歸陣の後軍令を背きし廉に因り、逼塞を命せらる。十二月宥さる。十六年六月、父の遺領を繼ぎて、一萬石を領し、五千石を弟義直に分つ。居所を三河國碧海郡中島に移す。明暦二年、内膳正に更む。萬治三年、大坂城定番と爲り、攝州住吉・西成・河邊・豐島の四郡にて、一萬石を加恩あり。寛文五年十二月、老職と爲り、從四位下に叙せらる。六年七月廿八日、武州秩父郡、

碓氷郡の中を加へ賜ふ

上州の領地を他に轉ず

上州碓氷郡、相州中郡に於て二萬石を加恩あり。八年五月、牧野親成所司代の職を罷められしを以て、重矩をして其事を管掌せしむ。十二月上洛して、侍從に任せられ、龍顏を拜し、天盃を賜ふ。十年七月、永井尙庸所司代に補せられしを以て、十一月重矩江戸に下り、故の如く老職に列す。十一年、三州足助、上總國東金、武州神奈川領の內にて、一萬石を加賜せらる。十二年閏六月、將軍家綱、重矩が父祖の忠功、重矩が嶋原の戰功、大坂城雷火の時の處置、所司代の勤勞等を感ぜられ、下野國烏山の城主と爲し、封地の內を轉じ、野州那須郡、城州久世・相樂・綴喜の三郡、攝州住吉・西成・河邊・豐島の四郡、三州額田・幡豆・碧海の三郡、及び上總の山邊・埴生の二郡に於て、五萬石を領す。延寶元年五月二十九日卒す。年五十七。儒禮を以て三州幡豆郡貝吹村の長圓寺に葬り、高德院義雲源忠と諡す。

二一 小出（慶長十五―未詳）

家紋は丸に額形

甘樂郡二千石を知行す

後甘樂郡の地丹波に移さる

吉親 岸和田城主小出播磨守吉政が二男吉親、助九郎と稱す。天正十八年生る。慶長三年、秀吉の命に依り、従五位下加賀守に叙任す。時に九歳なり。八年信濃守に更む。後江戸に抵り、家康秀忠に謁し、十年秀忠上洛の際、之に供奉す。十五年上州甘樂郡にて、采地二千石を賜ふ。十八年兄吉英に、父が遺領岸和田城を賜ひ吉親には兄が所領の内、但馬國出石・氣多・美含・養父の四郡にて、二萬七千七百石を賜ひ、總て二萬九千七百石餘を領し、出石城に住す。大坂冬之役、兄吉英と與に天王寺口に向ふ。時に吉親命を受けて、京橋口並に大載（おほざれ）堤を巡見し、地圖を作りて上る。冬之役、兄が城地岸和田の加勢となりて、軍功あり。五月六日、大坂の落人薄田が弟及び大野が一族等を始め、三百餘人を討捕り、父兄と與に堺浦に至り、落人を檢す。今度の役、吉親が獲る所の首級六十七級に及ぶ。五年出石を更め、丹波國船井・桑田・河鹿の三郡、及び上州甘樂郡の中に移され、丹波國園部を居所となす。上野國の領地は子孫に至りて、丹波國に移さる。七年命を蒙り、丹波

國福知山城を守り、寛永元年、大坂城の普請を勤む。三年家光の上洛に供奉し、對馬守に更む。十年旗下八人を選び、海內諸道を巡見するに當り、吉親も其列に入る。十一年、西海道及び二島の繪圖を作りて上る。十九年上方の郡奉行と爲り、後伊勢守に更む。萬治二年、職を辭す。寛文六年、京極丹後守高國國除せらるるにより、命を蒙り彼が居城丹後宮津城に至り、城請取の任を果す。七年六月致仕し、封地の中五千石を養老の料に充てらる。八年三月十一日、園部に卒す。年七十九。下谷の廣德寺に葬り、福源院松溪玄秀と謚す。

英知（ふさ）　初名は吉久。宇兵衞・勘兵衞。從五位下信濃守。致仕號常慶。寛文七年、封を襲ぎ、新墾の田を併せ、二萬五千石を領し、其餘五千石は父が養老の料に賜ふ。此養老料は、父沒して後、其內參千石を英知弟吉直、二千石を吉直の弟吉忠に分知す。但し是より先き吉直に賜ふ所の三千石は還附せらる。元祿八年正月十三日卒す。年七十八。青春院快山常慶と謚す。

英利　初名は吉尙、次に英法。大學。從五位下伊勢守。正德三年二月十七日卒す。年五十五。靈應院瑞峯義光と謚す。

英貞　主稅・大學。從五位下信濃守。享保十年、奏者番と爲り、寺社奉行を兼ぬ。

十七年西城の若年寄に進む。延享元年十一月十九日卒す。年六十一。泰雲院一叟紹貫と謚す。

英持　初名は英重、次に英長・英智。幾千代・主税。従五位下伊勢守・信濃守。延享三年、奏者番と爲り、寺社奉行を兼ぬ。明和四年十月十五日卒す。年六十一。青雲院透嶺義關と謚す。

英常　初名は英勝。眞三郎。従五位下伊勢守。明和六年、奏者番と爲る。安永四年九月二十九日卒す。年三十三。靈源院獻峯紹機と謚す。其子對馬守英乃ち繼ぐ。丹波國に於て二萬六千七百石餘を領し、園部に住すとあれば、此時は既に上州の地は丹波に替へられたる後なること明なり。

第四節　岩鼻陣屋（天領）

代官所の創設

徳川氏の關東に入國するや、其の地を割いて、譜代・旗下の諸士に分ち、其餘は以て幕府の領とせり。家康兵馬の權を掌握するに至りても、猶渝る所なし。而かも其初、幕府領を統治するに當り、江戸勘定奉行に屬せしめて、別に地方官を置かず。寛延二年、酒井忠恭の姫路に轉封するや、其領群馬郡岩鼻村の北方字延養寺に地を卜し、代官吉川榮左衞門・近藤和四郎の二人出張して、民家に宿泊し、假役所を開始し、一面に普請其他の設備を爲せり。今岩鼻火藥製造所、官舍入口西方の土手邊より、字延養を經、臺新田に通ずる一直線の道路存す。其道路の東側に入口を設け、兩側に倉庫、其奥に表門を構へ、門の突當に玄關、其側に役所、白洲、一方に湯呑所あり。其奥に代官の住宅、又別に吏員住宅數棟あり。是等を包含せる地境に濠を廻らし、東西一町四十五間、南北二町十五間、地積一萬四千餘坪を占めたり。以上の工事竣成せしは寛政五年四月なり。（一に寛政四年八月と云ふ。）爾後交替せし代官は左の如し。

文化七年十一月十五日卒　吉川榮左衛門
寛政十年七月轉　近藤和四郎　（以上二人立合支配）
文化八年正月任　吉岡治郎左衛門
文政六年十月任　山本大膳
文政六年任　佐藤忠左衛門　（高崎古代並諸雜記にて補ふ）
文政八年五月任　山本大膳　（同）
天保四年任　矢島藤藏　（同）
天保六年任　川崎平兵衛　（同）
天保十二年任　山本大膳　（同）
天保十二年七月任　關保左衛門
同　年九月任　林部善太左衛門
安政二年任　設樂八三郎　（高崎古代並諸雜記にて補ふ）
安政二年七月任　小林藤之助
安政三年四月任　田上重五郎
安政四年十二月任　伊奈半左衛門

文久三年七月任　小笠原甫三郎
元治元年十月任　中山誠一郎
慶應元年任　木村甲斐守　後飛騨守（關東郡代と改稱）
慶應元年十二月預　平岡越中守　勘定奉行
慶應四年春任　高畠彈正

萬延文元の交、尊王攘夷を叫ぶ者四方に起り、關東には既に水戸浪士の、筑波山に據りて事を圖るあり。浪士襲來の聲頻々たるを以て、代官も亦大に警戒する所ありて、陣屋の區域を南方に擴張して、劍術道場を設け、劍士を招聘して、自衛の策を講ず。慶應中、又南方の地域を擴大し、農兵を募集し、幕府より教官を派遣し、洋式歩兵操練を行ひ、又幕府より歩兵を送りて、警衛を怠らず。又一面關八州取締出役澁谷鷲郞・宮内左右平の二人、附屬の手先を引率して、各宿驛に出張し、以て非違を取締れり。木村甲斐守郡代の時は、上野・下野・武藏の六郡、約五十萬石を管す。慶應三年より立杭は「岩鼻附御料所」と改建せり。慶應四年春、高畠彈正の屬吏一二を從へて赴任するや、時恰も東山道總督宮下向の後にして、在廳の吏員皆

代官所の廢止

逃れて在らず。乃ち綿貫村字天神の野尻順藏が家に宿して、幕府の指揮を俟ちしも、既にして幕府倒れ、同年七月には、監察大音龍太郎、知縣事として來任し、武器公文書を收めたり。（上毛及上毛人・高崎古代並諸雜記。）

代官は十萬石以下の地方を管轄支配するの職にして、處務は地方と公事方との二部に分れ、地方は地理・租稅・出納・帳簿等に關する諸務を掌り、公事方は警察・訴訟等に關する事務を掌るものとす。然れども所員は手附・手代・書役・地役人等、僅に十數名に過ぎざるを以て、各事の所管のみを專行するに限らず、時に繁忙なるに臨み、互に相援補するものとす。代官は目見以上の士を以て之に任じ、年功に依りて布衣に昇進す。手附は代官所に依りて、其數を異にし、代官の命を奉じて、事務を遂行す。皆幕臣にして、譜代席手附・抱席手附の二種あり。前者は祖先以來幕府に奉仕せし者にして、世襲職たれども、後には他役小普請組より、郡代・代官の推薦に依りて、手附出役に任ぜらるゝことを得たり。又後者は新に抱へ入れて、臣籍に列せられし者にして、一代限勤仕するを云ふ。即ち本人死亡若しくは退隱すれば、他人を以て補闕せらる。而かも其多くは本人の子孫を以て其補闕に充てたれば、自然世襲たるを免れず。又手代の中優秀年功ある者は、郡代・代官の

請願に依り、新に抱入れと爲り、二十俵二人口を給ひて、手附と爲す。手代は代官に附屬して事務を遵行す。幕臣より之に補し、代官所の經費中より給料を受く。新に抱入れたる者も、其功績顯著なるは、幕臣に列せらる。手附・手代、其資格は全然異なるも、職務上は差等なし。席次も亦勤續年數・採用遲速・處務優劣に依りて、代官が之を定むるものなれば、手代にして上席を占め、手附にして下位に班するもの無きにしもあらず。手附手代の首席者を元締と稱し、其次を加判と云ふ。書役は初め手代の嗣子を見習として採用し、其練達するに至りて、勘定所に伺ひの上、之を命じ、進んで手代に至るを順序とす。又關東取締出役とは、一に八州廻と稱し、關八州幕領・諸藩領分（水戸領を除外）・旗下知行所・寺社領の別なく巡廻し、非違を檢察す。公事方勘定奉行の配下なれども、手附手代より補するものにして、代官に附屬す。其數二十一人なり。代官の居る所は、之を本陣と稱し、其事務を執る處を役所と呼ぶ。屬吏の居る所は、之を小屋又は長屋と曰ふ。陣屋とは是等の總稱なり。岩鼻陣屋は江戸詰十一人、岩鼻詰十五人を員數とす。（縣治要略。）

（頭注：關東取締出役）

群馬縣史第二卷　終

昭和二年六月一日印刷
昭和二年六月五日發行
（非賣品）

著作兼發行人　群馬縣教育會
群馬縣廳內

印刷人　井上源之丞
東京市本所區番場町四番地

印刷所　凸版印刷株式會社本所分工場
東京市本所區番場町四番地

本宿
安中
松枝
坂本
甲府
岩村田
小田い
追分
小諸
田中
海の
上田
浦の
保福寺
松本
真田
松代
中の沢
川田
矢代
浅間山

大宮
上尾
おけ川
くまがい
本庄
吉井
冨岡
一の宮
高崎
玉村
五料
前橋
大胡
桐生
足利
太田
川股
館林
浦和
米の
水さわ